齋王を再興せんと建議す、慶光院の後見泉主水上京して三條實美に說き、寬形なれば、俗體のまゝにて神宮に奉仕せんことを請ひ、僅に廢寺の厄を免れたり、されど時勢は避くべからず、明治二年度會府は、神地の各寺院に對して廢寺を諭せしを以て、慶光院も寺號を廢して宮橋氏と稱し、辨財天は朝熊岳金剛證寺に寄託し、慶光院の建物は、一旦神宮司廳となり、後ち祭主の官舍となれり、三十六年慶光院に復姓す○所領は文祿三年秀吉百石を寄せ、慶長十九年家康朱印を賜ひ、寬永十一年家光二百石を加へ、同二十一年周清隱居料として百九石を寄す、總て四百九石にして代々之を傳ふ(平出氏「神宮と慶光院との關係」)

○守悅——智珪——清順——周養——周清——周寶
┌周長——周貞——周榮——周香——周奥——周德
└周誉——周昌——盈子——利敬

ケイクワウヰンサキノウダイジン　景光院前右大臣　今出川晴季(イマデガハハルスヱ)を云ふ、

ケイクワウテンワウ　慶光天皇　典仁親王(スケヒトシンワウ)を見よ、

ケイクワン　圭冠　古代に行はれたる冠の一種、圭は上圓にして下方なる形、即ち後代の烏帽子なり、此冠は、紗に漆ぬりて

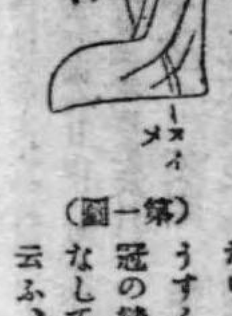

（第一圖）

うすく柔なる物とみゆ、此圭冠の縫目の方を前と後の方へなして著るを後世立烏帽子と云ふ、又其縫目の方を左右へなして著て、手を以て額よりうしろへなでやり、髻の前にて絞りよせて小紐にて括れば、髻の入りたる所今の巾子の如くなるなり(第一圖參看)燕尾其小紐に付て宥べし、後世の纓の垂柳の如くなる勢はなく

（第二圖）

只直に垂れ下るなり、書紀天武天皇十一年の條に、四月壬午朔丙戌詔曰、唯男子有圭冠而著括緒褌云と見えたり(歷世服飾考)

ケイクワン　挂冠　官職を辭することをいふ、後漢書に、逢萠、字子慶、北海都昌人、之長安學通春秋經、時王莽殺其子宇、萠謂友人曰、三綱絕矣、不去禍將及人、卽解冠挂東都城門、將家屬浮海、客於遼東、崔信關送金敬陵入蜀詩に、西上君飛蓋、東歸我挂冠、陸游詩に、已罷彈冠欲挂冠云々」と見えたり、

ケイケウダウ　敬敎堂　舊大垣藩の學校　**所在**　美濃國安八郡大垣　**起原沿革**　天保八年藩主戶田氏庸の時學館を建て致道館と稱す、後世敬敎堂と改め、一藩子弟皆學に入らしむ、家宰戶田醉翁主唱し岡田圭齡、菱田清次等與つて力めたり、其後漸次盛大に至る、文久萬延の頃、規模を大にし講堂學寮を增築し、新に聖廟を建設し、他國子弟の入學を許す、藩執政小原二兵衞、參政高岡三郎兵衞等之を規畫し、井上莊次郎、井田徹助、同五藏、野村龍之助、佐藤覺太郎、岩瀨中藏等與つて力あり、明治維新の際、文武の諸學を備へ制度一新す、後又洋學敎師を聘し南北に分校し、洋學を敬敎堂にて敎へ北校と改稱し、藩主の住居表書院等を假學校とし、皇漢學及び習字を敎へ是を南校と稱せしむ、**構造**　建坪二百三十六坪半(日本敎育史資料)

ケイゲフクワン　敬業館　舊林田藩の學校　**所在**　播磨國揖東郡林田　**起原沿革**　寬政年間藩主七世建部政賢創立す、政賢夙に儒學を尊崇し、生田維直と云者を儒官となし、小島省吾等を擢んで共に本館設立の事に從事せしめ、以て本館を新築し、建學の規模を創定す、八世政醇、九世政和相繼で益々學事を獎勵す、而して藩主相競ひ學事最も隆盛に赴きしは安政以來に在りと云ふ　**構造**　地坪凡三百坪、總建坪百七十四坪五合、內敬業館五十二坪(但六尺五寸坪下同)、正面舍三十七坪五合、西舍三十一坪二分五厘、同條頓十五坪、西北舍十八坪七分五厘、北舍十七坪五合、厠二坪五合(日本敎育史資料)

ケイゲフクワン　敬業館　舊豐浦藩(もと府中)の學校　**所在**　長門國豐浦郡府中郭內裏侍町　**起原沿革**　慶長七年藩祖毛利秀元、治を長府に開くより、文武の敎員大抵其業を世々にす、但文事は初め僧侶に委託す、後ち又醫家を以て之を兼ねしむ、各自敎場を其私第に設け、藩士子弟を敎育す、寬政三年六月匡芳肇て學校を創建し、准士以上皆入學を許す、其子元義に至り大に儒學を尊崇し、天保三年十一月盛に聖廟を建築す、文化初年藩士子弟特出の者を撰び、悉皆藩費を以て入校せしむる等漸次振興せしなり(日本敎育史資料)

ケイゲフクワン　敬業館　江戶幕府領內の學校　**所在**　備中國小田郡笠岡村字八幡通　**起原沿革**　寬政十一年幕府代官早川八郎左衞門有志を募り醵金にて之を築造し、兼て幕府に請ひ學舍敷地の租稅を免じ、專ら人民を誘導し學事に就かしむるを始めとす、是れより先寬政九年同氏美作久世に宰たる時、同所に學舍を興し典學館と名づく、嘉永三年代官藤方彥一郎の命に依り一旦之を廢し、校舍敷地の租稅を賦す故の如し、後ち慶應己丑の年克讓殺し、學事地を掃ひ纔に黌舍を存するのみ(日本敎育史資料)

ケイゲフダウ　敬業堂　舊峰山藩の學校　**所在**　丹後國中郡峰山吉原町　**起原沿革**　文化以前、既に讀書手跡稽古場と稱し、十五間長屋と稱する所に在りしも、眞に微々たるのみ、文政の末、京極高久敬業堂と名を稱せし頃は、稍々學舍の體を具へ、慶應年間より修學の規則を改正し、文筆各專門敎師を置き漸く隆興の域に達せり(日本敎育史資料)

ケイコウ　敬公　尾張家の始祖、德川義直の私謚、「トクガハヨシナホ」を見よ、

ケイコウキブン　慶弘紀聞　**卷數**　十卷、附錄三卷　**內容**　後水尾天皇慶長五年より孝明天皇弘化三年に至る間の事蹟を記したるもの、故にこの名あり、また天皇十三代のことを記せるが故に十三朝紀聞ともいふ、附錄は、今日抄と稱し、弘化三年より文久二年に至れる事を記したり　**著者**　安田照矩(慶弘紀聞)

ケイコクワン　稽古館　舊秋月藩の學校　**所在**　筑前國夜須郡秋月野島村ノ內往昔字新小路、文化三年より字杉ノ馬場　**起原沿革**　安永四年藩主黑田長堅始めて設く、稽古亭と云ふ、天明四年再興して稽古觀と改む、文化三年燒失、六年再興し稽古館と稱す、天保中武館を學校の三方に設け、弓馬槍劍兵學柔術等を研究す　**構造**　地坪五段、建家二百四十坪(日本敎育史資料)

ケイコクワン　稽古館　舊島原藩の學校　**所在**　肥前國南高來郡島原郭內字先魁、後に西島原村字柏野　**起原沿革**　寬政五年九月松平忠憑、父忠恕の志を繼ぎ學舍を島原に設け、國老羽太伊張を總裁に任す、文化十三年十一月聖廟を館內に設け、翌年より釋奠を行ふ、天保五年四月忠侯再建し堂舍を擴む、明治三年一月忠和更築して學校と稱す、同四年終に廢す　**構造**　地坪五百六十坪、建坪百四十七坪、學校となりし地坪二千四百四坪、建坪三百八十三坪(日本敎育史資料)

ケイコクワン　稽古館　舊弘前藩の學校　**所在**　陸奧國津輕郡弘前城大手前(今の白銀町)城內三の郭　**起原沿革**　寬政八年之を創建す、其以前只藩儒をして、每月四會又は兵書の講義を開筵せしめしのみ、九世津輕寧親の時、支族津輕永孚の建議に因り、藩儒山崎圖書をして、諸國の學制を問申せしめ、其門人葛西善太を林家に遣し、學校建築の事を諮問せしめ、寬政七年春工事に著手し、翌年落成し、士族目見以下の子弟を入學せしめ、六月開校式を行ひ、寬政九年二月、藩主親ら先師先聖に釋奠し、同年三月養老の禮を行ふ、爾來文化三年に至るまで每年一回釋奠す、同五年三の郭へ移し、武道の諸藝は各師範家にて敎授し、學校は文學のみの敎授となし、職員の如きは、準格派役となり、釋奠全く廢せらる、文化七年葛西善太の建議に因り、從來の古學を廢して朱子學を用ふ、安政初年承順(十一世主)生徒を江戶に出し、蘭學を學ばしめ、六年稽古館に蘭學堂を置き、士族及び在町醫の子弟の入學を許す、慶應二年寄宿生を校內に置き、明治三年二月弘前藥王院に寄宿寮を置く、同四年四月十二世承昭寄宿寮を弘前最勝院へ移し敬應書院と稱す、更に又英學寄宿寮を青森蓮心寺に置き、俊秀の子弟を撰拔し藩費を以て右兩所に於て(但弘前寄宿寮は漢英學なり)修業せしむ、また此時三の郭學校も漸く頹破に及ぶを以て、藩學校は之を重臣の宅に移す、同年八月寄宿生を廢して一同通學を命ず、尋で從來の小學及び會讀生、並に弘前青森兩學寮を廢す、舊藩學校此に至りて全く絕ゆ　**構造**　學校は總體內棟外棟あり、正面に階あり、內の座舖は五間四面、格物堂と云ふ、此兩間は講堂なり、其より奧は上段にて、德元堂と云ふ、其左右に東房西房あり、右堂の左右東西に長き棟あり、西は四間に八間半、養生堂と云ふ、十四歲以下の生徒素讀習字の所なり、東を志學堂と云ふ、同四間に八間半にして、十五歲以下素讀習字の場なり、兩堂共に二間に四間の典句典籍敎授の間あり、其背一間に四間の押入あり、素讀卒業にして會讀に進めば、博習堂審問堂廣業堂成器堂あり、其學業に隨て段々に操上るなり、生徒各其堂に就き學ぶ者とす(日本敎育史資料)

ケイコクワン　稽古館　舊彥根藩の學校　**所在**　近江國犬上郡彥根城西內曲輪、現今金龜町　**起原沿革**　寬政八年七月、藩主井伊直中、家老庵原大學をして學校建築用掛となし、九年土木の工を起し十年春竣工に垂とするに當り、偶々故ありて果さず、爲めに遷延し十一年八月始めて成る、稽古館と稱し、十一月開講式を行ふ、初め直中學校建築の志あり、儒澤量に命じ諸藩有名の學校を歷覽し、密に其景狀圖形を模寫し、制度を採問して之を誌ぜしむ、而して熊本の時習館特り意に適す、乃ち構造の規模施設の制度總て時習館に擬し、專ら文武兼修を旨とし、文武二神を講堂の中央南面に祀祭し、規則職制を定め、凡藩士の學齡者は戶主子弟を論ぜず必ず入學して文武を講修せしむ、同月二十七日令して、學費を藩士に賦課す、祿の多少に依り等差あり、之を割合銀と稱し、總額凡銀四貫三百匁に上下す、年々七月其半額を納め、十二月殘半額を納めしむ、天保

元年六月十三日、井伊直亮稽古館の稱を改め弘道館と稱す、弘化年中砲術師範堤勘左衞門、柳澤右源太に命じて伊豆韮山の江川太郎左衞門に就き、西洋砲術を學ばしむ、嘉永四年井伊直弼大に弘道館を釐正し、文武を奬勵す、安政四年八月十七日更に令して學制を釐正し、從來用ひ來りし古學を變じて朱子學とす、文久二年七月十二日井伊直憲弘道館を閉鎖し、館中諸職を解く、閏八月二日更に開館して職員を復じ、事總て舊制に從ふ、文久三年弘道館中に砲術射的場を設く、明治元年十一月二十八日更に文武を精勵せしむ、明治二年十月二十八日改めて文武館と稱し、從前の職員を廢し職名を改め、更に職員を置く、同三年四月二十日又學館と稱し、武場を練兵場に移す、同閏十月二十二日學館を改めて學校と稱す、同五年八月學制の頒布により廢せらる、歲を閲すること七十四年なり 構造 敷地二千三百六十三坪、建坪七百七十七坪餘(日本教育史資料)

ケイコダウ 稽古堂　舊豐岡藩の學校 所在 但馬國城崎郡豐岡郭宵田町門内字東御庭 起原沿革 天保四年二月藩主京極高行創立す、是より先藩主文學を奬勵すといへども、總べて各自の自由に任ぜり、弘化四年高厚益々儒を延き遊學の士を出し、校舍を廣大にして女學校を創め、小學校を興し、大に文教を奬勵す、是に於て學事大に隆興するに至る 構造 第一藩主館内假稽古堂構造は瓦屋木造平屋、建物は其形體詳かならず、地坪は凡百五十坪建坪は凡二十五坪○第二宵田町門内東御庭新築稽古堂、構造は瓦屋木造平屋にして、地坪千七坪建坪缺○第三郭南元興國寺迹稽古堂、構造は茅葺木造(盡く羅漢松を用ふ他木を雜へず)佛家の七堂伽藍造、地坪は平地の分二千七百八十坪周圍の山の外籠地界迄を邀算する時は地坪一萬三千四百九十四坪とす(日本教育史資料)

ケイゴデン 警固田　名義 王朝時代大宰府にて、筑前國の剩田を割きて、警固の士の糧米に充つる田を云ふ 起原 清和天皇貞觀十五年十二月始めて置く、蓋し、此時外寇西邊に來る頻々なりしを以て、大宰府及び鴻臚館に統領選士を分置し、警固せしめたるを以て、田一百町を割き置き、其費用に充つ、名づけて警固田と云ふ、其耕營して輸する所の地子は、年中の雜用に充て用ひたり(三代實錄、太宰府考)

ケイザン 瑩山　紹瑾(セウキン)を見よ、

ケイシ 家司　名義 公家にては、親王攝關以下三位以上の家の家政を掌る者をいひ、武家にては、評定衆、引付衆、政所役人問注所寄人をいへり又「イヘツカサ」とも云ふ 起原沿革 公家のは、大寶の制家令家扶家從書吏等ありて家令(「カレイ」を見よ)と稱したりしが、後には家令の外に別當を置き、是を家司又上家司と云ふ、少きも三人多きは七八人より十人に至る、家扶以下は絕えて知家事、案主、大小從、大小書吏を置く、是を下家司と云ふ、委しき事は政所(マンドコロ)を見よ、又廣き意味にて其家の所々司の所役人卽ち文殿、藏人所、侍所、廐、隨身所、雜色所(各條參看)等の別當以下の職員を家司と云ふ、親王家には、勅別當、侍者、御監等の職員あり、近代に至りて親王大臣家に諸大夫、侍、雜掌あり、皆家司なり(令義解、中右記、江次第、玉葉、拾芥抄、故實拾葉)○又武家にては、源賴朝建久元年大納言大將に任ぜし後、政所を置き、家司別當令案主知家事等を補し、政務を辨ぜしむ、又別當令を帶せぬ評定衆引付衆政所問注所の兩寄人も皆公事を奉行する故に、これ又家司と稱せり、室町幕府にても鎌倉の如く評定衆引付衆兩寄人なども置き、是を家司と稱せり、義滿の頃より其名稱はやゝ絕えて大儀を行はるゝ時にのみ、評定衆の內、其儀を司る者を家司役と稱す、是れ蓋し義滿は凡て華美を好み大概公家の式に准擬せられし故に、任大將の後、攝家大臣家の例にならひ、擬め公家の官人を以て、更に家司に補せしより、評定引付の衆等は家司と稱せざるに至りしなるべし、義教義政皆例を追ふ、然れどもこの家司は武家の政務を行はざるを以て常には所役なし、只將軍拜賀等の儀式の時、公家の方にかゝれる事をのみ執行し、武家の所役は、評定衆、奉行人等沙汰する事となれり、室町幕府季世に至りては、大名諸家にも家務を攝する者を、僭稱して家司と稱するに至る(吾妻鏡、花營三代記、足利家官位記、武家名目抄)

ケイシグツ 屐子履　足駄の類、和名抄に沓(クツ)付足駄とよめり、枕草子枝あふぎと云へる條に、高きけいしをさへはきたれば」と見え、又祭の比と云へる末に、けいしぐつなどの緖すげさせ、裏をさせなど、もて騷ぎて」とあり、裝束抄に、けいしぐつとは履子とかけり、倭名抄沓の部、山槐記等にも見えたり、是は漆ぬりのあしだをいふにや、古き賀茂まつりの圖にも見えたり、枝あふぎといへる段に、高きけいしをさへはきたればといへるも、これにてよくきこえたり」、といへり、

ケイシノヤク 家司役　室町幕府の職名、「ケイシ」を見よ、

ケイシン 桂心　菓子の名、唐菓子餅鎚の類をいふ、和名抄唐菓子八種の內に此名あり、顯木なる桂心(卽ち肉桂)などを調合して製したるものならんか、建武年中行事に、晴の御膳四種以下八ばん供じわれば、やがてわきの御膳を供す、云々、餲餬、桂心などやうの物なり、餛飩、索餅は目ちかきものなれば定めて人も覺束なからじ、云々」と見えたり(建武年中行事略解、築選)

ケイシヤウ 卿相　大臣、大中納言、參議を云ふ、太平記持明院殿六波羅行幸條に、是を聞召及で、院の法皇、東宮皇后梶井の二品親王まで皆六波羅へと御幸なる間、供奉の卿相雲客軍勢の中に交て警蹕の聲しきりなれば云々」とあり、「クギヤウ」を見よ、

ケイシヤウ 啓將　啓陣(ケイヂン)を見よ、

ゲイシヤウウイ 霓裳羽衣　玉樹後庭花(ギヨクジユゴテイクワ)を見よ、

ケイシユ 稽首　拜の一種、古語ヌカヅクと云ふ、額突の意にて頭首を下げて座に至らしむるを云ふ、釋氏要覽に、稽首、謂屈レ頭至レ地、故、又稽首謂首至レ地稽留少時也、此卽周禮九拜之初拜也」と見ゆ、古事記上卷に、稽首白、僕者自レ今以後爲ニ汝命之晝夜守護人一而仕奉」とあり、また內裏式朝賀の條に、皇太子先再拜(今唯稽額)延喜式に、凡御所及中宮東宮稽首、餘皆跪拜」とあり、

ゲイシユンデン 迎春殿　京都皇居內の御殿の名、常御殿より御涼所に赴く長廊の東に在り、孝明天皇の時、新に造營ありし小殿にして、十帖と四帖に廻り椽あり、東に向ふ、額は迎春の二字にて東軒に揭ぐ(平安通志)

ケイシヨウ井ン 勁松院　廣橋伊光(ヒロミツ)を見よ、

ケイセイ 傾城　遊女を云ふ、支那にては凡て美人を云ふ、詩大雅瞻卬篇に、哲夫成レ城、哲婦傾レ城、婦有ニ長舌一、惟厲階云々」、又漢の李延年が武帝の前に舞ひける歌に、北方有ニ佳人一、獨立絕世、一顧傾ニ人城一、再顧傾ニ人國一云々」とあるより出づ、我邦にては古事談に、寬平頃より云ひ初むと云へり、貞丈雜記に、傾城といふも遊女也、今の世の如く一所にあつまり居らず、所々にあり、大名の家などへもめし寄せて、酒宴の興を催し、歌ひ舞ひ、酌などにも立てし也、傾城白拍子に銚子の渡し樣、折紙など遣し樣、馬など引き遣す樣などの事舊記に見えたり、唐にて傾城といふは遊女の事のみにかぎらず、すべて美女の事を云ふ、うつくしき女は人に城をもかたぶけさせ、國をもかたぶけさせる物なりとて、傾城とも、傾國とも云ふ也、傾はかたぶくると云ふ字にてほろぼす心也」、とあり、「イウヂヨ」參看、

ケイセツ 磬折　立ながら腰を前へ折り屈めて行ふ禮、又「ケイセチ」とも云ふ、磬屈と云ふも同じ、禮記に、立則磬折垂レ佩、註に、纔折如ニ磬之背一云」、五車韻瑞磬折の註に、曲レ體揖レ之、如ニ磬之形一云」、達幸故實抄家禮作事の條に、重盛歸顧退深磬折云々、三中口傳抄に「逢ニ宰相以下一時、僧綱有職坊官磬屈、侍蹲居云々」、建武年中行事に、參議をめして宣命を給ふ、參議內辨のうしろにすゝみて、けいせちしてたつ云々、なべては大臣のおきゐには宰相けいせちするなり」と見えたり、延喜式の制に朝堂に在りて、親王太政大臣を見るものは、皆磬折して立たしめたり、

ケイゼツカウ 鷄舌香　薰香の一種、丁香をいふ、其形鷄舌に似たるを以て名づく、雌雄の二種あり、雄は大にして其好なり、俗に母丁香と名づく、顆粒は山茱萸の如しと云ふ(五雜俎)

ケイセン 景川　宗隆(ソウリウ)を見よ、

ケイソクジ 鷄足寺　所在 下野國足利郡小俣村鷄足山の麓○佛手山と號す 宗派 眞言宗、意敎派本寺の一、關東檀林の一 起原沿革 朱雀天皇の御祈願、本堂に不動明王、軍荼利明王、降三世明王、大威德明王、金剛夜叉明王の五大尊を安置せしが、天慶中平將門追討の時、調伏祈禱の本尊として其名高し、中興の開山を、高野山金剛三昧院の意敎上人となす(下野國誌)

ケイタイテンワウ 繼體天皇　名義 御名は男大迹、又彥太尊と稱す 系譜 應神天皇五世の孫、御父は彥主人王、御母は垂仁天皇七世の孫振媛、第二十七代の天皇 事蹟 武烈天皇崩じて嗣なし、群臣議して天皇を越前に迎へ位に卽かしむ、天皇都を山城の筒城に遷し又乙訓に遷し、二十五年二月磐余玉穗宮に崩ず、在位二十五年、壽八十二、攝津國三島郡三島村三島藍野陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ケイダウクワン 敬道館　舊犬山藩の學校 所在 尾張國丹羽郡元犬山一字西古券三番地 起原沿革 天保十一年五月、藩主成瀨正住之を創立す、建坪百九十坪餘なり、爾後變遷なくして明治時代に至る(日本教育史資料)

ケイヂン 啓陣　左右六衞府の人に、陣を警てまゐるべき由を仰するを云ひ、其將を啓將と云ふ(名目抄注釋)

ケイチヤウ 慶長　後陽成天皇御宇の年號、末三年は後水尾天皇に係る、文祿五年十月二十七日改元、十九年を經て元和と改む 出典 毛詩註疏に、文王功德深厚、故福慶延長」とあるに據る、文章博士菅原爲經之を勘申す(國朝年號論)

ケイチヤウ 計帳　大計帳(ダイケイチヤウ)を見よ、

ケイチヤウイチブキン 慶長一分金

【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年に作りたるを以て名づく【性質】形ち長方、縦五分五厘、横三分強、又、縦六分強、横三分五厘、又縦五分五厘、横三分强の三品あり、面に桐章、一分の字、背に光次花押等あり、猶金銀圖錄に、駿河座一分金、片本字一分金、兩本字一分金あり、駿河座は、前のものと同じ、片本字は、背の光次文字の頭傍に本一字を印し、兩本字は、本の二字を光次の頭書に添極印したるものなりと云ふ、一分金十兩の價格は、慶長小判十兩に同じ、慶長小判(ケイチヤウコバン)の條を見よ、貨幣(クヮヘイ)金銀貨(キンギンクヮ)參看(貨幣通考、大日本貨幣史)

ケイチヤウオホバン　慶長大判　【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく【性質】縦四寸八分五厘、横三寸零五厘弱、又は、縦四寸七分五厘、横二寸九分、又は、縦四寸八分、横二寸九分五厘の種類あり、舊金銀貨幣價格表に據て算すれば、一枚の重さ四十四匁零分五厘强、內金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、雜一匁四分九厘とす、厚さ錢の如くにして橢圓、表裏共に桐章あり、面には十兩後藤の四字並花押を墨にて書く【起原沿革】慶長六年始めて之を鑄造し元祿まで年年鑄造し、元祿七年に至て通用を停止す、然るに又正德四年より享保三年に至るまで比較法を以て再び通用す、貨幣(クヮヘイ)、金銀貨(キンギンクヮ)參看(貨幣通考、金銀圖錄、大日本貨幣史)

ケイチヤウコバン　慶長小判　【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく【性質】江戸座(江戸にて鑄造)京座(京都にて鑄造)及び駿河座(駿河にて鑄造)小判の種類あり、江戸座には、縦二寸二分五厘强、横一寸三分弱、又縦二寸三分強、横一寸二分五厘弱、又縦二寸二分五厘弱、横一寸二分五厘、又縦二寸三分五厘、横一寸二分強の四品あり、京座は、縦二寸三分、横一寸二分五厘、駿河座は、縦二寸三分、横一寸二分五厘弱、吳座目甚だ密なり、其他萬兩頭小判とて、光次並花押を上下に極印したる小判あり、縦二寸三分五厘、横一寸二分強、重さ孰も四匁八分とす、舊金銀貨幣價格表に據て算すれば、小判十兩重四十七匁三分強、內金四十匁五分強、銀六匁七分強、雜二厘强なり、面に桐章、及壹兩、光次押字を極印し、吳座目等あり、背に花押及び小識の二字を印す【起原沿革】慶長六年之を鑄造し、元祿まで鑄造の年限と爲し元祿七年に至て通用を停止す、又正德四年より享保三年に至るまで比較法を以て再び通用す、貨幣(グヮヘイ)、金銀貨(キンギンクヮ)參看(貨幣通考、金銀圖錄、大日本貨幣史)

ケイチヤウチヤウギン　慶長丁銀　【名義】江戸時代に行はれたる銀貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく【性質】形海鼠の如し、煎傾の儘なるを以て大小輕重一ならず、大概、縦二寸六分五厘、横一寸、重さ四十三匁內外、常是の字、寶字、及び大黑の像等を極印す、貨率は、精確ならざれども、舊記錄に據れば丁銀豆板共に、百分中銀八十分、銅二十分なりといふ【起原沿革】慶長六年五月之を鑄造し鑄造の總額百二十萬貫目なりと、元祿七年通用を停止す、又正德四年より享保三年に至るまで比較法を以て再び通用す、貨幣(クヮヘイ)參看(貨幣通考、大日本貨幣史)

ケイチヤウツウハウ　慶長通寶　【名義】江戸時代に行はれたる錢貨の一種、慶長の年作るを以て名づく【性質】銀錢、銅錢の二種あり、銀錢は、徑七分五厘弱、重一匁一分強、銅錢は、徑七分五厘、重六分二厘、泉貨鑑に、慶長通寶錢、大小二樣あり、大は徑八分、重さ一匁一分、小は、徑七分五厘、重さ八分といへり、面に、慶長通寶、背に文なし【起原】慶長十一年鑄造し、永樂錢と共に行はしむ、貨幣(クヮヘイ)參看(大日本貨幣史)

ケイチヤウマメイタギン　慶長豆板銀　【名義】江戸時代行はれたる銀貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく、俗に、小玉銀或は、子特銀と稱す【性質】大小輕重一ならず、或は指頭の如く、或は萩粒の如く、率ね橢圓にて縦六分強、横五分、重三匁五分、極印及び貨率等は、慶長丁銀に同じ【起原沿革】慶長六年五月之を鑄造し、元祿七年通用を停め、正德四年より又比較法を以て之を用ひ、享保三年に至て罷む、慶長丁銀(ケイチヤウチヤウギン)參看(貨幣通考、大日本貨幣史)

ケイチユウ　契沖　【名號】本姓下川氏、字は空心【系統】下川元全の子【事蹟】寛永十七年攝津國尼崎に生る、甫めて五歳の時、母間氏、百人一首の和歌を口授せしに、旬日にして能く記臆したりといへり、十一歳にして州の妙法寺に入り丰定密師に就きて受學し、十三歳髮を薙りて高野山に登り、東室院左學頭快賢に謁す、賢、意を加へて之に誨へ、以て法器と爲し、五部灌頂許可兩部大阿闍梨位を授く、寛文二年檀越の請により、攝津生玉曼荼羅院に住せしが、其城市に隣るを厭ひ、和歌二首を壁間に題して志を寓し、一笠一鉢意に隨うて周遊す、後ち和泉久井里に挂錫し、山水の幽奇なるを愛して留る事數歳に及ぶ、契沖三藏に該く、悉曇に通じ、旁ら諸宗章疏を窺ひ、十三經史、及び文選、白氏文集に至りて、涉獵せざるはなし、名跡やゝ顯はれ從ひ學ぶ者日に多し、茲

に於て州の池田川の側に屏居し、日本紀以下の國史雜記を讀み、專ら倭歌を好みて博く歌書を探る、延寶八年丰定寂するや、遺命して契沖に屬するに住持の事を以てす、其好む所にあらずと雖も、老母今里に在るを以て、已むを得ずして之に住し、寺の傍に一室を構へ、母を移して孝養す、時に水戸光圀萬葉集の善註なきを恨みしが、遙に契沖の聲名を聞き、召して其事を託せんとす、固辭して就かずと雖も、密に侯の志に感じ、萬葉代匠記二十卷總釋二卷を作りて之を上る、光圀深く其卓見を嘉みし、白金一千兩、絹三十疋を賜ふ、尋で古今餘材抄の著あり、光圀また之を見て、一度來り見えん事を望みしも辭して從はず、既にして母歿するに及び、院を退いて難波の東高津に卜居し、室を圓珠庵と名づけ、俗客を屏謝して淸修自適す、光圀榮資を施して音問する事絶えざりき、元祿十四年正月二十五日寂す、年六十二、臘五十、庵の後に葬る、明治二十一年二月二十二日皇學中興の功績を追賞して金百圓を圓珠庵住持上田昭遍に賜ひ、二十四年十二月七日、更に正四位を贈らる【著書】厚顏抄、萬葉集代匠記、萬葉集總釋、古今集餘材抄、百人一首改觀抄、勝地吐懷編、勢語臆斷、源注拾遺、漫吟集、河社、和字正濫鈔(契沖阿闍梨行實、近世名家著述目錄、官報)

ケイツ井ハウ　輕追放　江戸時代の刑名、追放の一種、士は江戸十里四方、京、大阪、東海道驛路、日光山內、日光道中、及び犯罪國、住國以外に放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、之に犯罪地と住國とを加ふ、闕刑は、士庶通じて田畠家屋敷を沒收し、もし年貢の未進あらば、家財をも沒收す、罪の重きは敲の附加刑あり、「ツキハウ」參看(御定書百ヶ條、御仕置類例集、德川政刑史料)

ケイドクデン　惸獨田　【名義】王朝時代官より孤獨の民を賑救する爲めに、設けたる田地をいふ、不輸租田なり【起原沿革】僧行基、孤獨を矜む爲めに奏請して始めて之を設く、嵯峨天皇弘仁三年八月勅して、攝津國に在る惸獨田一百五十町を國司に耕種せしめ、穫る所の苗子、官に申して後用ひしむ(田制篇、大日本租稅志)

ケイバ　競馬　【名義】馬を馳せて、其遲速の勝負を爭ふことをいふ、古くは「クラベウマ」、「コマクラベ」、「キホヒウマ」、「キソヒウマ」とも云ひ、後世は字音に唱ふ、又走馬、競走馬、競駒馬とも云ふ【方法】王朝時代朝廷に行ひたるは、寧ろ一の儀式として見るべく、其法先づ馬場の本に馬出あり、馬場の末に勝負の標桙あり、此間に於て左右二騎各々競走して標桙の下に至り、以て勝負を決す、左右各々方人ありて、勝者に纏頭を與ふ、番數は時によりて一樣ならざれども大抵十番を以て程限となす、騎者は鉦鼓によりて進退し、一騎先づ出で　敵を待ち、一騎後より之を追ふ、前者の勝を鯖勝と云ひ、後者の勝を追勝と云ふ、二騎遲速なきを持と稱す、之れ一般の競馬法なり、此外、毎年五月武德殿にて行はるゝもの、及び賀茂社にて行はるゝもの等には夫々一定の儀式あり、そは別に記るしたれば就て見るべし【起原沿革】文武天皇の大寶元年詔して五位以上に走馬を出さしめられしこと續紀に見えたり、もと支那にて行へる競渡にならひたるなりと云へども確ならず、中古以來公家にて專ら行はれたり、鎌倉以後朝廷疲弊するに至りて、又此技も行はれずなりて、賀茂社にのみ此技を傳へたり、賀茂競馬(カモノケイバ)、十列競馬(トツラノケイバ)等を參看すべし(江家次第、安多武久路、貞丈雜記)

ケイハイラク　傾盃樂　【名義】六朝の樂、食調二十四曲中の一、一名醉郷日月樂、又無爲傾盃樂、或は傾盃醉郷樂と稱す、新樂にて中曲〇破拍子十六、急拍子十六、四人舞にて答舞胡德樂【起原沿革】唐太宗の貞觀元年、內宴に帝長孫無忌に詔して、此曲を作らしむ、又一說に宣宗の自製ともいひ傳へ、文獻通考に、唐玄宗千秋節(誕生日)以二馬百匹一盛飾、分二左右一舞レ之、其曲謂二之傾盃一とも見えたり、我邦傳來の時代詳かならず(體樂志、歌舞音樂略史)

ケイハウバウ　桂芳坊　大內裡朔平門內の東方、內裡の東方隅なる桂芳坊の西に在り、廣さ七間二面、四方に廂あり、其用所定まらず、或は中宮皇子を產し給ふことあり、(延長四年六月)又は除目の行はれしことあり(天慶中)或は天曆四年より同八年まで皇太子の宮となることあり、また納所となりて御物を收むことあり、後に樂所となりしにや、和名抄に、今爲二樂所一是也」と見え、兵範記に、保元三年三月十日(石淸水社臨時祭調樂)自レ朝雨下、今夕可レ被二始行一調樂一、云々、著二樂所桂芳坊一、其儀南面中央三四間、母屋庇放出、敷二滿弘筵一、以レ庇爲レ座、云々」とあり(拾芥抄、扶桑略記、大內裡圖考證)

ケイバカウ　競馬香　組香の一種、一、二、三、ウ(客の略字)との四種の香を各々三包づゝ十二包とし、別に各一包づゝの試香(試香の包の上に、一二三と記す、ウのみは試なきなり)を加へてこれを志野折の中に收む、而して先づ盤上十罫の小板の上に騎馬人形二騎を配置し、香客は赤馬方、黑馬方の二隊に分れて勝敗を決するなり、次に板上に勝負木を立つ、これは人數に應じて、十五間又は二十間の所に立つるなり、次に試香を志野折より取り出だし、試香三包を銀盤の前に並べ、一々其上に

載す、次に本香十二包を打ち交ぜ、内二包を除きて十炷となす、次に試香三包を炷き試みる、次に香元より本香を炷き出だすれば、上客より順次に聞き、前の試香に比して其何れなるかを判別し、定の香札に串を刺して香爐と共に次席に廻す、次に香爐と共に、香札の香元に返り來れば、執筆は香包を開きて記錄す、次に判別の當れる方は盤者、其數に應じて馬を進む、以上を一炷聞と云ふ、十炷ともに皆同樣なり、其中に一人聞にて一二三の香を聞き當てたる時には一同に二間を進め、一人聞にて「ウ」を聞き當てたる時は、三間を進むるなり、又何れの方にても、四間後れたる時には、落馬と稱し、人形を馬より下して歩行せしめ、進みて追ひ付きたる時には、再乘馬せしむるなどの式法あり、「カウ」參看（香儀裝飾十六式圖譜解説書）

ケイバツ　刑罰

【上代】太古の時犯罪あるものを罰するに、收贖解除の法あり、素盞鳴尊罪を天照大神に得し時、千座置戸（チクラオキト）を科せ、其爪髮を拔きて罪を贖はしめ、天兒屋根命をして解除の祝詞を宣して、根國に逐はしめらる、皇統一の後、天兒屋根命の裔世々國民の犯せる罪を解除することを掌る、其罪名に天ッ罪國ッ罪の稱あり、當時の俗、大抵恬靜質直にして盜竊せず、爭訟少く、婦女は淫せず妬せず、罪の輕きは其妻子を沒收し、重きは門戸を滅すのみ、然れども其許すべからざるものあるときは、間々苛刑を用ふることあり、履中天皇の朝に墨刑あり、顯宗天皇の朝に懲役あり、雄略天皇の朝に左降、除名、沒收、焚殺等の刑あり、允恭天皇の朝に流刑あり、崇峻天皇の朝に梟刑あり、其爭訟を斷ずるには盟神探湯（クガタチ）あり、泥を釜中に沸騰せしめ手して探らしめて其曲直を決す、これ古來の慣法なり、然れども疑獄の時にあらざれば用ふることなし、當時法律簡易、大抵殺人強盜姦淫すれば死罪、竊盜は贓物を計りて贖はしめ、財なければ身を沒して奴となし、其他は輕重に從ひて、流罪杖罪の類に處するに過ぎず、推古天皇十二年、始めて憲法十七條を定め、二十八年制して曰く、君后に不忠に、考妣に不孝なるものあらば必告げよ、若隱さば同じく其罪に處し重く刑法を科せむと、成文の法を立つること此に始まる、天智天武の兩朝を經て、文武天皇の朝大寶律を刊修するに至りて刑法備はる、其刑五あり、五刑といふ、凡二十等となす（一）笞刑、十より五十まで五等あり、（二）杖刑、六十より百まで五等あり、（三）徒刑、一年より三年まで五等あり、（四）流刑、近中遠の三等あり（五）死刑、絞斬の二等あり、又八虐あり、犯す者は常赦にも原さず、應議にも減ぜず、以て君臣父子の分を嚴にす、即ち（一）謀反、（二）謀大逆、（三）謀叛、（四）惡逆、（五）不道、（六）大不敬、（七）不孝、（八）不義これなり、又議請減贖の典あり、親故を親しみ老少を恤むの誼を著す、議とは（一）議親、（二）議故、（三）議賢、（四）議能、（五）議功、（六）議貴の六議をいふ、六議の人死罪を犯す時は、其罪狀及び應議の由を條錄して奏聞し、議定奏裁を待つことを得、應議者の祖父母父母等、若くは五位及び、勳四等以上の死罪を犯す者は、此の如く決斷すべき由を上請す、是を請といふ、並に流罪以下一等を減ずることを得、七位勳六等以上、及び官位勳位得請者の祖父母、父母妻子孫流罪以下を犯す者は、各一等を減ずることを得、これを減といふ、應議請減者、及び八位勳十二等の流罪已下を犯す者、又年七十以上十六以下、及び廢疾の者流罪以下を犯す者等は並に贖を聽さる、此を議請減贖の法といふ、又官當、免所居官、免官、除名の法あり、官人を懲飭し過失を原諒する所以なり、（一）官當、官人私罪を犯し、官を以て徒に當つる時は、一品以下三位以上は一官徒三年に當つ、五位以上は徒二年、六位巳下は徒一年に當る、若公罪ならば各一年を加ふ、（二）免所居官、先ヅ居る所の一官を解くなり、官當、免所居官とも一年の後、先位に一等降して敍せらる、（三）免官、先ヅ居る所の官位勳位を解くなり、三年の後、先位に二等降して敍せらる（四）除名、官位勳位悉く除き、課役本色に從ふ、六年の後に、先位に二等降して敍せらる、降りて【奈良朝時代】聖武天皇の時に至り、神龜二年、詔して死者復生くべからざるを恤ませたまひ、死罪をば流に、流罪をば徒罪に爲しければ、此後大辟の罪も大抵流罪に處せられ、且つ大赦常赦曲赦等の詔屢々下りしかば、寬典の流弊益々甚しくなりぬ、光仁天皇の寶龜以後は、刑法稍々峻嚴にして放火盜賊をば衆中に格殺するに至り、死罪の中新に格殺の刑を增せり【平安朝時代】華山天皇の寬和中に至りて、又梟首の刑を增す、此時朝政漸く弛び、刑法殿を加ふといへども亦行はれざる所あり、藤原伊周其弟隆家が華山上皇を射奉りしにも、其罪僅に流に止まり、幾もなくて本位に復したるなどの事さへありしかば、叛亂の徒を制すべきやうもなく、武人は地方を橫領し、盜賊は京師に縱行し、朝權遂に武門に歸するに至れり【鎌倉時代】以後、武人權を執るに及びては、古律に出入してま〻時宜の斟酌あり、其刑を立つるに四種あり、（一）禁獄、獄に繫ぎ限滿ちて、放還するもの、（二）追放、本籍を削りて、他方に放逐するもの、（三）流罪、近中遠の三等あること古に同じ、（四）死罪、斬梟首磔、及び三族の差等あり、文臣には次の五罪あり、（一）召籠、（二）召怠狀、待罪書を徵し、家に屛居せし

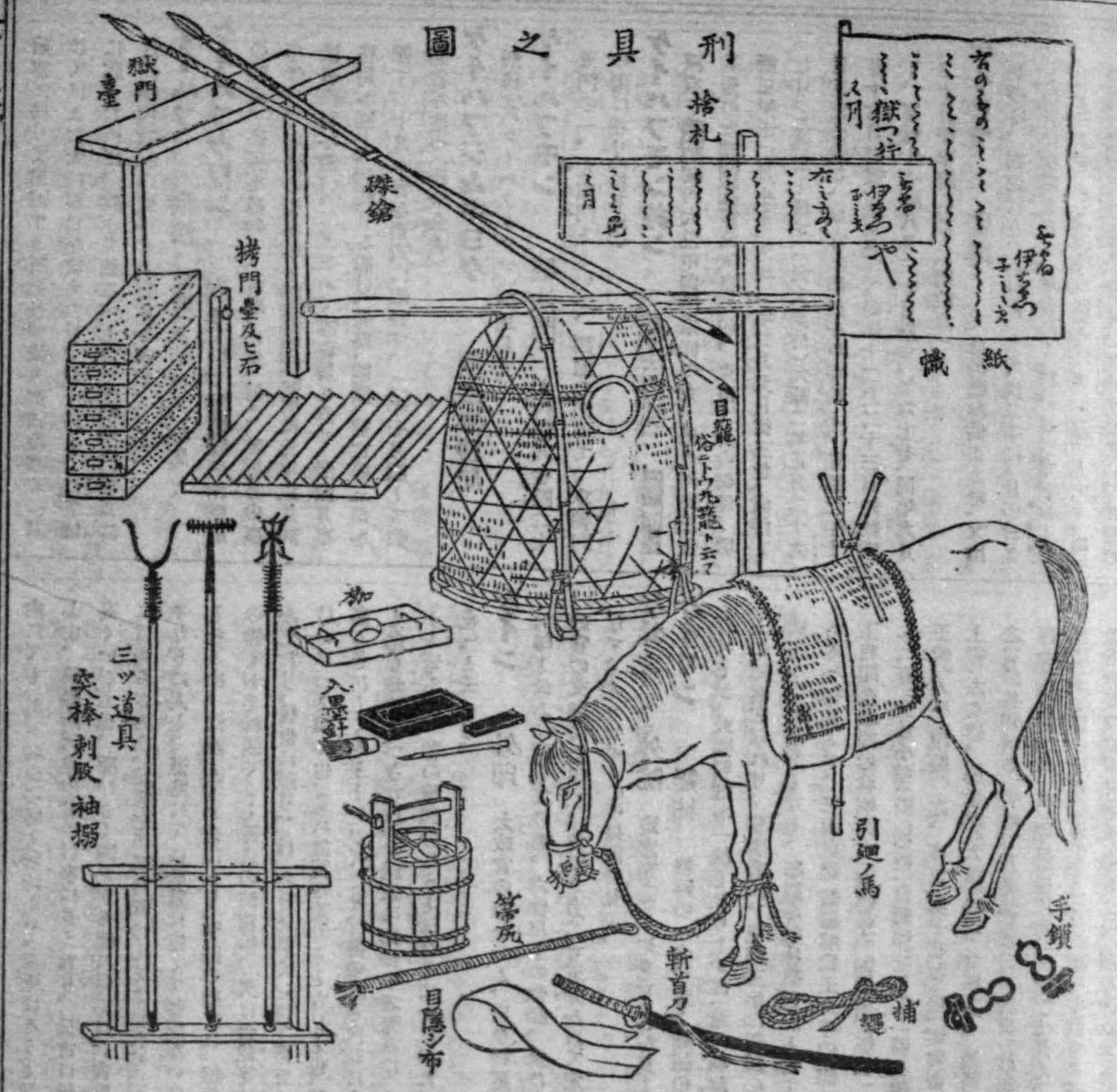

む、（三）勅勘、門扉を鎖して、出入を許さず、（四）解官、本官或は兼官を免ずるものなり、（五）除籍、官位を褫奪して、庶人となすもの、武臣には又次の五罪あり、（一）召禁、文官の召籠の如し、（二）過怠、祠寺橋梁等の修理料を出さしむるもの、（三）改易所職、解官の如し、（四）永不召仕、除籍の如し、（五）召放所領、所領の一所或は其幾分を奪ふ、庶人には別に閏刑あり、（一）剃半髮、鬢髮の一半を剃除するもの、（二）燒印、火印を面部に烙記するもの、（三）闕所、田宅財產を官に沒入するもの【江戶時代】に及びては、又沿革あり、（一）敲、輕敲（其數五十）重敲（其數一百）の二等あり、（二）追放、所拂、江戶拂、江戶十里四方拂、輕追放、中追放、重追放等あり、（三）遠島、伊豆ノ七島、薩摩ノ五島、肥前ノ天草、隱岐壹岐等便宜放流す、其無籍の犯徒の倫再犯の嫌あるものは、佐渡及び佃島に發遣して苦使せしむ、（四）死罪、斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等あり、其屬罪には晒、入墨、闕所、非人手下の四種あり、士人の閏刑には、五種あり、（一）逼塞、遠慮、愼、等の別あり、（二）閉門、五十日一百日等の別あり、（三）蟄居、隱居、永隱居等の別あり、（四）改易、永く士籍を削るをいふ、（五）切腹、僧徒には次の閏刑あり、（一）晒、（二）追院、（三）擯、一派擯、一宗擯の二等あり、婦女には次の閏刑あり、（一）剃髮、（二）奴、庶人には次の閏刑あり、（一）叱（シカリ）、（二）過料、（三）戶閉、（四）手鎖【明治時代】明治の初、新律綱領を定められし時には、五刑の目を立て、笞、杖、徒、流、死とし、各贖金の法あり、其閏刑には、謹愼、閉門、禁錮、邊戍、自裁の五つとし、官吏の公罪私罪を別ち、僧徒、婦女、老少、廢疾には別に其制あり、改定律例を裁するに及びては、正刑を懲役死刑となし、華族には別に贖罪の法を立てたり、其他官吏の公私罪、僧徒婦女の閏刑は、僧

前律に因りて增減する所あり、後ち刑法を布くに及びてはまた大に面目を改めたり、なほ詳しくは各條に說きたれば、就きて見るべし（日本制度通）前頁に江戶時代刑罰に使用せし刑具を示す、

ケイハフ 刑法　刑罰（ケイバツ）を見よ、

ケイハフクワン 刑法官　〔[illegible]〕明治政府の職名、法律を總判し、監察、糺彈、捕亡、斷獄等の事を掌り、司法の權を執る〔起原沿革〕明治元年正月刑法事務科を設け、二月改めて事務局と爲す、閏四月事務局を廢し、刑法官を設け、監察、鞫獄、捕亡の三司を管す、十月本官を東京に假設す、二年七月廢して刑部省を建つ（法令全書）

ケイハフジムキヨク 刑法事務局　刑法官（ケイハフクワン）を見よ、

ケイハフモン 敬法門　大内裡八省院二十五門の一、左廂門ともいふ、西面の門にて、章善門の南に在り（拾芥抄）

ケイハフモン井ン 敬法門院　〔名號〕藤原宗子〔系統〕内大臣中御門宗條の女、母は河鰭三位基秀の女〔事蹟〕靈元天皇の妃、東山天皇の御母、明曆三年十二月生る、天和三年二月九日從三位、典侍となり、上臈局と稱す、（元大典侍）元祿二年正月二十九日三宮に准じ、年官年爵封千戶を給ふ、正德元年十月十七日出家、法名秀宗、同年十二月二十三日院號宣下、享保十七年八月三十日崩ず、年六十七、同年九月二十日淨華院に葬る（門院傳）

ケイヒツ 警蹕　天皇御膳を供ふる時、又出御の時、御先はらひの聲を云ふ、枕草子に、日のおましの方に御膳まゐる、足音高く、けいひつなどおしおしと云ふ聲きこゆ」侍中群要に、供ニ御膳ヲ一人云々、稱ニ警蹕ヲ一其詞於之」と見えたり、又貞丈雜記に、御殿の内にても、外へ御出の時も警蹕あり、其聲はをうと云ふ由、後醍醐天皇の日中行事に見えたり、又古は聲高くいひし也、聲ひきく聞えざる樣にいふは、古風にはあらざる由、定家卿の明月記にしるされたり、天子ならぬ人も、道路にては公儀に隱して警蹕をいはしむる由、江談と云ふ書にあり、警蹕の聲には、變化の物もおそれ退くよし源氏の河海抄、又は古記等にみえたり、後世に至りては、をうと高くいはず微聲にけいひつと云ふ也、是れ故實を取りうしなひし也、聲高くきびしくをうといひてこそ、其のいきほひに人も鬼もおそるべきなれ、今武家の先供の者聲高に、ほうと云ふは、昔の警蹕のをうと云ひしにかなひたる也」、と云へり、

ゲイン 外印　太政官の印を云ふ、天皇御璽を内印と云ふに對しての名、六位以上の位記、及び太政官の文案に捺印す、其形、方二寸五分を以て定となす、「インシヤウ」の插圖を見よ、

ゲ井ン 外院　齋宮寮（サイグウレウ）を見よ、

ケイリン 雞林　朝鮮の一名、元と新羅の名なりしが、此國朝鮮を一統したりしかば、途に朝鮮全土の總名となれり、舊唐書に、龍朔三年に新羅の文武王を雞林都督となし、新羅を雞林都督府となすとあるを初見とす、三國史記 新羅解脫王九年の條に、王夜聞ニ金城西始林樹間有ニ雞鳴聲一、遲明遣ニ瓠公一視レ之、有ニ金色小櫝一、掛ニ樹枝一、白雞鳴ニ於其下一、瓠公還告、王使ニ人取レ櫝開一レ之、有ニ小男子在ニ其中一、姿容奇偉、上喜、左右曰、此豈非ニ天遣レ我以ニ令胤一乎、乃快ニ養之一、及レ長聰明多ニ智略一、乃名ニ閼智一、以ニ其出ニ於金櫝一、姓金氏、改ニ始林一名ニ雞林一、因以爲ニ國號一」と見え、三國遺事新羅の始祖赫居世の后妃誕生を敍する條に、是日沙梁里閼英井邊有ニ雞龍一現、而左脇誕ニ生童女一、

姿容殊麗、然而脣似ニ雞觜一（中略）仍以レ女爲レ后、國號徐羅伐又徐伐、或云斯羅又斯盧、初王生ニ於雞井一故、或云ニ雞林國一以ニ其鷄龍現瑞一也、一說解脫王得ニ金閼智一、而鷄鳴ニ於林中一、乃改ニ國號一」とあり、赫居西干解脫尼師今共に上代の君主なれば、韓史の說信じがたし、鷄の漢音ケイの外チ、ウ、ギ等の別あり、始林を雞林とするは音通によるならん、而して雞林の義詳かならざるも、新羅の古俗鷄を貴びしによるものか（朝鮮古代諸國名稱考）

ケイリン井ハウセウ 桂林遺芳抄　〔卷數〕一卷、群書類從雜部第四百九十六卷、經濟雜誌社本十八輯に收む〔内容〕儒門の官途に關する事を記す、初書に、「儒門繼塵目錄」とし、學問料事、入學習書事、文章得業生事、寮省試事、遊士給官事等を初め凡十六箇を揭げ、其奧書に、儒門繼塵事、昔日文明年中、予逢ニ大業一之時、幾旒ニ得家珍之文籍一、成ニ立門葉之再興一以來、當氏儒流于今存在者二三家也、偏似ニ有レ名而無レ實、頃既及ニ暮齒一、愈抱ニ愁嘆於此道一之謂、最在ニ于見孫之后世陵遲一也、仍自ニ茲歲三春之正月一、至ニ九夏之五月一、所レ成ニ抽出一、及ニ多帖一矣（節文古今章二册、同文作法上下二册）雖復探ニ著少年揭歷之一鈔一、（號ニ桂桑記一）寔爲ニ九牛一毛一耳、既一卷裡以用ニ拾增刊一、重編ニ此一册一、已一百餘丁也、綠井爲ニ五册一也、吁吾命雖レ不レ在ニ于茲一者何有レ成ニ此道之惡一哉、且可レ爲ニ叢底之千金一、管英出ニ書厨之一箇一、幸名レ此曰ニ桂林遺芳鈔一乎矣、于レ時永正第十二載中夏十又二日筆了」、と見えたり〔著者〕菅原和長、

ケイロウコ 鷄婁鼓　〔名義〕樂器の鼓の一種〔構造〕革にて作る、形狀甕の如し、胴長さ六寸、面徑六寸、鐵地にて黑く彩色す、筒に施すに、鐵釘を以て堅む、中腰の徑七寸、金地にて彩を施す、左右に鐶を設けて黃絛を施し、頸に懸けて之を擊つ、一桴を用ひる、其打方は、鷄婁を頸にかけ、左に鼗を持ち右に桴を持ちて打つなり〇壓袋に、鷄婁とは、舞人のくびにかけてうつ鼓名歟、常にはさ思へり、律書樂圖第八につきて、聊不審あり、繪圖の所には、常の鷄婁也、尺の詞には、鷄婁は左の手に所レ持、以應レ節、無ニ持用之理」といへり、つらくこれを案ずるに昔は必ず鷄婁をも、くびにかくることはなくて、左の手にふりつゝみをもちながら、同じき手に鷄婁の緒をひさげて、右手にて拍子をうちけるにや、と覺ゆるなり、それを今は右にふりつゝみをもては、手のふたかりて、便宜あしき故に、くびにかけならはしたるなるべし、大法會の行道には、左には鷄婁、右には一鼓をかく、されども一鼓必ず右にありと云ふことはなし、樂所始めの時、御前にまいる時などは、左右の舞人か、ともに一鼓をかくるなり、尙ほ鼓（ツヽミ）の條參看（禮樂志）

（東京帝室博物館御陳列）

ケウイクチヨクゴ 敎育勅語　明治二十三年十月、今上天皇臣民の敎育に軫念し給ひて下たし給へる勅語をいふ、今之を示せば左の如し、

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、敎育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス、爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ、是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン、斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ、咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ、

明治二十三年十月三十日

御名御璽

ゲウキシヤウグン 驍騎將軍　淳仁天皇御宇の官名、少將を云ふ、

ケウザイ 絞罪　死刑の一、喉を絞めて殺すをいふ、「シケイ」參看、

ゲウザンヤキ 樂山燒　出雲國にて製出する一種の陶器をいふ、「イヅモヤキ」を見よ、

ゲウシン井ンサキノサダイジン 曉心院前左大臣　三條實治（サンデウサネハル）を見よ、

ケウシユ 梟首　獄門（ゴクモン）を見よ、

ケウジユ 敎授　傳法灌頂の時、受者に行法作法を敎授する事を掌る役僧を云ふ、諸賢灌頂資記金剛界行法の三月五日の條に、次敎授引ニ入受者一（可レ用ニ含香灑水一）次敎授引ニ入受者一於（頭向レ西）屛風西端一以ニ右足一令レ踏レ之、次投ニ花於佛上一（打光井テ）自餘行法如ニ次第文一云々」とあり、猶詳しき事は同書に就て見るべし、

ケウジユクワン 敎授館　舊高知藩の學校〔所在〕土佐國土佐郡高知追手筋〔起原沿革〕寶曆十年藩主山内豐敷之を創建して學事を獎勵す、文政八年藩主豐資弟豐道を以て館の總宰と爲し、日根野弘亨を學頭と爲し、學制稍々革まる、天保の末年豐道弘亨前後相踵で職を解き、更に文武頭取を置き館事を總監せしむ、幾干ならずして藩主豐熙代り立て叔父山内豐榮を以て館の總宰と爲す、嘉永三年豐榮疾を以て職を辭す、其他時に弛張有りと雖も、著しき沿革無く、文久二年致道館創立に至りて廢す（日本敎育史資料）

ケウシヨ 校書　類本を見比べて誤を正すを云ふ、校合、校讎、校正とも云ふ、貞丈雜記に、書物の行のかたはらに、イに又はイ本と書きてあるは（イは異本と云ふ事なり、異本とは別の本と云ふ事なり）、別の本には如レ此あると云ふしるしなり）、又一本とあるは（今一ツの本には、如レ此あると云ふ事なり）、又闕文とあるは（闕はカクルとよみて、古き書に文言かけてなくなりたるなり）、又脫文又脫簡と云ふは（古き書に文言のぬけたる所あるを云ふ、闕文と同じ事なり）また衍字と云ふは（衍はあまるとよみて、入らざる文字の多くあまりたるを云ふ、書きあやまりなり）、又衍文と云ふは（入らざる文言のあまりてあるをいふなり）、又誤字と云ふは（字の書きそこなひて有るなり）、又何當レ作レ何とあるは（たとへば官當レ作レ管とあるは、官の字書きてあるは官の字にてはなく、管の字にてあるべきはずの事と考へたる時は、右のごとく書くなり、官の字に限らず何の字にてもおなじ）、又疑何と云ふは（此の字は何と云ふ字にて有るべきかと疑ふなり、たとへば氷疑本とあるは本の字かと疑ふなり）」と云へり、古より行はれしと見え、三代實錄に、貞觀十八年七月十四日、先是去年十月勅喚ニ散位大藏朝臣善行、侍讀人所一、校ニ定御書一云々」と見えたり、

ケウシヨデン 校書殿　〔名義〕朝廷に於て累代の書籍を納め置く所なる故に納殿とも

いふ、東に在る宜陽殿春興殿に對して西に在る故に安福殿と合せ稱して西殿とも稱す、左經記に敎書殿に作る【所在】大內裡紫宸殿の西、淸涼殿の南、安福殿の北【構造】廣さ九間三面（拾芥抄七間二面）中央東西二間、南北六間を身舍とし、其南北各二間に塗籠あり、四方に廂あり、西廂を藏人所（北塗籠の西）及び出納小舍人の候所（身舍の西）とし、西廂の南を校書所（南塗籠の西）とし、東廂を右近衛陣とし、其北の土廂を孔雀間と爲し、其東北に弓場あり、東廂北第一間に御座を備へ賭射を見給ふ所と爲す〇御藏は卽ち身舍母屋にて、納殿とも稱し、累代の御物を之に納む、別當、預、執事を以て事を掌らしむ、西宮記に納所、累代御物納之、在宜陽殿、恒例御物納（中略）以藏人雜色爲預、以藏人雜色出納小舍人爲預人、進月奏ことあり、校書所は、廣さ三間、校書殿の別當、預、執事の居所なり、西宮記に校書所、在校書殿未申、有別當預執事官熟食、外侍在永安門外と見えたり、藏人所は別條にあり就て見るべし（西宮記、拾芥抄、大內裡圖考證）〇延喜圖書寮式に、凡校流書、長功日六十紙、中功五十紙、短功四十紙、再校合各加初校十紙、注書長功日四十六紙、中功三十九紙、短功三十二紙、再功各加初校五紙と見えたり、

ケウシヨドコロ　校書所　「ケウショデン」を見よ、

ケウス井リウ　去水流　郡桨安右衛門が創めたる劍術の流派〇安右衛門は、淺田九郎兵衛の門人にて、新影、寶山の二流を合せて創めたるものなり、去水とは法の字をくづしたるものといふ（擊劍叢談）

ケウセンクワン　敎先館　舊園部藩の學校【所在】丹波國船井郡園部町【起原沿革】其創設の時代詳かならず、從來舊用屋舖と云ふ所に、凡四十疊の學校あり、之を講堂と稱し、藩士の子弟に、四書五經の素讀、左國史漢等の講義を授く、降て文化年間始めて京師の儒者馬杉主一郎を儒臣とし、此校に敎師とす、明治三年此學校を厩段と云ふ所に移し、武術演習場と合併し、更に敎先館と稱す、四年十一月園部縣廢止の時共に廢絕す（日本敎育史資料）

ケウタウ　敎到　私年號、繼體天皇二十五年に相當し、凡五年間繼續す、續敎訓抄に、安閑天皇御宇敎到六年の文見ゆ、海東諸國記に發倒に作る（古代年號、逸年號考）

ケウニヨ　敎如　【名號】名は光壽、信淨院と號す【系統】本願寺第十一世顯如の嫡子【事蹟】元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に敘せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歷遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七（本願寺門跡傳、本山寺誌）

ゲウネンホフシンワウ　堯然法親王　【名號】名は常嘉、慈恩院と號す【系統】後陽成天皇第六の皇子、母は勾當內侍藤孝子（基卿の女）【事蹟】慶長七年に生る、十年親王二品に敘し、寬永十七年天台座主となる、寬文元年閏八月二十三日薨ず、年六十、親王書畫を善くし亦石州流の茶法を嗜めり（皇胤紹運錄、茶人系統錄、門跡傳）

ケウバン　轎番　禪宗にて輿を荷ふ僕人を云ふ、轎は肩輿也、又轎從と云ふ（禪林象器箋）

ケウブシヤウ　敎部省　【職掌】明治政府の職名、宣敎事務を掌る所と爲す【起原沿革】明治五年三月、神祇省を廢するに際し、本省を置て、其一部の宣敎事務を掌る、八年二月、章程を改正し、神佛各宗の敎義、敎則及び社寺陵墓に關する一切の事務を管理し、神官敎導職を統轄す、十年一月之を廢す、事務は內務省に屬す（明治政覽、法令全書）

ケウボク　梟木　獄門臺をいふ、梟首を懸くる木なるが故に名づく、刑辟（ケイバツ）の挿圖、「ゴクモン」參看、

ケウミヤウ　交名（夾名）　數多の人の名を連ね書きしたるものをいふ、西宮記裏書に、諸司官人所執の未進は、其交名を言上し、暫く儲務を停むべき由見えたり、類聚名義考に、交は交互の意にや、後漢書七十五東夷傳の論に、若箕子之省簡交條而用信義云々とあり、交條は初箕子の朝鮮に封ぜられし時に作りし八條の敎令を云ふなり」と見えたり、

ケウヤウクワン　敎養館　舊掛川藩の學校然れど、之れ文武場中の總稱にして學校の稱を、德造書院といふ【所在】遠江國佐野郡掛川城內字北門【起原沿革】舊藩主太田道隆の時、亨和二年肥後の儒者松崎慊堂を聘し敎授とせしより、學事擴張す、學派は初め朱學、後ち漢唐注疏を參へ、折衷學と爲す、明治初年上總松尾へ移封の後も、同國武射郡松尾字末廣に築き、舊稱を用ひ、明治五年八月之を廢す【構造】掛川は、地坪千五百十坪二分五厘、建物四百七十二坪、松尾は、地坪千二百七十一坪、建物四百六十四坪餘〇出板翻刻せし書籍は開成石本十三經、孟子大戴記此は舊佐倉藩と割合にて上梓す、其外海錄碎事、影宗本爾雅、五倫口解等あり（日本敎育史資料）

ケウリンガクカウ　敎倫學校　舊高富藩の學校【所在】美濃國山縣郡高富村【起原沿革】弘化年

間藩主本庄道貫、其子道美と共に、藩士を就學せしめんが爲め、江戶西丸下藩邸內に創立す、然れども小藩にして人員僅少なるに因り、藩政事務の餘暇を以て修學するに過ぎず、其子弟たる幼稚者と雖も、武技を兼修するが故に、專ら文學にのみ從事する能はず、從て本校關係ある著名の者あらず、嘉永の末年江戶麻布市兵衛町邸內に移し、後ち美濃國に轉ず【構造】凡そ長さ五間梁三間許の建物（日本敎育史資料）

ケウリンクワン　敎倫館　舊關宿藩の學校【所在】下總國葛飾郡關宿字櫻町【起原沿革】文政年間、久世廣運の時、之を創立す、天保中廣周業を繼ぎて學範を施す、明治五年遂に廢す【構造】地坪三百四十五坪、建坪七十一坪半（日本敎育史資料）

ケウリンクワン　敎倫館　舊名古屋藩の學校【所在】美濃國厚見郡岐阜町【起原沿革】岐阜は、もと名古屋藩の所轄なりしが、定りたる學制なく、慶應の末、該藩より此地に學舍を設け、敎倫館と稱す、而して敎育の方法等定りたる規則なく、和漢學科を生徒の求に應じて敎授す（日本敎育史資料）

ケウリンシヤ　敎倫舍　舊須坂藩の學校、後に立成館と改稱す、「リッセイクワン」を見よ、

ケウリンダウ　敎倫堂　舊神戶藩の學校【所在】伊勢國河曲郡神戶城內二ノ丸門前【起原沿革】學校の創立詳かならず、寬政中本多忠奝の世、既に神戶城の南大手內字丸ノ內に學校と稱するものあり、儒者一人、學校世話役二人を置き敎授を掌らしむ、文化九年十二月、忠升の世、學校を二ノ丸門前に移し、名づけて敎倫堂と稱し、學制を改革し、敎育を擴張す、明治初年忠貫學制の釐革を行ひ、諸則の改正を加へたり、四年十一月に至りて廢す〇出板に、猗蘭予三卷、猗蘭臺集十七卷、岫雲詩集一卷等あり（日本敎育史資料）

ケウワウゴコクジ　敎王護國寺　東寺（トウジ）を見よ、

ゲガキ　夏書　夏行九十日の間安居して經文を書寫するを云ふ、「アンゴ」の條參看、

ゲガキヲサメ　夏書納　四月十六日より七月十六日に至る一夏九十日の間、安居して聖經及び名號題目を書寫し、七月十六日夏解の日、堂塔伽藍に納め三界萬靈に廻向するを云ふ、「アンゴ」の條參看、

ケガヘ　毛替　江戶時代、田にうゑべきものを畑に、畑にうゑべきものを田に替へて植るをいふ、光格天皇天明四年八月、向後毛替を爲す分は、小前帳を撿し、享保二十年審查に准じ取箇を付すべき旨を達せり（大日本租稅志）

ケガレ　穢　觸穢（ソクエ）を見よ、

ゲキ　外記　【名稱】「トノシルスツカサ」と訓む、唐名外史〇外記出仕して、大臣以下尋常の政務をとる所を外記廳とも外記局とも云ふ、外記曹司廳（續後紀）、太政官候廳（三代實錄）、外記候廳（延喜式）、外記局（本朝世紀）とも云ふ、大內裏建春門の東、職曹司の南、左兵衛府の西、西雅院の北に在り、本廳七間二面、東及び北に廂なし、母屋は七間にて東西各二間、皆壁なり、北面の正中及び東西第二間に戶ありて、其餘の間は壁を以てす、西南廊六間（但南北兩端造り合せり）にて方檻、東面の檻外壇上、廳の南面壇に接す、壇下に溝あり、西面の南第三間に妻戶あり、軒廊北に行合て南廂の西第一間に接し、また南に行合て結政所（カタナシドコロ）の西第三間に接續す、南には別に一室あり、結政所と云ふ、外記の政務に關する書類を「カタネナスレ」より名づく、此の內に文殿あり、文書硯等を納め置く、外記廳にて年始、改元、廢朝等の後始めて政を行ふを外記政始と云ふ、「ゲキノマツリゴトハジメ」參看【職掌】太政官の主典なり、詔勅及び奏文を勘造し、或は公文を讀み、文案を勘署し、稽失を撿出する事を掌る、卽ち恒例臨時公事除目敍位等を奉行す【職員】大外記二人、正七位上、少外記二人、（後世三人となる）從七位上を以て定員となす、配下に史生十人、使部四十三人あり、後世少納言局を擔當するに至り、上首を局務と稱す、職原抄外記の條に、太政官中有三局、左右辨官（左右大史掌其局）外記是也、近代左大史祭左右、此云官務、外記上首此云局務、仍今稱兩局也、外記恒例臨時公事、除目敍位等事、奉行之官也、尤爲重職、近代淸中兩家任其職ことあり【起原沿革】文武天皇大寶元年始めて此職を置く、桓武天皇延曆二年其官位を進めて大外記を正六位上となし、少外記を正七位上となす、後世中原淸原の二家大外記を世職となすに至り、少外記又兩家の門弟中より器量拔群の人を以て任する事となりぬ、後ち崇德天皇の保延以降位一級を進められ、大外記從五位下、少外記を從六位下となしたり、外記の五位になりたるを外記大夫と云ふ、文治三年十二月一人を增して六人とす（令義解、續日本紀、十訓抄、職原抄、伊呂波字類抄、清原中原氏系圖、大內裡圖考證）

ゲキ　外記　禪宗僧にて書記の別名、頭首侍司の文案を司る（禪林象器箋）

ゲキ　下器　紫宸殿調度物の一にて、臣下に下し賜はる食物を入る器具をいふ、大內裡圖考證に、江家次第（二孟旬）曰、淸涼抄曰、云々、內膳下器、立第一間、又曰、御臺盤一脚、立南廂西二間、其西立入下物器（其體如敵舟）頭書云、下器、治曆燒亡之後

不レ立レ之、而久安、宇治左府、仰二內膳司一新造、令レ立レ之、其體如二內藏寮酒舟一云々○後竹林院左府記(旬次第)曰、次采女立二酒器一(注云)內膳下器、儲二四階事、是近代例也、次可レ立二下物器一(注云)江云、采女立二酒器於第二間一、內膳下器、立二第一間一云々、而近例除立レ之、雖二近例一、猶臨期立レ之、早立時、裝束司或被二召問一(中略)次一獻、供二御酒一、給二臣下一、次下物、內豎渡レ西受二下物一還來、給二臣下一(注云)北山、就二西階下一受二下物一還來給二臣下一、萬壽、內膳下部一人、開二唐櫃一以レ箸挾レ之、天永件下物入二辛櫃一、在二西階下一、御膳所刀子、下二堂上一、別之、或記、一盤炊粿、二堅鹽、三茄物、四干鯛、堅魚、合盛云々」と見えたり、

ゲキキヨク 外記局 「ゲキ」を見よ、

ゲキケン 擊劍 劍術(ケンジュツ)を見よ、

ゲキシユ 鷁首 龍頭鷁首(リヨウドウゲキシユ)を見よ、

ゲキタイ 鷁退(逆退) 藏人所(クラウドドコロ)の條なる六位藏人を見よ、

ゲキノタイフ 外記大夫 「ゲキ」を見よ、

ゲキノチヤウ 外記廳 「ゲキ」を見よ、

ゲキノマツリゴトハジメ 外記政始 〔名義〕外記の廳の政事始を云ふ、古くは正月九日行ひしも、後には吉日を撰びて之を行ふ、師光年中行事、執柄家年中行事に、十六日行ふとし、夕拜備急至要抄に、吉日を撰び十四日以後披露すと見えたり、外記は臨時恒例の政を行ふ官なるによりて、正月には先づ當年の政を行ひ初むる意なりと云ふ、又廢朝改元等の後に始めて行ふをも外記政始と云ふ〔儀式〕公事根源に、此日上卿以下位次の公卿ある折もあり、宰相廳につく、これよりさきに辨、少納言、外記史、結政(カタナシ)にて事を行ふ、上卿召あれば大辨も廳につく、かたなしの事はて ゝ南の所にて勸盃あり、いでたちとて出ざまにおの〱作法あり、事はて ゝ參內して左近の陣に著く云々」と見えたり、「ゲキ」參看(政始次第、北山抄、公事根源、大內裡圖考證)

ゲキブシ 外記節 淨瑠璃節の一種、薩摩外記の創めたるによりて名付く、又下り薩摩とも云ふ、元祿以後江戶市中に流行す、此の節に段ものなく、一段づ ゝの端ものなりといふ、外記幼名小太夫、二代目薩摩次郞右衞門につきてその藝を究め、遂に一派を始む、門人に源次郞、左源太、左平太、薩摩左內、薩內宮內、淸五郞、平太夫等あり(聲曲類纂)

ゲキブン 檄文 兵を募るためにかきたる文、羽檄(ウゲキ)參看、

ゲキモン 外記門 建春門の一名、「ケンシユンモン」を見よ、

ゲギヤウ 加行 佛敎にて、資糧卽ち修因の行に、尙行業を加增するを云ふ、修業の功を增加するの義、大藏法數に、同加行位菩薩由レ得二鄰知資糧一、加二功用行一而入二見道一住二眞如性一、是名二加行位一」、後白河法皇文治二年八月四天王寺にて三井寺僧正公顯より、傳法灌頂を受け給ひし時、三七日の加行ありし事玉葉に委しく見え、又增鏡うら千鳥の條、後宇多院御灌頂の段に、明る年の春八幡の御幸の御歸りざまに、東寺に三七日おはしまして、御灌頂御加行とぞ聞ゆる云々」と見えたり、

ゲキヤウ 夏經 安居(アンゴ)を見よ、

ケギヨ 懸魚 家屋の破風の拜下、又は左右に垂れたる飾板を云ふ、拜下のを「たも懸魚」左右のを脇懸魚とも降懸魚とも云ふ、和名抄に、屋脊桁の端に懸くる板の名と云へり、もとは水に因みて魚尾の形に刻み、火災を避くる厭勝としたるものなるが、後には飾となりて種々の形を爲すに至ると云ふ、形によりて切懸魚、三花懸魚、蕪懸魚、貝頭懸魚、梅鉢懸魚、二重懸魚(二重の突出ある懸魚)又左右に鰭ある場合には其形により雲懸魚、渦懸魚、若葉懸魚等あり、此の外猪目懸魚(猪目を附したる懸魚)あり、今玆に重なるものを圖にて示す(和名抄、家屋雜考、日本建築辭彙)

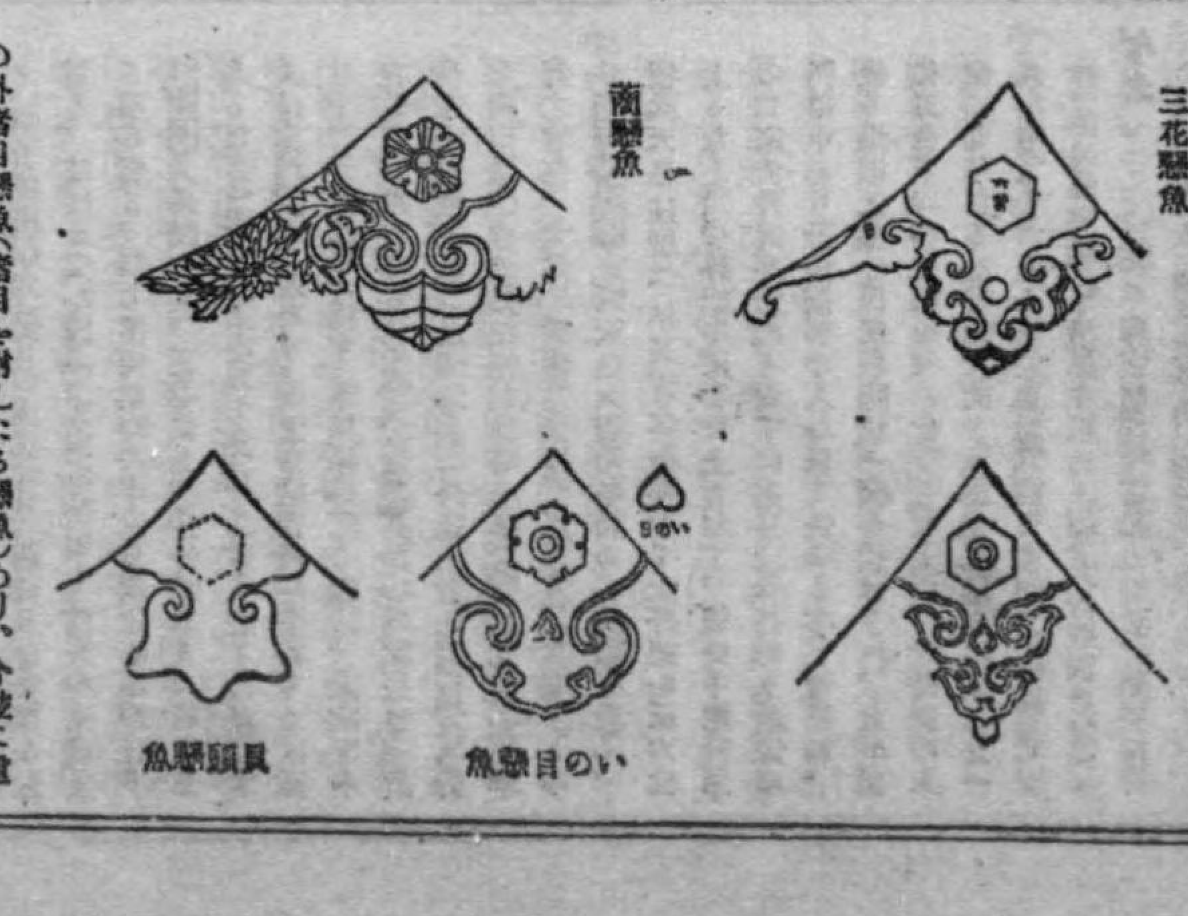

ゲキリウ 外記流 井上流(イノウヘリウ)を見よ、

ゲキリン 逆鱗 天皇の怒り給ふこと、天皇を龍に象りて稱する詞なり、韓非子說難篇に、夫龍之爲レ蟲也、柔可二狎而騎一也、然其喉下有二逆鱗徑尺一、若人有二嬰レ之者一、則必殺レ人、人主亦有二逆鱗一、說者能無レ嬰二人主之逆鱗一、則幾矣」とあるに據れり、

ゲクウ 外宮 伊勢國豐受神宮をいふ、皇大神宮を內宮といふに對しての稱、

ゲグツ 毛沓 毛のある沓を云ふ、帶あり紙の帶の如し、公卿勅使及び始終扈從の人用ふ、又撿非違使佐以下は假に從ひて之を著用す(飾抄、四三條裝束抄)

ケグルマ 毛車 檳榔毛車(ビラウゲノクルマ)を云ふ、牛車(ギッシヤ)の挿圖參看、

ゲグワン 外官 王朝時代、令制にて地方を治するものをいふ、卽ち地方官なり、京都の官人を內官と云ふに對しての稱、卽ち左右京職、攝津職、國司、郡司、太宰府、鎭守府等の官を云ふ(令義解)

ゲグワン 解官 官人の官職を解くを云ふ、これに(一)犯罪により解官(二)考により解官(三)理を以てする解官の別あり、(一)は、本人に犯罪行爲ある場合に官を解くものにして、また父子兄弟等の罪に連亘して解くこともあり、(二)は、式部省にて功過を考へ、私罪下中、下下、公罪下下に當るもの ゝ官を解くをいふ、(三)は、致仕、考滿、廢官、省員、充侍、遭喪、患解の七色あり、致仕とは、七十以上にして官を辭するをいひ、考滿とは、交替すべき年限の旣に滿てるをいひ、廢官とは其官名の廢せらる ゝをいひ、省員とは、其廳の官員を減省するをいひ、充侍とは父母の老病を侍養するをいひ、遭喪とは、父母の喪に遭ふをいひ、患解とは、疾病して百二十日を經るを以て解官するをいふ、以上の場合には皆其人の官を解くものとす(古事類苑法律部)

ゲグワンノヂモク 外官除目 縣召(アガタメシ)を見よ、

ゲゲ 芥下 藁履(ワラクツ)をいふにや、平家物語に、馬にばのらで芥下をはき」とみえ、また源平盛衰記に、佐殿の御座する處を屢履か ゝけ、うばけ ゝはきて」と見えたるが、今いふ上草履のことなるべし、

ゲゲ 解夏 安居(アンゴ)を見よ、

ゲコク 下國 國(クニ)を見よ、

ゲコクジヤウ 下剋上 室町時代の通語、下より上を凌ぐ意、剋は剋と同じく削り殺す意、卽ち剋上とは上を削るより起りし詞なり、是れ所謂戰國の時なるを以て門閥政治其弊を極めて、天子は將軍に制せられ、あれどもなきが如く、將軍は管領に制せられ、管領守護は亦各其重臣に制せられ、施設の事は皆名實相違し、突々私利を征り、朋黨をなし、陪臣其主を掩し、諸國の內亂沸起して、遂に群雄割據の基を爲すによりてなり(國史眼)

ケゴンジ 華嚴寺 〔所在〕美濃國揖斐郡谷汲村○谷汲山と號す、西國順禮三十三番札所打納の靈場〔宗旨〕天台宗、近江柏原驛常菩提院の末寺○本尊十一面觀音〔起原沿革〕傳に云、延曆十七年、豐然上人の開基、願主は、陸奧會津富岡の住人大口太領とす、太領京都にのぼり佛工に命じ觀音の像を造らしめ、本國に歸りけるが、中途養步に依り其像を此地に留む、其像に華嚴經を書きたりしを以て寺號とす、谷々の衆徒等、涌出の油(元亨釋書に、豐然精舍を構へんと石礎を掘りしに、油石中より湧出せりと云)を汲みて常燈に供しける故、谷汲を以て山號とす」と、延喜十七年、朝廷瑞應を聞き、華嚴寺の勅額を賜ひ、天慶七年勅願所と爲し、永久三年の亂に寺領沒收せらる、建武元年新田足利合戰の時、新田の一族堀口貞滿九箇年間當山の峰に籠居し、房舍悉く燒失す、本堂災を免る、永和中土岐賴康之を修造す、文明十一年本堂燒失、十四年再び之を建つ、德川氏の時、寺領四十石を有す、塔頭五宇妙應院、常照院、一乘院、普門院、地藏院といふ(美濃明細記、新撰美濃志)

ケゴンシユウ 華嚴宗 〔名義〕華嚴經を以て宗義とする故に名づく、華嚴とは、譬に就て名を立る者、華に生實の作用あるが如く、因位の修行には佛果を生ずる功能あることを表す、嚴とは、嚴飾にて、菩薩因位の萬行は果德を莊飾するを云ふ、梵語には、摩訶(大)毘佛略(方廣)勃馱(覺者)健拏(雜華)驃訶(嚴飾)素恒覽(經)と云ふ、漢譯に、大方廣覺者雜華嚴飾經と翻す、略して大方廣佛華嚴經と言ふ、更に精要を取て華嚴と名づく〔起原〕龍樹菩薩龍宮より將來する華嚴經に基き、天親菩薩は十地論を造て、此の經を天竺に弘む、支那東晉安帝義熙十四年、覺賢三藏、初めて六十華嚴を傳譯す、其後諸師歷々傳譯講敷す、杜順、智儼、賢首、慧苑、澄觀、圭峰、宗密等相繼ぎて敎理を極成す、我國は聖武天皇天平八年七月唐の道の律師來朝して始めて華嚴宗を弘む、時に東大寺良辨、元興寺の嚴智に投じて本宗を弘めんとす、智辭して審祥を奬む、辨大安寺に往き、審を屈請す、祥辭す、辨奏して勅命にて召す、十二年十月東大寺法華堂に諸名僧を集め、審祥を師宗として華嚴を講ず、是を本宗講演の初めとす、爾來絕えず永式とす、故に本宗は聖武天皇を初興の大壇主にして、道璿之を開宗し、審祥法匠となり、良辨之が發願弘通者とす、辨初め法相を學び、後ち華嚴宗を崇道天皇に授く、天皇大安寺に東院を建て宗を弘む、其外藥師

寺に正義、長朗、明哲、義正、嚴智等、東大寺に良辨の弟子實忠、安寛等各相承弘通す、實忠の高足等定河内西林寺に住して宗を弘む、桓武天皇西林寺を修造し、東大寺を興隆し、華嚴を顯揚し、等定を東大寺別當となす、是に於て本宗大に興り、眞俗二門併立す〔本山寺〕等定の弟子正進、長歳、道雄、基海、良緒等相繼ぎて弘傳す、緒の弟子光智、村上天皇天暦元年に始めて尊勝院を建て、永代華嚴弘通の本處とす、智の五世に良覺あり、覺の門人に如幻景雅の兩哲あり、如幻は播磨に性海寺を建つ、景雅の門人高辨あり、一乘を顯要して、高山寺を開き、本宗を弘む、辨の弟子喜海あり、海の次に照辨、辨清、經辨等相次ぎ弘傳す、後白河天皇の代辨曉あり、中古の英匠とし、宗風を紹隆す、後嵯峨天皇の朝に宗性あり、本宗を興隆す、其弟子凝然奥義を極め、三論法相の宗致を研究し、傍ら孔老百家の學に通す、弘安の始め講を大佛殿に開く、正應四年華嚴大經を金剛山寺に講敷す、四衆雲の如く集る、後ち大覺寺宮に召されて五教章を講じ、國師の號を賜はる、本宗は東大寺を本山とせしが、明治五年九月の布告にて、淨土宗の所轄となる、十九年六月獨立の許可を得て、東大寺を管長所在の地とす(佛教各宗綱要)

ゲコモリ 夏籠 安居(アンゴ)を見よ、

ケサ 袈裟 〔名義〕僧侶の服の名、梵語、加羅沙曳の略、穢衣(初譯の時、其色濁れるを以て名づく)染色衣(俗人白色の衣に異なれる故に名づく)、方袍、方服ともいふ、原語は不正色、又は雜色の意にして、卽ち色によりて名とす、又離塵服、消瘦服、蓮華服、間色服、無垢衣、功德衣、忍辱鎧等と義譯す、猶委くは翻譯名義集を參看すべし〔種類〕大衣(梵語僧伽梨の義譯、僧伽梨は合とも重とも云ふ、割て合せ成すを云ふ、又雜碎衣、衆集衣とも名づく、條數多ある故也)、七條衣(梵語欝多羅僧、上著衣、中價衣、覆左肩衣とも名づく)、五條衣(梵語安陀會、中著衣、中宿衣、下衣、裏衣とも云ふ、身に近く著住する故也)等あり、大衣(九品あり、廿五條、廿三條、廿一條、並に四長一短、是を上品となし、十九條、十七條、十五條並に三長一短、是を中品となし、十三條、十一條、九條並に兩長一短、是を下品となす)七條五條を三衣と云ふ、又三衣より轉じて、絡子(卽ち掛絡)兜字袈裟、輪袈裟等を製することゝなり、絡子は禪宗淨土宗、兜字袈裟、輪袈裟は天台宗眞宗等にて著用す、而して袈色は、赤濁色を本義とし、木蘭樹、乾陀樹、菩提樹皮等を以て染めしが、是等の樹皮得難きを以て諸果汁を以て染め、衆多黑少の色と爲す、或は黃赤、緋赤等となす〔沿革〕佛陀は、出家の形相を表示せんとし、殊に壞色の布片を綴り合せて之を製し、諸弟子をして著用せしめたり、然るに後世僧尼の風儀漸く變ずるに隨ひ、袈裟は却て彼等の美麗なる服章となるに至れり、唐開元二十年波斯王僧及烈を唐に遣はす、勅して紫袈裟を賜ふ、僧に紫衣を賜ふ始めなり、本邦にては聖武天

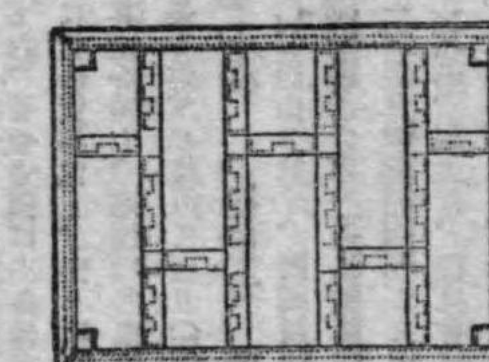
(五條)

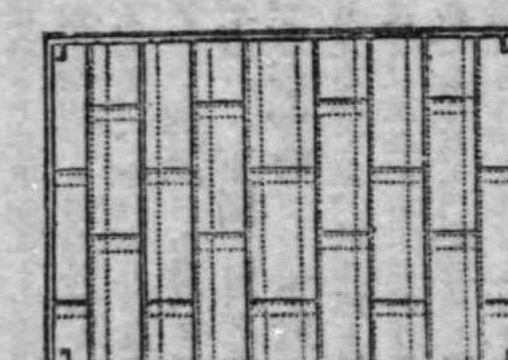
(九條)

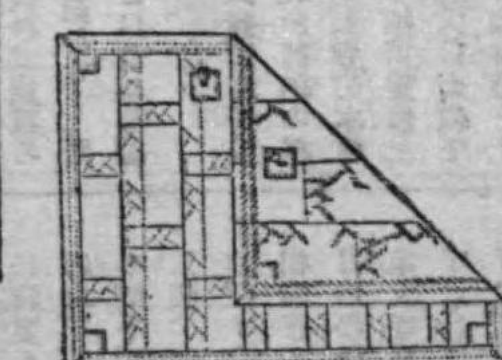
(七條)

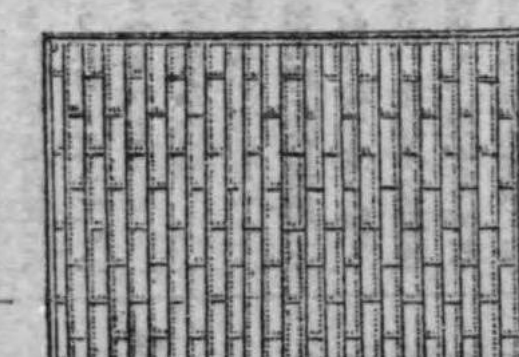
(二十五條)

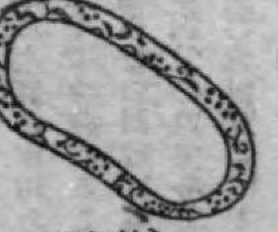
(輪袈裟)

(懸絡)

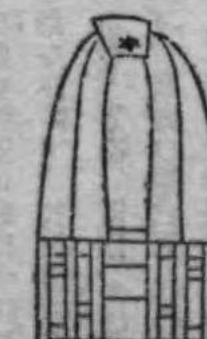
(淨土宗掛絡)

皇靈龜二年僧玄昉入唐して學ぶ、唐帝昉を尊び三位に准じて紫袈裟を著せしむ、是より後、我國紫袈裟を著けしむ、後には僧官僧位、又は法會等によりて衲橫皮(「トツイ」を見よ)、甲袈裟(「カフゲサ」を見よ)、又は平袈裟(「ヒラゲサ」を見よ)等を著す、海人藻芥に、紫袈裟は、醍醐方の若僧綱用レ之、仁和寺には坊官、僧綱用レ之、園城寺(一本三井寺に作る)同前、無紋紫なば叙二三綱法橋等一後用レ之、近比用二有紋一聟有レ之、過分之至不レ可レ然也」、と見えたり(釋氏要覽、飜譯名義集、古服圖儀、法中裝束抄、法體裝束抄)

ゲサ 下座 貴人に對し禮を行ふ時、座より下り蹲踞(ツクバ)ふことを云ふ、殿居囊に、「番所より諸門下座定の次第、御三家方、並御嫡子方、御簾中方、御三卿方、同御嫡子方、御簾中方、日光御門主、公家衆、並御門主、御老中、所司代、御側御用人、大阪御城代、若年寄、右總下座、御側衆御留守居、大目付、御目付、右不レ及二下座一行儀膝直の拍子木一ツ打候事、御三家方御三卿方日光御門主には番士一同薄縁下座蓙を放れ平伏、三ツ拍子木總下座、二ツ拍子木半下座、但御張出下座書に半下座と中筋無レ之、總下座膝直計也、半下座は御門番私の懇意綠邊、或は老若の嫡子致候下座也、御三家方は夜中の無二差別一及二下座一其外は行燈出候得ば不レ及二下座一御老中御名代の節は、可レ爲二格別一候事○六ツ時御太皷亦り候て相越、其節都て下座請之候、歸り候節者下座請不レ致候事」とあるにて之を知るべし、なほ賤民は路頭に於て貴人に遭遇したる時、地上に蹲踞して敬意を表するの事あり、之を土下座と稱す、

ゲサイノオカユ 解齋御粥 六月十二日、卽ち神今食の翌日神事の齋をとかれし時に聞召す粥をいふ、江次第に、主水司自二御膳宿方一供二御膳一、其儀釆女二人昇二御臺盤一立二於晝御座一大床子之前如レ常、次藏人供二御粥一(堅粥也高ク盛レ之)次又供二和布汁物一(以上居二土器一)次藏人付二女房一奏二供畢由一、次主上經二朝餉一着二御晝御座大床子上一、次三箸替レ之、次入二御手袖一、祈念給、立二御箸粥上一、入御云々」と見えたり、「ジンコンジキ」參看、

ゲサイノオテウヅ 解齋御手水 神今食の翌日神事の齋をとかれし時にめす御手水をいふ、六月十二日禁中御手水の間に於てす、江次第に云、平旦主殿司自二御湯殿方一供二御手水一、次宸儀著二大床子一、女房二人供奉御手水云々、裏書云、陪膳以レ杪三度沃レ之、獻二御中次一、著二朝殿一(三歩向レ巽)行云々」、建武年中行事、公事根源等にも見えたり、「ジンコンジキ」參看、

ケサウブミ 懸想文 「ケサウブミウリ」を見よ、

ケサウブミアハセ 懸想文合 艷書合に同じ、「エンショアハセ」を見よ、

ケサウブミウリ 懸想文賣 〔名義〕京都に於て、毎年正月のはじめに、懸想文を賣り歩く者をいふ、〔起原沿革〕起原詳かならざれども、文治建久の頃懸想文のありし事、左京大夫信實が艷草子に見え、下りて江戸時代に至りては最も流行を極めたり、而して其出でたち及び懸想文につきては、曾呂利狂歌咄前編の下卷(寛文十二年刊本)京都桂の里の事を記せる滌に「往昔正月元日の朝より十五日まで、年毎に假粧文とて賣りけり、其出立は赤き布衣に袴の襴高くとり、侖夫れより前には烏帽子を著せりとかや、中比は編笠を被り覆面して、都の町々を賣けり、是を買人あれば、ほそき疊紙の中に洗米二三粒入れたるを假粧書と名付て渡す、一錢より百錢までも、代は人の心にまかす、扨其祝言は、買ける人の、或は夫婦の語らひの事、或は商賈の事、又は物かく事、其外何にても望む事を、樣々に目出度云ひつゞけて打とほる、いと面白く、賣りける聲やさしうきこえしを、時世のありさまおしうつされ、今は絕えけるにや、此頃の若き人は知りたるものなし、是は祇園の犬神人なりや、又は桂の里より出る男にや、其出る所を知らず云々」と見え、また雍州府志に、其爲レ體中薙髮、不レ僧不レ俗、橫二太刀一常出ヨ入武門一賣二弓矢一、每年正月上旬、身著二赤布衣一、頭戴二白布巾一覆二頭面一纔露二兩眼一而賣二紙符於市中一、是謂二懸想文一、想文所レ所懸念之事、或新二良緣一、或索二富貴一(中略)強指因二其所レ願、而口唱二其事一、則授二其符一、十四日夜與二爆竹一同焚レ之、然則化レ令レ如レ願云」とあり、以て其體と懸想文との大要を知るべし、蓋し懸想文とは、戀文の意にはあらずして、岩瀬京傳が「懸想文とはいへど、女文の樣にかけるものにあらで、紙符を懸想文と名づけて、いまだ嫁せざる女の良緣を祈りしものならめ」といへるがごとくなるべし、而してなほ上に擧げたる、曾呂利狂歌咄によれば、寬文の際旣に其頽れたること明なり、然るに文化十五年の正月に至りて再興し、此時に及びては、文人等古への獻書を學び、風流を主として文を認めるの風を生じたり、いま屋代弘賢の作りたる懸想文を左に揭げて其一斑を示す、

かけひの水のとくるをたよりに山端のわらひ顔もやと、なにはのあしのみじかき筆をそめまゐらす、御くしは柳のいとのゆらゆらとめてたく、雪のむらこの御もとゆひに、梅か香のうちかほり、もちゐかゞみの重ねき玉へる御ゑりつきの白さに、松のみとりに紅の霞の衣のひきあはせを、春風のふきなびかし、しとけなき御物ごしこそ、常よりも忍

ひかだくて、下もえ初る若草のこれよけにゐくの葉のあしまても見まほしけれ、梓弓ひかはならんの御返事もあらは、あすのれの日は、ともに千世もと祝ひなむかしく、

春たつ日こその暦とふるされし身のうし松ふけさあら玉るおとらさまゝゐる

されどこは文人間一時の戯たるに過ぎずして、維新前まで一般に行はれたるは、文には定まりたる辭あるにあらず、また年々によりて異りたるものにて、多くは新玉の壽など目出度事のみかき連れたり、而して其裝は宮川舍漫筆に、赤き布衣に烏帽子を冠り、文は梅の枝に結びわけて、肩に擔ひ、大晦日の夜より元日の朝まで、懸想文召せ〳〵と呼びあるき、人の求むるまゝに與ふ」と見ゆ、これを買ふものも賣る者も、何の爲といふこともなけれど、恰も江戸の寶船に於けるが如く、宮家の若き子弟の戯なれば、其歸るさに、祇園等の狹斜の地を示すを樂しみと爲す、故に懸想文賣は、鴨河の東に多くして其他は少なかりき、維新の際に至りて全く絶えたり(懸想文賣考、風俗畫報)

ゲザミ 下座見 江戸の城郭門、其他番所の下座に在て、三家及び老中若年寄兩目付等の出入を報告する者をいふ、「ゲザ」參看、

ケサン 計算 紙を鎭する具の名、又壓尺、書尺、卦算とも書く、文鎭と同じく銅、鐵、鍮石を以て作ること常なり、其形狀長短一ならず、或は二尺或は三尺等のものあり、又玉を以て作るもありと云ふ(運歩色葉集、節用集大全、和漢三才圖會、雅遊漫錄)

ゲザン 見參 「ゲンザン」を見よ、

ゲシ 下司 もとシタヅカサとも云ひて卑き官人を云ひしが、後には專ら庄園の役人にのみ唱へたり、桃元問答に、下司といふは、郷司庄司などの中にて、上司中司(中司の名阿蘇文書に見えたり)下司と各等を立ていひたる下司にて、一職を限りていひたる職掌にはあらず、郷司庄司の中には、政所年預田所圖師公文御藏などいふ色々の諸職どもありて、其中にては政所といふは、一所の管領にて上司ともいふべき物なれども、其餘の諸職はいづれを中司、いづれを下司と定めたるにや、其各等をつばらにしるしたるものなければ、詳しき事はわきまへがたし云々」と見ゆ、また庄園の役人をいへること庄園によりて一の職を限りて名付しも往々ありて、朝野群載に補御庄司、右大臣家符、尾張國富田庄大勝少進平季政、宛人補二任下司職一、可レ令レ執二行庄務一之狀、所レ仰如レ件、康和五年二月」と見えたり、多くは庄園の雜務を執行す、

ゲシニン 解死人 江戸時代に、下手人(ゲシユニン)を訛りていへる詞、同條を見よ、

ケシノカ 芥子香 護摩供に芥子を燒く其香をいふ、寃怨などを降伏するには白芥子など用ふといへり、源氏物語に、「御衣なども、たゞ芥子の香に染みかへりたまへり」と見え、蜻蛉日記に「けしやき」とも見ゆ(倭訓栞)

ゲジヤウ 解狀 解を云ふ、「ゲ」參看○又鎌倉室町の兩時代に、訴訟の時、原告と被告とより幕府に差出す訴陳兩狀をいふ、尙ほ目安(メヤス)を見よ(古事類苑法律部)

ケシヤウノイタ 化粧板、鐙(ヨロヒ)の名所を見よ、

ケシヤウノマ 假粧間 大內裡外記廳結政所の西北に在り、東西一丈、南北二丈、屋制片廂、四は東面の片屛に注ぎて北屛に連なり、北屛二間なり、又假粧間の西北に屛あり、東西一丈餘に及ぶ(年中行事畫)

ケシヤウバカマ 化粧袴 四幅袴を云ふ、江戸時代化粧袴の一名、「スソホソ」又は「フンゴミ」など云ふは四幅とは別なり、「シブカカマ」參看(貞丈雜記)

ゲシヤクバラ 外借腹(外戚腹) 妾腹の子をいふ、語林類葉に、今俗妾腹の子をげしやくばらといふ、即外戚腹の字也、但內外戚といへるは、內戚は父方、外戚は母方なればこそ歟にもおやのなやどちとよみて、嫡妻の子をいふなれ、外戚は妾腹の意ならぬを、いかゞ心得て外戚腹といひて妾腹の事とはなしけん、おぼつかなし、恐くは正字をたどらぬものゝ下借腹などゝあて字せしよりのひがこゝろえにや、源氏物語孟津抄外戚腹なればと也、うつほ物語に、ないしやくにも、げしやくにも、女といふものなんど、らしく侍る、瑠璃に、御このかみにて、ものし給へど、御けさくのよわきは、今も昔もかゝるこそ云々」と見えたり、

ゲシユ 化主 禪宗の僧にて、市廛街坊を勸化し、檀越の施與を得るもの、又街坊化主とも、街坊とも云ふ、又供養主とも云ふ(禪林象器箋)

ゲシユニン 下手人(解死人) 名義 江戸時代に於て、(一)手を下して人を殺したる者の稱、(二)庶民を斬首する刑を云ふ、喧嘩、口論其他不慮に人を殺したるものに適用す、又別に死罪あり、盜賊、追落、巧事等、罪の性質惡むべきものを處したり、されば死罪も下手人も等しく庶民を斬首する刑なれど、犯罪の性質により、其名を異にせるものと知るべし 方法 刑は牢屋敷內の切場にて行ふ、其法まづ囚人を牢屋より呼びだし、牢庭改番所に掛りの諸役人一同立會し、其本人に相違なきや否やを確めたる上、撿使宣告文を讀み聞かせ、畢りて斬首場に誘引し、入り口にて目隱しを爲す、半紙二つ折、細き藁繩もて頭の後にて結ぶ、かくて打役四人先行し、非人三人に引かれて出づ、鑰役囚人の名を問ひ答を得て、直に斬首場に居へ、筵の上に座せしめ、手傳人足所持の小刀にて、切繩の背結目より襟の下へ上げ、咽喉輪切捨て、著服を引き下げ、兩肩を裸にし、手を添へ首を延させ、首討役たる町同心これを打つ、又討役同心と相對にて、平川町の山田淺右衞門が執刀することもありき、斬首場は地面を凹め、上に筵を敷く、此內へ首を斬りて、死骸は手傳人足兩足を引き、血を凹內へ落すなり、而して死罪には、その死骸をば樣斬(タメシギリ)に用ひ、かつ本人の田畑、家屋敷、家財等を欠所に處せども、下手人には一切其事なし、要するに、死罪に比し一段輕きものといふべし、死刑(シケイ)死罪(シザイ)參看(御定書百ヶ條、刑罪大祕錄、德川時代御仕置、德川政刑史料)

ゲジヨウ 下乘 名義 馬及び駕籠、輿車等の乘物より下ることをいふ、貴人に對して行ふの禮、また神社佛閣、其他の境內へ乘車乘馬にて入ることを禁ずる所に、下乘或は下馬との文字を記したる制札を建つるあり 起原沿革 起り詳かならず、續紀文武天皇大寶二年七月の條に、有レ勅斷二親王乘馬入一レ宮門一と見えたるは、下馬の制、史に見えたる始めなるべし、儀制令に、下馬拜禮の制を定め、違ふ者は笞四十罪に處すべきこと見えたるが、是長者に對する禮なり、制札を建つること鎌倉時代より始まりたるが如し、吾妻鏡仁治二年十一月二十九日の條に、未剋、若宮大路下下馬橋邊騷動、是三浦一族與二小山之輩一有二喧嘩一」また寬元四年五月二十四日の條に、鎌倉中民不レ靜、資財雜具運二隱東西一云々、已被レ固二辻々一、遮谷一族等左親衞、令レ警二固中下馬橋一」とあり、其所に下馬するが故に下馬橋と名づけたるなるべし、或はいふ、下馬札に菅家の筆、或は小野道風の筆、或は大師の筆などありといふ者あり、或は高雄の下乘碑に、正安三年十月日造立之、檢大僧都實瑜敬白と題せしものあれば、石榜のものもありしなり、貞丈雜記に、「下馬札立つる事は、退凡下乘(タイボンゲジヤウ)の卒都婆にならひて立始めける事歟、是れもたしかに定めがたし、古事談に云く、昔爲二公家御祈一被レ行二八講一けるに、退凡下乘の卒都婆の銘いかゞ書きたると問ひたりければ、金輪聖王(コンロンジヤウワウ)天長地久御願圓滿とこそ書きたれと答へけれ云々」(横川後法橋顯意阿闍梨之答也、後鳥羽法皇御登山の時の事なり)、つれ〳〵草に云く、退凡下乘の卒都婆、外なるは下乘、內なるは退凡なり云々(山の內に立るは、退凡の目じるしの卒都婆なり、退凡とは、是より內へ凡人を退けて入れぬなり、山の下外に立るは、乘りたる輿車より下る目じるしの卒都婆なり、つれ〳〵草の、壽命院抄に西域記を引きて、天竺國靈鷲山(レウシユセン)にて釋迦如來說法の時、の卒都婆を立てし由見えたり)、下馬札は、もし此の退凡下乘の卒都婆を學びて立始めたる歟、いつ頃より始りたるか詳ならず、古より禁裏の御門外に、下馬札立つる事無ければ、國史實記に下馬札の事みえず、靑蓮院殿に、世々下馬札の筆法を傳へられしとかや、みだりに書けば、其の所にわざはひありと云ひ傳へたる事も有るにや、かの筆法はいつ頃より何方に立てし古法を傳へられしやしらず」と見ゆ、江戸幕府に至りて其制また定る、江戸城門外の橋々、卽ち大手門外堀端の左右、內櫻田門外左右、西丸大手門外、平川口外、坂下門外、矢來門外等に下馬の制札を建つ、而して下乘の場所は、武家嚴要に、攝家親王方は玄關横附、但打物御白洲まで、芝方丈は玄關前、御三家、公家衆中尺、加州百人外番所上の方まで、諸大名、大手の方百人番所捨柱限り、桔梗の方、武者走り石角限り、但乘物棒先、西丸は、御三家方公家衆中御門、加州大手橋際まで、諸大名同所腰掛、此方より七本目杭限り棒先、但平常は腰掛三間より上は內下乘の分、右間合にて外殘供殘す、御三卿方は平川登城御風呂屋口まで御乘輿、同所まで御道具一本持込む、下馬下乘腰掛駕籠に乘物置く分は、溜詰老中、京都所司代、大阪城代、御側用人、若年寄、御側衆、」と見えたり、

ケセノコホリ 氣仙郡 所在 陸前國 起原 嵯峨天皇の弘仁元年十月に始めて見えたり 沿革 延喜式「ケセン」と訓ず、和名抄に、氣仙(ケセ)大島(オホシマ)氣前等の鄕あり、後世南境を割て本吉郡に屬す、郡名考以後又「ケセン」と稱し、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ゲリウ 下僧 下法師を云ふ、

ケリク 華足 箱、机、臺等の足を花形に彫りたるを云ふ、源氏物語、紫式部日記等に見えたり(倭訓栞)○禁祕抄に、大臣辭表有二勅答一第一表以二近衞將一返給、二度以不レ加二花足一」と見えたり、

ケリロヘ 毛揃 撿見(ケミ)を見よ、

ゲダイ 外題 書物の名を表紙の上に記せるもの、題簽とも云ふ、後ち轉じて標題に云ふ、又題籤とも云ふ、歌草子類は端に書き、物語類は凡て中に書くを故實なりと云ふ、佛書は天台宗延曆寺は中に、三井寺は端に書くと云ふ(塵添壒囊抄、衣鉢庭訓抄、東野州聞書、入木道書式、安齋隨筆)

ゲダイ 外題 下より解狀を奉りて、裁許を

讀ひし時、直に其解狀の端に書したる裁決文を云ふ、土地を安堵したるものを外題安堵と云ふ、「アンド」參看（黑板博士說）

大田莊沙汰人解文附國司外題（資簡集所收）

ゲダイアンド 外題安堵 外題（ゲダイ）及び安堵（アンド）を見よ、

ゲダチ 夏斷 安居（アンゴ）を見よ、

ゲダツ 解脫 貞慶（ヂヤウケイ）を見よ、

ケタノコホリ 氣多郡 **所在** 但馬國 **起原沿革** 桓武天皇紀延曆三年十二月に始めて見えたり、延喜式又氣多に作る、今之に從ふ、和名抄に、太多（タヽ）三方（ミカタ）樂前（サヽノクマ）高田（タカタ）日置（ヒオキ）高生（タカフ）狹沼（サノ）賀陽（カヤ）等の鄉あり、此郡東北隅狹沼鄉の地、後に城崎郡に入る、明治二十九年全郡を城崎郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ケタノコホリ 氣多郡 **所在** 因幡國 **起原沿革** 古事記氣多之前あり、蓋此郡の海濱を云ふ、延喜式又氣多に作る、以後同じ、和名抄に、大原（オホハラ）坂本（サカモト）口沼（クチヌマ）勝見（カツミ）大坂（オホサカ）日置（ヒオキ）勝部（カツベ）等の鄉あり、郡の東北隅末常保の地、後に高草郡に入る、明治二十九年高草郡と合して氣高郡と爲る（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ケタノジンジヤ 氣多神社 **所在** 能登國羽咋郡一宮村一ノ宮寺家〇一に氣多大神宮と稱す、能登國の一宮、現今國幣中社 **祭神** 大己貴命 **起原沿革** 創建詳かならず、神代より鎭座し、崇神天皇の時、勅して建立すといへり、天武天皇の時造營、稱德天皇天平神護元年神封三十戶を充奉り、神護景雲二年十月封二十戶田二町を寄せ、桓武天皇延曆三年三月正三位を授け、後ち勳一等を加ふ、文德天皇の時、正二位に叙され、仁壽三年八月封戶十烟位田二町を加ふ、淸和天皇貞觀元年正月正一位を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、白河天皇承曆四年六月御卜に氣多神の神事を穢ぜる祟あるを以て、使を遣して社司に中祓を科す、後醍醐天皇建武中、勅して國中租稅十分一を以て社頭悉く造立せしめ、後土御門天皇應仁文明の頃、兵亂の爲めに社殿等破壞せらる、永祿の年造營あり、天正の頃また上杉氏の爲めに頽敗に及び、十二年諸堂造營、爾後屢々修理經營あり、明曆の時、社領三百五十石を有す、明治の代に至り國幣中社に列す、祭祀には、二月初神幸祭あり、十一月中巳日又祭を行ふ、本社に仕ふる者宮司禰宜祝等あり（能登名跡志、神祇志料、官國幣社一覽）

ケチエン 結緣 佛敎にて佛道にちなみを結ぶを云ふ、卽ち因緣を結ぶなり、大藏法數に、結緣衆者、曰結二聞法因緣一之衆也、蓋由二過去根淺一、三慧不レ生二現世一、雖二見佛聞法一、而不レ能レ獲レ益、但作二未來得度因緣一也」と見えたり、

ケチグワン 結願 日數を定めて佛に立願修法したる終の日を云ふ、御室相承記に、後高野御室（道法）御修法事、愛染王法、建久元年四月廿一日、甲辰、院御祈於二六條殿一被レ行レ之、同廿七日辛戌結願、吉部祕訓抄に、建久元五廿八經房死去、今日最勝講結願也」と見えたり、

ゲチサツ 下知札 制札に同じ、親井日記信長公勢從二四日一亂入の條に、大將宗長一々御覽あられ、小野木左兵衛谷民部を始として、一揆惡黨の頭人分どもの首を百二十餘首札たしかに付て獄門に掛ならべ、御下知札立られて候云々」とあり、

ゲチジヤウ 下知狀 鎌倉幕府以來公事奉行人、將軍の仰を奉じて下知する文書にして、もと下文より轉じたるものなり、吾妻鏡には、旣に治承四年十月十八日の條に、此樣式あるを見る、されば始めは下し文ともいへり、後ち下文と併び行はる、やゝ下文は庄園または其住人に下し、下知狀は、御家人以下の地頭等に下し、北條氏これに連署せり、この內鎌倉より出すものを關東下知狀といひ、六波羅より出すものを六波羅下知狀といふ、裁許の如き多くは下知狀なりき、簡禮記に、之を奉書ともいふとあるは、室町時代の事にて、足利氏將軍となりて後は、下知狀、御敎書等の樣式相混同して、更に奉書なる文書を生じ、下知狀奉書共に、同じ樣式のものとなり、下知狀の堅文なると對して、奉書は折紙に書するの差あるのみ（黑板博士說）猶奉書（ホウシヨ）下文（クダシブミ）參看すべし、今左に一例を示す、

可早守仰旨致沙汰備後國大田庄訴申兩條事

一可レ停二止爲二惣追捕使一煩中庄民上事、

右寄二事於惣追捕使之沙汰一、猥云煩二庄民一之由、有二其訴一、所行之旨、尤以不便、自今以後可レ停二止其煩一、

一可レ令下庄官無隆光家等勤中仕內裏大番上事、

右依件役不レ可レ致二庄家煩一、守二次第月充一可レ勤二其役一、然者此外更不レ可レ云レ煩、

以前兩條、依二前右大將殿仰一下知如レ件、

建久六年六月五日

平（盛時）（花押）

前右京進（仲業）（花押）

前因幡守（廣元）（花押）

高野山金剛峯寺丹生社領和泉國近木庄段錢、並臨時課役以下事、被二免除一訖、早任二先例一、可停二止守護使二入部一由、所レ被二仰下一也、仍下知如レ件

嘉吉元年十二月十七日

右京大夫源朝臣（細川持之）（花押）

ゲヂシユシヤ 下知取捨 鎌倉時代裁判の時、評定沙汰落著の後、奉行は其事書によりて、下知の案文を草して披露するを云ふ（沙汰未練書）

ゲヂン 解陣 警固を解くをいふ、賀茂祭の終りたる後、六衞府が警固の陣を解き、また事あるの時、三關を警固したるを解く等皆解陣と稱す（內裏式、江次第、公事根源）

ゲヂヨ 解除 喪忌解けて凶服を除くを云ふ、除服に同じ、

ゲツアン 月庵 宗光（ソウクワウ）を見よ、

ケツクワク 闕畫 天皇の諱を避けて其文字の字畫を省くを云ふ、支那中古以來の制、假令ば李唐の代には、太祖の諱虎を避けて虎と書き、高祖の諱淵を淵とし、太宗の諱世民を廿巳とし、今の淸にては、世祖の諱胤禎を避けて胤禎とし、高祖の諱弘曆を弘曆と書く類なり、我國には古來より諱を避けたれども、其詞のみにて文字を忌む事なし、寶永の頃新井君美幕府の制度を變更せし時、支那に倣ひて天皇の諱を闕畫する事となし、公私の文書にみな之を用ひしめしより、遂に習俗となれり、明治元年十月闕畫の制を定めて、惠統睦の三字は諱に付き、惠統睦としたりしが、同五年正月二十七日左院の奏議によりて令して闕畫の制を廢したり、左院の奏議は闕畫の一般を知るに足るを以て左に擧げて參考に供す（圖書寮記錄、闕畫擬頭、平出氏「闕字考」）

御諱ヲ書スル節、闕畫ノ體ヲ相用候儀、何レノ時代ヨリ相始リ候事哉、漢土ノ例ヲ因襲致シ候事ト相見エ候得共、漢土ニ於テモ古代其例無レ之、季世ノ風習ト相見エ候ニ付、以來闕畫ノ儀、御廢シニ相成可レ然ト存候事、

ケツクワンノチヤウ 闕官帳 官の闕員を外記方にて記したる帳を云ふ、江次第に、闕官帳有二二卷一、正官權官也、取二當時內外官之闕一也、最先以二此帳一者、爲二主上一令レ知二其闕一給而被レ任レ人也、長二尺五六寸、家說用此式二尺三寸一尺七八寸此外有レ說云々」と見えたり、

ゲツクワモン 月華門（月花） 大內裏の門、安福、校書兩殿の間に在り、南殿の前の大庭の西向の門なり、右近衛の陣と號す、日花門と相對す、江次第（新嘗會裝束）に、自二月華門內一、南腋靏上、南行、服二同儀一條一云々」と見えたり（大內裏抄、大內裏圖考證）

ゲツクワモンヰン 月華門院 **名諱** 綜子 **系統** 後嵯峨天皇第一皇女、母は大宮院 **事蹟** 寶治元年十一月一日內親王と爲り、弘長三年七月二十日准三宮、同日院號、文永六年三月一日薨す、年二十三（女院小傳）

ケツゲ 結解 勘定を爲す事を云ふ、結は算を入て數を置くを云ひ、解は算用終りて其理を遂ぐるを云ふなり、貞永式目に、諸國地頭令レ抑二留年貢一所當事、右抑二留年貢一之由、有二本所之訴訟一者、召二遂結解一可レ讓二勘定一」とあり、

ケツゲ 結夏 安居（アンゴ）を見よ、

ケツケ 毛付 陸奧交易御馬御覽の時、一々馬の毛付を書きとむる役を云ふ、禁祕抄に、上卿進二簀子一候二毛付一也」とあり、

ケツケ 毛付 軍陣の時、主なる敵を求め出し、同僚と競爭して打取ることをいふ（餘錄）

ゲツケイ 月卿 公卿を云ふ、禁中を天になぞらへ、天皇を日になぞらへしに對し、公卿を月になぞらへ唱ふるの稱、尙書洪範に、王者惟歲、卿士惟月、師尹惟日」と見えたり、歌には月の林とよめるもあり、六代勝事記に「月卿かげをまじへて、杉山にのぼり云々、太平記資朝俊基關東下向の條に「たまく上臥したる月卿雲客も何となく世の中の亂れ云々」と見ゆ、「タギヤク」參看、

ゲツケイジ 月桂寺 **所在** 武藏國東京市牛込區市ヶ谷河田町〇正覺山と號す **宗旨** 臨濟宗、鎌倉圓覺寺派〇本尊釋迦如來 **起原沿革** 濟江通玄院徹翁の創立、喜連川家の香華院なり、文祿年間の基立にして雪山和尚を開山とす、初め圓桂山平安寺と

稱す、明曆元年寒蓮川賴純の嫡女月桂院を葬りてより寺號を改む、是より柳澤氏の菩提寺たり（江戸名所圖會）

ケツコク 闕國　國司の闕けたる國をいふ（羽倉考）

ケツコン 結婚　婚禮（コンレイ）を見よ、

ケツジ 闕字　文章の中に、帝王高貴の人に係る稱號の出てたるとき、敬ひて其上に一字或は二字闕くべき程の間を明けおくことを云ふ、此事支那中古の制にて、我國にては文武天皇大寶令制定の時これに倣ひて制定したり、公式令によれば、大社、陵號、乘輿、車駕、詔書、勅旨、明詔、聖化、天恩、慈旨、中宮、御（謂斥ニ至尊一）闕庭、朝廷、東宮、皇太子、殿下の類皆闕字なり、但し是等は上書奏事等の表立たる文書のみにて、御記錄以下私家の日記等には必しも拘はらざりしなるべし、そは書紀古事記等の正史に闕字を用ひざるにて知るべし、文德實錄以下始めて闕字を用ひたり、明治五年八月七日式部寮にて記錄等に闕字の書式を用ひざることを定む、今沿革を知るに便なるを以て、左院の答議を左に示す（令義解、明治史要）

刱紙明法寮ヨリ伺出候稱謂擡頭平出闕字等ノ儀熟議勘辨仕候處闕字平出ノ例ハ、支那六朝以前ニハ見及バズ、隋唐代ヨリ初テ著令トナリシヲ本邦之ニ模倣シテ、大寶令ニモ著ハサレシ也、サレド舍人親王ノ日本書紀太安麿ノ古事記共ニ此例ヲ用ヒズ、（六國史中文德實錄以下始メテ平闕アリ）二書ハ大寶後ノ著ナレドモ猶カクノ如シ、然ラバ令文ハ虚設ニテ世間通用ニ非ザリシヲ知ルベシ、水戸藩大日本史ヲ撰ムニ及テ、平闕ノ例ヲ除キシハ紀記ノ體ニ基キシト云フ、夫レ平闕ハ臣子上ヲ敬ス

ルノ道ヨリ出ヅレバ、必シモ禁ズルニハ及バヅ、但コレヲ定令トスルトキハ、誤テ犯スモノハ不敬ニ陷ル、若シ一々其誤犯ヲ正サバ事務ノ障害ヲ生ズベシ、古語ニモ臨文不諱ト云ヘリ、且ツ文字ハ言語ヲ寫スモノナラズヤ、言語ニ平闕ナケレバ、文字ニ限リ平闕スルノ理ナシ、況ヤ和漢共ニ中古以前ニコレ無ク、全ク後世ノ繁文縟禮ヨリ起リシ事ナレバ、自今此例ヲ除テ、古昔ノ簡易ニ復シ候方、可レ然ト存候事、

ゲツシウ 月舟　宗胡（ソウコ）を見よ、

ケツシヨ 闕所　領主の闕けたる土地、室町時代より桃山時代にかけての用語、跡科及び其他の事情により幕府に沒收せられたる土地等皆闕所なり、鎌倉時代に沒官領と云ふにほゞ同じ、建武以來追加に、諸國闕所事（應永十五、十一、三、）諸人就ニ訴申一雖レ被ニ充行一、或稱ニ本主一、或號ニ新給一、帶ニ證文一申之輩繁多也、因レ玆發委之沙汰出來之條、不レ可レ然、所詮於ニ向後一者、闕所之段、土貢之員數、相ニ尋守護一、就ニ左右一、可レ有ニ其沙汰一云々、闕所註人事（長祿四、九、五、）右闕所出來之時就ニ證人注進一致ニ恩補一者、古今之例也云々」と見えたり、江戸時代には轉じて、領地を沒收する刑名となれり、次項參看、

ケツシヨ 闕所　名義 江戸時代に於ける、士庶を通じての附加刑、動產及び不動產を沒官するをいふ、死刑、遠島、追放等に屬す　起原沿革 闕所の名は早く室町時代より散見し、もとは主なき地の義なりしを、後には轉じて所領を沒收するの意に用ひたり、江戸時代に至り、はじめて刑名となる　方法 輕重によりて差あり、最重きは田畑、家屋敷、家財を、次は田畑、家屋敷を、輕きは田畑のみを沒收す、又身代半減の闕所あり、財產の一半を闕所するをいへり、

○王朝時代には沒官、鎌倉室町の兩時代には沒收あり、就きて見るべし（建武以來追加、諸記拾葉集、貞世物之本、古事類苑法律部）

ケツシヨキン 闕所金　江戸時代、闕所（「ケツシヨ」參看）に處したるものゝ貨財、及び田地を賣りたる價金をいふ（大日本租稅志）

ケツシヨモノブギヤウ 闕所物奉行　江戸幕府の職名、沒官の物を收めて之を賣却するを掌る、凡そ大名、旗下、罪有りて其家を沒收すれば、地は普請奉行に收め、家作は作事奉行に附し、諸調度は、目附監督して、闕所物奉行に附するを例とす、二人あり、百俵高にて御譜代席に列し、大目附の所管たり、各手代入人之に隷屬す（官中祕策、官制沿革略史）

ケツズン 闕巡　朝廷にて酒宴を群臣に賜はり、盃盞巡流のをり、闕座の人ある時、其來るをまちて、連飲して闕を補はしむるをいふ、江次第に、三獻、上卿仰ニ三獻一令レ召ニ侍從一、三獻仰ニ最末少納言一、出レ自ニ日花門一召レ之、侍從參入分著、四獻、最末參議降レ庭、轉ニ盃於侍從座一、計ニ度數一飲ニ闕巡一」と見え、同次第抄に「飲ニ闕巡一今案、四獻、召ニ侍從一賜レ酒之時、以ニ前三獻分一令レ飲也、故號ニ闕巡一也、一巡之時不レ飲之闕也」と見えたり、また建武年中行事にも、「四獻のたびさかづきくだりて、けつずんなのましむ」とあり、後世俗に、今入り三獻といふは、即ち此儀より轉化したるものなりといへど、俄に信じがたし、

ケツゼイ 血稅　徵兵の異稱、明治五年十一月、徵兵令を制定せらるゝ時、太政官告諭中に其文あり、因て名づく、其文左の如し、

凡天地の間、一事一物として稅あらざるはなし、以て國用に充つ、然らば人たるもの固より心力を盡

し、國に報ぜざるべからず、西人之を稱して血稅といふ、其生血を以て國に報ずるの謂なり、且國家に災害あれば、人々其災害の一分を受ざるを得ず、是故に人々心力を盡し國家の災害を防ぐは、則ち自己の災害を防ぐの基たるを知るべし、云々」かくて血稅の文字に迷はされ、白川の天草、秋田の平鹿郡民等暴動を起すに至れり（明治政覽、法令全書）

ケツセイジヨ 結政所　「カタナシドコロ」を見よ、

ゲツソウ 月奏　上日を調査し、毎月一日に奏聞するをいふ、公卿、少納言、外記等は大外記より奏し、辨官は史よりこれを奏す、なほ上日の條を見るべし（官職難儀）

ケツダンシヨ 闕斷所　雜訴決斷所（ザツソケツダンシヨ）を見よ、

ケツテキノハウ 闕腋袍　襖（アヲ）を見よ、

ケツバン 結番　順番を定めて事務を執るをいふ、武家時代には何番などいへる番の字の付きたる職名は、みな結番するより起りたる名稱にして、鎌倉時代には問見參結番などいへるもありき、「モンゲンザンケツバン」の條參看、

ケヅリカケ 削掛　削花（ケヅリバナ）を見よ、

ケヅリバナ 削花　（一）作り花をいふ、木を削りて作りたるが故に名付く、（二）門戸に挿みて呪になすべく木の棒を削り掛けて其まゝになしたるものをいふ、また削掛、祝木等の名あり、（一）は、延喜式御佛名の條に、「蘭ノ削花二枚」と見え、古今集に「めどにけづりばなさせりけるを、康秀、花の木にあ

（第一圖）

（第二圖）

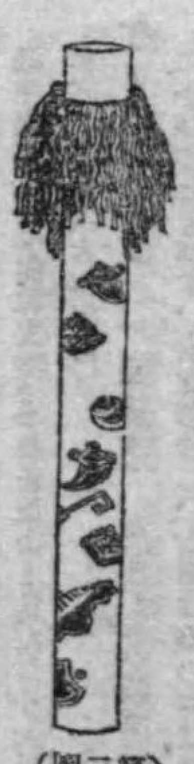

（第三圖）

らざらめども咲にけり、ふりにしこのみなるときもがな」、また新續古今集に「ひえの山に、かたわきて、けづりばなしける事侍るに、かたきのうたになみなべしを作りたりける」といふ端書あり、（二）は江戸時代正月十四日に飾り縄を取り拂ひたる後ち、軒端及び門に挿むものにして、多くは柳を用ひ、また庭床をも用ひたり、江戸にては專ら削掛と稱し、地方にては削花と稱したるもありき、其樣圖に就きて知るべし（倭訓栞、俚言集覽、嬉遊笑覽、風俗畫報）

ケヅリヒ 削氷　氷の削りたるものをいふ、王朝時代夏時の饗宴に用ひ、又は高貴の人之を食す、江次第新任大任大饗の條に、「蓋ニ肴物一、暑月削氷甘瓜等」と見え、同書に、炎熱又加ニ削氷ニ列見延引、及ニ暑月一時用レ之」とあり、なほ又榮花物語にも、「はかなきくたものもきこしめさで、きえいり／＼せさせ給へば、けづりひばかりをごぜんにおきて、たえずすゝめ參らせける」と見えたり、

ゲナンガシラ 下男頭　江戸幕府にて、下男を指揮する役、十五俵三人扶持を給す、女中部屋

並に諸部屋等に下男一人宛ありて、賤役に從ふ（明良帶錄）

ケニン 家人　名義 令制の賤民、主家に臣從し、勞役に服する人を云ふ、即ち上古の部曲民なり、唐令に我家人とある處を部曲とし、天武紀にも民部家部を部曲と記せるを見て、知るべし　起原沿革 上代にいはゆる諸氏に隷屬したる部曲民部にして、大化改新の時、收めて公民となさんとし、皇太子中大兄率先して、其入部五百餘口を獻ぜられしかど、宿弊一朝にして改まらず、天智天皇三年二月民部家部を定めて諸氏に給へり、天武天皇三年二月詔して後これを廢せられしも行はれず、文武天皇律令制定の時、是等私家の賤民を認めて家人とせり、雄略天皇紀九年五月、采女大海其韓奴室兄麻呂弟麻呂御倉小倉針六口を大伴室屋大連に贈りて恩を謝せし條に、「吉備上道蚊島田邑家人部是也」とあるは、家人の名の國史に見えし初めなり（史學雜誌「古代賤民制」）

ケニン 家人　武家の臣下を云ふ、「ゴケニン」を見よ、

ゲニン 外任　諸國司の任を云ふ、外官に同じ、「ゲクワン」參看（倭訓栞）

ゲニンノソウ 外任奏　名義 元日及び白馬節會等の節會に諸國司の、いまだ任符を賜はらざる者、又は任符を賜はりしも、いまだ任國に赴かざる者、もしくは權政を濟さんが爲めに、當時入京したる者の姓名を錄して奏上するをいふ　[illegible] 建武年中行事元日節會の條に「其儀小朝拜はてぬれば、內辨の大臣陣の座につきて事を行ふ（中略）陣の座をはかりて、藏人を招きて外記の奏を奏す、藏人內侍につけて奏聞す、これを御覽じて返し給ふ云々」と見えたるにて一斑を知るべし、また其奏の書き樣は左の

ごとし（江次第、公事根源集釋）

外任奏
其國守　姓戸名
其國守　姓戸名
右任符未給
其國守　姓戸名
右雖ㇾ給二誥符一未ㇾ向二任國一
其國守　姓戸名
其國守　姓戸名
右爲ㇾ濟二檻政一入京
年　月　日

ケニヨウ　假寧　官人に賜はる休暇をいふ、假は暇の字に通ず、大寶令に假寧令一篇あり、同令に謂假者休暇、即毎二六日一並給二休暇一日一之類是也、寧者歸寧、即三年一給二定省假一是也」と見え、假は今日の日曜日の如く、寧は歸省の如し、また同令に、假を給するの制を云、凡在京諸司、毎二六日一並給二休暇一日一、（謂、大學典藥諸博士等類亦准ㇾ此、其休假田假等若欲ㇾ上者聽也）、中務宮內供奉諸司、及五衞府、別給二假五日一、（謂兵庫馬寮亦同二五衞例一也、凡諸司休假六日一給、至二於五衞一不ㇾ依二此法一、一度總給二五日一、故云二別給一也）、不ㇾ依二百官之例一、五月八日給二田假一、分爲二兩番一、各十五日、其風土異ㇾ宜、種收不ㇾ等、通隨ㇾ便給（謂蠶ㇾ物成ㇾ功曰ㇾ風、坐生二萬物一曰ㇾ土、其土宜不ㇾ同、各有二早晩一、若依二一法一、恐有ㇾ廢ㇾ功、故量ㇾ事通給ㇾ假、有二郷土四月播殖七月收斂一者、通給二四月七月一之類）、外官不ㇾ在二此限一、（謂此條皆據二在京一、故云ㇾ不ㇾ在二此限一之類）」と見え、又凡文武官長上者、父母在二畿外一、三年一給二定省假一（謂定省者、孝子事ㇾ親、昏定晨省、是既云二文武官長上一者、即番上不ㇾ在二給例一、其官人田衣假內、可ㇾ得ㇾ還ㇾ親者、更不ㇾ給二定省假一、故下文云、若已經ㇾ還ㇾ家者、計二還後年一給也）三十日除ㇾ程、若已經ㇾ還ㇾ家者、計二還後年一給、（謂假有二官人因ㇾ縁二公使一、便得ㇾ經二過ㇾ者、還ㇾ家之後更待二三年一、而始給ㇾ假之類）とあるにて其大要を知るべし、

ケヌキガタノタチ　毛拔形太刀　衞府太刀（エフノタチ）或はまた蒔繪野劔（マキヱノノダチ）ないふ、各條參看、

ケノアラモノ　毛麁物　神饌に供ふる獸を美稱する古語、毛柔物に對しての稱、又毛能荒支物とも書けり、一說に毛柔物毛麁物と共に諸獸を云へるにて大小によりての區別なりともいへり○廣瀬大忌祭の祝詞に、毛能和支物、毛能荒伎物と見えたり（延喜式、祝詞考、古事記傳）

ケノサウゾク　褻裝束　女官平生の裝束、一に小袿姿とも稱す、女官飾抄に、女房は褻の時はひとへうはぎ、紅の打衣、唐衣等著して、裳をつけぬ例なり、倚內々は單、表著、張袴を著せず、只きぬの上に裳、唐衣を著する例もあり」と見ゆ、其著用次第は次の如し、（一）內衣、（二）打袴、（三）單、（四）打衣、（五衣を著する事もあり）（五）表著、（六）小袿、猶「ケ」の條を見るべし、

ゲノシヤク　牙笏　象牙にて作りたる笏、大寶令の制に、上は天皇皇太子親王諸王より、下は文武官に至るまで禮服の時に用ふ、餝抄に、天皇の御笏は上下共に方、朝拜に用ふ、神事には多く上圓きを用ふ、敬神の意なりと云ふ、讀業者に、後世笏に作る牙なきを以て木笏を牙笏に代用せりと云ふ、

ケノニゴモノ　毛柔物　神饌に供ふる鳥を美稱したる古語、毛麁物に對しての稱、毛能和支物とも書く、蓋し神慮を喜ばせ給はん義なるべし、一說に毛能和支物毛能荒支物とは、共に諸獸を云へるにて大小の區別なりとも云へり○延喜式廣瀬大忌祭祝詞に、廣瀬の川合に稱へ辭竟へ奉る、宇豆の幣帛に山の物には毛の和支物、毛の荒支物云々」と見えたり（祝詞考、古事記傳）

ゲハシヤウグン　下馬將軍　德川家綱の時大老酒井雅樂頭忠淸をさしていふ、江戸城の大手門なる下馬札の附近に其邸宅ありしを以てなり、江戸閒見錄に、大君仁厚和平、政を大臣に任す、前橋少將酒井雅樂頭、天下の權を握り、政事巨細となく皆其手より出、車馬門に滿ち、公卿大夫伏謁して仰見るものなし、名けて下馬將軍といふ、其心は城門下馬の榜以外の將軍といふが如し、又高砂將軍といふ謠本に皆もろ〳〵ことなしといへる文句あるにより、天下の事皆雅樂頭の指南に漏るゝものなしと云心なり、四海の貢獻其門にみち〳〵ぬれば其富いふばかりなし、雅樂頭を饗應すといへば行幸の粧ひよりおびたゞしく、新に殿を造り接伴の人に厚く物をおくり取なしよき樣にと思ひ、四海の珍をあつめ、庖丁人鹽梅人なども皆其人の從者を招き美盡したることあり云々」と見えたり、詳しくは江戸閒見錄に就て見よ、猶「サカヰタヾキヨ」參看、

ゲバシユウ　下馬衆　室町時代、吉良、澁河、石橋の三家を稱していふ（見聞諸家紋）

ケハヒデン　粧田　湯沐の邑をいふ、俗にけはひ化粧といふよりの名目なり、粧田とも見えたり「ユムクデン」を見よ（倭訓栞）

ゲハフ　外法　幻術に同じ、「ゲンジユツ」を見よ、

ゲバフダ　下馬札　乘馬禁止の札、季瓊日記に、寛正二年六月二十二日門前馬、蘗剜下馬板、自二鹿苑院龍崗和尚使集箴首坐書二下馬大字一、重揭二示之一、可ㇾ謂二萬代模範一也」とあり、又下馬を書札にては二字札と云ふ、書札袖珍寶に、下馬を書札にては、下馬札とは不ㇾ申也、二字札と申なり」とあり、下乘（ゲジヨウ）の條參看、下馬札の寸法は、萩原隨筆に、下馬札寸法將基駒より出ると云、上横サシワタシ一尺一寸五分、同下一尺九寸七分兩の高一尺三寸五分、中スンの高一尺六寸、板厚七分中、高札頭迄一丈七寸五分、板際迄五尺五寸七分歟、上の幅一尺一寸九分、下幅一尺二寸五分、端ノ立高一尺三寸九分、中高サ一尺四寸七分、將軍家仰事ありて伊勢守下馬次第書札方掌る、吉良小笠原兩家書法等違あるべし」と見えたり、殿居鑑に見えたる下馬札を別圖に示せり、

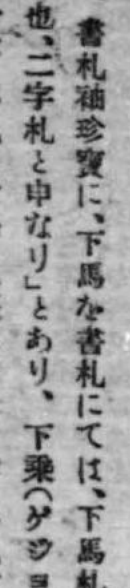

ケビヰシ　檢非違使　**名義** **職掌** 姦民盜賊の患ある時、檢糺追捕し、兼ねて非法を檢彈する事を掌る、令外の官、非違を檢するを以て官名と爲す、唐名大理（一）京都と（二）諸國とに置く、（一）は其官衙を檢非違使廳と稱し、初めは左右衞門府內の兩所に在りしが、後には左衞門府內のみに在り、單に使廳とも、廳ともいふ、また衞門兵衞の督より別當を、衞門府の官人より佐以下を兼帶するによりて、初頁廳の名あり、なほ檢非違使をも略して非違ともいへり、（二）は諸國守に隷せるものにして、其官衙を檢非違所と稱す、また其檢非違使は、檢非違と稱したる事もありき○三好淸行の意見封事に「諸國檢非違使掌ㇾ糺二境內之奸濫一、禁二民間之凶邪一、然則國家之爪牙、逃庶之衞策也、必須ㇾ明二習法律一、兼詳中決斷上」と見えたり **職員** （一）は別當以下の職員ありて、之を總括したる場合、もしくは各職員を指したる場合にも、通稱檢非違使の稱を用ひたり、（二）は檢非違使其ものが職名にして、其支配に屬する吏員に小目代、書生等ありし事史に見えたれど、其他は詳かならず、故に今は（一）即ち地方におけるものは省略に從ひ、京都におけるそれにつきて說明すべし、別當一人　長官、唐名大理卿と云ふ、略して單に大理と云ふ、參議已上、衞門府兵衞府督を帶する者を撰補す、但し多くは中納言の兼職にして、大納言に任ずる日其職を去る流例なり、參議にては承和元年正月參議左中將文屋秋津、之に補し、近衞大將にては源能有之に補せし外其例少し、五位にて別當となりしは久安二年十二月藤原光賴を補せしを始めとす、最も重職なるを以て其人を撰びしなり、百寮訓要抄には、容儀才學富貴譜代近習の五德を備へ、古事談には成敗を加へて六德、職原抄には器量有職を加へて七德を備へて居る人を補すべき事を云へり、別當を補するには別に宣旨を下し、佐以下は官符を下す、之を使宣旨を蒙ると云ふ、又中納言に關ある時は、上首の參議を措て、大理を參議に任ずる定めとす○佐　二人　次官、唐名廷尉、左右衞門權佐たる人を兼補す、正佐の補せらるゝは至て少く、稀には中少將を以て補する事あり、名家譜第の中を淸撰す、中古以來は使廳の政は佐以下にて行へり、○尉　判官、左右大尉各二人、左右少尉（人數未定）あり、左右衞門尉明法道の人必ず之に撰補す、大尉は中古以來坂上中原兩家の人を以て補し、少尉は追捕（「ツキホ」を見よ）の人を以て補す、即ち源平以下の武士之に補し、犯人を追捕する事を專らとす、又大小尉は判官なるを以て單に判官と云ふ、六條判官爲義、九郎判官義經、佐々木判官時信の如し、勘解由判官、宮城使判官の類は必ず、上に官名を付する例なり、又六位尉五位に叙する時には多く此職を去れども、坂上中原兩家は法律家にして、事務に熟達し居るを以て叙留して此職に居る、其外殊恩にて叙留する時あり、後世其制亂る、五位の尉を大夫尉、大夫判官とも云ふ○志　左右大少志あり、使廳の諸公事を奉行す、明法道の輩六位の時衞門志に任じて此職を兼帶せしむ、之を道志と云ふ、明法道の志の略なり、明法家ならぬ者は、主典代、廳官、史生藏人所出納及び諸家下家司中の諸第器用の者を府生に任じ、後ち此職に補する也○府生　左右府生あり、文筆を主る、衞門督の判授の官○看督長　獄直を爲し、追捕の事を掌る、「カドノヲサ」を見よ○案主長　文案を掌る、看督長と案主長を總稱して、火長と云ふ○放免　看督長に屬す、廳の下部なり、犯人の放免せられたるを役して、追捕囚禁の事に從はしめ或は流人を護送せしむ、**起原沿革** （一）京都檢非違使の始め詳かならず、嵯峨天皇弘仁七年二月衞門府大尉興世書主を以て檢非違使の事を兼行せしめ、弘仁八年九月看督長をして、私に鷹を飼ふものを禁ぜしめし事あれば、當時既にありしなり、仁明天皇承和元年始めて檢非違使別當を補す、職原抄は、淳和天皇天長中、拾芥抄は、同七年、吾妻鏡文永三年三月二十九日の條には、天長元年始めて置くとせり、共に誤なり、廳は初めは左右衞府內に在りしが、寛平七年左右の廳を置き、天曆元年右廳を廢す、承和六年彈正臺逮捕に堪へざるを以て之を使廳に委ね、爾後畿內諸國に奸亂盜賊ある每に分出して追捕し、文德天皇以後は又諸國に檢非違使を置く、（後條參看）かくの如く檢非違使は司法警察の事

を行ひし故に、後には其權威強く、朝廷にても其任を重じ、別當の下す符を別當宣とも廳宣とも稱して、勅宣に准ぜられ、違ふ者は違勅罪を以て處刑するに至る、其樣式左のごとし、

撿非使廳下　泉涌寺別院二階方六
　七條町以下四箇處田地事
右別當宣、[illegible]如レ斯、可レ令ニ存知一之狀、下知如レ件、
　曆應二年四月十二日
大判事兼明法博士左衛門大尉坂上宿禰(花押)
　(京都泉涌寺所藏)

故を以て衞門府の追捕、彈正臺の糺彈、刑部の裁斷、京職の訴訟等皆使廳に歸し、其勢天下に振ふ、後世武士等使の宣旨を蒙むるを以て最も面目としたりき、源賴朝兵權を握るに及びて、京都に守護をおき、北條氏の時兩六波羅の設置あるに際しては、權力自らこれに移り、使廳は只僅に空名を存するに過ぎざるに至れり、(二)地方撿非違使は、文德天皇の齊衡二年大和の撿非違使伊勢諸國見えたれば、是より先既にありしなるべし、是の後漸次各地方に及ぼして、每國一員を補す、下りて淸和天皇貞觀三年に至り、武藏國盜賊多きを以て每郡に撿非違使を置て糺捕せしめしことあり、宇多天皇寬平六年九月勅して、自今以後无位の人を補するを停め、並に六年を以て一秩となす、後世武士專ら之に補せらる、鳥羽天皇元永中以後、千葉氏は世々下總の撿非違使に補し、又大藏卿藤原爲房加賀守たりし時、平正盛を撿非違使所に補し、文治二年四月、源賴朝長谷部信連を安藝國撿非違使所に、文治五年葛西淸重を平泉郡內撿非違使所に補せし事、吾妻鏡源平盛衰記等に見えたり、また使の下に書生を置き、實撿使に遣したる事古事談、十訓抄に、又小目代のありし事吾妻鏡に見えたり、後ち鎌倉幕府の開設を見るに及びては、なほ盜賊等を追捕せしことなきにあらざれども、大事は守護地頭の手に歸し、其權遂に衰ふ、又伊勢鹿島等の大社にもあり(古事類苑官位部)

ケヒジングウ　氣比神宮　【所在】越前國敦賀郡敦賀町字曙○本國一ノ宮、現今官幣大社【祭神】伊奢沙別命、日本武命、帶中津彦命、息長帶姬命、譽田別命、豐玉姬命、武內宿禰の七座【起原沿革】息長帶姬命、韓國を平服し給ひて後、太子譽田別命をして伊奢沙別の大神を拜し奉らしむ、武內宿禰因て太子を率ゐて角鹿に假宮を造て鎭坐せしむ、持統天皇六年九月白蛾を郡中浦上の濱に獲たるを以て、神封を增て二十戶を奉り、文武天皇大寶二年今の所に遷座して本宮とし、其後又別に四社を建て東殿に日本武尊、西殿に武內宿禰、總社に息長帶姬命、譽田別命、平殿に豐玉姬命を祭る、聖武天皇天平三年二百戶を充て、稱德天皇天平神護元年九月四十四戶を奉り、光仁天皇寶龜七年九月始めて神宮司を置き、仁明天皇承和六年八月神祇副大中臣磯守中臣朝臣神守をして幣帛を奉て、遣唐使の船恙なからん事を祈らしむ、十二月從二位を授け、淸和天皇貞觀元年正月從一位に進め、七月神祇大祐大中臣朝臣豐雄を遣して神寶幣帛を奉り、陽成天皇八年九月神宮の封租穀を神庫に納めて祭祀の費に充て、國宰宮司共に其出納を掌り、又神戶百姓を國役に充る事を停めしむ、其後大神に正一位勳一等を加へ、醍醐天皇延喜の制七座並に名神大社に列らしめ、後一條天皇寬仁元年十月一代一度大奉幣使を遣して、紫綾の蓋、野劔弓箭鉾鏡麻桶線柱等の神寶を奉り、白河天皇承曆四年六月御體御卜に、社司神事を穢す祟あるを以て、中祓を仰せ給ひき、凡其祠官に神宮司祝禰宜あり、其神宮司は世々中臣氏を以て之に補さる、明治四年國幣中社、同廿八年官社に進列し、尋で神社を宮號に改稱す(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

ケフカク　狹客　江戶時代男達をいふ、「ヲトコダテ」を見よ、

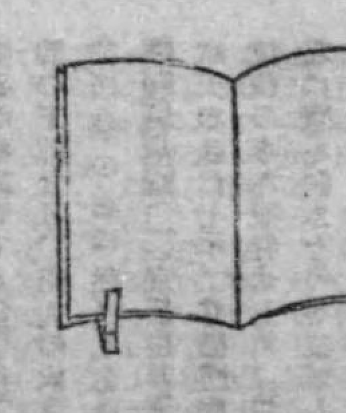

ケフサン　夾竿(夾算)　竹或は木の長さ三寸、幅五分許なるを薄く割り、凡そ三分の二迄割り、其處に紙又は紙捻を纏ひて裂けざる樣になし、卷本或は册子の紙に挾み且て撿出の用に供し、及び讀過(讀みかけの所)の記となす具をいふ、枕の草子に「御さうしにけうさんして」と云ふこと見え、江次第直物の條に夾竿以レ紙結レ之」と見えたり、猶江次第、松落葉、牙籤考、安齋隨筆を見よ、

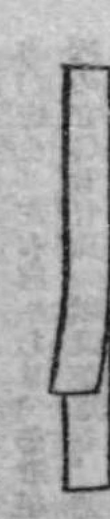

ケフジノボサツ　脇士菩薩　本尊菩薩の左右に侍る菩薩を云ふ、俗に脇立の菩薩なり、「ワキジ」とも云ふ、日本紀に、挾持菩薩、萬葉集に脇挾持、庭訓往來に脇仕に作れり、源氏物語に、阿彌陀佛、けふぢの菩薩、おの〳〵びやくだんしてつくり奉りたる、こまかにうつくしげなり」と見えたり、小乘の釋迦は阿難迦葉、大乘の釋迦は文殊普賢、彌陀は觀音勢至、不動は制吒迦(セイタカ)矜羯羅(コンガラ)、傅大士は普成普建等を脇士と爲せるが如し(倭訓栞)

ケフリク　脇息(脇足)　座側に置きて臂をかけ、身を寄せて休むる器具をいふ、和名オシマヅキと訓み、本居宣長は、押座几(オシイマシツクエ)の義なるべしといへり、また曲彔ともいふ、曲彔とは、其形に因りて名づけたるものなり、說文に、刻木彔彔也」とありて、曲几の欹形奇邪にして截然ならず、出入ある形狀なるを以ていふ、源氏物語に、いとしのびたれど、すゝのけふそくにひきならさるゝおと、ほのきこえなつかしう」とあり、類聚雜要抄には、兩具用として見えたり(倭訓栞、難波江)

ケフダウ　脇堂　鶴岡八幡宮寺の社僧の名、雜務を取扱ふ、脇堂に居する故に名づく、建保四年八月定曉の時脇堂を立つ(鶴岡八幡宮寺社務職次第)

ケフノホソヌノ　希婦細布(ケフ)　陸奧國希婦といふ所より織出す布、希婦挾布ともいふ、擁書漫筆に、「散木集の歌に、山かづのはつきにさらすけふとよみしは、希婦の細布といふより事おこりて、必ず希婦の里よりおり出せし布ならずとも、白布の事にいへるなり」、俊賴口傳上卷には、烏毛にておりたる布也とあり、希婦は陸奧國の名所にて、狹布を出せり云々、倭訓栞に、いへる說はうけられず」といへり、此布何年頃より作り始めしものなるか明ならざれども、大同五年の官符に、「應ニ陸奧國浮浪人准ニ士人一輸ニ狹布一事」と見え、延喜式にも此事見ゆ、なほ吾妻鏡陸奧秀衡が佛師運慶に物を贈りたる品目に、希婦細布二千端云々」、袖中抄に、みちのくの、けふのほそぬの、ほとせばみ、むねあひがたきこひもするかな」とあり、

ゲブン　外文　外印を捺したる公文書を云ふ、印章(インシヤウ)を見よ、

ゲホクメン　下北面　六位の北面をいふ、院北面(キンノホクメン)を見よ、

ケマン　華鬘　佛前の飾具、和名「ハナカヅラ」(ツクリバナ)と云ふ、生花を用ふれども、多くは金銀の花勝を綴りて垂る、もと西域の風俗なり、眞俗佛事編に、西域の風俗貴賤男女ともに蘇摩羅華(マツケ)を多く聯結び、貫ゝ之、或は首、或は身を飾る、此を華鬘と云ふ、これによつて、種々の鮮妙華を集め結んで鬘となし、佛前を莊嚴し供養す」云々」と見えたり、猶委しくは西域記、翻譯名義集、塵添壒囊抄等に就て見るべし、

ケマリ　蹴鞠　【名義】鞠を蹴る遊戲を云ふ【儀式】蹴鞠の場所を總て鞠懸と云ふ、四方を鞠垣にて圍める中にて、懸の木を四本植う、鞠垣は本式七間半四方なれども、場所の廣狹によりて三間四方まであり、入口は東に常上の入口あれば、南は地下の入口にて西は掃除口なるが大凡の定なり、懸の木と鞠垣との間を野と稱す、懸の木は、松柳櫻楓の四本なれど、時には雜木とて海棠など時候のものを交ふる事あり、禁裏、仙洞、皇族、將軍家、並に家元は松のみ四本なり、臨時に設くる時は、枝又は竹を用ふ、是を切立といふ、懸の木は、古は八本にて一本の木毎に八人の者立ちたりしが、近代は四本となれり、鞠は革にて徑七八寸に作る、蹴鞠を始むるには、先づ下臈の者、第四の木の下より斜に進み、中央より三歩許の所にて跪き、爪先にて進みて、鞠を中央に置く、而して一座中家元あらばハ第一は家元に讓り、第二又は第三と上席の人より順次に起座して懸に入り木の下に立つ、(若し高貴の人あらば第一に立ち、家元第二とす)禁裏、仙洞などにて、御前なれば、悉く蹲居し、他の家なれば、堂上は立ち、地下は蹲居す、人皆揃へば、第一より立ち始め、皆立ち終れば、第八中央に進み、次に第七其へ向へば第八鞠を蹴渡す、さて第七より第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八まで一順蹴渡し畢れば、更に第八より第一に渡す、第一上鞠す、これは高く蹴るなり、これより隨意に蹴るなり、一人三足が普通にて(一は受け鞠、二は自分の鞠、三は渡す鞠)凡二十分許にて止む、次に上鞠をせし者、鞠を取り、右手にて中央に轉がし、其止まるを見て目禮して退けば、順次に懸を退きて復座す【起原沿革】支那より渡來せしかど、其年代詳かならず、皇極天皇の時、中大兄皇子(天智天皇)の法興寺の四なる槻の樹の下にて蹴鞠せられしは、史に見えたる始めなり、仁明天皇の時、忠良親王朝講して共に蹴鞠せられし事あり、されば奈良朝より平安朝にかけて、此の技の玩ばれし事明なり、延喜天曆の頃に至り、漸く盛となり、蹴鞠に狩衣を穿ちし事は、延喜二年五月八日仁壽殿にての御會を始めならん、當時溫明殿綾綺殿などの前庭にて御會を時々行はれたりき、されば承元二年の上表文に、起ニ於延喜一盛ニ于天曆一」と記されたるならん、爾後貴年の人々の蹴たりし事は、源氏、狹衣などの物語に見えたり、延久承保の頃、既に懸木の沙汰ありて、藤原師通、藤原忠實など此道に優れたる人々もありしが、鳥羽崇德兩天皇の時に、藤原成通出づるに及び、益々盛になりぬ、成通は其奧妙を極め、斯道の鼻祖たり、後白河天皇深く斯道を好ませ、親しく鞠庭に立たせ給へり、保元三年正月、加茂景忠に仰せて、切立を召されければ、柳櫻松楓を奉り、近衞宜家平、これを弘徽殿の東庭に立てたり、これ切立の事、並に四季木の事の見えたる始めなり、後鳥羽、順德天皇亦其道に遊ぜらる、成通の門より出でゝ堪能の聞えありし、賴輔の孫に、宗長雅經の二人出でゝ共に精妙を極めたり、宗長の統は難波家にて、雅經の統は飛鳥井家なり、兩家の蹴鞠を家職と

ぜるは此兩種に始まれり、此外藤原爲家も亦堪能にして、御子左流の歌風の祖なり、鎌倉にても、源頼家これを好みて、雅經を幕府に迎へて教を受けたり、當時極盛の時期に達し、斯道の法式も大方は、此頃に定まれり、承元二年四月十三日、後鳥羽上皇、大炊御門頼實の第に幸し、御會を行はせ給ひ、八人つゝ上中下の三品に分ちて歌朝ありき、後世禁裏、仙洞などにて行はれける晴の御會は、當時の式を模範とせられしなるべし、後嵯峨天皇より後伏見天皇まで歴朝此道に優れさせ給ひ、此道衰へず、南北朝以後も足利將軍家代々斯道を好みければ、幕府第に行幸ありての御會も、朝廷にての晴の御會より後は、應仁の戰亂始まりしかば、之を玩ぶもの少かりし、天正十七年五月十六日豐臣秀吉より飛鳥井家に返りし文書に綸上、指袴、色々葛袴、無文紫革、無文燻革にて袴を閉づる事などの名目見え、慶長十三年八月六日德川家康よりの文書に、紅上、香上、紫上、金紗、色葛袴などの名目見えたり、元來歌朝に着用する装束は、享德の御會までは衣冠直衣などを着用したりしを、天正までの間に、後世に朝裝束と云ふものを用ひ始めしなり、斯くて世の泰平に從ひ再斯道も盛に行はれたれば、飛鳥井雅綱の歌學道の家元を掌り來りしが、明治維新後は廢へて今日の姿となれり ○歌朝に、堂上歌、地下歌と稱する事あり、實躬卿記正安四年二月十一日御朝の條に、地下歌として經久忠久等の名見えたり、是等の人は加茂神社の神主にして、昇殿を許されざる者なるを以て地下と稱せしなり、初めは別に何等の區別なかりしが 應永より享德の頃には、御子左家、難波家の流中絶せしかば、飛鳥井家のみ殘りて、其門に入らざれば歌朝せしめざりき、然るな賀茂の氏人中、松下氏等數に數へし事ありければ、飛鳥井家より將軍家に誘へて松下氏の教授するを禁制する令を出さしめし事數度に及びしも、歴代の頃まで此爭絶えざりき、されば飛鳥井家にて、物裝束の制を作りて、堂上地下の差別み立てたるならんか、尚、別に一種の地下朝起れり、外貳右近といふ者歌朝に巧妙なりしかば、美濃守成高が文治五年の初、少納言入道下信法印に受けし法式にて、難波飛鳥井御子左三家のとは異なりしものなるを、門人に傳へたりしが、正保四年六月朝道法令違背者としてて流罪に處せられたり(尊儀裝飾十六式圖譜解說卷)

ケミ　檢見　名稱　室町時代以來徵稅法の一、穀物の作柄を檢視し、豐内を見て其年の年貢を定むるを云ふ、即ち田地一坪宛の稻、數箇所の稻を刈採り、登實を檢し、之を標準として、全部の租額を定めて徵收するなり、之を檢見取と云ふ、又毛見とも云ふ、田畑に栽培する植物を毛と稱す、穀藥傳に、凡毛ことあり、物を見分るを見と云ふ、毛見とは其年の立毛を見て豐内を定むるを謂ふ、公文には灌て檢見の字を用ふるを例とす、蓋し檢見は只貸宮、田畑自由作の有無、耕耘の勉否、餘業の種類、特産物の有無、肥料の難易、運輸の便否、用水の調缺、水害旱損の有無、納稅費の多寡等、百般の村況を視察して、前年來の租額をも參照し、寛輕に流れず、嚴私公平に檢定するを主眼とす 方法 室町時代の法は大概左の如し田主相會して内見を爲し、内見張を作り、又田毎に標準を建てしめ、先づ小檢見を差して右の標準と相比し、差違なきときは一村内三四箇所許り坪刈檢法を爲し、永年を以て實檢し、復大檢見にて之を定むるなり、圖を見て其一般を知るべし、其法に、内見、坪刈、春法、割歩、假仕濟、付出類、刈出類、種刈等あり、追等檢見の方法例呼、要具等裏書慶治要略に見えたれば次に示す ○坪枠 方六尺一分とす、古檢地の間數は舊慣に依り、六尺五寸若くは六尺三寸、六尺六寸等を用ふる所あり ○竿入 稻草の植並に隨ひ根株に密接し、先づ二方に枠を據へ、竿を入るゝを例とす、然れども植並の都合に依り、三方付けと爲すことあり ○早稻刈 晩稻多く、早稻少なく、再度の檢見を要せざるものゝ如きは、總段別の十分一を標度とし、請願に依りて之を許可す、又之を十分一刈、或は畔刈とも云ふ、但畦畔に添ふ三尺を存置せしめ、又は畦畔側のみを刈採らせ、全部の刈採を許さず ○刈標(カリジメ) 苗代跡田及び餅米を作付けたる田地を避くるものとす ○干減(ホシベ) 田面に先熟する稻禾を刈來り、直に穩を採りて穎となす、故に乾縮の後減縮するものを謂り、概ね二割を減ずるを例とす ○穎摺 穎一升を搗立て、分得する米の歩を五合とし、即ち五合搗を法とす ○五公五民 敷穫の内十分の五を公納し、殘る五を民收とするを云ひ、定法とす、甲斐國に限り、從前の慣行に依り、十分の五五、又六、又は四五を公納する村落あり ○鎌止 檢見以前猥に稻禾の刈採を禁ずるを云ふ ○勝手作 人民の自由により、田地に畑作物を栽植するを云ふ、勝手作ば、内見合毛付には、必上位の等級に編入せしむ(以上定法) ○毛付段別 田段別の内免租地を控除せし殘段別、即ち檢見の上、全く納租すべきものを云ふ ○立毛 稻禾等栽培せし作物を云ふ ○内見村民に於て熟稻の優劣を撿し、田面毎筆の等級を定むるを云ふ ○合毛附 内見のとき、合勾の數量を以て、毎筆の等級を定むるを云ふ ○毛摺 内見合毛附

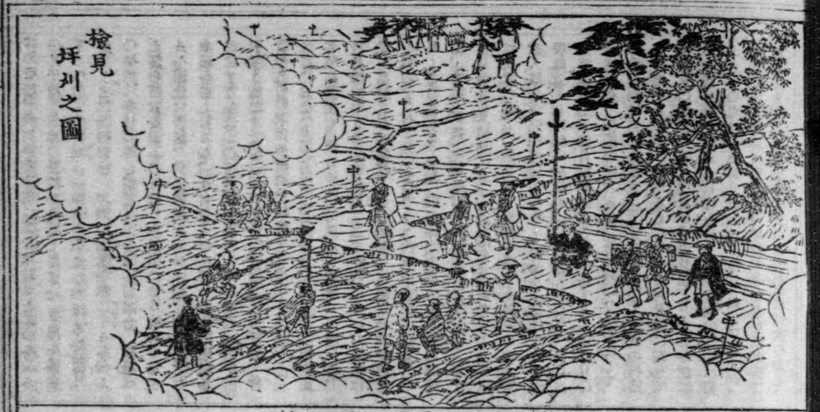

けの毎年、段別を各等級に區分集計せしものを云ふ○見平均　田地の全部を通觀し坪すべき地を撰定するを云ふ○坪刈　一歩坪の稻禾を刈採るを云ひ、歩刈とも云ふ○春法　坪刈の稻禾を籾にするを云ふ○桝様（ケメシ）　春法の籾を檢量するを云ふ○出合（デガッ）　檢量せし籾の石數を云ふ○皆無　水旱損に依り栽培を爲さゞるを無仕付皆無、又は皆無と云ひ、稻作枯死腐敗し、收穫を害したるを、仕付荒と云ひ、一箇年限地租を免除するを云ふ○撿皆無　損害の年を重ね、前年に引續き免租するを云ふ。（以上撿見稱呼）○建札、付け木（付け木從前燈火用に供する小片木なり）へ字（アザ）、地番、田位（上田下田の類）畝歩、內見の毛付、持主氏名等を標記し、篠竹に挾み、田畠一筆限りに建て置、役員臨撿のとき嚮導村民二三名左右に分れ、通行に從ひ高聲之を呼揚げしむ○枠竿　曲節なき竹竿四本を撰み、六尺一分の方形とし、四隅切違ひに組立、取外しを自在ならしめ、稻禾坪刈の用に供す」、此の外鎌、莚、繩、稻扱、藁草履、箕、桝、繒等あれど略す（以上撿見要具）又撿見に要する帳簿あり、重なるものを示せば次の如し○內見帳　撿見を受くべき各村の地主村役人等立會熟稻の優劣を撿し、每筆等級を定め、字地番畝歩とも詳細に列記し、類別の合計を付し、役員出張前提出し、當日實地對査の要に供するものなり○耕地繪圖　田圃の所在、位置、其他村況の略圖にして、臨撿の際村界に入るや、先づ此圖を開き、巡視の行路を指定するの要に供するものなり、內見帳に副へて提出す○手帳　掛り役員が、內見帳より合計を拔萃し、當り合と唱ふる目標を付して、坪刈の腹案に備ふるものなり、此當り合なるものは、前年の租米が、本年の毛付段別に對し、一坪若干の籾量を刈出得ば相當するやを算出せるを云ふ、其計算法は次の如し、

前年租米百六十二石三斗四升九合、此籾六百四十九石三斗九升六合、一毛付段別二十一町八段四畝二十三歩、付出籾百二十石四斗四升一合五勺、差引籾五百二十八石九斗五升三合五勺、當八合七才零三、前年租米へ四（五公五民の二と、籾五合增、卽ち籾米折半の二とを合せたるもの）を乘じ、此籾を得、內付出籾を控除し、殘數を實とし、毛付段別の坪に直したるものを以て除し、一坪八合七才餘となる、卽ち八合七才餘の刈出あれば、本年の租米は前年同一たるを參照するにあり○坪刈帳　半紙四半帳紙の折目を上部となす、坪刈の穀料を記す帳を云ふ○假仕出　各村の田租を假に計算する調書なり、當日撿見を行ひたるものは、假令夜を徹するも必ず之を査了するものとす、然らざれば調査連日に渉り、事務重疊の恐あればなり、本書は、全般撿見濟の後之を綜括し、名義に逃たる、種々の方面より觀察を下し、又は對査の上、酌量を加へ、頗る審議を經て、當年の田租額を確定するの基礎となすものなり○皆無仕出　無仕付皆立水腐旱損仕付荒等に書出たる反別の內、引戾及全引方に立べき區分を爲し、當年の減租額を調査するものなり○下組帳　撿見廻村歸著の後、假仕出皆無仕出其他地租增減に關する諸仕出（增減租決定の時々各々仕出書を調製す）に就き、各村田畑全部の租額を調査し、取箇帳の下調に充つる帳簿なり○假免狀　撿見結了し假仕出を議定したるとき、田方の租額を各村に指示するものなり○御取箇帳　本帳は全管を、定免、破免（破免は凶歲の時に限る）の撿見に區分し、國限全管計を付し、本田並段高見取流作場等の地租を統括し、經伺する帳簿なり、撿見歸著後三十日限り進達するものとす」、此の外皆無引戾請印帳、准合　請印帳等あれども略す[illegible]畝引撿見、有毛撿見、色取撿見、畑撿見、木綿撿見、請免居撿見、遠見撿見、段撿見、遠撿見、綿撿見、一之五撿見、大撿見、小撿見、遠撿見等の稱あり、各條參看すべし[illegible]吉宗此法ありしや、明文なきを以て詳かならず、文明十二年の乘福寺文書に、土貢に於ては每年撿見を以て納む、又、土貢は官家の使節と、事務代每年撿見を遂げ、寺納を完ふすべし」とあり、又永正十二年の妙興寺文書に、寺納は撿見の上を以て定むべしと見えたるは、室町時代より行はれたりしこと明なり、天正十四年豐臣秀吉の制條に、撿見を爲し、三分の一を百姓に付して其二を收むべしとあり、江戶時代に至り始めて其制の詳かなるを見る、卽ち遍く之を施行して定免取の法と併用し、定免取便ならざれば、乃ち改めて撿見取と爲し、撿見取弊あれば、復以て定免取と爲す、寬永中家光將軍、定免は百姓困難するを以て料所一般に撿見取と爲すべしと令せり、享保十八年、料所都て有毛取と爲せり、蓋し是れ便宜に從はしめしなり（地方凡例錄、大日本租稅志、舊幕縣治要略）

ケミヤウ　假名　假に設けたる名をいふ、實名に對していふなり、義經記、賴朝義經へ對面の條に、いかなる人ぞ、假名實名を尋て參れとて、堀彌太郎を御使にて被ㇾ遣」とあり、吾妻鏡にも假名といふ事見えたり（貞丈雜記）○南留別志に、「假名の文字にいへる吉は橘なり、橘次橘內橘六あり、忠は中原なり、中三權守あり、金は金刺なり、甚は大神なり、爾津神平と系圖に在り、勘は菅原なり、匡は大江なり、彌は小野なり、小河系圖に六野太野左衞門といふあり、其子孫今の世までも代々彌の字をつく、淸は淸原なり、伴は大伴なり、才は齋部なり、惣は惟宗なり、幸は高階なり、喜は紀なり、長は長谷部なり、長兵衞宣連

あり、此外は押て知るべし」とあり、

ゲミヤウフ　外命婦　朝臣五位以上の有位者の妻を云ふ、時を以て宮中に參內する者を云ふ、內侍司の命婦之が勤怠を監す、朝參行位の次第は凡て夫の位次に准ず（令義解、禁祕抄）

ケン　縣　[illegible]行政區劃の一、卽ち一地方官の管轄する區分の稱[illegible]上古、縣の字見えたれども、「アガタ」と稱して、同字異義なり、和名抄に、郡鄕ありて縣なし、僧定心が度牒に、相州行香縣上守鄕とありしよし、五雜俎に見えたるが、是れたゞに假用せるものなるべし、明治四年諸藩を廢し始めて縣を置き、行政上一國又は數國を合せて一縣を設く、三府七十二縣となす、爾後屢々廢併し、二十二年に三府四十三縣に分ち、その下に郡村町を置き、二十九年縣治の必要上郡の分合廢置を行ひて、今日に至れり、次表は卽ち是なり、但し表には便宜上、臺灣總督府、道廳を併せ示す○その長官を初め令と稱し、後ち知事と改む○唐制に據れば縣とは、方十六里則四甸の地（甸の外一方へ二里宛加る故二十里四方なり）にて、二十三萬四百畝、民家二千四十八夫ある地をいふ、我邦の數に之を直せば、一里十六町三十三間五尺五寸四方、田地二千九百八町四段歩餘、高二萬九千八十四石三升餘なり、軍賦には、兵車四乘、戎馬十六匹、牛四十八頭、甲士四十八人、士卒二百八十八人を出す（農政座右、地方凡例錄、法令全書、日本歷史及地理要覽）

【備考】順序は關八州、奧羽、本州中部、近畿、中國、四國、九州、北海道、臺灣となし、表中（　）內のものは、明治二十九年以降の郡分合廢置以前のものを示し、△印のものは島廳所管の符號となし、縣名傍頭の數字は、現今統治上縣の順序となす。

府縣名	市郡名	國名
(三) 東京府	東京市、荏原、豐多摩（南豐島、東多摩）、北豐島、南足立、南葛飾、西多摩、南多摩、北多摩、附△伊豆の中七島及△小笠原島	武藏
(九) 埼玉縣	北足立（北足立、新座）、入間（入間、高麗、比企の一部）、比企（橫見及比企の一部）、秩父、北埼玉、大里（大里、幡羅、榛澤、男衾）、兒玉（賀美、兒玉、那珂）、南埼玉、北葛飾（葛下總國中葛飾郡を合す）	武藏
(五) 神奈川縣	橫濱市、久良岐、橘樹、都筑、三浦、鎌倉、高座、中（大住、淘綾）、足柄上、足柄下、愛甲、津久井	相模
(一一) 千葉縣	安房（平郡、長狹、安房、朝夷）	安房
	君津（天羽、周准、望陀）、長生（長柄、上埴生）、山武（山邊、武射）、夷隅	上總
	千葉、市原、東葛飾（東葛飾、南相馬）、印旛（印旛、下埴生）、香取、匝瑳、海上	下總（下總の中葛飾は武藏に北相馬は常陸筑波に入りて）
(一二) 茨城縣	結城（結城、豐田）、猿島（西葛飾、猿島）、北相馬（南北相馬の一部は常陸筑波郡に入る）	下總
	水戶市、東茨城、西茨城、那珂、久慈、多賀、行方、鹿島、眞壁、新治（新治及び信太の一部、河內の一部）、稻敷（信太の一部、河內の一部）、筑波（河內の一部及び筑波）	常陸
(一〇) 群馬縣	前橋市、高崎市、勢多（東群馬、南勢多）、群馬（西群馬の大部及び片岡）、多野（綠野、多胡、南甘樂）、北甘樂、碓氷、吾妻（西群馬の一部及び吾妻の大部）、山田、利根（吾妻の一部、利根、北勢多）、新田、邑樂、佐波（佐位、那波）	上野
(一三) 栃木縣	宇都宮市、足利（足利、梁田）、安蘇、上都賀、河內、芳賀、下都賀（もと寒川郡は此中に入る）、鹽谷、那須	下野

以上關東八州、一府六縣八國七十三郡六市二島、外に伊豆七島及小笠原島を附す

府縣名	市郡名	國名
(三三) 福島縣	若松市、信夫、伊達、安達、安積、岩瀨、南會津、北會津、耶麻、大沼、河沼	岩代
	東白河、西白河、田村、石城（菊多、磐前、磐城と楢葉の一部）、相馬、雙葉（標葉と楢葉の大部）、石川	磐城
(三二) 宮城縣	刈田、伊具、亘理	磐城
	仙臺市、柴田、名取、宮城、黑川、加美、志田、玉造、栗原、遠田、登米、桃生、牡鹿、本吉	陸前
(三四) 岩手縣	氣仙	陸前
	盛岡市、岩手（南岩手、北岩手）、紫波、稗貫、和賀（西和賀と東和賀の大部）、江刺、西磐井、東磐井、膽澤、上閉伊（西閉伊、南閉伊）、下閉伊（東閉伊、中閉伊、北閉伊）、九戶、二戶	陸中（陸中の一部は秋田縣に入る）
(三五) 青森縣	青森市、弘前市、東津輕、中津輕、南津輕、三戶、北津輕、上北、下北	陸奧
(三七) 秋田縣	鹿角	陸中の一部
	秋田市、南秋田、北秋田、山本、河邊、由利、仙北、平鹿、雄勝	羽後
(三六) 山形縣	飽海	羽後
	山形市、米澤市、南村山、北村山、東村山、最上、西村山、東田川、西田川、東置賜、西置賜、南置賜	羽前

以上奧羽、六縣七國七十四郡八市

(八)新潟縣　新潟市、東蒲原、西蒲原、中蒲原、南蒲原、三島、北蒲原、古志、北魚沼、中魚沼、南魚沼、刈羽、岩船、東頸城、中頸城、西頸城……越後
佐渡(雜太、加茂、羽茂)……佐渡

(一二)長野縣　長野市、南佐久、北佐久、小縣、諏訪、上伊那、下伊那、西筑摩、東筑摩、南安曇、北安曇、更級、埴科、上高井、下高井、上水內、下水內……信濃

(一八)山梨縣　甲府市、東山梨、西山梨、東八代、西八代、南巨摩、中巨摩、北巨摩、南都留、北都留……甲斐

(一七)靜岡縣　賀茂(賀茂の一部及び那賀)、田方(賀茂の一部及び田方、君澤)……伊豆
靜岡市、駿東、富士、庵原、安倍(安倍、有渡)、志太(志太、益津)……駿河
榛原、小笠(佐野、城東)、周智、磐田(磐田、山名及豐田の大部、長上の一部)、濱名(濱名及長上、敷知の各大部、豐田の一部)、引佐(引佐、麁玉及敷知の一部)……遠江

(一六)愛知縣　碧海、幡豆、額田、東加茂、西加茂、南設樂、北設樂、寶飯、渥美、八名……三河
名古屋市、愛知、東春日井、西春日井、丹羽、葉栗、中島、海東、海西、知多……尾張

(二〇)岐阜縣　岐阜市、稻葉、厚見、各務、及方縣の一部、羽島(羽栗、中島)、養老(多藝、上石津)、海津(海西、下石津)及安八の一部、不破、安八(安八の大部)、揖斐(池田及大野の大部)、本巣(本巣、席田及方縣、大野の各一部)、武儀、山縣(山縣及方縣の一部)、郡上、加茂、可兒、土岐、惠那……美濃
大野、益田、吉城……飛騨

(三〇)富山縣　富山市、高岡市、上新川、中新川(以上二郡はもと上新川の一部)下新川、婦負、射水、氷見(以上二郡はもと射水の一部)、東礪波、西礪波(以上二郡はもと礪波の一部)……越中

(二九)石川縣　金澤市、江沼、能美、石川、河北……加賀
鳳至、珠洲、羽咋、鹿島……能登

以上本州中部、八縣十四國一百零七郡九市

(二八)福井縣　福井市、足羽、吉田、坂井、大野、南條、今立、丹生、敦賀……越前
三方、遠敷、大飯……若狹

(一九)滋賀縣　大津市、滋賀、栗太、野洲、甲賀、蒲生、犬上、神崎(一部は愛智に入る)、愛智(神崎の一部を加ふ)、坂田、東淺井、高島、伊香(伊香、西淺井)……近江

(三)京都府　京都市、愛宕、葛野、紀伊、乙訓、宇治、久世、綴喜、相樂……山城
加佐、與謝、中、竹野、熊野……丹後
南桑田、北桑田、船井、天田、何鹿、多紀、氷上……丹波

(六)兵庫縣　出石、城崎(城崎、美含、氣多)、養父、朝來、美方(七美、二方)……但馬
姫路市、明石、美嚢、加東、多可、加西、加古、印南、飾磨(飾東、飾西)、神崎(神東、神西)、揖保(揖東、揖西)、赤穗、佐用、宍粟……播磨
津名、三原……淡路
神戸市、武庫(武庫、八部、菟原)、河邊、有馬

(一)大阪府　大阪市、西成、東成(東成、住吉)、三島(島上、島下)、豐能(豐島、能勢)……攝津
南河內(石川、錦部、八上、古市、安宿部、丹南、志紀の一部)、中河內(丹北、大縣、高安、河內、若江、澁河、志紀の一部)、北河內(茨田、交野、讃良)……河內
堺市、泉北(大鳥、泉)、泉南(南、日根)……和泉

(一四)奈良縣　奈良市、添上、生駒(添下、平群)、山邊、宇陀、磯城(式上、式下、十市)、高市、北葛城(廣瀨、葛下)、南葛城(葛上、忍海)、宇智、吉野……大和

(一五)三重縣　阿山(阿拜、山田)、名賀(名張、伊賀)……伊賀
津市、四日市市、桑名、員辨、三重(朝明、三重)、鈴鹿、河藝(河曲、奄藝)、安濃、一志、飯南(飯高、飯野)、多氣、度會……伊勢
志摩(答志、英虞)……志摩
南牟婁、北牟婁……紀伊

(三六)和歌山縣　和歌山市、海草(海部、名草)、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁……紀伊

以上近畿二府、六縣十七國一百零七郡十市

(三一)鳥取縣　鳥取市、岩美(邑美、法美、岩井)、八頭(八上、八東、知頭)、氣高(高草、氣多)……因幡
東伯(河村、久米、八橋)、西伯(會見、汗入)、日野……伯耆

(三二)島根縣　松江市、八束(島根、秋鹿、意宇)、能義、簸川(出雲、楯縫、神門)、仁多、大原、飯石……出雲
邇摩、安濃、邑智、那賀、美濃、鹿足……石見
△(周吉、穩知、海士、知夫)(但此四郡は現今島廳の管する所なり)……隱岐

(三三)岡山縣　眞庭(眞島、大庭)、苫田(西西條、西北條、東南條、東北條)、勝田(勝北、勝南)、久米(久米南條、久米北條)、英田(英田、吉野)……美作
岡山市、御津(御野、津高)、赤磐(赤坂、磐梨)、上道、邑久、和氣、兒島……備前
都窪(都宇、窪屋)、淺口、小田、吉備(賀陽、下道)、川上、阿哲(阿哲、阿賀の大部及哲多)、上房(阿賀の一部を加ふ)……備中

(三四)廣島縣　尾道市、御調、世羅、深安(深津、安那)、沼隈、蘆品(蘆田、品治)、神石、甲奴、雙三(三次、三谿)、比婆(奴可、三上、惠蘇)……備後
廣島市、吳市、安藝、佐伯、安佐(沼田、高宮)、山縣、高田、賀茂、豐田……安藝

(三五)山口縣　大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷……周防
下ノ關市、厚狹、豐浦、美禰、大津、阿武……長門

以上中國、五縣十二國六十一郡七市一島(四郡)但、一島は隱岐四郡にして六十一郡の外なり

(三七)德島縣　德島市、板野、名東、名西、阿波、麻植、美馬、三好、勝浦、那賀、海部……阿波

(三八)香川縣　高松市、丸龜市、大川(大內、寒川)、小豆、木田(三木、山田)、香川、綾歌(阿野、鵜足)、仲多度(那珂多度)、三豐(三野、豐田)……讃岐

(三九)愛媛縣　松山市、宇摩、新居、周桑(周布、桑村)、越智(越智、野間)、喜多、溫泉(溫泉、久米、風早、和氣、下浮穴の一部及伊豫の一部)、伊豫(下浮穴及伊豫の大部)、上浮穴、東宇和、西宇和、南宇和、北宇和……伊豫

(四〇)高知縣　高知市、安藝、香美、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多……土佐

以上四國、四縣四國四十一郡五市

(四一)福岡縣　福岡市、糟屋、宗像、遠賀、鞍手、嘉穗(嘉麻、穗波)、朝倉(上坐、下坐、夜須)、筑紫(御笠、那珂、席田)、糸島(怡土、志摩)、早良……筑前
久留米市、浮羽(竹野、生葉の大部)、八女(上妻、下妻、生葉の一部)、三井(御井、御原、山本)、三潴、山門、三池……筑後
門司市、小倉市、企救、田川、京都(京都、仲津)、築上(築城、上毛)、下毛、宇佐……豐前

(四二)大分縣　西國東、東國東、速見、大分、北海部、南海部、大野、直入、玖珠、日田……豐後

(四三)佐賀縣　佐賀市、佐賀、神崎、三養基(基肄、養父、三根)、小城、杵島、藤津、東松浦、西松浦……肥前

(七)長崎縣　長崎市、佐世保市、西彼杵、東彼杵、北高來、南高來、北松浦、南松浦……肥前
壹岐(壹岐、石田)……壹岐
△(上縣、下縣)……對馬

(四四)熊本縣　熊本市、飽託(飽田、託麻)、鹿本(山鹿、山本)、菊池(菊池、合志)、宇土、玉名、阿蘇、上益城、下益城、八代、葦北、球磨、天草……肥後

(四五)宮崎縣　宮崎(宮崎 北那珂)、南那珂、北諸縣、西諸縣 東諸縣、兒湯、東臼杵、西臼杵……日向(舊諸縣郡は大隅に入りて兩屬)

(四六)鹿兒島縣　姶良(姶良、桑原、西囎唹)、囎唹(東囎唹、舊日向國南諸縣郡)、肝屬(肝屬、南大隅)、熊毛(熊毛、馭謨)、△大島(大島、舊薩摩國川邊郡の一部)……大隅(舊北大隅郡は薩州の二郡に入りて兩屬)
鹿兒島市、鹿兒島(鹿兒島、谿山、舊大隅國北大隅郡)、伊佐(北伊佐、舊大隅國菱刈郡)、揖宿(揖宿、頴娃 給黎の一部)、川邊(川邊の大部、給黎の一部)、日置(日置、阿多)、薩摩(薩摩、高城、南伊佐、甑島)、出水……薩摩

(四七)沖繩縣　那覇區、首里區、島尻、中頭、國頭、△宮古、△八重山……琉球

以上九州地方及琉球、八縣、十二國、八十郡、十市、二區、四島(五郡)但四島の五郡は八十郡の外なり、

小樽區……
小樽支廳　小樽、高島、忍路、余市、古平、美國、積丹……
岩內支廳　岩內、古宇(膽振國虻田郡中の一村を加ふ)……
壽都支廳　壽都、島牧、歌棄、磯谷……
檜山支廳　久遠、奧尻、太櫓、瀨棚、檜山、爾志……後志
松前支廳　(松前……
函館區……
函館支廳　龜田、上磯、茅部、山越……渡島
室蘭支廳　室蘭、有珠、虻田の大部、幌別、勇拂、白老……膽振

（一）北海道廳

支廳	郡	國
札幌支廳	千歳、札幌、石狩、厚田、濱益	石狩
札幌區	……	石狩
空知支廳	空知の大部、夕張、雨龍、樺戸	石狩
上川支廳	上川、空知の一部	石狩
	上川、中川	天鹽
増毛支廳	増毛、留萌、苫前、天鹽	天鹽
宗谷支廳	宗谷、枝幸、利尻、禮文	北見
網走支廳	網走、斜里、常呂、紋別	北見
浦河支廳	浦河、沙流、新冠、靜内、三石、様似、幌泉	日高
河西支廳	河西、河東、上川、中川、十勝、當縁、廣尾	十勝
釧路支廳	釧路、白糠、足寄、阿寒、上川、厚岸	釧路
根室支廳	根室、花咲、野付、標津、目梨	根室
	國後、色丹、得撫、新知、占守	千島
紗那支廳	紗那、振別、擇捉、蘂取	千島

以上北海道、一道廳三區十八支廳八十八郡

臺灣總督府（臺北、基隆、宜蘭、深坑、桃園、新竹、苗栗、臺中、彰化、南投、斗六、嘉義、鹽水港、臺南、蕃薯寮、鳳山、阿猴、恒春、臺東、澎湖）

以上臺灣、一總督府二十廳

以上日本全國合計一總督府一道廳三府四十三縣

ゲン 減　王朝時代に於ける刑法上の特典、六位七位、勳五六等の人、もしくは官位勳等請を得るもの（四位五位、并に勳ニ等以下四等以上の人をいふ）の祖父母、父母、妻子、孫が流刑以下の罪を犯す時は、特に一等を減じて處刑するをいふ、即ち三流は共に杖一百、杖一百は九十、杖九十は八十とするが如し、この特典を得るものを稱して、應減者といふ、但し應議者も應請者も、流以下は一等を減ずるが故に、應議者の減罪を議減、應請者の減罪を請減といひ、應減者の減罪を例減と名づく、議（ギ）請（セイ）贖（ゾク）參看（律䟽、古事類苑法律部）

ゲンイウ井ン 嚴有院　德川家綱（トクガハイヘツナ）を見よ。

ゲンエ 玄慧　［名義］獨淸軒、又健叟と號す［事蹟］權大僧都に任じ、粗々書史に渉り、最も程朱の學を尊信す、また詞藻あり、後醍醐天皇召して侍讀と爲す、天皇の北條氏を圖るや、藤原資朝等と共に、無禮講を設けて、將士の心を結ぶ、而して人の怪しむ所とならんを恐れ、陽に玄慧をして書を講ぜしむ、玄慧法律に明にして、典故に通ず、故を以て足利尊氏同直義兄弟の崇敬を受く、後ち尊氏の叛して、屢々闕を犯すや、車駕常に避けて叡山に幸す、尊氏深く之を憤り、延元中入京して、寺を廢し、僧徒を逐はん事を圖りしも、歷朝の尊崇する處たるを以て未だ決する能はず、適々玄慧至る、即ち召して之を諮る、玄慧固く其不可を論じ、議遂に止む、既にして直義の職を遜れて綿小路に屏居するや、恩舊將佐と雖も高師直を憚りて敢て詣るものなし、獨り玄慧、師直に乞うて數々往いて之に侍し、至る毎に古今を談じて慰藉す、會々病あり、直義爲めに藥を贈り、且附するに和歌を以てす、玄慧起つこと能はず、詩を以て之に答ふ、未だ幾干もなくして歿す、時に正平五年なり、是より先建武年中、玄慧、僧是圓等と共に、古今條件、其最も事務に切なるもの十七事を參酌して尊氏に呈す、名付けて建武式目といふ、尊氏大に之を可とし皆世に施行す、なほ庭訓往來、太平記等も其著作に係ると傳ふれども確かならず、詳しくは其條を見よ（大日本史）

ケンエイ 卷纓　「エイ」を見よ。

ケンエイ 建永　［名義］土御門天皇御宇の年號、元久三年四月二十七日改元、翌年承元と改む［出典］文選に、「流ニ惠下民一、建ニ永世之業一」とあるに據る、民部卿春宮權大夫前中納言範光之を勘申す（國朝年號譜）

ゲンエイ 元永　鳥羽天皇御宇の年號、永久六年四月三日改元、二年を經て保安と改む、

ゲンオウ 元應　［名義］後醍醐天皇御宇の年號、文保三年四月二十八日改元、代始に依てなり、二年を經て元亨と改む［出典］唐書に、「陛下富ニ敎安一人、務ニ農敦一本、光ニ復社稷一、康ニ濟黎元一之應也」とあるに據る、權大納言俊光之を勘申す（元祕別錄）

ゲンカウ 元亨　［名義］後醍醐天皇御宇の年號、元應三年二月二十三日改元、辛酉に依てなり、三年を經て正中と改む［出典］周易に、「其德剛健、而文明、應ニ乎天一時ニ而行、是以元亨」とあるに據る、文章博士資朝朝臣之を勘申す（元祕別錄）

ケンガウジ 遣迎寺　［所在］山城國上京區北之邊町［宗旨］淨土宗、西山派四箇本山の一［起原沿革］初め藤原道家僧善惠證空に歸依し、伏見大路の東三橋の南に於て、正治三年佛殿を建立し、釋迦彌陀の二像を安じ、淨土天台眞言律四宗兼學の道場となし、遣迎院と稱す、天正十三年今の地に遷して重修し、僧弘空を住持として之を中興す、豐臣德川兩幕府寺領五十三石を付す、天明八年殿舍燒亡、其後未だ舊觀に復せず（山城名勝志、山州名跡志、平安通志）

ゲンカウシヤクシヨ 元亨釋書　［卷數］三十卷、國史大系第十四卷に收む［内容］推古天皇以來元亨中に至る七百餘年間、釋敎に係りたることを悉く記せり、即ち僧侶の實傳及び概評より、外敎傳來の有様等を記す、一書の體、其意春秋史記に擬すといへり、初め著者師鍊三十歳の時、鎌倉建長寺に往き、唐僧一山に會し、談たま〳〵日本名僧の事に及ぶ、師鍊僧傳に暗くして能く答ふること能はず、茲に於て此の書の編纂に志を起し、十四五年を經て成る、元亨二年上表して後醍醐天皇の叡覽に供ふ、至德元年義堂和尚刊行し、寛永元年小島宗宮和訓を加へて板行す［著者］僧師鍊（元亨釋書、群書一覽）

ケンカウリウ 建孝流　槍術の流派、伊東紀伊守佐忠のはじめたる槍術の流派○佐忠は陸奥の人、槍法を好み、管槍の術に達し、一流を建て、、落合長門守康正之を繼ぎ、小笠原内左衛門貞春の時に至て大に其術を興し、前田利常に仕ふ（武術流祖錄）

○伊東佐忠――落合康正――高木昌秀――小笠原貞春┬蓁谷治兵衛（合眞）
├虎尾紋右衛門三軸（虎尾流祖）
└田邊八郎右衛門（田邊流祖）

ケンガシラ 間頭　江戸時代撿地に用ひし器具、田地をはかるに、四隅に標竿を立て、縱横間數の出入を視るものをいふ、長さ一丈三四尺許、其末に長さ一尺四五寸、幅一寸許の紅布、或は白布を束ね以て識別に便にす、其形ち左圖の如し、「ケンチ」參看（大日本租税志）

ゲンガタ 驗方　加持祈禱する人をいふ、「ケンザ」を見よ、

ケンカタバミ 劍酸漿　酸漿（カタバミ）を見よ、

ゲンカン 阮咸　［名義］樂器の一種、秦の琵琶なりといふ、晉阮咸の造る所故に此名ありといへり［構造］其形詳ならねど、琵琶に似て圓く、項長く曲りなきものなるべし、延喜式に長さ一尺九寸、料糸三分」とあれど、今傳はらず、其形琵琶の一種なるは、杜氏通典に、阮咸は秦の琵琶なり、項長くして今の制に過ぐ、十有三絃を列す云々、とあるにて明なり、文獻通考に絃名、金木水火土とあり、今正倉院御物として現存するものは別圖の如し（和名抄、歌舞品目、樂器考）

（東京帝室博物館御陳列品）

ゲンカレキ 元嘉暦　暦の一種、宋文帝元嘉二十年何承天作りし故に名づく、我邦最古に傳はり行はれたる暦、推古天皇十年、百濟の僧觀勒之を獻ず、持統天皇四年十一月、儀鳳暦と共に施行し、淳仁天皇天平寳字七年、大衍暦を用ふるに至りて罷む、「コヨミ」參看（文藝類纂）

ゲンキ 元龜　［名義］正親町天皇御宇の年號、永祿十三年四月二十三日改元、三年を經て、天正と改む［出典］毛詩に、「憬彼淮夷來獻其琛元龜象齒大賂南金」とあり、又文選に、「元龜水處、潜龍蟠ニ於沮澤一、應ニ鳴鼓一而興ニ雨一」とあるに據る、菅原長雅之を勘申す（元祕別錄）

ケンキウ 建久　［名義］後鳥羽天皇御宇の年號、文治六年四月十一日改元、地震に依てなり、九年を經て土御門天皇正治と改む［出典］晉書に、「建ニ久安於萬歲一、垂ニ長世於無窮一」とあり、又呉志に、「和レ民建ニ久長之計一」とあるに據る、文章博士藤原光輔之を勘申す（元祕別錄）

ゲンキウ 元久　［名義］土御門天皇御宇の年號、建仁四年二月二十日改元、革令に依てなり、二年を經て建永と改む［出典］毛詩正義に、「文王建レ元久矣」とあるによる、參議親經之を勘申す（元祕別錄）

ケンキコダツ 劍氣褌脱　［名義］唐樂曲の名、般渉調二十二曲中の一、一名散樂と稱す、新樂にて中曲、破二帖各二十拍（後絕つ）、拍子十六拍、先づ亂聲を吹き舞者數十人疾走して出て、同時に雜技を奏す［起原沿革］唐の開元中、公孫大娘あり、善く劍器を舞ふ由、雜錄に見えたり、されど其作者曲に傳來に至りては共に詳かならず、相撲の節、之を以て散樂雜藝の曲となすを例とす（禮樂志）

ゲンキモン 玄輝門　［名義］大内裡内郭門の一、日本紀略及び新儀式、古本拾芥抄、南都所傳の圖、神泉苑所傳圖、大内大圖等には、玄暉門に、貞觀儀式、及び侍中群要、山槐記等には、玄輝門に、扶桑略記及び左經記には玄蕃門に作る、宮北面の御佐内門ともいふ［所在］内裡北面の正中門にて、外朔平門と相對す［構造］大さ三間、一戸にて、檜皮屋根に棟、階段なし、門外左右に、役舍あり、門内には、左右

兵衛佐の宿所、並に左右將曹佐の宿所、左(東方)右(西方)に在り、又安喜、徽安の二廂門あり○上古は宮女日中此門を出入し、男子は勅許ある者にあらざれば通ずるを許さずと、然れど後には然らざるに至れり(大內裡圖考證)

ゲンキモン井ン　玄輝門院　**名諱** 藤原愔子、法名自性智 **系統** 左大臣實雄の二女、母は大納言隆房の女藤原臧子 **事蹟** 後深草天皇の妃、伏見天皇の御母、弘安三年正月八日從三位に叙せられ、正應元年二月十六日准三宮、同日院號、同四年八月二十五日尼と爲り、元德元年八月三十日薨す(女院小傳)

ケンギヨ　懸魚　「ケギヨ」を見よ、

ゲンクウ　源空　**名諱** 法然房と號す、元祿十年正月に圓光大師、寶永八年に東漸大師、桃園天皇は、慧成大師、光格天皇は、弘覺大師、孝明天皇は、慈教大師の諡號を賜ふ **系統** 父は美作國久米押領使漆間時國、母は秦氏 **事蹟** 淨土宗の開祖、長承二年四月七日生る、十五歲にして、功德院の皇圓に從うて薙染す、三年台教を學び、又黑谷の睿空に從つて、密乘及び大乘律を稟け、三藏の聖教を繙繹す、晩年源信法師の往生要集を見て大に喜び、遂に所習を棄て、專ら淨業を修す、洛東の吉水に遷りて、盛に圓修及び大乘の戒法を說く、後白河、後鳥羽、土御門の諸帝崇信淺からず、關白藤原兼實淨業を請問するによりて、選擇本願念佛集を著して之を授く、專修の徒以て總要となす、建永二年二月、讚岐に竄せられ、居ること五歲、歸するもの益々多し、空曰く、我遷謫に因らずんば、安んぞ能く化海濱に及ばんやと、建曆元年京都に還る、二年正月二十五日入滅す、世壽八十、法臘六十六(元亨釋書、東國高僧傳、佛教各宗綱要)

ゲンクワウ　元光　**名諱** 寂室と號す、勅して圓應禪師と謚す **系統** 美作の人、姓は藤原 **事蹟** 永源寺開山、幼にして京師に入り、東福寺無爲元に從ひて出世の法を學ぶ、十五にして薙染受戒し、辭し去りて遊方し、約翁に參し、一日豁然として大悟す、又東里、一山、東明の三大老に參謁す、元應二年、元に入り、天目山中峯等諸尊宿に歷參す、嘉曆元年歸來す、備後永福寺を創して之に居る、韜晦すること二十五年、攝津の福嚴、近江の往生、美濃の東禪、甲斐の棲雲に居る、延文五年、七十一歲、佐々木氏賴、雷谿に瑞石山永源寺を創建して光を請ず、兩手輻輳す、康安貞治の間、東諸、建長、萬壽、天龍等の招請あれども、皆辭して就かず、貞治六年九月朔化す、壽七十八、法臘六十三、語錄兩帙あり(本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳、佛教各宗綱要)

ケンクワン　權管　禪宗にて監寺を云ふ、「カンクワン」を見よ、

ケンクワン　兼官　本官の外に兼ねたる官をいふ、又兼任とも兼帶とも云ふ、例へば、大臣にて大將を兼ね、大納言にて大將を兼ね、參議にて國守を兼ぬる類なり、吏學指南に、「併ニ晉別職一曰レ兼」、選敍令に、「凡任ニ兩官以上一者、一爲レ正、餘皆爲レ兼」、官職秘抄に、「中將至ニ于中納言一兼任之例始レ自ニ貞相公一、參議兼帶能操レ人」とあり、

ケンクワン　顯官　外記、史、式部、民部丞、左右衞門尉等の才器を用ふべき重要の官を云ふ、顯要の官の義、是を任ずべき者を公卿より推擧するを顯官の擧と云ふ、江次第に、「次令ニ公卿擧ニ顯官一、外記、史、式部丞、民部丞、左右衞門尉、以上申文等、乍レ付ニ短冊一下給、執筆見レ之、擧如レ元結レ之、目ニ第一大納言ニ納言逐取レ之、次第見下至ニ參議座ニ選定一間三四人申文返上、至ニ大納言座ニ更返下、令ニ參議書ニ一紙、副ニ遂定申文ニ返上」と見え、建武年中行事に、「こよひ顯官の擧により、左右衞門尉を申し、外記史を申す文をとゝのへて、上首の公卿を召して、大臣これを給ふ、參議迄見下して、各々難なきを奏し申す、なさるべき文を奏聞す云々」と見えたり、

ゲンクワン　玄關　禪寺にて客殿に入る門、後ち轉じて常の人家にも正面の入口を云ふ、玄沙法門の義、俱舍論に四含幽微六足玄關とあるより出づ、家屋雜考に、玄關は、書院につきたる名にて、是れみな僧家にて云ひ初めしなるべし、其の故は、傳燈錄に、法師者踞ニ獅子之坐一、瀉ニ懸河之辯一、對ニ稠人廣衆一、啓ニ鑿玄關一、開ニ般若妙門一、等ニ三輪空寂一(慧海和尙之語)、と見えたれば、もと僧家にて、學問所の入口を名づけて、玄關とよびしが、是れもまた漸々に轉じて、學問所にあらぬ家居の入口をも、かく呼ぶことゝはなれるなるべし」といへり○何時頃より起りしや詳かならず、古へ武家屋敷には玄關なく中門なりしなり、其後始めて見えたるは室町時代東山御所に於てす、其後漸々に行はれ、江戶時代に至りては、二三百石の者はいふに及ばず、與力家中の士、町にて醫者浪人御用町人等に至るまで皆之を造り、遂に今日に至れり、(貞丈雜記、柳亭雜筆、嬉遊笑覽)

ケンクワンノキヨ　顯官擧　「ケンクワン」を見よ、

ケンクワンノヂモク　兼官除目　任大臣節會の時、大臣大中納言參議以外の官を任ずる除目をいふ、官職難儀に、任大臣節會の時、大臣は節會に宣命にて成るなり、其次に大中納言參議を任ずれば、同く節會の宣命にのる、たゞは大中納言參議は除目に任ずる官なれども、節會の次なれば、大臣と一つにのせらるゝ也、其外の官を其日任ずる除目を兼官除目と申也」とあるにて知るべし、

ケンクワリヤウセイバイ　喧嘩兩成敗　鬪諍する者は、其理非の如何を問はず兩方ともに罪科に處するをいふ、成敗とは所刑の意なり、甲陽軍鑑に、「喧嘩は兩方共に成敗、但し穿鑿のさた有て道理非を分け坂をこさすべき事」と見えたるが、戰國時代より起りたるものなるべし、條訓集に、時宗の時より起れりといへどもいかゞあらん、

ケンケイ　劵契　地劵或は手形、割符などをいふ、十訓抄に、「宮家の領をば劵契をかきて九條殿に奉りにけり」と見えたり、

ゲンケイ　元慶　「グワンギヤウ」と訓む、同條を見よ、

ゲンケイコウ　源敬公　德川義直(トクガハヨシナホ)を見よ、

ケンゲウ　撿校　**名義** 僧官、寺社に在りて一山の事を監督する職、寺官抄に、事務を撿知校量する義、緇流に在ては寺務に異ならず、皇寧兩族共に交任す」と見え、僧侶官位志に、撿校の字據る所を考へず、字義を按ずるに、撿とは物を一ツ〱に手に取て吟味する事、校とは物を見競糺す事なり、此職は一山の上首にして衆僧を撿校すると云ふ意なり、金石華編に、按撿校二字、其初不レ過ニ點撿典校之意一、隨巡ニ省風俗ニ詔、明撿校使得ニ孝養一、此撿校之緣起也 其用以ニ入銜一則始ニ於唐初一」とあり、拾芥子訓に、高野山又熊野山之頭是云ニ撿校一熊野山撿校職者、聖護院殿也」と見えたり、又總撿校、修理撿校とも云ふ **起原沿革** 初例抄に、八幡撿校寛平八年東寺長者益信を補せしを始めとす、二中歷に、楞嚴院撿校慈惠大僧正以下、常住兼學の人次第補任の由見え、僧官補任に、熊野三山撿校は寛治四年增譽を始めて補せし由見え、高野山金剛峰寺にては村上天皇の世雅撿校に補せしを始めとす、爾來今日に至るまで補せらる、其他親王家系門跡傳に、無動寺御影堂平等院新熊野金峰山等撿校の事見えたり、又釋家官班記に、八幡、春日、大原野、日吉、祇園、北野、熊野、粟田宮等の神社の撿校を記せり(石淸水八幡宮略補任、僧綱補任、熊野別當記、高野山撿校補任、僧官位考)

ケンゲウ　撿校　盲人の官名、また建業とかく、二水記に「福一建業と見え、鹽尻に、建業とは師匠或は先生といふが如く、その業の成就したるをいふ家言なりといひ、藝苑日渉に、建業(卽建康)古揚州之地、東隣ニ汴梁一、其風俗或相似、疑是建業人所ニ來傳一、故呼爲ニ建業一耶」といへり。されど看聞御記旣に撿校の名見ゆれば、建業は音通にてかきしものなるべし、もと僧侶の職名なりしが、室町時代より僧官に擬して撿校と稱し、盲人の極官となすに至れるなり、傳に、光孝天皇仁和二年瞽者に撿校勾當の二官を宣下せらるといへど、如何あるべきか、室町時代明石覺一と云者、平家琵琶の妙に達し、光嚴崇光兩帝の叡聞に預り、撿校別當勾當座頭の四官を十六階に別ち、之をまた七十三刻と爲し、覺一を總撿校と爲して總職せしむ、是れ總撿校の始めなりといふ、後小松天皇の御宇竹永撿校總一始めて紫衣著用の永宣旨を受け、爾後總撿校たる者之を著す、撿校系圖に據れば、井口撿校正一總撿校となりてより、奧田撿校　久一に至るまで二百七年の間二十一人の總撿校あり、奧田撿校寛永十一年二月職を奪はれて不座となり、小池撿校凡一之に代はる、同年三月從來德川家康の定めたる法令六條を改めて式目百六條を制定す、元祿の年杉山撿校和一、總撿校となり、江戶に居住し、關東の盲人を支配す、此より京都に住する者を御職撿校と稱し、關西三十三箇國の盲人を支配す、尋て五年四月和一撿校、式目百六條を改めて百五十八條と爲し、新式目と稱す、享保十一年京都の總撿校を復せしを以て、江戶の總撿校を總錄撿校と稱す○當道の官途に四階十六官、七十三の小刻あり、四階とは撿校、別當、勾當、座頭、十六官とは、座頭に一度二度三度四度、勾當に過錢、送物、掛司、立寄、召物、始の大座、後の大座、別當に權別當、正別當、總別當、撿校に、權撿校、正撿校、總撿校あるを云ふ、七十三の小刻とは、(一)半打掛(裝束絹布色淺黃或萠黃、城某又は某一と名乘)官金四兩、(二)丸打掛、同三兩二分(三)過錢打掛(袴の紐白練を用ふ)同二分(四)彩色紫分(白平絹無紋の長絹を著、城某座頭又は某一座頭といふ)同四兩(五)一度の上衆引(菽と云)同四兩(六)一度の中老引、同四兩(七)一度の晴、同二十兩(八)二度の上衆引、同六兩(九)二度の中老引、同六兩(一〇)二度の晴、同三十兩(一一)三度の上衆引、同四兩(一二)三度の中老引、同四兩(一三)三度の晴、同二十兩(一四)四度の上衆引(白綾絹を著す、某座頭と云、在名也)同二十二兩(一五)四度の送物引、同六兩(一六)四度の大座引、同三兩(一七)四度の中老引、同六兩(一八)四度の晴、同二十五兩(一九)過錢勾當(一度、猶長絹を著す)同三兩(二〇)過錢上衆引、同十七兩(二一)過錢晴、同十兩(二二)送物の百引(二度、黑紫絹白袴)同十兩(二三)送物の上衆引、同六兩(二四)送物の晴、同四兩(二五)掛司の三老引(二度)同一分(二六)掛司の五老引、同一分(二七)掛司の十老引、同二分(二八)掛司の上衆引、同六兩(二九)掛司の晴、同五兩(三〇)立寄の五十引(四度)、同五兩(三一)立寄の上衆引、同五兩(三二)立寄

の晴、同五兩(三三)召物の三老引(五度)、同一分(三四)召物の五老引、同一分(三五)召物の十老引、同二分(三六)召物の上衆引、同四兩(三七)召物の中老引、同五兩(三八)召物の晴、同二十五兩(三九)初大座の三老引(六度)、同二分(四〇)初大座の五老引、同二分(四一)初大座の十老引、同一兩(四二)初大座の上衆引、同八兩(四三)初大座の中老引、同十兩(四四)同晴、同四十兩(四五)後大座の三老引(七度)、同二分(四六)同五老引、同二分(四七)同十老引、同一兩(四八)同上衆引、同八兩(四九)同中老引、同十兩(五〇)同晴、同四十兩(五一)後勾當上衆引(八度)、同十兩(五二)同中老引、同十兩(五三)同晴、同三十兩(五四)檢別當上衆引、同十兩(五五)同中老引、同十兩(五六)同晴、同三十兩(五七)正別當上衆引、同十兩(五八)同中老引、同十兩(五九)同晴、同三十兩(六〇)總別當(燕尾裝束を著、猩猩色)、同二十兩(六一)同上衆引、同十兩(六二)同中老引、同十兩(六三)同晴、同三十兩(六四)檢校(紫素絹白長袴、淺黃小栁紋袴)同四十五兩(六五)同上衆引、同十兩(六六)同中老引、同十兩(六七)同晴、同三十兩(牛打掛廟より是に至るまで金七百十九兩)以上六十七刻なり、此後正檢校を、六老、五老、四老、三老、二老の五に刻み、一老職を總檢校といふ、總計七十三刻たり(當道要集、當道新式目)

ケンゲウシ　撿校司　臨時の官、元正天皇養老二年造器司と共に設置して釋奠の器具を造らしめ、大膳職大炊寮に充てしむ(續紀)

ケンゲウヒヤウゴシヤウグン　撿校兵庫將軍　朝廷の職員、兵庫を撿校し、不虞を守る、臨時の職なり、和銅四年九月勅して諸國役民造都に勞れ、宮垣成らず、防守備らず、權に軍營を立て、兵庫を襲守せしめ、因て石上豐庭紀男人、粟田必登等を將軍となす、是れ巡防なり、神護景雲二年十一月弓削御淨清人を撿校兵庫將軍、藤原雄田麻呂を副將軍、紀船守池田眞枚を軍監と爲し、六位軍監二人、軍曹四人を置く(續紀)

ケンゲン　乾元　[年號]後二條天皇御宇の年號、正安四年十一月二十一日改元、代始に依てなり、一年を經て嘉元と改む[出典]周易に、大哉乾元、萬物資始、乃統天、とあるに據る(國朝年號譜)

ケンケンクワン　乾乾館　[illegible]福本藩の學校[illegible]播磨國神崎郡福本[illegible]創建年代詳ならず、初め學問所と稱し、大名町に在り、安政二年中ノ町に移し乾乾館と改稱す、明治二年、また大名町に歸し、時習館と改め、漢學教授を置き、文武の藝術合一の學校とし、韓非を初め百家及び兵書にて、七書國史類部て百般の書籍を汎覽し沸騰する事を許す、珠算學の科を置き、翻譯書なる西洋事情、泰西史略等の類、遂次に聞せらる、漢學は勿論英佛學同窓學兼兵學砲炮學等の學生を校中より選拔する事を規定す(日本教育史資料)

ケンゲンツウハウ　乾元通寶　[illegible]錢貨の一種[illegible]銅にて造り、二種あり、一は、徑六分、重七分、一は、徑六分、重五分、錢文は、兩保徹之の書なり[illegible]村上天皇天德二年三月延喜通寶を改鑄して之を行はしむ、康保二年に及て此錢なのみ通用し、萬錢を廢す、爾後天正中に至る六百年間鑄錢の有無詳かならず(大日本貨幣史)

ゲンコウ　元弘　[年號]後醍醐天皇御宇の年號、元德三年八月九日改元、一年を經て光嚴天皇正慶と改む[出典]藝文類聚に、老人星體色光明、嘉占〻元吉、弘〻無量之祜、とあるに據る、文章博士在淳、在成の兩人、舊勘文中より勘申す(國朝年號譜)

ケンコウジ　建興寺　豐浦寺(トヨラデラ)を見よ、

ゲンコウノヘン　元弘變　[illegible]大覺寺統は龜山天皇以來英主相繼ぎ、歷代學問の衰へたるを興し、文武英才の臣を擧用し、儒道の學起る、持明院統は伏見後伏見花園の天皇共に文學才藝ありと雖も兩統の繼嗣毎に相反し、大覺寺は改革を主とし、持明院は舊章を守る、後醍醐天皇元應元年位に卽き給ふや政を親らし、鎌倉治を圖り、後鳥羽天皇以來の舊志を承け、靈を見て幕府を斃さんとす、此時に當て北條高時執權となり、昏愚奢侈を好み、長崎高資權を專らにし、怨讟大に起る、旣にして太子邦仁親王薨し、兩統儲位を爭ふ、北條高時後伏見上皇の皇子量仁親王を立つ、時に後醍醐天皇は皇子尊良世良二親王の中を立てんとし、敢て禪位を行はず、後伏見上皇憤恚して石淸水に禱る、兩宮の間水火の如し、是を以て臣下また二ッに分る、大覺寺統には二條道平、近衞經忠、花山院師賢、萬里小路宣房、吉田定房、北畠親房等天皇に信任せられ、定房は尊良親王を、親房は世良親王を教養す、持明院統には鷹司冬教、今出川兼季、西園寺實衡、日野資名　勸修寺經顯等上皇に信用せらる[illegible]是に於て天皇遂に幕府を倒さんと欲し、皇子尊雲(大塔宮)尊澄(妙法院宮)兩法親王を天台座主とし、延暦寺奈良及び禪僧を延き、無禮講に託して陰に謀を爲す、日野俊基烏丸成輔等其密旨を承く、尋で又世良親王の謀により、奈良叡山に行幸して僧徒の心を攬す、旣にして幕府朝廷の志を窺ひ、元弘元年五月高時廢立を謀り、先づ僧圓觀、日野俊基等を捕へて鎌倉に致す、八月に至り幕府の兵西上の擧あり、天皇之を豫知して叡山に幸し、尋で笠置に移り給ひ、尋で尊澄法親王は南に逃れ、尋で楠木正成の赤坂城に據る、旣にして六波羅の兵笠置を圍み、高時また變を聞きて、使を遣して持明院に奏し、壽永の例により太子の踐祚を行ひ、且つ大佛貞直足利尊氏金澤貞冬を遣して京都を護衞し近畿を攻めしむ、未だ至らずして笠置旣に陷る[結末]天皇卽ち尊澄親王と共に遁れ、有王山に至りて東兵追及し、侍臣花山院師賢北畠具行萬里小路藤房等皆捕へられ、尊良親王また赤坂城下に執はる、高時因りて天皇を六波羅に幽し、新主劍璽を得て位に卽く、是を光嚴天皇とす、花園上皇院政を聽き、元を正慶と改む、貞直貞冬近畿の餘黨を擊つ、旣にして赤坂城陷り、尊雲法親王、四條隆資、楠木正成皆逃る、二年三月後醍醐天皇を隱岐に、尊良親王を土佐に、尊澄親王を讃岐に遷し、資朝、俊基、成輔、具行を殺し、師賢、藤房等を配す、之を元弘の變と云ふ(梅松論、太平記、國史眼)

ケンコンツウハウ　乾坤通寶　[illegible]錢貨の一種[性質]詳かならず[起原]後醍醐天皇建武元年二月鑄造す、詔に曰く、國家の錢ある尙し、天平寶字より天德に至るまで改鑄十次、然るに近古外境の貨、民間に濫布せしより、國錢行はれず、甚だ彝典に違ふ、因て今新に官鑄を命じ、以て用を濟ひ、民に便にせんとす、其文を乾坤通寶といふ」と、貨幣史に、蓋し建武中興泰平の日、甚だ少なければ、錢を鑄るの暇亦少なく、隨て其鑄造の錢數も多からずして止みしゆゑ、今其形を見る能はざるならんといへり、

ケンザ　驗者　加持祈禱をする人を云ふ、又驗方とも修驗者ともいふ、枕草子に、こはさもの〻けあづかりたるけんざげだんに早くばよかるべきをさすがに入わらはれにあらじと念ずる」と見えたり、源氏物語に、今はこの世の事を、おもひたまへねば、けんかたのおこなひもすてわすれて侍るを、いかでかかうおはしましつらん」と見えたり、委しくは修驗道(シュゲンダウ)を見よ、

ケンザヲ　間棹　[名義]江戸時代田地を撿査するとき、間數を計るに用ふる竿の名、卽ち撿地竿なり[起原沿革]鎌倉時代、撿地には、繩を以て之を計る、豐臣時代に至り、初めて六尺三寸(或は、六尺、或は六尺五寸を用ふ)の竿を用ひて一歩と定め、三十歩を一畝と爲す、而して當時豐後國に玄蕃竿、法印竿あり、肥後國に井駒竿あり、土佐國に長曾我部の尺杖あり、德川氏に至り、六尺一分を以て間竿と定め、便宜に依り一丈二尺二分の竿及び管繩を用ふ、享保以後改更する所なし、尙撿地(ケンチ)參看[構造]長さ一丈二尺二分にして、鋼を以て其兩端を包み、半に一間の記印を刻す、六寸を一分とし、一分每に記印す、六寸以下は否せず、是一分に滿たざれば之を捨るが故なり(田制篇、大日本租稅志)

ケンサキブネ　劍鋒舟　舟の一種、長さ四丈餘にして平田舟に似て濶く、其艫尖、劍の鋒の如くなるを以て名づく、凡そ五六寸の淺き川なも能く通行し得べきなり、大阪より大和川に至るに之を用ふといふ(和漢三才圖會)

ゲンザン　見參　人の前へ參りて對面することをいふ、「ゲザン」ともいふ、また物を人に見することなも見參に入るといふ(貞丈雜記)安齋隨筆に「榮花物語に、寬弘五年五月十一日中宮(後に上東門院と號す)御産の事十五日御うぶやしなひの事書きたる條に、勸學院の衆どもあゆみて參れり、けさんの文ともけいす、又十六日内の御うぶやしなひの條にも同文あり、けざんの文とは見參文なり、勸學院の衆おまたつれ立ちて、御よろこびに參る故、各の名を紙にかきつられたる文なり、見參は、あらはれまゐるとよむなり、彼の人々の中、今日參らぬ人もある故、今日あらはれて參る人の名のみ書きたる故、見參の文と云ふ也、此條に限らず、見參の人々などいふも、當日其席へまゐる人の事なり」と見えたり、

ゲンザンノイタ　見參板　淸涼殿の鳴板をいふ、建曆御記に、淸涼殿弘廂南切妻板不〻打〻釘、是號〻鳴板〻又號〻見參板〻」とあり、「ナルイタ」の條參看、

ゲンザンミ　源三位　源賴政(ミナモトノヨリマサ)を見よ、

ケンザンヤキ　乾山燒　[名義]京都愛宕山下鳴瀧にて製する京燒の一種なる陶器[起原沿革]元祿年間尾形光琳の弟深省なる者、本阿彌光悅の法に傚ひ一種の陶器を製出す、之を乾山燒といふ、乾山は號より取れる名なり、其造る所器械を以てするものあり、又手頭を以て捏造するものあり、共に樂燒に類す、紫翠乾山、紫翠深省の落款あり、深省の歿後此法傳ふる者なし、燒物(ヤキモノ)「ナガタケンザン」參看(工藝志料)

ケンシ　撿使　事實を見屆くる爲めに使する者、士以上切腹の時に遣はさるゝあり、又撿地の時などに派出するあり、詳しくは「セップク」、「ケンチ」等の條參看、

ケンシ　撿屍　江戸時代、殺傷ある每に、其死屍及び負傷者の狀を撿檢する者、或は自殺、行倒等凡て變死に關して之を撿使す、享保集成絲綸錄(享保四年)に云、撿使指遣候事、首縊、自害人、行倒もの相果候分、夜に入候はゞ翌朝訴出可〻申候、自害人口論

手負相手相知れ不ㇾ申候共、末ニ相果ㇾ候はゞ夜中に而も早速可ㇾ訴出ㇾ候事」、撿使の心得方に就きては、地方落穗集に撿使心得帳を載せたれば就て見るべし(撿屍辨疑、民事諮書)

ケンシ 健士 「コンシ」を見よ、

ゲンジ 源氏 源の姓を帶びたる氏族、源姓は嵯峨天皇の皇子に始まる、弘仁五年天皇詔して、朕男女漸く衆し、未だ子の道を識らず、已に人の父となる、封邑を累し空しく府庫を費す、宜しく親王の號を停め、朝臣の姓を賜ひ、編して同籍と爲し、服官在公出身の始め、一に六位に叙せんと、乃ち諸皇子未だ親王たらざる者、信、弘、常、寛、明、定に姓源朝臣を賜ひ、右京に貫す、信を以て戸主となす、明年改めて左京に貫す、其餘の皇子亦皆相次で源姓を賜ふ、是を嵯峨源氏となす、その名一字を用ふ、是より後、仁明、文德、淸和、陽成、光孝、宇多、醍醐、村上、冷泉、花山、三條、後三條、順德、後嵯峨の御宇諸皇族に源朝臣を賜ふ、通常稱するに仁明源氏、文德源氏と呼ぶ、系各條に出せり就て見るべし(姓氏錄、尊卑分脈、氏族志)

ケンジイチブキン 乾字一分金 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、背に乾の極印あるを以て名づく、又單に乾字金、又乾金ともいふ【性質】長方形、縱五分、橫三分弱、重さ六分二厘五毛、價格は一分金十兩と乾字小判十兩と同じ(金銀圖錄)、重さ同じくして、元の字の添極印を打ちたる異品あり)【起原沿革】寶永七年四月鑄造す、凡て乾字小判に同じ、「ケンジコバン」を見よ(大日本貨幣史)

ゲンジカウ 源氏香 合香の一種、一より五までの五種ありて、各五包づゝ二十五包を組み合せ、これを志野折の中に收む、先づ香元定の席に座し、懷中より地敷紙を取り出して、裏を返し、其まゝ開きて下に敷く、次に亂箱より一の香爐を取り出して地敷紙の上に置く、次に銀盤の臺を取り出だし香爐の向に置く、次に志野折より香包を悉く取り出し、志野折を亂箱に返し容れ、香包をよく打ち交ぜて五包を地敷紙の左方に置き、外は亂箱の中に返し容る、次に火道具建を取り出だし、火箸、匙、鋏、「うぐひす」を地敷紙の上に竝べ、「うぐひす」は火箸の右に置き、火道具建は返し容る、次に銀葉入を取り出だし、鋏にて銀葉を採り、銀盤の上に載せ、銀葉入を返し容れ、其まゝ亂箱を後方に引き入れ、さて一禮す、次に鋏にて銀葉を一の香爐に載せ、藥指にて火加減を見て右の手にて香匙を取り香包一包を取り、左手に載せて披き香を香匙にて抄ひ焚き出だして、上客に送り、香包は「うぐひす」に挿す、二の香爐も一の香爐の如くに焚き、かくなして順次に五包を焚き終るなり、次に聞き終れば香爐を亂箱に容る、次に炷爐入、銀葉宮より出し、一々炷爐を掃ひ、銀葉宮、炷爐入、銀盤を亂箱に容れ、火道具建に挿す、次に地敷紙を疊み、一禮して地敷紙を懷中す、これにて香手前は終るなり、香客は、五炷を聞き終りて各自の思考を記紙に記す、記方は、例へば第一の香と第三の香と同じく、他は別別の香なりと思へば、(花の宴)の圖を記紙に記し、或は第一と第三と第四と同く、第二と第五と同き香なりと思へば(胡蝶)の圖を記すなり、かく記して順次に執筆に送れば、執筆はこれを請け取り、「うぐひす」に刺したる香包の香銘と合せて記錄を作り、優劣を判するなり、香道(カウダウ)參看(舊儀裝飾十六式圖譜解說書)

ケンジコバン 乾字小判 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、背に乾の字の極印あるを以て名づく、又單に乾字金、乾金ともいふ【性質】楕圓形、縱一寸九分強、橫一寸零五厘弱、品位金銀貨幣價格表に據れば、乾字小判十兩は重さ二十四匁八分五厘、內金二十匁七分二厘強、銀四匁一分一厘弱、雜[illegible]厘強とす【起原沿革】寶永七年四月鑄造し、小判及び一分判の形を小にし金貨の額を增す、其鑄造の總額千百五十一萬五千五百兩、後ち改鑄したる額千百二十萬二千七百三兩一分、寶永七年より正德四年までを、鑄造の年限と定め、享保五年に至て通用を停む(貨幣通考、金銀圖錄、大日本貨幣史)

ゲンシサイ 元始祭 【名義】明治時代、每年一月三日、天皇陛下賢所、皇靈殿、神殿の三所に於て行はせ給ふ御親祭をいふ、此三所は皇位の元始、若くは元始に關係ある者なるを以て、綂本反始の義に基き、此祭典を設けらる、元始の字は古事記の序文中に、元始綿邈、頼ニ先聖ニ而察ニ生ㇾ神立ㇾ人之世ニとあるに據る【儀式】當日午前九時御殿の御裝束あり、大眞賢木を御門の左右に建ること常の如し、次に宮內省の官員著床、次に三殿の開扉を爲し奉る、其間音樂を奏す、次に神饌及び御幣物を供へ奉る、此間も音樂を奏す、畢りて御內陣に御座を設け奉る、[illegible]天皇出御、親王內大臣宮內大臣各大臣以下近衞士官等供奉す、侍從は齋服、武官は正裝、自餘の官員は皆大禮服を著す、天皇陛下には先づ賢所の便殿に臨御、御束帶を著せられ、御手水畢りて賢所に進ませ給ふ、掌典長は御先導を爲し、侍從は御劍、御璽又は御劍、御笏を捧げて扈從し奉る、此より御幘の中に入らせ給ひて御玉串を奉り、御拜ありて御告文を奏せさせ給ふ、又御鈴の儀あり、儀畢りて皇靈殿に進ませ給ひ、其儀(御鈴の儀なし)賢所に於けるが如し、又神殿に進ませ給ふ、其儀皇靈殿に於けるが如し、畢りて入御、[illegible]に於て親王大臣其他親任、勅任の官員並に宮內省の

官員拜禮す、畢りて神饌等を撤す、此間音樂を奏す、次に三殿共に閉扉し奉る、此間も亦音樂を奏す、祭典は是にて畢り、十一時に至り更に三殿を開扉し、皇太后宮皇后宮東宮等の御拜在り、正午より午後二時まで有爵者より以下判任准判任に至るまでの人々の參拜ありて其儀全く終る【起原沿革】明治五年正月三日、始めて祭典の名を定め式を行はる、是より先明治三年神祇官再興ありて、八神天神地祇及び歷朝の皇靈を鎭祭あり、歲首に皇位の元始を祝ひ奉る祭典を行ひ、其例に依り四年正月三日神祇省に行幸ありて御親祭あらせられたり、五年正月より名稱定り、年々の恒例となり、且其式を頒布して、全國の官幣社國幣社より府縣鄕村社に至るまで皆此祭を行はしむ、六年正月三日宮中に於て賢所皇靈殿神殿の三所を祭る、此を現行御儀式の由て始まる所とす、爾後變る所なし(法令全書、官報、朝野年中行事、祝祭日講話)

ゲンジゼニ 元字錢 【名義】江戸時代に行はれたる文錢の一種【性質】銅にて作り、其質黃白二品あり、又樣狀四種、徑八分五厘、重一匁、小者徑七分半、幕文元字穿上に在り【沿革】寬保二年攝津國高津新地にて鑄造す(新寬永錢譜)

ゲンジノシセイ 源氏四姓 清和、嵯峨、村上、宇多の四天皇より出でたる源氏、「ゲンジ」及び「サガゲンジ」「ムラカミゲンジ」「セイワゲンジ」「ウダゲンジ」の條を見よ、

ゲンジハチリヤウノヨロヒ 源氏八領鎧 源氏重代相傳せる八領の鎧、保元物語新院召爲義條に、又過る夜の夢に重代相傳仕て候、月數、日數、源太、產衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申て、八龍の鎧候が、辻風に吹れて四方へ散と見て侍る間云云」と見えたり、或は源太產衣を除きて七龍を入れたるもあり、

ケンシフギヤウ 撿使奉行 室町幕府の職名、訴訟の判決を實撿する事を掌る、寬正六年、大乘院主、大館教氏と越前坪江鄕の地を爭ふ、幕府飯尾之雅、清貞秀をして裁判せしめ、齋藤豐基、諏訪忠鄕をして撿使奉行となす(官制沿革略史)

ケンシフサイカイダウヘイシ 撿習西海道兵使 王朝時代に於ける臨時の官、稱德天皇天平勝寶四年百濟王敬福をして之に任じ、判官、錄事各二人を置きて西海道の兵事を撿習せしめしこと續紀に見えたり、

ケンシホフイン 玄旨法印 細川幽齋(ホソカハイウサイ)を見よ、

ケンジン 健人 兵士の類、皇極天皇三年蘇我入鹿護衞兵として之を置く、「コンデ」を見よ(書紀)

ゲンシン 源信 【系統】姓は卜部氏、父は正親、母は淸氏【事蹟】大和葛木郡の人、叡山に上り、慈慧大師に事へ、顯密の敎を究め、五性法師四種三昧薰練せざるなし、壯歲を過ぎ榮名を忌み橫川に屛居し、專ら著述に從事す、一乘要訣、往生要集、阿彌陀經疏、大乘對、倶舍抄、因明相違註釋等あり、世に行はる、天台の敎法此時を盛とす、時人慧心院僧都と號す、信台宗二十七疑を作り、宋國南湖知禮法師に問ふ、禮嗟嘆して曰く、東域深解の人あるかと、乃ち答釋を造りて之を返す、風舶來往音問相繼ぐ、每に彌陀來迎の圖を作り、又彌陀の像を彫刻す、其遺跡諸國に散在し、衆庶之を尊信す、又始めて地獄變相の圖を畫くといふ、寬仁元年六月十日遷化、壽七十六(元亨釋書、東國高僧傳)

ケンシンサントクリウ 謙信三德流 栗田因幡守寬政の創めたる兵學の流派○寬政の祖父を寬安といふ、宇佐美民部少輔に就きて越後流の兵法を學びて其妙を研め、子大膳某其傳を繼ぎ、其子寬政に至り父祖の傳脈を繼ぎて奧旨を悟り、一に一派を開く、寬永中水戸威公に仕へ、其名高し、正保四年八月二十日死す、年七十一(武術流祖錄)

ケンシンダイシ 見眞大師 親鸞(シンラン)を見よ、

ケンシンモン 顯親門 大內裡八省院二十五門の一、右廟門ともいふ、北山抄に、西廊北腋門に作る、西面の門にて章善門の北、十間を隔てゝ位す(拾芥抄、大內裡圖考證)

ケンシンモンヰン 顯親門院 【名號】藤原季子、法名圓常覺【系統】左大臣實雄の三女【事蹟】花園天皇の御母、永仁五年正月二十九日從三位に叙せられ、同七年花園天皇を誕み給ふ、文保元年九月九日尼と爲り、正中三年二月七日准三宮、同日院號、建武三年二月十三日薨ず、年七十二(女院小傳)

ゲンジモノガタリ 源氏物語 【卷數】五十四帖【內容】容貌極めて優雅にして情に富み、諸藝に通じたる源氏の君といふ皇子を主人とし、配するに紫の上といへる絕世の佳人を以てして、其履歷を骨子とし、無數の人物、複雜なる事件を之に關ひたる物語なり、敍事の時代は、醍醐、朱雀、村上の三朝に亙ると唱へ、且物語中主要なる人物は多少準擬する處ありと稱せらる、紫女七論に、其の文體を評して、日本文の上なき者なり、漢文法の波瀾頓挫、照應伏案と稱すべきものを具へ、其の氣脈慇暢にして寬轉、その文勢圓活にして婉曲、之を漢文にて見ば、史記莊子韓柳歐蘇に等し」といへり、五十四帖の名は、一卷桐壺、二卷帚木(一)空蟬(二)夕顏、三卷若紫、末摘花、四卷紅葉賀、五卷花宴、六卷葵、七卷榊、八卷花散

里、九卷須磨、十卷明石、十一卷澪標(ミヲツクシ)(一)蓬生、(二)關屋、十二卷繪合、十三卷松風、十四卷薄雲、十五卷槿、十六卷乙女、十七卷玉鬘、(一)初音(二)胡蝶(三)螢、(四)常夏(五)篝火(六)野分(七)御幸(八)蘭(フヂバカマ)(九)槇柱、十八卷梅枝、十九卷藤裏葉、二十卷若菜、廿一卷柏木、廿二卷橫笛、(一)鈴蟲、廿三卷夕霧、廿四卷御法、廿五卷幻(マボロシ)、廿六卷雲隱、廿七卷匂宮、(一)紅梅(二)竹川、廿八卷橋姬、廿九卷椎が本、卅卷總角(アゲマキ)、卅一卷早蕨、卅二卷寄生(ヤドリギ)(一名親鳥(カホドリ))卅三卷東屋、卅四卷浮舟、卅五卷蜻蛉(カゲロフ)、卅六卷手習、卅七卷夢浮橋となす【評釋類本】「源氏物語嵯峨本」五十四卷、角藏氏藏版、「源氏物語繪入」、六十卷、慶安頃山本春正の出版、「紫明抄」十二卷、素寂法師の著、「河海抄」二十卷、四辻善成の著、「源氏論義」一卷、弘安中、物語中の難義を論義したるもの、「仙源抄」一卷、藤原長親の著、「源氏小鏡」三卷、藤原長親の著、「源氏物語系圖」一卷、「源氏物語表白」一卷、安居法印聖覺の著、「源氏物語千鳥抄」二卷、「花鳥餘情」二十卷、一條兼良の著、「源氏物語年立」二卷、同上、「源氏和祕抄」一卷、同上、「源氏物語祕訣」一卷、同上、「弄花抄」七卷、牡丹花肖柏の著、「一葉抄」十五卷、同上、「細流抄」二十卷、西三條公條の著、「明星抄」五十五卷、西三條實澄の著、「孟津抄」二十一卷、九條稙通の著、「林逸抄」五十四卷、林宗二の著、「源氏紹巴抄」二十卷、里村紹巴の著、「岷江入楚」五十五卷、中院通勝の著、「萬水一露」二十八卷、能登永閑の著、「源氏外傳」五卷、熊澤了介の著、「源註拾遺」八卷、契沖阿闍梨の著等此他擧て數ふべからず、「湖月抄」六十卷、北村季吟の著、「源氏評釋」十二卷、萩原廣道の著、「玉の小櫛」九卷、本居宣長の著、「紫女七論」一卷、安藤爲章の著は、源氏物語を繙く者の必ず參看すべき書なり【著者】紫式部、此書の著につき古來疑議多し、河海抄にいふ、村上天皇の皇女大齋院選子內親王が中宮(一條天皇の中宮藤原彰子)に徒然慰むべき珍らしき草子や侍ると尋ね給ひし時、中宮は宇津保竹取など、目馴れ給ふべければ、新しく作りて上らんとおぼし、さて式部に命じて撰らしめしかば、石山寺に籠りて之を作りし」と、然れど學者多くは、宮仕への間、寡居せし間の作ならんといへり、又傳ふ、此の書成りし時、一條天皇叡覽ありて、是れ能く日本紀を讀みたる者の筆なりと賞し給ひしと(河海抄、湖月抄、紫女七論、群書一覽、日本文學史)

ケンジヤ 驗者 「ゲンザ」を見よ、

ケンシヤウ 見聖 私年號、推古天皇二十一年に相當し、定居三年に改む、凡五年間繼續す、二中歷年代紀等は僧ほ定居の年と爲す(逸年號考)

ケンジヤウ 傔仗 王朝時代兵器を持して官吏を護衞する人を云ふ、卽ち護衞兵なり、玉篇に傔、苦念切、音欠、侍從也、傔仗使屬、猶ニ今承差ニ也、又仗直兩切長上聲兵器刀戟總名」とあり、淮南子に、履危行險無亡支杖」とあるにて知るべし、故を以て專ら邊境の官吏に給す、元明天皇和銅元年三月、太宰府帥大貳並に三關尾張等國司に傔仗を賜ふ、帥に八人、大貳及び尾張國司に四人、三關國司に二人宛を給す、平城天皇大同五年五月鎭守府官人に傔仗を給す、將軍に十人、軍監に七人、軍曹に五人を給す、後減じて將軍三人、弘仁四年減じて將軍二人とし、軍監軍曹一人となす、延喜の制、太宰帥は十人、大貳六人、監以下三人、史生一人、鎭守府は弘仁の制に同じ(續紀、續後紀、延喜式、太宰府考、鎭守府考)

ゲンジヤウ 勸賞 功を賞して、官位を昇進し、又は物を賜はるをいふ、武家時代にても亦物を賜はり、また敍爵等のことあり、玉葉建久四年十月十一日日吉社行幸の條に、此間余召ニ宗頼朝臣ニ仰ニ勸賞ニ云々」、吾妻鏡文治五年十一月三日の條に、勸賞事、征伐早速、猶々感思食、隨ニ計申ニ可レ有ニ勸賞ニ、按察使有レ闕、被レ任如何、郞從之中有功之輩可ニ注申ニ、殊可レ被レ行ニ其賞ニ也」と見え、其他日記等にも屢々見ゆ、

ゲンジヤウ 玄上(玄象) 【名義】琵琶の名器、累代の御寶物、撥面に玄き象の青鉢の木を呑む圖あるによりて名づくと、又一說に武智麿の七世諸葛の子參議玄上(ヒタ)醍醐天皇に獻ずる故に名づくと云ふ、古今集に「ハルガミ」とよめり【形狀】紫檀の槽の直甲なりと云ふ、もと覆無かりしを近頃覆(紫唐綾無文)並に蜜(揩貝)ある事禁祕抄に見えたり【起原】仁明天皇承和中、掃部頭藤原貞敏、遣唐使として唐に赴き、彼地に滯留中、琵琶の名人劉二郞に就て祕曲を受け、歸朝の時、紫檀紫藤の琵琶各々一面を受け得て傳へたるものなりと云ふ、清涼殿の御厨子に飾り置く、內裡燒亡の時飛出でたる事等禁祕抄に見えたり(三代實錄、禁祕抄、拾芥抄、古事談)

ケンシヤウヰンシユンダイジン 顯性院准大臣 烏丸光宣(カラスマルミツノブ)を見よ、

ケンシヤウクワン 憲章館 舊加納藩の學校【所在地】美濃國厚見郡加納城內丸內、字中門【起原】學校創立の年月明ならず、當時學問所と稱す、文政年間七代の藩主永井尙佐、儒學を尊崇し校名を憲章館と改稱し、藩士を獎勵せしむ、武術も又然り、春秋兩度文武の優劣を觀る、其後制度大に亂る、依て九代の藩主永井尙服、文久中大に藩制を變革し、文武兩道を合併し、射的場練兵場を開き、文武を擴張し面目大に改まり、曩昔の觀を異にせり、明治維新廢藩置縣の後、本館を廢す、明治五年學制頒布に際し、本館

を以て小學校を開設して憲章館とす【敷地】地坪二千八百一坪餘、文館建坪七十六坪餘、武館建坪七十坪餘(日本敎育史資料)

ケンシヤウダウ 顯章堂 大內裡八省院十二堂の一、院の西方、含嘉堂の南四丈に在りて、北より第三の堂、長さ九間とす、朝堂の座者は刑部、判事等にて北を以て上と爲す(拾芥抄、大內裡圖考證)

ゲンシヤウテンワウ 元正天皇 【名號】名は飯高、後に氷高と改む、日本根子高瑞淨足姬天皇と諡す【系統】天武天皇の皇孫、草壁皇子の皇女、母は元明天皇、文武天皇の御姉、第四十四代の天皇【事蹟】白鳳十年御降誕、和銅八年九月元明天皇の禪を受けて卽位す、養老二年、是より先文武天皇の時に制定したる大寶の律令は、尙修正を要せるを以て、此時藤原不比等等に勅して刊修せしめ、律十卷十二篇、令十卷三十篇と爲す、これを養老刊修の律令と稱す、在位九年、元を建つる事二、位を聖武天皇に讓り、天平二十年四月二十一日崩ず、聖壽六十八、大和國添上郡奈良市大字奈良坂奈保山西陵に葬る(大日本史、陵墓一覽、古事類苑帝王部)

ケンジヤウノサウジ 賢聖障子 【名義】紫宸殿の北に建てられたる障子、御障子、また北の障子ともいふ、江次第に、絹御障子に作る、支那三代より唐までの賢聖名臣の像を障子に畫きたりしを以て名づく【製作】上は色紙形、障子の裏卽ち北には唐草の模樣を畫き、表面御帳設けられたる間、卽ち中央の戶は、上に書を負へる龜、下に狗犬を畫く、是を中央として東西各四間、間每に四人宛、三十二人を畫きたり【起原沿革】嵯峨天皇弘仁中畫圖を施し、陽成天皇の御宇、始めて立てらるゝ由、皇年代略記に見えたれど、著聞集には、宇多天皇の御宇と爲す、著聞集に、南殿賢聖障子は、寬平の御時、かゝれけるなり、其名臣は、馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵(自東一)諸葛亮、蘧伯玉、張良、第五倫(同二)管仲、鄧禹、子產、蕭何(同三)伊尹、傅說、太公望、仲山甫(同四)李勣、虞世南、杜預、張華(自西一)羊祜、揚雄、陳寔、班固(同二)桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬(同三)董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通(同四)等也、此人々の影をかゝれける、麒麟閣の功臣を圖せられたるあと、おはれけるにや、始は色紙形に銘をかゝれたりける、されは道風朝臣の申文にも、七度けがせるよしのせたり、其銘いつの比よりかゝれずなりにけるにか、當時は見えず、色紙形ばかりぞ侍める、承元に、閑院皇居燒、卽造內裏ありけるに、もとは尋常の式の屋に、松殿作らせ給たりけるを、此度あらためて大內裏に模して、紫宸殿、清涼殿、宣陽殿、校書殿、弓場陣座など、宴饗の所々たてそへられける、土御門の內裏の、かゝりける所と承聞えし、地形せばくて、紫宸殿の間數を、しゞめられける時、賢臣の影を、ちいさくとゞめられにけり、建長造內裏の時、少々又用捨せられける、くわしくは尋て註すべし、大內にては、此障子を、みなはなちおかれて、公事の時ばかり立られける、御讀經の儀にて侍けるにや、建曆に、閑院にうつされて後は、すべてとりはなたることなし」と見えたり、降りて寬政元年內裏造營の時、馬周、房玄齡、杜如晦の三名は粉本により、羊祜以下倪寬に至る者は、年中行事の圖により、その他は歷代の紀、文獻通考、圖書集成以下の書を考索し、且つ諸朝臣及び林信敬等と議定し、狩野典信をして畫かしめ以て今日に至れりといふ(禁祕抄、風俗見聞圖說、年中行事繪卷、大內裡圖考證)

ケンジヤウモノ 獻上物 上へ奉る品物をいふ、江戶時代、將軍參朝拜賀等の爲め朝廷へ進獻するの定例あり、また諸侯にして參覲の時、或は四時月日を期して幕府へ獻ることあり、參覲の時を參府獻上(サンプケンジヤウ)四時のを時獻上(トキケンジヤウ)と稱す、各條につきてみるべし(德川實紀、武鑑、大日本租稅志)

ゲンジヤウラク 還城樂 【名義】唐樂曲の名、乞食調四曲中の一、一名還京樂、見蛇樂とも稱す、古樂にて中曲、噉あり、類箏治要に、明選說云非ニ古新樂之曲ニ是嘯吹之類也云々」とあり、此說然るべきか○一人舞、答舞拔頭【起原沿革】唐玄宗、韋后を誅して京師に還り此曲を作る、故に還城樂と稱すと、或は云ふ、西國の人好で蛇を食ふ、求めて之を得るや喜で奮躍す、依て其さまをうつして舞を作りければ、見蛇樂の名こそ其當を得たるなれ、舞樂圖說は、後說に從ひて曰く、「見蛇樂と稱すと、其裝束といひ、面貌といひ、殊方の樂なるは論するまでもなし」と、傳來詳かならず、男山放生會還幸の時之を用ふ、敎訓抄などに依れば大神晴遠世々此祕曲を傳ふよし見えたり(歌儛品目、禮樂志、歌舞音樂略史)

ケンジヤク 劍尺 尺度の一種、玉尺(カネサシ)ともいふ、佛像、刀劍、門戶等を計るに用ふるといふ、鐵尺一尺二寸を段とせるものなり(倭訓栞)

ケンジユ 兼壽 蓮如(レンニヨ)を見よ、

ケンジユツ 劍術 【名稱】太刀打、劍法、兵法、刺擊、擊劍とも稱す【起原沿革】【上古】より武藝を重んじたれば、劍術も早くより行はれたり、崇神天皇の皇子豐城入彥命が、夢に八たび槍弄(ホコユゲ)し、八たび擊刀(ウチカキ)せることあり、天武天皇の皇子大津皇子が多力にして能く劍を擊ちしことあるを以ても、當時既に此術ありしこと知るべし【王朝時代】の末武門興起し、尋で幕府の開かるゝに及び、必要上益々隆盛を極め、其術

も精妙を加ふるに至れり【室町時代】の末より某流と稱して之を敎授すること始まれり、下總の人飯篠山城守家直入道長威は擊劍を善くし、頗る精妙に詣り、其流を天眞正傳神道流と號す、其術は鹿島香取の兩神より受くる所なりと傳稱せり、長威より後關東には擊劍家常に多し、塚原土佐守は常陸の人にして長威の門人なり、土佐守の子を卜傳といふ、始め長威の傳を得しが、後に上野の人上泉伊勢守信綱に從ひ、新陰流を得て別に卜傳流を開く、是より先、愛洲惟孝といふものあり、擊劍の名手にして愛洲陰流を起し、其手法支那に傳はれり、而して新陰流は、信綱が愛洲陰流に工風を加へ、頗る潤色して立つる所なりといふ、卜傳の劍術を以て諸國に遊歷するや、從者をして三箇の大鷹を臂にし、副馬二頭を牽かしめ、從ふもの八十人の多きに達し、到る處の諸侯伯より士人に至るまで、皆之を崇敬し、業を受くるもの甚だ多し【江戸時代】には富田流、中條流等種々生じたれども、就中柳生但馬守宗嚴の開きたる柳生流、宮本武藏正名の開きたる二刀正名流を以て、最隆盛なるものとす、宗嚴は、上泉伊勢守の門人にして織田信長に仕へ、其子宗矩は德川家康、秀忠、家光の三代に仕へ、子孫世々將軍家の師範役なり、また田宮對馬守長勝は居合の妙を得て、紀伊賴宣に仕へたり、其法は林崎甚助重信より出づ、重信はじめて長柄刀の利を知り之を佩びしが、當時の人爭ひて倣習したり、卽ち居合の祖とす、長勝の父平兵衛重正は重信の門人なりき、【流派】左の如し、

正天狗流　當流　王義明致流　戸田流
機迅流　無外流　天眞正傳神道流
一羽流　神影流　卜傳流　有馬流
天流　天道流　中條流　富田流
一放流　長谷川流　新陰流　疋田陰流
心貫流　柳生流　庄田流　小田流
神明無想東流　無明流　鐘捲流
一刀流　忠也流　小野派　梶派
天心獨名流　凉天覺清流　念流　東軍流
丹石流　自源流　貫心流　二刀流
二天流　二刀鐵人流　將監鞍馬流　吉岡流
愛洲陰流　願流　諏訪流　京流
源流　田宮流　淺山一傳流　一宮流
伯耆流　克己流　直心陰流　三和流
心形刀流　無海流　無眼流　大東流
小田應礎流　眞陰流　神道無念流　無形流
弘流　甲源一刀流　無滯體心流　鈴木流
大平眞鏡流　天然理心流　神道一心流　無念流
鏡新明知流　玉影流　柳剛流

なほ詳しくは各流派の條を見るべし(書紀、武術流祖錄、日本敎育史)

ケンジユツ　幻術　【名義】邪術を用ひて人目をかすめ惑はす術、一に妖術と云ひ、俗に之を遣ふ者を、魔法遣、外法遣、「イヅナツカヒ」など云ふ、唐にては仙術と號し、道士と云ふもの之を行ふ、貞丈雜記に、妖術者と云ふは、魔方遣ひの事也、此の術も、天竺國より傳はり來りたる也、今時外法つかひともいふ也(げはうつかひと云ふは、正法にあらざる、外の法を行ふ故、外法つかひといふなり、外道と云ふも同じ事なり、一說に、げほう、あたまのかしらを切りて土にうづめ置きて、そのしやれかうべを懷中して法をおこなふ故、げほうつかひといふといへり、此の說非なり、幻術をまぼろしと云ふ也、まは目也、ほろしははほろぼしなり、人のめをほろぼす也、人の目をまよはかして、色々さまざまのあやしき事を見するゆゑ、まぼろしと云ふなり」といへり【起原沿革】起原詳かならず、敏達天皇紀に、渡來僧司馬達等佛舍利を齋食中に得、蘇我馬子に獻ず、馬子試に鐵鎚にて打てども碎けず、水に投ずるに浮沈心のまゝなり、茲に於ていよいよ佛法を確信すとあるぞ、幻術に類したるものの初めなるべきか、降て平安朝安倍晴明が式神を遣ひたる事大鏡に見え、今昔物語、宇治拾遺物語等にも往往見えたり、此時代如何なる者を使役したりしか知る能はざるも、近世に至りては主に狐を遣ひたる由云ひ傳へたり、司馬江漢の記に云、魔法は女狐を閨房に養ひ、之と通じて生みたる子皆狐なり、然りと雖心は人なり、此事或人の話にきけり、故に人の言を能く辨ずるものなり、古の傳敎、慈覺、弘法の如き、此術をなしたるか云々」、今も民間にては、日蓮宗僧、山伏、口寄、など此法を傳へたり(安齋隨筆、春波樓日記、醍醐隨筆、鹽尻)

ケンシユンモン　建春門　【名義】大內裏外郭門の一、外記門ともいふ、又左衞門陣といふ、拾芥抄に、建春門、號二左衞門陣一、一云外記門、謂二之宮東脇杖門一ことゝ見えたり【所在】內裡の東、正面に位し、內郭の宣陽門に相對す【起原沿革】桓武天皇宮城經營の時、近江國之を作る、大さ三間にて、戸一間、瓦屋兩下閾磴、壇は條石の石板を以て之を圍む、東面石階二級、東面に三間の土庇あり、方檻に檜皮屋なり、築墻、南四十二間五尺、北五十四間五尺、門外に、南舍、北舍、後廳、佐宿等の舍宅あり、北山抄(大嘗會御禊)に、節下大臣先出レ自二春華門一就レ標、少納言外記、相從立二床子一ことあり(大內裡圖考證)

ケンシユンモンヰン　建春門院　【名義】平滋子【系譜】兵部少輔平時信の女、母は民部大輔顯賴の女【系譜】後白河天皇の女御、高倉天皇の御母、仁安元年十月廿一日從三位に敍せられ、二年正月二日女御と爲り、三年三月廿日皇太后と爲り、嘉應元年四月十二日院號、安元二年七月八日崩ず(女院小傳)

ゲンシヨ　還昇　「グエンジヨ」とも訓ず、藏人所(クラウドトコロ)の條六位藏人を見よ、

ケンジリ　鍛尻　鍛の名、「ヤジリ」の條を見よ

ケンズ井　硯水　諸職人に、三時の食物の外に飮ませて慰むる爲め、酒餅の類を與ふるをいふ、其字義詳かならず、梅園日記に、硯水は玄水の假字にて、酒をいへるならん、玄水を酒といへば、もと工匠等に酒を飮ませて慰めたるを、後に他の食物をも工匠に與ふるをば硯水とよべるならんといへり、證類本草に、夏禹神仙經、宮霜滯切、令二日乾一者三斤、以二絹囊一盛レ之、玄水一斛漬者、玄水者、酒也云々」と見えたり、閑田耕筆に、或は硯の乾きたるに水をうつすが如く、疲れたるものに酒菓を與へて是を慰め用を爲す義にやといへるは如何ならん、

ケンス井ガイテイシ　撿水害堤使　王朝時代に於ける臨時の官、洪水によりて堤防など破壞せし時、之を任命す、文德天皇の朝、此職を置かる、判官主典各々一人あり(日本紀略、三代實錄)

ケンセイ　賢棲　私年號、敏達天皇五年に相當し、凡五年間繼續す、水鏡、二中歷、年代記、皇代記等賢稱に、諸國記賢接に作る(逸年號考)

ゲンセイ　元政　【名義】名は日政、又日峰、妙子と號す、又不可思議、空子、幻子の號あり、世に深草の元政と稱す【系譜】姓は菅原、石井氏【經歷】京師の人、歲十三、彦根侯井伊直孝に仕ふ、二十六歲にして故ありて致仕し、妙顯寺日豐上人に事へ剃度す、居を深草に占め、瑞光寺と稱す、持律甚だ嚴、博學强記、學窺はざるなし、兼ねて詞章を善くし、傍ら國學に通ず、好みて和歌を作り、又茶法に通ず、熊澤了介と友とし善し、寬文八年二月十八日化す、年四十六【著書】遺集三十卷あり、艸山集と云ふ(行狀、近世畸人傳)

ケンセイクワン　乾政官　太政官の改稱、續紀に、太政官、總二持綱紀一掌レ治二邦國一天如レ施レ德生二育萬物一故改爲二乾政官一云々」と見えたり、淳仁天皇の天平寶字二年藤原仲麿の議によりて改む、同八年仲麿の歿後舊制に復せらる(續紀)

ケンゼイシ　撿稅使　【職掌】王朝時代に於ける臨時の官、五畿七道に出張して國司の財政を監撿する事を掌る、毎道使一人、判官、主典、各々一人を以て定員となす【起原】光仁天皇寶龜七年、大伴宿禰潔足、石上朝臣家成等を以て撿稅使となし、七道に分遣して國司の財政を整理せしむ(續紀)

ゲンセウ　玄詔　【名義】義天と號す【系譜】姓は蘇我氏【經歷】土佐の人、日峰禪師に尾張瑞泉に參して窮明すること五年、一日境に觸れて大悟す、會々故鄕に歸る、鄕人龍門山瑞巖寺を創して住持せしむ、又美濃に往きて愚溪菴を開く、尋で瑞泉に移る、後ち妙心寺に住す、寶德二年、細川勝元、大雲山龍安寺を創め、又丹波に龍興寺を建て住持せしむ、四來の雲衲會湊し、道風輦下に振ふ、享德二年勅を奉じて大德寺に住す、住職すること八日にして龍安に回る、寬正三年三月十八日化す、壽七十、臘五十三(本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳)

ゲンセウハ　源照派　琵琶法師當道六派の一、竹永撿校總一の創めたる流派にて、竹永の法名源照と號するを以て名づく○竹永は室町時代の人、疋田撿校仙一の弟子にして琵琶を彈ずること、元祖性佛及び開山覺一總撿校にも劣らず、呂の調律の吟、妙を極め衆に秀でしかば、後小松院常に召して之を聞給ひ、叡感の餘り後花園天皇に奏達して總一に紫衣を賜ひ、自今撿校に昇る者は必ず紫衣を著することゝ定めらる、職に在ること八年(當道要集)

ゲンセン　元選　【名義】無文と號す【系譜】後醍醐天皇の皇子【經歷】元亨三年生る、年十八建仁寺明窻鑑和尙を禮して薙染す、可翁然、雪村梅、無隱晦に參謁す、海に航して元に入り、至正七年福州大覺寺古梅友禪師に參し、伏膺すること久しく、遂に囑契を得、又子有子、楚石琦、了菴欲等に見ゆ、觀應元年歸朝す、至德元年遠江奥山に至り菴を結びて居る、遂に精舍となし、方廣寺と名く、雲衲蝟集す、又美濃播潤に了義寺を開く、康應二年閏三月二十二日寂す、世齡七十八、法臘四十九、語錄あり、世に行はる(本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳、龍門夜話)

ケンセンジ　兼宣旨　大臣に任ずべき人に、兼日に何の日大臣に任じ給ふべき由の宣旨を賜はるを云ふ、平家物語卷の一に、おなじき十一月九日の日兼宣旨をかうぶらせ給ひて、同十四日太政大臣にあがらせ給ふ云々、公卿補任大臣の條に屢見ゆ、さて當日に至りて任大臣の節會を行はれ宣命をよみて大臣に任ぜらるゝなり(貞丈雜記)

ケンゾウテンワウ　顯宗天皇　【名義】御名は弘計王、又は來目稚子と稱す【系譜】履中天皇の孫、市邊押羽皇子の皇子、御母は蟻臣の女荑媛、第二十四代の天皇【事蹟】市邊皇子の雄略天皇の爲に殺さるゝや弘計王、兄億計王(仁賢天皇)と共に逃がれ、播磨明石郡縮見屯倉首の許に隱る、清寧天皇二年【事蹟】伊與來目部小楯此地に至る、弘計王酒宴ある時に起て舞ひ、市邊皇子の子なる由を唱ふ、小楯驚き清寧天皇に報ず、天皇に子なし遂に宮に

入れて太子とす、淸寧天皇の崩御に及び、兄弟相讓つて位に卽かず、此に於て皇姉飯豐姬暫く政を攝す、而して億計王固く辭して從はざるを以て、天皇遂に位に卽き、大和近津明日香八釣宮に宮居す、在位三年にして四月崩ず、壽三十八、大和國北葛城郡下田村大字北今市傍岳磐坏丘南陵に葬る、天皇久く民間に在りて百姓の疾苦を知られ、專ら心を政事に留め、孤寡を賑卹し、徭役を省き給ふ、數年ならずして百姓殷富、穀斛銀錢一文に當たるといふ（大日本史、陵墓一覽）

ケンリウノクギヤウ　見證公卿　晴の獄論の時、善惡を見る證據の人、吏學指南見證の注に、謂下知ニ見事端一之人上也、陳遵に左旁知レ狀謂ニ之見證一とあり、又驗證とも書き、著き事蹟はる事に用ひたり、

ケンリンデンシ　撿損田使　王朝時代における臨時の官、風水或は地震などの災害にて田地を損せし時、出張して之を調査す、文德天皇の朝、此職を置かる、判官主典各々一人隷屬す（扶桑略記、日本紀略、三代實錄）

ケンタイ　兼帶　兼官（ケンクワン）を見よ、

ケンダイ　兼題　和歌俳句等の會を催す時、其以前に豫め示しおく題、卽ち之によりて詠吟して當日持參する爲なり、兼日の題の略、當座の題に對しての稱、後瑞雲院內相府記に、應永十九年三月二十日和歌會也、頭右大辨淸眞朝臣奉ニ行之一、題禁庭花芳（民部卿爲尹爲題者）疑ニ風情一可レ令ニ豫參一之由、兼日被ニ相催一畢」とあり、猶歌（ウタ）の條參看、

ケンダイ　見臺　書見に便せんが爲め、書籍を載せおく臺、書見臺の義、また書架ともいふ、書言字考節用集に、見臺、本名燉架、起レ自ニ魏武帝一」と見ゆ、本朝にては、古きものに、此名見えざれば、室町時代の中頃より行はれしものなるべし、安居院聖覺法印源氏供養諷誦文之詞に「價都せもんを召て經机けんだい取よせ、此女房御經色紙なるおかむすちむと見るに、」の卷より次第に取出して併べ設たり」とあり、室町殿日記に唐木にて見臺を作りし事見え、又茶式湖月抄に桑見臺の製、委しく見えたり、

ケンダイシヨウ　減大升　令の大升ならいふ、令以前に用ふる大升より小なり、其積二十七寸一分二厘强、其一斛を二千七百十二寸有奇とす、和銅以來用ふる大升は、積三十九寸零六厘强、其一斛を三千九百零六寸有奇とす（大日本租稅志）

ケンダウクワン　顯道館　舊三草藩の學校
[所在]初め江戶藩邸內、維新後、播磨國加東郡三草陣屋內に移す[起原沿革]藩內學校天正年間に創立する所なり、其後享保年間、藩主丹羽氏福、文武を好み、學事を興隆す、已降代々の藩主其遺志を繼ぐ、明治維新後江戶より藩地に移し、五年に至て之を毀つ（日本敎育史資料）

ケンタウシ　遣唐使　[名義]支那唐朝の時、我邦より其朝へ遣はしたる公使を云ふ◎其目的は佛敎の傳授、內政の改革、社會の改良等に資すべき必要なる制度文物の輸入に在りしが如し◎航路は難波三津崎より乘船して、博多に寄港し、風信を待て支那に赴く、其道二あり、一は三韓を通過して北路を迂廻し、渤海灣に入り、山東角に上陸して、唐都長安に至る、一は直ちに揚子江に至り長安に至る、前者は初期遣唐使、後者は文武天皇以後の遣唐使の通路なるが如し[職員]臨時の官なるを以て一定せず、初は大使副使各一人又は二人あり、押使其上に在り、譯語之に隨行せり、文武天皇の時には執節大使副使各一人、判官錄事あり、聖武天皇に及びて判官錄事各四人と定めたり、其後副使は二人三人の時ありしが、大使は常に一人なり、卽ち文武天皇以後は大使、副使、判官、錄事、譯語はほゞ一定せるもの〻如し、此外僧學生、學問僧以下水手火夫等ありて、少きも二百人、多きは六百人を超過せしことあり、而して元正天皇以來は大使は四位、副使は五位より多く任命したり
[起原沿革]孝德天皇白雉四年小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使となし、唐に遣はす、是遣唐使の始めなり、爾來天皇の御代一回、齊明天皇の御代一回、天智天皇の御代三回發遣したり、天武持統兩朝派遣なし、文武天皇大寶元年再興して、遣唐使を發遣し、爾後桓武天皇に至るまで元明稱德の二代を除きて、每朝發遣せり、淳和天皇の御代疫病流行し、五穀稔らず、國用足らざるを以て派遣を停めたり、仁明天皇承和元年正月參議藤原常嗣を大使に、小野篁を副使として派遣せしむ、その後唐の內亂により、國勢益々衰へしを以て、文德、淸和、陽成、光孝の四代派遣のことなし、宇多天皇寬平六年七月再び遣唐使を派せんの議ありて、參議菅原道眞を大使に、右少辨紀長谷雄を副使に任じたり、是より先在唐の僧中瓘書を寄せて擾亂の由を報じて遣唐使を停めんを請へり、朝議許さず、終に是の任命ありしなり、時に道眞任命の翌月を以て上表して行路難を陳べ、公卿群臣をして之を停止せんと請ふ、其表に曰く、臣等伏撿ニ舊記一、度々使等、或有レ渡レ海不レ堪レ命者一、或有ニ遭レ賊遂亡レ身者一、唯未レ見レ至レ唐、有ニ難阻飢寒之悲一、如ニ中瓘所一レ申報一、未然之事推而可レ知、臣等伏願以ニ中瓘錄記之狀一、遍下ニ公卿博士一、詳被レ定ニ其可否一、國之大事不ニ獨爲レ身、且陳ニ款誠一」と、朝廷議して其行を止む、是より永く遣唐使なし（日本紀略、續日本紀、扶桑略記、菅家文草、菅家傳記）

ケンダガウブギヌ　源太產衣　源氏重代相傳の鎧の名、京師本平治物語內裏勢揃條に、兵衞佐賴朝生年十三歲、ちやうけんの直垂に、源太がうぶぎぬと云ふ鎧を著る、八幡殿の幼名をばげむ太とぞ云ひける、二歲のとき院よりまゐらせよ、御覽ぜらるべしと仰ながうぶつていそぎ鎧を威させ、そてにげんだをすゑてげんざんに入ければ、源太がうぶぎぬとは名けたり、胸板に天照大神正八幡宮を顯はしまゐらせ、左右の袖には藤の花のさつとかゝりたるやうをぞされけり」と見えたり、

ケンダンサタ　撿斷沙汰　鎌倉時代における刑事上の裁判をいふ、謀叛、夜討、强盜、竊盜、山賊、海賊、殺害、刄傷、放火、打擲、蹂躪、大袋、晝强盜、路次狼藉、追落、女捕、刈田、刈畠等の事を裁判するなり、鎌倉にては侍所、京都にては撿斷頭人之を沙汰す（沙汰未練書）

ケンダンシヨ　撿斷所　雜訴決斷所（ザツソケツダンシヨ）を見よ、

ケンダンシヨク　撿斷職　[名義]室町幕府の職名、山海二賊、田園侵掠、鬪爭刄殺の類を禁斷し、及び關津、舟船、估價、借貸の事を掌る[起原]撿斷は原來侍所の所司代、小所司代の職掌なりしを、文明以後、爭亂相踵ぎ、侍所の所司、皆分散して國に就き、其職を闕く、因て侍所の開闔、所司代の事を兼れ行ふ、然れども盜犯庶務は、一人の能く堪ふる所にあらざるにより、義晴將軍の時、兩撿斷職を置き、部下近識の雜事を奉行せしむ[沿革]天文九年、工商業を失ひ、貲財蕩盡し、貧民流離し、公役に供すること能はず、之を撿斷所に訴ふ、撿斷上聞に達し、將軍の命を以て德政を行ひ、借錢、借米、質物、家質等、本劵に據り、本限の十分一を取て、白晝典主に還すべき旨を令す、貧民大に悅ぶ、同十六年令す、米錢を借りて、利子四割五割に至るは貴きに過ぐ、自今質物有らば二割、無くば三割たるべし、若し違犯の輩は、過錢として料足一貫文を課す、又京洛劫掠に遇ふ者多し、撿斷賞を懸て其捕獲を命ず、此にて其事務の一端を知るべし、永祿八年、三好義長謀反して、將軍義輝を弑し、松永久秀を以て、京畿を管領す、猶舊制に准じて、京都撿斷を置く、當時諸國の地頭、領主の、私に吏を置きて采地の雜務を掌らしむる者をも、亦撿斷と云へり（官制沿革略史）

ケンチ　撿地　[名義]土地の經界を釐正し、其廣狹を測量し、段別を定め、品位を正すを云ふ、卽ち耕地の肥瘠、屋敷の階級に應じて石高を查點し、一町村の總地籍及び總石高等を撿定するなり、江戶時代は俗に竿入と云ふ[方法]撿地の方法は昔時のこと詳かならず、今專ら江戶時代に就きて述ぶべし、先づ撿地せんとするには勘定所より撿地奉行を任じ、手代一人（或二人）下役人一人、竿取二人、間數呼次二人（百姓より取る）地引案內者一人（或二人交代す）合帳を付くるもの一人（或二人、一人之を監することあり）を定め、各村へ割引地引案內帳を出させ、一筆限に番付を肩書にし、一枚每に札を建て、番付の順に從ひて撿するものにて、竿を入るゝ前、奉行其地形を考へ、出入を察し、竿の入樣を見計ひて竪竿を打たしめ、次に橫竿を打たしむるなり、竪竿橫竿兩人に、竿取百姓各一人を之に付けて數を讀み合さしむ、猶撿地に關する慣例、方法、要具、帳簿等のこと、委しく蒭蕘錄治要略に見えたれば左に示す、
【方法】周圍量地、撿地着手の初、一村周圍の廻り撿地を爲して、各筆の田畝に及ぶ、之を廻り撿地と云ふ、廻り撿地は土地の形狀を知るに要するものなれば、綱だるみ端尺切捨等の取捨を用ひず◯寺社領地、御朱印地除地無年貢等の寺社並領地は、撿地せざるを法とすと雖も、寺社領の事には撿す◯再撿の無地高、從前の無地高は再撿地に於ては之を除く◯起返り雖き荒地、將來起返の見込なき荒地は、從前高內に在るも、再撿地の際之を除く◯田畑反對の撿定、現在畑なるも水田の地況を存するものは、直に水田に撿定せしむ◯村中同名者、一村內に同名者あるときは、上の誰、下の誰と區分を付せしむ◯他村の入作者、他村の者にして、本村に名受地を有するときは、何村より入作と肩書を冠せしむ◯穢多非人持地、穢多非人に土地の所有を許さずと雖も、舊來所有し來りたる分は、普通の例に依て撿地す◯撿地の期節、春秋兩季參稻の刈入後たるべし、春撿地は其年より、秋撿地は翌年より高入とし租稅を徵す【撿地要具】小方儀、耕地全部の周圍を測量するに用ゆ◯分度、針（數本を要す每針柄を附く）規（圓形を圖する器）矩（曲尺）定木（界線を畫くもの）以上測量製圖に用ゆ◯細見竹、四本を要す、竿頭に束藁を付し、每一筆の耕地を丈量するときまで、四隅に建て目標とし、屈曲の內外坪數を取捨し、平均を取るに用ゆ、此平均を折を見ると云ふ◯梵天竹、亦四本を要す、竿頭に剪紙を付し、細見竹の中央に建て、前後三竿を見通し、內外坪數の取捨、及び縱橫十字に繩を張るの目標に用ゆ◯十字、檜經等木理堅密にして、反覆を生ぜざるものを撰み、縱橫共に長一尺二寸、乃至五寸を十字形に切組、中心に赤繩を容るゝ凹條を刻み、田面中央十字に緊張せる水繩に當て、角度を量定するに用ゆ、水繩は量繩なり◯間竿、一間を六尺一分とし、長二間のもの一本、一間のもの二本を要す、但每一尺釘六尺の間に墨線を施し、尺目を標識す◯尺杖、六々の數に合

せ、長三尺若くは三尺六寸とし、每六寸に繩目を付す。乃ち端尺を切るに要し、地位を定むる爲、土質及び土地の厚薄を檢する等に併用す。檢地下役携帶者提帶す○水繩、麻繩に油汁を塗り、弛張以て伸縮を防ぐ。繩首五六尺を力繩と唱へ、捩代として之を除き、最初の竿竪を付し、以下一間二間と順次間札を付す。水繩は檢地に際し、一日三回づゝ檢查するを法とす。長檢竿は、間竿を以てし、伸縮あれば之を更正す。之が更正を爲すには竹串を以てするを通例とす。【丈量に關する例規】端尺切捨、每竿丈量の際、間數の端尺は、一間六尺の歩合を以て、總て六々の數に合せ、之に及ばざる端數は切捨るものとす。假令ば一分を六寸、二分を一尺二寸、三分を一尺八寸とするが如し○繩だるみ、每竿丈量の際、水繩を強く張らしむるも、尙ほ多少の垂下を免れざるを以て、之を預定し、檢間數の裏分を除去る。繩だるみの寸尺は檢地奉行の意見に任すと雖も、前例等に依り、概ね五間迄、繩だるみを算せず、六間より十間迄五寸引、十一間より廿間迄二尺引、二十一間より三十間迄五尺引、三十一間より四十間迄九尺引、四十一間より五十間迄一丈二尺引とするを普通とす○繩心、丈量するに石高を多くし租稅を賦課するには衆納を增すを功とするは、當該官吏の常情なるを以て、勞苦害に流るゝを以て、民の苦を增す憂あり、故にこれ等の害痛を償ふ爲めに實測間數の內より幾分かを割引して除くを例とす。是を繩心と云ひ、又餘歩とも云ふ。繩心は檢地奉行の意見に任すも、新檢地は長九、後八、卽ち長間は一割引、後間は二割引を通例とす○朱間、田畝每等實測せし、長檢の間數を手帳より野帳に移記し、繩心を以て計算せし間數を朱書副記す。之を朱間と切ると云ふ○繩し歩、檢地を施行すべき村落の隣村にして、

檢地以降依然地形を變ぜず、四方他人所有の土地を掘み、上中下三段の內、二三箇所を丈量し、舊來の繩心を算出し、參照に供する者○畔際引、畔幅一尺、畔際左右一尺づゝを除去するを法とす○除引、耕地に隆を爲す樹立ありて、作物に害あるもの、一村內なれば一間通伐拂ふものとす、畝に除引に及ばざるもの多しと雖も、往還堰木の類にして止むなきものに對し、除引を與ふるを法とす○四壁引、屋數の四圍に餘地を與ふるを云ふ、又四方引とも云ふ、卽ち土地に石高を除去す○竿除き、間數のみを丈量し、檢地帳の外書に掲記すべき地所、卽ち小社寺地、高札場、溜池、墓地、鷹馬捨場の類を云ふ○類地、一人持一枚の田畑を二筆三筆にも分裂檢地するを云ふ、近世一段歩以內を一筆とす、以上大畝歩なるときは、向後切畝歩と爲すの恐あるを以てなり○切畝歩、一筆の田畑等を分割し、切畝歩とするに制禁たりと雖も、檢地の際年古く切畝歩とし、二人三人にて所有するを發見するものは、其儘各自に分割丈量す○繩事畑、屋數內の畑を云ふ、屋數は總て上畑の地位とすべきものなるが故に、大畝歩の畑を含有するときは、一般に納稅を重くするを以て、地位を低下せしむる爲め、屋數四壁引等を施丁の上、更に繩壽畑を再測し、一筆中の內書とす○うたびもの、傍地同呼なり、土地の實況を見易くし、且將來紛擾なからしめん爲め、一筆限に目標と成るべき接續の道堀、其他を副書するを云ふ、又脇書とも云ふ、檢地は概ね當村の東南より打始め、四北に終るを以て、うたびものに便利とす○折、田畑畦畔の屈曲なるを一直線に見通し、內外出入の坪數を平均し、丈量するを折生と見るとを云ふ、折生するの意なり○小地字打、少畝歩の耕地は、間竿のみを以て丈量す、

とす、別項に詳しく述べたり【關係項目】古檢、新檢、居檢地、總檢地、地押檢地、春檢地、秋檢地、石見檢地、備前檢地等【關係記事】享德天皇大化元年の詔に、校二田畝一其間池水陸之利與二百姓一俱之と見え、又於二筑國六縣一被レ遣二使者一、實レ造二戶籍一並校二田畝一とあり、註に、謂檢二覈墾田頃畝及民戶口年紀一と見えたれば、此時より檢地ありしものなるべし、其後朝廷より檢地せしこと正史に見えざれども、私領の庄園に在りては檢地の行はれしこと各檢法帳の存するにて明なり、鎌府幕府の初め、武蔵國の田文を召して其地を檢し、眞實二年に至り、北條泰時諸國に命じて土地を檢して、太田文の損亡燒失せしものあるを以て、再び命じて、地を檢して太田文を出さしめたり、然れども其方法詳かならざれども、曲尺を用ひ、方六尺を一步とせしが知し、室町時代に至り、一部庄園の檢地は依然行はれしも、全體に遍りて行はれしこと明ならず、江源武鑑に足利義滿天文二十二年諸國に命じて檢地せしめ、之を世に天文繩と稱すること見えたれども採るに足らず、豐臣氏に至りて檢地を行ふ、天正十七年檢田に着手し、文祿四年に至りて、始と其功を竣へたり、此時六尺三寸の竿を用ひ、時に六尺或は六尺五寸竿を用ひ、五六の數を以て土地を改め、三百步を以て一段とす、世に太閤檢地と云ひ、又天正の石直、文祿の檢地とも云へり、慶長元和の頃よりは、方六尺を以て一步とし、六尺一分の檢地竿を用ひ、其三百步を以て一段とす、文祿の制に比すれば、一段の實積稍々減少せり、慶長以後の檢地竿は、曲尺にて一丈二尺二分あり、卽ち二間竿にて一間に一分の有餘を加へたるなり、この一分を加へたるは六尺一步の法を以て檢地せんといふことを寸尺の一分と誤りたるなり、

慶長の撿地に石見撿地、備前撿地の稱あり、大久保石見守長安、伊奈備前守忠次の撿地したるを以て名づくるなり、この後寛文延寳の頃、稻葉美濃守正則執政の時より天和貞享に至り、逐次に諸國を撿地し、元祿中飛驒國撿地の時に、其規定條目略備はれり、これを古撿といふ、享保十一年關東諸國大和國撿地の時に、古法を取捨して條目を定む、これを新撿といふ、條目は載せて縣治要略に在り、この後は幕府領私領とも、すべてこの法に據りて撿地することとなれり（地方凡例錄、田園類說、農政座右、田制篇、大日本租稅志）

ケンヂ　建治　【年號】後宇多天皇御宇の年號、文永十二年四月二十五日改元、代始に依てなり、三年を經て弘安と改む【出典】周禮に、以治＝建國之學政＝とあるに據る、文章博士菅原在匡勘申す（元祕別錄）

ゲンヂ　元治　孝明天皇御宇の年號、文久四年二月廿日改元、一年にして慶應と改む、

ケンチク　建築　【上代】太古の家屋は簡單なる小屋に過ぎずして、前後に木片を合掌に交叉し、其上に棟を架し、之れと竝行に母屋を以て合掌を連結し、其上に茅茨を葺きたりしが、漸次發達して一種の樣式を爲し、柱を立て床を作り、完全なる方法を以て屋蓋を葺くに至り、終に宮殿建築を現出す、之れを唯一神明造と名づく、其樣式は後代神社の建築に存したり、伊勢の大神宮、及び熱田神宮を以て其全般を知るを得べし、即ち其「プラン」は長方形にして、柱は圓く掘立、千木は高く聳え、葛緒木は棟上に駢列し、屋蓋は、直線形より成れるを見れば、最古の形式を想起せしむるに足る、唯一神明造の稍々變化せるものを神明造と稱す、其形式は屋蓋の直線形より成ると、千木、葛緒木を冠するとを以て特色とし、各部の手法の稍々破格なるものあるに由りて、前者と區分す、又別に大社造、住吉造等の形式あり、皆神明造の種類に屬す、但し彼は常に「平」を以て正面とし、此は「妻」を以て正面とす、「ゲテール」亦互に少異あり、「妻」を以て正面とするは、論理上「平」を以て正面とするよりも、古きものなるを以て、殊に大社造りの形式最も古かるべし、三韓交通後韓土建築の影響詳かならざれども、多少本邦固有の形式を變ぜしめ、和韓混合の形式となりしもの〻如し然れども雄略天皇が穉城縣主の人臣として其屋に葛緒木を上げたるを、僭越なりとし、之を責め給ひし事實に徴すれば、當時の宮殿は彼の千木葛緒木を冠せしめたる直線形の簡素を具へたる建築なりしや明なるを以て、和韓混合樣式と共に、上代よりの唯一神明造ありしこと確かなり、之を要するに此頃の建築は、宮殿と神社との間に著き區別なく、兩者共に其起源を小屋に發し、進化して黑木（樹木の皮を去らざるもの）の神明造となり、更に進化して白木（樹皮を去り方圓の形に造れるもの）の神明造となれるものなり、然れども其材料多くは、繪巧なる工作を加へざるものにして、色彩彫刻の裝飾なく、其輪廓は常に直線形に成りて、毫も曲線を混用せず、屋蓋は茅、藁若くは木皮等を以て葺きたる、極めて簡單なるものに過ぎず、欽明天皇十三年佛教渡來するや、蘇我稻目之を崇信し、別業を淨捨して向原寺となす、之を本邦佛寺の始めとす、然れども是れ單に在來の建築に佛像を納れて寺號を與へたるものにして、未だ韓式の建築といふべからず、而して蘇我馬子が大野の丘に建てし寳塔を以て本邦佛寺建築の嚆矢と爲すべし、次で厩戸皇子四天王寺以下數多の伽藍を作るに及びて七堂伽藍の制完備し、丹楹碧甍築を襃くして、我が建築界に一大變動を與ふるに至りたり、當時の伽藍は所謂學問寺にして、通例南面し四方に門あり、其中に東西兩塔若くは一基の塔あり、別に廻廊を以て方形の一廓を造り、正面に中門、後面の中央に金堂、後に講堂食堂聯列し、鼓樓鐘樓其左右に在り、更に東西北の三面僧房ありて外方に立つ、金堂は通例二層作りにして土壇の上に立ち、床は甎甃を以て布き、屋は多く四注なり、塔は三重乃至七重のもの多く、稀に九重及び十三重のものを見る、中門及び南大門は多く重層にして、其何れの方にか力士を安置するを例とせり、又浴室、東西兩金堂あることあり、其他正倉院以下種々の附屬建築あり、宮殿建築に關しては詳かならざれども皇極天皇紀に大極殿に關する記錄、又宮城十二門の文字見え、人をして當時唐制に摸せる内裏建築の存在を想はしむ、されど皇極天皇は板蓋の宮を造營し、齊明天皇は瓦葺の宮殿を作らんとして果し給はざりしことあり、以て當時の宮殿は古來の茅葺なりしを、兩帝の時之れを改良せんとし給ひしを知るに足るべし、故に是の時に當りて内裏の制行はれ、大極殿以下の建築完備せしことは、殆ど信じ難き所なり、之れを要するに推古天皇の時代は佛寺建築旺盛の時代にして建築の規模は百濟の造寺工が齎來する所なりしが如く、其樣式も亦百濟式と名づくべきものなるが如し、現今存するものは、大和に法隆寺の伽藍及び法輪寺の塔、法起寺の塔等なり、法隆寺は七堂悉く具備せる伽藍にして、金堂、塔婆、中門の三字は依然として推古天皇時代の樣式を今日に傳ふるものとす、今其特徴を略言すれば、柱は「エンタシス」なる曲線より成ること、猶希臘式に於けるが如く、雲形肘木及び雲形斗を賞用して普通の組物を用ひず、高欄に卍形の組子を附し、其内に撥を設けず、軒は一軒にして、垂木割粗放に、

全體の形狀極めて莊重、且つ奇拔の觀を呈せり、藝術家之を推古式と稱す、法輪法起兩寺の三重塔、攝津の四天王寺又此樣式を存せり、天智天皇の御宇に至りては推古式を受けて益々發達せり、蓋し推古式は古拙の風ありて、莊重と奇拔との性質を發揮したれども、當代は大に精巧を加へたり、伽藍制度は奈良六宗に通じて同一の型典あり、毫も前期と異なる所なしと雖も、細部の手法に於ては正に一期の差異を生ぜり、當代著名の佛寺は崇福寺、園城寺、岡寺、興福寺、當麻寺、觀音寺等なれども皆廢れて、獨り大和國藥師寺の東塔を存するのみ、藥師寺の建築は一種特殊の形式を有せしものにして、東塔も三重にして裳階あり、其輪廓極めて珍奇なり、其組物式は法隆寺の雲肘木式より一轉化したる者にして、將に次期に於て完成せる三手先きの式に進まんとする中間に在り、法隆寺に缺けたる小天井は之を備ふと雖も、次期に生ぜる支輪は之れを缺き、肘木の下面には法隆寺の雲肘木の痕跡と認むべき彫刻あり、其他高欄の制、軒の制、九輪の制皆全く嶄新の意匠に成れり、藝術家之を天智式或は飛鳥式と稱す【奈良朝時代】聖武天皇の時に及びて益々發達して、終に圓滿なる成果を見るに至れり、伽藍建築の制度は前期と異なる所なきも、一般に規模壯大にして往々規矩を超え、手法は前期より一歩を進めて完全の域に達したり、即ち組物は完全なる三手先きの帶架法、又は小天井、支輪の用法を生じ、虹梁の形漸く生じ來り、一般に木割強大にして雄偉堅實の相を備ふ、建築内外の裝飾は前期と方法を均うすと雖も、模樣には自ら一種特殊の性質あり、又當末期に於ては色彩に高次の間色を用ふるものあるに至れり、宮殿建築は元明天皇平城遷都に當りて大内裏の制を布き給ひしを以て、大に發達の機を得たるが如きも、規模未だ完備せるものに非ざりしが如し、尋で聖武天皇の時、五位以上及び庶民の資力あるものは、瓦を以て屋を葺き、丹堊を以て之れを塗らしめたるより瓦の應用廣く行はれたり、かの奈良唐招提寺の講堂が、大内裏の朝集堂を賜はりしものなりと傳へたるが如きも、或は事實なるべし、この時代の樣式を藝術家天平式と稱す【平安朝時代】桓武天皇都を平安に定めて、大内裏の制を布き給ふや、其制を唐に取り、周圍に十二門を開き、中に皇居、八省院、豐樂院、武德殿、太政官及び諸省寮あり、就中建築の優秀を極めたるものは八省院なり、八省院内主なる建築物を太極殿と稱し、其他蒼龍白虎の二樓、龍尾壇、十二の堂舍及び諸門廻廊等あり、皆丹楹にして碧瓦を葺き、床は甎甃を布き、棟上に鴟尾を上げ、屋蓋多くは四注なり、豐樂院の建築亦殆ど之れに類似せり、要するに八省院豐樂院等の規模は、豪壯にして本邦無比と稱せらる、是即ち唐土樣式の直寫にして、彼の宮衙建築の制度なり、皇居即ち内裡は又周圍に十二門を開き、内に紫宸殿以下十七殿及び七舍あり、各字皆單獨に立ち、之れを連結するに廊を以てす、これ又純然たる支那式にして、後世の寢殿造と稱ぶもの赤實に起源を爰に有せり、神社建築は當代に於て著しく變更せり、是より先本地垂跡の論起りて神佛混淆の端を生じ、空海最澄の時に至りて全く之れを成就せるを以て、神社の規模及び形式も、亦大に伽藍に類似するに至れり、春日神社の「プラン」の如き其例にして一見伽藍の觀促に似、入口には三間の樓門あり、是れ南大門に當る、更に進めば一廓あり、廻廊を以て之を繞らし、正面に樓門あり、是れ即ち中門に相當す、廓の内部には四字の殿堂あり、即ち是れ金堂と相應すべきものなり、其形式は所謂春日造と稱するものにして、起源は神明造りの妻入りなるものに向拜を加へ、屋蓋を曲線形にせるものに外ならず、今若し神明造りを平入りとし、之れに向拜を附加して屋蓋を曲線形ならしむれば、即ち流れ造を得べし、又平野神社は春日造の二字を連結せし者にして、祇園社は全く佛寺と同式なり、流れ造の標品は山城の加茂神社、松尾神社等とす、なほ佛寺は當代に於て新に一派を開きて大に旺盛を極め、空海は金剛峰寺を高野山上に、最澄は延暦寺を比叡山巓に建立せり、是より先奈良朝の伽藍制度は常に南面して立ち、其配置は常に嚴正なる「シムメトリー」を保ち、多く平地にして山に倚らざりしが、天台眞言の伽藍に至りては、多く森林鬱蒼たる深山の巓に建築し、其配置も亦從うて嚴正なる「シムメトリー」を保つ事を得ざりき、而して建築の形式及び手法等は、前期に比して著しき差違を見ざれども、其裝飾模樣等に於て顯著なる區別を有したり、此時代の建築にして現存せるものは室生寺五重塔のみ要するに當時代に記憶すべき建築界の新事項は（一）唐式の宮城建築を創めし事（二）天台眞言兩宗の伽藍を生ぜる事（三）神社建築に各種の樣式を生ぜる事是なり、降りて藤原氏攝關時代には先代の後を承けて、完全なる發達を遂げたり、此の時に當りて天台眞言の宗派最も盛に行はれ、寺院の建立また頗る多く、其裝飾孰れも皆華美を盡し、末葉に至りては益々甚しきを見る、而して當時佛寺の建築は二種に分つことを得べし、一は七堂伽藍の具備したる巨刹にして、形式は全く前來のものを襲用せり、法成寺、法勝寺の如きは、最も壯大なるものなりき、二は當時縉紳の邸宅を捨てゝ寺院とせる者にして、七堂完備の伽藍の形式をなさず、堂宇又純然たる佛殿にあらずして、多少宮殿の趣味を混和せり、宇治

の鳳凰堂、日野の藥師堂、大原の極樂院、京都市の愛宕金佛寺等之に屬す、此の種の建築は規模常に中庸を得て、曾て超大雄偉の觀を呈せざるを常とせり、また佛寺內部の裝飾は當代に於て最も華美を極めたれども、建築の外部は甚だ簡素にして、多くは丹を以て塗抹せるに過ぎず、而して其形式は全體の「プロポーション」寧ろ甚だ低く、屋蓋若し入母屋なれば其棟甚だ深く、屋蓋の傾斜は寧ろ緩にして、曲線亦峻峭の意なく、全體に就て優美の趣味を發揮せるもの多し、榱桷棟梁等は要するに過大ならず、繪樣及び彫刻の類は全然之を欠けり、宮殿建築は大內裏屢々火災に罹りて屢々改築せられ、改築せらるゝ每に規模に異同を生じたるが如し、大內裏と並びて又里內裡の建築起れり、其中規模の最も整備せしは、閑院、富小路、土御門等にして、大內裏と寢殿作りとの混合物なり、寢殿作りは、當時に於ける縉紳の邸宅として用ひられたる建築形式とす、詳しくは其條に就きて見るべし、要するに當代建築界の創意に關するは(一)寢殿作りを大成せし事(二)宮城建築と寢殿作りとの混合建築を生ぜし事(三)寢殿的佛寺を生ぜし事(四)建築裝飾に螺鈿及び蒔繪等を用ひし事是れなり【鎌倉時代】當代に於ける佛寺建築は二樣あり、一は前代の後を承けて其樣式を保ち、當代の中期に及ぶ、山城知恩院の勢至堂、蓮華王院の本堂(三十三間堂)、海住山寺の五重塔の如き是れなり、こは新に宋朝の影響を蒙りて勃興せる禪刹伽藍の建築なり、其遺物は鎌倉圓覺寺の舍利殿に於て見ることを得、これは室町時代に大成せる禪刹建築の根源をなすものにして、當代の初年より起り、全期を通じて漸次に進步したるものなるが如し、また藤原氏攝關時代の系統を承けたる一派は、眞言天台の諸派に行はれ、當期の中葉以降に至りて漸く變化の徵候を萌し、末年に及びては著く禪刹一派の趣味を混じ、溫和優美を以て勝りし前代の特色は變じて、雄健奇拔の性質を帶び、手法縱橫時に或は常規の外に逸するものあり、河內の觀心寺金堂、近江の西明寺及び金剛輪寺(俗に松尾寺といふ)本堂、奈良の東大寺鐘樓、山城の上醍醐の經藏等の類なり、而してまた別に幕府の所在地なる鎌倉に於て、武家造りなる一樣式を生じたり、規模居室等は略々寢殿作りに類似すと雖も、當時封建の制度によりて武士を蓄ふべき必要と、自ら一城廓を形るべき當時の制度とに由りて「プラン」の形亦自ら一定の式をなし、其形式は最も簡粗を極む、卽ち外廓は檜板を以て圍み、門は上土門あり、棟門あり、門を入れば傍に遠侍あり、又式臺あり、屋蓋は悉く板を以て葺き、曾て瓦を用ひず、鎌倉五山と唱へらるゝ禪宗の五大伽藍すらも、亦板或は茅藁を以て葺はれたるなり、以て鎌倉に於ては粗野素朴の武家造り行はれ、京都に於ては婉秀雅優美なる寢殿作り盛に行はれたることを察知すべし、之れを要するに當代の建築は甚だ多面にして、之を概括するに苦しむと雖も、大概分ちて二となす、甲は藤原氏攝關時代の優美より、室町時代の簡雅に至るの變遷を示すもの、乙は全然新樣の樣式を宋より輸入したるものなり、甲者は大體の形狀に論なく、內外の裝飾なほ前代の餘風を存するもの多しと雖も、細部に於ては漸くに變動を生じて乙者と相融和せり、乙者其組物に所謂唐樣の者を用ひたり、唐樣とは前時代の所謂和樣に相對して之を名づく、又拳鼻虹梁以下各所に單純なる繪樣と彫刻とを適用するに至りたるは、我が建築界に最も重大なる變化を與へたる所以なり、故に當代の建築界に著名なる事項は(一)禪刹伽藍を創めたる事(二)武家造りを創めたる事(三)佛寺建築の形式は古來の法規を脫して、自在に經營せられし事(四)繪樣彫刻の適用の端緒を開きし事なりと云ふべし【室町時代】當代は禪宗全盛の時代なりしを以て亦禪宗伽藍の建築盛なりき、之が規模は通例南面し、三門佛殿法堂方丈順次に並び、別に經樓鐘樓開山堂浴室等數多の堂宇之に附屬して、おのづから一種の形式を大成せり、其三門は彼所謂奈良朝及び平安朝時代の形狀異同常なきが如きにあらずして、玆に一定の規矩を確定し、以て後代の模範をなせり、佛殿及び法堂は共に同一の形狀を存し、全く當代の創作にかゝる、其二重南打屋根なる、床の甎を布ける、天井の鏡板を張りて多くは之に龍を畫ける、組物の一種の唐樣と稱するものなる、上層の軒の扇垂木を用ひたる、其他微細の點に亘りても、幾多の禪刹皆同一の手法を守りたり、內外の裝飾亦其教義に準じ、極めて簡潔にして、外部は曾て色彩を施すことなく、內外の莊嚴も全く金碧の燦爛たるものあらざるなり、禪刹規模の完備して今日に存するもの、京都に大德寺及び妙心寺あり、鎌倉には建長寺最も整備せり、宮殿建築は屢々火災に罹り屢々改築せられしが、別に形式上著しき變化なし、邸宅は寢殿作り復興せられたれども、純然たる古制にはあらずして、武家作りの體裁を備へたる者なるが如し、彼の有名なる足利義滿の作りたる室町の第の如きは、寢殿作りと鎌倉以來の武家作りとの混合せるなり、應仁亂以降書院造といふ一種の樣式を生じ、縉紳多くは之れを作れり、蓋し書院の名は已に前期に於て存在せしも書院造りと云ふ一種の作法の完成せしは當期の末に屬せり、其規模の主要なる特色は玄關床棚及び書院の存在、襖障の附加、天井の制度、建具類の整備等に在り、又茶室建築も當代の末期より起れり、其主要とする所は幽靜閑雅に在りて、雜れて禪味を加へたり、禪刹と邸宅との融和より別に一種の建築を生ぜり、鹿苑寺の金閣、慈照寺の銀閣及び東求堂の如きは其一例なり、之を要するに當代の建築は其如何なる種類を問はず、凡て簡雅淡泊の要素を含有せざる事なし、一言之をいはゞ、禪宗的性質を有すといふべし、當代に於ける建築學上の新事實と見るべきは、(一)禪刹伽藍の形式を大成せし事、(二)書院造りを創成し、兼れて茶室建築の起源を作りし事、(三)宮殿と禪刹の折衷建築を創意せし事、(四)古代建築を再建又は大に修繕し、間々古式を變換せし事是なり【桃山時代】當代に於ける建築は主として宮殿に於て發達し、伽藍寺院は寧ろ破毀時代なりしが如し、この時代の建築は京都西本願寺を以て好標品とすべし、方廣寺大佛殿は最も有名なる大作なりき、而して一般當代の建築形式は前期の漸く進化したるものなりと雖も、裝飾等は明國の影響を蒙りしこと大なり、其繪樣の漸く發達し來りたる、其種々なる彫刻物を以て裝飾するの方法を取りたる、隨處に極彩色を用ひ、或は障壁に繪畫を加ふる等、裝飾的方面に於て急激なる變動を致したり、宮殿建築は當時代に於て最も大なる發達を致せり、前期に於て發明せられたる書院造りは、當期に於て完全なる發達を遂げ、殊に彫刻繪畫を適用せる裝飾の方法見るに足る、本邦の彫刻繪畫が建築と相提携し、相共に進退するの現象は、實に當期に於て初めて之れを見る、其書院作りは、數宇の建築駢列して、規模雄大豪壯、其襖杉戶等に於ける繪畫や、雄健絕倫、其天井等に於ける彩色や、金碧燦爛、其欄間等に於ける彫刻や、強勁巧妙を極め、內外の設備悉く之れに協ひ、豪奢の氣韻は洋溢として、到る處に充滿せり、又この時代特に勃興せるものは城堡建築とす、前期に於ける城壘は單に土壘と木柵とよりなり、目的は主に矢を防ぐにありしが、鐵砲の應用起るに及びて、築造一變し、城の周圍に深き濠を圍らし、濠は時として數重なることあり、濠の內部には高く石垣を積み、其上に多門を建てたり、隅角には數層の櫓を築き、門には釘貫門、渡櫓を備へ、城內には宏壯偉大なる書院造りの宮殿あり、又偉觀を添へ且つ遠く四邊を望見する目的により、天主閣を作れり、其規模の雄偉實に空前と稱すべし、我が建築界是に於てか一種の新光彩を添ふるに至る、大阪城、伏見城の如き、聚樂第の如きは其適例なり、かくのごとく一方に於て豪壯なる建築の起りしにも拘らず、他の一方に於ては彼の茶室建築益々發達して幽雅の極を致し、終に之れに宮殿的趣味を加へ、之れに林泉を配合して、一種の樣式を大成せり、桂離宮、修學院、本願寺の飛雲閣の如きは其例なり、神社の建築は豐國神社を以て標品と爲すべく、其の規模亦頗る宏大なるものなりき、凡て當期神社の形式は神佛混淆にして、規模は略々伽藍の制に類し、盛に彫刻と繪畫とを以て之れを飾れり、北野神社の如きは其一例なり、本殿と拜殿とを連絡するに石の間を以てし、拜殿の左右に奏樂所、神饌所を附加し、所謂八ツ棟造りといふ形式を得たり、且其樓門、中門(三光門と稱す)廻廊の制の如き、大に伽藍に類似せり、而して西本願寺唐門、其他大德寺の唐門、豐國神社の唐門、醍醐三寶院の唐門等は、皆當代の遺物にして、其形式互に少差ありと雖も、要するに皆彫刻、繪樣の豪奢なる裝飾を備へたり、蓋し唐門の制は早く鎌倉時代に於て生ぜしものなるが如しと雖も、其形式甚だ簡單なるものなりしが如し、當期に至りては其形式漸く複雜に入り、終に江戶時代に至りて、四方唐破風に加ふるに、千鳥破風の附加を以てするが如きに至りたり、蓋し本邦の門制は古來甚だ發達せり、思ふにこれ羅と印度、支那及び東洋一般の風にして、泰西に於ては嘗て其例を見ざる所なり、なほ當時代に於て特筆すべき一事は耶蘇教會堂の建築とす、この建築は織田氏の時各所に起り、其樣式は純然たる歐式なりしが如し、然れども幾干もなくして悉く破毀せられ、全く其痕跡を今日に殘さず、之を要するに當期の建築は前期と、全然其方針を異にせり、彼れは簡潔を主とし、之は豪奢を主としたればなり、當代に於ける建築界の新事項として見るべきものは、(一)宮殿建築の規模を大にし、兼れて彫刻繪畫の適用をなせり、(二)宮殿的茶室の建築法を起せり、(三)城堡建築を創建せり、(四)各種の建築の外形に就きて多くの變態を創建せり【江戶時代】當代の建築は前代の樣式を承けて、之に精緻纖巧の技を加へたるものといふべく、其大體の「プロポーション」は寧ろ等閑にし、却つて其細部に於て頗る經營の周到緻密なるものを見る、然れども手法は不幸にして概ね苛察に中らず、彫刻は往々建築的の性質を失ひ、繪畫は間々裝飾的の意味を失ひ、各所に於ける曲線の多くは柔弱にして、毫も奇拔の觀を具へず、洵に是れ本邦の「ロコ、コ」派なりと云ふも過言にあらざるなり、佛寺建築は德川家光及び桂昌院等に由りて多く再建せられたり、然れども其創建として當代の意匠を表示するが如き大作に至りては極めて稀なり、神社の形式は多く權現造と云ふものにして、往々濃麗なる彫刻と繪畫とを施し、建築の輪廓及び細部の各所に厭ふべき曲線を濫用せり、また別に廟所の建築あり、全體の規模は佛寺の如く、建造物の個々に就きては神社の如

く、神佛兩部最も完全なる混淆を大成したるものなりとす、此の種の建築は殊に裝飾の華美を極め、曲線の濫用最も甚だしきものあり、宮殿建築も一般に文飾を事とし、江戸城下の諸侯伯爭うて其第を治め、尨大なる棟門に外觀を裝ひ、內部の結構善美を盡し、往々其分に過ぐるものもありき、城堡の建築も亦甚だ盛にして、其技益々巧を加へ、茶室建築は漸く發達して、各種の樣式を出すに至り、普通住屋亦長足の進步を致し、終に今日に至りたり、之れを要するに本邦建築術は、德川氏三百年の太平に由りて空前の發達を致し、其工匠の巧技は實に其極に達せり、然れども亦其技常に末に走り、纖巧に失し、却つて崇高秀美の觀を失ふるものあるは、頗る遺憾とする所なり、殊に木割法行はれて、工匠は此の死法を頑守し、終に自ら手腕を緊抳して悟らざるの愚を學ぶに至りたるは、吾人の痛恨する所なり、之れを要するに當代に於ける建築術上の事蹟は(一)閑所建築の創意、(二)邸宅の發達、(三)木割法の束縛、(四)曲線及び色彩彫刻の濫用、(五)假偽的構造の發明とす、左に各時代の建築に係る著明なる遺物を示す(日本美術史稿、國寶目錄)

名稱	所在地
北野神社本社、中門(三光門)同廊透塀後門	京都市北野神社境內
大報恩寺本堂(千本釋迦堂)	同大報恩寺境內
南禪寺三門、同方丈(淸凉殿並虎之間)	同南禪寺境內
慈照寺樓閣(銀閣)、同東求堂	同慈照寺境內
吉田神社齋場所太元宮	同吉田神社境內
金地院方丈	同金地院境內
六波羅蜜寺本堂	同六波羅蜜寺境內
念佛寺本堂(愛宕念佛寺本堂)	同念佛寺境內
豐國神社唐門	同豐國神社境內
蓮華王院本堂(大佛三十三間堂)、同南大門	同妙法院境內
東福寺山門、同禪堂(選佛場)、同月下門 同東司	同東福寺境內
萬壽寺愛染堂、同鐘樓	同東福寺境內
法觀寺五重塔(八阪塔)	同法觀寺境內
淸水寺本堂	同淸水寺境內
教王護國寺金堂、同五重塔、同大師堂(西院御影堂)、同八脚門(蓮花門)	同教王護國寺境內
本願寺飛雲閣、同四脚門(日暮門)、同書院(對面所及白書院)	同本願寺境內
建仁寺方丈、勅使門(矢ノ根門)	同建仁寺境內
知恩院勢至堂、同經藏、同三門	同知恩院境內
高臺寺開山堂、同靈屋	同高臺寺境內
三千院本堂(往生極樂院本堂)	山城愛宕郡三千院境內
大德寺唐門、同勅使門	同大德寺境內
眞珠庵通僊院、同方丈	同大德寺境內
孤蓬庵本堂(方丈)書院及忘筌	同大德寺境內
賀茂御祖神社社殿、同神服殿、供御所、大炊所	同賀茂御祖神社境內
賀茂別雷神社社殿、同北神饌所(楯屋)舞殿(橋殿)土屋(到著殿)樂屋拜殿(細殿)外幣殿	同加茂別雷神社境內
鹿苑寺金閣	同葛野郡鹿苑寺境內
高山寺五所堂(石水院)	同高山寺境內
神護寺大師堂	同神護寺境內
廣隆寺桂宮院本堂、同講堂	同廣隆寺境內
仁和寺本堂、同塔婆(五重塔)	同仁和寺境內
三寶院殿堂、同唐門	同宇治郡醍醐寺境內
醍醐寺五重塔、同經藏(上醍醐經藏)同五大堂、同淸瀧堂拜殿(山上御堂淸瀧堂拜殿)同藥師堂(山上御堂藥師堂)	同醍醐寺境內
法界寺本堂(日野藥師堂)	同法界寺境內
平等院鳳凰堂、同觀音堂	同久世郡平等院境內
宇治上神社社殿、同拜殿	同宇治上神社境內
宇治神社本殿	同宇治神社境內
男山八幡宮本社	同綴喜郡男山八幡宮境內
淨瑠璃寺本堂(九體寺本堂)同三重塔(九體寺三重堂)	同相樂郡淨瑠璃寺境內
岩船寺三重塔	同岩船寺境內
海住山寺五重塔、同文殊堂	同海住山寺境內
金胎寺多寶塔	同金胎寺境內
向神社本殿	同乙訓郡向神社境內
妙喜庵書院及數寄屋	同妙喜庵境內
觀心寺本堂	大阪府南河內郡觀心寺境內
建水分神社社殿	同建水分神社境內
金剛寺本堂	同金剛寺境內
四天王寺東大門	同四天王寺境內
大鳥神社本殿	同泉北郡大鳥神社境內
法道寺塔婆(多寶塔)	同法道寺境內
住吉神社本殿	同東成郡住吉神社境內
觀音堂(木積釘無堂)	同泉南郡觀音堂境內
慈眼院金堂(藥師堂毘沙門堂)	同慈眼院境內
同塔婆(多寶塔)	同豐島郡久安寺境內
興福寺北圓堂、同三重塔、同五重塔、同東金堂	奈良縣奈良公園地
新藥師寺本堂、同鐘樓、同四脚門(南門)	同新藥師寺境內
東大寺南大門、同法華堂(三月堂)同鐘樓、同金堂(大佛殿)同開山堂(良辨堂)同轉害門(景淸門)同中門、同回廊、同東西樂門、同勧學院經庫、同法華堂經庫、同法華堂北門、同二月堂	同東大寺境內

名稱	所在地
閼伽井屋(若狹井屋)同二月堂佛餉屋(御供所)同三昧堂(四月堂)同念佛堂、同大湯屋	
極樂院本堂	同極樂院境內
春日神社社殿、同社(車舍、著到殿、祭器藏、板藏)	同春日神社境內
同攝社若宮神社社殿、同手水	同春日神社境內
般若寺塔婆(十三重石塔)同樓門	同般若寺境內
十輪院本堂	同十輪院境內
唐招提寺金堂、同講堂、同鼓樓	同生駒郡唐招提寺境內
藥師寺三重塔	同藥師寺境內
法隆寺金堂、同中門、同五重塔、同夢殿、同上御堂(上堂)同大講堂、同鐘樓(西院御鐘樓)同經藏(西院御經藏)同回廊、同東院南門(不明門)同東院四脚門、同同院禮堂、同同院同廊、同同院鐘樓、同同院傳法堂、同同院舍利殿及繪殿、同南大門、同西圓堂(西北圓堂)同聖靈院(聖靈殿)同食堂及細殿	同法隆寺境內
法輪寺三重塔	同法輪寺境內
法起寺三重塔	同法起寺境內
秋篠寺本堂	同秋篠寺境內
長弓寺本堂	同長弓寺境內
長福寺本堂	同長福寺境內
喜光寺本堂(金堂)	同喜光寺境內
松尾寺本堂	同松尾寺境內
吉田寺塔婆(多寶塔)	同吉田寺境內
室生寺五重塔、同金堂、同本堂(灌頂堂)	同宇陀郡室生寺境內
當麻寺東塔、同西塔、同本堂(曼荼羅堂)同金堂、同講堂	同北葛城郡當麻寺境內
談山神社塔婆(十三重塔)	同磯城郡談山神社境內
大神神社攝社大直禰子神社社殿	同大神神社境內
榮山寺八角圓堂(八角堂)	同宇智郡榮山寺境內
吉野水分神社社殿	同吉野郡吉野水分神社境內
金峰山寺本堂(藏王堂)	同金峰山寺境內
橿原神宮本殿	同高市郡橿原神宮境內
高鴨神社本殿	同南葛城郡高鴨神社境內
海龍王寺西金堂	同添上郡海龍王寺境內
西明寺本堂、同堂塔(三重寶塔)	滋賀縣犬上郡西明寺境內
延曆寺大講堂、同根本中堂(附回廊)同轉法輪堂(釋迦堂)同横川中堂、同大乘戒壇院堂(戒壇院堂)同大講堂鐘樓(鐘樓)	同滋賀郡延曆寺境內
日吉神社本殿	同日吉神社境內
同攝社大神神社本殿	同日吉神社境內
同攝社樹下神社本殿	同日吉神社境內
西教寺客殿(方丈)	同西教寺境內
石山寺本堂(觀音堂)同多寶塔	同石山寺境內
和田神社本殿	同和田神社境內
地主神社本殿、同幣殿	同地主神社境內
長壽寺本堂(地藏堂)	同甲賀郡長壽寺境內
常樂寺本堂(觀音堂)同塔婆(三重堂)	同常樂寺境內
善水寺本堂(藥師堂)	同善水寺境內
川枯神社本殿	同川枯神社境內
金剛輪寺本堂(天平大悲閣)	同愛知郡金剛輪寺境內
押立神社本殿	同押立神社境內
豐滿神社四脚門	同豐滿神社境內
御上神社本殿、同拜殿、同樓門	同野州郡御上神社境內
大笹原神社本殿	同大笹原神社境內
生和神社本殿	同生和神社境內
都久夫須麻神社本殿(日暮御殿)	同東淺井郡都久夫須麻神社境內
寶嚴寺觀音堂(附向唐門渡廊)	同淺井郡寶嚴寺境內
新羅善神堂、光淨院客殿、勸學院客殿	同大津市園城寺境內
圓滿院宸殿	同圓滿院境內
大野神社樓門	同栗太郡大野神社境內
觀音寺阿彌陀堂	同觀音寺境內
春日神社本殿	同春日神社境內
總見寺塔婆(三重塔)同樓門(仁王門)	同蒲生郡總見寺境內
淨嚴院本堂(阿彌陀堂)	同淨嚴院境內
鏡神社本殿	同鏡神社境內
鎌宮神社本殿	同鎌宮神社境內
苗村神社西本殿	同苗村神社境內
金色堂本堂	岩手縣平泉金色堂境內
安樂寺塔(八角四重塔)	長野縣小縣郡安樂寺境內
大法寺三重塔(見返塔)	同大法寺境內
圓覺寺舍利殿	神奈川縣鎌倉圓覺寺境內
嚴島神社本社、同大鳥居、塔婆(五重塔)	廣島縣嚴島嚴島神社境內
同攝社客神社社殿	同社境內
同大國神社本殿	同社境內
同天神社本殿	同社境內
同末社門客神社左殿、右殿	同社境內
寶山神社本殿(二重塔)	同公園地
妙王院本堂(觀音堂)	同沼隈郡明王院境內

不動院金堂	同安藝郡不動院境内
淨土寺塔婆(多寶塔)	同尾道市淨土寺境内
大傳法院多寶塔(大塔)	和歌山縣那賀郡大傳法院境内
金剛三昧院多寶塔(三重塔)不動堂本堂	同伊都郡高野金剛峰寺境内
長保寺大門(仁王門)	同海草郡長保寺境内
甚目寺南大門(仁王門)	愛知縣海東郡甚目寺境内
萬德寺塔婆(多寶塔)	同中島郡萬德寺境内
性海寺塔婆(愛染堂)	同性海寺境内
瀧山寺三門(仁王門)	同額田郡瀧山寺境内
妙源寺柳堂	同碧海郡妙源寺境内
瑞巖寺本堂、御成門、同中門、同庫裡及廻廊	宮城縣宮城郡瑞巖寺境内
五大堂	同五大堂境内
大崎八幡神社社殿	同仙臺大崎八幡神社境内
藥師堂(國分寺藥師堂)	同藥師堂境内
神魂神社本殿(大庭大宮又神納神社)	島根縣八束郡神魂神社境内
出雲大社本殿	同簸川郡出雲大社境内
淨土寺本堂(藥師堂)同淨土堂(阿彌陀堂)	兵庫縣加東郡淨土寺境内
八幡神社拜殿	同八幡神社境内
一乘寺塔婆(三重塔)	同加西郡一乘寺境内
鶴林寺本堂、同太子堂	同加古郡鶴林寺境内
鹿島神宮本殿(古宮)	茨城縣鹿島郡鹿島神宮境内
同宮攝社奥宮(古宮)	同宮境内
日龍峰寺塔婆(多寶塔)	岐阜縣武儀郡日龍峰寺境内
永保寺開山堂、同觀音堂	同可兒郡永保寺境内
明通寺本堂(藥師堂)	福井縣遠敷郡明通寺境内
妙樂寺本堂	同妙樂寺境内
氣比神宮大鳥居(赤鳥居)	同敦賀郡氣比神宮境内
吉備津神社本殿及拜殿	岡山縣吉備郡吉備津神社境内
筥崎宮樓門	福岡縣糟屋郡筥崎宮境内
阿彌陀堂(白水阿彌陀堂)	福島縣石城郡阿彌陀堂境内
地藏堂(藤倉二階堂)	同河沼郡地藏堂境内
藥師堂(會津中央藥師堂)	同藥師堂境内
永福寺本堂(觀音寺)	山口縣赤間關永福寺境内
瑠璃光寺塔婆(五重塔)	同吉敷郡瑠璃光寺境内
功山寺佛殿	同豐浦郡功山寺境内
住吉神社本殿	同住吉神社境内

ケンチシンシ　撿地震使　王朝時代における臨時の官、諸國に地震の害ありし時、臨時に此職を設け、直に出張して之を撿す、若し其害大なれば賑給使を置きて救恤せしむ、文德天皇の御宇始めて此職を置かる、判官、主典各々一人あり(扶桑略記、日本紀略、文德實錄)

ケンチチヤウ　撿地帳　(一)田地の撿注を記せし帳(二)江戸時代には水帳の事をいへり(一)は長曾我部元親百ヶ條に、「不二寄給一入百姓隱田仕者、聞立於二言上一者、一積可二褒美一其上を以奉行中相談仕、撿地帳を以令二沙汰一云々」と見えたり(二)は督農要略に、「一撿地帳といふは、其村々田畑上中下の位を付、高石盛を付、竪橫間數を記し、段歩を書き、地主の名を銘々記し候を撿地帳とも水帳とも申候云云」と見えたり、全村地籍の基礎にして、村民に在りては最重の帳簿とす○帳簿の付方、體裁等は、舊幕府縣治要略に見えたれば左に示す「、清野帳に就き、中面三筆づゝに並記す、用紙上西の内、尺打(アテ)竪一尺八分、橫七寸七分、綴外八分、紺青染繩を用ひ、木形額とす、紙返り每葉初筆には都て證名等の文字を略せず、前面同一なるも、尙ほ何段何歩某と記し、同又同人などの字を用ひざるなり、初筆の字、人名、其他は前面と同一なるも、必全字を書し、字同、同人など略記せざるものとす、數字の一は壹、二は貳、十は拾、二十は廿と書し、歩は必歩字を用ひ、卜の略字を用ひず、此帳の第一葉と、表紙裏の上部に、第一葉と二葉の下部に、以下之に準じ、撿地奉行割印(ヤリチガヒ)を爲す、之を千鳥印と稱す、千鳥印は相互に押すを云ふ、今帳簿付方の實例を左に示す、

字神明裏
一下田四畝廿七歩　長拾貳間壹尺貳寸 橫拾貳間六寸　市右衞門
　高七斗三升五合
　東方　道中央某村境
　南方　海
(中略)
同所
一上田三畝廿壹歩　長拾貳間四尺八寸 橫八間三尺六寸　五助
　高七斗三合
　南方　瀧
　西方　神明社
　北方　林
(中略)
右寄
上田壹町壹畝廿壹歩　壹石九斗代
　高拾九石三斗貳升三合
(中略)
下ノ下田拾貳町壹畝歩　壹石四斗代
　高百六拾八石壹斗四升

見付田三町貳段六畝六歩　八斗代
　高貳拾六石九升六合
(中略)
中畑貳町六畝廿七歩　壹石代
　高貳拾石六斗九升
中ノ下畑壹町七段三畝歩　九斗代
　高拾五石五斗七升
下畑三町九段三畝拾貳歩　八斗代
　高三拾壹石四斗七升貳合
(中略)
見付畑壹町九段八畝廿四歩　貳斗代
　高三石九斗七升六合
砂畑貳町貳段六畝拾貳歩　壹斗代
　高貳石貳斗六升四合
屋敷壹町八段九畝廿四歩　壹石貳斗代
　高貳拾貳石七斗七升六合
合高七百貳拾七石九斗貳升八合
此段別六拾町八段三畝九歩
外　同郡高尾山入會
一米壹石三斗八升貳合　山手小物成
一芝地段別貳段七畝九歩　但小前別帳有之　壹ヶ所
　此納米壹升三合七勺
(中略)
除地之分
字前田
一田貳畝壹歩　右法善寺坊中
一畑壹畝六歩　善光院持
(中略)
無年貢地之分
字鎮守
一長五間三尺 橫四間壹尺貳寸　明神社地　法善寺持
字尻上
一長六拾間 橫六間壹尺八寸　明神免芝地　村持

字西小棚
一長六間 橫四間　溜池
(中略)
見捨地之分
字町屋
一長貳拾貳間 橫拾四間三尺　墓所壹ヶ所　村持
(中略)
右者甲斐國巨摩郡加々美村撿地依レ被二仰付一、六尺壹歩之間竿を以壹段三百歩之積相極もの也、
文化五辰年　月　日
奥村小太郎印
三浦平三郎印
下役
辻　民右衞門印
市川丈助印
青山伴右衞門印
後藤英藏印
案内
要右衞門印
官藏印
中左衞門印
彌市右衞門印
定右衞門印
藤藏印
久藏印
右之通撿地相極者也
柳生主膳正印
小笠原和泉守印
(此奥書は勝手方勘定奉行の連署なり通常代官手限りの撿地帳には奉行の奥書を要せず)
紙數表紙共何拾何枚
總字何ヶ所
(是は表紙内綴の方に寄せ記載す)

ケンチヤウ　見丁　御修法の時に、花香乳木を取り出す僧侶の役名、螢蝦之を勤む、要法裏書に、見丁は大臣家にかなへとの勤之、若無者あざり可レ沙汰一云々」とあり、

ケンチヤウ　建長　[名義]後深草天皇御宇の年號、寶治三年三月十八日改元、七年を經て康元と改む[出典]後漢書に、「建二長久之策一」とあるに據る、前權中納言藤原經光勘申す(元號別錄)

ケンチヤウジ　建長寺　[所在]相模國鎌倉郡山内村○巨福山と號す[宗旨]禪宗臨濟宗、鎌倉五山の第一[起原沿革]開山は道隆、開基は北條相模守時頼、時頼深く禪宗を崇信し、僧辨圓を師とし、戒を受く、建長元年辨圓と謀りて當山に寺域を闢く、三年十一月造立事始、五年十一月竣りて、將軍家の祈願所として供養す、導師は道隆なり、丈六の地藏を本尊とし、左右に同き小像千體を安ず、此地は古昔刑罰場にして、地獄ヶ谷と字し、地藏の小堂あり、故に舊に因て是を本尊とすと云ふ、又本尊の項中に同像一軀を收む、濟田地藏と稱す、巨福呂の地名によりて山號とし、年號を取て寺號とす、且つ若干の田地を附して賞用に充つ、正嘉二年三月前武藏守泰時後室の三回忌に當るを以て當寺にて一切經を供養す、道隆亦導師たり、弘安元年七月隆の歿後、住持職を闕ぐが故に、十二月時宗、入宋の僧徒に書を送りて後住選擧の事を任す、是に因り二年六月宋の祖元來朝し、八月鎌倉に入る、時宗師弟の禮を執り、延て當寺の住持たらしむ、延慶元年十二月貞時の申請に因り勅して定額寺となし、且つ勅額を賜ふ、應安の始、大覺佛光兩禪師の門徒確執し、爲めに廢絶に及ばんとせしかば、室町幕府より細川武藏守賴之をして和平せしむ、然れども門徒等聞かず愈々烈しく、六年五月、大覺の門徒等

黨を結び、放火を企てしが、事顯はれ六月上杉能憲をして嚴密に糺明せしむ、十月鎌倉五山住持職の補任は、蓄に因て京都より沙汰し、其他は自今鎌倉管領の進退たらしめ、且つ住持兩班敍替の年紀等を定む、至德三年八月京鎌倉五山の座位を定めし時に、當寺を、天龍寺と竝第一位とす、應永二十一年十二月二十八日の夜、門前の民家より出火し、其餘燼飛で塔上に延燒し、遂に堂宇寮舍佛具等悉く灰燼となる、永正十二年二月北條氏綱諸公役を免除す、天文四年九月、北條氏綱の新願として、敵上杉朝興追伐の祈禱を鶴岡の社前にて圓覺寺の僧侶と共に大般若經を轉讀す、九年八月暴風大に起りて總門轉倒し、塔頭正統庵、寶泉庵、向上庵等破壞す、十一年四月北條氏康先規の如く、諸公役を免除せしむ、天正十二年十月氏直又免除す、十八年四月、豐臣秀吉小田原發向の時、軍勢狼藉禁止の制札を立つ、八月秀吉寺領安堵竝に諸役免除の朱印を授く、十九年十一月徳川家康寺領九十五貫九百文を寄附す、其後諸堂年々に荒廢するもの多し、然れども今猶山門佛殿以下の堂宇廣大なるもの十數宇あり○外門二あり、東門は海東法窟、西門は天下禪林の額を揭げ、共に朝鮮人竹西の筆なり、總門に巨福山の額あり、此門を入れば山門あり、山門は總門の內に在り、永應年間の建築と云ふ建長興國禪寺の額あり、宋の子曇の筆なりと云ふ○佛殿、祈禱の牌を揭ぐ、建長五年十一月造營す、本尊を濟田地藏となす、北條時賴梁牌の銘を記す、今の佛殿は久能山御宮拜殿再建の時其舊殿を賜ふと云ふ、或は云ふ崇源院殿御靈屋の拜殿を賜はりしなりと、製尊常の寺院に異なり、唐戶彫物の彩色なり、今は多く剝落す、殿內地敷にて堂の中央に太常元、左に掌簿判官、右に感應使者を安す、其餘韋駄天聖德太子の像あり、又時賴の木像あり、國寶に屬す、祖師堂に建磨西丈開山開基の像を置く○方丈、龍王殿と號す、書院を聽松軒と名づく、其庭の池を蘸碧池と稱す、又庭中に銅碑あり、元祿五年五月一揚武助忠重が建る所○塔頭重なるものは、西來庵、開山塔のある所、佛殿の東に在り、脇堂に開山自作の像を安す、圓鑑の額あり、堂內に開山所持の鏡あり、圓鑑と號す、其形鼎の如し、表に觀音像あり、開山塔は脇堂の後嵩山の下に在り、傍に佛光の塔あり、弘安九年道隆寂後此所に葬り、侍眞寮を改め正續庵と號す、延慶以後幕府より屢々地を寄す、元弘三年後醍醐天皇院領を安堵す、建武二年塔を圓覺寺に建て、勅して舍利殿を開山塔とするに及びて、當院も彼山に移る○正宗庵、六世道然の塔所○玉雲庵、一寧の塔所、寧始め壽塔を圓覺寺に建てしが、嘉元中北條貞時こゝに移し庵を設く○天源庵、紹明の塔所、普光(後宇多天皇の宸筆と云ふ)の額を揭ぐ○寶珠庵、素安の塔所、庵中に啓書記の舊跡あり、寶樂齋と號す○寶物に開山の墨跡、啓書記筆の觀音畫像、當寺指圖等あり最も優等の者なり、此の外歷史上の參考となるべき古文書、什器多し○左に歷代を示す(新編相模國風土記、國寶目錄)

○道隆(蘭溪)―普寧(兀菴)―正念(大休)―道仁(義翁)
祖元(無學)―道然(寒航)―覺圓(鏡堂)―空性(痴鈍)
桑田(道海)―一寧(一山)―子曇(西澗)―圓範(無隱)
紹明(南浦)―顯日(高峰)―德儉(約翁)―德惠(東里)
世源(太古)―惠日(東明)―道隱(靈山)―士雲(南山)
德璇(玉山)―正澄(清拙)―楚俊(明極)―巧安(嶮崖)
祖輝(獨照)―惠崇(白雲)―居中(嵩山)―開悟(昔山)

梵仙(竺仙)―妙環(楓翁)―禪鑑(象外)―永璵(東陵)
士曇(乾峰)―正因(明岩)―素安(了堂)―聰秀(實翁)
可什(物外)―印元(古先)―慈永(青山)―法忻(大喜)
宏潤(天澤)―圓月(中岩)―善玖(石室)―友丘(東林)
士啓(東傳)―光一(歸山)―元圭(方崖)―善在(在菴)
祖能(大拙)―是英(傑翁)―林芳(草堂)―妙悅(可翁)
全快(鈍夫)―妙葩(春屋)―慶芳(少室)―法順(中山)
周譽(古天)―慶圓(月心)―周應(曇芳)―德俊(伯英)
妙佚(古劍)―應世(宗遠)―存圓(天鑑)―興俤(大圓)
元聰(老仙)―僧海(東暉)―性珍(竣海)―等猷(友峰)
法方(中圓)―希徹(心源)―文昱(東岳)―得哲(墨溪)
曾可(久菴)―徐譽(德岩)―奧忻(悅岩)―開光(象初)
圓方(無外)―禪能(南宗)―素大(大雲)―中泰(春江)
歸整(大綱)―慧嘉(瑞翁)―如春(少林)―妙年(鷲峰)
令聞(心聞)―淨林(大茂)―法慶(大安)―方聞(一溪)
法朝(日峰)―等海(東曙)―元禮(願仲)―資善(慶堂)
全用(大冉)―昌謹(無言)―國模(範堂)―眞弘(大道)
梵亘(萬古)―中亮(菊隱)―元陳(古岩)―長會(建宗)
等暾(照中)―孝貞(松嶽)―中甲(東郊)―有貞(松崖)
曾顯(道菴)―曾尹(耕隱)―壽彭(澤隱)―齋顯(大顚)

清睦(和菴)―中季(東英)―應符(契翁)―總暉(東海)
妙龍(劍江)―祥三(益仲)―元統(一源)―等睦(中和)
等擇(木翁)―真寮(審中)―啓端(直菴)―周傳(別宗)
中訢(笑岩)―自巖(竹隱)―巨鱗(大建)―周壯(松堂)
心棠(華宗)―自欽(唱岩)―永旭(東生)―守哲(古仲)
曾妙(玄海)―寶梁(楚材)―芳統(萬宗)―等梵(竺西)
閩甯(汝仲)―中曇(一瑞)―本雄(仲英)―法永(明湖)
梵淳(朴中)―阿由(義海)―歸才(學海)―要賢(仁菴)
士昱(龍岩)―充寮(智海)―心正(仲明)―統三(清河)
心林(一華)―得光(觀堂)―用尊(謙谷)―德瑛(伯溫)
德永(字江)―世澤(無適)―中勵(節翁)―妙喜(大見)
宗嚴(毅中)―統悟(星岩)―顯正(中叟)―嵩一(以清)
存松(大樹)―妙繁(大陵)―得么(子純)―顯朝(天初)
景祐(天助)―顯隱(竺雲)―德聞(香林)―英瓊(玉隱)
梵壽(叔彭)―全了(性雲)―元徹(心江)―惠棟(有材)
乾幢(暘谷)―昌忠(貞芳)―玄澤(龍江)―祖祥(鱗仲)
顯材(用林)―祖台(雲英)―僧菊(九成)―禪又(俊叟)
宗祐(天叟)―禪珠(龍派)―慶順(瑞岩)―元良(最岳)
碩寬(大年)―祖德(明徹)―碩珉(高嶽)―玄廉(頑室)
惠祥(萬源)―碩東(天溪)―崇寬(剛堂)―德湛(龍室)
道杲(東陽)―玄最(龍山)―禪珪(玉鳳)―僧安(長山)

玄琢(玉岡)―慈通(康邦)―玄彭(松堂)―碩信(義天)
元東(滌門)―僧俊(秀岩)―慧然(天瑞)―正徹(大益)
碩誼(萬拙)―禪無(大雲)―惠詔(龍門)―德祥(瑞應)
須跋(雪巢)―惠亮(呆峯)―子湍(曹源)―一民(舜道)
德均(平原)―元廉(頑石)―顯周(鼎山)―德聞(修山)
禪提(闡宗)―碩才(眞逢)―玄實(拙叟)―宗和(實巖)
碩英(雄邦)―元茵(眞淨)―法演(象河)―存胤(龍溪)
元勍(拙堂)―惠福(郎門)―子牧(箕山)―元志(頑翁)
石敬(碩敬)―元云(等隣)―惠鎭(定溪)―惠眼(親海)
玄易(復菴)―自閑(香山)―□□――碩文(梅巖)
碩靜(壽應)―元柱(文國)―周一(實道)―兌宮(月鑑)
雪庭――謙山――維船――舜洲――藏鶴――景嶽
萬拙――宏山――瑛洲――通翁――劍關――藍田
壽山――城山――□□――宋洲――修道――玉鳳
岷山――碩應――彭澤――維明――龍淵――藏專
文敎――仁宗――德山――弘道――容道――虎岳
壽仙

ケンチヤウジハ 建長寺派 臨濟宗の一派、道隆蘭溪を祖とす、道隆(ダウリウ)禪宗(センシユウ)臨濟宗(リンザイシユウ)を見よ、

ゲンチユウ 元中 南朝後龜山天皇御宇の年號、弘和四年(北朝の永德四年)四月二十八日改元、九年を經て南北合一す、

ケンチユウシ 檢注使 鎌倉室町兩時代に田地を檢勘して、町段の數を改正する爲め、守護地頭より遣はす使、後世の繩打、竿入など云へる所役の類なり、注とは、町段の多少、又は刹田の有無をも、注記する意なるべし、武家名目抄に、「鎌倉殿室町殿の兩代、いづれも諸國一圓に檢田せし事なく、公家にて設置れし注制に準じて、兵粮米なもめされし故に、國每に檢注を遣はされし事聞えず、大かたは守護地頭などより、檢田の爲に遣はすものを檢注使と呼びしと見えたり、(中略)足利殿の季世に至りて、大名諸家私に檢田する時に、檢地の奉行など云ひしもの、卽ちこの流なり」と云へり、吾妻鏡建保六年三月二十三日の條に、「檢注使以新儀可入勸寺領之由張行云々」とあるを初見とす、

ゲンチヨ 玄猪 猪子祝(ヰノコイハヒ)を見よ、

ケントク 建德 [名義]南朝後龜山天皇御宇の年號、正平二十五年(北朝の應安三年)七月二十四日改元す、二年を經て文中と改む[出典]文選に、「建至德以創洪業」とあるに據る、文章博士大江有元勘申す(元號別錄)

ゲントク 元德 [名義]後醍醐天皇御宇の年號、嘉曆四年八月二十九日改元、三年を經て元弘と改む[出典]周易に、「乾元亨利貞」正義云、「元者善之長、謂天之元德、始生萬物」とあるに據る、文章博士行氏朝臣勘申す(元號別錄)

ケントクコウ 謙德公 藤原伊尹(フヂハラノコレタダ)を見よ、

ゲンナ 元和 [名義]後水尾天皇御宇の年號、慶長二十年七月十三日改元、九年を經て寛永と改む

〔出典〕唐憲宗の年號に據る、菅原爲經勘申す（改元部類、元祕別錄）

ゲンナショハット　元和諸法度　後水尾天皇元和元年七月、德川家康、僧崇傳及び林道春をして草せし法度書をいふ、武家法度（ブケハット）、公家法度（クゲハット）、僧家法度（ソウケハット）の三法度あり、詳しくは各條を見よ、

ゲンナツウハウ　元和通寶　〔名義〕江戶時代に行はれたる錢貨の一種、元和の年作りたるを以て名づく〔性質〕銀錢、銅錢の二種あり、銀錢は、未詳なれど、泉貨鑑に、徑八分、重一匁二分と見えたり、銅錢は、徑七分五厘强、重九分（泉貨鑑に、徑八分、重一匁一分、背穿の下に一の字ありと見ゆ）背に文なし〔起原沿革〕元和三年に鑄造す（大日本貨幣史）

ケンニチ　顯日　〔名號〕高峰と號す、勅して佛國應供廣濟國師と諡す〔系統〕後嵯峨天皇の皇子、母は藤原氏〔事蹟〕仁治二年城西の離宮（龍翔寺）に生る、年十六にして聖一國師に從ひて落髮受戒し、參究證悟す、後下野那須山に入り茅を縛して隱棲す、檀越爲めに伽藍を創す、幾くならずして大寶坊となる、東山の雲巖寺是なり、時に佛光禪師巨福山に住す、日々參謁す、佛光衣法を付、久しく雲巖寺に住して、大に主化を闡く、時に大應國師筑の崇福寺に住す、時人雲巖、崇福を指して二甘露門となす、正安二年、年六十、相の淨妙寺を董す、嘉元の初萬壽寺に住す、三年淨智寺に移り、後建長寺を主る、兩歳にして東山に歸る、正和五年十月二十日遷化す、壽七十六、僧臘六十一、語錄あり（扶桑禪林僧寶傳、本朝高僧傳）

ケンニン　建仁　〔名義〕土御門天皇御宇の年號、正治三年二月十三日改元、革命に依てなり、三年を經て元久と改む〔出典〕文選に、竭レ智附二賢者一、必建二仁策一」とあるに據る、文章博士宗業勘申す（元祕別錄）

ケンニン　兼任　兼官（ケンクワン）を見よ、

ケンニン　元仁　〔名義〕後堀河天皇御宇の年號、貞應三年十一月二十日改元、天變に依て也、一年を經て嘉祿と改む〔出典〕周易に元亨利貞、正義云、元仁也」とあるに據る、式部大輔爲長勘申す（元祕別錄）

ゲンニン　現任（見任）　當官即ち現在其人の帶したる官をいふ、職原抄に、太政大臣以下參議以上を見任公卿と號すと云へり、

ゲンニン　還任　解官せる者再びもとの官に復するを云ふ、選敍令に、死レ侍遭レ喪患解者、侍服滿及患損之日、還令レ上二本司一」、また公卿補任治承二年の條に、前中納言正二位源資賢四月五日還任」とあり、

ケンニンジ　建仁寺　〔所在〕山城國京都下京區小松町、建仁寺町、四條の南〔宗旨〕臨濟宗建仁寺派の本山、京都五山の一〇本尊座像二尺許の釋迦如來〔起原沿革〕建仁二年、源賴家僧榮西に歸依し、癸して禪刹を京都に建つ、京都最初の禪苑なり、其規模宋國百丈山の寺規に倣ひて經營す、元久二年に至て成る、榮西を開基とす、大覺禪師に至り唯一の禪苑となせり、源氏北條氏相承け領地を附し、至德三年足利義滿京都五山を定むるに及び、第三位とし、其塔頭子院五十三寺の多きに至れり、其後幾回の回祿に罹り、屢々造營ありしが、天文二十一年十一月、細川黨火を五條に放つや、伽藍塔頭大抵燒亡し、全寺荒廢に歸す、天正年間に至り、安國寺惠瓊名刹の荒殘を傷み、其住持たる安藝國安國寺の方丈を移し、以て本寺の方丈とす、此より漸次建營稍々舊觀に復すと雖も、山門は未だ再興するに至らず、今の佛殿は東福寺より、方丈は安藝國安國寺より移せしものなり、舊寺地五萬四千百七十九坪、今二萬三千四百七十七坪九合となり、寺領は足利氏以前は詳かならず、豐臣氏より八百二十餘石を領し、以て明治に及べり〇堂宇の配置は宋國禪刹の規制によりて定む、三堂中に相並び、廻廊之を繞り、僧堂西に、方丈北に在り、玄關は客殿の門月にして兩扉門なり、瓦を以て葺き、門內は甃磚を敷き、以て殿に接す、佛殿は、南向にして、本尊釋迦座像、脇士は迦葉阿難二像〇方丈は佛殿の北に在り、東福門院寄附の觀音像あり〇興禪護國院は佛殿の東北に在り、榮西の塔所、常藏世界の額は後土御門天皇の宸翰、塔銘は明國上天竺講寺沙門加圖の撰とし、影堂に榮西の像あり、堂前に菩提樹二株あり宋より持來る所と云ふ〇西鐘樓は佛殿の西に在り、鐘は嘉曆中鑄る所、其後破壞したるより永享中改鑄す〇東鐘樓は佛殿の東に在り、無銘、獨鈷の形を雕りたる大鐘を懸く、俗へ云ふ初め河原左大臣六條河原別業を捨てゝ寺としたりし時の鐘なりしが、後賀茂川に沈みしを榮西請ひて引上げ本寺に懸る所なりと、昔時夜中に九十聲、晨に十八聲合せて百八聲を、陀羅尼經を誦しつゝ撞きしより、百八聲陀羅尼鐘と稱し、洛東の一名物なり〇中門は南向に立つ、世に矢立門と云ふ、舊は門脇宰相平敎盛の第門にして、扉に箭の痕跡あるより名付く、今特別保護建造物たり〇古來より塔頭支院極めて多し、知足菴、也足軒、常樂菴、大龍菴、禪居菴等著名のものなり、末寺五十七寺あり〇左に歷代を示す（建仁寺住持位籍、扶桑五山記、平安通志、京華要誌）

〇榮西（明菴）―行勇（退耕）―道聖（三諦房）―玄珍
禪與―嚴琳（蓮實房）―圓琳（一乘房）―證救（濟翁）

了心（大歇）―辨圓（圓爾）―道隆（蘭溪）―紹仁（義翁）
祐圓（虛菴）―空性（痴鈍）―圓範（無隱）―覺圓（鏡堂）
祿儉（約翁）―宗鑑（明窓）―巧安（嶮崖）―道生（鐵菴）
祖輝（獨照）―仁恭（石梁）―正澄（清拙）―楚俊（明極）
居中（嵩山）―慈照（高山）―竺源（東海）―宗然（可翁）
智明（棠山）―友梅（雪村）―妙胤（別傳）―元晦（無隱）
光林（放牛）―祖麟（足菴）―德見（龍山）―善育（大林）
義天（無雲）―妙在（此山）―仁浩（無涯）―元曉（月窓）
靈致（天境）―圓月（中巖）―慈永（青山）―圓旨（別源）
良聰（聞溪）―圓見（月篷）―周澤（龍湫）―替在（在菴）
清闇（中山）―仁球（石隱）―眞遺（道林）―崇生（頑石）
運芳（桂巖）―眞芳（蘭州）―周信（義堂）―慶圓（月心）
宗任（大用）―妙快（古劍）―眞永（相山）―祖裔（竺芳）
如金（玉岡）―周敎（大義）―宗古（靈岳）―周格（物先）
清瑜（溫中）―周巳（心巖）―一麟（一菴）―祥登（大年）
中崧（中山）―宗濬（龍淵）―善住（大中）―梵靈（祥菴）
德基（大業）―梵亮（明寶）―宗新（秀峯）―清牧（東溪）
明麟（聖徒）―梵芳（玉畹）―妙夫（一關）―周桑（竺叢）
圓伊（仲方）―一先（日巖）―周初（俗先）―一大（遠芳）
梵韶（泉先）―中令（行中）―眞崙（商堂）―通恕（惟忠）

曇伊（耕雲）―眞玄（太白）―崇闇（巨闇）―祖運（大岡）
梵師（仲安）―光闇（明溪）―璋珍（南洲）―建幢（南宗）
全喜（福岩）―周印（古篆）―宗琢（玉峯）―靈彥（竺卿）
梵宛（子春）―周仲（叔芳）―元璉（子瑜）―妙澤（雲溪）
周蒙（文明）―眞云（少雲）―清正（春澤）―叔茂（宗播）
仁遠（東叟）―梵棒（惟秀）―妙可（悅堂）―性同（大徹）
妙曇（秀芳）―全曉（了中）―能秀（台岩）―承廣（無外）
阿菊（古芳）―禮忍（梅嶺）―妙孫（季英）―梵蕤（文成）
性智（大愚）―清勇（鍵中）―本炬（方中）―法闇（笑岩）
宗莪（材用）―中兌（虎溪）―正綸（希文）―有明（文叢）
大緣（竹菴）―梵梁（惟方）―西肇（諸菴）―梵芳（椿嵩）
淸渭（釣文）―周藝（遊叟）―弘榮（大寧）―竺叢
壽郁（文林）―妙河（東溪）―聖最（勉之）―等靈（德中）
有諸（大有）―宗桂（鐵遠）―淸曄（伯元）―崇瑛（藍田）
寶助（堯天）―乾景（德仲）―周慶（喜泉）―永喜（笑雲）
如憲（周章）―彥洞（明叟）―建崇（惟岳）―祖稜（伯師）
祖淳（朴堂）―龍派（江西）―妙守（元節）―最籍（性天）
淸播（心田）―周慶（東沼）―法璵（文璵）―友南（陽谷）
中嘉（瑞雲）―青岩―聖才（文溪）―伯文―松茂
良畠（元華）―性天―雲庭―永聞（泰和）
中怡（悅林）―仲興（瑞巖）―至廣（會範）―太初

希閑（古道）―德夏（雲莊）―正英（郁中）―契智（愚谷）
珠同（呂翁）―淡白―泉田（大珠）―國甫
桑穆（菊畹）―源松（觀菴）―眞存（默叟）―古心
宗价（大圭）―龍昳（九淵）―宗愈（泰斗）―惟正
永嵩（雪巖）―清啓（天興）―宗永（宗江）―□訓（月庭）
景菊（存中）―周歡（笑嶂）―眞伊（正仲）―□瑞（希青）
宗殊（勝龜）―光韶（舜徒）―蘭□（莊隱）―眞要（文叔）
集蓮（啓菴）―等章（文苑）―□眞（珠溪）―正茂（秋柏）
秀瑛（自成）―心泉―宗桑（寶洲）―中隱（始彥）
以成（九峰）―梵同（太虛）―永豐（鐘阜）―桑郁（文紀）
原韶（春江）―元暉（徵章）―□暾（東嵩）―龍統（正宗）
龍澤（天隱）―淸鄭（子才）―淸堅（密溪）―源梁（大蘇）
祖兆（延瑞）―宗顯（考叔）―喜足―永琮（合浦）
元鎚（登瀛）―龍楨（叔幹）―孝壽（松年）―斯立
聖壽（仁甫）―德昌（桂林）―宗亨（乾仲）―知裔（竺源）
龍綠（未了）―宗寧（淸源）―衛徹（秀峯）―集雍（陽叔）
春育―明闐（東牧）―祖廣（慈航）―集樹（茂叔）
宗純（溫仲）―弘播（古桂）―利珪（甄叔）―永瑾（雪嶺）
壽桂（月舟）―宗林―慶甫―□集（大成）
宗幹（眞岳）―淸光（月甫）―□說（融峯）―先岫（月谷）

永遂(東岫)―梵伊(宇峰)―如泉(廉甫)―克恢(芳岩)
鐙口(潮心)―圓柔(芳春)―英倫(彝伯)―祖燮(文岫)
龍崇(常菴)―淸祐(自天)―慈光(月江)―光恩(仁岳)
東念(悅岩)―眞口(松壑)―眞慶(一麟)―瑞迦(竺英)
瑞承(有自)―宗璨(希三)―眞陰(汝興)―永果(東暉)
洞丹(功甫)―祖瀏(河淸)―賢昌(文仲)―瑞益(友雲)
宗賢(明甫)―鷹瀛(聽雪)―惠寶(玉之)―乘彭(長松)
周玉(潤甫)―洞仙(雲巣)―壽徵(繼天)―永淳(古岳)
光賢(廷秀)―永恩(春澤)―景秀(鐵叟)―永忠(文溪)
聖慶(三餘)―東遣(梅仙)―永雄(英甫)―宗昨(明寶)
慈稽(古澗)―紹益(友竹)―正精(進月)―東銳(利峰)
玄檄(筠溪)―元粟(一宗)―中達(九巖)―元寅(建中)
永洪(鈞天)―紹柏(茂源)―紹善(三峰)―祖昶(韋天)
通憲(顯令)―正鐵(心傳)―玄瑞(義天)―東規(以成)
東竺(雲外)―宗植(松堂)―慈噸(黃巖)―慈篤(實傳)
紹的(傳宗)―永集(雲壑)―紹謹(洪基)―宗徵(江峰)
碩話(天柱)―彦勤(全寶)―東養(拙菴)―慈渠(大隋)
紹育(春山)―正瑢(玉泉)―中筠(雪巖)―紹訊(振宗)
覺沅(東明)―道衜(北碉)―彦柱(鐵舟)―覺葩(天岸)
碩孝(永明)―竺津(白堂)―慈穜(在溪)―紹萬(梁山)
中管(風洲)―東晙(鳥峰)―覺進(濟山)―玄覺(仙巖)
慈侃(正巖)―彦端(友堂)―玄寔(大有)―玄諦(環中)
中倫(幹溪)―紹辨(介菴)―東雜(嗣堂)―玄珠(甦岸)
玄賦(文叟)―通銓(則堂)―慈保(全寶)―紹衍(月潭)
玄曉(雪總)―中規(宏道)―東攻(莉叟)―紹頴(萬拙)
慈穏(丁堂)―宗玕(淸溪)―東璋(圭洲)―慈英(天寧)

ケンニンジハ 建仁寺派 臨濟宗の一派、榮西師を祖とす、榮西(エイサイ)及び禪宗(センシユウ)臨濟宗(リンザイシユウ)を見よ、

ケンニヨ 顯如 [名稱]名は光佐[系統]本願寺第十世光教の男、母は庭田重親の女[事蹟]天文十二年正月八日大阪石山に生る、同三十三年秋得度す、弘治元年權大僧都に任ぜられ、本願寺第十一世を繼ぐ、永祿元年僧正に任じ、翌年十二月勅して世襲門跡となす、元龜元年屢々織田信長と戰ひ、天正八年に至りて和議始めて成る、同十一年七月和泉貝塚に轉じ、同十三年八月攝津天滿に移り、十九年正月復京師堀川に寺地を開き、文祿元年十一月亂堂成る、是れ今の本願寺なり、此月示寂す、壽五十歲(本願寺門跡傳、本山寺誌)

(顯如花押)

ケンバイ 勸盃 饗宴の時人に酒を呑ましむる意、「クワンパイ」と云はず「ゲンバイ」とよむ例なり(貞丈雜記)建武年中行事に、三日殿上の淵醉あり、藏人頭以下、ことにたへたる男ども盞盤につく、六位藏人けんばいすと見え、雅亮裝束抄、大將饗事條に此座のくゐんばいには衞府なへたる藏人五位よかるべしとて」など見えたり、委しき事は江次第釋奠の條、東宮御元服部類等に就て見るべし、

ゲンバウ 玄昉 [名號]俗姓阿刀氏[事蹟]出家の後、義淵に從うて唯識を學び、靈龜二年八月入唐の命を拜し、養老元年遣唐使に附隨して西航し、檏陽の智周法師に謁して、法相の蘊奥を極む、留まる事十有八年、玄宗皇帝召見して其學才を愛し、三品に叙し、紫袈裟を賜ふ、天平七年遣唐使多治比廣成と共に歸朝し、傳來する所の經論章疏五千餘卷、及び佛像等を以て尙書省に獻ず、八年、封百戶、田百畝、及び扶翼童子八人を賜ひ、九年僧正に任じ、紫袈裟を賜ふ、皇朝賜紫の恩典ある、實に玄昉にはじまる、之より內道場に在りて寵眷を擅にす、加之其學藝才能を恃みて政治に參與し、素行また修らずして世人の憎惡する所となる、後ち藤原廣嗣と隙あり、故に廣嗣の叛するや、玄昉と吉備眞備を除くを以て名となしたり、天平十七年十一月筑紫觀世音寺造營の監督を名として太宰府に逐はれ、尋で悉く其封物を收めらる、翌年六月太宰府に在りて寂す、世或は玄昉が光明皇后と姧したりと說くものあり、大日本史の如きこれなり、然れどもそれは續日本紀の文を誤解せる結果なること、田口博士、佐藤博士の明確なる史論によりて分明となり、且僧善珠が同皇后の孽子にして、實は玄昉の生ましむる所なりといへる說も、南博士の說によりて抹殺する事を得べし、要するに玄昉は才學世に秀でたるには相違なしと雖も、性格下等にして、屢々沙門の行に背ける事多く、遂に世の同情を失ひて失敗したるなり(續紀、元亨釋書、佛家人名辭書、史海)

ケンバフ 憲法 [名義]一國の國體及び政體の組織編制を規定する法文、英語にて「コンスチチユーション」といひ、周禮に、懸法示人曰憲法といへり[起原沿革]推古天皇十二年始めて聖德太子憲法十七條を作り、國家の制法を定めらる、然れどもこれ名は憲法なりと雖も、實は各人の則るべき道德律を示したるに過ぎざりしが、明治二十二年二月十一日紀元節の日、今上陛下、はじめて歐米の制を參取して嚴正なる意味に於ての憲法を發布せらる、憲法は七章七十六條より成り、第一章には天皇の大權、第二章に臣民の權利義務、第三章に帝國議會、第四章に國務大臣及樞密顧問官、第五章に司法、第六章に會計、第七章に補則を規定せられ、同時に皇室典範(「クワウシツテンパン」の條參看)、議院法、議員選擧法、會計法、貴族院令を定めて公布せらる、是より先明治十三年國會開設の聖勅を下だされ、其が準備として、同十八年伊藤博文等歐洲諸國に赴きて制度を稽査し、我國情に適切なる憲法を制定し、終に其發布を見るに至れり、翌二十三年始て帝國議會を開設す、

ケンバフリウ 憲法流 吉岡流に同じ、「ヨシヲカリウ」を見よ、

ゲンバレウ 玄蕃寮 [名稱]「ホフシマラウドノツカサ」とよむ、玄は佛敎、蕃は外蕃を云ふ、唐名鴻臚寺[職掌]治部省の被官、佛寺僧尼の名籍、供齋、及び蕃客の辭見、讌饗、送迎、及び在京の夷狄、館舍を監當することを掌る[職員]頭一人從五位上、後世地下の諸大夫諸道の輩之に任ず、助一人正六位下、大允一人正七位下、少允一人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、史生四人、使部二十人、直丁二人[起原沿革]文武天皇大寶元年始めて設置す貞觀中察掌二人を置き、後世次官に權官を設く(令義解、三代實錄、延喜式、職原抄)

ゲンビンヤキ 元贇燒 [名義]尾張國瀨戶村に於て、陳元贇の製出せる陶器を云ふ[起原沿革]萬治二年支那人陳元贇、朱舜水、李梅溪、僧心越の數人國亂を避けて、我が肥前國長崎に來りて歸化す、德川家綱將軍諸侯に命じて陳元贇等を其國に居住せしむ、陳元贇は尾張國名古屋に居り、好で自ら陶器を製す、其質は瀨戶の法にして其形貌は舶來の安南と稱する陶器を墓ひて製し、自ら畫讚を描す、世人稱して元贇燒と云ふ、又讃瀨戶とも云ふ、其地の工人之に倣ひて製作し、其業を傳へて今に至る(古今陶甕攷、工藝志料)

ケンビヤウ 硯屏 硯頭に立て置きて塵を遮くる器具、硯屏風の意にて、形狀小さき衝立の如し、金石、青磁、銅、漆髹、揷金等にて製す、もと支那より渡來したるものなり、東坡集に、紫黎屏とあるもの卽ち是也、足利氏以來世に行はれ、書院の飾に用ひらる、御飾記に、書院の飾り樣一番に硯屏(中略)硯ばかりは硯屏を置問前へよるべし云々」と見えたり(書言字考節用集、雅遊漫錄、調度口傳)

ゲンプク 元服 [名義]男子始めて頭首に冠を加へ、大人の服を著け、成人となる禮を云ふ、元とは頭首を云ひ、服とは冠をさす、始冠(ウヒカカフリ)冠禮、「チトコニナル」とも云ひ、又首服、首飾、初冠とも書けり、加冠せし人を冠者と云ふ、貞丈雜記に、「元はハジメ、服はキモノとよみ、幼き者成長して始めておとなの衣服を著るを云ふ」と云へり[儀式]貴賤に依り時代によりて異る、天皇(王朝時代の儀によれば)には加冠、理髪、能冠あり、加冠は冠を加ふる者、又引入と稱し、最も其人を重んず、太政大臣之に當り、太政大臣なき時は特に其人を撰任する例なり、加冠の時祝詞を陳べ、訖りて後、又祝詞を陳べ、肴と醴とを進む、肴醴は天皇の親祭したまふものなり、理髪は左大臣たる者之に當り、加冠の前に空頂黑幘を脫し奉り、加冠の後に櫛を執りて御鬢を理する者なり、能冠は初めに空頂黑幘を御首に加ふる者、能冠の能は堪能の義、櫛を以て總角を解き、髻を以て髮を結び、笄刀を以て髮末を截る等の役、古來多く內藏頭たる人を用ふ、此日始めて童子の袍を脫し、成人の服を服したまひ、且つ勸學院の藤氏の兒童數人同じく加冠して參入す、此禮畢りて後に更に

(年中行事繪書所校)

吉日を擇び、宴を群臣に賜ひ、位階を進め、物を賚ひ、赦を行ふ等の事あり、是に於て攝政の任を解き天皇始めて親政したまふ、皇太子には、能冠なく、醴を祭ることなく、親王以下は黑幘、祝詞なし、加冠理髮は皇太子以下之を具す、加冠には傅を用ひ、理髮には大夫權大夫を用ひ、親王以下の加冠には德望ある人を選ぶ、納言參議等の子、攝關等高貴の人の

加冠を求むる時、其節に往きて之を行ふ、攝關の子は殿上にて元服し、天皇親ら冠を授け給ひしことあり、又武士には神社に詣でゝ行ひし事あり、室町幕府の末、縉紳家賛書禮を擧ぐること能はざるものありて、或は家僕を加冠理髪と爲し、或は祖父と父とにて之を行へり、鎌倉將軍の元服には、北條氏加冠、足利將軍には管領加冠と爲り、德川將軍は井伊掃部頭加冠、松平肥後守理髪たり、又一般の冠禮には、冠者、加冠、理髪の間に三獻の式ありて後、加冠は冠を戴かしむる時に、微音にて之を祝し更に宴を張る也、○年齢は古來一定せず、槪ね天皇は十一歳より十五歳まで、皇太子親王は、十一歳より十七歳まで、臣下は五六歳より二十歳まで、又父祖の例により年齢を定むるあり、德川氏には槪ね七八歳より十歳以下にて行ひたりき、邦廉親王が四十歳、足利義政が三十六歳にて行ひしは還俗の人なるに由りてなり○月日は天皇は正月一日より五日、諸臣以下も亦正月に行ひし例多し、又天皇の外は初は夜中にのみ行ひて、白晝には稀なりしが、德川氏の時に至りては、多く白晝に多くして夜中には極めて稀になれり、而して日時の吉凶を卜ひ定むることは古今一樣也、民間にては多く鬼宿日を用ひたり **起原** 神代より見えたれど、後人の異說あり、推古天皇の朝に起れりと云ふは外國人の說、固より憑信するに足らず、冠禮の書冊に見えたるは、聖德太子傳曆に、太子が十九歳、崇峻天皇の朝に冠し給ひしを以て始めとすれども、後人の書なれば信じ難し、蓋し推古天皇の朝には冠を以て位次を定めしことあれば、必ず冠禮と云ふごともありしならん、然れども國史に見えたるは、元明天皇和銅七年、聖武天皇皇太子にして元服を加へ給ひしを始めとす **沿革** 中世以來皇室陵夷し古例に從ふこと能はず僅に其大體を存するのみなりしが、南北朝以後は四海大に亂れ朝儀廢絕し、皇太子を立つる禮も行ふことを得ざりしが、靈元天皇の朝に至り、初めて朝仁親王を立てゝ皇太子と爲し、冠禮稍舊典に復せり、其以後近代に至るまで、多少の沿革なきにあらずと雖も、粗此時の式を以て準的と爲せり、而して公卿殿上人の子の元服には、朝廷より御衣御冠を賜ふ習慣なりしが、後世に至りては、唯大臣の子にのみ賜ふ事と爲れり○又近世武士の元服と稱するは前髪を剃去するを謂ふ、蓋し前髪を剃去することは、足利氏の末、兵士其氣の逆上を防ぎしが遂に、武家一般の風となりしと云ふ、故に當時は前髪を剃るを成人の禮として、元服と稱せしなり、然れども、前髪を剃るは專ら兵士のみにて、貴人は猶ほ總髪なりしが、德川氏の中葉には將軍も亦前髪を剃り、且つ元服の日に烏帽子を用ふる人も平常露頂なるは、從前に異なり、七八歳にして元服するは額直、前髪を剃るは其後にて行ひたり、額直は一に半元服とも稱し、額の角の髪を剃り去るを云ふ、市人も之を行へり、袖留は小袖の脇を塞ぐものにて、亦成人たるを表するなり(古事類苑禮式部)

ゲンブクソウブギヤウ　元服總奉行　「ゲンブクブギヤウ」を見よ、

ゲンブクブギヤウ　元服奉行　**名義** 鎌倉室町兩幕府の職名、將軍家の元服の諸事を掌る **起原沿革** 鎌倉幕府の時は評定衆引付衆の中にて補す、室町幕府に至り應安元年四月、義滿將軍元服の儀を行ふ、評定衆攝津掃部頭能直を以て總奉行とし、松田左衞門尉貞秀、齋藤太郎左衞門尉利員を以て奉行とす、爾來攝津氏世々將軍元服の總奉行たり、此他奉行人の中より、二人を定めて事に從はしむ、此をも奉行と云ふ、家を定むることなし(官制沿革略史)

ゲンブン　元文　**名義** 櫻町天皇御宇の年號、享保二十一年四月廿八日改元、代始を以てなり、五年を經て寛保と改む **出典** 文選に、武創二元基一、文集二大命一、皆體レ天作レ制、順レ時立レ政、至二于帝皇一遂重二熙而累盛一云々」とあるに據る(柳營秘鑑)

ゲンブンイチブキン　元文一分金

名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元文の年作りたるを以て此名あり **性質** 縱五分強橫三分強、十兩の價格、元文小判十兩に同じ **起原沿革** 元文小判に同じ、「ゲンブンコバン」を見よ(大日本貨幣史)

ゲンブンコバン　元文小判　**名義** 江戸時代に行はれたる金貨の一種、又古文字、金眞文字金、眞字金ともいふ、元文の年作りたるを以て名づく **性質** 縱二寸一分強、橫一寸一分五厘強、及び縱二寸一分五厘、橫一寸一分五厘の品あり、形狀當の小判に同じ、裏に文の字の極印を添ふ、品位劣等、小判を折て二分を造りたるに同じといふ、舊金銀貨幣價格表に據れば、十兩の重、三十四匁七分四厘四餘、內金二十二匁六分九厘四八餘、銀十一匁九分九厘七一餘、雜五厘二一餘とす **起原沿革** 元文元年五月、正德の改造より世の金銀の數、半を減じ通用に不足なるより改鑄し、同年より文政元年までを、鑄造の年限とす、小判一分金の總鑄造額千七百四十三萬五千七百十一兩一分、後年之を改鑄したる額千四百二十七萬八千二百五十一兩なりといふ、貨幣(クワヘイ)參看(貨幣通考、大日本貨幣史)

ゲンブンチヤウギン　元文丁銀　**名義** 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元文の年造りたるを以て名づく **性質** 縱二寸九分五厘、橫一寸零五厘、重四十一匁、貨率は大凡百分中、銀四十六分、銅五十四分なり **起原沿革** 元文元年五月之を鑄造す、鑄造の總額五十二萬五千四百六十五貫九百目、後年之を改鑄したる額四十九萬千三百貫目なりといふ、同年より文政元年までを鑄造の年限とす、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

ゲンブンマメイタギン　元文豆板銀

名義 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元文の年作りたるを以て名づく **性質** 縱六分、橫九分强、重七匁 **起原沿革** 元文丁銀と共に鑄造して行はる、「ゲンブンチヤウギン」を見よ、

ゲンブユ　見不輸　王朝時代に於て、見在課役を免ぜらるゝを云ふ、課戸(クワコ)の條參看、

ゲンペイセイスヰキ　源平盛衰記

卷數 四十八卷 **內容** 二條天皇の應保中より、安德天皇の壽永中まで凡二十餘年間に於ける源平兩氏の盛衰を詳かに記したるものなり、記事の時代全く平家物語に同じ、參考源平盛衰記の凡例に、平家物語の一本とし、群書一覽に、平家物語は此書より摘び拔きたるものといへど、此書は反て平家物語の重修なるべし、平家物語に較ぶれば記事多く、また文體稍〻漢語を交へて從來の物語體と異なるを以てなり、星野博士云「平家は角倉本最詳に、長門本頗異事多し、此書叙事二本と互に出入ありと雖も、大要文繁くして事備はる、意ふに最後に增訂修補する者ありて其題名を改めしならん、故に記述の本末平家に異らざるのみならず、往々鬱語、大抵舊に依て改めず、其卷數四十八卷あるも、亦角倉本の册數と相同じ、平家の沙汰は古書に歷載するも本書の事は多く見當らず、異本も平家には多く、本書はたゞ中御門宣衞卿手寫本一部のみにして、偏は元和寛永間の人なれば、かた〳〵本書の晩出を證するに足れり云々」、源平闘爭記四册祕閣に在り、蓋し源平盛衰記の異本にして頗る古體なり、又參考源平盛衰記(四十八卷)あり、參考すべき書なり、近時、史籍集覽本に收む **著者** 葉室大納言時長とする說普通なれど確證なく、種々の說ありて一定せず(源平盛衰記、群書一覽、源平盛衰記考、國史學栞)

ゲンペイトウキツ　源平藤橘　源氏、平氏、藤原氏、橘氏を總べ云ふ俗稱、是我國の氏族中此の四氏大に繁衍せるを以てなるべし、各條參看、

ケンポ　建保　**名義** 順德天皇御宇の年號、建曆三年十二月六日改元、天變地妖に依てなり、六年を經て承久と改む **出典** 尙書に、惟天丕建保乂レ殷とあるによる、文章博士宗業朝臣之を勘申す(元祕別錄)

ゲンポ　還補　其任を去りたる後、再び舊の職に復するを云ふ、

ケンミ　撿見　犬追物、笠掛などの時射手の射樣の優劣を定めて取捨を決する職、重職なり、撿見の法に就てはそれ〴〵の故實あるものとす、「イヌオフモノ」、「カサガケ」の條參看、

ケンミ　撿見　「ケミ」を見よ、

ケンミシ　撿見使　鎌倉幕府の職名、實撿使の類なり、建久元年、奧州に合戰あるにより、綿色眞近、常清、利定等を、撿見として遣したること吾妻鏡にあるを初見とす、

ケンミツ　顯密　顯は天台をいひ、密は眞言をいふ、宋高僧傳に、顯敎者、諸乘經律論也、以二摩騰一爲二始祖一、密敎者、瑜伽灌頂五部護摩三密曼拏羅法也、以二金剛智一爲二始祖一」と見えたり、

ゲンミヤウテンワウ　元明天皇　**名諱** 御名は阿閇、日本根子天津御代豐國成姬天皇と謚す **系統** 天智天皇の第四皇女、母は蘇我山田石川麿の女蘇我嬪、草壁皇太子の妃にして、文武元正兩天皇の母后たり、第四十三代の天皇 **事蹟** 齊明天皇七年御降誕、慶雲四年六月文武天皇の崩ずるや、皇子(聖武天皇)なほ幼なるを以て、遺詔によりて即位す、はじめ藤原宮に在り、和銅元年に至り平城遷都の儀を決し、九月造平城宮司をおき、三年經營やゝ其緖に付きしがゆゑに、三月遷幸あり、爾來光仁天皇に至るまで七代間の都たりし平城城卽ちこれなり、是より先き元年、武藏國より和銅を獻じ、諸國往々にして銅を出す、天皇大に喜び、元を改めて和銅と稱し、命じて銅錢を鑄造せしめ、和銅開珎と名づく、四年太安麿に詔し、稗田阿禮の記誦せる舊辭を撰錄せしむ、五年に至りて成る、名付けて古事記といふ、六年また諸國をして風土記を獻ぜしむ、其今日に存するものは、播磨、出雲、豐後の三國に過ぎず、七年位を皇女元正天皇に讓り、養老五年十二月四日崩ず、壽六十一、大和國奈良市大字奈良阪奈保山東陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽、古事類苑帝王部)

ケンム　建武　**名義** 後醍醐天皇御宇の年號、元弘四年(光嚴天皇正慶三年)正月廿九日改元、二年を經て延元と改む **出典** 後漢光武皇帝の年號にて、王莽を誅し、漢室を再興せし年なるを以て年號と爲す、前左大辨在登之を勘申す(勘文部類)

ケンムシキモク　建武式目　建武三年に僧是圓等足利尊氏の諮問に答へたる意見書にして、篇目十七條あり、後世武家の法律として貞永式目と併稱せらる、群書類從武家部四百一卷、經濟雜誌社本第十四輯に收む、又古代法典に收む、最も完全せり、建武式目考に、建武式目はもと貞永の撰の如き者にあらず、唯鎌倉評定衆の遺老二階堂道昭(法名是圓)

等が、尊氏の下問に對して、政要の一二を答へたる意見書に過ぎざるのみ、或は可レ被レ撰二近習者一事と云ひ、可レ被レ聞二召貧弱輩訴訟一事と云ふ如き、皆臣下啓沃の詞にして、曾て告諭執達の文にあらず、その自跋にも諮諏を蒙り、和漢古今の訓謨を摭ひ、粗言上書とあるをや、さて愈々式目法律にあらざるを知る、要するに一篇の封事にして、式目法律の體にあらず、然るに京都將軍家譜に、延元元年十一月定建武式目十七ヶ條と記し、又大日本史にも尊氏傳に、命二僧是圓等一議二定憲令十七條一、謂二之建武式目一など記したるより、近來の學者も、大抵建武式目を以て、尊氏が將士の爲めに下したる憲令とせるはいかにぞや、又建武以來追加に、式目式目と云へる所あれど、皆貞永式目を指すものなり、建武式目の名稱に至りては、當時の書には嘗て見えたる事なし、よし其名はありともその式目を作りしは、建武三年十月後醍醐天皇叡山より還幸ありしを尊氏の計らひにて花山院に押し籠め奉りし翌月の事にて、尊氏等の專ら武家の世に復すべき計畫中の所爲なりしなり、倹約强盜土倉賄賂禮節守護等のことに付て記せり、大内家壁書に、諸人郎從受領並諸司助事、築山殿御代已來、堅被二停止一之處、近年猥令レ任條、太以不レ可レ然也、郎從任官事、建武式目分明也、雖レ然當時都鄙不レ及二其沙汰一之間、不レ能二御禁制一也と、ありて、所謂式目の追加な直に何年式目とも云へる如く、建武年中の追加ないへる者也、この十七條の建武式目は、曾て世に頒行せしものにあらず、されば法制にもあらず、刑典にもあらず、宜しく降して足利尊氏の傳記中の一史料となすべき性質のもの也」と云へり、

ケンムチユウコウ　建武中興　元弘二年三月後醍醐天皇北條氏を圖らんとして成らず、高時の爲めに隱岐に遷され給ふと雖も、護良親王は吉野に起り、楠木正成赤坂城を復し、近畿義兵大に起る、冬畿内の義兵山崎に至る、三年二月鎌倉の大軍西上し、阿曾治時は河内に、大佛高直は大和に、名越宗敎は紀伊に向ふ、時に四條隆貞及び正成等攝津渡邊に屯し、尋で赤松圓心は播磨に、河野の族得能通綱、土居通增は伊與に起り、山陽南海風動す、而して尊良親王また土佐を逃る、閏二月下旬天皇侍臣六條忠顯と倶に隱岐を脫して、伯耆船上山に幸して名和長年による、諸國傳聞して勤王の軍並び起り、長門の探題北條時直伊豫より敗れ還る、鎮西には菊池武時阿蘇惟直探題館を襲ふて克たず、武時戰死す、肥前の人尊良親王を奉じて彼杵に起り、松浦黨之に應じ、鎮西風動す、天皇軍制を授けて京師に入らしむ、五月忠顯男山に、圓心山崎に屯す、時に六波羅兵寡し、鎌倉名越高家足利高氏二將を遣す、未だ至らざるに、陸奥結城宗廣勅を奉じて白河關に起る、既にして高家高氏攝津丹波の兩路より進ましむ、高家鳥羽に敗死し、高氏俄に歸順し、八日總軍六波羅を陷いる、北條仲時時益新主兩上皇を奉じて近江に走り自殺す、官軍新両主上皇を擁して京に歸り、治時高直等降る、新田義貞上野國に起り、鎌倉を攻め、結城宗廣と合して、赤松守時を敗り、守時自殺す、二十二日高時自殺し北條氏滅ぶ、小貳貞經大友貞宗島津貞久兵を合せて探題館を攻む、赤松英時自殺し、北條時直降る、是に於て諸國悉く平ぐ、天皇二條道平近衞經忠を左右大臣とし京師の政を委任し、新主の官爵を削り、尊澄法親王藤房等を流所より召し還す、六月五日天皇京師に還御す、重祚の儀を用ひず、議奏傳奏等の如し、護良親王を征夷大將軍に任じ、義良親王を陸奥に、成良親王を鎌倉に遣はし、東北を綏撫せしむ、北條一族の邑を沒收し、諸國の亂に乘じて土地を佔領する者を禁じ、記錄所、雜訴決斷所を置き公卿を頭人とし、公武の人を寄人とし訴訟を裁決し、田邑の事を處分せしむ、大事には天皇親ら之に臨み給ふ、又六波羅奉行を停め、侍所武者所を置き、新田義貞を武者所頭人とし、分番宿衞し、二條師基を太宰權帥とし、公武の功臣を國守に任じ、以て守護の權を殺ぐ、朝廷復關白を置かず、吉田定房破格を以て內大臣となし、大納言萬里小路宣房と大政を佐け、八省卿の任を重くす、尋で建武と改元し、年中行事を撰し、武臣衣冠の制を定め、楮幣を制して用度を贍し、鑄錢司を復して乾坤通寶を鑄る、將に大內を造營せんとし、諸國に課し、莊園郷保の地頭以下より、收入二十分一を出さしむ、天下の政盡く京師に聚る、是を建武中興とす、然れども其後の施政宜を得ず、僅に三年にして足利尊氏叛し、國內大に亂れ南北分立を見るに至れり(國史眼)

ケンムネンチユウギヤウジ　建武年中行事　〔卷數〕三卷、群書類從卷八十五、經濟雜誌社本第五輯に收む〔內容〕正月元日の四方拜を始め、十二月晦の追儺に至るまで、一年中朝廷にて行ふ恒例、公事を國文にて記したるものなり、もとは先皇御沙汰抄、後醍醐院御抄、或は御鈔抄と稱し、一定の題號なかりしが、江戶時代以後建武年中行事と定まれり、蓋し建武帝年中行事の意ならん〔著者〕應永十三年の奧書に、「此年中行事者、後醍醐天皇製作也」と見え、文明十七年の奧書にも、後醍醐天皇製作也と見えたり、享祿五年の奧書には、此一帖北畠准后著作也と記し、壺井義知略解の序には、建武年中行事者、後醍醐前帝制作、而北畠一位源准后入道、奉二後王綸命一令二修撰一焉、而採二官府之故事一據二諸曹之遺例一、密察用捨、商二權古今一、已書成焉、實可レ備二予公事政要之龜鑑一之書也」とありて、或は親房卿の撰とし、或は其取捨校定をへたるものといへり、されど、他に確證もなく、本書の序に、もゝしきのうち、はたとせの春秋をおくりむかへてとあるは、臣下の輩にあらず、かつ白馬節會親族拜の註に、今のよは、みなたつなり云々、石清水臨時祭の條に、今の代にぞ行はれけるとあるは、臣下ならば、今の御代とかきぬべきを、今の代とかゝせ給へるを併せ考ふれば、親房卿の撰とせるは、假僞なるべし、其奉二後王綸命 令二修撰一焉、といへるは、蓋し正平七年の奧書に、親房卿勅命を奉じて、此の書を淸書せられし事の見えたるに依りて、思ひ誤れるならん(建武年中行事詳解)

ケンモツ　監物　中務省(ナカツカサシヤウ)を見よ、

ケンヤウダウ　顯陽堂　〔名義〕大內裏豐樂院九堂の一、大嘗會、五節會、射禮、賜宴踏歌の儀此前に於て行はる、閣門外東堂ともいふ〔所在〕豐樂殿の東南、栖霞樓の南〔構造〕長さ十九間、横二間、東西に各五箇所の三級の石階あり、承觀堂と相對す○元日節會の時、不昇殿者の席とし、若蕃客あらば其席をこの堂に設く、七日節會には、四位五位の席とし、射禮の時は、諸大夫の座を之に設く(拾芥抄、大內裏圖考證)

ケンヤヤキ　乾也燒　〔名義〕三浦乾也の創製したる陶器、樂燒の一種〔起原沿革〕天保年間三浦乾也始めて之を作る、乾也は京師の人、江戶に移住して樂燒を事とす、尾形乾山の陶法を摸して製す、初め元祿年間製漆工破笠といふものあり、好で樂燒の草花小蟲等を手製し、之を漆器中に嵌して塗りたるもの著名なり、乾也之に倣ひ樂燒を以て動植物を細少に製造す、甚だ眞に逼る、一時世に行はる(古今陶器攷、工藝志料)

ケンユ　見輸　王朝時代見在に課役を輸すをいふ、課戶(クワコ)參看、

ケンヨ　源譽　〔名號〕名は存應、普光觀和國師の號を賜ふ〔系統〕俗姓は由木氏〔事蹟〕武藏由木の人、增上寺の中興、德川家康に重んぜらる、慶長十年、大伽藍を創建す、同十五年、勅願寺の綸旨を賜ふ、嘗て德川家康と相議して、制規三十五條を定め、以て後代の鑑となす、元和六年十一月寂す、壽七十七(鹽尻)

ゲンラウヰン　元老院　〔職掌〕明治政府の職制、議法官にして凡そ新法の制定、舊法の改正を議定することを掌る所、また立法に關する建白書を受理す〔職員〕正副議長、議官、幹事、正權大少書記官、大中少書記あり〔起原沿革〕明治八年四月、左右兩院を廢して本院を創置し、院廳を太政官代中、元左院跡に置く、七月開院式を行ふ、初め維新の際、左院を置きて議法官とし、右院を置きて法案の起草を爲さしむ、是に至て廢す、天皇臨御詔旨あるを例とす、爾後屢々職制及び官制等の改制あり、明治二十三年議會開設に付き廢院となる(法令全書、明治政史)

ケンリンカク　乾臨閣　大內裏神泉苑正殿の名、三代實錄に乾臨殿に作る、天皇臨御の正殿にして、所在構造等詳かならず、然れども、御座及び、皇太子親王大臣以下參議以上の座を設くるが故に、宏大なるを見るべし、又屋上に鴟尾あり、軒外に欄檻あり、前に石階あり、左右別に閣あり(拾芥抄、大內裏圖考證、平安通志)○又豐樂殿の齋名、「アラクデン」を見よ、

ケンリヤク　建曆　〔年號〕順德天皇御宇の年號、承元五年三月九日改元、代始に依てなり、二年を經て建保と改む〔出典〕宋書に、建レ曆之本、必先立レ元」とあるに據る、文章博士孝範之を勘申す(國朝年號譜)

ゲンリヤク　元曆　〔年號〕後鳥羽天皇御宇の年號、壽永三年四月十六日改元、代始に依てなり、一年にして文治と改む〔出典〕尙書考靈燿に、天地開闢、元曆紀名、月首二甲子冬至一、日月如二懸璧一、五星若二編珠一」とあるに據る、文章博士藤原光範之を勘申す(元祕別錄)

ケンレイモン　建禮門　〔名義〕大內裏外郭門の一、律令の所謂宮門の內にて、青馬障ともいふ、青馬節會を此門前にて行ひし故に名づく、又射禮、及び相撲も此門前に於て行はる、又奉幣も行はれしといふ、內裏の南に在る故に南端門と云ひ、外廓に在る故に外門とも云ふ、拾芥抄に、建禮門、云二青馬陣一、謂二之南面儀仗中門一」と見えたり〔所在〕內裏の南、正面に位し、內郭の承明門に相對し、相去ること十丈〔起原沿革〕桓武天皇延曆十三年宮城經營の時、伯耆國之を作る、大さ五間、戶三間、瓦屋兩下、方檻粉壁、壇は圍むに條石の石板を以てし、石階三級、南面に五間の出廂あり、東西の築墻各三十九間、其兩端に、春華、修明の二門あり、門外の東西に仗舍を設け、舍前に炬火を燒き、左右の兵衞之を警護す○仗舍、年中行事畵に、朝覲行幸、及射遺、建禮門外、西仗舍圖、東西二間、南北三間、子午建レ之、檜皮屋方檻、東面中間妻戶左右間、上竪檽子、下紛壁餘、三面塗粉壁、東廡レ之とあり(大內裏圖考證)

ケンレイモンヰン　建禮門院　〔名諱〕平德子、法名眞如覺〔系統〕太政大臣平淸盛の二女、母

は贈左大臣時信の女時子、後白河天皇の猶子[illegible]高倉天皇の皇后、安德天皇の御母、承安元年十二月二日從三位に叙せられ、同廿六日女御と爲り、同二年二月十日中宮と爲り、養和元年十一月廿五日院號、壽永二年七月西海に赴き、元曆三年五月一日尼と爲り、文治元年四月歸京吉田に著し、此夜直に出家す、建保元年十二月十三日薨ず、年五十九、山城國愛宕郡大原村大原西陵に葬る（女院小傳、陵墓一覽）

ゲンロク 元祿 **名義** 東山天皇御宇の年號、貞享五年九月卅日改元、代始を以てなり、十六年を經て寶永と改む **出典** 宋史に、以仁守位、以孝奉先、祈福逮下、佑神昭德、惠綏黎元、懋建皇極、天祿無疆、靈休允迪、萬葉其昌、」とあるに據る、文章博士菅原長顯之を勘申す（國朝年號譜）

ゲンロクイチブキン 元祿一分金 **名義** 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく **性質** 形ち長方、縱五分、横三分五厘、凡て慶長一分金に同じきと雖も、背に元の字の添極印あり、一分金十兩の價格は、元祿小判十兩に同じ **起原沿革** 凡て元祿小判に同じ、「ゲンロクコバン」を見よ（大日本貨幣史）

ゲンロクオホバン 元祿大判 **名義** 江戸時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく、又元祿金ともいふ **性質** 縱五寸强、横三寸一分五厘、貨幣通考に、金には銀を和し、銀には銅を和し、金銀の本質は、其半分にして、程色粗惡なり、然れど其重は元の如し」といへり、舊金銀貨幣價格表に據れば、一枚の重さ四十三匁九分五厘强、內金二十二匁九分强、銀十九匁七分强、雜一匁三分四厘强とす（貨幣總錄に、重さ四十四匁一分、正金二十六匁六分一毫五毛四糸、銀十六匁二分五釐三毛九絲、銅一匁二分三釐七糸、位八十四匁餘、吹立高二萬二千三百枚と見ゆ） 形狀及び面は慶長大判に同じく、背に元の字の添極印あり **起原沿革** 元祿八年九月通貨の品格を改めて之を鑄造し、八年より十一年まで之を鑄る、其鑄造の總額三萬千七百九十五枚、享保十年十二月に通用を停む、貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

ゲンロクキンギン 元祿金銀 江戸時代に行はれたる金銀貨の一種、元祿年間に鑄造す、元祿新金銀ともいふ（大日本貨幣史）

ゲンロクコバン 元祿小判 **名義** 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、又元字金ともいふ **性質** 江戸座（江戸にて鑄造）、京座（京都にて鑄造） 小判の二種あり、江戸座は、縱二寸三分五厘强、横一寸二分五厘、京座は、縱二寸三分强、横一寸二分五厘、舊金銀貨幣價格表に據れば、小判十兩、重さ四十七匁二分九厘强、內金二十六匁六分八厘强、銀二十匁四分二厘强、雜一分八厘强とす、形狀及び面は、慶長小判に同じ、只背に元の字の添極印あるの差のみ **起原沿革** 元祿八年九月之を鑄造す、同年より寶永七年まで、小判及び一分判鑄造の年限となす、小判、一分金、二朱金の鑄造高總額千三百九十三萬六千二百二十兩一分、後ち之を改鑄したる額千三百二十一萬三千九百四十三兩三分二朱なりといふ、享保三年十月に至て、小判及び一分金の通用を停む、凡て二十四年間通用せり、貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

ゲンロクチヤウギン 元祿丁銀 **名義** 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元祿の年に作りたるを以て名づく **性質** 形狀等凡て慶長丁銀に同じ、只だ元の字の添極印あるの差のみ、縱二寸五分五厘、横一寸强、重三十四匁六分、貨率は大凡百分中銀六十四分、銅三十六分なり **起原沿革** 元祿八年九月之を鑄造す、同年より寶永三年まで之を鑄造し、其鑄造の總額四十萬五千八百五十貫目あり、貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

ゲンロクニシユキン 元祿二朱金 **名義** 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく **性質** 形狀等一朱金に同じく長方なり、縱四分、横二分五厘、價は一分金の半に當つ、而して其價格は十兩と、元祿小判十兩と同じ **起原沿革** 元祿十年六月晦日之を新鑄す、鑄造の總額二十萬兩、元祿十年より寶永七年までを鑄造の年限となし、寶永七年四月通用を停む、舊記に據れば、是より以前甲斐に於て、既に二朱金を鑄造せりといふ、貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

ゲンロクマメイタギン 元祿豆板銀 **名義** 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元祿の年に作りたるを以て名づく **性質** 慶長豆板銀に同じ、凡て縱八分、横八分、重六匁三分 **起原沿革** 元祿八年に鑄造す、凡て元祿丁銀に同じ、「ゲンロクチヤウギン」を見よ（大日本貨幣史）

ゲユ 解由 解由狀（ゲユジヤウ）を見よ、

ゲユジヤウ 解由狀 **名義** 王朝時代内外官、任期充ちて其交替の際に、任官中公事の取扱上毫末も懈怠なかりし由を證して、新任の人より、前司に渡す書付の名、又略して單に解由とも云ひ、又「トクルヨシ」とも云ふ、史上に多く見ゆるは國司解なれば專ら之に就て述ぶべし○解由狀交付の期限は新任官の裝束及び行程の日數を除き、官符下りてより百二十日以內とし、之を更に六分して、四分を付領の期（事務引繼を云ふ）、一分を繕寫署印の期とす、此期限內に新司は、前司に付きて諸帳簿の檢査を爲し、任中の調庸雜米より其他の缺負未納を辨濟し、官舍の修理、公廨の出擧等懈怠なきを見、且倉廩の丈尺と、容納の物實とを准量し、竿法によりて一毫の相違なきを知り、然る後に前司に解由狀を與ふ、若し之に未納擁怠の事あれば、不與解由狀を與ふ **起原沿革** 國司の交替には事務引繼をなさゞるべからざれば、大化に國司を制定せる頃より在りしならんも、明文の制詳かならず、書に見えたるは、延曆交替式の天平五年四月五日の官符に、交替官人付解由狀事」とあるを始めとす、和銅靈龜の頃より、漸く國司の制亂れ、天應延曆の頃に至りては、國司の地利を貪り、官物を掠むる事甚だしく、從て調庸雜物の缺負未納年々に多きを加へ、交替の日に當りても、其期限內に缺負未納を辨濟する事能はざるもの、續々出で來り、新司より前司に對して、解由を與ふる事能はざるに至りしを以て、解由狀の替りに、缺負未納あるを以て解由狀を與ふる能はず云々との書付を作り、前後の兩國司とも之に連署し、右記載の件々相違なきを證明し、以て前司に渡す、前司之を携へて入京し官に收む、之を不與解由狀、若くは不與前司解由狀と云ふ、この狀なくば前司入京するを得ず、この事の書に見えたるは三代格大同二年四月の官符に「應前後國司共署不與解由狀事」とあるを始めとす、是より先き解由狀授受につきて不正あるを以て、延曆の頃より勘解由使（「カゲユシ」を見よ）を發して之を撿せしめたれども、大同以後には交替の際、解由、不與解由狀につきて紛爭を生じたり、故に大同二年弘仁二年四年天長元年寬平六年等に屢々之に關する制を出せり、寬平七年新司任に赴くも、直に解由狀を與へず、期限遥るに及びて前司に示すを以て、前司之を撿査するに日程なく、遂に其署を遂めず、爲めに紛爭を起すこと多きを以て、交替期を六分とし、四分を付領の期、一分を所執の期、一分を繕寫署印の限と定む、然るに猶前司若は新司疾病事故により、交替延期を願ふもの再三に止らざりしを以て、延喜二年制して一度の外許さず、十六年國司解由狀を進めざるも、宣旨によりて任符に請印する事を許す、天曆三年には令して解由狀三通を納めしむ、然れども、國司等交替延期を請ふて解由狀を出さず、藤氏權を得てより、多くは族人を以て、諸國の國司に任ぜしより、種々の弊を生じ、解由の制も行はれざるに至れり（續紀、交替式、延喜式、三代格、大森金五郎氏「解由狀與不制」）

ケライ 家禮 始めは公卿等の攝政家の禮式を用ひる人を云ふ、後世は家來又家賴と書して從者を云ふ、貞丈雜記に「家禮と書き、家の禮とよむなり、五攝家の家より分れ出たる公家衆、其外家柄輕き公卿衆、攝家へたやすく出入して、禁裏の政事の故實を習ひ申す爲に、其家を賴みて、出入する人を家禮と申す也、今家來又は家賴と書くは共に家禮の訛したるなり」と云ひ、南留別志には家賴は家隷なりと云へり、

ゲラフ 下﨟（下郎） 﨟を積む事の短きもの、卽ち身分の卑き者をいふ、﨟とは僧侶が安居を一﨟として功を積みたる年を數ふる語なりしが、移りて一般に用ひらるゝに至れり（猶ホウラフ參看すべし）卽ち其人の地位職業等によりて下﨟女房、下﨟藏人、下﨟御隨身、下﨟法師等（其他類推せよ）の名あり、下﨟女房は卽ち身分の卑き女房にて、源氏物語に「こなたの對の北面にすゝみける下﨟女房の、このさうじは、とみの事にて、あけながらおりにけるを」とあり、下﨟藏人は、藏人の下位に在るもの、もしくは女藏人にて衣服を取扱ふものをいふ、下﨟御隨身は、身分の輕き隨身にて貞丈雜記に「下﨟の御隨身とは、是も右の近衛といふ役の內、五人を召し具せらるゝを、近衛とばかり唱へて、是を下﨟の隨身とて、平の近衛にて、かろき隨身なり」とあり、下﨟法師も同じく、身分の輕き法師にて源氏物語に「つきつぎしき程の下﨟法師に、火ともさせて、人もよらぬ後の方にいたれり」とあり、後世は專ら下郎と書し奴僕の稱に用ひたり、

こ

コ 鼓 **名義** 征戰に用ふる具の名、皮鼓を云ふ、喧を鎭むるなり **起原沿革** 神功皇后三韓親征の時之を用ふ、後世には戰陣に大鼓を用ふ、木曾義仲北國合戰の時大鼓を用ひ、義經宇治の戰下知の聞えざる故に平等院の御堂より大鼓取り寄せ、矢倉の下にて打ちしこと源平盛衰記に見えたり（和名抄、軍用器）

コ 戸 大寶令、戶籍編成上、戶主と其他の家口とを包含せる家を云ふ、戶主は又戶頭とも云ひ、卽ち家長なり、戶令に、凡戶主以家長爲之」とあるもの是なり、家口又は戶口は、一戶內に於ける戶主及び家族を云ふ、戶內に課口あれば課戶、課口なきを不課戶と云ふ、又一戶內に二家以上を包含する場合には、全戶を鄕戶、別家を房戶と云ふ、猶ほ「クワコ」、「オウコ」を參看すべし（令義解、大日本古文書）

ゴ 碁 圍碁（キゴ）を見よ、

ゴ 御　婦人を尊稱していふ詞、御前の略とし、或は御息女の略なりとも云ふ、本朝文粹（戀小男女詩）に、徒跳彈琴者、閭巷稱辨御（俗謂賣女爲御、蓋取夫人女御之義也、藤相公繁辨官、故稱其女也）と見え、大和物語に、弘徽殿のかべに、伊勢の御のかきつけゝる、また、承香殿にありけるいよごをけさうしけりなど見え、河海抄に、古後御達（白氏文集、日本紀）後漢書註鄭玄註禮記云、后之言後、言在夫之後、故以女謂後達」と見えたり、

ゴア 臥亞（五和）　印度國西海岸の一國、西は亞拉比亞海、北は猥奴兒、東は氷巴夷、南は柯技に接す、葡萄牙の所領に屬す、慶長十六年はじめて吾國に來り、貿易を營む、此年九月、徳川家康朱章を賜うて曰はく、五和使者、黒船を來朝せしめんと欲す、敢て異あるなし、商賈以下敢て前規に違はざれと、爾後時々來朝したれども、元和七年以後に至りて中絶したり（采覽異言、五事略、野史、萬國地誌）

コアゲ 小揚　江戸時代、年貢米を藏納の時、陸上げ、或は廻倭の米を量り、或は俵配り等を爲す者をいふ、

コアヂシフ 小鯵集　古今和歌集をいふ、

コアヅカリ 小預　御厨子の役名、「ミヅシドコロ」を見よ、

ゴイ 五衣　「イツヽギヌ」を見よ、

ゴイシ 御倚子　「イシ」と訓み、「イス」とよます、儀式等の時群臣の拜を受け給ふ時に、天皇の著御し給ふ倚子、是を「ゴイシ」と云ふ、常は紫宸殿と清涼殿との殿上の間に設けらる、清涼殿なるは紫檀、紫宸殿なるは黒柿にて、臆掛あり、大鏡に、御倚子とて、殿上のおくのざのかみに、たてられ侍るなり、

しだんにてつくられ侍るなるを、むかし宇多のみかど王侍從などきこえて殿上人にておはしましける時、殿上のごいし（御倚子）の前にて、業平の中將と相とらせ給ひける程に、御倚子に打ちかけられて、勾欄折れにけり」と見えたり、毎夜藏人御倚子に覆を爲す、之を倚子覆と云ふ、塵よけの爲めなり、蘇芳色の練絹にて、夜は倚子におほひをかけ、晝は撤して棹（サヲ）間の竹棹に掛け置くなり、朝夕出納の掌る所なり○徴古圖錄に、南殿御倚子、濃地朱漆、金物金滅金、菊唐草毛彫、菊花は散し也、腰のすかし青塗、間毎に九本づゝ立る、御疊雲繝、行事官調進、殿上御倚子、黒塗寸法一同り大也、出納調進」と見えたり（倭名抄、禁祕抄、同階梯、稱義禁腋祕抄、大内裏圖考證）

コイシカハモン 小石川門　所在 江戸城郭門の一、今の砲兵工廠の前に在り　沿革 正保御國繪圖には、小石川口とあり、寛政四年七月燒失後渡櫓の造營なく塀重門となる○江戸志に、此橋づめに、永樂錢引換所ありしより永樂門といふよしいへど、他に見えざれば疑はし○門衞は、萬石以下三千石高勤番、三筒年、番士三人羽織著、武器は、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く（御府内備考、殿居囊）

コイシカハヤクヱンブギヤウ 小石川藥園奉行　江戸幕府の職名、「ヤクヱンブギヤウ」を見よ、

ゴイシキン 碁石金　古金の名目、小さき金塊になりたるものをいふ、金丸の類ならんか、「キンノマルカセ」參看（金銀圖錄）

コイシハラヤキ 小石原燒　中野燒（ナカノヤキ）を見よ、

コイダカ 小以高　小計即ち小〆をいふ、全體の總合計に對し其内の一部分の〆高、以は物を集め止たる義、内にて小く集るといふ義、則小以集高の省略なり、地方凡例錄に、假令ば高三百石の村、上田高〆百八十石、中田下田〆百二十石、都合三百石の處、斗口も合計して百八十石に成りしを、小以高百八十石と認め、中田下田も同樣にて、都合にて合高三百石と認む、都て内の小〆を小高といふ、勿論高に限らず、米金其外諸品讃も有るを内にて〆立たる所を小以と書き、小〆といふことなり」といへり、

コイタジキ 小板敷　禁裡南面の小庭より殿上に昇る處に、板を敷きたる處をいふ、清涼殿南庇の殿上、東方の南に在り、紫端の疊を敷き、職事の侍ふ所とす（「テンジヤウノマ」參看）、中右記に、大治五年十月九日、頭中將宗能拜賀、於射庭奏事由、拜舞之後、給蒔繪劔笏、隨身、昇從小板敷、渡殿上、著奥座、大盤（中略）是下官、藏人頭時作法也、「上﨟頭作法、如此歟」民部卿忠教卿、一日被談云、予成藏人頭之時、故俊明卿、被教云、藏人頭、不論上下﨟、初參、直三ヶ日參時、昇從沓脱、可著端座、頭座程也、申吉書時、昇小板敷、或著奥座者、此說最可用也、但去承德二年、予成藏人頭時作法、著奥座了、仍今日只如我作法也」と見えたり（大内裡圖考證）

コイタダキノモチ 子戴餅　産後七夜の祝に産婦に供する五色の餅をいふ、貞丈雜記に、子戴

の餅（貞丈按に、粉いたゞきを如此云歟）、四條流獻方口傳書云、産立の祝産養とも云也、産神棚へ備へ置産婦へ七夜に祝はせ申也、折五合に五色の餅を盛五合備也、略義には折二合なり、其外に鹽鯛置鳥も備る也、餅のかい敷には、松の葉根笹を用ゆ、餅の上に何も鮑を作餝る也、五色の餅は白は米の粉、黄は豆の粉、青は柚の葉の粉、黒は胡麻、赤は小豆の粉也、是にて五色也、折二合に盛時は、五色を盛合也、産婦へ五色の餅を一獻〳〵に五度に居る、段々引替る也、勿論銚子も一獻〳〵に六獻目に内餝出、七獻目に鵜飼り是を式の肴と申也、又折二合にする時の祝には、初獻引渡二獻の時二合の折、三獻目に諸の物出る也、此餅を子戴の餅とも申也、貞丈云粉いたゞき也、五色の粉をいたゞくもちなり」と見えたり、

コイチデウヰン 小一條院　小一條殿（コイチデウドノ）を見よ、

コイチデウヰン 小一條院　敦明親王（アツアキラシンワウ）を見よ、

コイチデウクワンパク 小一條關白　藤原忠平（フヂハラノタダヒラ）を見よ、

ゴイチデウテンワウ 後一條天皇　名號諱 諱は敦成（アツヒラ）　系譜 一條天皇の第二皇子、母は上東門院彰子、藤原道長の女、第六十八代の天皇　事蹟 寛弘五年九月十一日御降誕、同年十一月親王と爲り、長和五年二月即位し給ふ、初め一條天皇位を三條天皇に讓らるゝや第一皇子敦康親王を立てんとす、然れども外祖藤原伊周薨じて外戚の賴るものなく、且つ二の宮三の宮は上東門院の生む所なるを以て道長を憚りて、二の宮を立つ、寛弘八年四歳にして皇太子に立ち、長和五年九歳にして即位せらる、三條天皇の皇子敦明親王をたてゝ皇太子となす、藤原道長外戚を以て專權甚だし、天皇在位二十年、改元四、長元九年四月十七日崩御、御壽二十九、火葬して京都市上京區吉田町菩提樹院陵に葬る、天皇頗る文藻あり、大江擧周につき學ばる、在位中民を勞ひ給ふ、葬るに及び役夫相語て曰く、二十年間我肩を息はすもの今力を效ざるべけんやと（紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

コイチデウドノ 小一條殿　所在 山城國京都近衞の南、東洞院の西○一に山吹殿と云ふ　沿革 藤原師尹の家、帝王編年記に、嘉祥三年三月二十五日誕生外祖父太政大臣小一條家、今宗像是なりとあり、是れ清和天皇の降誕を記せるなり、三代實錄に、貞觀六年二月二十六日車駕幸太政大臣東京染殿第、觀櫻花、中路駐蹕於一條第、郎是帝降誕之處也」と、是小一條殿を指すなり、榮花物語に、そのおとゞ（忠平）の御子五郎師尹の左大臣ときこえて、小一條といふところに住たまふ」と云ひ、枕草紙に、小一條院をば今内裏とぞいふ、おはします殿は清涼殿にて、その北なる殿には東のわた殿とて、わたらせたまふ、常に御前はつぼなれば、ぜんさいなどうゑまぜゆひていとおかし」と云、花山院家記に、此所往古之靈地、遷都以前之舊第也、聖德太子攝政之時、衆星飛降現于靈石上、其後有宗像大神之告、閑院左大臣冬嗣公居于此、花山院之御時、此所爲皇居、自是以小一條號花山院、京極大殿以此地被進于左大臣家忠、仍家忠孫號花山院、世居于此第、應仁大亂爲焦土、亂後構居其舊地、至于信長公時、猶不改之、近代遷居于土御門内裏東、舊地爲民家」とあり（山城名勝志、平安通志）

コイチデウドノ 小一條殿　藤原高藤（フヂハラノタカフヂ）並に藤原恒佐（フヂハラノツネスケ）を見よ、

ゴイチデウドノ 後一條殿　藤原爲光（フヂハラノタメミツ）を見よ、

コイチデウノサダイジン 小一條左大臣　藤原師尹（フヂハラノモロタダ）を見よ、

コイチブギン 古一分銀　天保一分銀（テンポイチブギン）を見よ、

コイチヤ 濃茶　染色の名、茶色のこきものをいふ、

コイツキ 小一揆　一向宗一揆（イツカウシユウノイツキ）を見よ、

コイデウヂ 小出氏（丹波園部）　姓は藤原、小出吉政の二男吉親より出づ、慶長十八年兄大和守吉英、封を分ちて但馬國出石三萬石を吉親に分與す、元和元年大阪の役、兄と共に東軍に從ひ首六十七を切る、五年十二月兄吉英出石に移るを以て、吉親もまた封を丹波國園部に移さる、寛文七年六月三千石を養子十郎右衞門吉直に、二千石を次子百助吉忠に分封す、八年三月、修理亮吉重各二千石を次弟縫殿介及び三弟宮内に、千石を四弟主殿に分封す、寶永二年四月大學英貞千石を次子作十郎英治に分封す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、徳川加除封錄、華族譜）

○秀政――吉政――吉親――英知――英利――英貞（アヤサダ）
英持――英常――英筠――英發――英教――英尚
英延（フサノブ）

コイデウヂ 小出氏　姓は藤原、二階堂家の支流、二階堂山城守行政九世左衞門尉時氏、信濃伊奈郡小井手莊に住せるを以て小出氏を稱す、其支孫小出左衞門太郎祐盛尾張愛智郡中村に移住す、其嫡孫小出甚左衞門秀政といふ、幼年より豐太閤に仕

へ一字を賜ひて秀政と名づく、天正十三年和泉國岸和田城を賜ひ三萬石を領し、從五位下播磨守となる、秀政四子あり、長子大和守吉政、文祿四年但馬國出石城を賜ひて二萬石を領し、秀吉の薨後、關ヶ原の役二男遠江守秀家を遣して德川家康の軍に從はしめ、吉政は父秀政と共に石田三成に與し、丹後の細川氏を攻む、蓋し豐臣氏に對する情誼上、坐視するに忍びざるによる也、戰後秀家の功により、父兄の本領を安堵す、吉政の嫡男吉英、秀政の歿後但馬出石城に在り、慶長十七年二月大和守に任じ、吉政の卒後繼で岸和田城に移る、十九年冬大阪の役に從ひ功あり、元和元年夏役に首を切る百十七級、五年十二月出石城に移封し五萬石を有す、其孫英增元祿九年十月二十三日病で卒す、嗣子なきを以て除封す」、秀家の後は秀政の三男大隅守三尹嗣ぎ、家康に任へ、和泉國一萬石を領す、有宗、有重、重總を經て、重守に至り元祿六年六月卒し、嗣子なきを以て家絕ゆ(藩翰譜、武鑑、德川加除封錄)

○秀政――吉政――吉英(ヨシフサ)――吉重――英增

コイデヒデマサ　小出秀政　**名義** 通稱甚左衞門、法名を本光院陽雲日政といふ **系譜** 政重の子 **事蹟** 尾張國中村の人、豐臣秀吉と同鄕たるの故を以て、深く親昵せられ、和泉國岸和田城を賜うて三萬石を食み、播磨守と稱す、秀吉秀賴を生むに及び、秀政竝に片桐且元の二人を以て其傅たらしむ、既にして秀吉病革るに際し秀政且元の二人を召し、遺囑するに、德川氏に信賴して、豐家の無事を圖るべきを以てせりといへり、幾干もなくして庚子の亂起り、德川家康の東征の途に就くに際し、秀政會々老病に臥せるを以て、二男秀家に兵を附して之に從はしむ、尋で石田三成の細川幽齋を田邊城に攻むるや、秀政に促すに出兵の事を以てす、秀政、豐臣氏に對する名分の上に於て辭するを得ず、長子吉政を出して之に應ず、亂平ぐの後秀家の軍功によりて、其罪を宥免せられ、本領を安堵し、慶長九年三月卒す、年六十六(藩翰譜、野史)

(秀政花押)

コイトメ　小糸目　江戸時代金銭を量る名、糸目の中をいふ、「イトメ」を見よ、

コイネズミ　濃鼠　染色の名、ねずみ色のこきものをいふ、「ネズミ」參看、

ゴ井ノクラウド　五位藏人　藏人所(クラウドドコロ)の職員の條を見よ、

コイハナイロ　濃花色　染色の名、はないろのこきものをいふ、「ハナイロ」參看、

コイハナダ　濃縹　染色の名、はなだ色のこきものをいふ、「ハナダ」參看、

ゴ井ン　後院　**名義** 天皇御在位中に、御讓位後の御坐所に宛んが爲め、豫め定め置き給へる御所をいふ、卽ち天皇御代每に離宮の內を撰びて、御讓位後の本所と定めたる處を、御在位中のみ稱するものなり、卽ち御在位の間は後院、御讓位後は仙洞となるものなり、今左に後院の重なるものを示す、

院名	所在	天皇
冷泉院	京都大炊御門南、堀河西	嵯峨、仁明、文德、陽成、村上、後冷泉、
朱雀院	京都三條北、(朱カ)朱雀西	嵯峨、清和、宇多、朱雀、
淳和院(西院)	京都四條北西、大宮東	淳和、
四條後院	京都三條南、四條坊門北	圓融、
堀河院	京都二條南、堀河東	圓融、
一條大宮院	京都一條南、大宮東	一條、後一條、
鳥羽殿	山城國紀伊郡鳥羽	白河、鳥羽、後白河、後嵯峨、
五條後院	京都五條坊門南、五條北、大宮東、堀河東	不明
石原院	不明	不明
仙洞下御所	京都櫻町(土御門殿の跡)	正親町より孝明迄

起原沿革 後院を置かれしは、嵯峨天皇を始めとす、拾芥抄に「冷泉院、大炊御門南、堀河西、嵯峨天皇御宇此院累代後院、弘仁亭、本名冷然院云々、而依二火災一改二然字一爲レ泉、天曆御記然者、改二冷然一爲二冷泉一也」とあり、此の文は簡單に過ぎて、充分に意味通ぜぬが、嵯峨天皇の御宇に冷泉院を後院に定められ、一名を弘仁亭と云ひしとの義なるべし、又類聚國史に、弘仁八年四月冷然院に幸することと見え、其後屢々行幸せられし等より考ふれば、弘仁中造營せられ、後院と定め給ひしものならん、蓋し嵯峨天皇は、桓武天皇の第二皇子なるが、皇兄平城天皇の勅により、天位に登り給ひしを以て、大同四年四月平城天皇の皇子高岳親王を立てゝ皇太子とし給ひしが、弘仁元年藥子の亂により、高岳親王は廢せられたり、然れども、皇兄の恩に對して憚りしと見え、皇子を立てさせられず、皇弟中務卿大伴親王を皇太弟となされたり、故を以て天皇は夙に位を讓らせ給ふ御意志あらせしを以て、御在位中に離宮を造營せられ、後の隱居所を定めたまへるものなるべし、後院の名の正史に見えたるは、類聚國史に、仁明天皇承和二年三月癸丑、以二備前國御野郡空閑地百町一爲二後院勅旨田一とあるを初めとす、朱雀院も同じく此の際に造營し給ひしものなるべし、爾來兩院は引續き累代の後院となりしが、藤原氏權を專にするに及び、自己を利せんが爲めに、自分の第宅を宏大壯麗に築きては獻上して後院とし、後院領等をも左右し、權力と實力とを併せ有するに至り、後院の數も自然に右表の如く多くなれり、白河天皇は後三條天皇の意志を繼ぎ、御讓位後院中に在りて政を行ひ、院宣院廳下文は宣旨官符よりも重ぜらるゝに及びて、後院の制一變して、上皇院中に在りて政務を御覽ぜらるゝ間は、後院を置き給はざるに至れり、卽ち堀河、鳥羽、崇德、近衞四天皇は、白河鳥羽兩上皇の院政中なりしを以て後院を置かれず、後白河天皇は御親政なりしを以て、保元元年十月後院を置き別當を補し、二條、六條、高倉天皇は後白河上皇の院政なりしを以て、後院を置かず、治承三年十一月平淸盛法皇を鳥羽離宮に幽するや、直に後院を置き、治承四年二月後白河法皇再び政務を執り給ふや、安德天皇及び後鳥羽天皇の初年は置かれず、建久三年三月後白河法皇崩じ、政を親らし給ふや、後院を置かれたるが如し、以後皆此の例にて御親政の時にのみ置くことゝなれり **職員** 院司ありて後院の事を掌る、後には上皇崩御の御送葬御佛事等のことをも與るに至れり、別當二人若くは三人、公卿一人若くは二人、四位五位のうち一人を補す、預二人、三分以上の人を補す、廳藏人三人、二分の人を補す、又寄人仕丁等あり、寄人は專ら公文を掌る、後世は別當六七人の多きに及び、預は三人又は一人、藏人は二人又は一人の場合あり、古くは後院司は御讓位後は多く院司に補せられしが、後世は全く反對となりて、院司を以て後院司に補せらるゝに至れり、何れも宣旨を以て補す、仁孝天皇以後は職制大に變じて後院北向衆、後院藏人、後院侍等を置きたり、人數は一定せざるが如し **御領** 御在位中にも時に供御を奉り、行幸には饗饌を備へ、院廳始に饗を進め、御讓位には御服料所且つは、御贄用等を助くる爲め、所領を後院に寄せられたり、仁明天皇承和二年三月癸丑、備前國御野郡空閑地百町を後院勅旨田とし、これより漸次美濃、河內、大和、近江、攝津、尾張等の地を寄せられ、後一條天皇の後院領處分狀には、朱雀院冷泉院石原院五條院篇地御牧會賀御庄、神崎御庄、廣見御庄等を後朱雀天皇後院領としたること、平範國記に見えたり、後白河天皇保元二年三月には、宇治賴長以下の所領四十餘箇を後院領とし、建久三年九月には後白河法皇の御領城興寺を後院領としたり、今文書記錄等に見えだるものを計るに、二郡、十院、三箇寺、五十餘箇庄の外に二千町許の地あり、これ僅に余輩の見に觸れたるものに過ぎざれば、後院領は實に莫大なりしものなるべし、此等御領は昔時は天皇上皇にのみ傳へられて、皇子皇女は御分與なかりしと見え、大鏡には代々の渡領とさへ記るされたり○御領の外に後院には錢貨圖籍文書御服等の財寶より、鷹御馬等頗る多くありしが如し(後院考)

コインス　胡飲酒　**名義** 一に「コンジュ」とも訓ず、唐樂、壹越調二十五曲中の一、一名醉胡樂、又宴飲樂と稱す、古樂にて小曲なり○序拍子七、破拍子十七、一人舞、答舞林歌 **起原沿革** 此曲は班蠻の作る所にして胡國王が酒飲みて醉舞するさまにて、其左手に持ちたる桴(バチ)(長五寸頭大尾小、黑漆兩端金飾)は酒杓といふ、胡人飮酒の時必ず之を奏するより名付しと云ふ、又一說に仁明天皇の承和中勅を奉じて大戶淸上樂を作り、大戶眞繩舞を作るとも云へり、されどこは恐く本朝にて改作せしものなるべし、堀河天皇の時、多資忠最も此曲を能くせしが、事を以て山村正貫の爲めに殺されしかば、天皇其曲の絕えんことを恐れ資忠の幼子忠方を召して、源雅實につきて此曲を習はしむ、後ち雅實又之を忠方の子、忠時に傳ふと云へり(歌舞品目、禮樂志、歌舞音樂略史)

コウアン　弘安　**名義** 後宇多天皇御宇の年號、建治四年二月二十九日改元、疾疫に依てなり、十年を經て伏見天皇正應と改む **出典** 太宗實錄に、弘二安民之道一とあるに據る、從三位茂範之を勘申す(元號別錄)

コウアンノエキ　弘安役　宋の末年蒙古北方に僱起し、四隣を蠶食し、遂りに版圖を拓く、兵威の加る所勢破竹の如く、高麗を降し、金を滅ぼし、益々勢を振ふ、龜山天皇文應元年四月忽必烈(元世祖)世を繼ぎ中統と改元す、父祖の餘威を以て、天下四方を併呑せんとす、終に文永三年黑的、殷弘を以て國信使とし我國に遣す、高麗、宋君斐、金贊等を嚮導となす、黑的巨濟島より引還す、蒙古主大に怒り、更に黑的を遣して高麗王に諭し、官人をして我國に來らしむ、文永五年(宋度宗咸淳四年元世祖至元五年高麗元宗九年)正月高麗王禎蒙古に迫られて、其臣起居舍人潘阜等を遣はし、太宰府に來りて國書方物、並に蒙古の書を上る、少貳覺惠驛を馳て幕府に進む、執權北條時宗以聞す、朝廷公卿を召して評定し、反牒せざる事に決し、幕府西海沿岸の警備を嚴にせしむ、使者沿海要害の處を偵伺して去る、四月權大納言藤原通雅を伊勢神宮に遣はし、宸筆宣命及び幣物を奉幣し、並に使を諸陵諸社に派遣し、蒙古の難を告げ、且つ諸社寺をして祈禱せしむ、六年春蒙古兵部侍郞黑的、禮部侍郞殷弘等對馬に來り、報書を求む、島司拒んで納れず、黑的等島民塔次郞彌次郞を虜して

還り、之を王に獻す、尋て伴歸を遣す、九月高麗又蒙古の爲めに其臣金有成高柔等を遣はし、國書及び蒙古中書省の牒を奏す、廿年正月朝廷返牒を草して、鎌倉に下す、幕府蒙古の傲慢無禮を憤り、返牒を抑へて之を遣はさず、(伏敵編に此の返牒を以て文永三年の國牒に答ふるものとなす誤なり)八年九月幕府鎭西の將士に命じて海防を嚴にせしむ、十月蒙古船一百餘人を載せ、筑紫に來る、警吏之を報す、太宰小貳武藤資能、兵を聚て之を拒んとす、既にして其軍艦にあらざるを以て、兵を撤して之を待つ、蒙古牒使祕書監趙良弼、書狀官張鐸等、高麗使康允紹を以て先導と爲し、今津に到り、直に京都に入りて國書を奉らんとす、太宰府之を聽さず、留離數日良弼竟に副本を進め、十一月を期して答書せんことを乞ふ、太宰府之を鎌倉に呈す、十月幕府朝廷に獻す、廷議答書せんとす、幕府又抑へて報ぜず、之を放還す、十二月權中納言藤原公守をして、再び蒙古の牒を伊勢神宮に告げしむ、九年五月蒙古張鐸高麗の書を持し來る、又之を郤く、十年六月蒙古復た趙良弼を遣はす、太宰府又之を放還す、十一月宣命を宮崎八幡に獻じて、海內の安寧を祈る、十一年十月蒙古都元帥忽敦、元帥洪茶丘等、船艦九百餘艘、蒙漢軍二萬五千、高麗兵八千を帥ゐ來て、對馬佐須浦に寇す、守護代右馬允宗助國其族を以て之を禦ぎ、射て賊の一將を斃す、然れども衆寡敵せず、助國以下悉く戰歿し、賊入て對馬に屯す、家士小太郎等逃れて博多に至り急を告ぐ、府之を六波羅に報ず、尋で賊轉じて壹岐に寇す、守護代平景隆力戰して之に死す、賊二島に據て掠奪を縱にし、男子少長となく之を殺し、或は婦女の從はざる者を執へ、掌を穿ち之を舷に縛す、慘毒至らざる所なし、既にして肥前松浦を侵し、

十九日進で太宰府に逼り、筥崎祠を燒き、今津佐原を刧掠す、太宰少貳景資鎭西の兵を督して苦戰して其一將を獲しも、我兵利あらず、二十日夜、大風雨、賊船漂沒する者二百餘艘、溺死者一萬三千五百餘人、餘賊皆遁る、黎明鎭西の兵之を追擊し、賊艦一艘を奪ひ、二百二十餘人を生獲し、之を水城に斬る、十一月幣を諸大社に奉り、國安を禱らしむ、幕府令して中國要衝の地を防禦せしむ、後宇多天皇建治元年四月元主忽必烈、其臣禮部侍郎杜世忠、兵部侍郎何文著、計議官撒都魯丁等、國書を齎し太宰府に來り重て修好を望む、高麗譯語郎將徐贊等之に從ふ、九月北條時宗召て之を鎌倉に檻致し、其無禮を詰め、世忠等五人を龍口に斬る、公私の費用を減省し、頻りに京都の大番兵を停め、武勇の士を選で鎭西に分遣し、沿海諸州の防備を嚴にす、十一月北條實政を鎭西に遣はして、外寇に備ふると同時に、外征の事を擎らしむ、十二月太宰少貳に令して、明年三月を期して高麗を征するを以て戰艦及び遠征の士を調へしめ、又安藝守武田信時に此旨を傳へて、部內の地頭家人及び一般の地より舟師舵手を備へて、幕府の徵發に應ぜしめたり、四年三月には鎭西奉行大友賴泰幕府の旨を奉じて、鎭西將士の所領の田數、領內の船舶船員の人名年齡を屆出さしめ、船舶船員は來月中旬までに博多に廻送せしめ、出征に引卒の人員並名年齡武器等を注進せしめたり、又諸寺社に課して、石壘を博多沿岸に築かしむ、然るに元再擧の企あるを察し、兵を分て遠征するの不利なるを知り、之を中止し、一意防禦に力を盡したり、且つ諸社寺をして祈禱せしめたり、即ち元年十二月には幣を柏原の山陵に奉じ、二年閏三月仁和寺に孔雀經法を修めて元寇を禳はしむ、三年正月又使を諸社に遣り、元寇を弭

んを祈る、八月幕府山陽南海の兵を徵して、長門の警固に充つ、弘安二年(宋帝昺祥興二年)六月元將夏貴范文虎等、其部將周福欒忠師諸陳光及び僧靈杲をして書を持し、太宰府に來り、通交の利害を說しむ、書辭無禮なり、時宗又府司に令して之を博多に斬る、十月時宗關東の將士を募り、又鎭西の戍を增す、四年忽必烈我其使を刑するを聞て怒に禁へず、兵力を以て臨せんと欲し、五月其將范文虎忻都洪茶丘を遣はし入寇す、兵凡十餘萬、高麗の將金方慶等兵二萬五千糧十萬石、俱に船艦數千艘海を蔽て來る、太宰府之を壹岐對馬に防ぐ、利あらず、益々兵を諸道に徵し、鎭西に會せしむ、既にして敗聞頻りに京師に到る、廷議二上皇(後深草龜山)を鎌倉に奉じ、東兵をして京師を護らしめんとす、龜山上皇深く之を憂ひ、親ら石淸水宮に祈り、尋で春日及び日吉社に幸し、又手書願文を伊勢神宮に呈し、身を以て國難に代らんと祈る、時に各道の神祠佛刹大小となく、祈禱を講らざるなし、六月賊五龍山及び能古、志賀二島に據て平戶に瀕る、鎭西の將少貳資能兵を督して、塢を海岸に築き、延袤數百町、高さ丈餘、弓手を布置し、賊に臨で之を守る、賊敢て近く者なし、我勇士草野七郎夜襲て賊船一艘を燒きて、自ら二十餘人を殺す、賊鐵鎖を以て巨艦を聯ね、砦を外面に設けて守備を戒む、我軍是を攻れども、船皆脆弱、礮石に摧破せられ、死傷甚多し、河野通有輕舸を以て挺前す、弓弩亂發部下多く死し、身も亦左肩に傷つくと雖も、益々勇を鼓して進む、賊艦高くして攀べからず、便ち檣を倒して之に架し、一躍して登り、賊數十人を殺し、其一將を虜し去る、少貳覺惠、大友貞親、島津久經、秋月種宗、菊池武房、竹崎季長相繼で進み、海上及び沿岸に殊死血戰して各獲る所多し、元の都督阿剌罕、途

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上舳艫相銜む、我軍防戰怠らず、招討使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高島に陣へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日颶風俄に西北より起り、海水簸揚し、虜艦皆破れ、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺沒する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中步して行くべし、敗兵數千鷹島に在り、壞艦を補修し將に遁歸せんとす、少貳資景等鎭西の兵を指揮し、擊て之を殲くし、降虜數千餘人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、忻都茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戶より遁る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將ゐ、來て軍事を監せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申嚴し、九月鎭西奉行大友氏鎭西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時定を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷聞京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣淸隆を伊勢神宮に遣はし、幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監察御史金有成等を遣はし、我漂民を太宰府に護送し、又和睦の利を說く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條貞時令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陞して風宮と爲し、外寇の平ぐを褒す、是年北條實政を鎭西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんとし、江浙釋書總統補陀僧一寧に命じて、釋子梁と偕に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、執權北條時貞、其儲たるを以て、特に之を歸らし、伊豆修善寺に拘して、反應せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するの企を爲す、翌年幕府實政に令して海防を申嚴す、三年十一月元船一艘薩摩の甑島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く漂散す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎭西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵船を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れず、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻擊を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に卽き、高麗王謜亦卒し、子璋(忠宣王)嗣ぎて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウアンレイセツ　弘安禮節

[illegible]一卷、群書類從卷四百七十二雜部廿七、經濟雜錄社本第十七輯に收む[illegible]弘安八年に制定したる官階書式等の公儀の禮式を記したるものなり、書札禮之事、院中禮事、路頭禮事、路頭下馬禮事、雙御幸路頭禮事、僮僕員數事等の項を設けて記載す、奥書に、弘安八年十二月二十二日定置給、非二弘用一云々、評定之後大臣禪經業淸書之」とあり、單行本に同名のものあり、後世の僞書なること伊勢貞丈說に之を辨じたり[illegible]一條內經、花山院家定、二條資季三人撰し、右大臣二條師忠以下、二十一人と評定して制定せし所なり○注釋に弘安禮節鈔あり(弘安禮節、群書一覽、安齋隨筆)

コウエフノマ　紅葉之間

江戶城居間の名、檜之間の西に在り、四條を隔てゝ帝鑑之間に相對す、後に狩野宗仙の筆なる檜に紅葉を畫きたるを以て此名あり(文化二年爵禄出來の時、狩野榮川之を畫く)御小性組の詰所と爲す、江戶城(エドジャウ)の條圖參看(殿舍之圖)

コウキウ　後宮

(一)大內裡仁壽殿の後に在る御殿、卽ち承香、常寧、貞觀、弘徽、登花、麗景、宣耀の七殿、昭陽、淑景、飛香、凝華、襲芳の五舍の總稱なり、令集解に、在二御所後一故、號二後宮一其皇后亦可レ有二後宮一而號二中宮一者、與二後宮一別レ名耳」とあり、案ずるに養老以前の內裡の有樣詳かならざれども、平安內裡と大差なかるべし、今拾芥抄所載の圖、其外古圖等に依りて平安內裡を還想するに、常寧殿を御殿とし、仁壽殿を常の御所とし、御所の後に承香殿あれば、集解の御所は蓋し仁壽殿を云へるなるべし、(二)後宮內に住せらるゝ皇后(常寧殿を御所とす)及び、後宮內に在りて奉仕する婦人を云ふ、卽ち妃、夫人、嬪、宮人(婦人の官に仕ふるものゝ總稱、卽ち內侍以下十二司を云ふ)等皆是なり、後には、太皇太后、皇太后、皇后、中宮、四宮以下の宮人は勿論、及び天皇の御寵愛を受くる婦人をも云へり、後宮は又シリヘノミヤとよむ、續紀聖武天皇神龜元年八月、正三位夫人藤原光明子を立てゝ皇后となしゝ時の宣命に、斯理幣能政有倍之と見えたり、本居宣長は後方の政にて後宮の事なりと云へり、猶中宮(チユウグウ)參看(令義解、標註令義解校本、一代要紀、皇代曆)

コウギショ　公議所

[illegible]明治政府の議制にて、博く衆議を諮詢する所と爲す[illegible]明治元年五月貢士對策所を假設し、諸藩貢士をして對策せしむ、十一月議事體裁取調所を置き諸藩公議人を徵す、十二月公議所を東京に設き、二年三月始めて之を開き、毎旬二七の日を以て會議定日とす、公議人

の數三百七十六人、官吏には四等官以上の者一人宛出席せしめ、各府縣よりは之を徴收し、奥羽諸藩よりは執政參政の中より一人を選び出さしめ、また諸學校より一人宛出さしむ、同二年七月廢して其事務を集議院に併す、「シフギキン」參看(法令全書)

コウギニン 公議人 【名義】明治政府、各藩より貢士を出ださしめ、朝命を奉じ藩情を達することを旨とする者【起原沿革】明治元年五月貢士を罷め、公務人を設け、同八月公議人と改む、同十二月從來の規則を改め、各藩の執政參政の内より一人宛差出す事となせり、同三年九月之を廢し、正權大參事一人を以て集議院議員と爲し、四年一月を以て上京せしむ(法令全書)

コウグマイキ 後愚昧記 【卷數】寫本五卷【内容】應安四年より同七年に至る間の事蹟を記したるものなり、卷一、應安四年正月より九月に至る間の記錄(八月缺く)、此卷の奧書に云、後愚昧記九冊以二正親町亞相實豐卿本一令二書寫一、加二校合一畢、寛文第十一辛亥靜無月下旬從二位權大納言右大將花押、卷二、應安四年除目、奧書に云、違七冊華山宗以レ本令二書寫一畢、時天文第二暦季春下澣、權大納言藤原經―廿七歳、卷三、應安五年正月より四月に至る、同年九月十月十一月、第四、應安六年九月より十二月に至る、卷五、應安七年正月より九月に至る、後光嚴院崩御御葬御中陰同御佛事等の記錄あり【著者】後押小路内大臣公忠(後愚昧記、群書一覽)

コウクワ 弘化 【名義】仁孝天皇御宇の年號、天保十五年十二月二日改元、四年を經て孝明天皇嘉永と改む【出典】尚書に、二公弘化寅亮、天地弼二予一人一とあるに據る、

コウクワワンノヘン 紅華灣變 【起原】

明治八年八月、我が海軍少佐井上良馨、軍艦雲揚號に乘じて朝鮮近海を測量し、清國牛莊に赴かんとす、途朝鮮京城の川口江華灣に寄り薪水を求む、忽ち砲臺より我が軍艦に向て發砲す、我兵之に應戰して砲臺を破り、永宗城を燒き、韓兵三十餘人を殺して歸朝す【談判】明治九年一月參議黑田清隆を全權辨理大臣に、議官井上馨を副使となし、朝鮮に遣はして江華灣砲擊の事を議し、且つ修交和親の條約を求めしむ【結末】清隆江華府に至り、朝鮮國の判中樞府事申櫶、都總府副總管尹滋承と論難し二月漸く纏まり、條約を交換し、且つ議政府の謝狀を取りて江華灣の事件落著す(明治政史)

コウケウダイシ 興敎大師 覺鑁(カクバン)を見よ、

ゴウケシダイ 江家次第 【卷數】二十一卷、十九本、刊本第十六卷の脱漏せしを第十七を二卷に分ちて十六卷に充て、二十一卷と爲す【内容】年中恒例臨時の政事、大小の儀式等を詳かに記せる者なり、匡房後二條關白師通の命に依て作れるを以てかく名づくといふ、今刊本の目錄をしるせば、第一、二、三、四、正月次第、第五、二月、第六、三月、四月、第七、五月、六月、第八、七月、八月、第九、九月、十月、第十、十一月、第十一、十二月、第十二、神事、第十三、佛事、第十四、第十五、踐祚上下、第十六、行幸、第十七、御元服、御書始、立后、立太子、東宮御著袴、同御元服、同御灯事、同御書始、當代親王宣旨、第十八、勅書、詔書覆奏、改元、陣申文、陣覽内文、同次位記請印、陣定、軒廊御卜、外記政、官結政、廳覽内文、續結請印、第十九、弓場殿、殿上賭弓、臨時競馬、御覽陸奥交易御馬、院鎭魂祭、御幸、御賀、一院雜事、第二十、關白四方拜、賀茂詣、勸學院歩、太政官賀執柄算儀、任太政大臣、任大臣、新任大臣饗、大將饗、一人子元服、同書始、諸家子元服、執聟、帥君大貳赴任、路頭禮節、第二十一、御齋會、御國忌、御錫紵、諒闇御幸、同政始、院宮等崩奏遣令儀、皇后崩、女御贈位、復任、流人【著者】大江匡房(江家次第、群書一覽)

コウゲシャク 紅牙尺 衆牙尺(ゾウゲシャク)を見よ、

コウケブンコ 江家文庫 大江匡房の書庫、京都二條高倉に在り、仁平の頃燒失す、續古事談に、江家の書籍は、昔よりやけうせず、匡房卿二條高倉にくらを作りて、ふみともを置けるを、京中火災おそるべしと、人申ければ、江帥云ける、日本國うせずば、この文うすべからず、朝家うすべき期きたらば、この文うすべし、火災をおそるべからずと、仁平のころかのふみ皆やけにけり、おそらくは其後朝家なきがごとしと見えたり、

コウケンショク 後見職 後見(ウシロミ)を見よ、

コウコ 貢擧 大寶令の制にて、大學國學より試驗を受けて出身する道なり、試驗の題に當りて大學より出すを擧人、國學より出たすを貢人と云ふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子弟を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試驗す、之を省試と云ふ、及第したるものは、其專門の業と學識とによりて、敍等して位を授く、今の文官登用試驗なり、其試驗法は、(一)秀才(方略策二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士(時務

策二條を書かしめ、讀書を諳誦せしむること、文選の上帙に七ヶ所、爾雅に三ヶ所なり)(四)明法(律七條、令三條を試問す)の四つにして何れも試驗の當日は、卯時(今の午前七時)に延筆を渡し、其日の中に終らしむ、當日式部の官人立ち合て之を監試す、而して十餘の内八以上に通ずる者を及第と定め、式部卿の前にて其等差を定め、位に敍する左の如し、

秀才	上上第	正八位上
秀才	上中第	正八位下
明經	上上第	正八位下
明經	上中第	從八位上
進士	甲第	從八位下
進士	乙第	大初位上
明法	甲第	大初位上
明法	乙第	大初位下

上ノ下、中ノ上は落第にあらざれども、位には敍せず、式部省に留め置きて、他日の選を待つ、之を省留といふ、秀才明經にて上中以上のもの、蔭及び孝悌にて表顯せらるべきものは、本位本第に一階を加へ敍す、明經二經に通ぜし外、更に護經にも通じたるものある時は、一經毎に一等を加ふるなり、然れども其試驗甚だ難きを以て、之に應ずるもの少し、故に試驗の方法を改めしも、慶雲より承平に至る二百餘年の間僅に六十五人を出しゝに過ぎず、進士の如きも、神龜五年に至りて始めて行ひしものゝ如し、勢既に斯くの如くなるを以て、令制永く行はれずして大に其法を改めたり、天平二年文章生二十人を置き、更に其中二人を文章得業生と云ひて、秀才進士二科の貢擧に擬せり、而して文章生は雜士白丁聰慧のものなりも簡取せり、弘仁十一年文章生中に俊士五人、秀才生二人を置きて、從前進士秀才の試に應ぜしものを之に補する制とせしも、徒に節目を增して、政途に益なきを以て、天長四年俊士を廢して、天平の舊例に復す、延喜式の制、文章生は別に學生若は擬文章生を春秋二季大學寮にて試驗して之を取る、之を寮試と云ふ、當時文章生を直に進士と呼ぶに至れり、故を以て對策及第に、進士の文章得業生卽ち秀才となるものと、文章得業生の更に方略の宣旨を蒙りて後、對策するものと二に分れたり、方略は文章を試み、文章生は詩賦を試む、弓場殿試、行幸試、放島試等の試あり、試驗の場所によりて名づく(令義解、大日本通史、古事類苑文學部)

コウコク 興國 南朝後村上天皇御宇の年號、延元五年(北朝の暦應三年)四月廿八日改元す、六年を經て正平と改む、

コウコクジ 興國寺 【所在】紀伊國日高郡(舊海部郡)由良村大字門前(○鷲峰山と號す【宗旨】臨濟宗、妙心寺末法燈派(○本尊釋迦牟尼佛【起原沿革】源實朝、近臣葛山景倫をして入宋せしめんとす、景倫博多に至る、時に實朝公暁に弑せらる、景倫鎌倉に歸らず剃髮して願性と稱し、高野山に登り實朝の冥福を祈る、二位尼これを聞き、由良庄地頭職を與ふ、承久三年始めて來り、安貞元年一寺を建立し西方寺と號し、地頭職を高野山金剛三昧院と西方寺とに分與す、願性兼て覺心(高野山に在る間願性と師資の約を爲す)入宋の志あるを知り、實朝の分骨を誂蕩山に納めんことを託す、師之を諾して寶治三年此地を發し、宋國に到り徑山に寓止し、一堂を建て、將軍の遺骨を、等身觀音の胎内に安す、又無門に禪を學び六年を經て歸朝す、正嘉二年願性、覺心を招き開山住持となす、性、師と共に力を合せ大伽藍を建立し、鷲峰興國寺と號し、實朝の冥福を祈る、又由良庄は修明門院(後鳥羽の后)御領なるを以て、所領を寄せ、御所願寺となし、後鳥羽院の冥福を祈らしむ、天正十三年豐臣秀吉紀伊征服の時兵火に罹り灰燼となり、什寶悉く燒く、後ち寺墟に行者虚無僧等菴を結ぶ、慶長中淺野氏若山龍源寺々主天叔に命じて當寺を再興し、寺領十三石を寄す、是より京都妙心寺末となる、紀伊國續風土記によれば、本堂(方五間)庫裏(十間、八間)方丈開山堂十餘字儼然として存し、末寺百餘寺ありて本國に於ける大伽藍なり○普化谷、寺後に在り、風呂地と云ふ、覺心歸國の時、法普、國佐、理正、宗恕四居士を隨へ歸り此地に住せしめ、浴室の事を掌らしむ、後の虚無僧の濫觴なり○什寶に古文書、及び和漢古書畫數百幅あり、名品最も多しと云ふ(紀伊國續風土記稿、紀伊國名所圖會)

コウコンデン 公墾田 墾田の一、「コンデン」を見よ、

コウシ 貢士 【名義】明治政府の初年、諸藩主より撰出して、下ノ議事所へ差出すべき藩士を云ふ、則議事に與り、輿論公議を執るを旨となす、年限なし、其人の才能に因て徵士に擧せらる【起原沿革】明治元年正月始めて之を設け、大藩三人、中藩二人、小藩一人を出さしむ、同年五月諸藩留主居役の代に公務人の職を設け、貢士に勤めしめ、貢士の稱を廢す(法令全書)

コウシダイセウ 江次第抄 【卷數】寫本六卷【内容】大江匡房撰の江家次第(「ゴウケシダイ」參看)を抄錄したるものなり、奧書に、與木に云く愚勘を以て抄出せしめ畢ぬ、定めて僻事等あるか、後成恩寺殿御判とあり【著者】一條兼良(江次第抄)

コウジン 貢人 貢擧(コウコ)を見よ、

コウジヤウクワン 興讓館 舊米澤藩の學

校【所在】羽前國置賜郡米澤主水町【起原沿革】安永五年二月、藩主上杉治憲創めて學舍を細工町に再興し、興讓館と稱す、初め前代の藩主學に從ふと雖も、只に世子を敎導するに止り、學校の設なし、綱憲の時、矢尾板三印、學堂を私第に設け、釋奠を行ひしが、元祿十年十月又一學舍を建つ、是れ藩學校の始めなり、學校を創設すと雖も、學事振はず、重定の時に至て衰頽を極む、是に於て治憲先代の業を再興す、天明七年校內に友于堂を建て、博物局を開き、通學生徒を敎授す、享和三年五月、搆志、敬業、敎授の三局を築く、寛政五年新に好生堂を屋代町に建て、平賀源內を聘し本草學を講ぜしむ、寛政十年幕府紅葉山靈屋修繕を命ぜられたるより、寄塾生、友于堂、好生堂を廢す、十三年又舊に復す、元治元年四月火災に罹る、是に於て主水町講武所の地に聖堂及び學校好生堂を新築す、創立より百六十八年にして移轉す、明治戊辰の亂、生徒を解散し、學校を兵隊の屯所とし、尋で病院となす、二年正月亂定後學校を補理し、文敎を再興す、三年習字算術の科を加ふ、四年外國學校を城內に設く、七月制度を定め、皇學、洋學、醫學、筆學、數學の五科となす、同五年十月之を廢す(日本敎育史資料)

コウジヤウクワン　興讓館　舊山中藩の學校【所在】相模國愛甲郡下荻野村字山中、舊陣屋敷地內【起原沿革】明治元年十一月舊藩主大久保敎義初め士族に至るまで悉く山中に在住し學校を設立す、藩士岡本隆德松下藏人石橋挨造等大に盡す所あり、四年十月廢藩置縣の令に依り、閉校す、同六年小學令を遵奉し再び校舍を開き舊名稱を以て興讓館とす、後又改稱し今の山中學校となす(日本敎育史資料)

コウジヤウクワン　興讓館　德川幕府領內の學校、一般に之を谷村敎諭所と稱す【所在】甲斐國都留郡谷村字中谷代官陣屋の傍【起原沿革】天保十三年代官佐々木道太郎手代平塚平八郎、地方の有志者と謀り、幕府に請ひ有志の義捐金を募り經營月日を積み、嘉永四年三月開館の典を行ふ　明治五年小學校となる(日本敎育史資料)

コウジヤウクワン　興讓館　舊德山藩の學校【所在】周防國都濃郡德山字櫻馬場【起原沿革】天明五年長沼文次郎と云者、敎授所勤務中、藩主毛利就馴に請ひ、德山村字勢屯に學校を設立し、鳴鳳館と稱す、天保元年冬、同村字櫻馬場に移轉し、嘉永五年十二月、興讓館と改稱す、爾來鎖國攘夷の說盛に行はれ文學日に衰へ、武術月に盛に練兵等に從事せざるものなし、明治四年德山部小學と改稱、學制を變革す(日本敎育史資料)

コウジヤウクワン　興讓館　舊小城藩の學校【所在】肥前國小城郡小城【起原沿革】天明七年藩主鍋島直員、儒學を尊崇し、一校舍を創立し學寮と名づく、寛政の初年に至て直愈其規模を擴張し、執政村川佐一郎等をして改築の工を督せしめ、土木成るに及びて命じて興讓館といふ、爾後漸次衰頽に赴きしに、天保の末年直堯、更に文武興隆の議を起し、諸制度を改革し以て維新の際に至る(日本敎育史資料)

コウシヤウジ　興聖寺　【所在】山城國久世郡宇治町○佛德山と號す【宗旨】曹洞宗、永平寺末○本尊釋迦如來【起原沿革】天福元年、弘誓院正覺、宇治里朝日山の麓を撰び堂坊を建立し、僧道元を請ふて開祖とし、寺を觀音導利院興聖寶林禪定寺と稱す、本朝曹洞宗最初の禪院なり、四條天皇興聖寶林禪定寺の勅額を賜ふ、禪規一に法を天童に取り、宗風大に振ふ、道元之を詮慈に付し去て永平寺を開創す、建長以後敬同の兵燹に罹り寺門廢頽す、慶安二年淀城

主永井尙政父直勝の志を繼ぎ、舊址に就き殿堂を再建し、僧萬安を請じて住持と爲し今に傳ふ○本堂、西向中央に在り、永井侯再興の時、桃山城の遺材を用ひしと云ふ、本尊釋迦佛脇士文殊普賢を安置す、開山堂は本堂の北に在り、道元禪師の倚像を安ず、其他樓門鐘樓天竺殿等嚴然として存す、石門は當寺の總門にて宇治川に臨み設く(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)

コウシヤウジ　興聖寺　【所在】山城國上京區上天神町【宗旨】臨濟宗相國寺派○本尊釋迦如來【起原沿革】古田織部正の素願を以て、鷲尾某爲りに勅許を得て、慶長八年一字を建立す、古嶺禪修の道場となす、寛永六年今出川經季飛鳥井雅宣等奏して勅願所となし本寺となる、元祿十四年東山天皇常盤衣地本寺に定めらる、本堂は元祿二年、方丈庫裡は天明中再建す、現在のもの即ち是なり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志)

コウシヤウジ　興正寺　【所在】山城國京都下京區華園町堀川通西本願寺の南【宗旨】眞宗興正寺派の本山○本尊阿彌陀如來【起原沿革】もと佛光寺と同院なるが、文明中分離す、寺祖經豪は山科興正寺(即ち佛光寺)十四世經譽の兄なり、文明中寺を出で、山科本願寺蓮如に謀り、同志の徒四十二人、門徒數萬人を分割し、山科に一字を新造し、佛光寺の寺號を用ひて興正寺と稱し、蓮如の庇護を受く、後ち門跡となる、天文元年回祿し、第十五世經昭の時大阪天滿に移す、天明年間第十七世佐超天滿を別院とし、更に現地に殿堂を經營す、結構一に兩本願寺に准じて頗る莊麗を極む、本願寺の所管たりしが、明治九年樞大敎正攝信始めて別派を特立して興正寺派と稱し、本寺を以て一派の本山となる、一說に天

正十九年今の地に遷り、永祿十二年八月顯尊の時門跡號を正親町天皇より賜はりしと云ふも信じ難し、明治九年九月興正寺別立の儀を許さる、三十五年十一月回祿に罹り、本堂對面所庫裏等悉く灰燼となる、昔時は三千八百の末寺及び寺領百五十石ありしが、現今別院六、末寺二百五十ケ寺ありと云へり、寺祖經豪花恩院と稱し、或は花園と云ふ、近年花園(ケヱン)氏と稱し、華族に列せられ男爵を授けらる、今其歷代を示せば左のごとし(山城名勝志、平安通志、京華要誌、佛敎各宗綱要、地名辭書、佛家人名辭書)

○親鸞―眞佛―源海(光信)―了海(願明)―誓海(願念)―
明光(了圓)―了源(空性)―源鸞(道獻)―了明―
唯了(源讃)―堯頓(性曇)―經實(性善)―堯仁(光敎)―
經豪(蓮敎)―經照(唯空)―經堯―佐超(顯尊)―
照玄(准尊)―昭超(准秀)―嗣超(良尊)―由常(寂珉)―
常勤(寂永)―常顯(寂聽)―闡揚(法高)―堯揚―
攝生―攝信―澤稱

コウシヤウジハ　興正寺派　眞宗の一派、本山は興正寺、經豪を派祖とす、「コウシヤウジ」參看

コウジヤク　恒寂　恒貞親王(ツネサダシンワウ)を見よ、

コウシユ　公主　皇女の尊稱、天皇の姉妹なるを長公主と爲す、事物紀原に、蔡邕曰く、漢帝女を公主と爲し、姉妹を長公主と爲す、公羊傳に曰く、天子女を諸侯に嫁す時に、至尊自ら婚を主らず、必ず同姓なる者をして之を主らしむ、之を公主と謂ふ、史記に曰く、公叔魏に相として魏の公主を尙す、文侯の時也、蓋し天子の女を尙する也、春秋指掌碎玉に曰く、天子女を嫁するに、秦漢より以來は三公をして主らしむ、故に公主と呼ぶ也」と見えたり、

コウソツ　江帥　大江匡房を云ふ、又口きゝの人を世にいふ稱、野槌に、太宰帥大江匡房ものしりにて口きゝなるゆゑに、世にかゝる人を江帥といひならはせり」と見えたり、

コウゾメ　紅染　染色の名、こそめに同じ、

コウタウ　勾當　專ら其事に當るもの、率分所、記錄所、侍所、長殿、藥院、及び僧侶、盲人等の役名に在り、大抵各條に說明したれば、今は僧侶の役名に係る者を擧ぐべし、僧侶の役名としての勾當は、其寺に在りては、專ら寺內の事を取行ふ者を云ふ、釋門事始考に、執行監者探題注記等の職を專當するを云ふと云へど、いかゞあらん、多く眞言宗の寺に設く、社僧は宮寺に在りて佛事を修する僧にて、別當を扶け諸務を擔當するものをいふ、其下に專當あり、筑前續風土記に、神前の宿直、上旬は檢校坊、下旬は勾當坊つかふまつれり云々」とあり、又勾當代あり、東寺執行日記永祿十三年正月一日の條に、勾當代淨順出仕」と見えたり、

コウダウクワン　弘道館　舊水戶藩の學校【所在】常陸國水戶城西第三郭內【起原沿革】天保九年國主德川齊昭之を制す、十二年八月朔、假に館を開き諸士をして文武を講ぜしむ、安政四年五月更に衆士を會し開館式を行ひ、鹿島神社遷座の儀を修め、孔子の神位を廟中に安置す、初め延寶中義公、國學を設くる志あれど果さず、明の朱之瑜を師とし學制を考究し、士子をして釋奠の禮を習はしめ、又梓人に命じ之瑜の口授に因り、闕里の制を摸し約して之を刻せしめ、後ち製作に志ある者をして法を取らしむ、此に至り烈公廣く儒臣と議し更に制度の得失を考へ、古今の宜を酌み始めて此設あり【[illegible]】館は方四町、西は城壘に倚り、南北並に墻を築き湟を穿ち、中間各一門を設く、東は府城に對し墻湟を設けず、中央に一門を設く是を正門とす、其北東に常用門あり、正門より入り玄關あり、弘道館の額を揭ぐ、玄關の左を正廳とす、其南庭に武藝對試場あり、北に諸有司の直所を設け、長廊を以て正廳に通す、廊の西に至善堂あり、國主の憩息、諸公子會讀の場に充つ、堂の東北に文武敎職の直所を設け其東に監察局あり、局の西北に厨屋を設け、其西北に外舍あり、敎場に用ふ、玄關の右一室を大番直所とす、其西に番頭物頭等の直所を置く、皆正廳と相連屬す、正門の南に看衛亭、常用門、諸小吏の廨舍等あり、敎場は、文武二館にて、文館は正廳の北に在り、居學、講習、句讀、寄宿の四寮を置き、編修局、系纂局、講習別局、之に屬す、武館は正廳の南に在り、兵學、軍用、劍術、槍術、居合、薙刀、柄大刀、柔術、砲術等の諸場を分ち置く、其他歌學、醫學、天文、數學、音樂、諸禮、及び軍事等の局、操練場等皆館中に設く、たゞ火術、水術は館外に置く(日本敎育史資料)

コウダウクワン　弘道館　舊彥根藩の學校、初め稽古館といふ、「ケイコクワン」を見よ、

コウダウクワン　弘道館　舊茂木藩の學校【所在】下野國芳賀郡茂木馬場通【起原沿革】寛政六年正月、藩主細川興德儒學を尊崇し、始めて學校を起し、藩中の子弟を敎導せしむ、且演武場を開き士人の志氣を養成することを謀れり、是より先き藩中文武に志すものは、藩士中熟達の者に就き各自修業をなし、敢て藩主の干涉を受くる事なきを以て、文武共に隆興の勢を觀るに至らざりしが、藩主開校の學あ

りしより藩中の士人皆藝文の崇むべきを悟り日を驂れ盛を趁うて漸次拔群の徒を輩出するに至れり、明治初年廢藩置縣に際し校を鎖す(日本教育史資料)

コウダウクワン　弘道館　舊出石藩の學校
所在 但馬國出石郡出石、二丸の東東門外の士宅 **起原沿革** 安永四年八月仙石政長創建、學問所と稱す、天明二年二月重修し弘道館と稱し、藩主親ら三字を書して之を館中に掲げ掛役員を置く、三月京都堀川伊藤善韶(號東所)を聘し開業式を行へり、文化八年十月聖殿を築く、爾後世の盛衰ありしも、仙石久利同政固に至り最も之を尊崇し、隆盛前代に越ゆ **構造** 地坪六百一坪、建坪二百四十一坪、本校百六十五坪、文庫六坪(日本教育史資料)

コウダウクワン　弘道館　舊福山藩の學校
誠之館設立後之を廢す、「セイシクワン」を見よ、

コウダウクワン　弘道館　舊佐賀藩の學校
所在 肥前國佐賀松原小路、後に北堀端に移る **起原沿革** 天明元年鍋島治茂學校を設立し弘道館と稱す、古賀精里を教授となす、初め寶永五年藩士の學問所を鬼丸聖堂内に設けたりしも、單に聖堂と云ひしが、是に至りて名あり、校内寄宿所を内生寮と稱し、長年の通學所を擴充局、少年の通學所を蒙養舍と稱す、寛政元年五月隣地に少年通學所を設け、九思堂と號す、天明年間赤片田江竪小路に少年の通學所を設け、修業館と稱す、天保十年直正の時弘道館を北堀端に改築す、前に比し殆ど五倍大にて地坪五千四百二十八坪(但六尺五寸杖)なり、和學、兵學、蘭學の諸寮を設け其學を研めしむ、弘化元年火術方を建て、西洋流の操練を爲さしむ、終に明治維新に至る(日本教育史資料)

コウタウダイ　勾當代　「コウタウ」を見よ、

コウダウノシユソ　後堂首座　禪宗の僧侶にして後板に居し、宗風を輔翼し、軌則當衆の模範となるものを云ふ、貞治三年東林和尚圓覺寺に在り、義堂を請じて後板に充てしむ、義堂時に四十歳、猶年少其器にあらずと爲し之を辭したり、以て其重任なるを知るべし(勅修淸規、空華日工集)

コウタウノナイシ　勾當內侍　掌侍四人中の上首を云ふ、「ナイシノツカサ」を見よ

コウタウノナイシ　勾當內侍　**名義** 實名詳かならず、勾當內侍の職を奉ぜるを以て、其名を以て行はる **事蹟** 新田義貞の妾、義貞曾て禁中に宿衛す、偶々內侍を見て心密に之を思ふ、禁庭に於て一夜月明に悄切なり、歌て曰く、「我袖の涙にやどる影ぞともしらで雲井の月はすむらん」と、天皇之を察し宴に延いて酒杯と共に內侍を賜ふ、延元二年義貞の越前金崎に出陣するや、內侍愛慕禁ぜず單身越前に赴き、途義貞の戰歿を聞きて悲痛の餘り琵琶湖に投じて死す、士人某之を湖中の一小島に葬る(太平記)

ゴウダテンワウ　後宇多天皇　**名義** 御名は世仁(ヨヒト)、法諱は金剛性 **系統** 龜山天皇の第二皇子、御母は京極院藤原佶子、左大臣實雄の第一女、第九十一代の天皇 **事蹟** 文永四年十二月朔御降誕、五年六月親王となり、同年八月皇太子に立つ、十一年正月御受禪、三月位に卽き、龜山上皇院に政を行ひ給ふ、弘安四年蒙古入寇す、龜山上皇親ら石淸水八幡宮に諭で、又勅使を伊勢大神宮に遣はし、身を以て國難に代らんことを祈る、七月大風起りて敵艦を漂盪破碎し、我將士之に乘じて大に破る(「コウアンノエキ」參看) 天皇在位十三年、改元するもの建治弘安の二、弘安十年十月位を後深草の皇子、皇太子熙仁に讓る、時に年二十一、政持明院統に移る、伏見、後伏見相繼ぎ二代持明院統帝位に登る、後宇多上皇後嵯峨院の遺詔に顚覆したるを以て、關東に使を遣はし之を責め、後二條天皇を立て、政を行ふ、德治二年上皇出家して、御領を尊治親王に讓り、延慶元年後二條位を花園天皇に讓り、尊治親王を皇太子に立て給ふ、文保元年十

(東京帝室博物館御所藏)

月交代の議を定め、同二年後醍醐天皇位に卽き、後二條の皇子邦良を皇太子となす、蓋し後二條は後深草の皇女遊義門院の出なるを以て、持明院統を和げしなり、法皇常磐井殿に徙り、院政を聽き洞院實泰を院の別當とし、事を行ふ、玆に於て皇位儲位曾に大覺寺殿に移る、持明院統不平なり、法皇御子左爲世に勅して和歌を撰せしむ、後伏見上皇宮中の歌を閉ぢて出さず、法皇卽位以來學問を專にし、宏覽博識にして政體に練達し、佛典の奧を極め、後三條天皇以後の賢君と稱す、外舅花山院師信、乳夫吉田定房、萬里小

路宣房等を任用して、德政を行ふ、又宣房の建議により、文殿の聽訟に親臨せらる、法皇定房を鎌倉に遣はし、大政十條を協議す、院政五ヶ年にして政を天皇に還し、元亨四年六月二十五日崩す、聖壽五十八、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨の蓮華峰寺陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

コウヂ　弘治　**名義** 後奈良天皇御宇の年號、天文二十四年十月二十三日改元、三年を經て正親町天皇永祿と改む **出典** 北齊書に、「祗承寶命、志弘治體」とあるに據る、菅原長雅之を勘申す(元祕別錄)

コウチキ　小袿　大袿に對したる名、普通の袿を云ふ、「ウチキ」を見よ、

コウヂナ　小路名　院中の女房の名、綾小路、勘解由小路、梅小路等の如し、禁中には小路名なく、院中にのみ限ると云ふ(故實拾要)

コウチヤウ　弘長　**名義** 龜山天皇御宇の年號、文應二年二月二十日改元、三年を經て文永と改む **出典** 貞觀政要に、「開治定之規、以弘長世也」とあるに據れるか、

コウテイトラテン　后帝團亂旋　團亂旋(トラテン)を見よ、

コウデン　功田　**名義** 國家に勳功ある者に賜はる田をいふ、輸租田なり **起原沿革** 大寶令の時、初めて制定せらる、是より以前、持統天皇四年、筑紫の人、大伴部博麻呂の忠節を嘉みし、水田四町を給して曾孫に及ぼし、三族の課役を免じ、以て其功を顯はせらるゝことあり、是蓋し始めなるべし、令の制定には、大功、上功、中功、下功の四等に分ち、大功は世々絕えず給し、上功は三世に、中功は二世に、下功は子に傳へしめ、(子といふは、男女同じ、嫡庶を論ぜず、兄弟均分す、兄弟死する者あれば、又其子に傳ふ、女子の子は分與すべからざるが故に、女子死する時は、其分は他の男子に傳與す、子なき者は傳ふることを得ず) 大功は謀叛以上にあらざれば收めず、其他は八虐の除名にあらざれば收めず、若し、功田を給ふべくして、父祖或は請けず、或は足らずして身死すれば子孫に給はしむ、孝謙天皇天平寶字元年、乙巳以來の功勞を議定し、藤原鎌足以下の諸氏に給する功田の差等を定む、爾後屢々戰功又は律令撰修等の功、或は唐國に使せるにより、功田を給することゝ史に見えたれど煩しければ省く、降りて文治建久の間、政權未だ全く鎌倉幕府に歸せず、王制尙存し、後鳥羽天皇建久元年、源賴朝を賞するに萬町の大功田を以てす、爾後武門有功を賞するに、所領恩地を以てして、復た功田あるを見ず、後醍醐天皇中興の時、不次の恩賞を以て忠勇を勸獎す、然れど遂に其志を果さず、功田の遺制竟に亡ぶ(食貨志、田制篇、大日本租稅志)

コウデン　公田　**名義** 位田、職田、賜田、口分田、及び墾田等を除きし外の田を云ふ、卽ち剩餘田なるを以て乘田とも云ふ、賃租田にして租を輸さず地子を以て佃らしむ、地子は四等の品田によりて、各其穫稻の五分一を輸さしむ、上田は百束、中田は八十束、下田は六十束、下々田は三十束とす **起原** 大化改新の時、古來の私田を收公して悉く公田とせしが、精細なることは史料闕けて詳かならず、文武天皇大寶令を制定して、始めて公私田の制を立て、卽ち剩餘田を以て公田としたり、猶ほ「諸國の公田は、皆國司郷土の估價に隨て賃租せよ、其價は太政官に送り以て雜用に宛てよ」、應に公に還(カヘ)すべきの田は、皆主をして自ら量らしめ、一段となして退せ、零疊して割き退すことを得ざれ」、公私の田荒廢して三年以上なるを能く借て佃る者あらば、官司の判を經て之を借せ、隔越すと雖も亦聽るせ、私田は三年にして主に還せ、公田は六年にして官に還せ、限滿るの日に、借る所の人口分未だ足らざる者は、公田は卽ち口分に充ることを聽せ」と定めたるにて、公田の性質を知るべし **沿革** 令制にて、公田を定めたるも、養老六年開墾田を獎勵せしより、天下の富豪滔々として、開墾を勸め私營田を營むこと多く、其田を別業とせしを以て、漸次に庄園多くなり、加ふるに勅旨田、及び上古の臣連伴造國造等の遺領等皆庄園となりて、私田益々多くして公田減少するに至れり、歷代の聖帝庄園の弊多きを以て屢々勅を下して之を停止せしも、却て庄園は增加するのみにして、後三條天皇の如き明主出で記錄所を置きて、庄園の劵契を糺したれども、僅に一時其弊を遏めしに過ぎざりき、白河鳥羽兩天皇佛法を尊信し、庄園を寄せしより、新立の庄園益々多く、公田日に減少したり、神皇正統記に、白河鳥羽の御時より、新立の地愈々多くなりて、國司の知る所は百分の一に至る」と云へるを以て、其大概を知るべし、治承二年七月十八日の官符によれば、諸國の百姓等公田を以て神人僧侶に寄附せしこと見えたり、こゝに於て公田は殆ど私領の如き有樣となれり、故を以て武家起り、源賴朝幕府を鎌倉に開きし時、朝廷に請うて、公田庄園を論ぜず、地頭を置くに至れり、爾來公田は一に減少するのみなり、建久圖田帳(少し疑はしきものなれど)によれば、大隅國三千十七町餘の田地中公田は百町餘、弘安八年の豐後國圖田帳には六千七百二十八町の內、公田は八百五十町餘に過ぎざりき、南北朝以後戰亂相繼ぎ、終に公田全く亡ぶるに至れり(令義解、庄園考、記錄所考)

コウトクコウ　恒德公　○藤原爲光(フヂハラノタメミツ)見よ、

コウニン　弘仁　嵯峨天皇御宇の年號、大同五年九月十九日改元、代始を以てなり、十四年を經て淳和天皇天長と改む、

コウニン　候人　門跡に召使はるゝ妻帶の僧を云ふ、坊官故實記に、寬平法皇に御隨身、地下にて供奉俗形妻帶の輩の侍法師者候人と稱し始也」と見えたり、猶駿牘嗤餘にも見えたり、

コウニンキヤク　弘仁格　一卷數十卷、今は類聚三代格に收めたれど散佚して全からず、「ルヰジフサンダイキヤク」參看、

コウニンシキ　弘仁式　卷數 寫本四十卷、仁和寺書籍目錄に三十卷に作る、今存する所十二卷或は十卷のもの僞書なりといふ　內容 文武天皇大寶元年より嵯峨天皇弘仁十年に至る間の朝廷官府の格式規定及び故事舊例等を集めたるものなり　撰者 嵯峨天皇の勅を奉じ、藤原冬嗣、秋篠安人、藤原葛野麿呂、藤原三守、橘常主、中原敏久等の修撰する所、弘仁十一年四月奉獻す（類聚三代格、群書一覽）

コウバ　貢馬　室町幕府の時、每年正月五日諸國より獻ずる馬を云ふ、貢馬奉行（コウバブギヤウ）の條參看、

コウバイ　紅梅　染色の名、古くは桃色の濃き色なりしが、後には赤と紫と混じたる色を云ふ、裝束色彙は、往時紅梅と云色は、今云紅梅の如くにはあらずして薄紅なる色と見えたり、何となれば、紅衣紅梅よりは色濃也と云る書多く、云々」といひ、伊勢貞丈は、今紅梅と云は、赤黑を兼たる色也、古代は直に紅梅の花の色にて薄紅を云なり云々、桃色よりも、少こき色を云なるべし、今紅梅と云は、花の色にあらずして、紅梅の木の色なるべし」といへり、直衣、狩衣、中背、袖、單、感紗小袖、褂、狩袴、弓袴、日陰絲等なば此色に染め用ふ、狩衣は、織物にて若年幼少の人、賦賀の時に用ひ、單は、朋黃の狩衣着用の時に用ひ、脈紗小袖は、諸家十六歲に至れば、三月着用し、袴は、五節より正月十五日に至る間通用著をなし、弓袴に、壯年の人用ひ、直衣、中背、袖等は、正二三月の時著用し、時に十一、十二月に用ふることもあり（裝束色彙）○襲の色目の名、飾抄及び逍遙院裝束抄には、面紅梅、裏蘇芳打也云々といひ、藻鹽草及び桃花蘂葉には、表紅、裏紫云々といひ一定せず、裝束色彙は、表紅梅裏紅の衣を裏勝紅梅と云ふ類あれば、經紅、緯白と云ふ說合ふべきか、又裏を附る物は裏紫なるべきか」といへり、春季著用す、襲色目（カサネノイロメ）の條圖參看○織物の色の名、經糸は紫、緯糸は紅にて織りたるもの、但し筋なし、ヌキシロと共に年少の人著用す。大抵二十八歲まで用ひたりと云ふ（殿中舊記、貞丈雜記）

コウバイドノ　紅梅殿　菅原道眞の書齋の名、左京五條の第に在り、寬平五年自作の書齋記に、東京宣風坊有二一家一、家之坤維有二一廊一、廊之南極有二一局一、局之開方纔一丈餘、投レ步者進退傍行、容レ身者起居側レ席、先レ是秀才進士、出レ自二此局一者、首尾略計近二百人一、故學者目二此局一爲二龍門一、又號二山陰亭一、以レ在二小山之西一也、戶前近側有二一株梅一、東去數步有二數竿竹一、每レ至二花時一、每レ當二風便一、可三以優二暢情性一、可三以長二養精神一、余爲二秀才一之始、家君下レ教曰、此局名處也、鑽仰之間爲二汝宿廬一、余即便移二蘆席一以整レ之、運二書籍一以安レ之云々（下略）と見えたり（文庫考）

コウバイニホヒ　紅梅匂　襲の色目の名、假字裝束抄に、上は薄くて下へ濃く匂ひて云々」、女官飾抄に、上紅梅に薄紅梅を重ぬ云々」とありて、一說に上薄紅梅下常の紅梅、一說は上常の紅梅、下薄紅梅にて二說區々なるに似たれども、總て何色にても匂と云ふは、其色と其色の濃さを重ぬるを云ひ、必いづれを上いづれを下と定まれるにもあらざるなり、紅匂は下濃く、朋黃匂は上濃し、然れば紅梅など上濃きをも匂と云ふべく、下濃きをも匂と名づくべき歟、衣も此重の色に准じて表紅梅、裏薄紅梅にても、表薄紅梅裏紅梅にても然るべし、但假字裝束抄に、下へ濃匂ひてと云へるは、上の薄きに對しての濃きなり、常の紅梅より濃ならば用ふべからず、然る時は裏勝に混ずればなり、四時共に祝賀の時に著用し、又五節より春に至るまで之を着用す（裝束色彙）

コウバイノタイシヤウ　紅梅大將　藤原齊時（フヂハラノナリトキ）を見よ

コウバフギヤウ　貢馬奉行　職掌 室町幕府の職名、每年の秋幕府より朝廷へ進獻すべき料の馬を將軍內覽ありて後、京都へ引進する等の事を沙汰す　起原 文治二年源賴朝藤原秀衡の貢馬貢金を傳奏せしを始めとして、貢馬を進むる事歷世絕ゆる事なかりしかど、只其職掌あるのみにて、正しき名稱はなかりき、室町幕府の時に至り、始めて此職を置く、寬正六年十二月、將軍義政、貢馬を管領畠山政長の第に覽る、治部國通奉行たり、鎌倉の時より、每年十二月、朝廷へ貢する馬を、將軍內覽の儀あり、營中にて執行せるを、足利の世には、管領の第にての事とせり、諸家より、其料の馬を徵し、內覽の日より、進獻するに至るまで、總て貢馬奉行の所掌たり（吾妻鏡、官制沿革略史）

コウバフダイシ　弘法大師　空海（クウカイ）を見よ、

コウフクジ　興福寺　所在 大和國添上郡

奈良市の中央（平城京の左京、三條七坊）○山科寺とも、厩坂寺とも云ふ　宗派 法相宗大本山　起原沿革 齊明天皇三年藤原鎌足山城國山科の陶原に造立し、丈六の釋迦像を造り安置せんとす、未だ成らずして薨ず、天智天皇の時夫人鏡女王請うて伽藍を起し、佛像を安置す、名付て山科寺と云ふ、天武天皇元年大和國飛鳥の厩坂に移し、厩坂寺と號す、元明天皇都を平城に移すに及びて、不比等和銅三年更に勝地をトして今の地に造營し、興福寺と改稱す、是より春日社を管掌し、藤原氏の氏寺として、累代の崇敬厚く、堂宇境內に滿ち壯麗他に比なかりしが、元慶二年以降火災に罹ること前後八回、藤原氏全く勢なきを以て享保二年の大火以後再び興らず、僅に寺祿二萬石を幕府より受けて、維持せしのみ、故を以て今殘留する所は、北圓堂、南圓堂、東金堂、大湯屋、五重塔、三重塔數宇に過ぎず○金堂　興福寺の中央に在り、不比等の始むる所、屢々火災に罹り、今のは假堂にして文政二年の造營なり、釋迦如來を本尊とし、脇士日光月光菩薩四天王及び法相六祖坐像（國寶）等あり○講堂、金堂の北方に舊址あり、天平十八年藤原夫人、仲麿先妣（牟漏女王）の爲めに創立す、彌陀三尊文殊を本尊とす、維摩會を此處に行ふ、故に維摩堂とも稱す、南方に南大門址あり○東金堂　金堂の東に在り、神龜三年聖武天皇太上天皇の病を祈る爲めに立給ふ所、元慶二年寬治元年並に燒失す、次で治承四年又災す、藤原兼實之を再興せしが後又災にかゝり今の堂は應永二十二年の再造にして、七間四面、特別保護建造物となる、本尊は藥師如來兩脇士銅像、梵天帝釋、十二神將、運慶の作と稱する四天王、文殊、定慶の作維摩居士等を安ず皆國寶に屬す○西金堂　東金堂に對して南圓堂の北に在りしが、藤原不比等光明皇后、橘三千代の爲めに建立する所、釋迦丈六を本尊とす、治承享保に災し、今は廢絕す○南圓堂　金堂の南西に在り、弘仁四年藤原冬嗣、先考內麿の遺願によりて創立す、治承四年重衡の兵火に燒かれ、兼實之を再興し、文治五年九月供養を行ふ、後ち又屢々災に罹り、今のは寬保元年の造立にして八角寶珠形、一面三間二尺五寸あり、西國三十三札所の九番なり、安置する所の不空羂索觀音は、文治五年藤原兼實佛師康慶をして作らしめし所、尊容優等今國寶たり○北圓堂　南圓堂の北に在り、養老五年元明元正天皇、右大臣長屋王に勅して、不比等追善の爲めに造る所、今のは寬治六年の再興にして、八角寶珠形、一面二間三尺、藤原時代建築中の優等なるもの、今特別保護建造物となる、本尊は彌勒菩薩、釋迦如來（共に定朝作）四天王なり共に國寶となる○東圓堂　待賢門院の本願にして不空羂索を本尊とす、今師範學校の構內に舊址あり○三重塔　南圓堂の南方一段低き地に在り、康治二年待賢門院（鳥羽の皇后）の御願にて造る所、現存のもの卽是なり、特別保護建造物となる、內陣の佛畫堂內の梁輪の模樣等猶昔時の壯嚴を見るに足る○五重塔　天平二年光明皇后の創立、今のは應永二十二年の再建にて、特別保護建造物となる、高十五丈一尺、方四間五尺○東室　興福寺の事務所にして寶藏あり、佛像彫刻の優秀なるもの多し、世親無著の像（乾漆、文答師作）釋迦十大弟子六體、八部衆八體、金剛密迹二力士（傳定慶作）板彫十二神將（傳空海作）あり、皆國寶となる、又二條良基自筆の願文あり、絕品たり○大湯屋　東室の南方に在り、應永年間の假造なり、屋內大釜あり○大御堂は往來を隔て興福寺の南方に在り、菩提院と云ふ、天平中僧玄昉の創立する所、應永中破壞し、天正八年修造す、俗に十三鐘とも云ふ、寺僧勤行の合圖に、六ツ時と七ツ時とに打ちし故に名づく、今は南圓堂の前に移す○一乘院、門跡にて奈良裁判所は其舊址なり、大乘院と同じく門跡にて、大御堂の南に舊址あり、一乘院大乘院は委しく別項に在り、參看すべし、今其別當の系統を示せば左の如し（歷代編年集成、元亨釋書、興福寺緣起、平城坊目遺考、大和志料、大和巡、佛家人名辭書）

○慈訓─永嚴─行賀─修圓─隆慧─壽朗─
興昭─孝忠─房忠─仙忠─直覺─基鑑─
平源─空晴─助精─延空─安秀─定昭─
眞喜─定澄─林懷─扶公─經救─眞範─
圓緣─明懷─賴信─公範─賴尊─覺信─
永緣─玄覺─經尊─玄覺（再任）─隆覺─覺譽─
覺晴─隆覺（再任）─惠信─尋範─覺珍─教緣─
玄緣─信圓─覺憲─範玄─雅緣─眞圓─
雅緣（再任）─信憲─雅緣（三任）─眞圓（再任）─雅緣（四任）─範圓─
實尊─實信─圓玄─實信（再任）─圓實─定玄─
實信（三任）─覺遍─實信（四任）─圓玄（再任）─公緣─實信（五任）─
親緣─眞盛─圓實（再任）─尊信─顯圓─實性─
信昭─性譽─尊信（再任）─信昭（再任）─慈信─玄雅─
宗懷─慈信（再任）─尊濟─實懷─慈信（三任）─性譽（再任）─
慈信（四任）─顯覺─尊憲─實昭─範憲─慈信（五任）─
經譽─覺昭─尊覺─宗親─範憲（再任）─眞信

公蓉—尋覺(再任)—良信(再任)—信顯—範憲(三任)—尋覺(三任)
實曉—良信(三任)—良覺—隆遍—良覺(再任)—覺圓
良覺(三任)—顯親—覺尊—慈信—良信(四任)—顯昭
範憲(四任)—良覺(四任)—覺尊(再任)—良覺(五任)—乘圓—覺實
覺圓(再任)—覺實(再任)—孝覺—覺實(三任)—良曉—孝覺(再任)
懷雅—孝覺(三任)—輯乘—盛深—顯遍—盛深(再任)
實遍—印舜—隆圓—實遍(再任)—圓守—實遍(三任)
圓守(再任)—孝憲—覺成—覺家—圓兼—良昭
孝尊—長懷—孝尊(再任)—長雅—圓兼(再任)—良昭(再任)
實憲—孝圓—圓尊—隆俊—良兼—實昭
兼覺—光曉—孝俊—空昭—光雅—隆雅
乘雅—經覺—昭圓—光曉(再任)—經覺(再任)—兼昭
覺雅—隆秀—實意—俊圓—兼曉—貞兼
重覺—良雅—空俊—教玄—尋尊—光憲
經覺(三任)—兼圓—兼雅—孝祐—經覺(四任)—光淳
任圓—尋尊—政覺—隆憲—空覺—光慶
長譽—兼繼—經尋—圓深—孝緣—實憲
晃圓—兼繼(再任)—覺譽—尋圓—空實—光尊
實曉—光實—兼深—尋勢—光助—信尊
尋覺—尋覺(再任)—實雅—尋賞—隆遍—尋快
照尋—尋慶—忠認

コウブシヤウ　工部省　名稱 鑛山、製鐵、燈明臺、鐵道、傳信機等の工業に關する事を管する所にて明治政府の役所 起原沿革 明治三年閏十月始めて之を置く、四年民部省所屬土木事務を管し、同年八月、工學、勸工、鑛山、鐵道、土木、燈臺、造船、電信、製鐵、製作の十寮及び測量司を置く、尋で十月、土木寮を大藏省に屬す、五年十月、造船、製鐵の二寮を廢し六年勸工寮を廢し、孰も製作寮に屬す、七年測量司を廢し、八年營繕局を置き、同年十一月營繕寮と爲す、十年諸寮を廢し、鐵道、鑛山、電信、工作、燈臺、營繕、書記、會計、檢査、倉庫の十局を置く、十一年、工部大學校を設け、十四年檢査局を廢す、十六年局課の廢合等ありしが、十八年十二月、遞信省を置き、驛遞、電信、燈臺、管船の事務を管理せしめ、鑛山工作の事務は農商務省に、工部大學校は文部省に屬せしめ、以て之を廢す(法令全書、明治政覽)

コウブン井ン　弘文院　和氣氏の學館 所在 山城國京都 起原沿革 和氣廣世、父淸麿の志を繼ぎ、大學別當となるや、墾田二十町を寮に入れて勸學料に充て、また明經の四科を定め、諸儒を會し、陰陽書新撰樂經等を講論し文事に勤む、其宅大學の南に在り、更に學館を開き、弘文院と稱し、墾田四十町を附し、永く學料に充て、子弟の學習する所と爲す、是私學の嚆矢なり、然れども此院久しからずして衰微す、西宮記に、弘文院、和氣氏諸生別曹、今荒廢、在二勸學院北一とあり(日本後紀)

コウブン井ン　弘文院　林氏の學館 所在 武藏國江戶郭外上野忍岡 起原沿革 寬永七年、德川家光儒臣林信勝に上野忍岡の地を賜ひ興學の地と爲さしむ、九年冬、尾張侯德川義直一堂を建て聖像及び四配像を安置し、先聖殿の三字を親書して扁額を揭ぐ、十年二月始めて釋菜を行ひ爾後絕えず、三十年を經て殿屋稍々破損す、萬治三年官金を賜ひ重修す、殊に兩廊を殿門の左右に建て、堂升を四門に移し南に向はしめ、下谷より新路を開き阪道を築ち、石級を登り升門に入らしむ、寬文三年十二月弘文院の號を賜はる、十二年官材を賜はり學寮を增築し、之を東寮と稱し、舊舍を西寮と號す、元祿三年七月地狹少なるを以て湯島に改築す、昌平坂學問所と稱す(「シヤウヘイザカガクモンジヨ」參看)構造 莊地五千三百五十三坪、正殿卽ち先聖殿五間(深濶共に三丈)南向兩廡各二間(深濶共に一丈二尺)正殿と合せて一構となす、兩廊東西各四間、北向に入る深さ各一丈五尺、杏壇門を挾みて立つ、殿を距る七步許門內に石水盤一基を置く、杏壇門を距る六步許に入德門あり、門外に石階二層あり、上は七級、下は十四級とす、東南下谷街に面す、其西に弘文館あり、猶同條を參看せよ(鶩峰文集、昌平志)

コウブンクワン　弘文館　林信勝書院の名 所在 江戶郭外上野忍岡弘文院の西 起原沿革 寬永十一年官材を信勝に賜はり、孔廟の側に書院を築く、寬文三年十二月に至り、始めて弘文館の名を附す、其構造は、前廳後堂等ありて接屬し、構の北を修史館(寬文四年創建、本朝通鑑を修むる所、後ち學舍となり南北塾と稱す)と爲す、十五間庖庫備はる、入德門の西に塾舍(南塾、東西塾と稱す)あり、また書庫三所、史館の北に在り、西北の墻を穿開して二門を設く、石階十餘級、東北は林木にて翳蔽たり、墻を以て四面を繞らす(昌平志)

コウブンクワン　弘文館　舊鹿島藩の學校 所在 肥前國藤津郡鹿島町常廣舊城內 起原沿革 創立詳かならず、藩主鍋島直條の時、文武を好み大に獎勵する所あり、文化二年高津原に地を相し學校を移し、直彝古賀精里をして校名を德讓館と名づく、安政六年直彬更に弘文館と改め、其附屬校を明倫堂といひ、以て文武の道を勵ましむ、明治三年火災に罹り、同郭內柏岡に改築し、鎔造館といふ、廢藩後尙ほ義塾として開設し、九年四月變則中學に改め、十二年縣立中學校となる(日本敎育史資料)

コウブンテンワウ　弘文天皇　名稱 名は伊賀、字大友、世に大友天皇と稱す 系統 天智天皇の長子、御母は伊賀釆女宅子娘、第三十九代の天皇 事蹟 天智天皇の十年太政大臣に拜す、天智天皇位を傳へんと欲す、然るに始め國家多難にして諸皇子猶幼なるを以て天智の同母弟大海人を召して後事を託す、太弟辭して僧となり吉野に入る、此年皇子大友を立てゝ皇太子となす、十二月天智天皇滋賀宮に崩ず、太子位に卽く、或人奏して曰く、太弟吉野に在るは虎を野に放つが如しと、明年山陵を起すに託し濃尾の兵を召す、太弟これを聞き、兵を起して不破に入る、兩軍瀨田に戰つて天皇利あらず、山前に逃れ遂に自刃す、在位八箇月、御壽二十五、近江國滋賀郡大津市別所町長等山前陵に葬る、明治三年七月、弘文天皇と謚せらる、天武天皇(テンムテンワウ)參看(大日本史、陵墓一覽)

コウマ　小馬(駒)　四尺以下の馬を云ふ、馬は、四尺を定寸となす、小き馬の義、單に「コマ」ともいふ、「ウマ」參看、源平盛衰記落行人歌の條に、落行平家人々、或は式津の浪枕、八重の鹽路に日を經つゝ船に竿差す人もあり、或は遠を凌ぎ近を分つゝ小馬に鞭打つ人もあり云々」と見えたり、

コウマウ　紅毛　江戶時代、和蘭人を呼びし語、毛髮の色赤きを以てなり、「オランダ」を見よ、

コウマキ　紅卷　素襖の染色、後世のしぼり染の類、又卷染とも云ふ、布を固く卷きて、其上を糸にて固く卷き、紅にて染め、後ち糸をとけば、糸の所は白く外は紅にそまるなり、一般晴の時武家著用し、平日は禁制なり、殿中日記寬正五年の條に、公方樣、御小者、すあふ、こうまき結梯也云々、又同六年の條に、御所樣上樣各御供衆上下卷染也云々」など見えたり(貞丈雜記)

コウン　孤雲　懷弉(クワイシヤウ)を見よ、

ゴウン　五運　陰陽家にて、年々に擬りて生ずる火水木金土の運行をいふ、五運を起す法は、十干を五つに配じて順に之を輪ぐり、甲巳の年は土運を起し、乙庚の年は金運、丙辛の年は水運、丁壬の年は木運、戊癸の年は火運と次第に相生する者を以て之を起す、每年三月の辭、其年の運に旺す、甲巳の年の如き三月は則ち戊なり、戊の土土運に旺じて、庚の年の三月は則ち庚にして金運に合す、餘皆此の如くす(和漢三才圖會)

コウモンハ　興門派　日蓮宗の一派、日蓮の弟子日興を派祖とす、また勝劣派、富士派とも稱す、この派は法華本門中に於て、壽量の一品と、涌出品及び分別品の兩半品とを以て、末法下種正依の經典と定め、其餘の諸品は皆小乘未覆の敎と稱して之を用ひず、本山は駿河國富士郡大石寺等の八箇山あり、明治九年二月一派別立の儀を許さる、「ニチレンシユウ」參看(佛敎各宗綱要、法令全書)

コウヨウニン　公用人　明治元年八月、始めて之を設け、諸藩留守居役の職務を掌らしむ、二年八月大臣納言家に之を置かしめしが、翌九月公務人を置きて之を廢す、三年九月藩制の改革により、公用人の務を廢し、其事務の大小により、參事或は屬等にて事を掌らしむ(法令全書)

コウライモン　興禮門　大內裏八省院二十五門の一、年中行事後附に、「クヰロウレイ」と訓めり、右廊門ともいふ、會昌門の西、十一間を隔てゝ位す、貞觀儀式元日朝賀の條に、「門部三人、入レ自二章德興禮兩門一居二會昌門內、左右廊床一」とあり(大內裏圖考證)

コウラウデン　後涼殿　名稱 別殿ともいふ、「コウロ」「コウロウ」とも訓ず 所在 大內裏淸涼殿の西に在り、陰明門と相對す 構造 廣さ九間四面(大內裏抄七間に作る)、中央馬道を以て南北に納殿を分ち、四方に廂(南北高遣戶)あり、西廂に、上(南方)下(北方)の御廚子所あり、其西土庇にて中央に立蔀あり、陰明門に對す、南廂に御膳宿あり、其東方に戶ありて淸涼殿の西南渡殿に接し、中央の切馬道より中の渡殿に續き、朝餉壺、臺盤所壺等へ出づ、(大內裏圖考證)

コウラクエン　後樂園　所在 東京小石川、現今砲兵工廠の境內○水戶侯の邸園 起原沿革 德川賴房の創建する所、江戶名園記に、坂昌城の記文を記載せり、その文に「こゝに小石川の御館は、そのかみ威公の殿(賴房卿)の深く山水に御心をとゞめ給ふあまり、おのづからなる形勢の、かゝる勝地をも領しはじめ給ひしところなりければ、もとより山のたゝずまひ、古き木立のまゝをあらため給はず、これに上水をさへせき入させ給ふことは、大猷院の御所すべて御手づから繪圖させ給ひ、山の掟ながれのまにまに御心をよせられしを、威公のどの〳〵猶御好を加へ給ひ、德大寺何がしこのことに精しければ、是れに仰せてつくらせ給ふ、義公の殿(光圀)また立た

せ給ひ、ことに心を添へられ、このごろ舜水この殿になつさひつかうまつりければ、しめし合されし事ども多かるべし、後樂園と名づけられしも、此御時にて、これもかの翁文字をえらびたてまつりける」、又後樂記事に、「先大泉水をひらき大泉水より東の方は、御屋形に當たる喬木繁茂してしゆろ山に續きて御屋形の見隱しとなれり、南にしゆろ山、木曾谷、龍田川、西行堂、櫻馬場、西に廻りて一つ松、硝子の茶屋、大井河、西湖堤、渡月橋、丸屋、小廬山、觀音堂、音羽瀧、琉球山、北に當たりて遠山有り、松原、福祿壽之堂、不老水、八ッ橋、水田、その邊り稻荷の社、文昌堂、小町塚、河原書院、御能舞臺あり、北西の隅に草木御園內に庚申堂、萱御門、その外に水車の樓あり、樓上に小廬山へかゝれる水の筧あり、大泉水に長橋かゝれり、橋より西蓬萊の中に辨財天の祠あり、總べて園中の山水喬木危石自然の形勢を備へて言語筆力の盡すべき所にあらず、一度この御園に遊ぶ時東西南北を分つものなし、實に千山競秀萬壑爭流と云ふべし」、などあるを見れば、この園の莊嚴なること知らるべし、始め紀房のこの園を作るや、德大寺左兵衞に命じて意匠を施さしめたるものにして、この邊に吉祥寺本妙寺などありしを、他に移し、年經たる樹木をそのまゝにして縒ひたるが故に、當時已に深山幽谷のさま自づから備りて世に類ひなき名園となりたるや疑なし、されば東福門院もこの園のこと聞召され圖にうつして獻るべき命あり、やがて獻られしかば、後水尾天皇も叡覽ありて御感賞おはしましけるとぞ、その後義公の時、明遺臣朱之瑜園の名を宋の范文正公の士當先天下之憂而憂、後天下之樂而樂の語を取り後樂園と名づけ、得仁堂、文昌堂、渡月橋等を作りしかば、唐の風景をこの園中に添ふることゝなれり、元祿中桂昌院大夫人の此園へ遊覽の時、大石奇巖は步行の時危きとて大方取りかたづけ園中の景を損ず、後又享保中大森茂次郎、三木幾右衞門等讃州侯の命にて見晴しの爲め喬木七百餘を伐拂ひ大泉水の邊の石橋を崩し、大に園中の風致を損するに至れり(園藝考)

コウリウ　弘流　井鳥巨雲爲信が創めたる劍術の流派○爲信は伊達家の人、始め氏家八十郎と號す、樋口七郎右衞門につきて神道流の刀術を學び、其精妙に達し、遂に一流を始む、其子五郎右衞門爲長其傳を繼ぐ(武術流祖錄)

コウリヤウ　公領　江戸時代幕府の領地をいふ、また天領ともいふ、「テンリヤウ」を見よ、

コウリヤウデン　後涼殿　「コウラウデン」を見よ、

コウロクワン　鴻臚館　**名義**王朝時代外國人を接待する爲めに設けたる官舍、太宰府にては博多、攝津にては難波、京都にては東西市に設置す、鴻臚館とは唐人の館名、集會する所を謂ふ、漢書に、鴻聲也、臚傳也、傳聲贊道也、字書に臚以禮陳叙於賓客也、又官之名也」と注せり、又漢書に、掌四方蠻夷曰大鴻臚」とあり、蓋し我鴻臚館は是より出でしなり、**起原沿革**太宰府の鴻臚館は、始めは筑紫館と云ふ、最も古く書に見えたるは持統天皇紀に、二年二月己亥饗霜林等於筑紫館賜物各有差」とあるを始めとす、これ外客を接伴する所にして、卽ち後の鴻臚館なり、萬葉集にも至筑紫館遙望本郷悽愴作歌と見えたり、而して其鴻臚館と云ひしは玄蕃令に、監其館舍とあり、義解に、謂鴻臚館とあるを嚆矢となす、然れども、是れは難波の鴻臚館にて推古紀に見えたる新館と云ふもの是なり、又延曆遷都の時、玄蕃寮を置き、鴻臚館を置き、弘仁以來は東鴻臚館を東寺、西鴻臚館を西寺となししこと源氏物語河海抄に見えたり、太宰府に鴻臚館の見えたるは、三代實錄淸和天皇貞觀五年四月二十一日の條に、太宰府言、新羅沙門元著、普嵩、淸願等三人、著博多津岸、至是勅安置鴻臚館、資給糧食、待唐人船令得放却」とあるもの是なり、十一年五月新羅賊船侵入し、豐前貢絹綿を奪ひ去る、十二月二十八日左近衞少將兼太宰權少貳藤原滋守を遣して警固せしむ、是日滋守の奏請により鴻臚館に統領一人選士四十人甲冑四十具を置き、防備に備ふ、十二年正月甲冑百十具を備へ置く、天慶八年七月四日大唐吳越船肥前國松浦郡に至るや、例によりて鴻臚館に置く、外記日記に、大唐吳越船今月四日到岸狀、爲准例速差人船、引路至鴻臚所、陳者慥加實驗、所申有實、仍副彼陳狀言上云々」とあり、村上天皇の頃は頹廢せしと見え、天德元年菅原文時意見封事三ヶ條を奉る其一に、鴻臚館修築の事を謂ふ、一請不廢失鴻臚館懷遠人勵文士事、右鴻臚館者爲外賓所置也、星霜多積、靈佛頻頹、頃年以來、堂宇欲盡、所司不能修造、公家空以廢亡」とあり、然れども此事終に採用せられず、廢滅に歸せしと見え、爾後外國の使臣を取扱ふに別所或は假所に置くとのみありて、鴻臚館の名は概見せざるに至れり、其所在地は今の博多官內の地にあり、筑前續風土記に館址は必ず博多官內と云ふ所なるべし」とあり、太宰管內志に、「那珂郡警固村あり、是古鴻臚館の警固所ありし所なるべし」と云へり、難波京都の鴻臚館は前に述ぶる外所見なきを以て沿革等詳かならず(太宰府考)

コウワ　弘和　南朝後龜山天皇御宇の年號、天

授七年(北朝の康曆三年)二月十日改元、三年を經て元中と改む、

コエダイ　肥代　江戸時代、貸附法の一、村高に應じ、乾鰯大豆糟糠油粕等を各代金を以て貸附くるをいふ、利息なく、槪ね三箇年賦とす(大日本租稅志)

コエノハカセ　音博士　「オンノハカセ」を見よ、

ゴエン　後宴　男踏歌の後に行ふ酒宴をいふ、「ダウカ」を見よ、

ゴエフ　五衞府　衞門、左右衞士、左右兵衞の五府の總稱、詳しくは「エモンフ」、「エフ」を見よ、

ゴエンユウテンワウ　後圓融天皇

名號御名は緒仁(ヲヒト)、法諱は光淨**系譜**後光嚴天皇の第二皇子、御母崇賢門院仲子、北朝第五代の天皇**事蹟**延文三年十二月十三日御降誕、應安七年(南朝の文中三年)十二月卽位、後光嚴院、院にあり政務をきゝ給ふ、在位十一年、改元すること三、位を太子幹仁に讓り、院にありて政を聞き給ふ、明德四年四月二十六日崩ず、聖壽三十六、山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る(建內記、皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽)

ゴオン　吳音　吳國傳來の發音を云ふ、欽明天皇の朝、佛敎の傳來と共に本邦に入る、一に對馬音とも云ふ、其初め金礎信と云ふ者對馬に停りて此音を傳へしに、一國皆是を學びしかば斯く稱したりと云ふ、佛典には必ず此音を用ふ、醫門も多く之を用ふ、卽ち行を「ギヤウ」、京を「キヤウ」、平を「ビヤウ」、貴を「クウ」、明を「ミヤウ」といふの類也(同文通考)

コオンゾ　小御衣　小褻卷を云ふ、夜具の類なり、貞丈雜記に、こおんぞとは、小褻卷の事也、常の小袖の形にて、ゆき、たけを長くするなり、とのゐもの一名をおんぞと云ふ、とのゐ物よりは、ちいさき故小おんぞと云ふ也」と見え、女房筆法に「御しづまる時にいろ〳〵置かれ候事、先とのゐ物二、御こおんぞ二、御枕二、御鏡二つあるべし云々」とあり、

コオロシ　子墮　江戸時代、懷胎せる子を藥にて下すことをいふ、古より旣にありしと見え、源順集に、男のひとの國にまかるほどに、子をおろしける女のもとに、「たらちをのかへるほどをもしらずしていかですてゝしかりのかひ子ぞ」とあり、江戸時代に至りては、一の職業として世の需めに應ぜしが如く、是等の周旋を爲す家においては、子持縞に綻を染め出したる暖簾を下げて看板と爲せしといふ、正保三年町觸を以て看板を掲げて子おろしの商賣をなすを禁ぜしむ、貞享元年板行の諸艶大鑑に、にしがはの生垣のうちに張紙爲業書にして朧々樣於呂志藥(ヤ・サマオロシグスリ)とありとはおかしく云々」と見え、また好色五人女にも見えたり、當時墮胎を甚だしき不德とは思はざりしものゝ如し、江戸幕府は是等を防がん爲めに雙兒以上を生みたる者には、乳母料を給せり、明治政府に至り刑法を定めて之を嚴禁す、

コカ　估價　**名義**物品を賣買する價額をいふ**起原沿革**上古估價のこと得て知る所なし、大抵天武天皇以前は稻穀布帛等に資て之が有無を通ず、天皇十二年四月詔して銅錢を用ひ、銀錢を用ふるなからしむ、文武天皇大寶令制定の時、關市令に、凡そ市は肆毎に標を立て行名を題せよ、市司貨物の時價に准じて三等と爲し、十日に一簿を爲れ」、また官と私と交關せんに、物を以て價と爲すは中の估價に准ぜよ、もし贓物を懸評せば亦斯の如くせよと令せり、爾來物價束縮を以てするものありと雖も多くは錢を用ひたり、而して調庸雜物の交易、官私交關の物等に至ては各價法あり、其餘多くは時價に從ふ、但米價の如きは官より之を管理し、やゝ常平の意を帶べり、元正天皇養老六年二月、詔して云、市頭の交易に元來定價あり、頃日多く法の如くならず、百姓の利潤を得んことを欲し、二百錢を用ひて一兩銀に當てさしむ、卽ち買物の貴賤價錢の多少は時に隨て平章し永く恆式と爲せ、もし違ふものあらば杖六十に決せよと、爾後估價に對する詔勅ありと雖も今之を略す、醍醐天皇の時延喜式にて、其値を定むるあり、綵物の價法として、畿內は絹一匹に直稻三十束、絲一絢に六束、綿一屯に三束、調布一端に十五束、庸布一段に九束、鍬一口に三束、鐵一廷に五束と定め、諸國によりて各異なり、また駒馬の直法は、畿內國は上馬に二百五十束、中馬に二百束、下馬に一百五十束とし、傳馬の直は各五十束を遞減す、諸國各異なれり、村上天皇天曆元年に、雜物價直減定の事を定め、花山天皇寬和二年に估價の法を定む、降りて鎌倉時代以後、物價の貢納に關するもの米穀を除く外、酒油等二三に過ぎず、後深草天皇延長元年估價法を定む、是れ奸商等私利を專にして物價を騰貴せしむるに因る、元德元年勅して洛中の酒價を定む、而して鎌倉時代より豐臣氏の時に至るまで、錢は槪ね銅貨を用ひ、量は宣旨桝を用ひたり、慶長以來金銀錢貨遍く海內に行はれ、斗量亦京桝を用ひしより沿革甚だ少し、元祿十二年德川綱吉令して、大倉の米百俵の價直を金五十兩に定む、寶永三年近年穀價騰貴し、隨て他物亦賤しからず、頃穀漸く低降すれど、諸品尙賤きものなし、自今時價を以て廉直に販賣すべし、若し不買のことあらば必ず査檢せんと令せり(大日本租稅志)

ゴカイ　五戒　五の戒をいふ、「カイ」の條を見よ○又禪宗の僧にて、行者の五戒を受けて、未だ剃染

せざるもの（禪林象器箋）

ゴカイダウ 五街道 江戸時代、江戸日本橋を中心として京都、日光、白河、甲斐に至る五ッの街道をいふ、京都に至るものを東海道、中仙道（木曾街道）の二道とし、日光に至るものを日光街道、白河に至るを奥州街道、甲斐に至るを甲州街道とす、今其間における驛名を擧ぐれば左のごとし（五海道中細見記、日本歴史及地理要覽、地名辭書）

（一）東海道五十三次

驛名	里數	現今所在地
日本橋	二里（至ノ品ヘ）	東京府東京市日本橋區
品川	二里半	同 荏原郡品川町
川崎	二里半	神奈川縣橘樹郡川崎町
加奈川	一里九丁	同 同郡神奈川町
程ヶ谷	二里九丁	同 同郡保土ヶ谷町
戸塚	一里卅丁	同 鎌倉郡戸塚町
藤澤	三里半	同 同郡藤澤大戸町
平塚	二十七丁	同 中郡平塚町大字平塚驛
大磯	四里	同 同郡大磯町大字大磯驛
小田原	四里八丁	同 足柄下郡小田原町
箱根	三里廿八丁	同 同郡箱根町
三島	一里半	靜岡縣田方郡三島町字三島宿
沼津	一里半	同 駿東郡沼津町
原	三里六丁	同 同郡原町大字原宿
吉原	二里卅丁	同 富士郡吉原町大字吉原宿
蒲原	一里	同 庵原郡蒲原町大字蒲原宿
由井	二里十二町	同 同郡由井町大字由井宿
興津	一里三丁	同 同郡興津町大字興津宿
江尻	二里廿九丁	同 同郡江尻町大字江尻宿
府中	一里半	同 靜岡市
丸子	一里廿九丁	同 安倍郡長田村大字丸子宿
岡部	一里廿九丁	同 志太郡岡部町大字岡部
藤枝	二里八丁	同 同郡藤枝町
島田	一里	同 同郡島田町大字島田
金谷	一里廿四丁	同 榛原郡金谷町大字金谷宿
日坂	一里廿九丁	同 小笠原郡日坂村大字日坂宿
掛川	二里十六丁	同 同郡掛川町大字掛川宿
袋井	一里半	同 磐田郡山名町大字袋井宿
見付	四里七丁	同 同郡見付町
濱松	二里卅町	同 濱松郡濱松町
舞坂	一里（海上）	同 同郡舞坂町大字舞坂宿
新井	一里廿四丁	同 同郡新居町大字新居宿
白須賀	二里十六町	同 同郡白須賀町大字白須賀宿
二川	一里廿丁	愛知縣渥美郡大川村大字二川
吉田	二里廿二丁	同 同郡豐橋町
御油	十六丁	同 寶飯郡御油町
赤坂	二里九丁	同 同郡赤坂町
藤川	一里廿五丁	同 額田郡藤川村
岡崎	三里卅丁	同 同郡岡崎町
池鯉鮒	二里卅丁	同 碧海郡知立町
鳴海	一里半	同 愛知郡鳴海町
宮	二里（桑名へ海上七里）	同 同郡熱田町
（岩塚）	六丁以下四驛佐屋廻り	同 同郡岩塚村
（萬場）	一里廿七丁	同 海東郡萬須田村大字萬場
（神守）	一里廿七丁	同 同郡神守村
（佐屋）	三里（川舟）	同 同郡佐依木村大字佐屋
桑名	三里八丁	三重縣桑名郡桑名町
四日市	二里廿七丁	同 四日市市
石藥師	廿七丁	同 鈴鹿郡石藥師村
庄野	二里	同 同郡庄野村
龜山	一里半	同 同郡龜山町
關	一里廿四町	同 同郡關町
坂の下	二里半	同 同郡坂下村
土山	二里廿五丁	滋賀縣甲賀郡土山村
水口	三里十二丁	同 同郡水口村
石部	二里廿五丁	同 同郡石部村
草津	三里廿四丁	同 栗太郡草津村
大津	三里	同 大津市
京		京都府京都市

江戸、京間里程百廿四里八丁

（二）中仙道（木曾路）六十九次

驛名	里數	現今所在地
日本橋	二里	
板橋	二里八丁	東京府北豐島郡板橋町大字下板橋宿
蕨	一里半	埼玉縣北足立郡蕨町大字蕨宿
浦和	一里十二丁	同 同郡浦和町大字浦和
大宮	二里八丁	同 同郡大宮町大字大宮宿
上ヶ尾	三十丁	同 同郡上尾町大字上尾宿
桶川	一里卅町	同 同郡桶川町大字桶川宿
鴻巣	四里八丁	同 同郡鴻巣町大字鴻巣宿
熊谷	二里卅丁	同 大里郡熊谷町大字熊谷宿
深谷	二里廿九丁	同 同郡深谷町大字深谷宿
本庄	二里	同 兒玉郡本庄町大字本庄宿
新町	一里半	同 多野郡新町大字新町驛
倉ヶ野	一里十九丁	同 群馬郡倉賀野町大字倉賀野驛
高崎	一里卅丁	同 高崎市
板鼻	三十丁	同 碓氷郡板鼻町大字板鼻驛
安中	一里卅丁	同 同郡安中町大字安中驛
松枝	一里半	同 同郡松井田町大字松井田驛
坂本	二里廿六丁	同 同郡坂本町大字坂本驛
輕井澤	一里五丁	同 北佐久郡東長倉村字輕井澤
沓掛	一里三丁	同 同郡西長倉村の北

驛名	里數	現今所在地
追分	一里十丁	同 同郡御代田驛の東北
小田井	一里七丁	同 同郡同村の西南
岩村田	一里半	同 同郡岩村田町
鹽奈田	廿七丁	同 同郡中津村大字鹽名田
八幡	卅二丁	同 同郡南御牧村大字八幡
望月	一里八丁	同 同郡本牧村大字望月
蘆田	十六丁	同 同郡蘆田村
長窪	二里	同 同郡長久保新村
和田	五里九丁	同 同郡和田村
下諏訪	三里	同 諏訪郡下諏訪村
鹽尻	一里卅丁	同 東筑摩郡鹽尻村大字鹽尻町
洗馬	三十丁	同 同郡洗馬村
本山	二里	同 同郡宗賀村の南
贄川	一里半	同 筑摩郡楢川村大字贄川（ニエ）
奈良井	一里半	同 同郡同村大字奈良井
藪原	二里	同 同郡木祖村大字藪原（ヤブハラ）
宮ノ越	一里半	同 同郡日義村小字宮越
福島	三里半	同 同郡福島町
上ヶ松	三里九丁	同 同郡駒ヶ根村大字上松
須原	一里半	同 同郡大桑村大字須原
野尻	二里半	同 同郡同村大字野尻
三戸野	一里半	同 同郡讀書村の南
妻籠	二里	同 同郡吾妻村
馬込	一里五丁	同 同郡神坂村の南
落合	一里五丁	岐阜縣惠那郡落合村
中津	二里半	同 同郡中津川町
大井	三里半	同 同郡大井町（名古屋道）
大久手	一里卅町	同 土岐郡餘戸村大字大湫
細久手	三里	同 同郡同村の西
三嶽	一里五丁	同 可兒郡御嵩村
伏見	二里	同 同郡伏見村（名古屋支道）
太田	二里	同 加茂郡太田町
鵜沼	四里八丁	同 稻葉郡鵜沼村
加納	一里半	同 同郡加納町
合渡	一里六丁	同 本巣郡合渡村大字河渡（カウト）
御影寺	二里八丁	同 同郡船木町大字美江寺（ミエジ）
赤坂	一里十二丁	同 不破郡赤坂村
垂井	一里半	同 同郡垂井町
關ヶ原	一里	同 同郡關ヶ原村
今須	一里	同 同郡今須村
柏原	一里半	滋賀縣坂田郡柏原村
醒ヶ井	三十丁	同 同郡醒井村
番場	一里六丁	同 同郡息郷村大字番場
鳥井本	一里半	同 同郡鳥井本村
高宮	二里八丁	同 犬上郡高宮村
愛知川	二里半	同 愛知郡愛知川村
武佐	三里半	同 蒲生郡武佐村
守山	一里半	同 野洲郡守山村
草津		同 栗太郡草津村

是より東海道に入る

江戸、京間里程百卅七里十一丁

（三）奥州街道六十九次

驛名	里數	現今所在地
日本橋	二里	
千住	二里十五丁	東京府南足立郡千住町
草加	二里卅五丁	埼玉縣北足立郡草加町
越ヶ谷	二里卅五丁	同 南埼玉郡越ヶ谷町
粕壁	一里半	同 同郡粕壁町
杉戸	一里廿一丁	同 北葛飾郡杉戸村
幸手	二里六丁	同 同郡幸手町
栗橋	半里	同 同郡栗橋村
中田	一里半	茨城縣猿島郡中田町
古河	廿六丁	同 同郡古河町
野木	二里	栃木縣下都賀郡野木村
飯田	一里半	同 同郡間々田村
小山	一里十一丁	同 同郡小山町
芋から	一里	同 同郡桑村
小金井	二里半	同 宿 同郡國分寺村大字小金井
石橋	一里廿三丁	同 同郡石橋町
雀宮	一里半	同 河内郡雀ノ宮村
宇都宮	二里	同 宇都宮市
白澤	一里半	同 河内郡古里村大字白澤宿
氏家	二里四丁	同 鹽谷郡氏家町
喜連川	三里	同 同郡喜連川町（キツレガハ）
作山	一里半	同 那須郡佐久山町
太田原	二里三十丁	同 同郡太田原町
鍋掛	三里	同 同郡鍋掛村
蘆野	三里十丁	同 同郡蘆野町
白坂	一里卅三丁	福島縣西白川郡白坂村
白河	一里	同 同郡白河町
根田	廿六丁	同 同郡（未詳）
小田川	十三丁	同 同郡小田川村
大田川	廿丁	同 同郡川崎村大字大田川
踏瀬	廿三丁	同 同郡同村大字踏瀬
大和久	十三丁	同 同郡矢吹村大字大和久
新田	十一丁	同 同郡同村大字新田
矢吹	廿三丁	同 同郡同村大字矢吹
久來石	十三丁	同 岩瀬郡鏡石村大字久來石
笠石	一里半	同 同郡同村大字笠石
須賀川	一里廿八丁	同 同郡須賀川村
佐々川	十八丁	同 安積郡永盛村大字笹川
日出山	八丁	同 同郡同村大字日出山
小原田	十五丁	同 同郡小原田村
郡山	十五丁	同 同郡郡山町

福原	廿三丁	同	安積郡富久山村大字福原
日和田	一里	同	同郡山野井村大字日和田
高倉	一里十二丁	同	同郡同村大字高倉
本宮	一里半	同	安達郡本宮町
温石町	四丁	同	同郡杉田村
杉田	一里十丁	同	同郡同村
二本松	一里	同	同郡二本松町
二本柳	卅一丁	同	同郡澁川村(?)
八丁目	一里	同	信夫郡松川村(?)
若宮	十一丁	同	同郡杉妻村ノ南
根子町	一里廿五丁	同	同郡杉妻村
福島	二里八丁	同	同郡福島町
瀬上	一里十一丁	同	同郡瀬上村
桑折	一里七丁	同	伊達郡桑折町
藤田	一里七丁	同	同郡藤田村
貝田	十八丁	同	同郡大木戸村大字貝田
越川	一里十五丁	同	刈田郡越河村
才川	一里十五丁	同	同郡齋川村
白石	一里廿二丁	同	同郡白石町
葛田宮	一里廿二町	同	同郡宮村
金加瀬	一里	同	柴田郡金ヶ瀬村
大川原	一里十五丁	同	同郡大河原町
舟迫	二里	同	同郡槻木村大字舟迫
槻木	二里	同	同郡同村
岩沼	一里卅丁		宮城縣名取郡岩沼村
倍田	一里	同	同郡増田町
中田	一里	同	同郡中田村
長町	一里	同	同郡茂ヶ崎村
仙臺	一里	同	仙臺市
七北田	二里十九丁	同	宮城郡七北田村
新町	一里廿二丁	同	黒川郡富谷村(?)

吉岡	三里十丁	同	黒川郡吉岡町
三本木	一里廿一丁	同	志田郡三本木町
古川	一里	同	同郡古川町
荒谷	一里半	同	栗原郡長岡村大字荒谷
高清水	二里六丁	同	同郡高清水町
月立	半里	同	同郡築館町
宮野	二里十七町	同	同郡宮野村
澤邊	十六丁	同	同郡澤邊村
金成	二里六丁	同	同郡金成村
有かべ	二里三丁	同	同郡萩野村
一ノ關、	十七丁		岩手縣西磐井郡一ノ關町
山ノ目	三里六丁	同	同郡山目村
前澤	二里	同	膽澤郡前澤町
水澤	二里廿四丁	同	同郡水澤町
金崎	二里	同	同郡金ヶ崎村
鬼柳	一里	同	和賀郡鬼柳村
岩崎	三里	同	同郡岩崎村
花卷	四里五丁	同	稗貫郡花卷町
石とや	二里	同	好地村(?)
郡山	四里五丁	同	紫波郡日詰町ノ北
森岡	四里	同	盛岡市
柏杉	四里	同	巖手郡澁民村(?)
沼宮内	七里六丁	同	同郡沼宮内町
一戸	三里	同	二戸郡一戸町
福岡	一里	同	同郡福岡町
金田市	二里六丁	同	同郡金田一村
三戸	三里半		青森縣三戸郡三戸町
淺水	二里半	同	同郡淺田村大字淺水
五戸	一里	同	同郡五戸村
傳方寺	十八丁	同	上北郡四和村大字傳方寺
藤島	四里	同	同郡藤坂村大字藤島

七戸	四里十五町	同	上北郡七戸町
野邊地	一里	同	同郡野邊地町
馬門	五丁	同	同上
刈和澤	三里	同	東津輕郡東平内村(?)
小湊	二里	同	同郡中平内村(?)
淺蟲	三里	同	同郡野内村大字淺蟲
野内	一里半	同	同郡同村
青森		同	青森市

江戸、仙臺間里程九十一里

（四）日光街道二十四次

日本橋 / 宇都宮	二里九丁		此間の街道は奥州街道に同じ
下徳次郎	四丁		栃木縣河内郡富屋村字徳次郎宿
中徳次郎	十四丁	同	同上
上徳次郎	二里	同	同上
大澤	二里	同	同郡大澤村
今市	二里	同	上都賀郡今市町
日光		同	同上

（五）甲州街道三十四次

日本橋	二里		東京府東京市日本橋區
内藤新宿	二里三丁	同	豐多摩郡新宿町
下高井戸	十一町	同	同郡高井戸村大字下高井
上高井戸	一里廿三町	同	同郡高井戸村大字上高井
布田五ヶ宿	一里廿三町	同	北多摩郡調布町大字布田小島分(?)
府中	二里八町	同	北多摩郡府中町
日野	一里廿七町	同	南多摩郡日野町
八王子	一里廿七町	同	同郡八王子町
駒木野	廿六町	同	西多摩郡調布村大字駒木野
小佛	一里廿二町	同	同郡小佛(?)
小原	十七町		神奈川縣津久井郡小原町
與瀨	二十四町餘	同	同郡與瀨驛

吉野	二十六町	同	同郡吉野驛
關野	三十四町	同	田方郡下大見村字關野
上の原	十八町		山梨縣都留郡上野原町
鶴川	一里五町	同	同郡大鶴村
野田尻	卅一町	同	同郡大野村
犬目	一里六町	同	同郡大野村犬目
下鳥澤	五丁	同	同郡宮濱村
鳥澤	廿六町	同	同郡宮濱村
猿橋	廿二町	同	同郡大原村
駒橋	十六町	同	同郡廣里村字駒橋
大月	廿六町	同	同郡廣里村
下花咲	三町	同	同郡廣里村
上花咲	二里八町	同	同郡廣里村
白野	廿六町	同	同郡
阿彌陀海道	十町	同	同郡
黒野田	二里八町	同	同郡笹子村
駒飼	十八町	同	同郡日影村
鶴瀬	一里三町	同	東山梨郡鶴瀬村
勝沼	卅町	同	同郡勝沼町
栗原	一里廿一町	同	同郡今日川村
石和	一里十九町	同	東八代郡石和村
甲府	三里廿一町	同	西山梨郡甲府市

是より韮崎、臺原、教來石、蔦木、金澤、上諏訪を經て中仙道に合す、

ゴカウ 御幸 上皇法皇女院のいでましをいふ、「ミユキ」とも訓む、もと行幸と差別なかりしが、中古以來主上にのみ行幸といひて區別す、上皇の御幸には、御直衣にて、金飾檳榔毛車に乘御あり、院司官人供奉し、近習殿上人御劍役を勤め、京外には、衛府官人、路次を警護するを例と爲す、弘仁十四年嵯峨上皇御輿及び仗衛を固辭し、騎馬にて山莊に御幸あり、大治元年鳥羽上皇騎馬にて御父白河法皇の御車に先立ち、雪見の御幸あり、且つ白河法皇以後は天下の政務院中に歸し、執政大臣も御幸に供奉する類、異例のこと多かりき、御讓位の後始めて他所に臨御し、又歳首に法皇若くは皇太后の宮に拜覲し給ふを御幸始と稱す、その他遊覽御幸、遊獵御幸、方違御幸、温泉御幸、遷徙御幸等種々の名目あり、大略行幸に同じ○女院御幸の儀式詳かならずと雖も、長元二年上東門院里第に御幸の時檳榔毛車に御し、公卿前後に供せしを見れば、儀衛の盛なること、その一斑を知るべし（古事類苑帝王部）

ゴカウ 五更 寅の時をいふ、「カウ」の條參看、

コカウシ 紅格子 地紅（クレナヰ）にかふしを織りたる著物を云ふ、高位の女房衆ならでは著ざるなり、御成次第古實に云、こがうしは御女房衆にも御中臈衆は免されず候、是もくわしよくにて候（くわしよくとは花飾と書て一段結構なる物と云意）自然中臈衆の内に、上意に相叶ひ候方御ゆるし候へばめし候云々」（貞丈雜記）

コガウチ 久我氏 姓は村上源氏、七清華の一、村上天皇皇子二品中務卿具平親王より出づ、親王の男堀川右大臣師房、寬仁四年源朝臣の姓を賜ひ、御堂關白道長の壻として從一位皇太子傅となる、其子顯房右大臣となり、其子雅實太政大臣となる、久我太政大臣と稱す、其子雅定姪雅通を養ひて子とす、雅通、通親を生む、通親の子太政大臣通光始めて久我氏を稱す、自後子孫相繼ぎ、大臣を先途とし、華族と稱す、世々奬學淳和兩院別當源氏長者となる、足利三代將軍義滿の時、兩院別當源氏長者を奪はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し侯爵を授けらる、一族分れて中院、愛宕、六條、千種、堀河、久世、東久世、梅溪、植松、岩倉等となる（尊卑分脈、知譜拙記、華族譜）

○具平親王——師房——雅實——雅定——雅通
——通親——通光——通忠——通基——通雄——長通
——通相——具通——通宣——清通——通博——豐通
——通言——晴通——通堅——敦通——通前——廣通
——通誠——惟通——通兄——信通——通明——建通
——通久（ツネ）

コカウチヤウ 小定考 定考の翌日即ち八月十二日、大臣以下の人東廳に於て行ふ儀、「カウヂヤウ」參看（公事根源）

コガウノツボネ 小督局 【名稱】長門本平家物語に小河殿と號すとあり【出自】權中納言藤原成範の女（長門本平家物語に藤原通憲の季女に作る）【性行】姿色ありて琴を善くす、後ち宮中に入りて高倉天皇に侍し、特寵を蒙る、天皇の中宮は建禮門院平滋子にして、清盛の女なり、小督宮中に入りてより天皇の寵衰ふ、是より先小督家に在るの時藤原隆房と私通せしが、其宮中に入るに及び、隆房發戀の情に堪へず、隆房は清盛の女壻なり、是に於て清盛は中宮寵衰へ、隆房憂懼するは皆小督の爲す處なりとて大に怒り、將に小督を殺さんとす、小督之を聞き潛に宮中を脫して嵯峨野に匿る、天皇愛慕の念巳まず、北面の士源仲國をして之を索めしむ、仲國命を奉じて嵯峨に赴き、小督の琴を彈ずるの聲を尋ねて其所在を知り、伴ひて宮に歸る、寵幸舊に倍し、幾千もなくして坊門院を生む、清盛益々之を憎み遂に

揃へて尼となす、時に年二十三、後ち大堰川に投じて死すといふ(大日本史)

コガキヨミチ　久我淸通　〔名號〕後久世前太政大臣と稱す〔事歴〕永享元年八月内大臣と爲り、四年七月に辭す、享德元年十月太政大臣に任ぜられ、二年二月罷む、同年九月五日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

ゴカク　火客　禪宗の僧にて飯を炊くもの、又火佃とも云ふ(禪林象器箋)

コガク　古學　古義學派(コギガクハ)を見よ、

コガク　古樂　雅樂にて雅曲の古きものをいふ、新樂に對していふ稱、卽ち秦漢六朝以前に出でたるものを古樂といひ、唐初に作りたるものを新樂といふ、然れど唐以上の樂にて新樂に入るものあり、其故を詳かにせず、印度樂は總て古樂とし、高麗渤海の諸曲皆新樂に屬す、古樂には樂器一鼓を用ひ、新樂には鞨鼓を用ふ、道行の時新古の二樂を併用することあり、「ガガク」參看(歌舞品目、禮樂志)

ゴカク　御畫　詔書覆奏、卽ち詔書の案を、太政官より再び上奏せし時に、天皇御覽じて宸筆にて可字を書き給ふを云ふ、禁祕抄に、詔書覆奏、上卿奏レ之、天子覽レ之、書二可字一返給、年號奧卿上書也、只可字一字也、年號有二所一書年號には不レ書、公卿連署奧年號左上也云々、天皇御幼少の時は攝政之を書す、玉葉文治二年四月七日、詔書覆奏の條に、予磨レ墨染レ筆、書二御畫一(公卿連署之奧年號之奧、一字許を指上け、書二可字一)と見えたり、猶詔書(セウショ)の條參看、

ゴカクジツ　御畫日　詔書の末行に年月日を自書し給ふをいふ、内記詔書を書する時、終の別行に年月を書し、日をば記さずして御前に奏進す、

裁可ある後、其日付を宸書し給ふなり、公式令集解に、御畫日謂二御自畫二十日廿日一耳と見え、禁祕抄に、日の書き樣、其日を月の下に書く也、他の字より墨黑く聊か大きに書く也、又宸筆は二字也、二十日餘は廿日と書く也」と見えたり、猶詔書(セウショ)の條參看、

コガクセンセイ　古學先生　伊藤仁齋(イトウジンサイ)を世に稱していふ、同條を見よ、

コガクハ　古學派　古義學派(コギガクハ)を見よ、

コガクバウ　古河公方　足利成氏(アシカガシゲウヂ)を見よ、

コガコレミチ　久我惟通　〔名號〕志禪院と號す〔事歴〕享保十五年七月内大臣に任じ、二十一年正月辭す、延享二年五月右大臣と爲る、尋で又た辭す、寛延元年九月二十九日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コガサダミチ　久我定通　〔名號〕世に後土御門前内大臣と號す〔系統〕通光の弟〔事歴〕嘉禎二年六月内大臣に任じ、三年十二月辭す、寶治元年九月二十八日薨す、年六十(大臣補任)

ゴカシハバラテンワウ　後柏原天皇　〔名號〕御名は勝(カツ)仁〔系統〕後土御門天皇第一皇子、御母贈皇太后源朝子、第百四代の天皇〔事歴〕寛正五年十月二十日御降誕、文明十二年親王となり、將軍足利義政の邸に元服す、時に年十七、明應九年三十七にして踐祚し、永正十八年卽位の禮を行ひ給ふ、時に應仁の亂後、朝廷衰微の極に達し、踐祚の大禮未だ行ふ能はず、大永元年三月大阪本願寺の僧光兼其費用を奉り、漸く大儀を行ふを得たり、因りて勅して准門跡となす、在位二十六年改元するもの三、大永六年

四月七日崩す、寶壽六十三、山城國紀伊郡深草村深草法華堂陵に葬る(皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽)

コガジヤウ　古河城　〔所在〕下總國葛飾郡古河町〔起原沿革〕鎌倉幕府の頃、下河邊庄司行平始めて城を築き、子孫代々居住す、應安の頃、上杉憲榮城主となり日代を置く、永德二年小山義政攻陷し、壬生、鹿沼の兵をして守らしむ、尋で足利氏滿之を襲ふ、守將城を燒きて小山に走る、嘉慶元年野田右馬允安重之に據る、嘉吉元年足利氏の攻むる所となり城陷る、其間凡五十五年、康正元年足利成氏入りて居城とす、世に古河公方と稱す、文明三年成氏、上杉顯定の爲めに破られ、走りて千葉氏に據る、十年再び千葉氏の援によりて城を復す、天文二十三年、晴氏の時北條氏康の攻むる所となり、終に北條氏の有に歸す、永祿中義氏北條氏と和し古河に還る、然れど武威なきを以て、氏康二男氏輝をして守らしむ、天正十八年北條氏亡ぶるや、小笠原秀政封ぜられて此に治す、其後松平康長(慶長七年)、小笠原信之(慶長十七年)、奧平忠昌(元和五年)、永井直勝(元和八年)、土井利勝(寛永十年)堀田正俊(天和元年)、松平信之(貞享二年)、松平信輝(元祿七年)、本多忠良(正德二年)、松平康福(寶曆九年)等相繼ぎて此に治し、安永六年土井利里七萬石に封ぜられてより、子孫代々城主となり、明治維新に至る(古河志、德川加除封錄)

コガセイリ　古賀精里　〔名號〕名は樸、字は淳風、通稱彌助、精里と號す〔系統〕忠能の子、世世佐賀藩に仕ふ〔事歴〕德川幕府の儒官、初め學を福井小車に、後ち西依成齋に學ぶ、尾藤二洲賴春水等と交り厚し、終に陽明學を捨て、朱氏學に歸す、學成り國に歸りて國政に參與す、藩侯時に學校を創設し國用給せず、精里女中の冗濫を淘汰し、公室の奨

会を節減せしむ、後ち職を辭し專ら敎に從ふ、寛政三年幕府命じて昌平黌に講經せしむ、藩臣にして黌

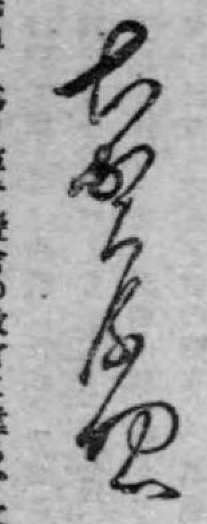

に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋で黌舍の敎官に陞る、文化八年林祭酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周秦を祖述し、材を兩漢六朝にとる、又書法を學ぶ、兼ねて騎術射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戶大塚驂島に葬る〔著書〕四書集釋、大學纂釋、近思錄集說等(精里行實、日本敎育史資料)

コガダイジヤウダイジン　久我太政大臣　源雅實(ミナモトノマサザネ)を見よ、

コガタナ　小刀　腰刀にさし副へたる小さき刀を云ふ、腰刀に副ふ故に又副子と云ふ、又さし裏にさす故に裏指とも云ふ、軍用記に、小刀の柄に環を付ることは敵の首をとりたる時、小刀の環を首の切口より鬢方へ緒を通し首を繋ぐ時の針にする爲也」、武家名目抄に、今思ふは小刀の柄に環を設け或は豬の目を透す事は、もと腰刀より拔とる時の手がかりになさんが爲にぞ在るべき、時としては首に緒を通す針にもすべけれど、專其が爲也と一すぢに云ひたるは、いかにぞあるべき」と云へり、

ゴガツノセツク　五月節句　端午(タンゴ)を見よ、

コガトモミチ　久我具通　〔名號〕久世入道と號す〔事歴〕嘉慶二年五月右大臣と爲り、應永元年に辭し、二年六月太政大臣に任ず、三年二月罷め、出家す、四年三月十六日薨す、年五十六(公卿補任、大臣補任)

コガトヨミチ　久我豐通　〔名號〕志禪院入道と稱す、道號玉峰、法名等蓮〔事歴〕明應六年六月内大臣と爲り、八年五月右大臣に轉じ、九年三月辭す、大永六年四月天皇の御事に依て出家、天文五年六月三日薨す、年七十八(公卿補任、大臣補任)

コガナイダイジン　久我内大臣　久我雅通(コガマサミチ)を見よ、

コガナガミチ　久我長通　〔名號〕後中院と號す〔事歴〕元德二年二月内大臣と爲り、尋で辭す、元弘元年二月右大臣に任じ、正慶七年十月辭し、二年再任、建武元年二月再び辭す、曆應三年十二月太政大臣に任じ、康永元年二月罷む、文和二年八月二十七日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

コガネヅクリノカタナ　金作刀　折金くり彩柄口等を金にて作りたる刀、又略して金刀とも云ふ、御供故實に、金作の刀の事、總別御禁制にて候、乍去如何程を金刀と可レ申、折かね、くりかた、つか口など金にて候へば色繪たるにて候、こじり、つかがしら、めぬき、かうかひ、小刀、つか金にて候ばんずるが金刀たるべきなり、つかうちさめ、さやのしつけ又金具めぬきかうがひまで金成は中々不レ及二沙汰一候古はさよふなる刀をばさもとしたる人はさゝれ候はず候、或は小者房などさし候云々」と云へり、欽明天皇二十三年八月紀に、金飾刀二口とあるをマカネヅクリノカタナと訓めり、是れ金作刀の始めなり、此他金作腰刀、金作腰物、金作脇差、金作太刀等あり、其制皆同じ、但し金作太刀は公家にては細劍を云ひ、武家にて野太刀を云ふ(武家名目抄)

コガネヅクリノタチ　金作太刀　又金太刀とも金劍とも云ふ、金作刀(コガネヅクリノカタナ)を見よ、

コガノブミチ　久我信通　〔名號〕惟克念院と號す〔事歴〕寛政三年十一月内大臣に任ず、四年正月辭す、七年九月十三日薨す、年五十二(公卿補任、大臣補任)

コガハデラ　粉河寺　〔所在〕紀伊國那珂郡粉河村風猛山麓に在り○風猛山と號す、又補陀洛山施音敎寺願成就院と云ふ〔宗派〕天台宗、延曆寺末、日光山門跡の支配に屬す○本尊千手觀世音、西國三十三札所の第三番たり〔起原沿革〕寶龜元年大伴孔子古の草創する所と云ふ、孔子古は風猛山下に住す、常に山に入りて獵す、一夜樹根に居して猪鹿を窺ふに山中に光明あり、就て見れば物なし、頗る怪み、且つ怖る、後ち之を見る再三、孔子古發願して、靈地を得んことを思ふ、一日童子來りて宿泊を乞ふ、談偶々佛像の事に及ぶ、童子曰く我佛工なり、拙なるも求めに應ずべしと、但し七日間草菴に籠りて作る、其間我を見るなかれと、期に至りて成るを告ぐ、至れば金色千手觀世音儼然としてありて童子なし、遠近傳へ聞きて、奇となす、時に河内國讚良郡に長者佐大夫と云ふものあり、其女病て死せんとす、童子來りて加持して病を治す、父母物を贈るも辭して受けず、宿所を問へば紀伊國那珂郡風市村粉河寺と答ふ、依りて佐大夫一族を率ゐて那珂郡に至りて寺を尋ぬるに、粉河寺なし、暫く山中に彷徨す、溪流の白くして粉を流すが如きを見て、これ粉河ならんと、山中に入りて見るに草堂あり、入て一宿すれば觀音の靈像を拜す、童取る所の等筒觀音の臂にかゝる、卽ち知る童子は此の像の化身なることを、歸りて四方に告ぐ、伊都郡澁田村の富家の寡婦之を聞きて、家を移して本堂となす、又那珂郡名手村の婦人

住宅を捨てゝ禮堂とす、是より伽藍漸く備はり、大伴氏觀音を守護す、孔子古の子正六位上船主、延暦中丹生谷村の丹生明神を勸請して寺内の鎭守とす、其子益繼始めて俗別當となる、其子山繼の時貞觀中廣田庄を賜はる、延喜中寺料四百束と定め充つ、承平五年失火して本堂以下僧坊悉く燒失し、什寶灰燼となる、一條天皇正暦二年四至を定め、寺家の租稅雜役を免ず、後白河法皇蓮華王院を作る時、當寺の三尺の尊像を移して、千手堂の中尊とし給ふ、攝政關白も亦信仰厚く、永承三年には宇治賴通、永保元年には師實、康治三年には忠實、元久元年には基房前後參詣せらる、平重盛及び維盛本寺に詣でしこと源平盛衰記に見えたり、應永元年又火災に逢ふ、足利氏大に本寺を崇敬し、二十八年四月には將軍義持、永享三年四月には義教參詣せり、天正十三年豐臣秀吉に抗せしを以て燒かれ、一山悉く燒土と化し、寺領を沒收せられ、綸旨院宣等の文書舊記皆散亂燒亡して、今纔に十分一を傳ふるのみ、慶長中淺野氏寺領四十六石餘を寄せ、寺院を興隆す、德川賴宣若山に封ぜらるゝ後亦寺領を寄せ、新開田及び銅寳金等を合せて、寺產七百餘石に復すと云ふ○別當、仁和中俗別當和泉守大伴貞宗あり、孔子古の裔なり、其子孫相繼ぎて別當となり、戰國の時にありては、專ら兵事を掌りて一山を守護す、是を方衆と云ふ、應永二十一年方衆、衆徒と所領に就て爭論す、管領畠山滿家裁して、先規に任せ、方衆は四分一、衆徒は四分三を知行せしむ、永祿七年忠貞、將軍義輝より兒玉氏を授けらる、又別に別當職あり、法後を初めとす、法後も亦孔子古の裔なり、男忠賀貞觀中綱位に昇り法橋となる、子孫相繼ぎて別當となる、十六代別當實覺は安元の時代に當るも、舊記傳はらざるを以て、詳かならず、後世御池坊一山の主領として、官階高し、蓋し古の別當職の坊なるか○本堂、十五間、十四間にして、無量光殿と云ふ、本尊千手觀世音、童男の作る所と云ふ、美術優等の鑑査狀を附せらる○六角堂、本堂の南に在り、三十三所觀音を安置し、西國順禮納札所とす○鐘樓、六角堂の北に在り、此外大門中門念佛堂等多し○御池坊、海岸門と號す、中門の南に在り、傳へ云ふ、華山法皇西國巡禮の時、仙蹕を駐め給ひし處、勅して御池坊と云ふ、當山四所靈地の一なり、童男は觀音の生身にしてこの池より出現せしと云ふ、童男堂外十餘宇あり、當山の本坊なり○十禪律院、當山四靈地の一、資鎌地即ち是なり、本堂は方五間萬福殿と云ふ、樂上門護摩堂等の坊舍十數宇あり○丹生大明神社、當寺一山の鎭守にて、粉河村の產土神なり、祭禮六月十八日、白山權現社は地主神なり、抑本寺、古は五百餘宇の坊舍ありしが、天正の兵火に殆ど燒亡す、慶長以後漸次造立し、續風土記に記したる堂塔坊舍數十宇、地域二町四方、山林十町四方にて、當國に於ける大伽藍の一たり○寶物、粉河寺緣起一卷、草創より寶永まで靈驗三十三箇條を書す、普通緣起と異にして、古書に徵すること多し、珍貴のものなり、古寫本の奥書に「應永十九年十一月十三日依二法水院僧都長算所望一、於二三條坊門室町廂屋一書寫本、勘解由小路入道義將御誂云々」とあり、元亨釋書、壒嚢抄、玉葉、風雅集等の書當寺の事を記せるは本傳に依りたるものゝ如し（紀伊國續風土記、紀伊國名所圖會）

ゴカバン　五ケ番　室町時代武家の營中における、一番より五番に至る勤番をいふ、節朔衆、番方、又は諸衆ともいふ、年中恒例記に、「朔日より六日までは一番衆御番なり、七日より十二日迄は二番、十三日より十八日迄は三番、十九日より二十四日迄は四番、二十五日より晦日迄は五番衆勤番ノ申也」、又正月三日綾番衆御禮出仕の條に、「綾番衆參次第事、一番より始て五番迄番衆次第御目にかゝる也、又就二御禮儀一御太刀など參候時は、當時より始て御太刀進上之由也、假令ば晦日などに御太刀參候は、先五番衆、次一番、次二番、次三番、次四番衆如レ此なるべし、自餘以レ之考ふべし云々」、萬拔書條々に、「五ケ番御造り之事、昔は其番にて盃替りたる事候、然ば番頭先蔵候にて大方家々の次第にすゝみ被レ申也」と見えたり、なほ番衆（バンシユウ）の條參看せよ、

コガヒロミチ　久我廣通　【名號】妙雲院と號す [illegible] 寬文元年九月内大臣に任じ、三年二月辭す、五年正月右大臣と爲り、尋で辭む、延寶二年四月十三日薨す、年四十九（公卿補任、大臣補任）

コガマサミチ　久我雅通　【名號】久我内大臣と號す [illegible] 仁安三年八月内大臣に任じ、安元元年二月二十七日薨す、年五十八（公卿補任、大臣補任）

コガミチエ　久我通兄　【名號】舍花光寺と號す [illegible] 寬延三年八月内大臣に任じ、尋で辭す、寶暦四年二月右大臣と爲り、五年に辭す、十一年五月二十八日薨す、年五十三（公卿補任、大臣補任）

コガミチヲ　久我通雄　【名號】中院と稱す [illegible] 永仁五年十月内大臣と爲り、六年六月止む、元應元年十月太政大臣に任じ、元亨三年五月辭す、元德元年十二月十一日薨す、年七十二（公卿補任、大臣補任）

コガミチスケ　久我通相　【名號】千種前太政大臣と號す [illegible] 延文元年七月内大臣と爲り、五年九月辭す、貞治元年十二月右大臣に任じ、五年八月太政大臣に轉ず、七年三月辭す、應安四年七月十四日薨ず、年四十五（公卿補任、大臣補任）

コガミチチカ　久我通親　源通親（ミナモトノミチチカ）を見よ、

コガミチトモ　久我通誠　【名號】得自性寺と號す [illegible] 寶永六年三月累進して内大臣に至り、八年二月辭す、享保四年七月七日薨ず、年六十（公卿補任、大臣補任）

コガミチノブ　久我通言　【名號】陽春院入道と號す、道號柏仲、法名大悅 [illegible] 大永三年三月内大臣に任じ、享祿元年八月右大臣に轉ず、天文五年閏十月出家、十二年二月薨ず、年五十七（公卿補任、大臣補任）

コガミチヒロ　久我通博　【名號】東久世太政大臣と號す [illegible] 寬正二年八月内大臣と爲り、五年に辭す、同年十一月右大臣に任ず、文明元年正月に辭す、十三年七月太政大臣に任じ、十四年十月七日薨ず、年五十七（公卿補任、大臣補任）

コガミチミツ　久我通光　【名號】後久我太政大臣と號す [illegible] 承久元年三月内大臣に任じ、三年七月辭す、寬元四年十二月太政大臣と爲り、寶治二年正月十八日薨ず、年六十二（公卿補任、大臣補任）

コガミチモト　久我通基　【名號】後久我と號す [illegible] 正應元年七月内大臣に任じ、同年十月辭す、延慶元年十一月二十九日薨ず、年六十九（公卿補任、大臣補任）

ゴカン　御感　感書に同じ、御感狀と云ふべきを略して云へるなり、「カンジョ」を見よ、

ゴカン　御監　（馬寮メレウ）を見よ、

ゴカメヤマテンワウ　後龜山天皇　[illegible] 御名は熙成（ノリナリ）、法諱金剛心 [illegible] 後村上天皇の第二皇子、長慶天皇の弟、御母は嘉喜門院勝子、第九十九代の天皇 [illegible] 文中二年十一月一日（北朝應安六年）長慶天皇の禪を受けて卽位す、時に楠木和田以下、南朝の餘黨多くは微々として振はず、而して足利三代の將軍義滿もまた多年の兵亂に困みて、漸く和平を欲したれば、元中九年（北朝明德三年）十月を以て、大内義興を介して和を求む、曰く兩朝媾和し、舊例に從ひて互に迭立せん、まづは合體ありて神器を北帝に傳へらるべしと、天皇遂に之を許可し、閏十月入洛して後小松天皇と父子の義を結び、神器を授く、因りて尊びて太上天皇と號し奉る、後ち嵯峨大覺寺に入り給ひぬ、南北兩立せる事、凡そ五十餘年、茲に至りてはじめて合一す、天皇在位二十四年、改元する事五、應永三十一年四月十二日崩ず、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨小倉陵に葬る（大日本史、陵墓一覽、「南朝の末路」）

コガラシ　木枯　平忠盛の持ちし名劍の名、伯耆國大原眞守の作と云ふ、又拔丸とも云ふ、由來平家物語、源平盛衰記に見ゆ、中古伊勢鈴鹿山の邊に貧賤の男あり、大神宮に身の富貴ならんを祈ること數年、大神其志を哀で太刀を授く、男是劍により獸を得ること意の如くなりき、一夜鹿を待て大なる樹の下に宿す、太刀を大木に寄せ立てゝ寢ぬ、翌朝大樹枯たるを見、是定て神劍なるべしとて樹枯と名付けたり、其頃刑部卿平忠盛伊勢守たり、此事を傳へ聞きて來聞庄年貢三千石に替ふ、獵師爲に身富む、忠盛部に遷り六波羅の池殿の山庄に晝寢れ木枯を枕上に立置たり、時に大蛇池より出てゝ忠盛を呑むとす、木枯鞘よりさつと拔て倒る、忠盛驚き覩むれば劍は拔けて鍔を蛇に向たり、蛇は劍に恐れて水底に沈めり、是より木枯を改めて拔丸と呼べり、之を賴盛に傳ふ、武家名目抄に、「拔丸をもと木枯と云ひしことは、唯源平盛衰記に見えたるのみにて、木枯の名他書に所見なし、疑に疑ふ、木枯は卽小烏にて拔丸と共に平家重代の重寶なれば、一の太刀として鈴鹿の物語を綴りなせるも知べからず」と云へり、

コガラス　小烏　平氏重代の名劍の名、源平盛衰記長門本平家物語殿上闇打の條に、「小烏と云太刀は唐皮出來て後七日と申ひつじの時斗に主上南殿に出御ありて東天を御拜あるに、八尺の靈烏とびきたりて、大床に侍り、主上御笏を以て召あり、靈烏御ましの御緣にはしをかけだり、靈烏申て云く、我は大神宮よりの御劍の御つかひなりとて、羽の下より、一の御はかせを御前におとしたり、主上此御はかせを身づからめされて、八尺の大靈烏のはれの中より出來る所なればとて、小烏とは名けさせ給、唐皮小烏共に天下の重寶と君執し思召さる、されば代々內裏に傳はりしを貞盛のときより此家に傳はる、希代の寶物是也」と見えまた、武家名目抄に、「平家物語の小烏の由來名義說たるもとより妄誕にして論ずるに足らず、劍卷に目貫に烏を作れば小烏とぞ號たるといひしも妄說なり、今伊勢家に傳ふる所目貫は金の獨鈷にてあるなり、小烏は地の韓鋤に比して稱せし名にや、加眞佐比の佐比のつゞまりて志となり、志と須と通じて加眞須と云ひしなりと云ふ說あり、さもあるべしや知れず」と見えたり、

コガラスマル　小烏丸　笙の名、太秦廣秀の傳ふる所の笙なり、頭に烏を畫く、因て此名あり（樂器考）

コカリギヌ　小狩衣　狩衣の後一尺ばかりも短かきもの、卽ち半尻なり、後鳥羽院宸記建保四年四月十八日の條に、「騎著二小狩衣一於二東面幄西緣一

上、北面等參有‿和歌沙汰‿云々」、又實時卿記に新院、關白、大納言等著用云々、猶「ハンシリ」を見よ（貞丈雜記、安齋隨筆）

コガレカウ　焦香　染色の名、薄紅に黃色を加へて染めたる色をいふ、所レ謂濃香なり、狩衣をば此色に染め、若年の人四季通じて著用す（宸翰抄、三條裝束抄、裝束色彙）

コキ　國忌　名義 皇考皇妣及び母后等の御忌日をいふ、職員令義解には、謂‿先皇崩日‿也と見えたり、當日は、至急を要する事の外は廢務し、所司をその定むる所の寺に遣はし佛事を修す、その遺德を愛慕するに因る、又此日音樂を禁じ、犯す者は杖八十に處せらる 沿革 朱鳥二年九月持統天皇、天武天皇の爲めに、國忌齋を京都の諸寺に設け、同二年二月詔して自今國忌の日には齋會を行はしめしを初見とす、文武天皇の朝に之を律令に制定し、是より以來支那の七廟九廟の制に倣ひ、或は七國忌と爲し、或は九國忌と爲し、代々に隨ひて疏を除き親を加へ、沿革する所ありしが、村上天皇以後は天皇の國忌は、天智、光仁、桓武、文德、光孝、醍醐の六帝に限れり、母后の國忌も久しく存せしものありて、村上天皇の御母藤原穩子の國忌は、鳥羽天皇の朝に至りて始めて之を除き、冷泉圓融二帝の御母藤原安子の國忌は、後嵯峨天皇の朝、御母源通子を加ふるに因り之を廢せり、之を國忌加除の終結とす、六帝國忌の說は藤原兼良の江次第抄の文を按じて言ふ所なれど、更に當時の書に就きて之を考ふれば、此外にも國忌に預り給ひしもの多きが如し、然れども其中には或は汎く御忌の日を指して國忌と云へるもあるべし、明治に至り、神武天皇と孝明天皇との御忌日のみを定め、その他は每歲春秋二季皇靈殿にて祭事を行はるゝことゝなれり〇今江次第抄に載せたる國忌廢置の沿革を表に示せば左の如し（古事類苑禮式部、法令全書）

國忌

光仁時	天智祖 田原父 紀氏母 聖武 光明子
桓武時	天智曾祖 田原祖 紀氏祖 聖武 光明子 光仁 高野氏母
平城時	天智高祖 田原曾祖 紀氏曾祖 光武大同二廢 光明子大同二廢 光仁祖 高野氏祖 桓武父 乙牟漏母 帶子平城妃
嵯峨時	天智高祖 田原曾祖 紀氏曾祖 光仁祖 高野氏祖 桓武父 乙牟漏母 帶子弘仁八廢
淳和時	天智高祖 田原曾祖 紀氏曾祖 光仁祖 高野氏祖 桓武父 乙牟漏母 旅子母
仁明時	天智六世 田原高祖 紀氏高祖 光仁曾祖 高野氏曾祖 桓武祖 乙牟漏祖 旅子母 嵯峨父
文德時	天智七世 田原六世 紀氏六世天安二廢 光仁高祖 高野氏高祖 天智七世田原六世 桓武曾祖 乙牟漏曾祖 旅子天安二廢 嵯峨祖 仁明父
淸和時	天智八世 田原七世 光仁六世 高野氏六世 桓武高祖 乙牟漏高祖 嵯峨曾祖 仁明祖 文德父
陽成時	天智九世 田原八世 光仁七世 桓武六世 乙牟漏六世 嵯峨高祖 仁明曾祖 文德祖
光孝時	天智七世 田原六世元慶八廢 光仁高祖 桓武曾祖 乙牟漏曾祖 嵯峨祖 仁明父 文德 澤子母
宇多時	天智八世 光仁六世 桓武高祖 乙牟漏高祖 嵯峨曾祖 仁明祖 澤子祖 文德 光孝父
醍醐時	天智九世 光仁七世 桓武六世 乙牟漏六世 嵯峨高祖 仁明曾祖 澤子曾祖 文德 光孝祖 胤子母
朱雀時	天智十世 光仁八世 桓武七世 乙牟漏七世 仁明高祖 澤子高祖 文德八世 光孝曾祖 胤子祖 醍醐父
村上時	天智十世 光仁八世 桓武七世 乙牟漏七世 仁明高祖 澤子高祖 光孝曾祖 胤子祖 醍醐父 穩子母
冷泉時	天智十一世 光仁九世 桓武八世 乙牟漏八世 仁明六世 光孝高祖 胤子高祖 醍醐祖 穩子祖 安子母
華山時	天智十二世 光仁十世 桓武九世 乙牟漏九世 仁明七世 光孝六世 醍醐曾祖 穩子曾祖 安子祖 懷子母
一條時	天智十二世 光仁十世 桓武九世 仁明七世 光孝六世 醍醐曾祖 穩子曾祖 安子祖 懷子母
三條時	天智十二世 光仁十世 桓武九世 仁明七世 光孝六世 醍醐曾祖 穩子曾祖 安子祖 超子母
後冷泉時	天智十四世 光仁十二世 桓武十一世 仁明九世 光孝八世 醍醐六世 穩子六世 安子 超子 嬉子母
白河時	天智十五世 光仁十三世 桓武十二世 仁明十世 光孝九世 醍醐七世 穩子七世 安子 嬉子 茂子母
鳥羽時	天智十七世 光仁十五世 桓武十四世 仁明十二世 光孝十一世 醍醐九世 穩子九世 安子 茂子曾祖 苡子母
後嵯峨時	天智 光仁 桓武 仁明 光孝 醍醐 安子 茂子 苡子 通子母

ゴキ　合器　入子椀をいふ、合子器の意なるべし、合子とは、挽入にて、轆轤にて木を挽き、器に作りいくつも入子にしたるものをいふ、大鏡に、左大臣時平たゝ此君たちの御中には、大納言源昇卿の御女の腹の顯忠おとゞのみぞ右大臣までなり給へる（中略）御めし物はうるはしく、合器などにもまゐりて居で、只御かはらけにて肴などもなく、折敷にとり居つゝぞまゐらせける云々」また、太政大臣賴忠惠心僧都の頭陀行せられけるなりも、京中にこぞりていみじき御齋をまうけつゝ參りしに、此宮よりは、うるはしく金ごきともうたせ給へりしかば云々」と見えたり、

コキア井　濃藍　染色の名、藍ときはだにて染めたる色をいふ、縫殿式にその染色の用度を記して、「綾一疋、藍十圍、小中、黃蘗十四兩、薪二十斤」とあり、「アキ」參看、

コキアヲニ　濃青丹　襲の色目の名、表裏ともに、黃色の濃くしてすこし青ばみたるものをいふ、「アヲニ」參看（色手種）

コキアケ　濃緋　染色の名、あかねと紫草とにてそめたる色をいふ、「アケ」參看、

ゴキ井ンサキノナイダイジン　後忌院前內大臣　三條公修（サンデウキンナガ）を見よ、

コキイロ　濃色　染色の名、濃き紫色を云ふ〇織色の名、經緯共に濃き紫色にて織りたるを云ふ（桃花蘂葉、胡曹抄、西三條裝束抄）

ゴキウソクニハノモノシハイ　御休息庭之者支配　江戶幕府の職名、將軍寢殿の內庭を掃除することを掌る、若年寄の支配にて二人あり、百俵高、役料五人扶持を給す、席次燒火間、配下に庭之者三十六人之に隸す（內組頭二人、世話役四人）享保元年八月、始めて之を置く（明良帶錄、官制沿革略史）

コキウチギヌ　濃打衣　紫の打たる衣を云ふ、後世五倍子鐵漿（フシカネ）にて染むるはまれびたるものなり、ウチギヌの條參看すべし（女官飾抄、裝束要領抄）

コキカウ　濃香　襲の色目の名、經緯ともに、濃き香色の織物に、裏の紅張なるものをいふ、香の緯白に對して濃香と云ふなるべし（宸翰抄、裝束色彙）

コギガクハ　古義學派　名義 伊藤仁齋の唱導したる學派を云ふ、仁齋派、又は古學、堀河學ともいふ、程朱性理の學を排斥して、擴充存養を以て主趣となす 沿革 貞享元祿の頃、伊藤仁齋京都に起りて、朱氏の說を疑ひ、佛老を混ずとし、且つ大學は孔子の遺書にあらずとなし、論語孟子古義大學定本等を著はし、其說を述べたり、其子東涯繼承し、寶永正德の際甚だ盛に行はる、復古の學（フツコガク）へ行はるゝに及び稍衰へり、「イトウジンサイ」參看（儒學源流）

コキクチナシ　濃梔子　染色の名、紅とくちなしとにて染めたる色をいふ、縫殿式にその染色の用度を記して、綾一疋、紅花大十二兩、支子一斗、酢五合、藁半圍、薪三十斤、帛一疋、紅花大八兩、支子七升、酢四合、藁半圍、薪三十斤、絲一絇、紅花小一斤、支子三升、酢一合五勺、藁小半圍、薪二十斤」とあり、

コギクハ　小菊派　普化宗の一派、下野上川長福寺、同日光明山滿雲寺、同藥師寺、淸門寺、奧州福島山菊山逢芳軒、上州下妻心月寺、同淸源寺、武州深谷稻荷山福正寺、常州筑波古常寺、下野鹿沼注泉寺、等はその派に屬す、「フケシユウ」參看、

コキサキヱ　小蛅氣繪　「キサキヱ」を見よ、

コキシヤウゾク　濃裝束　束帶の一種、濃き紫色の束帶を著けたるを云ふ、壯年の人之を著用す、幼年の人は許を得て內々に著用すと云ふ、後照念院裝束抄に、束帶之事、濃裝束之事、上階以前之を著す、但し年齡に依るべきか、黑（深紫色なり）半臂躑躅下襲（夏は二藍）濃打袙、裏濃蘇芳、袙二つ（或は一つ）濃單衣（或青）濃大口、紹線綾表袴、（裏濃）檜横目扇」と見えたり（桃華蘂葉、後照念院裝束抄）

コギツネ　小狐　左大臣藤原賴長の帶びし野劍の名、後ち少納言入道信西に傳はりしと見え、保元物語に、信西帶びし事見えたり、或は云ふ信西の帶びしは別物ならんと（飾抄、武家名目抄）

コキデン　弘徽殿　名義 大內裡の一殿、後宮にして皇后中宮女御等の在所なり、年中行事後附には「コクキデン」と訓めり、西宮記に洪暉、又は弘暉、左經記に弘暉、教訓抄に弘宣に作る 所在 淸涼殿の北、東麗景殿と相對す 構造 廣さ七間四面（南北の廂を合せば九間）、馬道を以て身舍を南北各三間に分ち、北の身舍西半間、南北に延びて塗籠あり、東は廂にて、南四間、北三間に分隔す、孫廂あり欄干を設く、孫廂の外に簀子あり、其北第一間の東面に、常寧殿の西に通ずる渡廊を架す、南端第一間に階あり、常寧殿片廂廊の西方に通ず、南北第三間の所に執も階あり、東庭に出づ、東庭は常寧殿の南庭と立部を以て堺す、南も廂にて、東西四間、東一間の南面に

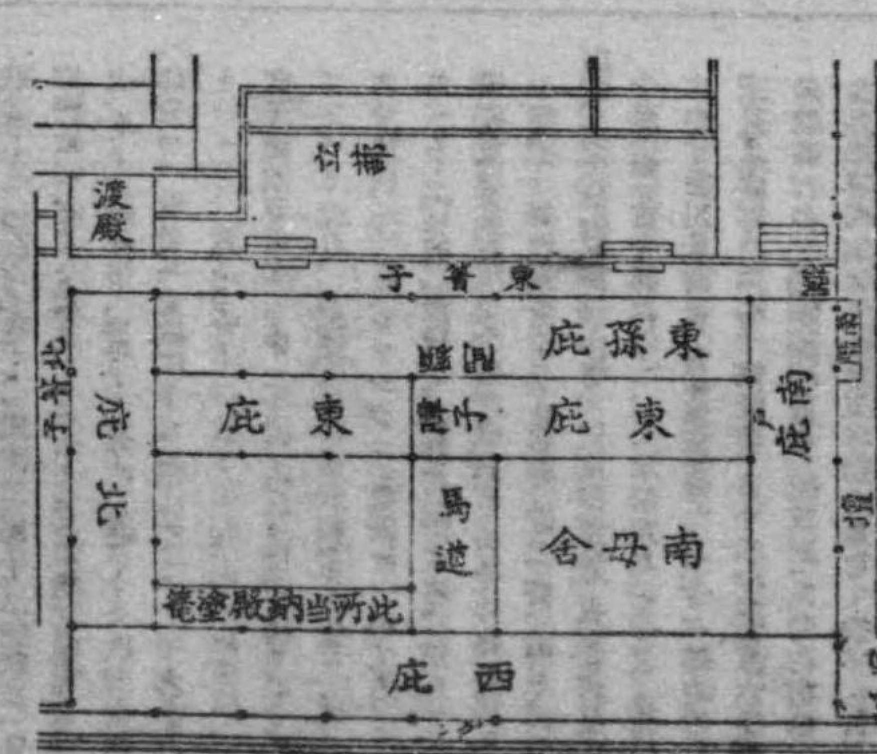

戸あり、夫より承香殿北廊に通ず、北は四間の廂あり、其外に東方三間の簀子あり、簀子の西端北面に切馬道あり、登花殿の通路と爲す、西は廂なれども細殿と稱し、世繼物語には狭舍に作れり、長さ九間南北へ細く通りたる庇なり、而して西面屋垣にて間毎に遣戸あり○上御局は天皇出御し給ひ女御更衣等も參候す、「コウヘノミツボネ」參看(大内裡圖考證)

コキデンチユウグウ 弘徽殿中宮 [名號]藤原嫄子 [系統]敦康親王の女、藤原頼通養ひて子と爲す [事蹟]後朱雀天皇の中宮、長暦元年入りて女御と爲り、弘徽殿に居る、故を以て弘徽殿中宮と云ふ、寵愛後宮を傾く、尋で中宮と爲る、祐子内親王、禖子内親王を生む、三年八月二十八日崩ず、御年二十四(大日本史)

コキミドリ 濃綠 染色の名、藍と刈安とにて染めたる色をいふ、縫殿式に、其の染色の用度を記して、綾一疋(綿紬絲紬東絁亦同)藍十圍、刈安草大三斤、灰二斗、薪二百四十斤、帛一疋(貲布亦同)藍十圍、刈安草大二斤、灰一斗、薪一百二十斤、絲一絇、藍三圍、刈安草大九兩、薪六十斤」とあり、「ミドリ」參看

コキンデンジユ 古今傳授 古今和歌集の解說に關する祕傳の傳授をいふ、按ずるに鎌倉時代までは和歌の研鑽なほ甚だしき衰微に至らざりしが、室町時代に入るに及び、日一日に衰運に向ひ、遂に奇怪なる祕事の傳授といふもの行はるゝに至れり、古今傳授の如きは其一なり、蓋し當時此道に携はれるもの、これを以て、一は自己の無學を蔽ひ、一は傳授料を貪り、一は歌學を神聖ならしめんとする、拙劣なる意志より出でたるものなれば、名は歌學上の傳授なりと雖も、更に歌學にとりて益ある事にあらず、喚子鳥、稻負鳥、百千鳥を三鳥といひ、あひおいの松、なが玉の木、めどのけづり花を三木と稱へて、極めて大切なる事とし、又古今集二十卷に「ふるとしの卷」「はつ花の卷」等の異名を附して之を祕事となせるがごときこれなり、而して其傳授につきて有名なるは、東常緣より宗祇宗長を經て、牡丹花肖柏に傳へたるを堺傳授といひ、肖柏より奈良の饅頭屋に傳へたるを奈良傳授といひ、また宗祇より藤原實隆を經て、細川幽齋に傳へたるを二條家傳といふ、幽齋後ち關ヶ原の亂に際し、丹後國田邊城を守りしが、大阪の兵之を圍み、攻むる事甚だ急なり、時に朝廷の公卿一人として古今集の祕事を知るものなく、其祕事はまた天下重視する處なりしを以て、もし田邊城陷りて幽齋戰死せば、古今の傳遂に失はれんを恐れ、後陽成天皇より豐臣秀頼に「和歌は我國の遺風にして、天地開闢より以來、百王の今に及び、其道永く傳はれり、然るに今に至りて其道に深き英才を失はんは、朝家の深く哀惜する處なれば、宜しく幽齋を救ふべし」との勅旨を傳へ給ひしかば、大阪の兵乃ち圍を解きたり、世傳へて美談と爲す、元和偃武の後文敎漸く隆大を來し、尋で國文學の研究また興りしより、古今傳授の如きもまた自ら其統を絕つに至れり(日本文學史)

コキンブシ 古今節 淨瑠璃節の一種、古今新左衛門の創めたるが故に名付く○新左衛門姓は村山、俳優を以て業とす、音律に精しく、元祿中古今節を謡ひ出して其名都鄙に鳴る、曲に朝比奈、嵐の晝寢、富士嵐、浮世言葉、賽河原、蓮花經、天の川等あり(聲曲類纂、松の落葉)

コキンワカシフ 古今和歌集 [卷數]二十卷○單に古今集ともいふ [內容]勅撰の和歌集、萬葉集撰定後(淳仁天皇天平寶字三年正月までの歌を載す)より延喜五年四月まで殆ど百五十年間の歌を撰びたるものにて、初め續萬葉集と稱せしを、新に部分をなして今の名に改むといふ、卷一春歌上、卷二春歌下、卷三夏歌、卷四秋歌上、卷五秋歌下、卷六冬歌、卷七賀歌、卷八離別歌、卷九羇旅歌、卷十物名歌、卷十一戀歌一、卷十二戀歌二、卷十三戀歌三、卷十四戀歌四、卷十五戀歌五、卷十六哀傷歌、卷十七雜歌上、卷十八雜歌下、卷十九雜體、卷二十大歌所御歌等に分つ、歌首八雲抄に千百首、袋草子に千九十九首といへど、實は千百十一首を收む、序に紀貫之假名文と紀淑望漢文の序とを附す、後世和歌者流の尊重する所となり、註釋評論の書甚だ多く出で、終には古今傳授(「コキンデンジユ」參看)と稱することを傳へらる【註釋】顯昭著「顯註密勘」八卷、飛鳥井雅親著「古今榮雅抄」二十卷、堯憲著「古今抄延五記」三十一卷、一條兼良著「古今集童蒙抄」一冊、契沖阿闍梨著「古今餘材抄」三十卷、賀茂眞淵著「古今集打聽」二十卷、同「古今集講義」二卷、本居宣長著「古今集遠鏡」六卷、香川景樹著「古今集正義」二十卷、尾崎雅嘉著「古今集鄙言」六卷、宗祇著「古今和歌集抄」六卷等其の他甚だ多し [著者]紀貫之、紀友則、凡河內躬恒、壬生忠岑等醍醐天皇延喜五年勅を奉じて撰す(古今和歌集、歷代勅撰和歌考、群書一覽)

ゴキヤウゴクドノ 後京極殿 藤原良經(フヂハラノヨシツネ)を見よ、

ゴキヤウゴクリウ 後京極流 後京極攝政藤原良經の創めたる入木道の一派、上代風より一種の書體を開きたるものなり、家隆、慈鎭和尚、親鸞上人等は、その書流に出づるといふ、「ニフボクダウ」參看(和漢三才圖會)

コギヤウジ 小行事 「ギヤウジ」を見よ、

ゴギヤウノカミ 五行神 句句廼馳神(木神)、軻遇突智神(火神)埴安命(埴山姬とも云ふ、土神)金山彦命(金神)罔象女神(水神)を云ふ(神道名目類聚抄)○書紀に次生木祖句句廼馳云々、一書曰、次生火神軻遇突神、時伊弉冊尊爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姬及水神罔象女、(古事記に波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神に作る)、生稚彦靈云々、一書曰、伊弉冊尊且生火神軻遇突智之時、悶熱懊惱因爲吐、此化爲神、名曰金山彦云々」と見えたり、然れども固より五行神の名ありしにあらず、後世の神道家支那の陰占五行の說に充てゝ名付けし所なり、

ゴギヤウノヘイ 五行幣 五色幣(「ゴシキノヘイ」)を見よ、

コキユウ 鼓弓 [名義]樂器にて三味線の一種、撥を以て之をひかず、小弓の絃を以て之をひくが故に此名あり [構造]形ち三味線に似て小、槽圓く、弓いと小なり、絃は三筋なり [起原]其始め詳かならず、琉球より三味線と共に傳來すといふ(和漢三才圖會、嬉遊笑覽)

ゴキヨク 五曲 琵琶の流泉、啄木、楊眞操、上玄、石泉の五曲を云ふ、各條參看(古事談、十訓抄)

ゴキレキ 五紀曆 曆の一種、文德天皇天安元年正月、大衍曆を罷めて之を行はしむ、此曆は、唐の代宗寶應元年、司天臺官郭獻之等に命じて造らしむる所、淸和天皇貞觀三年六月、宣明曆を用ふるに至て罷む、文德實錄に、天安元年正月丙辰、先是、曆博士大春日朝臣眞野麿上請、以開元大衍曆經造年久、而今據大唐開成四年、大中三年兩年曆注年大小預有相違、覆審其由、依五紀曆經造之、望請依件經術、將造進、今日仍許之」と見えたり、「コヨミ」參看(文藝類纂)

コク 斛(石) 物をはかる桝目の名、邦訓「サカ」といふ、其量十斗を一石と爲す、唐令十龠を合と定めし數に揃れば、小量の斛、積は小尺八千一百寸、今の六斗六升二合七勺六撮餘とす、大量は、小量の三倍とす(度量權衡攷)

コク 刻 時を數ふるにいふ称、漏刻(ロコク)、時(トキ)の條參看、

ゴク 獄 牢屋(ラウヤ)を見よ、

コクアハ 國阿派 時宗の一派、本山は京都東山雙林寺、國阿を派祖と爲す、時宗(ジシユウ)參看(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要)

ゴクイン 極印 江戸時代、通用の金銀に、量目或は標目、鑄造所等の文字を打ちこみて證と爲したる印をいふ、極の印の義、極とは其物の眞僞を分ち定むることなり、俗訓采に刻印の義といへり、而して極印は貨幣の種類によりて異なれり、小判は片面づゝに印し、一分判は臺と極印と上下に型をつけ置き、鎚にて打ち、通用のしるしとなす、金貨は、桐、一兩、名判、裏判及び文字等の本極印を打揃へて火にかけ鑢に磨きて、正貨と爲す、銀貨は、常是、寶の極印、大黑の像、常是の極印、文字の極印を打揃へて火にかけ、梅酢に漬して後ち水に洗ひて正貨と爲す、又五匁銀は、金銀吹替次第に、一匁より九匁まで、一分より九分まで、一匁より十匁まで、二十八本揃へ置き、三十目のものへは、十の極印三ッ、又三十目一分二厘へは一分の極印一ッ、二厘の極印一ッ打添へて正貨になる也」といへり、銀吹方手續書に、丁銀常是運之者請取、銀座人之前え持參、員數改を請申候、常是重役の手代にも員數改を受、夫より常是手代極印役之者え相渡、極印打候分、左の通り、常是寶の極印、大黑の像、常是の極印、文の字の極印、右極印揃候上、常是手代共、錢綱え乘せ、火に懸けナマシ、捺え入、極酢え漬引上げ水にて洗ひ候云々」とあり、金銀御吹替次第に、最初の極印(銀貨)元祖常是弟常歷彫之、其後德右衛門、其後彦次郎、其後太郎左衛門、其後善助、慶長年中より享保年中まで右六人に而彫之、元文元年より喜左衛門權次郎彫之」と見えたり、

ゴクインヤク 極印役 江戸幕府の時、銀座の役にて、丁銀に極印を打つことを掌る、手代のもの之を勤む、即ち、大算役より出來の丁銀を請取りて極印を打ち、何百枚と合せて鈍役え渡す、小玉銀は、五百目宛桝に入れ、何貫目といふ書付の小札を添へて大算役より請取、極印濟みたらば、大算役え渡す(金銀吹替次第)

コクウザウボサツ 虛空藏菩薩 佛敎にて菩薩の一、又虛空孕とも云ふ、慈悲智慧を司る、この菩薩の大悲利生知慧无窮なること猶虛空を庫藏となせるが如しと云ふに因て名づく、左手に劍を持し右手に如意寶珠を持す、胎藏虛空、求聞持虛空、五大虛空藏等あり(尊容抄、佛像圖彙、佛敎いろは辭典)

コクエサイシヤウ 黑衣宰相 僧侶にて政治の顧問となる者をいへる俗稱、黑衣は、僧侶の纏ふ袈裟の黑きより爾かいへるなり、天海の德川家康におけるがごとき、其一例とす、

コクガ　國衙　國司の政務を執る役所を云ふ、「クニ」を見よ、

コクガク　國學　【名義】王朝時代京畿以外諸國に置き、郡司の子弟を教育する學校を云ふ、但し太宰府は特別なるを以て別に掲ぐ【職員】博士一人、令制には部內の者を取りて博士と爲す、延喜の以後には明法家より取りて國府の斷獄に便ぜり、(「クニハカセ」を見よ)此の外權ノ博士、非受業博士あり、共に令以後起る所、非受業博士は非業博士とも云ひて、奉試及第せず、又博士の薦擧を蒙らずして之に任じ、俗務を事として其職史生に異なる所なし、受業の博士も後には多く部外の人を用ひたるが如し〇學生は郡司の子弟にて、大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人、若其員に滿たざる時は庶人の子を取て之に補ふ【起原沿革】文武天皇大寶元年制定して諸國に置きしも、史上に顯はるゝ稀なるを以て其校舍の制得て知るべきなし、養老七年十月按察使治國の外は、皆博士を停めしを見れば、按察使以外の國は、國學をも停めしなるべし、延喜式以後史乘に國學の事見えざるを以て、頽廢の有樣詳かならず、蓋し朝政の衰微と共に廢絶せしならん、後世一も其跡を止めず、或は下野の足利學校は國學の遺跡なりと、然れども鎌倉以後と云ひ、足利頃の建立なりと唱ふるものありて、信疑相半して確ならず(令義解、延喜式、鎌倉大雙紙、足利學校事跡考、文藝類纂)

コクガク　國學　日本の事物を研究する學、漢學に對しての稱呼なり、和學(ワガク)を見よ(倭訓栞、聲文私言)

コクガクノシタイジン　國學四大人　荷田春滿(カダノアヅママロ)、賀茂眞淵(カモマブチ)、本居宣長(モトヲリノリナガ)、平田篤胤(ヒラタアツタネ)の四人をいふ、各條參看すべし、

コクキ　告貴　私年號、推古天皇二年に相當し、凡七年間繼續す、告一に吉に作る、また諸國記從貴に作る(二中歷、逸年號考)

コクキ　國忌　「コキ」を見よ、

コクキリウ　克己流　安丸仲右衛門之勝が創めたる劍術の流派〇之勝は延寶中の人にて、柳生新陰の刀術を學び、其精妙に達して一流を建つ、其子仲右衛門之盛箕裘の藝を繼ぐ(武術流祖錄)

コククワウクワン　國光館　舊三田藩の學校、後に造士館と改む、「ザウシクワン」を見よ、

コクザウ　國造　「クニノミヤツコ」を見よ、

コクザウヰン　穀倉院　【名義】王朝時代畿內諸國の調錢、諸國の無主、位職及び沒官田、太宰府の稻等、諸莊の物を納むる倉をいふ、而して之を供御、及び臨時の救賑、或は社寺の用に充つる等、用度甚多し【所在】大內裡內大學寮の西、朱雀大路の西、二條の南に在り、方二町の地を占む【起原沿革】平城天皇大同中、始めて之を置く、嵯峨天皇弘仁十三年三月、舊例に准據して近江國緣江諸郡の穀一十萬斛を運て穀倉院を建つ、もと洛中にあり、其他の地、漫に置くべからざるなり、されど、延曆寺を尊崇の餘り、特に之を建てしむ、十四年三月、京師米貴く、人皆飢乏す、穀倉院の穀一千斛を出し、價を減じて貧民に賣與す、醍醐天皇延喜式の時、凡無主品位田は、穀倉院に移して、其地子を收めしめ、穀倉院納る所の穀は、京職の稅帳に載て之を申す、其匙二枚は省收掌す、稱庫の匙も亦同じ、畿內諸國進る所の調錢は、調帳を勘定するの日、具に錢數を錄し、穀倉院に移送して納めしむ、其收文は官より下るを待て勘會す、絁百二十匹、調絹二百屯は、毎年十二月官に申して穀倉院に充てしむる等の制定あり、圓融天皇天延三年、石淸水臨時祭日の供給年來畿內諸國之を勤む、國國の愁に依て永く穀倉院を以て奉仕せしむべきの由、仰下され了る、爾後諸書に散見する所なし(大日本租稅志)

コクシ　國司　【名義】朝廷より諸國におきたる地方官にして國衙に在りて政務を司れる四分官、即ち守介掾目の總稱なり、「クニノツカサ」ともよむ、又國宰とも書く、上古「クニノミコトモチ」と云ふ、勅を奉じて地方に至り國政を行ふを云ふ【職掌】守は一國の政務を統轄し、祠社、戶口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、牧城、過所、公私馬牛、闌遺雜物、寺僧尼の名籍等の事を掌る、介は守を助け、掾は國內を糺判し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察す、目は事を受けて上抄し、文案を勘署し、稽失を檢出し、公文を讀申す、史生は其下に在りて、公文を繕寫し、官人の許に行きて文案の署を取る事を掌る、此外陸奧出羽越後等の蝦夷に接する國は、饗給、征討、斥候を、壹岐、對馬、日向、薩摩、大隅等の外國に近き國は、鎭捍、防守、蕃客歸化の事を兼ね、伊勢、美濃、越前の三關國にては關剗及び關契の事を併せ掌る、又諸國司共に大嘗、運漕、災異、疫病、境外の消息を言上し、朝集使、貢調使等の使となりて上京し、郡司軍團少毅以上の功過を錄し、國守は又特に介以上の功過を錄して治部に送る等の務あり【職員】國の大小によりて職員の增減あるを以て委しき事は左表に示して概略を述ぶべし、守、受領とも云ふ、親王の任國上總常陸上野は大守と稱す、守は後遙任國司多くなりて便宜に略判する時には必ず大介と云ふ(「オホスケ」を見よ)權守一人正員京都に在りし時、代て事務を取扱ふ、後世には遙授の官となり、參議、二三位中將、少納言等兼任す、又殿上人の六位藏人叙爵せられし後、權守に任する例なり、又中納言以上貶謫の時、配所の權守に任する例なり、又員數も國により二人以上ありし事本朝世紀に見えたり、介一人上總常陸上野の介は親王任國なる故に政務を專らとす、故に之を守と云ふ、諸國の介も守居らざる時は、吏務を總裁するを以て知行國の介等は守と稱する事往々あり、五位にて介となりしものを大夫介と云ふ、權介守と同じく初めは正員の代りに事務を取りしが、後に遙任となりて、辨官近衛中少將等之を兼任す、員數も固一人なりしが後には二人より數人の多きに至る、此の外に揚名介あり、別條に述べたり、就て見るべし、掾大小各一人、大上國には權掾あり、「マツリゴトヒト」とよむ、目大小あり、「サクワン」とよむ、史生三人、此外後世に國司代、目代、總檢校、廐別當等あり、又大帳所、稅所、田所、朝集所等の役所ありて役人あり事を取扱ふ、各條に述べたり、參看すべし、今左に職員を表示す、

【大國】

守　一人	從五位上	小掾一人	從七位上
權守		權掾	
介　一人	正六位下	大目一人	從八位上
權介		少目一人	從八位下
大掾一人	正七位下	史生五人	(令制三人)
權掾			

【上國】

守　一人	從五位下	權介	
權守		掾　一人	從七位上
介　一人	從六位上	權掾	
目　一人	從八位下	史生四人	(令制三人)

【中國】

守　一人	正六位下	目　一人	大初位下
介　一人	令制无	史生三人	
掾　一人	正八位上		

【下國】

守　一人	從六位下	目　一人	少初位上
掾　一人	從八位下		(職原抄少初位下)
	令制无	史生二人	(令制三人)

【起原】國宰の見えたるは、神功皇后元年一人を留めて新羅宰とせしを始めとす、次に仁德天皇六十二年五月の條に、遠江國司大井川流木を奏上せし事あり、國司の見ゆる始めなり、雄略天皇七年八月田狹を任那國司とし、淸寧天皇紀に播磨國、崇神天皇の代、河內國司あり、聖德太子の憲法に國司國造百姓を斂する勿れとあり、皇極天皇二年十月國司に勅して、治政を愼ましめたる事あれば、大化以前に國司を置かれし事明なり、孝德天皇大化元年新に始めて國司を東國に置き、翌年之を畿內に置しより漸次諸國に置き、終に大寶に至りて其制度大に備はり職員も右に述ぶる如く定められたり【沿革】大寶の制史生三人なりしが、神龜五年八月大國四人、上國三人、中下國二人とし、博士は三四國に一人、醫師は每國に補す、寶龜六年三月勢、遠、武、下總、濃、奥、越前、播、肥後等に少目を二人、參、駿、野、越中、但馬、因、伯、作、備中、阿、豫、土、豐前等に大少目を二人とし、常陸に少掾二人少目二人を置く、寶龜十年閏五月史生大國五人、上國四人、中國三人、下國二人、博士醫師每國に各一人を置く、其後掾目等諸國に增置ありて、貞觀七年以後には志摩、安房、若狹、佐渡、大隅、薩摩六國を除く外中國にも介、下國にも掾あるに至れり、以上は專ら職員の異同なるが、槪括して述べんか、大寶の制も年を經るに隨ひ漸次弊害を生じ、天平中より員外官を生じて遙任の端を開き、延曆中より權官正官と並びて國政を取るに至りて、制度漸く亂れ、國司等は地利を貪り官物を掠めて、政治に怠る、是を以て朝廷時に巡察使觀察使勘解由使を遣して、政治の當否善惡を觀察せしめたり、然れども滔々たる天下の國司等皆私利に傾き、貪慾を恣にし、大同以往漸く調庸を輸せず、欠員未納を填補する能はざるに至る、此の如き時に當りて、年給行はれ、紊亂しつゝある國司制をして、一層混亂ならしめたり、卽ち延曆中以後親王給起り、貞觀の初め、三宮以下公卿に給ひ、准三宮起り、次で內給、太上皇給出て、長保二年中宮を置き、同じく年給を賜ひ、正曆二年東三條院に年官年爵を賜ひしより女院給起り、其の給數益々多く長德以後は地方官の任命は大槪年給によりて銓任せられたり、是を以て國司等は任地を擯びて、赴任せず、徵符を受けず、名譽國替を望むの弊を生じ、或は任符返上の害を釀したり、永保永增以後には、成功を以て臨時給となし申任じたり、是に於て賣官賣爵起り、大寶の制全く破壞せられ、一國一時に數人の國司を生ずるに至れり、本朝世紀治曆四年十一月二十一日の條には近江守二人、掾十四人、備中守二人、掾十人あり、又康治元年十一月九日條にも近江丹波の少掾數人あり、又保元三年三月二十三日の肥前河上山古文書には權介十人あり、安元二年六月の同文書には介十三人あり、其他嘉應文治建久の文書にも多く散見せり、源賴朝覇府を鎌倉に開き、諸國の公田庄園を論ぜず、守護地頭を置くに及び、國司の勢力頓に衰へ、終に朝廷の威令洽く行はれざるに至り、終に名國司出で揚名介等の有名無實の者となる

に至れり、建武中興、後醍醐天皇力を地方の政治に用ひ給ひ、國司を任命し、上總常陸下野の外、陸奥國を親王の任國とし義良親王を以て太守となされしも幾くもなくして戰亂となり、其制行はれず、南北朝時代には國司の制全く滅びて、實際其人なく作名のもの多し、例へば園大暦に山邊高松、藤井花房、山風香有、吉野花盛とあるが如し○年限は大寶の制六年とし、慶雲三年二月改めて四年とし、天平寶字二年令制に復し、寶龜八年四年とす、十一年九州は遠國なれば特に五年とす、大同二年又六年に復す、但史生は四年とす、弘仁六年四年とす、天長元年介以上を六年となす、承和二年三月又四年とし、太宰府鎭守府陸奥出羽兩國官人は五年となし、以後永式となる（令義解、三代格、延喜式、國司制變遷、年給考）

コクシ　國師　王朝時代諸國に配置して教化のことを掌らしめたる僧の職名、講師（カウシ）の條を見よ、

コクシ　國師　朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師昔初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此國號也」とあり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に諡號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後圓融天皇康暦二年僧妙葩に國師號を賜ふ、爾後國師の諡號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

聖一國師	辨圓	圓通大應國師	紹明
大明國師	普門	通明國師	源空
圓滿常照國師	祖元	凝然國師	凝然
佛光常照圓滿國師	同	大興正法國師	俊芿
大應國師	紹明	大圓國師	一圓
佛國應供廣濟國師	顯日	大殊圓光國師	大殊
佛性傳東國師	道元	大通智勝國師	紹喜
一山國師	一寧	大恭圓滿國師	希膺
虎關國師	師鍊	大寶圓鑑國師	宗闡
正覺國師	疎石	普明國師	妙葩
正覺心宗國師	同	智覺普明國師	同
玄猷國師	同	南院國師	祖圓
佛統國師	同	普圓國師	處謙
大圓國師	同	普應大滿國師	宗九
普濟國師	同	普光大幢國師	道峻
大燈國師	妙超	普照大光國師	鏡圓
興禪大燈國師	同	佛慧正續國師	慈寂
高照正燈國師	同	佛心慧燈國師	智訥
大慈雲匡國師	同	佛智廣照國師	玄祥
光德勝妙國師	慧玄	淨印翊聖國師	中津
自性天眞國師	同	佛智廣照淨印翊聖國師	同
大定聖應國師	同	佛智大照國師	惠心
放無量光國師	同	佛燈國師	德儉
本有圓成國師	同	佛燈大光國師	同
佛心覺照國師	同	佛日常光國師	明應
天應大現國師	義亨	佛立慧照國師	等熙
大通正眼天應大現國師	同	法燈圓明國師	覺心
國濟國師	覺明	靈源大統國師	宗悅
三光國濟國師	同	慧日聖光國師	妙意
眞際智慧知一國師	如空	圓應國師	元光
俊才國師	俊才	圓戒國師	眞盛
正覺普通國師	宗套	圓鑑國師	宗弼
照天祖鑑國師	禪愉	圓滿本光國師	宗休
定慧圓明國師	玄興	圓明國師	德忠
雙峰國師	宗源	弘德圓明國師	紹瑾
國光國師	大殊	正宗國師	慧鶴
正法大聖國師	宗頁	圓照本光國師	崇傳
定慧明光佛頂國師	文守	大光普照國師	隱元
大圓寶鑑國師	東寔	佛慈廣鑑國師	同
本覺廣濟國師		徑山首出國師	同
觀智國師	慈昌	覺性圓明國師	同
本光國師	崇傳		

以下の四國師は其勅謚たるの證なし、恐くは宗內の私稱に留まるものか、暫く記して疑を存す、

大圓廣慧國師	性愼	慧明國師	性瑫
大慈普應國師	道機	淵智國師	慈昌

コクジ　國璽　印章（インシヤウ）を見よ、

コクシサイシユ　國子祭酒　大學頭を支那風に呼びたる稱呼、略して單に祭酒ともいふ、其義は事類全書によれば「周には師氏三德三行を以て國子に敎ふ、凡そ國の貴遊子弟焉に學ぶ、保氏國子を養ふに道を以てす、之に敎ふるに六藝六儀を以てす、成王の時彤伯入て祭酒と爲る、東漢には博士十四人を置く、而して聰明にして威重有る者一人祭酒と爲す」之を博士祭酒と謂ふ、註に胡廣曰く、凡そ官祭酒と名づくること皆一位之元長、古は賓主人の饌を得るときは、則ち老者一人酒を擧げて以て地を祭る、故に祭酒を以て名と爲す、又曰く祭酒とは六神を祭りて酒を以て之に醉ゆるを謂ふ也、凡そ會同饗醼には必ず尊長先づ酒を用て以て地を祭る、故に祭酒と曰ふといへり、

コクシジツロク　國史實錄　【卷數】寫本七十九卷【內容】神武天皇五十四年より、後陽成天皇慶長十六年に至る國の事蹟を記したる本朝通鑑（ホンテウツガン）の文に據り、繁を省き冗を汰して修めたるものなり、文に詳略あるも、大要は通鑑に同じ【著者】林恕（春齋）（國史實錄、本朝通鑑、群書一覽）

コクシツノタチ　黑漆太刀　黑作の太刀に同じ、平家物語額打論之條に、勢至坊は蒔繪の鎧、こくしつの太刀持て二尺づゝ走出て」云々」と見えたり、此外源平盛衰記太平記等にも多く見ゆ、

コクシツノノダチ　黑漆野劍　くろぬりの野劍を云ふ、六位之を用ふ（名目抄）

コクシノウマヤ　國司廐　「ウマヤ」を見よ、

コクシノヂモク　國司除目　大嘗會卜定除目（ダイジヤウヱボクヂヤウヂモク）を見よ、

コクシヤ　國社　「クニツヤシロ」を見よ、

コクジヤウジ　國上寺　【所在】越後國西蒲原郡國上村國上山【宗旨】眞言宗、中本寺【沿革】傳に云、昔聖德太子此山に登り雲上記を製作し、自から大悲像を安置し給ひしより、當國鎭護佛法最初の靈地とはなれり、元明天皇和銅二年彌彦大神の神託により、金智大德に勅して當寺を草創せしめ、天平勝寶年中孝謙天皇更に勅して諸堂を增築し、七堂伽藍悉く成る、勅宣にて國中上一とのたまふより國上と書くと（越後名寄、名勝地誌）

コクシヤデン　國寫田　職寫田（シキシヤデン）を見よ、

コクシユ　國手　名醫を云ふ、醫國手の略語、或は云ふ、一國中に於ける名手の義と、國語に、平公有疾、秦景公使醫和視之、趙文子曰、醫及國家乎、對曰、上醫醫國、其次救人固醫官也」とあり、

コクジユウクワン　克從館　舊村上藩の學校【所在】越後國岩船郡村上舊藩郭內三ノ丸、即今三之町【沿革】創立年月未詳、蓋し寬政以前師の自宅に於て敎授せしめ、寬政年間藩主內藤信敦、從前の役所を他に移し其役所を學問所となし、單に黌或は學館と稱す、文政の初、寄宿生を校內に置く、後隣接の三軒長家に移し寄宿舍と爲す、同六年火災に罹る、天保年間に至り、再び本校內に之を設く、安政年間師範役中島孫八の申請により克從館と名づく、天保以前は地坪千坪餘、建坪二百坪、天保年間過半取崩し七十坪に減じ、明治戊辰役全く破壞す（日本敎育史資料）

コクシユダイミヤウ　國主大名　江戶時代における大名の一資格、單に國主と云ふ、國持といふにおなじ、「クニモチ」參看、

ゴクスヰノエン　曲水宴　【名義】王朝時代朝廷及び貴族間に於て、三月三日各人小流に臨みて所々に座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲みつゝ、篇題の詩を賦し、畢て別堂にて宴を設け之を披講するをいふ、其朝廷にて行はるゝものは、また「メグリミヅノトヨノアカリ」ともあり【儀式】朝廷における儀式は、詳しく記載したるものなきがゆゑに詳かなる事を知りがたし、因て今寬治年間に藤原師通が行ひし曲水宴の有樣を中右記によりて記述せんとす、此日師通以下、關白藤原師實の六條水閣に臨み、人々參會の後ち、尊客到來す、引きて庭中草墪の座に就かしめ、殿上人五六輩同じくこれに著す、次に文人等水邊の座に引著し、了りて羽爵を水に浮べ、一々これを持して飲ましむ、次で題を授く、次に管絃の具を召し、各所役人の前に置き、作樂あり、又船樂を作す、此間羽觴屢々流れ人々これを飲む、春日已に暮れ、人々饗饌座に引著して宴あり、畢て饗饌を撤し　文臺をおき、人々各々詩を呈し披講あり、畢て祿を授くと、右に擧げたるは貴族間の曲水宴なれども、朝廷に於ても、また之と大差なかるべきなり、揭げて其一斑を示す【沿革】日本紀顯宗天皇元年三月上巳の條に、「幸後苑曲水宴」と見え、また二年及び三年の條にも同樣の記事あるを初見と爲す、顯宗天皇以後は、等しく此の事行はれざりしものか史に見えたる處なし、下りて續紀聖武天皇神龜五年三月己亥の條に「天皇御鳥池塘宴五位以上、賜祿有差、又召文人令賦曲水詩」云々」とある鳥池塘は水邊なれば、羽觴を禁流に廻らす儀もありしなるべし、なほこれによれば、當時旣に上巳を廢して三月三日を用ひし事明なり、この後神龜六年、天平二年、淳仁天皇の天平寶字六年、孝謙天皇の天平神護三年、神護景雲四年、光仁天皇の寶龜三年、八年、九年、十年、桓武天皇の延曆三年、四年、六年、十一年、十二年、十三年、十五年、十六年、十七年、二十三年等、孰れも水邊の離宮に幸し、または內裡へ文人を召して曲水の詩を獻ぜしめ給ひし事國史に見ゆ、然るに平城天皇の大同三年に詔あり、三月は先皇帝（桓武）及び皇太后登遐の月なり、感慕に在りて、最も堪へざるに似たり、三日の節宜しく停廢に從ふべしとて、これより曲水宴遂に行はれざるに至れり、然れども本朝文粹載する所の、菅原道眞の、三月三日同賦花時天似醉應制序に、春之暮月、月之三朝、天醉于花、桃李盛也、我后一日之澤、萬機之餘、曲水雖遙、遺塵雖絕、書巴字而知地勢、思魏文以翫風流、蓋志之所之、謹上小序、云爾」とある文意によりて推考するに、當時表立ちたる饗宴はあらざりしも、古儀を忍ばせ給ひて、文人に詩を上らせ給ひしものなるべし、また北山抄三花宴の記事によるに「應和元年三月三日、御釣殿、泛觴流水、令侍臣飲、公卿侍臣獻詩」とあり、康保三年三月三日にも、文人の座を御溝の邊に設けて曲水宴ありし事見ゆれば、村上天皇の時一時中興したる事を知り得べきも、永

稱せざりしがごとく、爾來朝廷に於て此宴を行ひし事舊史絶えて之を傳へず、かく朝廷に於ける曲水宴は廢絶せりと雖も、一般貴族間に於てなほ盛んに行はれたり、而して貴族間に行はれたる起原は詳かならざれども、恐くは早くよりの事なるべし、其中藤原道長の寛弘の度、同師通の寛治の度を以て最も盛大と爲す、詳しくは法成寺攝政記、中右記等に見えたれば、就きて見るべし、其後も時々公卿間にて行はれし事あるには相違なきも詳かならず、尋で武門の興起と共に朝廷の衰頽を來し、鎌倉幕府の創立を見るに至りしかば、當然の結果として、かゝる雅遊も跡を絶ちしなるべし、遙か下りて建永年間に、藤原良經古きを溫めて此宴を行はんとし、種々準備する所ありしが、事情ありて其意を果さゞりし事、古今著聞集に見ゆ(曲水考)

コクセイジ　國淸寺　[所在]伊豆國田方郡韮山村大字奈古谷[宗派]臨濟宗、圓覺寺派、中本山なり○本尊觀世音の立像[起原沿革]康安中畠山道淸國淸修善寺城に在りし時創建する所、應安元年上杉憲顯伊豆を領せし時、造營して大伽藍となし佛眞和尙を開山となす、五山十刹を定むるに及びて關東十刹の一となる、殿閣壯麗なりき、應永二十三年十月上杉禪秀の亂に、足利持氏上杉憲基等本寺に據る、終に賊兵の爲めに燒かれ灰燼となる、永享十一年上杉憲實國淸寺に入りて、子息二人と共に出家す、北條長氏堀越を攻め亡ぼせし後は、大半皆之に從ひしが、狩野氏從はざるを以て、之を攻む、狩野氏勢盡きて、國淸寺に入りて自害す、方今の堂宇は方丈、祖師堂、庫裡、鐘樓、如意室、大雄殿、毘沙門堂、二王門、辨天堂等にして、寺内に德隣院、高岩院、松月院、龍泉院、鳳林庵の塔頭、末寺五十八ヶ寺あり、當國に於ける、一大名刹なり○寶物に、慈覺大師作と傳ふる多聞天立像、運慶作と傳ふる金剛力士、古銅誕生佛、古代鐘口等少からず、寺境は天台に擬したるを以て、十里松、愈好橋等十境あり、老松古杉鬱々としたる間に伽藍あり、最も幽邃の趣あり○寺境に妙諦及び憲顯の墓あり(增訂伊豆志稿、名勝地誌)

コクセイジドノ　國淸寺殿　上杉憲顯(ウヘスギノリアキ)を見よ、

コクゼニ　石錢　江戸時代、船積の石數に隨て納むる稅、船役の一なり、享保七年五月、相模三崎城ヶ島、志摩鳥羽菅島の兩所に於て篝燒を爲すに因り、諸廻船其他武家の手船に至るまで、當五月より浦賀に於て石錢を徵收すべき旨を達し、船石は、十石に錢三文、百石に三十文、千石に三百文、廻船の者より之を出すべし、但遠國の船は、上下の分、一石に錢六文ヅヽ、江戸著船毎に之を出すへし、近國の船は、通船の數に拘らず、一年の内一たび錢十八文を出すべしと命じ、同二十年長崎港出入の船には、荷物の多少に拘らず、其船の石高に應じ、一石に三錢つゝの石錢を納めしむ(大日本租稅志)

コクセン　國宣　國司の御敎書を云ふ、公卿の國司たりし時、其家司が國司の命を奉じて、其國に下す文書を云ふ、樣式は綸旨、院宣と同じくして、國司廳宣とは稍々異なれり、「リンジ」、「ヰンセン」、「チヤウセン」參看、今一例を左に示す(黑板博士說)

高野山金剛峯寺領當國大田庄地頭職事、綸旨如レ此、早止レ妨、可レ被レ沙汰居寺家雜掌一之由、國宣所候也、仍執達如レ件、

十一月廿六日　　散位盛信奉

謹上備後國御目代殿

(高野山文書)

(花押)(北畠顯家)

伊勢五郞入道善惠申、糠部郡南門内横溝六郞三郞入道淨圓跡事、任二御下文之旨一、莅二彼所一可レ沙汰付二善惠代一、縱稱二本主一、帶二關東下知以下證狀一雖レ支申一、不レ帶二綸旨國宣一者、不レ可レ許容一、使節遲引者、可レ有二其咎一者、依 國宣執達如レ件、

建武元年七月二日　　大藏少輔淸高奉

南部又次郞殿

寶簡集所收備後國宣（史料編纂掛收蒐）

コグソク　小具足　(一)大長刀大太刀の大具に對して、小太刀腰刀等の短少なるものを云ふ(二)

又弱き弓矢をいふ、大具足(オホグソク)參看(三)常の具足を著て、唯胴のみを著ざることを云ふ、鎧(ヨロヒ)の挿圖を見よ、

コグソク　小具足　柔術の一種、一に腰廻とも云ふ、所レ謂取手卽ち捕縛術なり、武藝小傳に、捕縛の達人と云へるも、取手の上手者を云へるなり、天文の頃作州の士武内中務大夫最も之をよくし、修驗者に其術を受け、妙技に達す、之を竹内流腰廻といふ、荒木無人齋、森九左衞門、貝原八大夫等何れも達人にて世に稱せらる(武藝小傳、譚海、嬉遊笑覽)

コクタイイウシヨウヰンタイカフ　國泰祐松院太閤　豐臣秀吉(トヨトミヒデヨシ)を見よ、

コクタイジ　國泰寺　[所在]安藝國安藝郡廣島小町○鳳來山と號す[宗派]曹洞宗[起原沿革]文祿三年毛利氏、京都東福寺の西堂惠瓊をして創建せしむ、安國寺と稱す、豐臣秀吉薨後、惠瓊其盟屋を營み、國泰寺と改む、慶長五年關ヶ原の亂、惠瓊三成に黨し遂に殺さる、福島氏安藝の太守となるや、尾張國白坂雲興寺の僧普照を迎へて住職とし、臨濟宗を改めて、曹洞宗と爲す、淺野氏入國後禪徒の錄司となす、三世、四世、八世の廟あり(藝藩通志)

コクダイナフ　石代納　[名義]租米に代へて、金銀錢を上納せしむるをいふ、石代とは、又貫代ともいふ、租納の永高につきたる法なり[起原沿革]其稱後世に始まると雖も、其制既に古よりあり、桓武天皇延曆十六年二月二十八日の勅に、租稅は須らく來を賤み本を貴び一に錢を收むるを絶つべし、但民に恐らく貧富あり、必しも穀を蓄へず、宜く貧乏の徒に錢を進るを聽すべし、通計四分の一に過るを得ずと、また後堀河天皇寬喜二年六月二十四日の宣に、錢一貫文を以て米一石に値つと、後醍醐天皇元德二年五月二十二日の宣に、弘安の例に依り、米一斗を以て錢百文に交易すべしなど見えたり、江戸時代に至り、石代納と稱し、國々によりて種々の名稱と法とあり、田制篇に、石代の法、土地の肥瘠、穀價の高低、運輸の便否によりて、國々法を異にす、上方關東は二十貫百石、下野宇都宮は十七貫百石、陸奧仙臺は十貫百石、出羽米澤は八貫百石と積る類なり、又これに就て關東二石五斗替、厘付八の法、二十貫百石、永の四割替、高の二割替、上方厘付、三分一銀納、甲州の大切小切などいふ名目あり、地方一樣記に、これらの異同を擧げてかく異同あれど、其の實は諸國一樣なる理を說示したれども、元來一樣ならざるものを、强ひて附會せる說なる由を、其の書の辨解に論じたり云々」といへり、享保六年上方筋三分一等の銀納は、本年より金銀を論ぜず百姓の便宜に從ふべきを達し、七年、三分一金銀納、悉皆米納と爲さしめ、十年、古へ米納の内、村民石代納を願出なば、年貢三分一金納ある國は三分一直段米一石に銀五匁の增を以て徵收すべしと爲す、爾後諸國石代納を願ふもの年々增加し、米廩の收藏減ずるに至るを以て、天明六年、都て米納と爲さしむ(大日本租稅志)

コクダカ　石高　桃山時代以後土地を計るに用ふる名稱(又單に米穀の石數を云へど、說明の要なきを以て省略す)卽ち田畑宅地等を檢地して、上中下の品位を區分し、石盛を定めて各段別に乘じたるものを云ふ、之を又分米と云ふ、石高を一村に通計したるを村高と云ふ(村高の場合は分米といはず、多くは一筆限迄分米と云ふ)平安朝時代には戶數を以て數へ、鎌倉時代には貫高を以て數へ、室町時代には永高を以て數へたりしが、豐臣秀吉の時に至り、石高を以て數ふるに至れり、之を天正石直と云ふ(徳川幕府治要略)田制篇に「石高に籾高と米高との別ありといふ說は誤りなり、天正の石直は、從前錢にて收りし貫高を改めて、其田畑の町段を檢し、土地の肥瘠に應じて上下を分ち、其收穫高を摺りて、得る所の米高によりて、石盛を定めて、其石高を合計したるなり、米高にて石盛を定めたることは、文祿三年の檢地條目に明かなり、籾納といふは、貫高の錢納、錢貨不融なるが故と、兵糧儲蓄に便利なるが故とによりて、其公納すべき米を籾にて納めしめ(米百石を納むべきは、籾二百石を納むるの類)、物品の實價にも籾を取交ぜ通用して之を籾違といふ、籾納高を直に石高に改めしにはあらず、かくて慶長以來は錢貨の通用自由になりて籾違止みし故に、年貢も米に摺らせて收ることとなれり、所謂草高なり」といへり、又農政坐右に、「鈴錄には、石高に定めたるは、浪人衆より出たり、浪人衆本領に放たれて他國に仕ふる者には、貸分廩米を與へたるより起れりといひ、田園類說には、文祿慶長の頃より檢地改まりて地面の上中下を以て石數を定め、是を高として百石は、直に籾百石の積りなりといへり、按るに、右の說の如くならんとも思はれず、元來貫納は相對免金納に起りしものなれば、國により、所により不同多きことなり、されど物の直も國所により高下あるならんには、貫納にては、之を一定すべきやうもなし、豐臣秀吉天下を一統せられしに及びて、軍役に不平なからんやうに、檢地して田より生ずる籾を以て、石盛を定められしものなるべし、古への束納も、段地穫稻五十束、束稻舂得二米五升一也、とあれば、一坪より米六合九勺四才を得べし、之を見あてにして、租をも定められしなり、又石盛も一坪の籾一升あれば米にして五合あり、一反

にて一石五斗なれば、十五の盛にして、即高一石五斗なり、其中にて取米何程と定めたるなれば、東納の見あてにかはることもなきなり、さて此石といふも、秀吉の創制にはあらず、其以前よりあることなるべし、古文書に間々見えたり云々」とあり、

コグチノハカマ 小口袴 大口袴に對したる名、紐ありて指貫の如し、天皇内々に著御し給ふものにして、西宮記に、「冬時主上著レ之、深紅入レ綿(或打レ之)」とあり、綾にて作り、冬は練、夏は生なり、御蹴鞠の時には夏期も之を著御す(胡曹抄、侍中群要)

コクチユウデン 國厨田 名義 王朝時代太政官の厨用の爲めに給する田地 起原 光孝天皇仁和元年二月、信濃國に乘田三十町を以て國厨の佃を營するを聽し、其地子は例に任せて太政官の厨に進納せしむ(三代實錄、大日本租稅志)

コクチヨ 國儲 名義 官稻の一種、王朝時代臨時の用に備へんが爲めに諸國に蓄貯せる米穀を云ふ 起原沿革 宣化天皇元年五月の詔に、筑紫國、穀稼を收藏し、儲糧を蓄積して凶年に設く、國を安ずるの方便此より過ぎたるはなし、今河内國茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしむ云々と見えたり、是れ國儲の事の史に見えたる初なるべし、既にして正稅不動穀等の設備ゐ、元正天皇神龜元年、始めて正稅を割きて國儲を置き、出擧して利を取り、以て朝集使京に留るの用及び臨時使を迎ずる等の諸費に充つ、聖武天皇天平十七年、國儲を止めて公廨を置く、孝謙天皇天平寶字元年、更に公廨の稻を割て國儲の料と爲し、以て四度雜掌等の粮に充つ、其數未だ定まらず、桓武天皇延暦十七年公廨を止め、備に國儲及び國司の俸を置きしが、年を踰えて又舊に復せり、猶公廨稻(クゲタウ)の條を見るべし(大日本租稅志)

ゴクノモノ 曲物 樂曲の通稱、「キヨクノモノ」といふに同じ、歌に對していふ詞なり、紫式部日記に、「さうでうのこゑにて、あなたうと、つぎにむしろた、この殿などうたふ、ごくのものは、とりのはきうをあそぶ」と見えたり(歌舞品目)

コグハイロ 濃桑色 襲の色目の名、表は黄色にて、裏の薄紫なるものをいふ(薄様色目)

コクフ 國符 符(フ)を見よ、

コクフ 國府 王朝時代以來國衙のありし所、當時音便にて「コフ」といひ、後世は府中とも稱したり、今其所在地を示せば左の如し、猶「クニ」參看(日本歷史及地理要覽)

國名	國府所在郡町村名
山城	初葛野郡京極村、次に乙訓郡乙訓村 後に大山崎村大字山崎
大和	高市郡高取町大字土佐
河内	南河内郡道明寺村大字國府
和泉	泉北郡伯太村字府中
攝津	初大阪市天神橋南(舊名渡邊)、後東成郡玉造町玉造村
伊賀	阿山郡府中村(?)或云三田村大字三田
伊勢	鈴鹿郡國府村大字國府
志摩	志摩郡國府村
尾張	中島郡國府宮村大字松下
三河	寶飯郡國府村大字國府
遠江	磐田郡中泉町大字中泉(府中)
駿河	靜岡市(舊名駿府)
甲斐	東八代郡英村大字國衙
伊豆	田方郡三島町大字三島宿
相模	中郡國府村大字國府本鄕
武藏	北多摩郡府中町府中驛
安房	安房郡國府村大字府中
上總	市原郡市原村大字總社(?)(夷隅郡國吉村に大字國府臺あり、長生郡二宮本鄕村に國府關あり、長柄村に國府里あり、相接近す、和名抄云、國府在二市原郡一)
下總	東葛飾郡市川町大字國府臺
常陸	新治郡(舊茨城郡)石岡町(舊名府中)
近江	栗多郡瀨田村大字橋本
美濃	不破郡府中村大字府中
飛驒	吉城郡國府村
信濃	東筑摩郡松本町
上野	群馬郡國府村(?)
下野	下都賀郡國府村大字國府
陸奧	陸前國宮城郡多賀城村大字市川(初、名取郡岩沼「武隈」)
出羽	羽前國東田川郡(舊出羽郡)廣野村大字廣野新田
若狹	遠敷郡今富村大字府中
越前	南條郡武生町
加賀	能美郡古河村大字古府(?)
能登	鹿島郡矢田鄕村大字府中村
越中	射水郡伏木町大字古府村
越後	中頸城郡直江津町大字礪谷新田
佐渡	佐渡郡眞野村大字竹田
丹波	南桑田郡龜岡町(?)
丹後	與謝郡府中村(?)
但馬	城崎郡國府村大字府市場村
因幡	岩美郡國府村大字宮下
伯耆	東伯郡社村大字國府
出雲	八束郡出雲鄕村大字出雲鄕(?)
石見	那賀郡下府村
隱岐	周吉郡西鄕西村(?)
播磨	姬路市(舊名衙庄府中)の東南に國衙村あり
美作	苫田郡西苫田村大字總社
備前	上道郡高島村大字國府市場(和名抄云、國府在二御野郡一)(?)
備中	吉備郡總社村大字總社
備後	蘆品郡國府村大字府川
安藝	安藝郡府中村
周防	佐波郡佐波村大字西佐波村
長門	豐浦郡長府村大字豐浦
紀伊	海草郡紀伊村大字府中
淡路	三原郡神代村字國衙(?)(或云市村大字市)
阿波	名東郡國府村大字府中
讚岐	綾歌郡府中村大字府中
伊豫	越智郡櫻井村大字古國分
土佐	長岡郡國府村大字比江
筑前	太宰府(筑紫郡水城村字觀世音寺の西)
筑後	三井郡御井町(?)
豐前	京都郡祓鄕村大字草場(?)
豐後	大分郡豐府村大字古國府
肥前	佐賀郡春日村大字久池井
肥後	飽託郡白坪村大字田崎(?)
日向	宮崎郡佐土原村大字佐土原村
大隅	姶良郡國分村大字府中
薩摩	薩摩郡高城村大字麓村
壹岐	壹岐郡那賀村大字國分(?)
對馬	下縣郡嚴原町大字國分町(嚴原舊名府中)

コクフク 國腹 琵琶の一名、通雅に武夷山記を引て曰く、「魏子騫、會二鄕人于幔亭一、呂衍香、憂二國腹一、黃令姑、揮二悲慄一、悲慄卽觱篥、國腹卽琵琶」と見えたり(歌舞品目)

コクブンジ 國分寺 名義 王朝時代朝廷より諸國に分置せる僧寺及び尼寺をいふ、僧寺を金光明四天王護國寺、尼寺を法華滅罪寺と稱し、通稱して國分僧寺國分尼寺ともいひ、また單に前者を國分寺、後者を法華寺ともいへり 起原 聖武天皇天平十三年三月、勅して諸國に國分僧寺國分尼寺を建てしむ、其詔に曰く、頃者年穀登らず且疫癘の加はれるにより、去年天下をして造佛寫經せしめしに、今歲は其靈驗によりて風雨時に順ひ、五穀豐穰なり、金光明最勝王經によるに、もし國土に於て此經を流通せば、我等四天王は悉く來りて擁護し、一切の禍を除かんといへり、依て今天下諸國に僧寺尼寺を建てしむ、僧寺を金光明四天王護國寺といひ、尼寺を法華滅罪寺といひ、僧寺には二十僧、封五十戶、水田四十町を施し、尼寺には十尼、十町を施さん、且國ごとに七重の塔一區を造り、金光明最勝王經妙法蓮華經各十部を寫せ、朕も別に金字の金光明最勝王經を寫して、塔毎に各一部を置かしめん、僧尼は、每月八日には必ず最勝王經を轉讀すべし、月半に至る每に、戒羯磨を誦し、每月六齋日には、公私の漁獵殺生を禁ず、國司等宜しく恒に撿校を加ふべし」と、尋で東大寺及び法華寺を建立し、東大寺(「トウダイジ」參看)を以て總國分僧寺、法華寺(大和國「ホツケジ」參看)を以て總國分尼寺と爲す、按ずるに國分寺の設立は其由來する所甚遠く、聖武天皇以前、地方によりては早く其設けありしに似たり、今試に諸國の地誌寺誌等によりて按ずるに、國分寺設立の年代區々として一定せず、中には和銅養老の際に係りたるものもあり、これ盖し一は誤謬に出でたる者多かりしならんも、また其凡てを非定せんは穩當を缺くものゝごとし、國史を按ずるに、是より先天武天皇の朝諸國に詔して、家每に佛壇を作りて佛像經卷を安置せしめ、持統天皇の時には、每年正月必ず金光明經を誦せしめ、當國の官物を以て其布施に當てしめ、文武天皇の時には諸國に國師を任命し、聖武天皇の神龜二年には、勅して、諸寺院は僧尼をして金光明經を讀ましめ、もし此經なくば假りに最勝王經を轉じて、國家の平安を祈らしめ、五年には、金光明經六十四帙六百四十卷を諸國に頒ち、天平九年には、國每に丈六の釋迦佛の金銅の像一軀竝に挾侍の菩薩二軀を造り、兼ねて大般若經一部を寫さしめ、また四畿二監七道の諸國をして、僧尼は清淨に沐浴し一月の中兩三度必ず、最勝王經を轉讀せしめ、十二年には、更に諸國をして每國に法華經十部を備へしめ、竝に七重の塔を建てしむるの事あり、かくのごとく其準備に意を用ひしのみにあらず、なほ天平十三年正月に、藤原不比等の家、其食封五千戶を返納せんとせし時、二千戶は舊によりて返賜し、三千戶をば諸國國分寺に施上して、丈六佛を造る料に充てしめられしことあり、これ國分寺なる名稱の、史に見えたるはじめと爲す、今這般の史實によりて再按するに、國分寺の設立が、天平以前にあるは疑を入るべからざるはいふまでもなく、其養老和銅にありと稱するものも亦事實なりしやも知るべからざるなり、而して聖武天皇の御代天平十三年に及び、はじめて之を天下に周く布くの運びに至り、遂に彼の詔勅を見るに至りしものなるべし 沿革 右に述べたるがごとく天平十三年に設立の詔勅ありし後、朝廷は其速に成功せん事を冀み、十六年には、詔して四畿内七道の諸國、國別に正稅四萬束を割きて僧尼兩寺に入ること各二萬束、每年出擧し、其利息を以て永く造寺の用を支へしめたり、されど猶國司等の怠慢にし

て、定額の僧を守らざるものありしにより、十九年には、石川年足、阿倍小島、布勢宅主等を遣し、遠江分けて僧遷し、寺地を撿定し、並に作る状を審ぜしめ、國司は使及び國師と共に疆地を簡定し、勤めて管繕を加へ、又郡司の勇幹にして、事に堪へたる者を以て、專當せしめ、今後三年を限り成就せしめらる、若し能く勤に勞びて修造したる者は、子孫代々郡領に任ぜんとなり。また更に僧寺に九十町、尼寺に四十町の田を施入し、なほ〻ある多くの地なき時は、所司に命じ、開墾して其數に充てしむ。孝謙天皇の朝また先志を紹ぎ給ひ、詔して曰く、頃者使工を分遣し、諸の佛像を檢僞せしむ、宜しく來年の忌日に參ず造り了らしむべし、其佛殿も燒れて造り備へしむ、もし佛像並に殿已に造り畢ることあらば、亦塔を造りて忌日に會せしめよ、夫れ佛法は慈を以て先と爲す、これに因て百姓を辛苦せしむべからず、國司並に使工等、もし脫が意に稱ふことあらば、特に褒賞を加へんとなり、さればこの後國分寺修繕等の爲めに、寄附せしものを賞して位階を賜はる事も屢々なりき、かくて國分寺が各國に完備したるは何時なりしか詳かならざれども、延喜式に各國國分寺料を載するを以て看れば、少くともそれより以前にはやく各國に悉く設けられし時代ありしならん、而して其盛大なりしは、極めて短小なる時日に限られ、ある國々に於ては、其完備せる間もなく、早く衰頽しはじめたるがごとく、類聚三代格所載の、神護景雲元年十二月の格に「勅、諸國國分寺塔及金堂或朽損、由〻是天平神護二年各仰二諸司一、以二造寺料稻一隨レ郡令レ修、而諸國綱紀怠緩未レ修造、非二誰責一之綱尊倨、實亦輕忽之致歟。宜下早國一檢修理、不レ得二更意一、又國分僧尼供養除二米鹽一外、皆無二俸待一。窮貧之道豈合レ如レ此、宜二諸

若狹　遠敷郡遠敷村大字國分
越前　南條郡武生町大字瞳町
加賀　能美郡古河府大字古河の邊り(?)
能登　鹿島郡德田村大字國分
越中　射水郡伏木町大字國分
越後　中頸城郡國府村大字五智國府
佐渡　佐渡郡眞野町大字國分寺
丹波　南桑田郡千歳村大字國分(?)
丹後　與謝郡府中村大字國分
但馬　城崎郡日高村大字國分(?)　養村名國分寺
因幡　岩美郡國府村大字國分寺
伯耆　東伯郡赤村大字國分寺
出雲　八束郡竹矢村大字竹矢
石見　那賀郡國分村大字國分(?)
隱岐　周吉郡國分寺村(?)
播磨　飾磨郡御國野村大字國分寺
美作　苫田郡河邊村大字國分寺
備前　赤阪郡西高月村大字馬屋
備中　都窪郡三須村大字上林
備後　蘆品郡梁生村大字梁瀨(?)
安藝　賀茂郡吉行村(?)
周防　佐波郡佐波村大字東佐波令
長門　豐浦郡長府村大字豐浦(後下ノ關市)
紀伊　那賀郡上岩出村大字四國分
淡路　三原郡市村
阿波　名東郡國府村大字矢野
讃岐　綾歌郡端岡村大字國分
伊豫　越智郡櫛井村大字國分
土佐　長岡郡國府村大字國分
筑前　筑紫郡水城村大字國分
筑後　三井郡國分村大字國分

豐前　京都郡豐津村大字國分
豐後　大分郡賀來村大字國分
肥前　佐賀郡春日村
肥後　鞠託郡尚水村大字國分
日向　兒湯郡下穗北村大字三宅(?)
大隅　姶良郡國分村大字上小川
薩摩　薩摩郡東水引村大字宮內
壹岐　壹岐郡賀村大字國分(後ち中野郷)
對馬　下縣郡鹿原町

(二)國分尼寺

國名　法華寺所在郡町村名
山城　相樂郡加茂村大字法華寺野
大和　添上郡岩槻村大字法華寺
攝津　東成郡生野村大字國分
河內　志紀郡花ノ木村大字法花(?)
和泉　日根郡國分寺村(?)
伊賀　阿山郡花ノ木村大字法花(?)
伊勢　飯南郡伊勢寺村(?)
尾張　中島郡國分村大字法花寺(愛知縣一柳村に大字法花あり)
三河　安倍郡安東村
遠江　東八代郡國立村大字國分(?)
駿河　高座郡海老名村大字國分
甲斐　北多摩郡國分寺村大字國分寺(?)
相模　寒隅郡上野村大字法花(?)
武藏　東葛飾郡國分村
上總　長柄郡國分寺村大字法華寺(?)
下總　千葉郡千葉村大字法花寺(?)
常陸　新治郡石岡町
近江　滋賀郡石山村大字國分
美濃　不破郡青野村
飛騨　大野郡大名田村
信濃　小縣郡神川村大字國分(?)　(同郡中貫志村に大字尼寺あり)
上野　群馬郡國府村大字東國府
下野　下都賀郡國分寺村大字國分
陸奧　陸前國宮城郡原町大字南目
出羽　羽前國前村山郡山形町の東

播磨　飾磨郡御國野村大字國分寺
備前　兒島郡高島(宮浦の海)
備中　都窪郡三須村大字上林
安藝　賀茂郡吉行村(?)
紀伊　那賀郡池田村大字東國分(?)　(同郡中貫志村に大字尼寺あり)
淡路　三原郡八木村大字笑原(?)
伊豫　越智郡櫛井村大字櫻井の西
阿波　名東郡八萬村大字下八萬字法華(名西郡石井村に尼寺あり)
土佐　長岡郡國府村大字國分(?)
筑前　筑紫郡水城村大字國分
豐後　大分郡賀來村大字國分
肥前　佐賀郡春日村大字尼寺(?)

コクヘイシヤ　國幣社

王朝時代國司より幣帛を捧げて祭る社をいふ、大小あり、官幣社に對しての稱、延喜式に國司祭にあづかりし神社二千三百九十五座、內大社一百十八座、小社二千二百七座あり、現在の制は大中小の三階の社格に別ち、國庫より幣帛料を支出す、なほ大中小の三階は、右にいへるが如く、社格の順序によれば小社より中社に、中社より大社に、更にまた官幣社に昇格するを得る規定あり、今現制における國幣社を示せば左のごとし、但し大社はなし(古社寺保存會覽、官國幣社一覽)

【中社】

社名	所在	祭神
敢國神社	中新川郡北加積村大字法華寺(?)	
敢國津神社	中頸城郡里五十公野村大字法花寺	
淺間神社	越後	
伊豫	越智郡櫛井村大字法華寺(?)	
但馬	城崎郡三江村大字法華寺(?)	
因幡	岩美郡國府村大字國分	
石見	那賀郡國分村大字國分	
隱岐	周吉郡國分寺(?)	
木花咲耶姫、寒川彦神、寒川姫神、鵜岡八幡宮	伊賀阿山郡府中村	
玉前神社	甲斐東八代郡一宮村	
相模高座郡寒川村		
座神天皇、	筒	
上總長生郡一宮町		
玉前神、		

大洗磯前神社	大己貴神、少彦名神、	常陸東茨城郡磯濱町
酒列磯前神社	少彦名神、	同 那珂郡平磯町
南宮神社	金山彦命、	美濃不破郡宮代村
生島足島神社	生島神、足島神、	信濃小縣郡東鹽田村
貫前神社	經津主神、	上野北甘樂郡一宮村
二荒山神社	二荒山神、	下野上都賀郡日光町
二荒山神社	豊城入彦命、	下野宇都宮市馬場町
都々古別神社	都久古別神、	磐城東白川村棚倉町
都々古別神社	味耜高彦根神、	同 同 近津村
伊佐須美神社	大彦命、武沼河別命、	岩代大沼郡高田町
志波彦神社	志波彦神、	陸前宮城郡鹽竈町
鹽竈神社	鹽土翁、武甕槌、經津主神、	同
大物忌神社	大物忌神、	羽後飽海郡吹浦村及蕨岡村
若狹彦神社	若狹彦神、若狹姫神、	若狹遠敷郡龍川村遠敷村
氣多神社	大己貴神、	能登羽咋郡一ノ宮村
射水神社	二上神、	越中高岡市大字本丸
彌彦神社	天香山命、	越後西蒲原郡彌彦村
出雲神社	大國主命、三穗津姫神、	丹波南桑田郡千歳村
籠神社	天水分神、	丹後與謝郡府中村
出石神社	八種神寶、	但馬出石郡神美村宮内
宇部神社	武内宿禰、	因幡岩美郡國府村
美保神社	事代主神、	出雲八束郡美保關村
熊野神社	神祖熊野大神、櫛御氣野神、	同 八束郡熊野村
水若酢神社	水若酢神、	隱岐穩地郡五箇村
中山神社	金山彦神、	美作苫田郡一宮村
安仁神社	安仁神、	備前邑久郡大宮村
吉備津神社	大吉備津彦神、	備中吉備郡眞金村
嚴島神社	市杵島姫神、	安藝佐伯郡嚴島町
住吉神社	表、中、底筒男三神の荒魂、	長門豊浦郡勝山村
伊太祁曾神社	大屋彦神、	紀伊海草郡西山東村
熊野座神社	家都御子神、	同 東牟婁郡本宮村

大麻彦神社	大麻比古神、	阿波板野郡板東村
忌部神社	天日鷲命、	同 德島市富田浦町
田村神社	田村神、	讃岐香川郡一宮村
金刀比羅宮	大物主神、崇德天皇、	同 仲多度郡琴平町
大山祇神社	大山祇神、	伊豫越智郡宮浦村
土佐神社	一言主神、	土佐土佐郡一宮村
高良神社	高良玉垂神、	筑後三井郡御井町
西寒多神社	西寒多神、	豊後大分郡東植田村
田島神社	多紀理、市杵島、多岐都姫神、	肥前東松浦郡呼子村
新田神社	瓊々杵尊、	薩摩薩摩郡東水引村
住吉神社	上、中、底筒男三神、	壹岐壹岐郡那賀村
海神神社	豊玉姫神、	對馬上縣郡木坂村
函館八幡宮	應神天皇、	渡島龜田郡函館谷地頭町

【小社】

眞清田神社	火明神、	尾張中島郡一宮町
砥鹿神社	大己貴神、	三河寶飯郡桑宮村
小國神社	小國神、	遠江周智郡一宮村
神部神社	大己貴神、	駿河靜岡市宮ヶ崎町
淺間神社	木花咲耶姫、	同
大歳御祖神社	大歳御祖神、	同
水無神社	水無神、	飛驒大野郡宮村
戸隱神社	天力雄命、	信濃上水內郡戸隱村
駒形神社	駒形神、	陸中膽澤郡水澤町
岩木山神社	現國魂命、多都比毘賣命、倉稻魂神、	陸奥中津輕郡岩木村
出羽神社	伊氏波神、	羽前東田川郡手向村
湯殿山神社	大山祇神、	同 同 東村
古四天神社	健御雷神、大彦命、	羽後南秋田郡寺內村
白山比咩神社	菊理媛神、諾冊二神、	加賀石川郡河內村
菅生石部神社	菅生石部神、	同 江沼郡福田村
度津神社	五十猛神、	佐渡佐渡郡羽茂村
大神山神社	大己貴神、	伯耆西伯郡大高村

日御碕神社	素盞嗚尊、	出雲簸川郡日御碕村
須佐神社	素盞嗚尊、	出雲飯石郡東須佐村
物部神社	可美眞手命、	石見安濃郡川合村
伊和神社	大己貴神、	播磨宍粟郡神戸村
沼名前神社	綿津見神、	備後沼隈郡鞆町
玉祖神社	玉祖神、外一座未詳、	周防佐波郡右田村
諏訪神社	健御名方神、八坂刀賣神、	肥前長崎市西山郷
都農神社	大己貴神、	日向兒湯郡都農村
枚聞神社	枚聞神、	薩摩揖宿郡頴娃村

コクボ　國母　天皇の御生母をいふ、また「コクモ」とも訓す、有職袖中抄に「天子の御母なり、唐名、在戚、戚里、渭陽、國母仙院、母儀仙院、[illegible]母門、[illegible]母、以掖、長樂宮、帝親母云々」と見ゆ、空穗物語、俊かげ上に「女は天道にまかせ奉る、天の掟あらば、國母女御ともなれ、掟なくば、山賤民の子ともなれ」とあり、なほ五代帝王物語に承明門院は能圓法師が女なれば、法師の女の國母なること先例もなければ大納言の女の儀にて院號よりさきに先准后の宣下あり云云、増鏡に「大かた此大宮院（後嵯峨后藤原姞子）の御宿世いとありがたくおはします、すべて古より今まで、后國母多くすぎ給ぬれど、かくばかり取りあつめ、いみじきためしは、いまだ聞きおよび侍らず、御位のはじめよりえらばれ參り給ひて、爭ひきしらふ人もなく、三千の寵愛一人にをさめ給ふ、兩院（後深草、後龜山）うちつゞきいでものし給へりし、いづれも平かに、おもひの如く三代の國母にて云々」とあり、女院記にも「雙樂門院藤子、贈左大臣藤原教秀女今上（後奈良）國母」とあり、其他枚擧に遑あらず、また御生母にあらずしてなほ國母に准ぜらるゝあり、園太曆文和二年十二月五日の條に外記の勘例を擧げたる中に「遊義門院（後深草院皇女、後宇多院妻

【國母略譜表】本表は故勢多章甫氏の國母略譜表を基として、田邊勝哉氏の編せしものに係る。

御名	御子	御配偶御資格	御父	御母	立皇太后（贈皇太后、太皇太后）の時日	崩、薨、卒の時日
玉依姫命	神武	彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊妃	海神豊玉彦命			
媛蹈鞴五十鈴媛命	綏靖	神武皇后	三輪大物主神	勢夜陀多良比賣	綏靖天皇元、正、八、	
五十鈴依媛命	安寧	綏靖皇后	事代主神	玉櫛媛命	安寧天皇元、十、十一、	
渟名底仲媛命	懿德	安寧皇后	鴨玉命		懿德天皇元、九、十四、	
天豊津媛命	孝昭	懿德皇后	息石耳命		孝昭天皇元、四、五、	
世襲足媛命	孝安	孝昭皇后	天忍男命		孝安天皇元、八、一、	
押媛命	孝靈	孝安皇后	天足彦國押人命		孝靈天皇元、正、十二、	
細媛命	孝元	孝靈皇后	磯城縣主大目		孝元天皇元、正、十四、	
鬱色謎命	開化	孝元皇后	大水口宿禰命		開化天皇元、正、四、	
伊香色謎命	崇神	開化皇后	大綜麻杵命		崇神天皇元、正、十三、	
御間城姫命	垂仁	崇神皇后	大彦命		垂仁天皇元、十一、二、	
日葉酢媛命	景行	垂仁皇后	丹波道主王			垂仁天皇卅二、七崩
八坂入媛命	成務	景行皇后	八坂入彦命		成務天皇二、十一、十、	
兩道入姫皇女	仲哀	日本武尊妃	垂仁天皇（第五皇女）	妃綺戸邊	仲哀天皇元、九、一、	
氣長足姫尊（神功皇后）	應神	仲哀皇后	氣長宿禰王	葛城高顙媛	仲哀天皇十、十、二、	攝政六十九、四、十七崩
仲姫命	仁德	應神皇后	品陀眞若王		仁德天皇元、正、三、	
磐之媛命	履中、反正、允恭	仁德皇后	葛城襲津彦			仁德天皇三十五、六、崩
忍坂大中姫命	安康、雄略	允恭皇后	稚渟毛二派皇子		允恭天皇四十二、十二、十四、	
葛城韓媛	清寧	雄略妃	葛城圓大臣			
荑媛尊	顯宗、仁賢	市邊押磐尊妃	蟻臣			
春日大娘皇女	武烈	仁賢皇后	雄略天皇	和珥童女君		
振媛命	繼體	彦主人王妃	乎波智君	余奴祖阿那爾比彌		

御名	御子	御配遇御資格	御父	御母	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
目子媛	安閑、宣化	繼體妃	尾張連草香			
手白香皇女	欽明	繼體皇后	仁賢天皇(第三皇女)	皇后春日大娘皇女	宣化天皇四、十二、	
石姫皇女	敏達	欽明皇后	宣化天皇(第一皇女)	皇后橘仲皇女	敏達天皇元、四、三、	
蘇我堅鹽媛	用明、推古	欽明妃	大臣蘇我稻目			
蘇我小姉君	崇峻	欽明妃	大臣蘇我稻目			
糠手姫皇女	舒明	忍坂彦人大兄皇子妃	敏達天皇(第五皇女)	兎名子媛	後ニ嶋皇祖母命ト尊稱ス	天智天皇稱制三、六、薨
吉備姫王	皇極、孝德	茅渟王妃	櫻井皇子		吉備島皇祖母尊ト尊稱ス	皇極天皇二、九、十一薨
寶皇女(皇極、齊明)	天智、天武	舒明皇后	茅渟王	吉備女王	孝德天皇卽位後皇祖母尊ト尊稱ス	齊明天皇七、七、二十四崩
伊賀宅子娘	弘文	天智宮人				
蘇我遠智娘	持統	天智嬪	右大臣蘇我山田石川麻呂			孝德天皇大化五、三薨
阿閉皇女(元明天皇)	文武、元正	岡宮妃	天智天皇(第四皇女)	嬪蘇我姪娘		養老五、十二、七崩
蘇我姪娘	元明	天智嬪	右大臣蘇我山田石川麻呂			
千尋高藤高知天宮姫尊藤原宮子娘	聖武	文武夫人	贈太政大臣正一位藤不比等	正四位上賀茂比賣	孝謙天皇卽位後太皇太后ト尊稱ス	天平勝寶六、七、十九崩
光明皇后藤原安宿媛	孝謙	聖武皇后	贈太政大臣正一位藤不比等	贈正一位大夫人縣犬養橘三千代	孝謙天皇卽位後皇太后	天平寶字四、六、七崩
當麻山背	淳仁	崇道盡敬皇帝夫人	上總守從五位上當麻老			
紀橡姫	光仁	田原妃	贈太政大臣正一位紀諸人		寶龜二、十二、十五贈皇太后	和銅二、九、十四薨
天高知日之子姫尊高野新笠	桓武	光仁夫人	贈正一位高野乙繼	贈正一位大枝眞妹	延曆九、贈皇太后、大同元、五、十九贈太皇太后	延曆八、十二、二十八崩
天之高藤廣宗照姫尊藤原乙牟漏	平城、嵯峨	桓武皇后	贈太政大臣從一位藤良繼(二女)	贈從一位阿倍古美奈	大同元、五、十九贈皇太后、弘仁十四、四、廿三贈太皇太后	延曆九、閏三、十崩
藤原旅子	淳和	桓武夫人	贈太政大臣從一位藤百川(一女)	贈正一位藤諸姉	弘仁十四、五、四贈皇太后	延曆七、五、四薨
檀林皇后橘嘉智子	仁明	嵯峨皇后	贈太政大臣正一位橘清友(一女)	贈正一位田口氏	弘仁十四、四、二十三、天長十、三、二太皇太后	嘉祥三、五、四崩
藤原順子	文德	仁明女御	左大臣贈正一位藤冬嗣	贈正二位藤美都子	齊衡元、四、二十六、貞觀六、正、七太皇太后	貞觀十三、九、二十八崩
藤原明子	清和	文德女御	攝政太政大臣贈正一位藤良房	贈正一位源潔姫	貞觀六、正、七、元慶六、正、七太皇太后	昌泰三、五、二十三崩
藤原高子	陽成	清和女御	贈太政大臣正一位藤長良(二女)	贈正一位大夫人藤乙春	元慶六、正、七、(後說アリ后位ヲ停メ後本位ニ復ス)	延喜十、三、二十四薨

御名	御子	御配遇御資格	御父	御母	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
藤原澤子	光孝	仁明女御	贈太政大臣正一位藤總繼	藤數子	元慶八、二、二十三贈皇太后	承和六、六、三十卒
班子女王	宇多	光孝女御	贈一品太政大臣仲野親王(第二女)	贈正一位當宗氏	寛平九、七、二十六、	昌泰三、四、朔崩
藤原胤子	醍醐	宇多女御	贈太政大臣正一位藤高藤	贈正二位宮道列子	寛平九、七、十九贈皇太后	寛平八、六、三十卒
藤原穩子	朱雀、村上	醍醐中宮	太政大臣贈正一位藤基經(四女)	藤盛子	承平元、十一、廿八、天慶九、四、廿六太皇太后	天曆八、正、四崩
藤原安子	冷泉、圓融	村上中宮	右大臣正二位藤師輔(一女)	贈正一位藤盛子	康保四、十一、廿九贈皇太后、(安和二、八、廿五贈太皇太后)	康保元、四、二十九崩
藤原懷子	花山	冷泉女御	太政大臣從一位藤伊尹(一女)	准三后惠子女王	永觀二、十二、十七贈皇太后	天延三、四、三薨
東三條院藤原詮子	一條	圓融女御	太政大臣從一位藤兼家(二女)	贈正一位藤時姫	寛和二、七、五、	長保三、閏十二、二十二崩
藤原超子	三條	冷泉女御	太政大臣從一位藤兼家(一女)	贈正一位藤時姫	寛弘八、十二、二十七贈皇太后	天元五、正、二十八卒
上東門院藤原彰子	後一條、後朱雀	一條中宮	太政大臣從一位藤道長	准三后從一位源倫子	長和元、二、十四、寛仁二、正、七太皇太后	承保元、十、三崩
藤原嬉子	後冷泉	後朱雀女御	太政大臣從一位藤道長(四女)	准三后從一位源倫子	寛德二、八、十二贈皇太后	萬壽二、八、五薨
陽明門院禎子內親王	後三條	後朱雀皇后	三條天皇(第四皇女)	中宮(太皇太后)藤姸子	永承六、二、十三、治曆四、四、十七太皇太后	嘉保元、正、十六崩
藤原茂子	白河	後三條女御	從二位權中納言藤公成 贈太政大臣正一位藤能信養女	藤氏(從五位下、淡路守定佐女)養母贈正一位藤祉子	延久五、五、六贈皇太后	康平五、六、二十二卒
藤原賢子	堀河	白河中宮	右大臣正二位源顯房(一女) 太政大臣從一位藤師實養女	實母源氏(權中納言正二位源隆俊女)	寛治元、十二、二十八贈皇太后	應德元、九、二十二崩
藤原苡子	鳥羽	堀河女御	贈太政大臣正一位藤實季	藤睦子	嘉承二、十二、十三贈皇太后	康和五、正、二十五卒
待賢門院藤原璋子	崇德、後白河	鳥羽中宮	權大納言正二位藤公實 白河天皇猶子	從二位藤光子		久安元、八、二十二崩
美福門院藤原得子	近衛	鳥羽皇后	贈太政大臣正一位藤長實(二女)	贈正一位源方子		永曆元、十一、二十三崩
藤原懿子	二條	後白河後宮	贈太政大臣正一位藤經實 從一位左大臣源有仁猶子	從三位藤公子	保元三、十二、二十九贈皇太后	康治二、六、二十四卒
藤原育子	六條	二條皇后	左大臣從一位藤實能 關白太政大臣從一位藤忠通養女	從三位源俊子		承安三、八、十五崩
建春門院平滋子	高倉	後白河女御	贈正一位左大臣平時信	贈正一位藤祐子	仁安三、三、二十、	安元二、七、八崩
建禮門院平德子	安德	高倉中宮	太政大臣從一位平清盛(二女) 後白河天皇猶子	准三后從二位平時子		建保元、十二、十三崩
七條院藤原殖子	後鳥羽	高倉後宮	贈左大臣從一位坊門信隆(一女)	贈正　位藤休子		安貞二、九、十六薨
承明門院源在子	土御門	後鳥羽後宮	法勝寺執行法印能圓 贈正一位內大臣久我通親養女	從三位藤範子		正嘉元、七、五薨
修明門院藤原重子	順德	後鳥羽後宮	贈左大臣正一位高倉範季(一女)	從三位平教子		文永元、八、二十九薨
東一條院藤原立子	仲恭	順德中宮	攝政太政大臣從一位九條良經(一女)	藤氏(權中納言從二位能保女)		寶治元、十二、二十一崩

御名	御子	御配遇御資格	御父	御母	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
北白河院藤原陳子	後堀河	後高倉院	權中納言正二位持明院基家(一女)	平氏(權大納言正二位賴盛女)		暦仁元、十、三薨
藻壁門院藤原竴子	四條	後堀河中宮	關白左大臣從一位九條道家(一女)	准三后藤綸子		天福元、九、十八崩
源通子	後嵯峨	土御門後宮	贈左大臣正一位土御門通宗(一女)		仁治三、七、十一贈皇太后	
大宮院藤原姞子	後深草、後龜山	後嵯峨中宮	太政大臣從一位西園寺實氏(一女)	准三后藤貞子		正應五、九、九崩
京極院藤原佶子	後宇多	龜山皇后	左大臣從一位洞院實雄(一女)	從二位藤榮子 大宮院猶子		文永九、八、九崩
玄輝門院藤原愔子	伏見	後深草後宮	左大臣從一位洞院實雄(二女)	從二位藤藏子		元德元、八、三十薨
藤原經子	後伏見	伏見後宮	參議從三位左近衛中將藤經氏			
西華門院源基子	後二條	後宇多後宮	從一位內大臣堀河具守(一女) 太政大臣從一位堀河基具養女	平氏(從三位親繼女)		正平十、八、二十六薨
顯親門院藤原季子	花園	伏見後宮	從一位左大臣洞院實雄(三女)	賀茂氏(片岡禰宜能直女)		建武三、二、十三薨
談天門院藤原忠子	後醍醐	後宇多後宮	參議從三位五辻忠繼(一女) 內大臣正二位花山院師繼養女	平氏(正四位下皇后宮亮平高輔女)		元應元、十一、十五薨
新待賢門院藤原廉子	後村上	後醍醐後宮	正四位下左近衛中將阿野公廉(一女)太政大臣從一位洞院公賢養女		後村上天皇卽位後皇太后ト爲ル	正平十四、四、二十九崩
嘉喜門院藤原勝子	後龜山	後村上女御	關白從一位堀河經忠			
廣義門院藤原寧子	光嚴、光明	後伏見女御	從一位左大臣西園寺公衡(二女) 伏見天皇猶子	從一位藤兼子		延文二、閏七、二十二薨
陽祿門院藤原秀子	崇光、後光嚴	光嚴後宮	內大臣正二位正親町公秀(一女)			文和元、十一、二十八薨
崇賢門院藤原仲子	後圓融	後光嚴後宮	石淸水八幡宮社務法印紀通淸 從一位贈左大臣廣橋兼綱養女			應永三十四、五、二十薨
通陽門院藤原嚴子	後小松	後圓融後宮	內大臣從一位三條公忠			應永十三、十二、二十七薨
光範門院藤原資子	稱光、後花園養母	後小松後宮	正二位贈左大臣日野資國 從一位權大納言日野資敎養女			
敷政門院源幸子	後花園	後崇光院妃	贈從一位左大臣庭田經有	藤氏(左近衛中將飛鳥井雅冬女)		文安五、四、十三薨
嘉樂門院藤原信子	後土御門	後花園後宮	贈太政大臣從一位大炊御門信宗 實從四位下右馬助藤孝長			長享二、四、二十八薨
源朝子	後柏原	後土御門後宮	贈內大臣正二位庭田長賢		永正元、七、十八贈皇太后	明應元、七、二十薨
豐樂門院藤原藤子	後奈良	後柏原後宮	從一位贈左大臣勸修寺敎秀(四女)	藤氏(正三位權中納言飛鳥井雅永女)		天文四、正、十一薨
吉德門院藤原榮子	正親町	後奈良後宮	參議從三位萬里小路賢房		永祿元、九、二十六贈皇太后	大永二、十、十薨
新上東門院藤原晴子	後陽成	陽光院妃	從一位贈左大臣勸修寺晴右	從三位粟屋元子		元和六、二、十八薨

御名	御子	御配遇御資格	御父	御母	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
中和門院藤原前子	後水尾	後陽成女御	關白太政大臣從一位近衞前久三女 關白太政大臣從一位豐臣秀吉養女			寬永七、七、三薨
東福門院源和子	明正 後光明後西院靈元養母	後水尾中宮	太政大臣贈正一位德川秀忠(五女)	贈從一位淺井鶴子		延寶六、六、十五崩
壬生院藤原光子	後光明	後水尾後宮	贈左大臣從三位園基任			明暦二、二、十一薨
逢春門院藤原隆子	後西院	後水尾後宮	贈從一位左大臣櫛笥隆致(一女)			貞享二、五、二十二薨
新廣義門院藤原國子	靈元	後水尾後宮	贈左大臣從二位園基音	某(出羽守從五位下谷衞長女)		延寶五、七、五薨
敬法門院藤原宗子	東山	靈元後宮	內大臣正二位松木宗條	從三位河鰭秀子		享保十七、八、三十薨
新崇賢門院藤原賀子	中御門	東山後宮	內大臣從一位櫛笥隆賀(一女)	藤氏(正二位權大納言西洞院時成女)		寶永六、十二、二十九薨
新中和門院藤原尙子	櫻町	中御門女御	攝、關、太、從一位近衞家熙(三女) 太政大臣贈正一位德川家宣猶子	贈從三位町尻量子	享保十三、六、二十六贈皇太后	享保五、正、二十薨
開明門院藤原定子	桃園	櫻町後宮	參議正四位上左近衛中將姉小路實武(一女)			寬政元、九、二十二薨
靑綺門院藤原舍子	後櫻町、後桃園養母	櫻町女御	關白從一位左大臣二條吉忠(二女)	從三位前田利子	延享四、五、二十七、	寬政二、正、二十九崩
恭禮門院藤原富子	後桃園	桃園女御	關白太政大臣從一位一條兼香(四女)	藤氏(從二位權中納言飛鳥井雅豐女)	明和八、五、九、	寬政七、十一、三十崩
盛化門院藤原維子	光格養母	後桃園女御	攝政關白太政大臣從一位近衞內前(三女)	卜部氏(正二位神祇權大副吉田兼俱養女)	安永十、三、十五、	天明三、十、十二崩
新淸和院欣子內親王	仁孝	光格中宮	後桃園天皇(第一皇女)	盛化門院藤維子	文政三、三、十四、	弘化三、六、二十崩
新朔平門院藤原祺子	孝明	仁孝女御	關白太政大臣從一位鷹司政通 實 關、左大、從一位鷹司政熙十六女	從三位德川濟子 實母豐岡婁子	弘化四、三、十四、	弘化四、十、十三崩
英照皇太后藤原夙子	明治	孝明女御	從一位九條尙忠六女	唐橋姪子	慶應元、三、十八、	明治三十、一、十一崩
皇太后(御名美子)	今上	明治皇后	從一位一條忠香三女	順子女王	大正元、七、三〇、	

后、後二條院准母、日本國母儀」とあるがごとき其一例なり、詳しくは表に就て見るべし。

コクマデコク 石間出石 江戸時代、增高の稱、地方凡例錄に、鄕帳割符等に、石間石出と申て高相增名目記あり、又田畑成出高と記高增あり、一事兩名也、畑の石盛、田の石盛に直るに付、石盛違ひ丈け高相增し、石盛と石盛との間より出る故石間出石とも唱ふる事也」とあり、

コクマヒキ 石間引 江戸時代免租の一、地形變じて田の畠となりしもの等は石盛下る、乃ち舊石盛に異なるを以て、租を減ずるなり(地方凡例錄、大日本租稅志)

コクメイクワン 克明館 舊鶴舞藩の學校 [所在]上總國市原郡鶴舞村字地子來 [起原沿革]明治初年井上正春之を創建す、明治四年盛大の時と爲す [構造]建坪五百五十二坪、附屬地千四百五坪(日本敎育史資料)

コクメイクワン 克明館 舊濱松藩の學校 [所在]遠江國敷知郡濱松東高町引馬坂上 [起原沿革]弘化三年館林より封を轉じて濱松に移り、先封水野大監物造營する所の校舍の舊貫に仍り之を用ふ、但講堂は舊を毀ち更に結構せり(日本敎育史資料)

ゴクモン 獄門 [名義]武家時代罪人の首を梟する刑、江戸時代にては正刑たり、もと其首を獄屋の門前にかゝげたるより名づく、又梟首ともいふ [方法]王朝時代には、まづ首を斬りて之を矛に貫き、京中の大路を行き、衆人に示して後、獄門の前

なる楝の樹に懸くるを通則とす、其事絶えて後も、梟首を獄門に懸くるといひ、轉じて單に獄門とも稱し、鎌倉以後には遂に刑名となれり、室町時代には柱と横木と組み合はせ、横木の上に、方八寸より五寸に至る頸臺あり、其中央に長さ五寸の釘を打ちて首を刺す、下臺には臺なし、されど此刑は、別に法を設けて施行したるにあらざれば、各地悉くかくのごとくなるにあらず、江戸時代には、大抵、淺草小塚原と、品川鈴か森との兩刑場に梟したり、其法は獄內

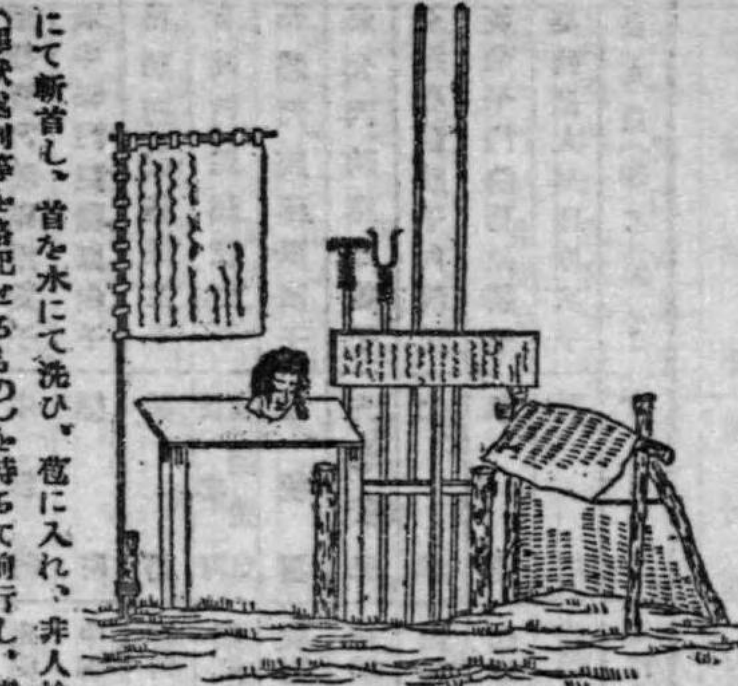

(刑罪大綱錄所載)

にて斬首し、首を水にて洗ひ、俵に入れ、非人捨札(罪狀處刑等を略記せるもの)を持ちて前行し、其場に送りて之を梟し、又非人を以て番人とし、二夜三日の間晒しおきて後に首を棄つるなり、捨札は三十日間刑場に建ておくものとす、罪の重きは引廻等の附刑ありて、罪狀を錄したる紙幟を前に建つ、又犯罪地に於て梟首することもありき、なほ刑罪大綱錄に、「死罪御仕置之通、首打役首討候得ば、非人直に首引揚、手桶之水に而洗ひ、兼而手當致置候俵に入、獄門撿使、町方年寄同心雙方二人出居、右首請取、先え幟捨札持道具、其跡首入候俵を非人兩人に而差荷ひ、右撿使同心差添、淺草品川御仕置場え罷越、獄門に掛レ之、但引廻し無レ之候得ば幟無レ之、一、獄門臺一ッえ二人三人一所に掛け候儀も有之候由之處、文化三年卯年四月二十五日、兩町奉行懸に而、於二淺草一獄門兩人有レ之、臺も二ッに掛、其後同六年十月二十七日獄門二人臺二ッに掛け候由、右は人數に寄差略も有レ之事歟、なを札すべし、一、獄門首晒日數三日二夜、(上番人、谷のもの六人、下番人、非人六人)但三日目掛り町奉行所え彈左衛門伺之上取捨、一、右晒中近邊御成、其外障之儀有レ之候得ば、町奉行より申付取捨、一、捨札は三十日建取捨、右同斷の節は取除け置、殘日數建レ之」と見えたるにて之を知るべし

制度 御定書百箇條に據れば、密通を爲し、實夫を殺す樣勸めて手傳なせし者、密通の女、實夫へ疵付けし者、多數にて有夫の女を姦せし頭取、養母、養娘、與に姪と密通せし男女、密通の僧侶、盜み入りて疵付けし者、徒黨を爲して盜に入る頭取、雜物を追剝ぐ者、巧にて人を欺ち、同類の內より取扱物をねだり取る人々を疵付けし者、毒飼にて人を殺す者、人相を以て御尋ねの者を囲置き又は召仕ひて訴出ざる者等には、この刑を科し、尙ほ金子を附て貰ひし子を捨つる者、主人の妻と密通の男、片輪物を殺し、品を盜む者、毒藥を賣る者、似天秤、似桝造る者、人を殺し盜を爲す者、地主を殺せし家主、主人の親類を殺す者、舅、伯父、伯母、兄、姉を殺す者、支配を受ける名主を殺す者等には、引廻(「ヒキマハシ」參看)の上獄門に處せらる **起原** 崇神紀に、「萬以二刀子一刎二頸死焉、朝廷下レ符僞、斬二之八段一、散二梟八國一云々」とあれど、梟首の始めとはなし難し、貞信公記に天慶三年五月十日の條に「左中辨少辨等有二將門首□□市司可レ懸二外樹一之仰」とあるや、其初見なるべき **沿革** 後三條天皇延久元年大和國釜摩多山の盜賊親を捕へて梟首し、後三年の役、源義家、淸原武衡、同家衡等を斬て首を梟し、平治の亂、藤原通憲の首を獄門にかけたれども、これ刑罰の爲めに行ふにあらず、只武威を示す一端と爲すに過ぎず、鎌倉時代以後はじめて刑名となり、室町時代に亘りて往々梟首の事史に見え、明治初年に至るまで尙ほ行はれたり、明治十二年途に廢止す(德川政刑史料、刑罪大綱錄、古事類苑法律部)

コクモリ 石盛 田畑の肥瘠に准じ、上中下下々四等の差を立て、一段毎の收穫高を定め、その高に准じて年貢高を定むるを云ふ、段別に石高を盛付る故に名付たるなり、また單に盛ともいふ、また斗代ともいふ、石盛は、其土地の善惡、地質の高下により盛付の法種々あり、文祿檢地の石盛は、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗、屋敷地は一石二斗、下々田、下々畑、山畑、野畑等は見計ひにて斗代を定むる也、地方落穗集に、仕出の算法は、上田一歩に、籾一升出するとして、一段即三百歩にて、籾三石生ず、而して一升に五合摺の見積にて、米一石五斗を得、其內七斗五升を公納し、他を所得とせば、是を五公五民の法と云ひ、公納七斗五升を、十五盛の根取とす、若し四公六民に分つ時は、盛十五、根取六斗とす、都石盛は、一石五斗なれど、公納は六斗なり、又一段一升毛の籾を、干減二割引二石四斗と成るを、五合摺にして、一石二斗と成る、是を十二の盛と云、是を五分取にせば、根取六斗あり、如レ斯くによりて石盛を仕出し、次第を分つ也」といへり、畑の石盛は、下田の位を畑の上に相立るを通法とせり、然れど古法は中田の石盛を、上畑の假石盛にして、田畑六分違の六を乘じ、上畑の盛とす(地方凡例錄、田園類說、田制篇、大日本租稅志)

コクモリチガヒビキ 石盛違引 江戸時代免租の一、古檢の地を捨し、石盛下れば現高を古高より減す、因てその減高を石盛違と稱して、其租を減ずるなり(地方凡例錄、大日本租稅志)

ゴクラクヰン 極樂院 **所在** 山城國京都市下京區龜屋町○紫雲山極樂院光勝寺といふ、また空也堂と稱す **宗旨** 時宗、空也念佛の本寺 **起原** **沿革** 初め僧空也洛北鞍馬山に於て、苦修練行せし時、一鹿來り馴る、時に貞盛なるものあり、性獵を好み山中に馳驅してその鹿を獲たり、空也大に痛み、その鹿を請ひ、角を取て杖頭に挾み、皮を裘とし、佛理を說て貞盛を戒む、貞盛大に悔ひ、翻然志を改め、佛門に入て空也の法弟となり、有髮蓄妻の身を以て法讃を諷誦し、鉦を撃ち瓢を敲き、歡喜踊躍して人を化導し、終に堂宇を建立し、空也の像を安じて本尊とし、貞盛自ら第二世となる、その後屢々災し、屢々再建し以て今日に及べり、明治維新後時宗に編入し、天台宗の所轄に屬せり○本堂、北向、二重瓦屋にして、空也上人自作の像を本尊とす、脇士は地藏毘沙門にて、北壇に阿彌陀佛を安じ、南壇に貞盛の像を安置せり、每歲十一月十三日當寺に於て、歡喜踊躍の念佛を修す、俚俗之を空也堂の鉢敲きと云ふ(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)

ゴクラクヰン 極樂院 新元興寺(シングワンゴウジ)を見よ、

ゴクラクジ 極樂寺 **所在** 相模國鎌倉郡極樂寺村○靈鷲山感應院と號す **宗旨** 眞言律宗、南都西大寺末○本尊釋迦 **起原** 北條重時の創立、始め正嘉中に一老衲あり、一宇を營み丈六の彌陀を安置し、極樂寺と名づく、然るに經營の功終らずして寂す、正元の初め、重時寺域の狹少なるを見て、新に地をトせんとし僧忍性に議す、性答へて西南に地獄谷の靈場あり、これ招提の地なりと、重時就て一宇を遷す、卽ち今の境內なりと、重時の子武藏守長時、その弟業時等力を戮せ修飾し、支院四十九院を構造す、堂宇壯麗の大伽藍となる、文永四年八月性此寺に住し、開山となる **沿革** 建治元年堂宇回祿に罹る、性墓緣再造して舊觀に復す、弘安四年勅により、蒙古降伏を祈る、時宗其功を奏して御祈願寺とす、元弘二年勅願寺とし、三年八月寺領安堵の綸旨あり、足利尊氏同義滿深く之を信じ、塔頭地藏院に地を寄せ寺領の課役を免除せり、管領氏滿も又役夫工米以下諸役を永く免除す、成氏の時、每歲二月の舍利會に參詣し、五月寺主を營中に請招する禮を盡せり、應永三十二年再び回祿に罹りて烏有となる、永享五年九月地震により塔九輪轉倒す、其後堂宇漸く衰頽し、佛殿及び塔頭一院のみとなれり、天正十九年十一月德川氏寺領九貫五百文の朱印を給ふ○寺寶に古文書多し(鎌倉志、鎌倉勝攬考、相模國風土記稿)

コクラジヤウ 小倉城 **所在** 豐前國企救郡小倉市の中央○勝山、又勝野城といふ **起原沿革** 起原詳ならず、嘉吉二年の頃其名見ゆ、後世冷泉高鎬此に居城、天正十五年毛利勝信此に封ず、慶長五年の亂後、黑田孝高淺野長政等居城せしが、尋で細川忠興之に代り、封三十七萬石を領し、同七年より城を築き、同十三年に至りて成る、寬永九年十二月小笠原忠直播磨より來り治す、封十七萬石、子孫傳へて慶應に至る、其初年毛利氏の爲めに陷る、廢藩後兵營を置き、現今十二師團を置く(豐前志、主圖合結記、明治政覽、明治政史)

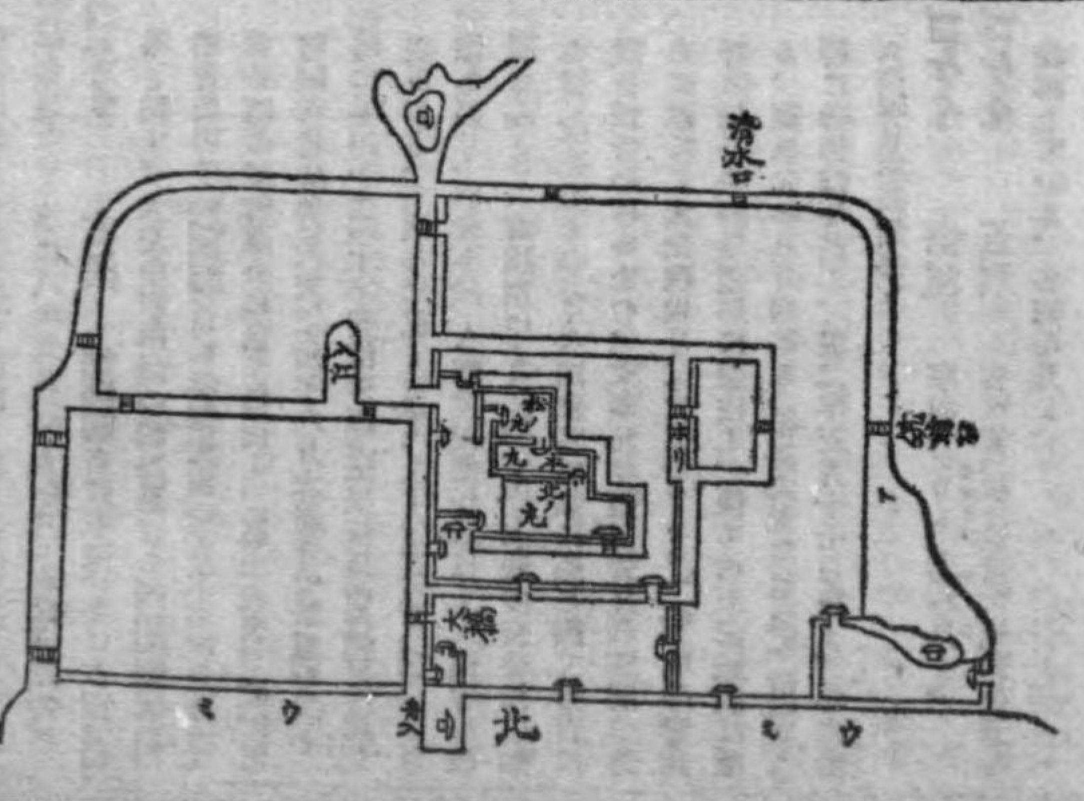

コダリイロ 小栗色 襲の色目の名、雅亮裝束抄には表は紺色にて、裏は薄青なりとし、雜事抄には裏は薄紫なりといへり、秋季に大人著用す、

コクリン 鵠林 白隱(ハクイン)を見よ、

コクリヤウ 國領 **名義** 國司の領する所をいふ、また國衙ともいふ、國司の廳を國衙といふに因てなり、其私有すること、略莊園に類し、租入を專收す、故に、莊園と國衙とを相連稱す **沿革** 後鳥羽

天皇文治元年八月、太宰府管内武士押領制すべからざるの國あり、早く其濫行を停止し、國衙は舊の如く、國司に付せしむべしとの院廳下文あり、同二年六月、源頼朝、國衙は先例に任せ、國役雜事を勤仕すべし」と令し、後堀河天皇貞永元年閏九月、畿內近國西國堺論國領たらば、國司の成敗たるべしと令し、順德天皇建暦二年、諸國の吏恣に國領公田を神社佛寺に寄進し、永代免許の字を載す、自今以後勅免を帶びざる地は其寄進を停止すべしと令し、後花園天皇永享十一年、美作國衙の掠島巡年なるを以て、先例に任せ、國衙廳に進濟せしむ(大日本租税志)

ゴクラフ　極臈　藏人所(クラウドドコロ)の條六位藏人を見よ、

ゴクワウゴンテンワウ　後光嚴天皇

【名稱】御名は彌仁(イヤヒト)、法諱光融【系統】光嚴天皇の第二皇子、御母陽祿門院藤原秀子、北朝四代の天皇【事蹟】曆應元年三月二日御降誕、觀應三年八月、足利尊氏天皇を迎へ立つ、時に年十五、南朝の諸將屢々兵を起して來り侵す、よりて乘輿屢々播遷す、位に在ること十二年、改元するもの五、應安四年三月位を太子緒仁(オヒト)に讓る、同七年正月二十九日崩御、御壽三十七、山城國紀伊郡深草村大字深草深草法華堂陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

ゴクワウミヤウテンワウ　後光明天皇

【名稱】御名は紹仁(ツグヒト)、幼稱は素鵞宮(スガノミヤ)【系統】後水尾天皇の第三皇子、御母は壬生院藤原光子、園基任の女、第百十代の天皇【事蹟】寬永十年三月十二日御降誕、同二十年十一月、明正天皇の讓を受けて位に卽く、在位十一年、改元するもの三、承應三年九月二十日崩御、御壽二十二、山城國下京區今熊野町月輪陵に葬る、天皇は近世における英主なり、幼より學を好み、粗々大義に通じ給ふ、常に、佛學は面白きものなれども、體はあるやうにて用のなきものなり、天子諸侯は、別して人民の主たるものなれば、宜しく有用の學を爲すべし、また唐漢の古註は適切ならざるが故に朱氏の新註によるべしと宣ひ、意休庵を召して易經を講ぜしめらる、而して程朱の學の開けたるは藤原惺窩の功なりとて、慶安四年九月惺窩文集に御製の序を賜ふ、本邦庶士の著に、御製の序あること、實に茲にはじまる、天皇また釋典の儀を再興せんとする叡慮ありしが、早く崩じ給ひしを以て、其事遂に已みたり、なほ源氏物語は婚媒の書にして人道に害ありとて、之を斥け給ひ、和歌もあまり多く好み給はざりしかごとし、然れども其宸藻に富ませ給ひし事は、或時後水尾上皇宮中に御幸ありし時、十首の歌を天皇におくられしに、上皇が供御など聞こし召さる間に、十首の歌の返しを詠じて進らせしかば、大に感じ給へりといへるにても明かなるべし、また常に酒を好み、屢々酣飲に及ばるゝことあり、德大寺公信之を憂ひ、一夕酣飲興酣なる時を度りて諫め奉りしに、天皇震怒、劍を按じて起ち給ふ、公信從容として曰く、古よりいまだ天皇親ら人民を斬り給ひしを聞かず、實に古今の一人たり、況んや上諫を納れ給はゞ臣が命もとより惜しむ所にあらずと、會々左右公信を引いて退く、天皇稍ばずして宴を罷む、然れども遂に其非を悟り、明日公信を召して謝する所あり、且つ昨日按ずる所の劍を給へり(槐記、承元遺事、野史、陵墓一覽)而して天皇崩御の後火葬の議ありし時、魚商八郎兵衞憤慨し、周旋奔走の結果土葬に決したることは有名なる話なれども、可觀小說、山陵志等の外全く散見せる處なし、疑ふべきに似たり、

コクワン　虎關　師錬(シレン)を見よ、

ゴクワン　五官　上賀茂社の神主、禰宜、權禰宜、祝、權祝を云ふ、

コケイ　虎溪　【名稱】名は永義【系統】長門毛利氏の族【事蹟】寬文中伊達綱村聘して仙臺東昌寺の住職とす、元祿年中東福寺に住す、綱村之に金襴法衣と黃金とを贈る、世に之を千金法衣といふ、後ち亦東昌寺に歸る、綱村別に一寺を建て虎溪に開祖たらんことを乞ふ、虎溪曰く、貴封內黃檗派なし、僧鐵牛と云ふものあり延て開祖とせらるべしと、卽ち大年寺是なり、享保八年九月寂す、年八十(仙臺史傳)

コケイ　古溪　【名稱】名は宗陳、字は古溪、蒲菴と號す、大慈廣照禪師の號を賜はる【系統】越前國朝倉氏の子【事蹟】京都紫野大德寺百十七世の法主、初め郡の謹雪穎公に就て得度し、穎公死後、紫野江隱顯和尙に參す、天正元年九月大德寺の法燈を嗣ぐ、時に年四十二、十年豐臣秀吉、織田信長の爲めに總見院を創し、古溪を始祖となす、十八年秀吉、利休の專恣を怒り、利休を殺し、尋で四使を遣はし大德寺を破滅せんとす、古溪懷中より劍を出し、法の衰替此の如し、吾唯死あるのみと、四使其雄氣に感じ歸て秀吉に說き毀寺の事を止む、文祿元年豐臣秀長の冥福の爲めに建てし大光院域り、之に居ること一年、明年春紫野に歸り先師の遺跡に歷住し、後ち市原常樂院に隱る、慶長元年八月病革る、後陽成天皇德風を欽仰し、特に禪師號を賜ふ、翌二年正月十七日寂す、年六十六(續日本高僧傳)

ゴケイ　悟溪　宗頓(ソウトン)を見よ、

ゴケイ　五刑　古へ笞(チ)、杖(ヂヤウ)、徒(ヅ)、流(ル)、死刑の五を總稱していふ、各條を見よ、

コケイロ　苔色　染色の名、萠黃の濃きものをいふ(蘿驗草)○襲の色目の名、表は香のくろばみたるにて、裏のふたあゐなるものをいふ(四三條裝束抄)

ゴケウクワン　五教館　舊大村藩の學校【所在】肥前國彼杵郡大村玖島城門外本小路【沿革】寬文年中藩主大村純長、學校を郭內櫻馬場に設け、藩士をして文武の業を學ばしむ、單に學校と稱す、元祿七年靜壽園と改む、寬政二年同郭內櫻田に移り、校內を二分し講學所を五教館と稱し、演武場を治振軒と名く、寬政三年八月釋奠を行ふ、同八年正月禮法の一科を設く、又文化十三年習字科を置く、天保二年正月、學校を城門の外本小路に移す、地坪千百三十八坪、明治廢藩の時廢館す(日本教育史資料)

コゲチヤ　焦茶　染色の名、くろばみたる茶色をいふ、

ゴケニン　御家人　【名義】武家の臣下を云ふ、單に家人とも云ふ、家子、家臣、家僕、家士と云ふも皆同じ、沙汰未練書に御家人とは往昔以來爲ニ開發領主一賜ニ武家御下文一人事也」とし、式目抄に、御家人とは家禮の人也、主從の禮をなす輩を云歟」常陸大掾傳記に、家子と云は、本領を持たる名代の人の奉公するを家子と云也、一家の端なれども、本領重代の名字懸る所になき人は家子とせず、是を家人と云なり」と見えたり、按ずるに、家人(イヘノヒト)とは、始めは一族の人を單に家人又は家子と稱せしが、後には一般にその家に仕ふる人を稱するに至り、家臣、家士とも唱へしなるべし、令制賤民の家人より出でし名なりとの說あれども、信じ難し、また江戸時代には、上述のごとき、武家の臣下なる廣義の外、狹き意味に於ては、幕府に仕へて秩祿を食むもの、中、將軍に拜謁する能はざるもの、卽ち御目見以下の士を御家人と稱し旗下と區別したり【起原沿革】太平記籠馬進奏の條に「諸國の御家人の稱號は頼朝卿の時より有て、已に年久しき武名なるを、此御代に始て其號を被止ぬれば云々」とありて、頼朝の時起りしが如く云へるは誤なり、蓋し藤原氏權を專らにせしより以來、藤氏以外の諸氏京都に意を得ざるもの、地方に去りて土豪と婚を通じ、縁を結び、多くの土地を領有して、多くの子弟を撫養せしより起りしものなるべし(「ブシ」參看)御家人の名の見えたるは、吾妻鏡治承四年六月二十四日の條に、累代御家人と見え、同年九月三日の條に、「景親乍爲源家譜代御家人云々」、家人は百練抄正治元年正月二十五日の條に故頼朝卿家人云云」、奧州後三年記家衡乳母の詞に家人と見え、家子は吾妻鏡元曆元年九月十四日の條に、重賴家子二人と見えたるを始めとす、家臣は豆相記粮井日記に、家僕は江濃記に、家士は豆相記等に見えたり、而して江戸幕府の御家人は、家祿二百三十石を高祿とし、給金四兩一人扶持を最下級と爲す、譜代と一代抱との區別あり、また二半場と唱ふるものあり、譜代のものは、小普請に入り非役となるも、二半場は小普請に入らずして、日付支配無役と唱へて非役となり、皆隱居して家督を讓ることを得れども、一代抱のものは、非役にてあることを得ず、また隱居をなし家督を讓ることをも得ざりき、なほ譜代の御家人に席以上と席以下との別ありて、席以上とは躑躅間にて隱居家督相續を申付られ、又は燒火間にて申付らるゝ役を奉ずるものをいひ、席以下とは、隱居家督役儀、普頭支配の宅にて申付らるゝ身分の者をいへり、而して席以上は、鎗を立て肩衣を著し、熨斗目白帷子を著し、兩扉の門を作り、玄關を構ふることを得るも、席以下にては與力と徒組の外は、肩衣を著し、熨斗目白帷子を著、鎗を立て、若黨を召連るゝを得ざりき、御家人より旗下となるには、御目見以上の役を三轉するか、もしくは三代御目見以上の役を勤めたるものにあらざれば許されず、故に御目見以上の役を勤めて、未だ永々御目見以上の申渡を受けざりしものは、其身一代、御目見以上の格に在りて、其子の代に至れば、御目見以下に戻るものとす(德川盛世錄)なほ此時代の中世以後に至りては、御家人株といふものを生じたり、卽ち御家人の資格を賣買する株にして、窮乏の御家人等は金錢を以て、其家を庶民に讓り渡したるなり、されば農工商のごときものは、いづれも金を出して此株を買ひ、御家人の姓を冒して幕士となるもの多かりき、

コケン　古撿　撿地(ケンチ)を見よ、

コケン　沽券　賣却の證書、賣券とも云ふ、多く土地家屋等に用ふ、賣買券(バイバイケン)を見よ、

ゴケン　固關　朝命によりて、諸國の關所を警固するをいふ、關所には平生にも守備ありと雖も、朝廷の大儀、もしくは騷亂等のある場合に當り、特に非常を戒愼せんが爲めに、使を遣はして之を固めしむるなり、而して其固めを解くを解陣といふ、詳しくは御代始抄にあり、就て見るべし、

ゴゲン　五絃　樂器の一種、其形琵琶の製の如くして小、もと木を以て彈きしが、唐太祖の時、始めて手彈の法あり、何時頃我邦に傳はりしや詳かならず、和名抄には此器の說明見えざりき、三代實錄元慶三年十月四日の條に、「雅樂寮申請、庫中樂器五絃有レ乘、琵琶有レ缺、交替之日還爲ニ負累一、須下以ニ五絃之乘一、補中琵琶之缺上、太政官處分行レ之」、とあり(陣氏樂書、歌舞品目)

ゴゲンプクリウフギヤウ　御元服總奉行　「ゲンプクブギヤウ」を見よ、

ゴゲンプクブギヤウ　御元服奉行　「ゲンプクブギヤウ」を見よ、

ゴゴ　五鈷　金剛杵（コンガウシヨ）を見よ、

ゴゴウ　箜篌　「クダラゴト」を見よ、

ゴゴウ　戸口　戸（コ）を見よ、

ゴゴウゴミン　五公五民　其年の作米收納を折中し、五分を官衙へ收め五分を農民の收得とするをいふ、例へば、米十石を得ば、五石の年貢とし、餘りの五分を、百姓の作徳として、有することをいふ、若し、官へ四分、百姓へ六分の時は、四公六民と稱す、五公五民よりは寛なり、之に反し、六公四民となる時は、酷にして六分は官に、四分は民の有となるなり、其他總て之に准じて知るべし（田園類說、勸農固本錄、農政坐右）

ゴゴウハジメ　御行始　皇子皇女の御誕生後、又は新造御所に御移徙後に始めて御行あるを云ふ、武家起るに及びて、將軍年始に他所に赴くことを僭稱して御行始と云ふ、後には御所移徙の後、及び若公誕生後等始めて他所に赴くを總て云ふ（古今要覽稿）

ゴゴクジ　護國寺　【所在】武藏國東京市小石川區大塚坂下町○神齡山悉地院と號す【宗派】眞言宗新義派○本尊如意輪觀世音菩薩【起原沿革】延寶八年將軍德川綱吉、僧亮賢を召して大塚藥園の地を賜ひ、一寺を草創すべき事を命ぜらる、亮賢は上野國大聖護國寺の住職たりしが、綱吉の生母桂昌院深く之に歸依したるを以て、江戸に招き祈禱など行はしめしが、遂に綱吉に勸めて、寺院を建立せしむるに至りしなり、かくて翌天和元年に至り造營落成せるがゆゑに、桂昌院所持の觀音像を以て本尊と爲し、寺號を護國寺と賜ひ、京都仁和寺の末寺として、關東眞言宗の大檀林と定められ、寺領三百石の寄進ありて、祈願所と爲されたり、七年又三百石寄進あり、合して六百石を有し、後又加增して、千二百石となる、尋で元祿十年更に觀音堂を建立す、享保二年護持院燒亡するに及び、其再建を停め、改めて之を護國寺に移し、爾後從來の護國寺を護持院、觀音堂を護國寺と改め稱せしめ、隆慶を護持院の住職となし、護國寺を兼ねしむ、然るに隆慶はかくの如くにして、護國寺の、護持院の爲めに併呑せられ、全く絕滅せんことを恐れ、翌三年十一月、自力を以て、觀音堂の側に別に護國寺を建設す、寶曆二年、爾來護國寺の寺務は、總て護持院の住職より兼攝せしめ、護國寺の住職を定置せざることゝなれり、是に於て護國寺は、形式上全く護持院の附庸たるの姿を呈したり、後ち明治維新の際に及び護持院の役僧等は復飾願を出し、護持護國の兩寺共に廢寺たらんとせしを、根生院の僧直樹俊海といへる者之を慨し、護國寺は護持院の附庸たるが如しと雖も、其伽藍境內は皆護國寺に屬するものなり、假令護持院は復飾願を出せりとて、此伽藍境內は、決して一二役僧等の左右すべきものにあらずと、東京府へ上願し、終局護國寺再興といふ名の下に、其伽藍と境內との官沒を免れたりき、是即ち今の護國寺なり、「ゴザキン」參看（德川實紀、江戸名所圖會、大奧の女中、富田敎純氏「隆光」）

ココシ　小輿　輿の一種、屋形なく、四方に欄を周ぐらしたるものにて、欄は朱塗にして處々に金かなぐをつけたり、正月八日最勝講の時講讀師之に乘る、貞觀儀式に、正月八日講最勝王經儀條に、「講讀師前行者左右相分引進（各居小輿其擔丁著緋衣袴、白布帶、用駕輿丁）執蓋覆其上云々」と見えたり、又齋王入京の時、伊賀の堺にて小輿に乘り替へ給ふ事西宮記に見えたり、「コシ」の挿圖を見よ（輿車圖考）

ココシフヰ　古語拾遺　【卷數】一卷、群書類從卷四百四十六雜部一、經濟雜誌社本第十六輯に收む【內容】本書の發端に、蓋聞く、上古の世未だ文字あらず、貴賤老少口々に相傳へ、前言往行存して忘れず、書契ありてより以來、古を談ずるを好まず、浮華競ひ起りて還て舊老を嗤る、遂に人をして世を歷て彌新に、時代を逐て變改せしむ、顧みて故實を問ふに根源を識るものなし、國史家牒その由を載すと雖も、一二の委曲猶遺る所あり、愚臣言す恐くは絕えて傳ふることなからん、幸に召問を蒙りて蓄憤を攄んと欲す、故に舊說を錄して敢て以て上聞すと云爾」といへり、以て本書の性質を知るべし、多田義俊の說に、古語拾遺は正しき古書なれども、廣成が訴狀にして元來書籍には非ず、齋部を申立る條々に無理ありし故、訴狀の通にはとげざりしなり、古書にたがひなきものなれば考に備ふべし」といへり、此書を拾遺と名づけしは、齋部氏の祖と中臣氏の祖とは、もと互角の勢なりしに、其子孫に至りて中臣氏は勢を得、齋部氏は漸く六位五位の官にて居りたれば、是を憤り悲みて、十一箇條の漏れ遺りたる事跡を書きたて、作りし書なる故なりと和學通に見ゆ【註釋】龍尙舍著「古語拾遺言餘抄」五卷、藤原實延著「古語拾遺句解」二卷、芝田花守著「古語拾遺正訓」二卷、海隅白翁著「古語拾遺示蒙節解」四卷等あり【刊本】齋部廣成、大同二年二月十三日の奧附あり（古語拾遺、群書一覽）

ココシヨ　小御所　紫宸殿の艮位に在り、幕府の使臣所司代等に謁見を賜ふ所、近世參內の諸侯多く此に謁見す、淸涼殿の北廂より東に折れ、長廊を以て相通ず、南は紫宸殿、溫明殿、宜陽殿に通じ、北は

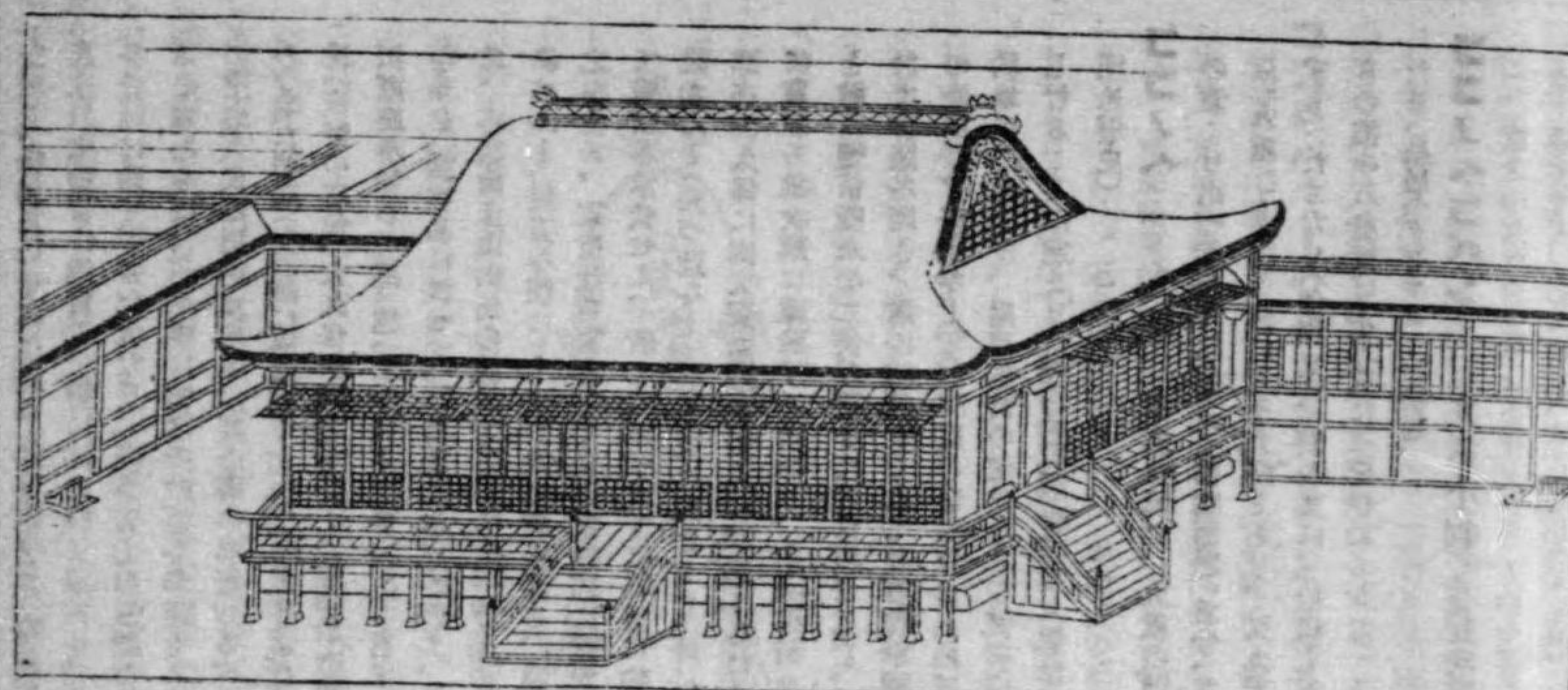

（鳳閣見聞圖說所載）

御學問所に通じ、皆架するに長廊を以てす、殿は南北榮、東面、兩下四阿、檜皮葺、檜木造り、中央の北を上段とし、三間四面十八帖、其南を中殿とし、又其南を下段とす、上段に同じ、東に二間に十二間の東廂あり、南北及び西に各一間の廂あり、廂外に椽あり、高欄を施し、東面及び南北に木階あり、上段は二重折上小組天井にて、襖繪は、紺青極彩色に、豐樂院元日節會の圖を畫く、狩野永岳の筆なり、其他殿中襖障子、紺青引、極彩色、古式又は名所風流を畫き、各色紙

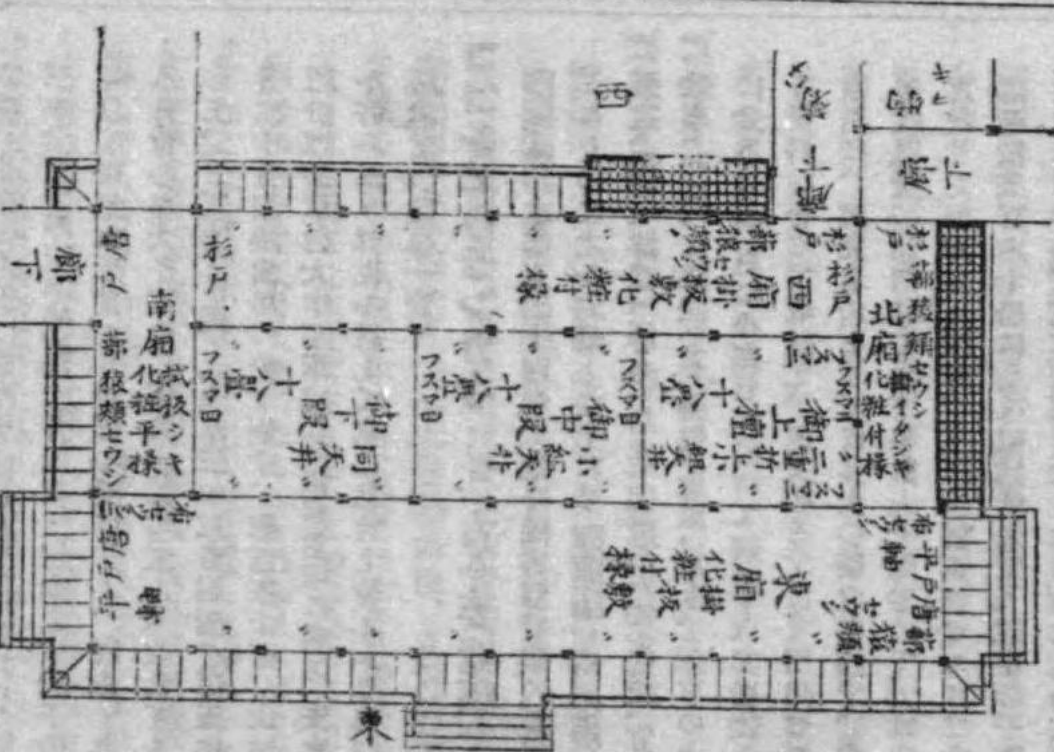

形を押し和歌を題す、殿前林泉の風光殊も淸雅を極めたり、皇居（クワウキヨ）の挿圖を參看すべし（安政造營誌、平安通志、京華要誌）

ココシヨ　小御所　御所（ゴシヨ）を見よ、

ココシヨノクワイギ　小御所會議　慶應三年十二月九日の夜、今上天皇、總裁、議定、參與及び五藩の重臣を小御所に召して、開き給ひし御前會議をいふ、是より先德川慶喜、大政を奉還し將軍職を辭するを以て其請を允し、王政復古の事を擧げ、その基礎を鞏固にし、國是を定めんが爲めに此會議ありしなり、此夜有栖川宮熾仁親王、仁和寺宮彰仁親王、山階宮晃親王、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、大原重德、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁は第二間の西に、德川慶勝（尾張）松平慶永（越前）、淺野茂勳（安藝）、山內豐信（土佐）、島津茂久（薩摩）は第二間の東に、田宮如雲（篤輝）丹羽淳太郎、田中邦之輔（以上尾張）、中根雪江、酒井十之丞（以上越前）、大久保一藏、岩下佐治右衞門（以上薩摩）、後藤象次郎、神山佐多衞（以上土佐）、辻將曹、久保田平司（以上安藝）第三間に孰も列坐す、是に於て中山忠能宣旨を傳へ、諸臣宜く聖意を奉體して公論正議を盡すべきを述ぶ、山內豐信直に席を進め曰く、今日諸藩の兵、兇器を擁して宮闕を警衞するは陰險にて、德川氏以下會津桑名の二藩を擯斥するが如きは不祥の甚しきものなり、德川氏大權を奉還し、政令を一途に出でしめ、國家の治安を圖る、其誠忠嘉賞すべきもの、且つ慶喜は天資英明なるを以て、今日此變革を行はゞ、宜に召して意見を諮詢し給ふべし、事の玆に出でざるは公議を採るの本旨に背く、二三の公卿何の定見あつて此暴擧を爲し以て天下の亂階を開かんとするやと、松平慶永亦其說に贊す、岩倉具視之

を廢し、德川氏の子孫は威權を弄して皇室を凌罔し、嘉永以來勅旨に違背し、擅に諸外國と盟約を結び禍を社稷に貽す罪甚だ大なり、慶喜若し自ら罪を悔ゆるの意あらば、何ぞ唯に虛名の政權を奉還して實力の土地人民を返納せざる、其心術の邪正知るべきのみ、未だ朝廷の大議に參與せしむべからずと論ず、島津、淺野の二侯、大久保一藏之を贊し、後藤象次郎、德川慶勝を始め、尾、越、土の諸士は皆慶喜を召すべきを論じ、議容易に決せず、時に聖上少憩を賜ふ、岩倉氏、再議尙は山內氏の固執するあらば一呼吸の內に決せんと、短刀を懷にし、淺野氏に意を語る、淺野氏之を止め、家臣辻將曹をして後藤象次郎に說かしめて豐信を承伏せん、若し尙承伏せずば吾更に豐信に說かんと、先づ辻をして象次郎に說かしむ、時に象次郎亦大久保に向て贊意を求め互に論難するに會す、將曹卽ち象次郎に諷諭する所あり、象次郎稍々意動き遂に豐信慶永の二侯を說きて之に服せしむ、是に於て再議を開き、遂に議論なくして慶喜將軍職辭退の奏聞は、慶永をして御聞届の儀を達せしめ、退官納地の二箇條は、尾張越前の兩侯をして慶喜に諷せしむることに定まり、以てその議を終る（明治政史、明治歷史）

ココノヘ　九重　禁裏を云ふ、九重の門の中の意より出づ、楚辭に、豈不鬱陶而思君兮、君之門以九重とあり、註に天子九門とあり、又九天になずらへたるなり（倭訓栞）、詞花集に「いにしへのならの都の八重櫻けふ九重ににほひぬるかな」と見えたり、皇居（クワウキョ）參看、

ココノヘコバン　九重小判　金貨玩賞品の一、重さ一匁九分五厘、金位上なりといへども、板少し薄劣なり、形ち楕圓、表に菊紋九ツを標とし、最も鮮明なり（金銀圖錄）

ゴコマツテンワウ　後小松天皇　【名號】御名は幹仁（モトヒト）、法諱は素行智【系譜】後圓融天皇の長皇子、御母通陽門院嚴子、第百代の天皇【事蹟】永和三年（南朝天授三年）六月二十六日御降誕、永德二年（南朝弘和二年）讓を受け、同年十二月卽位し給ふ、御年六歲、北朝の六代に當れり、足利義滿將軍たり、明德三年（南朝元中九年）閏十月南朝と媾和し、父子の禮を以て後龜山天皇より神器を受け給ふ、應永十九年八月位を皇太子實仁に讓る、在位三十年、改元するもの五、政を院中に聽く、永享三年三月剃髮、同五年十月二十日洞院仙居に於て崩ず、聖壽五十七、山城國紀伊郡深草村大字深草、深草法華堂陵に葬る、天皇歌を好み屢々群臣を召して常に詠吟し給ふ（皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽）

ココンエウランカウ　古今要覽稿　【卷數】寫本二百五十四卷、近時國書刊行會にて出版せるものは之を六冊となしたり【內容】部門を神祇、天文、地理、祥瑞、時令、居處、釋敎、人物、姓氏、官職、政事、和歌、文學、飮食、器財、禽獸、草木、雜事の十八に分ち、各門更に小綱目を設けて解說し、其徵證とせる資料を合せて收錄し、原文のまゝにて引用せるがゆゑに、研究者にとりては多大の便宜を感ず、なほ屋代弘賢の凡例によれば卷數一千餘卷にて大成の豫定なりしを知ると雖も、現に脫稿調進せるは二十四部卷數五百六十冊にして、豫定目錄中、部中の一門となせるものを、更に一部となしたるがごときも尠なからず、之を豫定目錄に比較するに、天文、祥瑞、居處、釋敎、官職、和歌、文學の各部は未だ一卷も調進せず、また神祇、地理、人物、政事の各部も、調進せるは、僅かに其一部に過ぎず、されば本書全部完成せば、遙かに千卷以上に上り、學界に貢益する處多大なりしならんに、中途にして屋代氏歿し、完成を見るに及ばざりしは遺憾といふべし【編纂者】幕府の命を奉じて、屋代弘賢總判となり、屋代通賢、大河戸儀成、志村知孝、橋本好脩、山下正房、林高典、栗山定興、南條近行、栗原信充、松岡行義、宮崎常正、池野好謙等數人相會して編輯、校正、圖畫、淨寫を分擔し、文政四年より天保十三年に至るまで二十二年間に、通計五百六十卷を調進せるものに係る、而して弘賢の歿したるにより、其完成に至らざりし事は上に述べたるがごとし（「國書刊行會」本古今要覽稿）

ココンチョモンシフ　古今著聞集　【卷數】二十卷、國史大系本十五卷に收む【內容】宇治拾遺及び江談抄に倣ひ、古今の雜事逸話等を記述したるものにして、歷史文學上參考とすべき事多く、殊に平安朝の末に於ける、史實は最貴重すべきものとなす、目錄は、卷一、神祇、卷二、釋敎、卷三、政道、忠臣、公事、卷四、文學、卷五、和歌、卷六、管絃、舞、卷七、能書、術道、卷八、孝行、恩愛、好色、卷九、武勇、弓矢、卷十、馬藝、相撲、强力、卷十一、畫圖、蹴鞠、卷十二、博奕、偸盜、卷十三、祝言、哀傷、卷十四、遊覽、卷十五、宿執、鬪諍、卷十六、興言、利口、卷十七、怪異、變化、卷十八、飮食、卷十九、草木、卷二十、魚蟲、禽獸」等となす、而して卷末に「建長六年十月十七日、宴後朝右筆、記之、當時凍雲片々、靑嵐淡々、添籬之殘菊、黃紫交色、引砌之小泉、鴛鴦雙翅、閑庭之物、足動我情者也、朝散大夫橘成季」とあり、また卷首に、建長六年應鐘中旬とある同人の自序を載せたり【著者】橘成季（古今著聞集）

ゴコンノマ　御獻間　【名稱】京都皇居內の御居間の名【所在】御學問所の北、常御殿の西南角より

長廊を經て西し、其左の所に在り【構造】梁行二間、桁行四間、二軒アハラ木舞物、屋根葺下し、檜皮葺、檜木造り、兩妻破風、上段格天井折上小組、中段其外猿頰天井、軒高石口より桁上端まで、一丈七尺、床高三尺四寸なり（安政造營誌、平安通志）

ココロバ　心葉　飾物の名、（一）大嘗祭等の時に冠の上に懸くるもの、天皇は櫻の挿頭（カザシ）にて銀にて作り、大臣は藤、大中納言は山吹、參議は梅にて滅金なり、雅亮裝束抄に「日蔭と云ふものを、左右の耳の上に下げたり、冠の巾子のもとに、ひかげのかつらと云ふものを結びて、白き糸のはしなど、ほとからみなどして、あげまきに名をむすびさげて、かたかたに四筋づゝかぶりのつのをはさめて、前に二筋、後に二筋、左右に下げたるなり、此糸さがる處に、こころばとて、梅の枝のちいさくつくりたるを、此のかつらにまとひて立てたり、かつらなければ、青き糸よし、此のこゝろば冠の前のすぢのもとゝ、後のかつら結びたる所に、たつと云ふ人あり、かたかたにはすぢもあり、こゝろ〱也」と見えたり、通鑑晉記流蘇註に「孟光曰、盤線繪繡之毬、五采錯爲之、同心而下垂者也、蘇猶鬚、又散貌、其藂、下垂、故曰蘇、今人謂條頭藂爲流蘇」とあれば、支那の同心結より出でしものか、冠（カムリ）の條參看、（二）筥其他のものに、物を入れて紐を結び、其餘りの下りたる紐に花の作り枝をつくるもの、源氏物語に、剃櫛の筥の心葉、又鏡にすぎたる沈の筥に同じき心葉のさま、拾遺集に、物へまかりける人のもとにぬさを結び袋に入て、遣はすとて、淺からぬちぎり結べる心葉は手向の神ぞしるべかりける、と見えにり、（三）贈物折敷などに添ふる飾物の作花を云ふ、花鳥餘情に、天曆二年藤花宴に「御膳の折敷心葉藤花云々」中院通茂卿七十賀記に、主人璽赤木机（中略）心葉松と見えたり、後世は折敷の四隅に糸金をもて、松枝をして糸にて葉を結びて、鶴など作りて立るもの、又は帛に銀の梅花をつけ、揚卷の緣を添ふる等種々ありと云ふ（倭訓栞、冠帽圖會、貞丈雜記）

（冠帽圖會所載）

ゴザイ　五罪　五刑（ゴケイ）を見よ、

ゴサイヰンテンワウ　後西院天皇　【名號】名は良仁（ナガヒト）、幼稱は秀宮、又花町殿と號す【系譜】後水尾天皇の第六皇子、御母は藤原隆致の女、逢春門院隆子、第百十一代の天皇【事蹟】寬永十四年十一月十六日御降誕、正保四年九月親王と爲り　承應三年踐祚、明曆二年正月卽位し給ふ、時に御年二十、位に在ること八年、寬文三年正月位を靈元天皇に讓り、院に在ること二十三年、改元するもの三、貞享二年二月二十二日崩ず、聖壽四十九、京都市下京區今熊野月輪陵に葬る、天皇の御宇災異屢々起り、地震月を踰ゆるも熄まず、民或はいふ缺德あるに因ると、爲に位を避く、讀書喫茶優遊歲を卒へらる（皇胤紹運錄、槐記、野史、陵墓一覽）

ゴサイヱ　御齋會　【名義】毎年正月八日より七日間大極殿（後には清涼殿）、物忌の時には紫宸殿にて、金光明最勝王經を講說して國家の安寧を祈請せらるゝ儀式をいふ、最勝經は殊に國家を鎭持する功あるを以て、年の始に講ぜらるゝなりと云ふ【儀式】當日上卿奉行以下參仕、定刻講讀師以下參着、衆僧の座定まりて、唄、散花、梵音、說法、論義等の事あり、十四日は內論義とて御齋會結願の日、御前に於て最勝王經を論義す、問者講師證誠等ありて、問答し、之を判す、卽ち此日公卿右近陣の座に著く、木陣饗を設く、著陣したる大將は橫座に著く、勸盃あり、三獻はてゝ、僧入るべき宣旨あれば是を召す、出居の次將進みて壁下の座につく、公卿御前の座につく、御殿の簾垂れたり、晝ノ御座の間に、香水机を立て、散杖を具しておく、二間の前に僧の座兀子二つ、北に昆明池の障子をおして、其傍に兀子二たてゝ、加持香水の人、めしたての役二人の座をたつ、廂は南に折れて、西向きに僧綱の座、簀子に論匠の座あり、かくて後七日の阿闍梨（東寺長老）參入して、加持香水の作法を勤仕し、畢て興福寺別當もしくは權官等、時に從ひて、其人を論匠に召し、御前の兀子に進みて論義せしむ、五番あり、各祿を賜ふ、事果てゝ皆退出す【起原沿革】書紀に天武天皇九年五月乙亥、始說金光明經于宮中及諸寺、とあるは始めなり、正月八日を恒例とす、年中行事秘抄には、稱德天皇天平神護二年正月八日、於大極殿始俸御齋會と見えたれば、此頃より定まりしにや、續紀に見えざれば確ならず、年中行事歌合、公事根源には、桓武天皇延曆二十一年正月以後常式となれりと云へり、內論義の始めは、孝德天皇白雉三年四月惠隱沙門を內裏に召して無量壽經を講ぜしめ、沙門惠資を論義者とし、又天長十年正月二十四日延曆寺僧圓澄を召して論義ありしを始めとや申すべからんと公事根源に云へり、鎌倉時代以後、用途闕如し、其式昔時の如く盛ならず、南北朝を經て室町時代には中絕せること、後花園院宸記に見えたり（江次第、年中行事秘抄、建武年中行事、公事根源）

ゴサイブシ　語斎節　淨瑠璃節の一種、承應明曆の頃、近江大掾語斎の創始する所、故に此名あり、又一に近江節とも稱す○語斎は俗稱を岡島吉左衛門と稱す、江戸吉原に住す、三絃を森甚之丞に、淨瑠璃を杉山丹後掾に學びてその妙を得、後に四郎與吉などの風を交へて一派を語り出せり（聲曲類纂、淨瑠璃史）

ゴサウシ　御曹司　「オンザウシ」を見よ、

ゴサウシ　御葬司　御大葬の時に設けらるゝ臨時の官、大葬一切の事務を掌る、文武天皇大寶三年、持統天皇崩じ給ふ時に、穗積親王、及び刑部親王をして、御大葬を掌らしむること、續紀にあるを初見とす、

ゴサガテンワウ　後嵯峨天皇　[?]御諱邦仁、法諱は素覺[?]土御門天皇の第七皇子、母は贈皇太后源通子、左大臣源通宗の女、第八十八代の天皇[?]承久二年二月二十六日御降誕、同三年土御門天皇遷幸し給ふ時、僅かに二歲、外家大納言源通方に養はる、通方薨後供奉息ろ[?]を以て、承明門院御所に移る、長ずるに及び僧とならんと欲す、承明門院之を止む、天皇意決せず、潜に石清水宮に詣で、運を寶歡禱す、夢に驗あり、榛葉の影再び改と、天皇覺て心に喜び、是より學問を勵み給ふ、仁治三年正月四條天皇崩じて後なく、時論恂々人疑惑を抱く、條明門院前攝政道家順德天皇の皇子忠成王を立てんとす、然れども承久以來皇位も關東の計たるを以て如何ともする能はず、北條泰時の意は土御門の後にあり、鶴岡八幡宮に詣で、籌を探り、亦協ふ、故を以て意決し、秋田城介安達義景を京都に遣して、天皇を立しむ、且つ謂て曰く、京都若し順德天皇の皇子を立ば、之を廢すべしと、義景京都に入る、承明門院人をなして見せしむるに、群臣忠成王の第に集まり、義景の至るを待つ、獨り前內大臣源定通天皇の土御門殿に侍す、義景至る、門庭寂寞として人跡なし、義景定通に謁して泰時の意を告ぐ、是に於て百官奔り赴く、二十日土御門殿に冠して親王となり、卽日踐祚す、六月西園寺實氏の女姞子を入て女御とす、七月大原法華堂に遣して顯德院を追改して、後鳥羽院と稱し、又所生源通子を追尊して皇太后とし、國忌山陵を定む、天皇每事九條道家、西園寺實氏に諮詢して決し、大事は悉く鎌倉に仰ぎ、自ら專にせず、朝威愈々衰ふ、中宮姞子皇子を生む、四歲にして位を讓る、是を後深草天皇とす、上皇閑院に居して院政を聽く、實氏院の別當となり、弟實雄と共に上皇に信任せらる、大宮院（姞子）又皇子を生む、上皇後深草の儲貳となし、正元元年十一月位を讓らしむ、是を龜山天皇とす、亦院政を聽く、文永五年薙飾し給ひし後も猶政を聽く、文永九年二月十七日龜山別院藥草院に崩ず、在位五年、御年五十三、火葬して、御骨を淨金剛院に奉安す、十年六月御骨を嵯峨法華堂（山城葛野郡嵯峨村大字天龍寺）に移す、法皇龜山の英邁なるを愛し、之に永く皇統を繼がしむるの志あり、然れども温好の御性なるを以て、崩御に臨み遺詔して萬事皆關東の成敗を仰がしめたり、これが爲め、後深草龜山兩院互に關東によりて皇位を爭ひ、皇室愈々衰ふるに至れり、世に後嵯峨法皇後深草上皇には、長講堂其他奉邑を讓り、龜山天皇には大統を讓り、各其後に傳へしむと云へるは大なる誤なり、天皇御卽位以後院政三十年の間、鎌倉の盛時に當り、海內昇平を極め、鳥羽殿を修し、嵯峨に宮を造り、龜山殿と稱し、吉野櫻を移植し、又藥草院、如來壽院、淨金剛院等を造り、或は熊野高野に巡幸し優遊日を送る、白河鳥羽天皇以後最幸福の君となす、又和歌に長じ、至る所吟咏す、藤原基家同爲家等に命じて續古今和歌集を撰ばしめ、親ら裁定す、世に傳ふ、寳治の時、八月朔近臣僞蟹を土器に盛り之を進む、位に登るに及び、嘉瑞となし、每歲必ず之を行ふ、後ち遂に天下に普く行はると云ふ（五代帝王物語、東山御文庫文書、大日本史）

コサカドノ　小坂殿　妙法院內に在る御所の名、移りて此所に住せし尊性、性惠兩親王なりと云ふ、山城名勝志に、按、妙法院門跡系譜に、尊性法親王、性惠法親王二代を小坂殿と記せり、小坂は綾小路の末に當れり、故に綾小路宮とも申すにや、今の妙法院御所の內に小坂殿といふあり、此御所の遺名なるにや、又妙法院白河殿も是同所乎といへり、徒然草に、綾小路の宮のおはします小坂殿云々」と見えたり、

コサク　小作　[?]江戸時代、期限を約定して他人の田畠を引受て耕作し、其收穫の幾分を地主に納め、餘は所得と爲すをいふ、作る人を小作人といひ、納むる料を小作料といふ、其分配の割合、小作人と地主との相對にて定まらず、國々によりて、下作、請作、入作、掟作、鄕作ともいふ、古の唱に、佃、御正作といへり、佃とは地頭の田を百姓請て作るをいひ、御正作とは、地頭の手作をいふ、小作は佃（フクリダ）といふべきを、世俗にかく唱へ來れるなり[?]直小作、別小作、永小作、名田小作、家守（ヤモリ）小作、入小作等あり、各條を參看すべし○地主と小作人との間に、取交はす證文は、一筆限字何因畑何段何畝何步何箇所預り致ニ小作ニ御年貢諸役勤る上は、小作入上ヶ餘米何程可ニ差出ニ相濟候はゝ何時成共地面取上候樣、其節一言の儀申間敷旨を記載して渡し、年期を極めて作るもあり、又は一箇年限もあり、或は年貢諸役共地主方にて、勤る樣に定め、年貢諸役米、餘米共一段何程と、俵數餘計に地主に納むる定もあり、是を定米、控米ともいふ（田園類說、地方凡例錄、田制篇）

コサクイレアゲ　小作入上　江戸時代小作料のことをいふ、「コサク」參看、

コサクニン　小作人　小作（コサク）を見よ、

コサクラヲドシ　小櫻威　小櫻革に威したる鎧を云ふ、「コザクラガハ」を見よ、

コザクラガハ　小櫻革　地色は藍染にて白く小さき櫻の花形を出だしたる韋を云ふ、鎧に小櫻威と云ふは、此の韋を細くたちて、威したるを云ふ、又小櫻を黄に返したると云ふは、小櫻革を黄に染めたるなり、小櫻の紋は黄になり藍の所は萠黄になるなり、かへしといふは藍の上を又黄に染めかへすなり（貞丈雜記）此の革にて作りたるを小櫻返黄縅と云ふ、異本保元物語官軍方々手分の條に、大の男のつらだましいまことにあらげなるが一騎すゝみ出たり、かちんのひたゝれに、こざくらをきに返したるよろひきて云々」「平家物語、源平盛衰記等にも數多見えたり「コチドシ」の挿圖を參看すべし、

コザクラガハヲドシ　小櫻革威　小櫻革（コザクラガハ）を見よ、

ゴサクラマチテンワウ　後櫻町天皇　[?]御名は智子（トシ）、初め以茶（イサ）宮と稱し、後ち緋（アケ）宮と改稱[?]櫻町天皇の第二皇女、御母は青綺門院皇太后舍子、第百十七代の天皇[?]元文五年八月三日御降誕、寬延三年三月內親王となり、寶曆十二年七月踐祚す、時御年二十三、明和七年十一月位を後桃園天皇に讓る、在位八年改元するもの一、文化十年閏十一月二日崩ず、聖壽七十四、山城國下京區今熊野町月輪陵に葬る（皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽）

コザケ　醴　甘酒をいふ、和名抄に醴、和名古佐介、一日一宿酒也」と見えたり、濃酒の義なり、應神紀「幸ニ吉野宮ニ時、國樔人來朝之、因以ニ醴酒ニ獻ニ天皇ニ」三代實錄、貞觀十二年十二月二十五日壬寅制、又諸國工匠役夫米鹽之外、加ニ給醴酒和布等ニ」と見えたり、延喜造酒式に「造ニ御酒糟ニ法、醴酒九升、料米四升、蘗二升、酒三升、醴酒者、米四升、蘗二升、酒三升、和合醸造得ニ醴九升、以ニ此爲ニ率、日遣ニ一度、起ニ六月一日ニ盡ニ七月三十日ニ供日六升」とあり、以てその製法知るべし、

ゴサタ　御沙汰　御達（オタツシ）を見よ、

コサヒキ　蔭引　檢地（ケンチ）を見よ、

ゴザン　五山　[?]禪宗の寺格、京都及び鎌倉に在り、左表によりて知るべし、

年度＼階級	五山の上（天下第一、五山の上）にすするもの	第一	第二	第三	第四	第五	五山に准ずるもの
建武元年	南禪（キ）大德（キ）	建仁（キ）	東福（キ）	萬壽（キ）	建長（カ）	圓覺（カ）	
曆應四年		建長（カ）	圓覺（カ）天龍（キ）	壽福（カ）	建仁（キ）	東福（キ）	淨智（カ）
康永元年		建長（カ）南禪（キ）	圓覺（カ）天龍（キ）	壽福（カ）	建仁（キ）	東福（キ）	淨妙（カ）
應安五年		建長（カ）南禪（キ）	圓覺（カ）天龍（キ）	壽福（カ）	建仁（キ）	萬壽（キ）	淨妙（カ）
至德三年	南禪（キ）	天龍（キ）建長（カ）	相國（キ）圓覺（カ）	建仁（キ）壽福（カ）	東福（キ）淨智（カ）	萬壽（キ）淨妙（カ）	

尼五山	
景愛　護念　檀林　惠林　通玄	以上京都
太平　東慶　國恩　護法　禪明	以上鎌倉

（表中、（キ）は京都、（カ）は鎌倉の符號なり）

[起原]五山の始め詳ならざれども、建長寺圓覺寺が宋の五山に擬して建立せしは明なり、正平元年建長寺の碑文に、「擬ニ中國之天下徑山ニ爲ニ五岳之首ニ」とあれば、建長寺は杭州臨安府の興聖萬壽禪寺（卽ち徑山）に擬して建立し、我國五山の一とせしものなるべし、後ち圓覺寺も五山に列し、正安元年淨智寺を同じく五山に列したり、然れども未だ五山完からず、德治二年に至り、龜山法皇の勅願寺南禪を鎌倉五山に准じたり、是より先京都には建仁寺東福寺あれども天台眞言に抑壓せられ、表榜して禪宗を弘むる能はず、鎌倉を本據としたるが、是に至り新勢力を成すの端となれり、尋で花園後醍醐兩天皇之に歸依し給ひ、殊に元弘三年鎌倉幕府亡びしより、形勢一變し、京都は禪宗興隆根據地となれり、建武元年正月勅して、南禪、大德を天下第一とし、建仁、東福、萬壽、建長、圓覺を五山としたり、是れ五山の備はりし始めなり[?]此の寺格は諸禪院互に不平ありしと見え、建武二年互に訴ふる所ありき、蓋し塞一佛光派[?]派の軋轢によるなり、尋で佛光派なる、夢窓國師京都に入り、足利尊氏直義兄弟の力を借るに及び、佛光派

の藤宗大に勢力を得たり、暦應四年少しく變改する所あり、北朝康永元年四月二十三日定めて、一建長寺(天龍之と同格)二圓覺寺(天龍之と同格)三壽福寺、四建仁寺、五東福寺とし、淨妙寺を五山に准じたり、應安元年十月十三日足利義滿五山十刹の住院年數條規を定め、同四年正月二十二日住持職撰補すべきことを定め、同五年四月十五日課陞法則を制定し、且つ寺僧三百五十人を譴ゆることなからしむ、萬壽寺は貞治二年五山に列したれど、遵行せず、應安五年九月四日義滿勸めて沙汰して五山に列したり、蓋し、應安五年八月十七日京都寺幕府制定の條規に背きて、五山の列を拳はれしを以て、其閥に補せしものなるべし。鎌倉京都五山の分れし年代は詳かならざれども、應安六年十月九日の令條に、關東五山の事とあるを見れば、この頃既に京都と分離せしものか、永和三年臨川寺を十刹より上げして、五山に列したるも、再び十刹に下せり、永德三年義滿相國寺を建立し、普明國師を請するに方り、同寺を五山に列せんとし、至德三年七月十日五山の座位を變革す、東福寺再び五山に列す、卽ち前の表に據ぐるもの是なり、是より京都と鎌倉とは全く分離して相對立す、應永八年幕府命じて天龍相國の位次を改め上下したり、翌九年に至り再び天龍寺を第一位とし、相國を第二位に下げたり、其後は位次更革せず(建武以來追加、扶桑五山記、諸五山十刹住持籍、鷲尾順敬氏五山考)

ゴサンキャウ　御三卿　「サンキャウ」を見よ。

ゴサンケ　御三家　「サンケ」を見よ。

ゴサンジョイウヒツ　御産所右筆

御産所奉行(ゴサンドコロブギャウ)を見よ。

ゴサンジョリウブギャウ　御産所總奉行　御産所奉行(ゴサンドコロブギャウ)を見よ。

ゴサンジョフギャウ　御産所奉行

武家の職名、將軍家御臺所の産の間の諸事を奉行ふ者を云ふ、室町幕府に至り、御産所奉行を御産所總奉行、御産所奉行に分れ、又御産所奉行を單に御産所とも云ふ、所奉行に分れ、又御産所奉行を單に御産所とも云ふ、産所の儀儀、及び養目鳴弦等の事を掌る(建武年中行事、嘉永元年舊原平三景時産の間の儀事を奉行せしを始めとす、室町幕府の時、永德二年正月、義詮將軍の夫人姪みて、義滿の生るゝや、誓滯及び臍帶の事あり、この時、評定衆の中より中條刑部少輔、二階堂能登守の二人、奉行(後に總奉行と稱せり)となり、松田右衞門尉、狩野伊豫正忠の二人右筆となり(後に奉行と稱すこその事を奉行す、爾後その佳例によりて、二階堂氏は世々御産所總奉行となる、又將軍家の時に至り、其孫守定(姓闕)義滿の時産所の湯薬を司る、義敎の時に至り、其孫守家亦關東奉行となり、松田氏は御産所奉行となる、義敎の時に至り、其孫守定(姓闕)義滿の時産所の湯薬を司御産所日記、武家名目抄、官制沿革略史)

ゴサンデウテンワウ　後三條天皇

後朱雀天皇御母は陽明門院禎子内親王、第七十一代の天皇諱は尊仁、法諡は金剛行圓後朱雀天皇第二皇子、御母は陽明門院禎子内親王、第七十一第に於て御降誕、同九年十二月親王宣下、寛德二年正月皇太弟と爲り、治暦四年四月後冷泉天皇崩御に及びて踐祚し、七月卽位し給ふ、御年三十五、初め後朱雀天皇遺詔して後冷泉天皇の次に天皇を立てんと欲し給ひしかど、外戚の援なきを以て殆ど事やまんとす、藤原能信の言に因り、卽ち立て皇太弟と爲り、關院を皇后となし、卽位の禮を太政官に行ふ、官廳卽位此に始まる、延久四年十二月位を皇太子貞仁に讓る、在位四年、年號一、享五年五月七日崩ず、御壽四十、山城國葛野郡花園村大字谷口圓宗寺陵に葬る、天皇御世に在る二十餘年、藤原氏の擅權を見て心甚だ不平なり、又藤ヶ原によりて權謀を總み給ひ、御世に及びて稍く其權を抑へ、政柄を專ぼる、禎子内親王薨ずるや、政事多く天皇の裁斷を仰ぎ、天皇其家に會して奏事を上らしめ、記錄所(キロクノトコロ)を設けて庶實を檢し、また撰制を定にせんと欲し、新に巻を作る、世に之を延久宣旨槪(エンキウセンジノオホムネ)と稱す)といふ、後冷泉天皇の末年、風俗薄惡、國て天皇崩ら後葉之を矯制し給ふ、幼より學を好み給ひ、才能絕倫、尊佛崇に遇に、好て笙を吹かる、一條天皇の時、疫病橫相門に踊して朝廷稍々弛びたりしが、天皇卽位最明、綱紀治を圖り、親ら機務をとられ、親候大に定まり、皇綱再び張張す、天皇位を皇太子に傳へ、既に居て政を決せんとし給ふも、猶予もなくして崩ず、輿論嘆じて、邦家の不幸これより甚だしきはなしと云ひ、大江匡房は、敎化世に被ること、承和延喜に比すべしといへり(扶桑略記禁聰記鈔(皇胤紹運錄、大日本史)

コザムラヒドコロ　小侍所

鎌倉幕府武家の役所、諸侍の宿衛扈從、及び弓始、射手の選定、錦色扇使等の事を掌る(鎌倉別當、承久元年始めて之を置く、北條重時なり之に補す、爾後北條氏を用ふ、所司、別當を補佐す、初め之を置かず、建長年中平岡實俊始めて補せらる、數年の後、北條氏既に執權に隙る、是れ別當は北條氏の世襲にて、幼弱の者在職するにより、既に實なして補佐せしめ、且其權勢な他家に移さ

輦輿之圖（輿車圖考附圖所載）

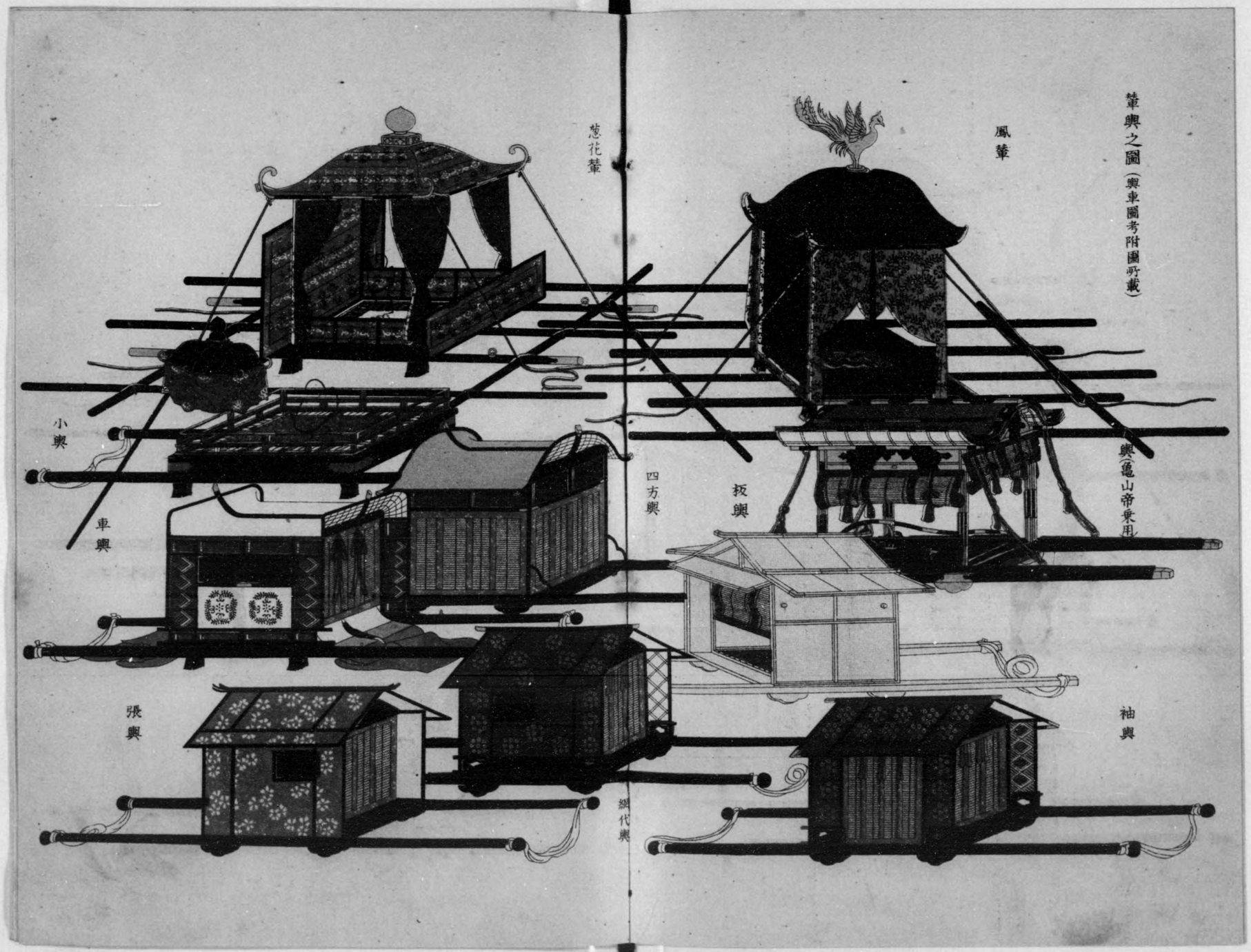

る爲めなり、朝夕雜色、雜役駈仕に供す〔起原沿革〕當時北條義時執權にて侍所の別當を兼ね、事務繁劇にして、停滯を免れざれば、別に小侍所を置き、諸侍の宿衞以下の事を侍所より分ち掌らしむ、北條重時を別當とし、兵士を分番して本所に宿衞せしむ、爾後北條氏の世襲たり、仁治二年諸將の子弟、弓馬及び文字歌詠諷鞠を能くする者、各一人を選びて小侍所の番直となす、足利氏は建武三四年の頃、既に兩侍所(侍所、小侍所を云ふ)の稱あれば、其始め古し、所司の職掌、鎌倉の時に同じ、文和延文の頃より後は、常に足利氏の族のみを補せり、應仁の亂後も、文明の頃迄は、猶此職ありき(吾妻鏡、梅松論、武家名目抄、官制沿革略史)

コシ　輿　〔名義〕乘物の器具、運び舁の義なり、或は云ふ腰輿の義と、和名抄に、「轝(音餘、字或作レ輿、古之)車無レ輪也」とあり〔製造〕延喜式に御輿製造のこと見えたれど今略す、中古以後の輿は、尊卑及び種類に依りて各異なるが故に、種類の各條に就きて見るべし〔種類〕鳳輦、葱花輦、腰輿(以上天皇の御料)瑤輿、白輿、網代輿、長柄輿、板輿、塗輿、荷輿、四方輿、黃色輿、小輿、張輿等あり、各條に就て見るべし、また挿圖參看すべし〔起原沿革〕始めて史に見えたるは、垂仁天皇十五年皇后日葉酢媛命の女弟三人を召し納れて妃としたまふに、獨り竹野媛容姿醜きにより、本土に還へし給ひし時、路にて輿より自ら墮ちて死し給ひしこと書紀に見え、また履中天皇の御輿、永く傳はりて禁中に在りしが、承久元年七月燒亡せしこと吾妻鏡に見えたれば、當時輿のありしこと明なり、文武天皇の御字乘輿の制を定め、至尊の乘御は輿のみに限ることゝし、主殿寮をして、御輿の事を司らしめたり、又皇后と齋王とのみは輿に乘御することを許され、臣下の乘ることは禁じたり、故を以て上皇すら輿を辭し給へり、弘仁十四年四月嵯峨上皇の御輿を辭し給へるが如き其例なり、然るに中古以來其制亂れて、上皇は勿論、公卿以下俗人僧侶に至るまで、往々輿に乘るに至れり、隨て輿の種類も生じ、華美を競ふに至れり、是れ車の不便より自然に行はれたるものゝ如し、乘物考に、「王臣以下乘輿は、法度を破りたるにあらず、牛車等の階段、及び細道等越え難きを以て、縛の繩をときて、車箱を臺より取り放ち、手に釣りあげたるが始めにて遂に車箱の下に轅を添へて作り、之を手輿と云へるにて、誠の輿の如く肩上に舁きたるものにあらず」と云へり、武家に至りては、普通の儀式には輿を用ひ、公儀の大禮の時のみ車を用ひたり、文治二年賴朝將軍の嫡子賴家、鶴岡八幡參詣の時を始めとして、代々の將軍輿に乘りし例多し、室町幕府にても、同じく、一家に限れる私事、社參、佛詣を始め、管領家御成などには凡て輿を用ひたり、然のみならず此の時には家臣の輿に乘るべき家格を定めて、斯波、細川、畠山の三職家を始め、御相伴衆の人々、吉良、六角、土岐、石橋、伊勢等、評定衆奉行は、免(ユルシ)の沙汰なくして乘輿を許され、御相伴衆の中にても、赤松、京極、大内諸氏は免(ユルシ)の沙汰を得て乘輿せり、殊に評定始の節は、評定奉行以下政所問注所等の諸衆は、張輿或は網代輿にて出仕する例なり、但し將軍宣下、任大臣等朝廷の大儀には皆車を用ひたり、江戸幕府に至りては、輿は晴の儀式に用ひて、普通は駕籠を用ひたり、乘輿の制は、位職、祿の多寡に拘らず、三家一門を初め、國主城主にして、大廣間席出仕以上の者に限りて、乘輿することを許したり、將軍宣下の時は、四品以上にて、打上駕籠を用ふる輩は、輿に駕するを許したり、然れども大廣間席以上の大名と雖も、常は、腰黑、腰網代等の駕籠(「カゴ」參看)を用ひたり(輿車圖考、乘物考)

コシ　腰　刀劍、服、碁目等の數を算ふるに用ふる詞、又碁目一腰といふは四ッの事にて、犬追物の時にいふ詞なりといふ、

コシ　巾子　冠の後方、上に高く突出したる處を云ふ、「カンムリ」を見よ、

コシ　居士　僧徒の法號、又諸人の諡號にも稱す、梵には迦羅越と云ふ、不求官仕、寡欲蘊德、居財大富、守道自悟の四德を具ふるものゝ美稱とす、或は賄貨を多く積み、居業豐盈なるを云ふ、居財一億を下居士、百億なるを上居士と云ふ、支那にては德業なるものを云ふ、先哲叢記に、「居士者、羅三藏釋云、外國白衣、多財富樂者、爲二居士一、長水師曰、博聞强識不レ求二仕官一、居財大富、棄レ志雕眞、故名二居士一(楞嚴義疏)、又祖庭事苑云、凡具二四德一乃稱二居士一」とあり、牛宵談に、「居士と云こと佛者に限たる事に非ず、禮記に出たる字にて、註に猶處士と謂んが如しとあり、陶九成が輟耕錄にも此事あり、何にても一流の藝士君に仕へずして引籠て居る道號なり、維摩などは、てうど此方にて居士に當ると漢人が居士に置たるを見て、佛者の號とのみ思ひ、居士衣を免すの居士號なゆるすのと云ふ類は、例の言を論む、けつりまほし共が說なり」と云へり、國意錄、倭訓栞又同じく此事を云へり、室町幕府の時より、專ら將軍の諡號に用ひたり、尊氏を等持院殿如義仁山大居士、義詮を寶篋院殿道權瑞山大居士と云ふが如し、總て初めは在俗有德者にのみ居士の諡號を與へしが、江戸幕府の時には上下貴賤農工を論ぜず、施主の望により、濫りに居士の號を授くるに至れり(先哲叢記、國意錄、倭訓栞、

貞丈雜記、佛教いろは辭典）

ゴシ　五師　社僧の役名、春日及び石淸水宮寺に置く、春日大宮若宮御祭禮圖に、「五師とは、寺僧五人を撰んで、一寺の事を掌しむる役僧也、一年替りに別會をつとむ、次座を權別會と云」と云へり○石淸水宮には貞觀八年別當安宗の時、遍知法師を始めて五師に補す、安和二年別當貞芳の時、五師貞善法師を始めて大法師に補す（河海抄）

ゴシ　兀子　四角にして、四脚ある四脚の腰掛を云ふ（倭訓栞）○江次第に、「宜陽殿西廂北行第四間南上、中央舗二置幣一立二兀子一云々、內辨著二宜陽殿兀子一云々」と見えたり、

コシアテ　腰當　箙の上帶を云ふ、箙を負て箙の上に引掛け腰に結び留る故に名づく、箙は上帶をせざれば倒るゝ故なりと云ふ、又引敷なども大小刀に付くる革なも腰當と云ふ（安齋小說）○貞丈雜記に、「近世は鎧を著て、太刀をはかず、打刀と長脇差をさす事に成りたり、右の打刀脇差さすに革にて腰當といふ物を作り、緒を付けて上帶の上に引廻しむすぶなり、其の腰當といふものの長サ七寸計、廣サ三寸計に、飯びつ形にして、中に十文字に細き革にてわなを二つして、其のわなへ打刀脇指を通してはくなり、此の外色々の作り樣あり、右腰當と云ふ物は、昔て無之ものなり、古は太刀をはかさし故、こしあては不用なり、さやまきの刀は上帶にさしたるなり、室町殿の時代のこしあてと云ふ物有り、是れは引敷の事なり（引敷は敷皮のごとく作り緒を付けて腰に當つる物なり）旅行などに用ふる物なり、云々」と見えたり

コシヲ　腰緖　掛緖（カケヲ）を見よ、

コシガタナ　腰刀　鞘卷刀を云ふ、長さ八九寸のものなり、腰にさす故に名づく、又は腰差、腰物とも云ふ、平家物語掛合戰の條に、「賴む所はこしがたなひとへに死なんとのみぞくるひける」、と見え、綸著聞集、永久記、太平記以下の書にも多く見えたり、「カタナ」、「サヤマキ」參看（貞丈雜記、武家名目抄）

コシカミ　巾子紙　冠の纓を巾子にはさみおく具、紙を以てつくる、其製檀紙二枚を重ね、長四寸、幅一寸五分程に切り、其巾を又切りぬきたるもの、「カンムリ」參看（榮範抄、當代裝束抄）

コシキ　甑　飯を炊ぐ器具、炊（カシキ）の略語なり、儀式帳には古曾伎と見えたり○中古以來御產の時、御殿の棟より甑を落すまじない事あり、甑落といふ、皇子なれば南へ落し、皇女なれば北へおとすよし平家物語に見え、徒然草に、御胞衣とゞこほる時のまじなひ也、大原の里のこしきをめすなり、古き寶藏の繪に、いやしき人の子うみたる所に甑落したるを書たりといへり、コシキは兒敷の義にとり、大原は大腹の義にとるといふ、武家にては此式なし、公家にても根據ある說にあらず、三長記建久六年八月十三日中宮御子御產の條に、「件事遲々之時、或自二棟上一落レ甑（綠日處々以レ麻結レ之也）今度聊レ令二用意一、依二早速一不レ落レ之、隨亦此事無二指所見一、只世俗之說云々、不レ可レ然事歟」と見えたり（和名抄、東雅、倭訓栞）

コシキ　古事記　[illegible]三卷、國史大系本第七卷に收む　[illegible]吾が國開闢より推古天皇までの事を記す、卽ち上卷に、天御中主神以下鸕草葺不合尊以前、中卷に、神武天皇以下應神天皇以前、下卷に、仁德天皇以下推古天皇迄記せり、當時片假名平假名の便あらざりしを以て、言辭を直に筆記する能はず、故に漢文にて所々に邦語を挿入し、吾が詞もて讀むべく記す、本書は諸家の舊記年を經るに從ひ、正實に違ひ、虛僞に流るゝにより、天武天皇傳聞強記なる稗田阿禮に兼て親撰び給へる舊事を誦み習はしめしを、元明天皇和銅四年博士大朝臣安麻呂が阿禮より聞き取り筆記して成る、和銅五年正月二十八日の序文あり【註釋】古事記本義一（多田秋寧）厚顏抄三（契沖）鼇頭古事記三（度會延佳）古事記私記一、古事記頭書三、古事記詞考（以上賀茂眞淵）古訓古事記三、古事記傳四十四（以上本居宣長）古事記傳略（吉岡德明）古事記傳說八（藤以正）古事記標注七（敷田年治）其他略解古事記、古事記假要、古事記傳付考等頗る多し（古事記、古事記傳、古史徵、國史學栞）

コシキオトシ　甑落　甑（コシキ）を見よ、

コシキシマノコホリ　甑島郡　所屬 薩摩國　起原 光仁天皇寶龜九年に始めて見えたり、沿革 延喜式又甑島に作る、以後又同じ、和名抄に管、甑島（コシキシマ）等の鄕あり、明治二十九年薩摩郡に入り、其名を失ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

コシキデン　古事記傳　卷數 四十八卷、內三卷目錄、本居全集に收む　內容 古事記に註釋詳解を施したるものなり、一卷に古記典總論、舊紀の論ひ、記題號の事、舊事紀といふ書の論、諸本又註釋の事、文體の事、假字の事、訓法の事等を記し、終に直毘靈の論を述べて皇道の事を論す、また十七卷に、門人服部中庸の三大考一編を附錄と爲す、而して古言古語を解く事綿密にして、史實の研究また該博を極む、加之、古傳其物を古傳として解釋を下す事に勉め、彼の一派の史家のごとく、時代思想に關するの注意を怠るが如き事なかりしは、其識見の非凡にして且つ學に忠なるを見るべし、要するに古今を通じての[illegible]編述にして、古代史もしくは古語史言等を研鑽せんとする者は必ず通讀するを要す　著者 本居宣長、明和元年歲三十五の時より筆を起し、寬政十年六十九歲に至りて稿成る、殆ど三十五年間の經營と爲す、文政五年悉く版刻となる、「モトヲリノリナガ」參看（古事記傳、國史學栞）

ゴシキノヘイ　五色幣　紙を青黃赤白黑に染めて作りたる幣、一說に、五行の幣、其頭紙象[illegible]如此すると云へり、蓋し後人の私意ならん（神道名目類聚抄）春日大宮若宮御祭禮圖に、二十四日（十一月）田樂頭屋に於て五色の御幣調レ之云々」と見え、氣多神社年中行事に、六月晦日、先當日辰の刻に海濱御祓所の飾する（中略）濱の東陸の上には、神輿奉レ置所也（中略）海濱に五色幣青東、黃中、赤南、白西、黑北に立る、五行の幣の北、南の海濱に白和幣六十六本を兩手に分ち、三十三本宛立置云々」と見えたり、

（神道名目類聚抄所載）

ゴシキノミヅ　五色水　灌佛會に用ふる水なるべし、高僧傳に、「五色水、以二都梁香一爲二青色水一、鬱金香爲二赤色水一、丘隆香爲二白色水一、附子香爲二黃色水一、安息香爲二黑色水一、以灌二佛頂一」と見え、春宮年中行事に、「四月八日御くわん佛の事云々、机二きやくをたて、五しきのみづのはちひさこかうけはなこなおく」、江家次第に、「四月八日御灌佛事、當日早旦、御浴殿藏人奉二仕御裝束一、令二所衆等一垂二母屋御簾一、撤二晝御座一、返二燈樓綱一、圖書寮立二灌佛臺二脚一云々、南一脚置二五色水鉢五口大鉢一云々」とあり、

コシキブノナイジ　小式部內侍　系統 和泉守橘道貞の女、母は和泉式部　事蹟 上東門院に仕ふ、幼にして和歌をよくす、世人謂う、內侍の佳句あるは多く母式部の潤色する所なりと、旣にして母式部、夫藤原保昌に從つて丹後に赴く、會々宮中歌會あり、中納言藤原定賴、小式部に戲れて曰く、丹後へ遣はしける人は參りにたるやといひければ、小式部起ちて、定賴の袖をひき口占して曰く「大江山いく野の道の遠ければまだふみもみず天の橋立」と、此よりオ名大に著はる、壯年に及びて母に先ちて卒す（大日本史）

コシコク　越石　江戶時代、知行割の時、高十石以下の不足あれば、隣村の村高內より其不足分丈渡す物成ないふ、地方凡例錄に、「越石とは、知行割渡の時、少分の高不足數し、十石內外の儀に付、分鄕にいたし、地所百姓引分け渡事難儀に付、地所も百姓も、有レ極物成の高ばかりを遣はすを越石と云也、譬ば誰知行貳百石相渡す處、百九拾五石の村相渡し、五石不足の分小高故、田畑百姓を分け、分鄕には難レ成に付、隣村の御領にても、又は私領にても、三百石の村有レ之ば、此內五石誰知行へ越石と申、三百石の村より物成ばかり相渡す、依レ之越石には、諸懸物人足役等も不二相掛一定法也」とあり、

コシコバタ　腰小旗　相じるしの爲めに腰につくる小き旗、平治物語待賢門軍の條に、「平家は赤はた赤じるし日にえいじてかゝやきけり、源氏は大ばたこしこばた、皆おしなべて白かりけり」とあり、貞丈雜記に、此の腰旗といふは、後世にさし物にする背旗の事にあらず、是れは袖じるしなどの如く上圖の如くこしらへて腰に付くるを云ふなるべし」といへり、又此の旗を短き竹に付けて腰にさす故に腰指とも云ふ（貞丈雜記）

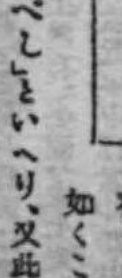

コシザシ　腰差　腰刀を云ふ、腰にさす故に名づく、粗井日記丹波家所々遣レ忍條に、氷上殿御感あさからず思召候て、御盃を下され、御腰指の保昌五郞と云ふ一尺五寸の名物を下され云々」と見えたり、古くは後撰集離別部貫之の歌に、なりくにうちたくひのけふりあらば心さすがなしのべとぞ思ふ」爲家卿抄に、さすがは腰刀也火うちを付たり云々と云へり、須「コシガタナ」を見よ○腰小旗をも云ふ、「コシコバタ」を見よ、

コシザシ　腰差（腰挾、腰指）　疋絹の卷たるを云ふ、祿絹を上より給りたる時、それを取りて腰にさし退出する故に名付く、源氏物語わかなの卷上に、上達部のろくなど大饗になずらへて、みこたちにはことに女の裝束、非參議の四位まうち公達など、たゞの殿上人には白き細長、一重こしざしなどまでつぎつぎにたまふ云々」、淸少納言枕草子雪の山作りし條に、みやづかさめしてきぬ二ゆひとらせて、えんになげ出づるを、一つづゝとりによりてをがみつゝ、こしにさしてみなまかんでぬ」、左經記寬仁元年十一月二十八日の條に、「藏人云、夜部攝政殿令レ參二大殿一給（于時御座一條殿）令レ申二太政大臣宣旨一給レ之後有二拳出物一、御隨身等賜二腰指一云々」、又寬仁二年三月一日の條に、參二大殿一、內御書始可レ有二御侍讀一之由（中略）小舍人於二便所一勸盃之後腰挾（絹二疋）とあり（貞丈雜記）

ゴジシヤ 五侍者 禪宗の僧にて、侍香、侍狀、侍客、侍藥、侍衣を云ふ、侍者とはもと長老の左右に侍する者をいひしが、後世事繁きを以て職を分ちしなり、猶「ジシヤ」を見よ（空華集、禪林象器箋）

コシセイブン 古史成文 【卷數】三冊 【內容】古事記の文體を模して、神代の事蹟を記述せるもの、其資料は、記、紀、古語拾遺、風土記等に採りて取捨を加へたり、而して此書たる、凡て十五卷、推古天皇の時代までであるよしなれど、現在版刻にかゝるものは神代の卷三冊に過ぎず、後ち本書に自注を施し、古史傳と名づく、「コシデン」參看 【著者】平田篤胤、文政元年出版す、「ヒラタアツタネ」參看（古史成文）

コシタテ 輿立 輿をのする臺を云ふ（貞丈雜記）

コジダン 古事談 【卷數】六卷、國史大系第十五卷及び改定史籍集覽第十冊に收む 【內容】上古より平安朝の中世期に至るまでにおける、幾多の傳說等を記したるもの、編を第一に王道、后宮、第二、臣節、第三、僧行、第四、勇士、第五、神社、佛寺、第六、亭宅、諸道の部に分ち、眞字(マナ)にて記るせり、本書の性質かくのごときが故に、當然の結果として、事實其物に就きては絕對に信を措きがたき事勿論なりと雖も、また往々にして、正史の缺を補ふに足るものあり、其二三の例を示せば、孝謙天皇道鏡を寵し給ふ事、業平朝臣二條后を盜む事、御堂殿遊女小觀音を召す事、齊時大將を紅梅の大將といふ事、小野宮大臣遊女香炉を愛する事、淸少納言零落の後駿馬の骨を買はずや有しといひし事、行基菩薩の歌の事、道命阿闍梨和泉式部に通ずる事等の類なり 【著者】未詳、或は云ふ源顯ならんと（古事談、群書一覽）

コシヂ 越路（高志道） 今の北陸道をいふ、越の國に往來する沿道の稱、「カクロクダウ」を見よ

ゴシチニチノミシホ 後七日御修法 眞言院御修法（シンゴンヰンノミシホ）を見よ、

コジツ 故實 法令儀式作法等の規定及び舊例、習慣等をいふ、故事の是(ぜ)なるもの、義なりといふ、貞丈雜記に、故實と云ふ詞は、唐土の書より出でたる事なり史記魯世家註云く、故實故事之是者云々、此の心は故實といふはふるき事のよき事を云ふ心なりと云ふ心なり、又文選四十六の註に云く、故實先王之道也云々、此の心は故實はむかしの天子禹王湯王文王などの定め置かれし事をいふと云ふ心なり、日本にていはゞ、公家方にては昔神武天皇以來定め置かれし事を故實と云ひ、武家にては賴朝卿以來京都將軍などの定め置かれし事を故實と云ふなり、むかしの法式の事を故實と心得べし」と見えたり、

コシツウ 古史通 【卷數】高本五卷、內讀記凡例一卷、白石全集に收む 【內容】神代より神武天皇の初に至るまでの事を、假字にて記したるものにして、白石一派の獨得の創見に富むこと多し、凡例に云ふ、此書舊事紀、古事記、日本書紀等にみえし所を通じ考へて、其義の長ずる所に據て、其要を摘て操書し、その文辭の解釋すべきをば各條の下に低書してこれを注す云々、凡此書專ら舊事紀日本紀を以て本據とすといへども、或は名數における、或は事實における斷ずるに義を以てせざることを得べからざるに至つては、その說を附書す云々」 【著者】新井白石、正德六年三月記といふ、「アラヰハクセキ」參看（古史通、群書一覽）

コシツギ 腰繼（腰次） 布の袴を云ふ、下袴より短き故に、袴と云はずして、腰次と云へるなるべしと云ふ、後敎公御元服記に、白襖御狩衣紅御下袴蘇芳御袙御大帷御腰繼タテ白御指貫」と見え、物具裝束抄に、腰繼內々上括之時用之云々」、衣服辨覽に、下括(クヽリ)（指貫のすそを足くびにてくゝるなげくゝりと云ふなり）の時は下袴を著す、上括（指貫のすそを膝の下にてくゝるなじやうぐゝりと云ふ）の時は腰次を用ふ、腰次といふは、生の平絹（ねらず羽二重なり）或は布也、短き白大口の如き物也云々」とあり（貞丈雜記）

コシツケ 腰著 卷絹の事をいふ、腰差（コシザシ）を見よ、

コシデン 古史傳 【卷數】二十九卷 【內容】自著古史成文（「コシセイブン」參看）に註釋を施したるもの、其體本居宣長の古事記傳に倣ひ、廣く群籍を渉獵して、史實の闡明に力を注ぎたり、我國の古代史を研究せんとするものにありては、記傳と共に必ず參考するを要す、伊吹能舍著撰目錄に「此書は鈴能屋翁の古事記傳に倣ひ、右の古史成文を悉く注解したる書にて、我古道の眞意は凡て此書に說き盡されたり」とあるを以て、其志のありし處を伺ふべし、なほ本書は、八帙三十二卷を以て神代卷を終る豫定となる由なりと雖も、今日までに版行せられたるもの二十九卷までとす 【著者】平田篤胤、「ヒラタアツタネ」參看（古史傳）

コジトミ 小蔀 大內裡淸涼殿の上戶の方、石灰壇の南壁の上に在る小さき小窓を云ふ、格子なく、天皇殿上を覽給ふ爲めに設けたるなりと云ふ、禁祕抄に、上戶有小蔀、主上覽殿所也、御物忌時下之」とあり、建武年中行事には中蔀に作る（禁祕抄、大內裡圖考證）

コシトリヲドシ 腰取威 鎧の草摺のゆるぎ糸を別色にするを云ふ、取は色どりを云ふ（軍用

記）尺素往來に見えたり、

コシノヲサ 輿長 近衞府（コノヱフ）の條の職員を見よ、

コシノクニ 越國（高志國） 越後國をいふ、「エチゴノクニ」を見よ、

コシノコホリ 古志郡 【所在】越後國中部 【沿革】古事記國生の段に越の國の名見ゆ、蓋し此郡も越の遺名なるべし 【沿革】延喜式又古志に作る、和名抄に、大家(オホヤケ)、栗家、文原(フンハラ)、夜麻(ヤマ)等の郷あり、武州文書龜戶町羅僧宗列茂文書に、西古志、東古志、兩郡內云々と見ゆ、戰國の時、西方の地を割て、山東郡と稱す、寬永古文書之に仍る、寬文中山東を改めて三島(サントウ)郡となし、嗚呼は舊に仍り左半止字と云ふ、古圖、寬知集、元祿帖、之に仍る、以後變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ゴジノセイヤク 五事誓約 明治元年三月十四日、今上天皇紫宸殿に御し、公卿及び諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、左の五事を誓約し給ふ、之を世に五事の誓約と稱す、

一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし、
一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし、
一、官武一途、庶民に至るまで各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんを要す、
一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし、
一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし、

我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神祇に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆亦此旨趣に基き協心努力せよ」と詔し給ふ（太政官日誌、大政紀要、明治史要）

コシノモノ 腰物 古は腰刀に限りて云ふ、椿松論元弘三年一統の條に、將軍御感の餘りに腰物を兩人に給ひし事云々とあるは初見なるべし、近世は刀脇差を總て云ふ、昔は武家も常に腰刀をのみさして太刀打刀は人に持たせたりしが、近世は刀脇差を帶する事となりて、名は同じけれども其實は異なれり（貞丈雜記、武家名目抄）

コシノモノカタ 腰物方 江戶幕府の職名、腰物奉行の下に屬し、刀劍の諸吟味及び調事を掌る、また御納戶と同樣、奧向とのかゝり合あり、十七人、高二百俵、席次燒火間詰とす、腰物奉行（コシノモノブギヤウ）參看（明良帶錄）

コシノモノブギヤウ 腰物奉行 【職制】江戶幕府の職名、將軍の佩刀、及び諸侯に賜ふ太刀、刀、脇指、並に裝具の事を掌る、獻物の刀劍亦同じ、鍛冶、大刀金具師、彫物師、柄卷師、鞘師、鍔師、鎺師、刀劍鑑定者本阿彌氏等、此司に屬す、若年寄の所管にて高七百石、布衣の者之に任ぜらる、席次燒火間詰とす、同心十人之に隸す 【起原沿革】室町時代此職あらず、是等の事政所に於て領掌し、其被管の屬をして奉行せしむ、然れど武田家に、腰物奉行あり、また直名家記に、腰物番の稱ありて近習の內にて之を行はしむといふ、德川氏に至り、承應二年十月、始めて奉行一人を置き、押田三次郎を以て之に充つ、寬文六年七月職祿を定めて四百俵とす、天和二年四月、職祿を罷む、元祿十四年三月、從前の腰物奉行頭を腰物奉行とし、其腰物奉行を腰物方とす、慶應二年十二月、此司を廢し納戶役をして攝掌せしむ（明良帶錄、吏徵、職掌錄、官制沿革略史）

コジフ 湖十 【名號】深川氏、初曾氏、木者菴、謙堂、臨入道、鼠肝等の諸號あり、法名を木者菴鼠肝大德といふ 【事蹟】江戶の俳人、其角の門人なり、享保十八年老鼠と變名し、淺草寺竹の門に住す、元文三年七月二十七日死す、年六十三、淺草山谷淨土宗宗林寺に葬る（俳諧年表）

○其角―湖十
　├和知風光
　├霜柱菴湖十（鶯月合湖十）
　│　├深川石腸
　│　├中川秋風
　│　├洪咳來
　│　├黃花菴湖十
　│　│　├牧冬映
　│　│　├木者菴湖十
　│　│　└內田栁尾
　│　└慶紀逸
　├赤萩花菱
　└山崎馬肝
縁舍永機―老鼠堂永機―其角堂機一

ゴシフヰワカシフ 後拾遺和歌集 【卷數】二十卷、二本 【內容】勅撰の和歌集、古今、後撰、拾遺に次ぎて成れり、通俊の假字序に、おほよそ古今後撰二の抄に入りたるともがらの家の集をば、これにのぞきたり、又云、梨壺のいつゝの人といひて歌に巧みなるものあり、是等の人の歌をさきとして、今の世の事を好む輩に至るまで、目につき心に適ふをば入れたり云々」といへり、以て歌集の沿革、勅撰の次第を知るに足るべし、此書に付き八雲御抄は、天氣より起らず通俊之を申して行へりといひ、袋草子は、私に之を撰びて後に御氣色をとるといひ、また、後拾遺は末代規模の集なり、然りと雖も彼時は種々の誹謗ありといへり、其他井蛙抄晩鳴播筆等には異名小鰺集(コアヂ)と名づく、津守國基小鰺を運びて撰者の心に適ひて歌多く入たるよしの異名歟云々」といへり、此書の部立は春上下、夏、秋上下、冬、賀、別離、羈旅、哀傷、戀（自一至四）、雜（自一至五）、神祇、釋敎、誹諧等と爲す、歌首八雲御抄に一千二百十八首といへど、實は一千二百二十首を收む 【撰者】中納言通俊、白河天皇應德三年九月十六日撰進、證源法師、大江佐國

等の補助する所といふ(歷代和歌勅撰考、群書一覽)

コジフニンカクニハバン 小十人格庭番 【職名】江戸幕府の職名、庭番の一、「ニハバン」を見よ、

コジフニングミ 小十人組 【職名】江戸幕府の職名、軍陣の用にして、平時は將軍出行に供奉の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、職掌は、小十人番所を衞り、將軍出行の時は、輿前に供奉す、若年寄の所管たり【職員】頭、各番毎に一人あり、組頭以下を總轄す、布衣千石高にして躑躅間に候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三百石高にして檜之間に候す、番士は全體を數組(天保度は七組、文久度は十一組ありき)に分ち頭、組頭の下に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰とす、また西丸にもあり、大概本丸と同じ【起原沿革】創置詳かならずと雖も、土屋知貞記に、慶長十九年、大阪陣供奉の事を述べて、小十人組と見えたれば、其以前より既に在る事知らる、小十人頭は、其始め小性組番頭より兼帶せしを、元和九年六月、改めて專職と爲し、三枝宗四郎、稻置藤七郎、中根傳七郎、鵜殿新三郎等之に充つ、慶安三年九月、始めて西丸附五組を定む、後世十一組あり、組頭各二人とす、文久中には二十組に及びたるを、慶應二年十二月、十五組を解きて銃隊とし、僅に五組を存せり(明良帶錄、吏徵、嘉永明治年間錄、官制沿革略史)

コシブミ 腰文 書狀の上包の端を細くたちて、上の方はたち殘してその細き所にて狀を卷き、あまりを挾み置きたるものにして、また切封ともいふ、但し腰文も立文也、書札條々に云、腰文ひものとめやう、上より下へおしかひ候、迄にて候、又それを下へ引とほしてまた上よりおしかひ候は、女房文に用ひ候事にて候なり」、書札雜々聞書に云、ひもの事ひきくとめ候は、下しめたる樣にみえ候、中ほどよりも上に留め候て可レ然候、封候事總別タ如レ此可レ引事本儀にて候なり、然共當時〆如レ此なりいづくにても封候所にて墨を可レ付候なり、又長く墨を引候事は尾籠也、御内書は一段長く御引候也」、又云、こしぶみのらいしは、三ツ一ツほど切りて卷き、扱上卷たるべく候云々」、腰文は常の文通也、宛所も判有無官名等位によるべし、腰文の圖右の如し(貞丈雜記)

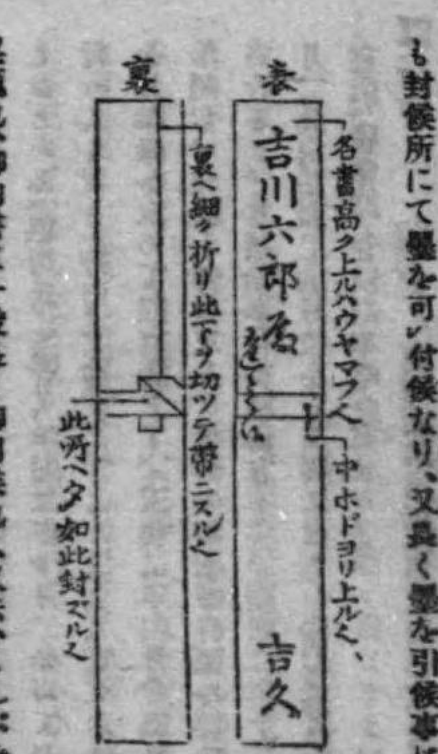

コシマキ 腰卷 【名稱】女の服、室町時代以降禁中の雜仕(ザフシ)、御樋洗(オヒスマシ)等の夏期、腰に纏ふ服を云ふ、武家にては貴婦人も之を著用す、一に張著(ハツキ)、尻切(シキレ)と稱し、將軍家にては五月五日より著用す【製作】腰卷の裁縫小袖にかはる事なし、然れど襟かたを廣くあく、如レ此すれば袖兩の脇へ下りて見よきなり、襟方の廣さは人々の腰の大小によるべし、袖は廣袖なり、近世丸袖を用ふ、文色定例なし【著用】冬は張着と稱し、表は紅梅(黑赤)裏は白れり(強く張りうつ也)帶を用ひず、其上に褙好の緋袴を用ふ、夏は腰卷と稱し、表は白すゞしに、縫箔金銀いろいろの模樣をつけ、裏は白き褙好、小袖の上に打かけ、肩を脫して腰に卷くなり、後世極暑の候には、一般に袴を略し、附帶とて幅狹きを後に結び、其上に張著きて腰以下にまとひ、腰帶して、肩をぬぎ、其袖の中に附帶のわなを通じ置くことゝなれり、此風維新前まで行はれたり、女房裝束(ニョウバウシャウゾク)の插圖參看(雅亮裝束抄、女房樂條々、女官裝束圖式、貞丈雜記、裝束圖解)

コジマタカノリ 兒島高德 【名稱】本姓は三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す【事蹟】範長の子【事蹟】元弘元年中後醍醐天皇の笠置に幸して、北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し車駕囚遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとし、一族從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道に出たるを聞き、間行して美作國杉坂に到れば、駕既に過ぐ、衆是に於て皆散ず、而して高德獨り、天皇に見えて、其衷を述べんとし、竊服して後を躡ぐ、數日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて櫻樹を斫り書して曰く「天莫レ空ニ勾踐一、時非レ無ニ范蠡一」と、天皇之を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱岐を脫して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共に、其族を率ゐて詣る、尋で北畠忠顯に屬して六波羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて萩野朝忠と共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士爭うて之に屬す、高德其節度を奉ずるを潔とせず、朝忠等と轉じて若狹より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋で備前に還る、建武二年飽浦信胤等福山城に據り、以て尊氏に應ず、高德屢々戰うて皆敗れ、走りて山中に匿る、延元元年新田義貞、弟脇屋義助を遣はして舟坂を攻めしむ、高德之に應じ、夜に乘じて其宅に火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來り攻むること急なりと雖も、力戰日を亘りて敢て屈せず、一日十餘騎を從へて突出奮鬪し、遂に重傷を蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

あり、高德往いて之に屬し、其戰死するに及び、脇屋義助に從うて伊豫に赴きしが、義助また病歿せるを以て逃れて備前に歸る、興國六年脇屋義治を上野に招きて兵を起せしと雖も、謀濟らざる故に、義治を擁して海路京師に入り義故を招集して千餘人を得たり、尊氏之を探知し兵を遣はして伐たしむ、高德是に於て義治と共に信濃に奔り、後剃髮す、正平七年天皇男山に幸して京師を恢復せん事を圖り、高德に詔して、東北に赴いて兵を集めしむ、いまだ歸らざるに當りて男山既に陷る、後ち其終る處を詳かにせず(大日本史)近年星野博士高德の存在を疑ひて架空の人物と爲す、然れど考證精確を欠き、未だ抹殺するを得ざるに似たり、說は史學雜誌に在り、就きて見よ、

コジマデラ 子島寺 【所在】大和國高市郡高取村○本尊觀世音菩薩【起原沿革】天平寶字四年、僧報恩始めて子島神祠の側に寺を建て、因て名づく、桓武天皇勅して官稻を賜ふ、醍醐天皇延喜中定額寺と爲し、寺料四百束を充つ、後世廢頽に歸す、今の觀覺寺は古の子島寺なりと寺傳にいへり(元亨釋書、三十三所圖會)

コジマノコホリ 兒島郡 【所在】備前國【起原】欽明天皇の十七年秋七月、始めて屯倉を置き、後ち建て郡となす【沿革】延喜式及兒島に作る、和名抄に三家(ミヤケ)郡顯、賀美(カミ)兒島(コシマ)等の郷あり、地誌提要「コジマ」と訓じ今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

コジマノミヤ 兒島宮 後鳥羽天皇第四の皇子賴仁親王をいふ、冷泉宮とも稱す、母は內大臣信淸の女(皇胤紹運錄)

ゴシマル 腰丸 笛の名、大神宗賢の笛にて甘竹の腰丸ともいふ、樂器考に、此笛は或俗寶らんとしけるに誤て穴の下二三分許り折たる事あり、伶人雅を加へて買はず、武賢之を見て買ひ所々の法會に之を吹く、宗賢之をきゝ讃嘆す、仍て之を與ふ、建久の頃樋弁宮の童舞主上御覽の時、閑院殿此笛を召覽ありて、御感しきりなり、依て後日之を進む、腰病あるによりて腰丸と號すといへり、

コシミヅジヤウ 越水城 【所在】攝津國武庫郡大社村大字越水【起原沿革】起原詳かならず、永正十六年細川高國の臣川原林政賴此に據り細川澄元を防ぐ、十七年正月落城、細川の臣三好孫四郎等之を守る、天文二年九月川原林氏謀て之を陷れしも、同月三好氏之を復す、永祿九年松永方の兵之を守りしが、六月三好氏の兵之を陷いれ、八月細川義榮之に移り、十二月他に轉じ、篠原長房之を守る、同十一年織田信長に降りしかば、信長將軍義昭を此城に奉じ入る(攝城考)

コジン 擧人 貢擧(コウコ)を見よ、

コジン 故人 文人の宿老を云ふ、一說に文章生耆舊を云へり(江次第抄、寶石類書)江次第稱奠の條に、諸道博士故人得業生學生著ニ北三道論一云々、講師著ニ中央床子一(上卿定ニ其人一召レ之) 博士文章生故人中堪能者云々」、猪隈關白記正治元年七月九日氏院參賀の條に、大學頭在茂朝臣(故人耆也)と見えたり、

コシモト 腰本 腰刀の鯉口より二寸許の所に、長五寸位の銅金を入れ、栗形、反角などを之にしつけたるを云ふ、多くは赤銅にて黑く塗る(宗普大雙紙、武家名目抄)

コシヤウ 小性 【名稱】倭訓栞に、もと小兒を小性といひしによりて侍童の稱となれり、石林燕語に、從レ駕謂ニ之扈從一と云へり」と見え、和漢三才圖會に、按扈、尾也、從ニ于人後一故爲ニ扈從一、今呼ニ近習伺候人一曰ニ扈從一、或爲ニ男舘一、隱侍美童亦曰ニ扈從一ことゝいへり、小性は、扈從の借字なり【職掌】武家の職名、常に君側に侍して雜務を供奉す○江戸時代には其班大小目附の次にて、若年寄の支配に屬し、山吹間詰とす【職員】江戸時代にては頭取四人、千石以下役料三百俵、五百石以下は役高五百石とし、從五位に叙す、小性の人員は凡三十人にして、役料叙位、頭取に同じ、多くは年十三四の者とす西丸小性頭取四人、小性二十人、役高等本丸に同じ、慶安三年に始る【起原沿革】梅松論、康富記等に據れば、もと扈從の輩、扈從人などと見えて、この頃までは只隨從の士をいひたりしが、室町殿日記、永祿四年三好義長亭御成記等には、小性衆とありて近臣の稱となれり、是に因れば室町時代の末世より文字を書き替へて一種の役名となれるが如し、江戸時代に至りて、また之に準じて此役あり(武鑑、明良帶錄、武家名目抄、官制沿革略史)

ゴジヤウヰン 護淨院 【所在】山城國京都市上京區荒神町【宗旨】天台宗○本尊荒神【起原沿革】相傳ふ寶龜二年皇子某佛門に歸し、攝津國勝尾山常澄寺にて修行の時、三寶荒神の示現に感じ、明ち俄刻し、之を安ず、是れ本朝荒神の初めなり、歷朝崇敬あり、後小松天皇の御宇遠隔の地なるを以て、京都高辻の北堀川東に移さる、後陽成天皇勅して今の地に移し、皇城の守護神となし、常施無畏寺と稱せしむ、世に淸荒神と云ふ、俗に荒神口と呼ぶ所なり、元祿七年東山天皇勅して護淨院と改めしむ(山城名勝志、平安通志)

ゴジヤウガク 五常樂 琵琶の名器、五常樂と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五常樂急を數ふ、此琵琶小にして、童稚と雖も能く之を彈じ得るが故に、童稚初樂の器と爲す、因て此號あり

といふ、檜は紫檀、撥面に繪なし(樂器考)

コシヤウグミ　小性組　【名義】もと花畑番と稱す、書院番と併せて兩番と稱し、番頭は大番頭書院番頭と合せて三番頭と稱す【職制】江戸幕府の職名、書院番(「シヨヰンバン」參看)に同じ、只駿府在番の役なきのみ異なりとす、奥向の紅葉の間に居間ありて、番衆宿直勤番す、書院番に比すれば稍將軍に近侍す、外邊の衞ならざれば、與力同心を置かず、若年寄支配とす○小性組は小性とは別なり、混ずべからず、小性は君側の侍臣にして文官といふべく、小性組は番方にて武官たり、「コシヤウ」參看【職員】番頭各番毎に一人、組頭以下を總轄す、時に番士の武藝を檢閲することあり、四千石高にして菊之間詰なり、始めは若年寄、側用人、徒頭等より兼ねたれども、後には專任となれり、多くは書院番頭に轉するを例とす、組頭、各番毎に一人、番士を總轄す、菊之間南襖際に候し、布衣千石高なり、番士は、全體を數番(始め八番、後ち十番)に分ちて番毎に番頭、組頭をおく○西丸小性組番頭、四人、起りは西丸書院番頭に同じ、四組あり、組頭亦同じ【起原沿革】慶長十一年十一月始めて置く、其始は花畑番と稱せるを、大阪役の頃、小性組と改稱せるが如し、元和三年十一月六隊を定め、隊毎に組頭一人を置く、寛永十年より八隊と爲る、十八年十隊となり、慶安三年又八隊となる、慶應二年十二月廢して、壯者は奥詰銃隊となす(明良帶錄、吏徵、官制沿革略史)

ゴシヤウグン　後將軍　前將軍(「センシヤウグン」)を見よ、

ゴシヤウラク　五常樂　【名義】平調二十九曲中の一、龍鳴抄「ゴサウラク」と訓む、禮義樂とも名づく、又五聖樂とも書す、卽ち舜樂皎韻の樂也、新樂にて中曲、詠詞あり○序拍子八、破拍子十六、急拍子八、四人童舞、答舞登天樂【起原沿革】唐太宗貞觀の末、五常樂の樂曲の圖を製し、五常を作るといへり、而して五常の仁義禮智信を宮商角徵羽に配す、故に稱す、我國に渡來せしは何れの頃なるか明ならず、白河天皇嘗て童舞を覽給ふに、伶官此曲を奏す、爲に至て音調益々絕妙にして、舞已にをはるも猶は餘音盡きざりしかば、命じて復び奏舞せしめしよし、敎訓鈔、體源鈔などに見えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

コジヤウラフ　小上臈　女房(「ニヨウバウ」)を見よ、

コシヤドリ　輿舍　輿を置く所をいふ、北山行幸記に、寢殿南面七箇間、垂二母屋御簾一、階間修理職儲二御輿寄一、掃部寮敷二莚道一、兩面等、中間南腋儲二御輿舍一、官方沙二汰之一」など見えたる是れなり、

ゴシユイン　御朱印　「シユイン」を見よ、

コシユゴダイ　小守護代　「シユゴダイ」を見よ、

ゴシユジヤクテンワウ　後朱雀天皇　「ゴスザクテンワウ」と訓む、同條を見よ、

ゴシユノケヅリモノ　五種削物　五種類の削物をいふ、貞丈雜記に、大草流には、靑(サメメリ、サメノホシタル也)、黃(ノシアハビ)、赤(カツヲブシ)、白(ゴンキリ、ハムノホシタル也)、黑(イリコ、ナマコノホシタル也)此の五種を、うすく削りて手掛にもるなり、雜煮の膳に組み付くる臺の甲にも盛るなり、臺の甲と云ふは、六角にわげたる折敷の樣なるものなり」といへり、

コシユヒ　腰結　袴著の祝の時、袴の腰紐を結ぶ役を云ふ、著袴とも云ふ、親戚中尊重にして德望ある人を選ぶこと元服の加冠に於けるが如し、故に皇子皇女の著袴には天皇親しく此役をつとめ給ふ事あり、貴紳の子女にありては、其父或は時の大臣たる人之を行ふ、或は夫婦健全にして子孫繁榮の者を以てこれに充つ、「ハカマギ」參看、

ゴシユデン　御守殿　江戸時代、將軍の女三位以上の諸侯に嫁したるものゝ尊稱、その以下の人には御住居(おすまゐ)といふ、

ゴシヨ　御所　天皇、上皇、三后等の御住所を云ふ、轉じて其人を指して云ふ、後世は(一)親王(二)大臣家已上(三)將軍(四)關東公方、及び其一族(五)諸大名の中の重なるもの、等の住所又は其人を稱するに至る、これ多くは家臣等の僭稱より起りしものならん、今次を逐うて左に說くべし(一)親王を稱したる事は、高野山文書、又續寶簡集所載僧先綬の審狀に「抑故櫻井宮御領加不退御庄內入寺宮御油田之間事、故御所之御時云々」と見ゆ、故御所とは卽ち櫻井宮を指したるものなり(二)大臣家已上、三內口訣に、「御所、これは大臣家已上の家執、其主人之故、家僕等稱レ之候、公界へ不レ出事(中略)大臣之孫以後は、於二內儀一其御所之號不レ可レ有事候、然レ爲二先祖家僕所一申來一候故、不レ改儀も可レ有レ之候云々」と見えたり(三)將軍、吾妻鏡文治五年十月十一日の條に「爲二佐佐木次郎奉行一、令レ掃二除御所中一」又建久三年十月十九日の條に「御臺所幷新誕若公自二名越濱御所一入二御幕府一」太平記諸大名讒道朝條に、將軍三條坊門高倉小路に御所を立てられける時云々と見えたるは、住所を云へるなり、此外鎌倉年中行事、花營三代記、季瓊日記等室町時代以後の書に多く見えたり、此外上御所、中御所、下御所、東御所、西御所、南御所、北御所、竹御所、花御所、柳御所等の名あり、多くは將軍の別宅なり、其人を指すは、世に足利義滿より稱せしが如く傳ふれども、吾妻鏡に若君を若君御所と云へるを見れば、鎌倉時代より將軍の代名詞に用ひたるものなるべし、難太平記に、「正しく兩御所の御前にて故殿も我等なども拜見申したりしなり」、日吉社室町殿參詣記に、右御所御社參事來月三日必定之間云々」とあり、蓋し廣く用ひられしは室町時代以後ならん、後には、御所の上に敬語を重ねて御所樣と稱したり、明德記、花營三代記を始めとして、室町時代以後江戸時代に用ひられたり、將軍の父の住所を大御所と稱し、又其人を指す、吾妻鏡建仁三年九月六日の條に「江馬殿折御被レ候二大御所一(幕下將軍御遺跡、當時尼御臺所御坐)云々」とあるは住居を指したるにて、難太平記に、其頃大御所は東寺の御陣也、云々」、明德記に、去寶武年中に大御所尊氏將軍御代を被レ召て既に六十年に及で云々」、敎言卿記に、應永十五年二月廿七日、桃井若公(義嗣)初御參內童殿上、御二參大御所一(義滿)御同車、關白知足院御倒云々」とあるは、其人を指して云へるにて、これも御所と同じく敬語を重ねて大御所樣と云へり、花營三代記には勝定を、文明記には義政を大御所樣と云へり、將軍の若公の住所を小御所と云ひ、若公を指して若君御所と云ふ、吾妻鏡以下の諸書に見えたり、江戸時代に至りても、將軍及び前將軍を稱して御所、大御所といひたり、但し此時代には其人を指す場合にのみ限りて、住所を指しては稱せざりき(四)關東公方及び其一族を指して云へるもの、關東御所は關東管領を指し、古河公方を古河御所、足利政智を堀越御所、足利義明を小弓御所と云へること相州兵亂記、快元僧都記、松陰夜話、畠山記等に見えたり(五)諸大名中の重なるもの、北畠一族を御所と稱す、顯家の子孫の陸奥波岡に居るものを波岡御所、政具の子孫伊勢國司となれるもの、多藝に在るを多藝御所、天石に在るを天石御所と云ひ、其他御所によりて木造御所、田丸御所、大河內御所、坂內御所、長野御所、東御所、大阪御所、八下御所、園御所等の名あり、武田氏の城を御所と稱したること甲陽軍鑑に見えたり、其他なほ多かりしならんも、舊史傳を欠きて詳かなる事を知る能はず、

ゴシヨグルマ　御所車　屋根ある牛車をいふ、「ギツシヤ」參看、

ゴシヨウジ　御承仕　「シヨウジ」を見よ、

ゴシヨウシンブギヤウ　御昇進奉行

ゴシヨウソク　御承足　天皇の御椅子の前に置きたる足承(アシウケ)の臺をいふ、江次第(御朝拜)に、殿上御椅子(幼主時、御椅子前置二承足一)、鈔曰、承足長一尺六寸、廣高五寸許木、押赤兩面錦者也」と見えたり、

ゴシヨウマス　五升量　量五升を容るゝ桝の名、其口八寸三分四厘、深さ四寸六分六厘、按に、令の時に、東稻舂得二米五升一と見えし、その五升米を一料(ハカリ)にせしもの、遺制なるべし(度形圖說)

ゴシヨコトバ　御所言葉　江戸時代、朝廷、幕府及び諸侯の奥向に於て女子の用ひたる詞、後には士族平民間にも往々之を用ひ、今も其殘れるものあり、元祿の女重寶記に載する所の二三を示せば左の如し、

通稱	御所詞	通稱	御所詞
子供	おさない	物よくくまいる	御手がつく
泣	おむつ	子供達	おこだち
起る	おひろなる	寢る	おしづまる
乘物	御こし	髮洗ふ	御ぐしすます
人よぶ	めす	のる	めす

ゴシヨザムラヒ　御所侍　禁中及び院中に仕ふる侍を云ふ、條々聞書に、御主殿(シユデン)をば御取侍と御承仕と悉皆謂へ申候、椀飯(ワウバン)の時の御臺の敷樣などの口傳相傳の人なく候間絕え候、牟田直見と申て古き御所侍の一人殘りしが、わびこと致し候ひし云々」、源平盛衰記に、法住寺殿の御所侍東の釣殿に人を集めて酒吞みけると」とあり(貞丈雜記)

コシヨセ　輿寄　車寄に同じ、車を用ひず、多く輿を用ひたる時代にはこの名ありしなり、「クルマヨセ」參看、

ゴシヨヅクリリウブギヤウ　御所作總奉行　室町幕府の職名、三管領四職の內より定む、これ舊儀式法ありて、自餘の作事に同じからざる故なり、應仁以後は、畠山氏のみ此職に命ぜらるゝこととなれり(官制沿革略史)

ゴシヨドコロ　御書所　朝廷の書籍を撿校することを掌る所、內裏の蘭林坊の中、式乾門內東掖に在り、醍醐天皇延喜中、別當、開闔、覆勘、各一人を置き、學生三人をして宿直せしむ(朝野群載、職中抄、拾芥抄、職官志)

ゴシヨノミゲウソ　御書御敎書　室町時代將軍自筆の御敎書を云ふ、「ミゲウソ」參看(丹州書札式、武家名目抄)

ゴシヨブギヤウ　御所奉行　【職制】武家の職名、營中の諸雜事を掌る【起原沿革】建仁三年十二月二十二日、營中の雜事、北條五郎(時房)に奉行せしむべき由を命ぜしを濫觴とし、承元元年以來此名稱あり、評定引付の兩衆之を兼帶す、正嘉二年、將軍宗尊親王、二所(伊豆箱根兩社)參詣以來、隨行儀仗をも、此職にて兼掌る、室町幕府の時は劒役の年評かならず、伊勢氏政所の執事を世職とせしより、營中大小

の事務其擇する所となりしを以て、御所奉行は、只表だちたる所役にのみ從ひしと見ゆ(官制沿革略史)

ゴシヨマト 御所的 將軍家の御所にて行ふ弓技を云ふ、尺素往來に、御所的は五番五度弓、往古の例たるべく候、射手並に弓太郎等自二波日一其人を定め、然して本間、武田、小笠原等其撰に應ずるの由承り及び候云々」と見えたり(貞丈雜記)

ゴシヨヤキ 御所燒 後鳥羽院の御手づから燒せ給ひし太刀を云ふ、承久記に、六郎左衞門取て返す、御所燒と云ふ聞ゆる太刀を帶たりけり、御所燒とは次家につくらせて君御手づから燒せ給ひけり、公卿殿上人北面西面の輩、御氣色好程の者は皆給て帶けり、云々」と見えたり、

コジリ 鐺(鏢、小尻) 鞘の末の飾、金屬、玉、角等にて作る、小後の義と云ふ、又木尻にて鞘の木の末の義なりとも云ふ、鐺の字は和名抄に璫の字をよむ、文選の註に、以二金璧一飾二椽端一也、漢書司馬相如傳に、華榱璧璫の註に、璧璫以二玉爲一椽頭當一と見えたれば、玉にて椽の木口を包み、美飾とせしものを云へば、璫に從へる本義なるを、後世鐺に誤り書ならはしとなりしなり(倭訓栞、武家名目抄)

ゴシラカハテンワウ 後白河天皇

【名號】御名は雅仁(マサヒト)、法諱は行眞【系統】鳥羽天皇の第四皇子、御母は待賢門院藤原璋子、大納言藤原公實の女、第七十七代の天皇【事蹟】大治二年九月十一日御降誕、同年十一月親王宣下、保延五年十二月御元服、三品に叙す、久壽二年七月近衞天皇崩す、鳥羽法皇美福門院の議により、關白忠通と謀りて、天皇を立つ、保元元年七月鳥羽法皇崩す、是より先き、崇德上皇法皇に逼られ、位を近衞天皇に讓る、不平なり、近衞天皇崩ずるに及び、重祚の意あり、然らざれば皇子重仁立つべしと、然るに美福門院の計にて天皇立つに及び、愈々快らず、時に左大臣藤原賴長兄忠通と善らず、共に謀りて、法皇崩御の翌日を以て兵を擧ぐ、所謂保元の亂是なり(「ホゲンノラン」を見よ)天皇源義朝平清盛等を召して、上皇の軍を攻め破り、九月に至りて亂平ぐ、天皇親れて庄園の弊害あるを知り、且つは保元の亂によりて、敵方の沒收庄園多く、且つは此の亂に乘じて、庄園を押領するもの等少からざるを以て、十月記錄所を置きて、庄園券契を糺さしむ、又和漢の學に精通せる藤原通憲を用ひて政を行はしめ、廢たれたる朝廷の典禮を復する所多かりき、三年八月位を皇太子に讓り、院中に居りて政を行ふ、嬖臣權中納言藤原信賴、通憲と善からず、終に平治の大亂を起す、(「ヘイヂノラン」を見よ)此亂により平清盛

京都法住寺法華堂安置木像(大日本史料所載)

の威權漸く熾盛、終に顯要の職一族より出づるに至る、初め天皇武人を利用して、王權を恢せんとし給ひしが、清盛の權臨なるを見て之を抑へんとす、永萬元年延曆寺僧徒と清盛を討たんとす果さず、治承元年藤原成親法勝寺執行俊寬等と、鹿谷に會議して清盛を除かんことを謀る、法皇其議に與る、謀漏れて成らず、是より法皇清盛互に相猜す、三年平重盛薨ずるや、法皇其領國を收む、清盛大に怒り、法皇を鳥羽に幽す、四年二月高倉天皇位を安德天皇に讓る、時に清盛の子宗盛屢々法皇を釋さんことを説く、依て八條烏丸に徙し、防衞を緩む、尋で以仁王兵を擧げ清盛を討たんとして敗る、清盛遂に法皇を福原新京板屋に幽す、十一月清盛京都に還り、法皇を重盛の舊第六波羅に遷す、十二月平賴盛第に徙す、是より清盛、法皇近臣の入侍を禁ぜず、美濃讃岐を獻じて、院政を聽くを請ふ、養和元年正月、高倉上皇崩じて、安德天皇幼なり、法皇又政を行ふ、閏二月清盛薨ず、法皇法住寺殿に移御し給ふ、壽永二年平宗盛等、木曾義仲の京都に迫るを聞き、法皇及び天皇を奉じて西海に逃れんとす、法皇夜密に延曆寺に逃る、宗盛遂に天皇建禮門院を奉じて西奔す、法皇法住寺殿に還り、義仲源行家京都に入る、法皇義仲に勅して平氏を討ぜしむ、法皇京都主なきを以て、立たんとす、義仲以仁王の功を以て其子北陸宮を立てんとす、法皇義仲の勢を得るを恐れ、寵姬丹後局の言によりて、高倉の皇子尊成親王を立て後鳥羽天皇となす、義仲大に憤り、士卒を放て輦下を侵す、法皇延曆園城の僧徒を以て之に備ふ、義仲遂に反して法住寺殿を

襲ひ、法皇を近衞基通の五條亭に徙す、十二月法皇大江業忠の六條西洞院第に徙御す、義仲法皇に逼りて賴朝追討の院宣を乞ふ、法皇止を得ず之を聽す、元曆元年正月賴朝弟範賴義經を遣して、木曾義仲を討じ、六條殿を護る、法皇賴朝に命じて平氏を討ぜしむ、文治元年三月平氏亡びし後、賴朝弟義經と隙あり、法皇亦之を制する所あらんとす、義經叔父行家と法皇に迫りて賴朝追討の宣旨を請ふ、既にして義經京都を去て西國に赴く、十一月賴朝北條時政を遣はして、義經追捕を口實として、守護地頭を置くを請ふ、法皇止むを得ず之を聽す、茲に於て、賴朝天下兵馬の權を得て、常に法皇を壓迫し、終に朝廷權を延ぶる能はざるに至れり、建久三年三月十三日六條殿に崩ず、年六十六、京都市下京區三十三間堂同り町法住寺殿に葬る、法皇皇太子の時より志佛敬に厚く、讓位後は一層佛寺を尊び、永曆元年新日吉新熊野社を東山に建て、應保元年平等院を修造し、長寬二年に蓮華王院を造立し、嘉應元年高野山に幸し、六月薙髮して園城寺長吏覺忠に受戒す、二年熊野に幸し、尋で奈良東大寺に詣で、受戒して千僧供を行ひ、承安元年法住寺殿新御堂を建て、壽永二年六條殿に長講堂を建つる所、枚擧すべからず、法皇又御領增加に勸められしを以て、後院領を始め、新日吉社、新熊野社、蓮華王院、長講堂、勢田社等の領と、播磨國とを併せ有し、其庄園數千箇所に及ぶ、長講堂領は寵妃丹後局に生れし宣陽門院に讓り、後ち持明院に傳はり、兩統迭立に重大なる關係を生ずるに至れり(玉葉、明月記、愚管抄、吾妻鏡、皇胤紹運錄、熊野社文書、大日本史)

コシロ 子代 御子代(ミコシロ)を見よ、

コシロニフブ 子代入部 子代の部曲に入るをいふ、「ミコシロ」を見よ、

コシワウノジンジヤ 古四王神社 【所在】羽後國南秋田郡寺内村○現今國幣小社【祭神】武甕槌命、大彦命【起原沿革】詳かならず、出羽國風土記略に、祭神四座、甕速日、熯速日、經津主、武甕槌命と神祇官長の御留帳にありとぞ(中略)國を平げ給ふ神々なれば、蝦夷降伏の爲に城外に祭り給ひけるならし」といへり、江戸時代には社領五十石を有し、社家二人、社僧一員ありき(古事類苑神祇部)

コス 庫司 禪宗の僧にて副寺寮行者を云ふ、副寺に屬して、收支を掌るもの、或は云ふ、庫司行者に同じと、「コスノアンジヤ」を見よ(禪林象器箋)

ゴス 呉須(極素) 青繪の磁器をいふ、「ゴス」とは變語なりともいひ、また染付の惡き燒物ゆゑ、手昴(燒の善を手昴といふ)を倒讀せしなりともいふ、もと支那傳來のものなり、そのよく製法して繪をかき釉水かくれば、青色となれども、もと色黑きもの故釉水がゝらぬ處は其色黑し、故に藍色の黑みある陶器なれば、ゴス手といひしを、謎の名のやうに取なしたるものか(嬉遊笑覽、倭訓栞)

コスアオ 小素襖 袖の小さき素襖を云ふ、上は常の素襖にて袖の一幅半、下は短き袴(長袴を短くしたるもの、即ち足のくるぶし迄のもの、後の半袴に同じ)にて染色紋皆上に同じ樣にしたるもの、笠掛の射手は小素襖行縢にて射る事、笠掛日記に、室町幕府の走衆之を著けし事、東山年中行事(永正六年記)に見えたり、江戸幕府公事の時、素襖と共に士分の間に用ひられたり、猶服制(フクセイ)の條の揷圖を見るべし(貞丈雜記、青標紙)

コス井シ 鼓吹司 「クスキシ」と讀むを正しとす、其條を見よ、

コズ井ジン 小隨身 近衞府の隨身の外、近衞の中少將及び左右衞門、左右兵衞等の召仕ふ隨身を云ふ、卑賤の士なり、「ズ井ジン」を參看、

ゴスクワウ井ン 後崇光院 【名號】御名は貞成(サダフサ)、法諱は道欽、後崇光院は諡號なり【系統】崇光天皇の孫、有栖川榮仁親王の第二皇子後花園天皇の御父なり、母は大納言局、權中納言阿野實治の女【事蹟】文中元年三月御誕生、應永十八年冠す、兄治仁薨後其の後を嗣ぎ、三十二年四月後小松上皇宣下して貞成を親王となす、時に年五十四、稱光天皇病あり、貞成大統を承くと世に傳はる、帝怒て遜位の志あり、上皇憂惱、貞成に諭し七月剃髮して法號を僧大淵に受く、因て上皇貞成の子後花園天皇を養つて子と爲す、稱光天皇の大漸に及び後花園天皇踐祚す、文安四年十一月尊號を上りて太上天皇といふ、康正二年八月二十九日崩ず、年八十五【著述】正統興廢記、看聞御記、砂玉和歌集等あり(皇胤紹運錄、野史)

ゴスザクテンワウ 後朱雀天皇 【名號】御名は敦良(アツナガ)、法諱は精進行【系統】一條天皇の第三皇子、御母は、上東門院彰子、第六十九代の天皇【事蹟】寬弘六年十一月二十五日御降誕、同七年正月親王と爲り、長元九年七月位に即き給ふ、年二十八、寬德二年正月位を後冷泉天皇に讓り、同年正月十八日崩ず、聖壽三十七 在位九年、改元するもの三、高陵寺に火葬して御骨を山城國葛野郡花園村大字谷口村圓乘寺に葬る、天皇頗る聰明なりしも、關白賴通の專橫なるを以て、たゞ垂拱成を仰ぎ、施す所なし、世以て憾事と爲す【著書】長曆御記(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

コスノアンジヤ 庫司行者 禪宗の僧にて會計を掌るもの、心力ありて、計算に巧にて、言行直實清廉にして、衆の推伏する所の僧を以て之に補す(禪林象器箋)

ゴゼ　御前　婦人を呼ぶ時の美稱、「ゴゼン」を見よ○又上逢部の召具す前驅を云ふ(後松日記)

ゴゼ　瞽女　三絃など彈き歌ひて錢を乞ふ女盲人をいふ、盲御前の略稱ならんか(言海)嬉遊笑覽に「盲女もやむことなき御前に侍るより、ゴゼとはいひ習へるにや、又は瞽女の音などにや、落穗集に、我等若年の頃までは、踊子抔と申者は、縱令いか程高給を以て召抱申度と有ㇾ之候ても、御當地町中には一人もなく、三味線と申物をば盲目の女より外にはひき不ㇾ申事の樣子に有ㇾ之云々、去に依て其節は、大名衆奥方には瞽女と名付たる瞽女を二人三人も抱置、御慰など有ㇾ之節は、三味線を鳴し、小歌やうのものも謳ひ、座興を催申事に有ㇾ之候、當時は件のゴゼ抔と申者沙汰もなく、踊子三味線ひく計の樣に罷成候は、元祿の始已來の義にても可ㇾ有ㇾ之哉」、と見えたり、

ゴセイ　五星　陰陽家にて、五行の星、卽ち(一)歲星(二)熒惑(三)太白(四)辰星(五)塡星を云ふ、歲星は木星ともいふ、東方木德の精を乘りて春を司り、角亢氐房心尾箕の七星を主る、熒惑は火星ともいふ、南方火德の精を乘りて夏を司り、井鬼柳星張翼軫の七星を主る、塡星は土星ともいふ、中央土德の精を乘りて、四季に寄旺し、東井を主る、太白は金星ともいふ、西方金德の精を乘りて秋を司り、奎婁胃昴畢觜參の七星を主る、辰星は水星ともいふ、北方水德の精を乘りて冬を司り、斗牛女虛危室壁の七星を主る(群芳譜、和漢名數大全)

ゴセイバイシキモク　御成敗式目　貞永式目とも稱す、「ヂヤウエイシキモク」を見よ、

コセウヂ　巨勢氏　皇別、姓は朝臣、右京に貫す、臣姓あり、並に武內の子巨勢雄柄宿禰より出づ、又巨勢楲田朝臣、巨勢斐太臣、巨勢神前臣姓あり、天武天皇十二年巨勢臣に朝臣を賜ふ、清和天皇の時左京の人大內記味酒首文雄等言、其先武內大臣より出づ、大臣第五子巨勢雄柄巨勢朝臣祖となる、第三子平群木菟、卽ち文雄等が祖なり、其後商姓味酒臣を賜ふ、祖父に至り首姓を賜ひ、左京に貫す、一祖の裔、獨り衰ふ、且つ味酒の姓旣に吉祥にあらず、平群に復せんと欲す、稱して是を凡となす、請ふ姓巨勢を賜ひ以て華宗に列せんと、乃ち文雄等に巨勢朝臣を賜ふ、初め稱德天皇の時、伊豫溫泉郡味酒鄕の人正八位上味酒部稻依等姓平群味酒臣を賜ふ、後ち伊勢に徙る、卽ち文雄等の先なり、是より巨勢氏分れて二流となる、宇多天皇の時、巨勢朝臣金岡畫を以て著はる、朱雀天皇の時、左衞門少志巨勢廣利、一條天皇の時、大內記巨勢朝臣爲時、後一條天皇の時、陰陽頭巨勢朝臣孝秀あり、巨勢楲田朝臣は右京に貫し、斐太臣は右京及び大和に貫す、並に系は雄柄四世の孫稻持に出づ、稻持子荒人、皇極天皇の時、命を奉じて葛城長田を佃く、其地高块瀉瀲に不便なり、荒人巧思あり、長楲を造り、河水を引て田に灌ぐ、帝悅びて因て楲田臣を賜ふ、元正天皇の時從七位上巨勢楲田臣大男等に朝臣を賜ふ、天智天皇の時、征新羅將軍巨勢神前臣譯語あり、其系詳かならず(氏族志)

コセキ　戸籍　[名義]民の戸口、年紀を記し貯る籍帳、卽ち今の人別帳と云ふものゝ如し、之を以て全國の民數を知り、男女老少の色を別ち、種族貴賤の等を明にし、口分田を班ち、租庸調を徵し、課丁の員數を量り、兵士の簡點をなす等の用に於て、每に其本となるべきものなり、舊紀に、倍不武太と訓みたれど、和名抄に、戸、野王案、在ㇾ當曰ㇾ戸、和名度、戸邑之處、倍、また文字集略に、籍(音席、和名與二簡札一同)民戸之書、古以ㇾ牒、今黄帋、野王案、凡書二於簡札一、皆謂二之籍一也、簡和名不美太とあるに因て正しくは「ヘフミタ」と訓むべきなり、さて倍とは卽ち竈の事にて、戸の字を書くは、竈を本として民戸を數ふる云へるなり○戸籍の製作は、延喜民部式及び右京職式に據れば、黄蘗を以て染めたる堅厚紙を縫合せて卷物に裝潢れりしなるべく、其卷の大小は戸口の多寡に因て異なれるが、十五人に三帳を輸すと云ふ、其書衣には、小町席を裡にし、其四面に黄帛の縁を著け、其緣の一所に黄絲を著けて結の紐とし、洗鹿革なば、其鐶として韓櫃に盛りしものなるべしと云ふ

[起原沿革]【上代】崇神天皇の時人民を校し、長幼の次第、課役の先後を定められしより後、氏族の制に從ひ、諸氏の氏上は其族人部民を統領して戸口を點檢し、丁籍名籍などの類をも作り置かれしものなれども、其式未備らざるのみならず、紀元一千一百年代に、蘇我氏政を專にせし頃より、是等の族制も紊れ、氏人も離散せしものありしかば、戸籍も整ばざりし、孝德天皇大化改新の時、先東國の國司、及び倭國六縣に命じて、管地の戸籍を作らしめ、天智天皇九年二月又戸籍を造りて盜賊と浮浪とを斷たしむ、これを庚午の年籍といふ、かの船史惠尺が燼餘に得たる國記を本據として姓氏を正し、源委を明にして造られたる所なれば、此戸籍をば後世までも、元籍として除くことなく、氏姓の紛亂、良賤の爭訟、皆これによりて眞僞を裁判せしめられたり、文武天皇、大寶の制、戸籍は六年每に一たび造る、十一月の上旬より始めて、式に依りて勘造し、里別(里は卽鄕なり)一卷となし、すべて三通を寫す、紙の縫には其國其郡其里其年籍と記し、五月三十日までに訖へしめ、二通は太政官に送り、一通は國衙に留め置かしむ、太政官はまた中務民部の兩省に下して分ち納めしめらる、その中務に納るは御覽に擬するなり、其戸籍は恒に五比を留めて除かず、紕繆あらん時の比校に供へしめ、其遠年のものは次第を逐て除かしむ、戸籍には老少以下、それぞれ名稱を立て、正丁次丁中男の別を正し、課不課を分ち、戸の等級をも定めらる、

【老少六等】(一)黄　男女三歲以下の者、(二)少　男女十六歲以下の者、(三)中　男女二十歲以下の者、天平勝寶九年より、改めて十八歲以上を中男とす、(四)丁　男の二十一歲なる者、天平勝寶九年より改めて、二十二歲已上を正丁とす、(五)老　男の六十一歲なる者、天平寶字二年より改めて六十歲を老丁となす、これと殘疾とを次丁とす、(六)耆　男の六十六歲なる者、天平寶字二年改めて六十五歲を耆老とす、

【疾三等】(一)殘疾　一目盲、兩耳聾、手無二二指一、足無二三指一、手足無二大拇指一、禿瘡無ㇾ髮、久漏、下重、大瘻瘇、如ㇾ此類皆此に入る、(二)癈疾　痴、瘂、侏儒、腰脊折、一支癈、如ㇾ此類皆此に入る、(三)篤疾　癩狂、二支癈、兩目盲、如ㇾ此類皆此に入る、

【課口】(一)正丁、(二)次丁　二人を以て、正丁一人に准す、(三)中男　四人を以て、正丁一人に准す、(四)殘疾　次丁に同じ、

【不課口】(一)皇親　八位以上の人、五位以上の子、(二)三位以上の父、祖、兄、弟、子、孫、(三)黄、少、耆、癈疾、篤疾、妻、妾、家人、奴婢、

【九等戸】(一)上上戸　義倉に粟を納むる事二石のものをいふ、和銅六年資財百貫以上とし、同八年三十貫以上のものと定む、(二)上中戸　同一石六斗、和銅六年六十貫以上、八年二十五貫以上とす、(三)上下戸　同一石二斗、和銅六年四十貫以上、八年二十貫以上とす、(四)中上戸　同一石、和銅六年二十貫以上、八年十五貫以上とす、(五)中中戸　同八斗、和銅六年十五貫以上、八年十貫以上とす、(六)中下戸　同六斗、和銅六年十貫以上、八年六貫以上とす、(七)下上戸　同四斗、和銅六年八貫以上、八年三貫以上とす、(八)下中戸　同二斗、和銅六年四貫以上、八年二貫以上とす、(九)下下戸　同一斗、和銅六年二貫以上、八年一貫以上とす、

慶雲三年改制して、大戸(課丁八戸以上)上戸(六丁)中戸(四丁)下戸(二丁)とし、九等戸を四等に減ぜられたり、

かく嚴肅なるが上に、また國司巡察して親く其形狀を觀て、少老疾病によりて、課不課の別を明にし、帳に記す、これを貌定といふ、すべて一家の戸主の姓名を始め、家口、年紀、生死、嫁娶の年月まで、具に載せざる所なし、後に及びて其式漸密になり、面貌黑痣までをも登載するに至れり、また市人の籍は市司掌りて每年造る、六年一造の戸籍とは聊異なり、これを市籍といふ、畫農民の市人となり、若くは市人籍を脫して、他業に遷ることを制限せしめたるものなり、戸口は太古伊弉諾尊、日に千五百產屋建てんと誓ひたまひしより、民を稱して天益人と稱し、次第に繁殖せりといへども、其數は今詳に知りがたし、中古の制、全國の戸口は、別勅ならざれば計算することを得ず、後の學者の推勘せし所によれば、紀元千四百八十年代には、大凡三百六十九萬人ばかり、千六百年代の交には、四百四十一萬人ばかりなり、千七八百年代の交には、九百七十五萬人ばかりなるべしといへり、夫戸口增殖すれば、隨て課丁も增殖す、此を以て國司の務、最これを重んず、しかれども諸國の百姓、その本貫を離れて他鄕に寄留し、賦課を遁るゝもの多く、或は王臣の勢ある家に仕へ、或は國司郡司に賂ひて死生老丁を僞る、朝廷屢々詔を下して嚴しく戒しめたまひ、また隱首括出の徒あれども、奸民いよいよ多く、吏その檢括を加ふるに苦めり、凡公民業を失ひて、定居なきものを稱して、浮浪人といひ、土着の者と併へ稱して土浪といへり、延喜の頃に至りては、浮浪の徒遂に諸國に遍し、かゝる僣の養に乘じて、武家政權を握り、王制おのづから敗壞

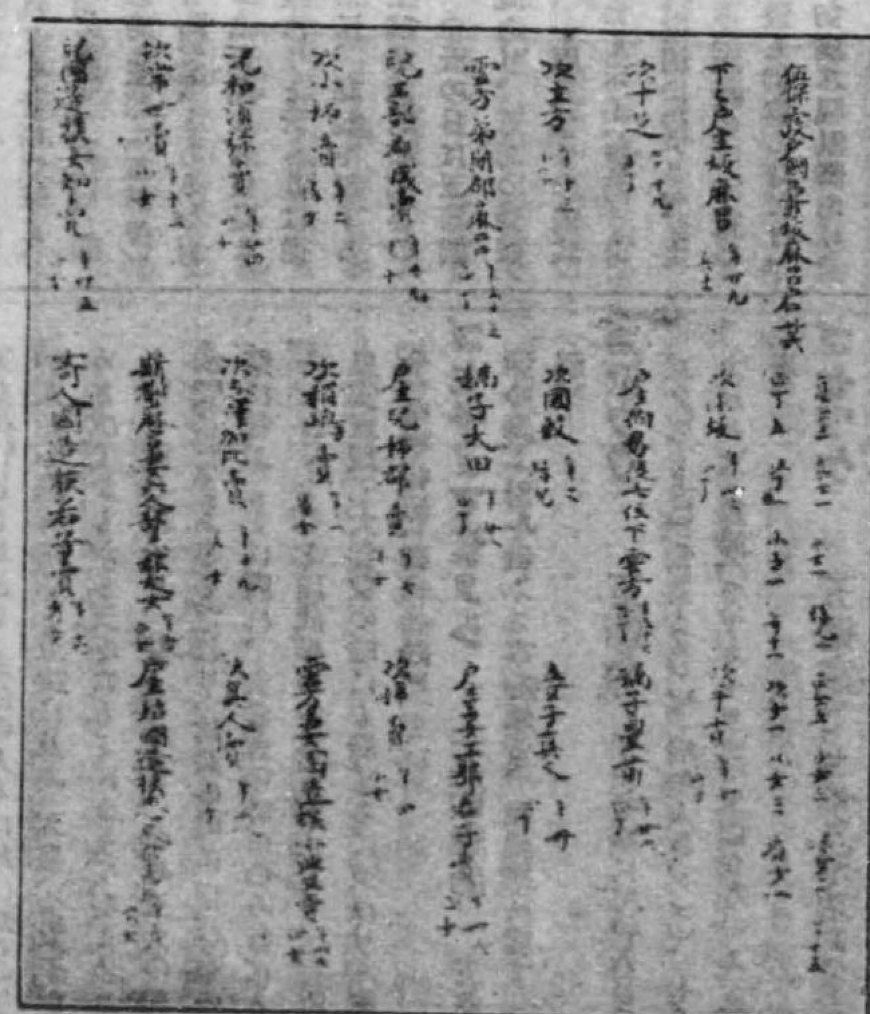
大寶二年御野國味蜂間郡春部里戸籍(大日本古文書所載)

せしかば、戸籍の制も絶たるなるべし【江戸時代】寛永中邪蘇敎の禁を嚴にせしより、いつしか天下の戸口をして、盡く佛敎宗門の徒たらしめ、每年僧侶をして宗門改をなさしめ、里長名主はそれによりて人別帳を造る事となれり、而して幕府は歷天下に令して、諸國の百姓町人、社人、僧尼其外のものまで漏るゝことなく、郡別に人數を錄して、勘定所に上らしむ、但諸藩の士人及び其奴僕は錄上に及ばず、享保十一年より、子年午年每に、人別帳を錄上することゝし、定めて永例となせり、蓋また六年一校の制の如し【維新後】明治四年、古來の戸籍法を改正し、各地方、土地の便宜に隨ひ、豫め區畫を定め、每區戸長並に副を置きて、その區内の戸數、人員、生死、出入等を詳かにせしむ、其編制は古法によりて六年ごとに改むることゝす、玆に於て、全國戸籍に漏るゝの民なく、其法大に備はりぬ、爾來年を逐て完備し、途に今に至れり、今左に上代戸籍を造りし時代を示す（栗里雜著、日本制度通）

天皇	時代	年限
孝德	大化元年八月 白雉三年四月	六年目
天智	九年二月	十八年目
持統	四年九月 十年	十四年目 六年目
文武	大寶二年十一月	六年目
元明	和銅元年 同七年	六年目 六年目
元正	養老五年	七年目
聖武	神龜七年	五年目
孝謙	天平勝寶二年 天平寶字二年	二十四年目 八年目
桓武	延曆元年 同七年	廿四年目 六年目

ゴセチヱ　五節會　元日節會、白馬節會、踏歌節會、端午節會、豐明節會をいふ、各條に就きて見るべし、

ゴセチノマヒ　五節舞　〔有職〕大嘗會新嘗の時、行はるゝ童女の舞を云ふ、每年十一月中の丑日に行ふ、二ッの時は上の丑を用ふ、延喜の制下の丑を用ふ、五節とは本朝月令に、擧袖五變故謂二之五節一とあり、御代始鈔亦之に從へり、然れども蒼梧隨筆に、左傳昭公元年の條に、公曰、女不レ可レ近乎、對曰、節レ之、先王之樂所以レ節二百事一也、故有二五節一（五節聲）遲速本末相及、中聲以降之後不レ容レ彈矣、とあるを引きて、遲速本末中聲を云ひたるにて、五節の名は是より出でしものにて、月令の說は誤れりと云へるは從ふべきに似たり〔儀式〕五節舞以前に、舞姬を獻ずる人々を定む、是を五節定と云ふ、上卿諸國司公卿等の女子あるものに命じて獻ぜしむ、中丑の日は五節帳臺試と稱し、常寧殿にて天皇御覽あり、五節の舞姬參る、四人（大嘗祭には五人）の内、一兩人參りの儀式あり、其外は内々に參る、之を曉參と云ふ、皆參り調ふて帳臺に出御あり、殿上人ども、脂燭に侍らふ、主上御直衣御指貫にて、御沓を召さる、天皇の御指貫を召さるゝ事は、此時の外はなし、但し御禊の時には、帳臺試に准じて召すなり、帳臺に御騰す程亂舞あり、びんたゝらなど歌ふ、又大歌小歌などあり、寅の日殿上淵醉あり、朗詠今樣など歌ひて、三獻はて、亂舞あり、次第に沓をはきて女官の戸より登りて、上を經て御湯殿のはざまより下に降りて、北の陣をめぐり、五節所に向ふ、其後所々に參りて推參などあり、郢曲の聲をして、まいたんなど歌ふ、后宮女院など淵醉あれば、今日あすの程なり、けふ御前の試あり、御殿の廂にて亂舞あり、擲などおかる、今日の五節所に賜はらんが爲めに、使を河内國交野に出して、雉を召し置くことあり、之を狩使と云ふ〔河海抄〕天武天皇吉野瀧の宮に御座しける時、日暮琴を彈じて心をすまさせ給ひけるに、むかひの山の岫より、怪雲立のぼりたるを御覽ずるに、其雲の下に、神女の姿あらはれて、琴の調にあはせて舞ひけるを、天皇御覽じしかども、近侍の人々は終に知らざりき、神女袖を飜へすこと五度に及ぶ、天皇、「少女子がをとめさびすかもから玉をたもとにまきてをとめさびすも」と詠じ給へり、是よりして、每年五人の舞姬を御覽じたまふ事となれり、建武の頃には、每年の新嘗祭に行ふことは廢れ、大嘗會の時にのみ行はるゝことゝなりしこと建武年中行事に見えたり、室町時代皇室衰頽し大嘗會の時にも廢するに至れり（本朝月令、公事根源、御代始鈔）

ゴセチノマヒノシ　五節舞師　五節に舞姬の舞ふ舞を敎ふる事を掌る、雅樂寮に屬す（令義解）

ゴセツク　五節句　年中行事にて、人日（ジンジツ）、上巳（ジヤウシ）、端午（タンゴ）、七夕（タナバタ）、重陽（チヤウヤウ）の五節句をいふ、各條參看、

ゴセツケ　五攝家　「セツケ」を見よ、

コセツバ　小切羽　「セツパ」を見よ、

コゼノカナヲカ　巨勢金岡　〔美術〕中納言野足の後裔〔畫伯〕光孝宇多の諸帝に歷仕し、從五位下采女正に至る、最も繪畫に秀て屢々宮中に召されて障子屛風等に畫き、名手の響あり、かの宮中後殿の北邊朝餉の間の前なる馬形の障子は其筆なりしが、夜々放れて萩の戸の萩を食ひけるより、勅定ありて、其馬を繫ぎたる體に書きなされしより放れずなりた

りといひ、また仁和寺御室の壁にも馬を畫きしが、夜每に放れて附近の田を荒したるを以て、其目を傷けしより事なくなりたりといふごとき、もとより傳說に過ぎざれども、會々以て、如何に名手として其妙技の當世に重んぜられしかを伺ふに足るべし、歿年詳かならず（菅家文草、扶桑略記、古今著聞集、巨勢氏系圖）

コゼノトクタコ　巨勢德太古　〔系譜〕雄柄七世の孫〔事蹟〕皇極天皇二年位小德たり、蘇我入鹿に黨し、山背大兄王を斑鳩宮に襲ふ、後ち入鹿誅せらるゝに及び、其黨兵を集めて亂を作さん事を謀る、德太古天智天皇の命を奉じ諭すに順逆を以す、賊黨因りて潰散す、孝德の朝小紫を授けられ、大化五年大紫に進み左大臣となる、白雉元年新羅の貢朝使唐服を服して來舶す、朝廷恣に俗を易へるを惡み譴責して歸す、德太古奏して曰く、今新羅を討たざれば後必ず悔あらん、請ふ、難波津より筑紫海に至り、多く艦艫を泛べて以て形勢を盛にして、新羅を召して其罪を問はゞ彼れ懾服せんと、議遂に行はれず、齊明天皇の四年薨ず、年六十六（大日本史）

コゼハ　巨勢派　繪畫の一派、巨勢金岡が創めたるを以て名づく、「コセカナヲカ」參看（系圖）

○金岡―公望―深江―廣高
　公忠―公茂―公義―深江―弘高
是重―信茂―宗茂―益守―兼茂
有宗―宗久―永有
宗深
源慶―隆慶
　義蓬
　忠長
　有行

有忠―有俊
有茂―宗久―俊久
有久

コセホアン　小瀨甫菴　〔名家〕名は道喜、通稱又四郎、甫菴と號す〔事蹟〕尾張國春日井郡の人、醫術に明らかにして亦鈴韜に通ず、後ち豐臣秀次に仕へ、秀次亡びて堀尾吉晴に出雲に仕ふ、州の松江城は其經規する所なりといへり、吉晴死するに及び、去りて播磨に寓しまた京都に徙る、寬永元年前田利常に聘せられ、兵訣を其子光高に授く、十七年歿す、年七十七、子孫相繼で前田氏に仕ふ〔著書〕太閤記、信長記、天正軍記、童蒙先習（續近世叢語、甫庵信長記考）

ゴゼン　御前　二人稱もしくは三人稱に用ふる美稱、もと貴人の坐前の敬語より出でしものなるべし、古き物語類に「おまへ」（御前）といへる語多く見えたり、これ右にいへる坐前の敬語にして（後世は音讀して「ゴゼン」といふ）、轉じてこれを音讀にしたるものなるべきか、また略して「ゴゼ」とも稱したる場合あり、而して此稱たる、古くは婦女子の間に限られ、母御前、尼御前等と稱し、なほ母尼等を省きて、單に御前といひ、また其人を指すことゝなりたり、而して更にまたゴ字を省きて「ゼ」とのみ稱したることあれど、此時は獨立せずして尼世等の語尾に附して尼ぜ母ぜ等といひたり、かく御前の本義は二人稱もしくは、三人稱に用ふるものなりしが、これより再び轉化して女子の名の下にも附するに至り、佛御前靜御前巴御前等の稱呼を生じたり、而して男子を呼ぶことは遙か後世の事に屬し、江戸時代にては諸大名旗下等、みな其下のものよりは御前と稱し、女子には殆ど用ひざりしも、なほ姬御前等の稱は時として用ひらるゝことなきにあらざりき○女盲人のことを「ゴゼ」といへるも御前の義にて盲御前の略稱なりとの說あり、瞽女（ゴゼ）參看、

ゴゼンカウシヨ　御前講書　天皇の御前にて書を講ずるを云ふ、長秋記保延元年五月二十四日の條に、維順朝臣來談二雜事一、天子奉レ敎二文選一時、發三遮返綱有二禁忌一、御座時不レ讀二諱字一、又說立爲二太子一不レ讀二十九年一依二程遠一也」とあるが如く、凡て禁忌の字は讀まざるを以て例となす、例へば古事記を講ずとも、天若日子を葬りし條、及び將軍、癩、哭之、弔喪、故喪會者等の字は讀むべからず、强て讀まんとせば忠の字などは「カレツトヘルヒト」とよむべき由、釋日本紀開題の條に見えたり、

コセンジ　小宣旨　官宣司（クワンセンジ）を見よ、

ゴゼンシユウ　御前衆　恩賞奉行（オンシヨウブギヤウ）を見よ、

ゴゼンシヨダイドコロガシラ　御膳所臺所頭　「ゼンシヨダイドコロガシラ」を見よ、

ゴゼンノウチトリ　御前内取　「ウチトリ」を見よ、

ゴゼンノココロミ　御前試　五節の時、舞姬を淸涼殿に召して、舞を御覽給ふ儀、政事要略江次第禁祕抄に詳しく見えたり、猶「ゴセチノマヒ」參看、

ゴゼンブギヤウ　御膳奉行　「センブギヤウ」を見よ、

ゴゼンブギヤウ　御前奉行　恩賞奉行（オンシヤウブギヤウ）、評定奉行（ヒヤウヂヤウブギヤウ）を見よ、

ゴゼンミサンシユウ　御前未參衆　政所の寄人を云ふ、「マンドコロ」の條職員を見よ、

ゴゼンワカシフ　後撰和歌集　〔和歌〕二

十卷【内容】勅撰の和歌集、古今、拾遺兩集と共に三代集といひ、後拾遺以下新續古今に至る十八集と合せてまた二十一代集とも稱す。「古今」に次で成る、古今集に漏れたる歌及び古今集以後の歌を集めたるものなり、古今和歌集の後に撰びたるを以て此名ありといふ、此書につき後撰集詞の束縟に、後撰集は未だよくもえりとゝのへざりしまゝにてや傳り來ぬらん、歌のよさあしさ、わきだめなく集められたり、歌のみならず讀人不知のしるさるゝもみだりにて、しどけなきを云々」といひ、無明抄に、後撰にはよろしき歌、古今にとりつくされて後いくほどもへざりければ、歌得がたくしてすがたをば撰ぼずして心をさきとせり」、阿佛房口傳に、後撰には、やさしき歌多く、又みだりがましき歌も多く交り、梨壺の五人こゝろごゝろやかはりけん」などいへり、實に此書は未だ能く撰定せざるものにや、重出の歌六首、古今集に出でたゝもの八首あり、他集に比し亂雜にして整はざるものあり、春（上中下）、夏、秋（上中）、冬、戀（自一至六）、雜（自一至四）、別、旅、賀、哀傷等の分類を爲す、歌首は八雲御抄に一千四百二十首といへど、實は一千四百二十六首なり【註釋】小山美石著「後撰和歌集新抄」二十册、契沖著「後撰和歌集標註」四册、本居宣長著「後撰集詞の束縟」一卷、北村季吟著「八代集抄」等【撰者】大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城等五人、村上天皇天曆五年十月勅を奉じ昭陽舍に於て撰集す（歷代和歌勅撰考、群書一覽）

コリテ　小袖　袖を小くして袖下を丸く縫たるもの、即ち下著なり、裄の大袖に對したる名、單衣袷、綿入共に云ふ、後世は木綿の布子に對して絹布の綿入をのみ小袖と云ふ（貞丈雜記、嬉遊笑覽）装東圖式禮服の條に、色赤し、大袖の下に著御、大袖

まりは袖小さ故に小袖と云ふ、筆のすさびに、古へは

公武貴賤とも丸て白衣にてありしと云へども、約文記に白き小袖の事平人は不ゝ可ゝ著候、公家は御用候と見え、貞順聞書に、も、白き小袖の事たゞ人は着不ゝ仕候、但平人には大雜著候時は白小袖を用ても苦しからず候歟、又出家等は不ゝ苦候」と見えたれば、白小袖は一般に著用せざりしが如し、約文記に無紋の小袖の事略儀に候間、殿中又は貴人のお前へは無著候、私にては可ゝ著候歟」とあり、これ禁制なれば小紋などを染て用ふるなり、無紋は織色のみにあらず、無地に染めたるは無紋なり、これに依て染小袖と云ふことはざある歟、又古諦にありと云へるは片身がはりの服なり、是も貞順古實聞書に、片身替の袷の事、男は二十四五迄不ゝ苦候、女房衆は白紅又は薄紅梅など常に被ゝ着候、是等も片身がはりと申候とあり云々」とあり、

コリテノヨロヒ　小袖鎧　足利氏相傳の鎧の名、梅松論に、當日は御重代の御鎧御小袖と申な勢田の野田の大宮司に著らる云々」、江陽屋形年譜に、御代々の御鎧小袖と申すを取出し、將軍家に著せ奉んとす、將軍家仰けるは、此鎧は朝敵退治に著する鎧也とて別の御鎧を著給はんとし給ふに、既に中門口破れんとするを見給ひて天命是迄とて、又小袖の鎧を取て著し給ふ、云々」と見えたり、

コリデバンシユウ　小袖番衆　番士（バンシ）を見よ、

コゾメ　濃染　染色の名、紫及び紅の濃く染めたる色をいふ、

コダイクワン　小代官　「ダイクワン」を見よ

ゴダイクワンジ　五大官寺　東大、興福、延曆、教王護國、園城の五寺を云ふ、各條參看（和漢名數）

ゴダイゴテンワウ　後醍醐天皇　【名號】御諱は尊治（タカハル）【系統】後宇多天皇第二の皇子、御母は談天門院藤原忠子、參議忠繼の女、第九十六代の天皇【事蹟】正應元年十一月二日御降誕、御幼沖より頴悟、龜山天皇之を愛して、常に左右に置き、皇位に即くを願ふ、然れども後二條天皇は長兄にして、御養母は後深草天皇の皇女遊義門院にして、後宇多天皇の御寵愛深きを以て、立つを得ず、乾元元年親王となり、嘉元元年元服し給ひて三品に叙せらる、二年三月太宰帥となり、德治二年五月中務卿を兼ぬ、延慶元年八月後二條天皇崩御して、花園天皇位に即く、同八月後宇多上皇後二條の皇子邦良の子孫をして皇位に即かしめ、尊治親王には所領を讓り、子孫をして永く皇位に即くを停め、大覺寺皇統を輔佐せしむ、既にして上皇邦良の幼（時に二歲）なるを憂ひ、翌九月天皇を以て皇太子となし、以て邦良に及ぼさしむ、文保二年二月冷泉萬里小路殿に受禪、後宇多法皇萬機に臨む、三月邦良を皇太子となす、同月太政官廳に即位し給ふ、

（後醍醐天皇花押）

院政五年にして、政を親らし給ふ、時に吉田定房、萬里小路宣房、北畠親房等名士朝に在りて、天皇を輔

く、此の時に當りて關東は北條高時執權たり、心疾を得て昏愚なり、幕府の訴訟紛雜を極め、內管領長崎高資權を專にして偏斷し、怨讟沸起す、津輕守護安藤氏嫡庶を爭ひ、頻に鬪爭す、下總滯陸の兵を移して之を伐つ、關東始めて兵を用ふ、高資高時をして出家せしめ、赤橋守時を執權とす、內政も亦亂る、天皇、後鳥羽天皇以來の遺志を繼ぎ、釁を見て幕府を斃さんと欲す、日野資朝同俊基之を勸む、正中二年

山城大德寺所藏（史料編纂掛蒐集）

謀漏れ、六波羅資朝俊基を捕へて鎌倉に送る、天皇宣房を遣り、告文を幕府に賜ふて、事解くことを得たり、嘉曆元年三月皇太子邦良薨す、天皇皇子尊良を選で立んとす、持明院統は後伏見院の皇子量仁を立てんとす、幕府終に量仁親王を立つ、故を以て天皇敢て禪位を行はず、兩統の間水火の如し、天皇益々幕府を斃さんと欲す、皇子尊雲尊澄兩法親王を天台座主とし、叡山奈良及び禪僧を延き、遊宴法談に

託して陰に畫策す、既にして謀漏れ、近臣を捕へて鎌倉に送り、持明院亦密使を遣はして變を告ぐ、尊雲高時の廢立を行ふを察知し、天皇をして竊に逃れしむ、六波羅兵を發して天皇を叡山に索む、尊雲尊澄南に奔る、大僧正聖尊天皇を笠置山に奉じ、近臣北畠具行、法師良忠等、伊賀伊勢大和河內の武士を

募りて護衞す、元弘元年九月高時壽永の例により持明院に奏し、太子の踐祚を行ふ、之を光嚴天皇と稱す、大佛貞直及び足利尊氏を遣て京都を護り、金澤貞冬をして、行在所を犯さしむ、未だ至らざるに笠置陷り、天皇尊澄と共に逃れ、有王山に至て賊兵追及し、從臣花山院師賢、具行、藤房等皆捕へらる、尊良親王亦縛に就く、幕府天皇を六波羅に幽し、新主叡覽を迎へ取る、是より先き楠木正成河內赤坂城に、櫻山茲俊備後一宮城に義兵を擧げしが、是歲冬に至りて、赤坂城陷り、正成城を焚て逃れ、茲俊行在所陷ると聞き自殺す、二年三月幕府天皇を隱岐に、尊良を土佐に、尊澄を讃岐に遷し、近臣を流す、既にして尊雲法親王大和十津川に隱れ、還俗して名を護良と改め、四條隆資と謀り、竹原八郎をして令旨を齎らし、熊野伊勢等に義兵を募らしむ、六月八郎伊勢に義兵を擧げ、親王吉野に起り、尋で楠木正成赤坂城を復し、近畿の義兵蜂起す、明年二月鎌倉大兵を發して之を伐たしむ、尋で赤松圓心は播磨に、河野の一族得能通綱、土居通增は伊豫に義兵を擧げ、閏二月下旬天皇六條忠顯を隨へ隱岐を脫し、名和長年駕を伯耆船上山に奉ず、既にして鎮西には菊池武時阿蘇惟時義兵

を擧げ、結城宗廣陸奧白河に義兵を擧げ、諸國風靡す、五月八日六波羅陷り、二十二日新田義貞の爲めに鎌倉陷り北條氏亡ぶ、三年六月五日天皇京都に還御し、光嚴天皇を廢し、二條道平、近衞經忠を右大臣とし一統の政を行ふ、記錄所雜訴決斷所を置き公武より選任して其員を命じ、田邑を處分せしめ、侍所窪所武者所を置き、新田義貞を武者所頭人となす、二條師基を大宰帥とし、九州を鎭し、成良親王を征夷大將軍とし、足利直義を相模守とし、成良を奉じて關東八國を治めしめ、北畠親房は義良親王を奉じて陸奧を鎭ぜしめ、公武の功臣を國守とし、守護の權を殺ぐ、朝廷關白を置かず、吉田定房を內大臣とし、大納言宣房と大政を佐け、八省卿の任を重くす、尋で建武と改元し、年中行事を撰し、武臣衣冠の制を定め、楮幣を製して用途を瞻し、鑄錢司を復して乾坤通寶を鑄る、又大內を造營せんとし、其費を諸國に課し、又、諸國庄園郷保の地頭等より、二十分一を御倉に進ぜしむ、天下の政權悉く京都に歸る、是を建武中興と云ふ（「ケンブチュウコウ」を見よ）然れども內謁盛に行はれ、所領の知きも、朝に賜はり夕に奪ひ、或は夕に授け朝に奪ふ、或は一所を兩人に賜ひ、人をして武門政治を思はしむるに至れり、決斷所の政令三箇年許行はれしも穩靜なる日は一日もなし、故を以て北條氏の遺族諸國に蜂起し、二年には北條時行鎌倉を陷る、之を中先代の亂と云ふ、足利尊氏源氏の冑裔にして門地高く、代々北條氏と婚を通じ勢望あり、頗る學術に富み又能く人を馭す、北條氏を斃して源家を復せんと志す、六波羅を滅し、其政權を收め、阿野廉子と結びて、潛勢力を養ふ、時行の叛するに及びて、自ら請うて鎌倉を征し、遂に叛す、幕府に親むもの之に應す、朝廷尊良親王を征東

將軍とし、新田義貞を副とし、之を征せしむ、こゝに於て諸國宮方武家方起り、忽ち紛亂の代となれり、十二月征東の軍箱根に破れ、尊氏長驅して延元元年正月京都に入り、天皇叡山に幸し、內裏炎上す、既にして奥軍及び東征の別軍歸り、義貞等と共に尊氏を敗る、義貞正成等と又兵庫に之を破る、尊氏直義と共に九州に逃る、既にして尊氏多々良濱に菊池阿蘇と戰て之を破り、九州を風靡し、勢を以て大擧京都を犯す、二年五月楠木正成新田義貞之を兵庫に防ぐ、正成戰死し、義貞逃れ歸る、天皇亦叡山に幸す、八月尊氏上皇の太弟豐仁親王を立つ、是を光明天皇とす、花園上皇院政を聽き、建武の號を用ふ、是より兩朝兩年號あり、尊氏急に阿彌陀峰を攻め陷れ、近江若狹の路を絕つ、行在糧乏しきを以て、天皇權りに和を謀じ、恢復を謀る、十月天皇吉田定房坊門淸忠を從へ、花山院皇居に遷御す、光明天皇劍璽を取り、太上天皇の號を上りて之を幽し、成良親王を太子に立て、且つ尊氏に兵馬の權を委ぬ、尊氏因て幕府を開て鎭護す、時に興良親王は河內東條に在りて、畿內紀伊の兵を以て、畠山石堂諸氏を攻め、尊澄法親王は伊勢山田に在り、伊賀、伊勢、志摩の兵を服屬す、北畠親房密使を遣て天皇に奏す、因て十二月神器を奉じて大和に幸し、行宮を吉野に造り、恢復を圖る、左大臣賴忠、內大臣定房、左大辨淸忠等京都を脫して之れに赴く、是より大覺寺統は吉野に在り、因て南朝と稱し、持明院統は京都に在るを以て北朝と稱し、五十七年間大爭亂の世となれり、既にして北畠顯家を促して陸奥より上洛せしめ、三條泰季に薩隅の兵を募らしめ、京都を恢復せんと謀る、顯家乃ち義良親王を奉じて西上し、斯波家長を鎌倉に斬り、延元三年春奈良に入り、弟顯信男山に軍す、北朝賞動し、高師直をして鏖がしむ、顯家安倍野に戰て敗れ、石津に陣歿し、顯信も亦破られ、京都を收むる能はず、顯信陸奥介となり、親房義良親王を奉じ、俱に關東を經略せんとして、神宮大湊より大軍を發す、安房の海中暴風に遇ひ、親王顯信伊勢に引還し、結城宗廣は吹上に病死す、親房獨り常陸に至り、小田城に據る、又花園宮は土佐に赴き、南海を督し、懷良親王は征西將軍となり、鎭西を鎭し、尊澄法親王は遠江に赴きて東海を撫し、舟楫東西に往復して興復を圖る、然るに京都をも復する能はず、天皇行宮に在すこと三年、延元四年八月、御不豫、依りて十五日義良親王に位を讓る、之を後村上天皇とす、翌日崩じ給ふ、御年五十二歲、遺詔して後醍醐天皇と稱す、河內守楠木正行等宿衞戒嚴す、天皇天資英毅、博く書史に涉り、篤く釋氏を信ず、眞言禪宗研究する所多し、又心を典故に用ひ諸道を再興し給ふ、嘗て朝廷の宿弊を矯正して曰く、今の例は昔の新儀なり、朕の新儀は後世の例たるべしと、崩するに臨み、遺詔して諸親王に命じ、軍事を勵み、賢を任じ、能を使ひ、以て恢復を謀らしむ、言訖て左手に法華經を把り、右手に劍を按じて崩ず、群臣其旨を奉ず、服御を改めず、北面して藏王堂の塔尾に葬る、即ち御陵は現今大和國吉野山如意輪寺の東丘に在る塔尾陵是なり **著書** 建武年中行事、日中行事（大日本史、大日本史料、國史眼）

ゴダイリンミヤウワウ　五大尊明王　佛敎にて不動（中央）、降三世（東方）、軍荼利（南方）、大威德（西方）、金剛夜叉（北方）の五大明王を云ふ、委しくは各條を見よ、

ゴダイノミウラ　御體御卜　**名義** 主上の玉體に御愼あらんことを卜ひて奏するの儀、毎年六月十日、十二月十日の二季に行ふ **儀式** 神祇官中臣卜部等を率ゐて一日より神祇官に籠り齋戒して之を卜ふ、九日卜終て之を奏す（六月には七月より十二月迄をトひ、十二月には明年正月より六月迄をトふ）其儀上卿陣の座に著き、內侍つきて上奏す **起原沿革** 白鳳四年（天武天皇）に始めて行はる、古語拾遺に、白鳳四年（天武天皇）、以二小花下諱部作賀斯一拜二神祇頭一、令レ叙三王族宮內禮儀婚姻卜筮之事一、夏冬季御卜之式、始起二此時一云々」と見えたり、今朝野群載所載の奏文を示せば左の如し（弘仁式、江次第、公事根源、建武年中行事）

神祇官謹奏
天皇我御體乃御卜爾卒卜部等天太兆爾卜供奉留狀奏親王諸王諸臣百官人等四方國乃賓客之政亂吹雨零旱事聞食乎抑放賜天問給爾負久自來七月至十二月御在所平氣久御坐爾止供奉御卜火數百六十、火之中直卜百十、火災卜十、火地相卜六、火天相卜十二、火神相卜八、火人相卜六、火兆相卜七、火以是卜求爾坐伊勢國大神宮御鎭伊賀神戶領——又庭伊豫國村山神大山積神野間神社司等依過穢神事祟給遣使科中祓可令祓請奉仕事又至來秋季可有土氣之祟氣鬼祟還年初祭治大宮四隅京四隅山城國云堺祭又祭日供奉御祓事此等參條事行治忌愼給者御在所平氣久可御坐狀卜供奉給爾久止奏
以前大兆爾卜供奉留御體御卜如件謹以申聞奏
承曆四年六月十日
宮主正六位上行權少祐卜部宿禰兼宗
中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟經

コダイバン　小臺盤　「ダイバン」を見よ、

ゴタイラウ　五大老　桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは德川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後ちには隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づく、「タイラウ」の條參看、

ゴタイラウ　御大老　大老（タイラウ）を見よ、

ゴダイリキボサツ　五大力菩薩　佛敎にて、金剛吼菩薩、龍王吼菩薩、無畏十方吼菩薩、雷電吼菩薩、無量力吼菩薩の五大力菩薩をいふ、

ゴタウウヂ　五島氏（肥前福江）　姓は源、多田滿仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部糺により同國黑髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島宇久島に到りて築城す、よりて宇久氏を稱す、十七世宇久大和守盛定松浦郡五島の內福江大津に居し、後同處江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫宇久若狹守純玄五島を悉く領し因て氏とす、其子玄雅、天正十五年豐太閤島津征討として下向の時兵を帥て從ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に從ふ、關ヶ原の役後德川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜）

○純玄——玄雅——盛利——盛次——盛勝——盛暢
盛住——盛道——盛義——盛運——盛繁——盛成
盛德——盛主——盛光

ゴタウジヤウ　五島城　**所在** 肥前國南松浦郡福江村○福江城ともいふ **起原沿革** 五島氏の祖盛定、宇久島より此に移り本城を創築す、天正中純玄本領を安堵す、慶長十九年燒失、嘉永二年幕府の命を以て城塞を再興せしが、明治維新に至り終に廢城す（通俗五島紀要）

コタカガリ　小鷹狩　秋期に行ふ鷹狩を云ふ、これに對して冬狩するを大鷹狩と稱す、秋期は小鷹を使用して鶉、雲雀などの小鳥を狩り、冬は大鷹を用ひて鵝、雁、鴨の類を狩する故に此名あり、一に「ハツドリガリ」と云ふ、源氏手習卷小鷹狩の註に見えたり、又萬葉集に、「伊波世野爾秋芽子志乃芝馬並而始鷹狩太爾不爲哉將別」など見えたり、「タカガリ」參看（雜談抄）

ゴタカクラノヰン　後高倉院　守貞親王（モリサダシンワウ）を見よ、

コダクミノツカサ　木工寮　「モクレウ」を見よ、

コダシカマ　小田志窯　肥前國にて製陶する窯、志田窯（シダカマ）を見よ、

コダチ　小太刀　太刀の小さきを云ふ、大太刀に對しての稱、又太刀を帶きし上に又はく故に帶副太刀とも、脇差太刀とも云ふ、平家物語に、みおや十郎こたち大なぎなたにかなはじとや思ひけん云々」著聞集に、ちいさき太刀をひつそばめて持たりけるを云々」太平記に、阿保は太刀を鐔本より打折られて帶添の小太刀拔懸たり云々」と見えたり、

ゴダチ　御達　婦人の尊稱、御（ゴ）に等（タチ）をそへたる語、河海抄に、後漢書の註を引て御達の義といへど所見なし、御（ゴ）の條を見よ、

コダツ　褌脫（渾脫）　散樂の一種、歌舞品目に、通鑑唐中宗紀云、中宗宴二群臣一、宗臣舞二渾脫一、胡三省曰、長孫無忌以二烏羊毛一爲二渾脫氈帽一、人多效レ之、謂二之趙公渾脫一、因演以爲レ舞、然則渾脫之始二於趙公一而未レ詳二其緣所一レ由也」といへり、續紀天平勝寶四年四月盧舍那大佛像開眼の條に、渾脫歌儛のありしこと見えたり、臨胡渾脫（リンコゴダツ）、劍氣渾脫（ケンキコダツ）の各條參看、

コダニイロ　小丹色　襲の色目の名、表は濃き青にて、裏のことにうすき青なるものをいふ（雜事抄）

コダマウヂ　兒玉氏　武藏七黨の一、姓は藤原氏、九條師輔の子攝政兼家の長子關白道隆より出づ、道隆の長子內大臣伊周有道氏を冒て伊行を生む、伊周貶せらるゝ後、伊行外祖父に從て武藏國兒玉郡に居す、是を兒玉黨の祖となす、其族蕃延し、有莊、本莊、四方田、岡崎、淺羽、長岡、大河原、秩父、倉賀野、奥平等數十氏の多に至る、元曆中有莊太郎家長兒玉黨旗頭となる、源賴朝に屬して功あり、備中の地を賞せらる、子孫相承け備中守となる（尊卑分脈、武藏七黨系圖、氏族志）

コダマギン　小玉銀　豆板銀（マメイタギン）をいふ、單に小玉、豆銀ともいふ、

コダマノコホリ　兒玉郡　**所在** 武藏國 **起原** 始めて延喜式に見えたり **沿革** 和名抄に振太、岡太（テカタ）黃田（キタ）太井（オホヰ）等の鄕あり、寬永中、賀美の東北境を併せて利根川に至る、地誌提要「コダマ」と稱し、今之に從ふ、明治二十九年賀美那珂の二郡を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ゴダン　後段　江戶時代、饗應の時に飯の後に物を出すをいふ、古にはなしといふ（貞丈雜記）

ゴダンノホフ　五壇法　**名義** 五大尊を本尊として修むる法、兵亂鎭定の時、又は息災增益等に行ふ、五壇の御修法ともいふ、五大尊は、不動、降三世、

軍陀利、大威德、金剛夜叉の五明王を云ふ、共に忿怒の神なり【起原】天慶三年二月法性寺に於て五大尊前に五人阿闍梨をして之を修し、東西の兵亂を降伏せしむ、應和元年閏三月延暦寺大日院にて五人阿闍梨之を修す、正治二年二月後鳥羽上皇、梶原景時追討の祈りとして此法を行ふ(諸法要略記、玉葉、明月記)

ゴヂヰン　護持院　【所在】江戸神田橋外(今の錦町三丁目)後ち大塚に移る○元祿山と號す【宗旨】眞言宗【起原】もと江戸湯島(今の根生院の地)に在りて筑波山知足院と號す、會々將軍德川綱吉の生母桂昌院、大和長谷寺の塔中慈心院住寺隆光に歸依し、江戸に召し下して知足院に住せしむ、隆光俗才あり、巧に桂昌院及び綱吉の意を迎へ、深く其信任する所となり、貞享三年權僧正に任ぜられしが、遂に綱吉に勧めて、知足院を神田門外に移し、新たに造營す、蓋し名は移徙にあれども、事實は新寺の建立に異らざりき、かくて綱吉は若年寄大久保忠高を普請總奉行として起工し、翌元祿元年三月には本堂、客殿、鐘樓等成り、六月には東照宮をはじめ、護摩堂、常行堂以下、七堂伽藍悉く成り、七月に至り、綱吉自ら臨みて參詣し且つ寺中を遍覽したりしが、本坊の普請、他の諸堂に比して、木材も粗末に、總て出來榮え見劣れりとて大に怒り、忠高の職を奪ひ、更に側衆柳澤保明を以て總奉行に命じ、本坊を改造せしめ、日ならずして落成したり、其結構の壯觀なる、遠く寛永寺の本坊に勝れりと稱せらる、十一月綱吉之に臨み、寺領五百石を寄附し、且つ知足院を無本寺として、關東新義眞言の大本山と定め、八年寺號を改めて護持院と稱す、而して其全體の規模たるや、大門の内三十歩ばかり隔てゝ、護持堂を建つ、堂には將軍親筆の額を揭げ、且つ火災の時此額立退の爲め、役夫料三百人扶持を附られたり、抑此護持堂は、正しく本丸殿舍の丑寅に當る地に建られ、寛永寺は江城鬼門の鎭護、護持院は殿舍の鬼門鎭護と定めらる、また護持堂の奥に大伽藍を建て、釋迦牟尼佛の像を安置す、即ち本堂なり、大さ十餘間四方あり、此外本坊學寮、日輪坊、月輪坊等あり、また札坐敷と稱し、卷數調進の所あり、みな德川氏が財力を厭はずして造營したるものに係り、其壯麗なる大に天下の耳目を聳動せり【沿革】かくて元祿五年隆光大僧正に陞りしが、寶永四年退隱して駿河臺に遷り、成滿院と稱し、護持院を僧正快意に傳ふ、幾干もなくして將軍綱吉薨じ、家宣の繼立するに及び隆光は殺生の禁を勧めて三十餘年間上下を惱したる罪譴遁るゝに處なきを知り、暇を請うて舊里長谷の田舍に歸り、從て其經營に成れる護持院のごときも、幕府並に大奥の信仰を失ひ、俄にして勢力を墜せり、寶永七年の春、かの札坐敷を毀ちて、銅瓦を商人に賣却せしに、大八車數輛に積みて、三日ばかり運搬せしといふ、以て其結構を推測すべきなり、尋で享保二年正月の大火に全燒し悉く烏有に歸す、此時綱吉親筆の額は取下し、他の什物と同じく前の堀に繋留せる船中に積み入れしに、折節退潮にて漕出づること能はず、周章する間に猛火之に點じ、額も什物も一時に灰燼となりたりといへり、是に於て幕府は、其再建を停め、之を大塚なる護國寺を代用する事に定め、即ち護國寺を改めて護持院と稱し、同寺内の觀音堂を護國寺と稱し、且つ護國寺の住職隆慶を僧正に拜して、護持院の住持たらしめ、以て護國寺の寺務を兼攝せしめたり、また是より先、護持院は元祿八年以來新義眞言派の僧錄職たりしが、茲に至りて停止せられ隆慶一代の間は無本寺とし、次の代よりは智積院小池坊兩派の中より、交互して住職たらしむ、尋で寶曆二年に至り、爾來護國寺の寺務は凡て護持院の住職より兼攝せしめ、特に護國寺の住職は之を定置せざることゝなりたり、王政維新の際に及び、護國寺會々住職を缺く、是に於て護國寺の役僧等相議し、復飾願を出して還俗し、寺途に廢す、而して從來の護持院の建物は、更に護國寺に合併せり、「ゴコクヂ」、隆光(リユウクワウ)參看(德川實紀、武江圖說、江戸名所圖會、大奥の女中、德川太平記、富田斅純氏「隆光」)

コチウ　庫頭　禪宗の僧にて、一寺の一切の出納を掌るものを云ふ(後に副寺と云ふ)即ち會計官なり、又知庫とも云ふ(禪林象器箋)

ゴヂソウ　御持僧(護持僧)　加持祈禱して、天皇を護持し奉る僧を云ふ、桓武天皇延曆十六年四月、僧空海を以て護持僧とせしを始めとす、爾來護持僧は東寺の門流より出すことゝなりたり、淸和天皇の御代慈覺、御持僧となり、陽成天皇の御代圓珍御持僧となりしより、後には延曆寺三井寺の門流よりも出づることゝなりて三人となれり(寺官抄、護持僧補任、同次第)

コヂモク　小除目　臨時除目(リンジノヂモク)を見よ、

ゴヂヤウ　御諚　貴人の命をいふ敬語、諚に定言の合字なるべし、源氏物語に、勅言を口づからごてと見えたるは、ノリゴチと同じ詞なれば、「ゴヂ」の轉訛ならん(倭訓栞)

ゴチヤクコ　御著袴(ハカマギ)　天皇、皇太子、親王等の袴著を云ふ、「ハカマギ」を見よ、

コヂユウ　故住　「センヂユウ」を見よ、

コチユウガクハ　古註學派　【名義】儒學の流派、漢唐の註疏を基とし、宋、明諸家の註を參取し、

自己の見解を以て斷ずる學派にて、清原菅原の二家之を傳へ、朝廷之を用ふ【沿革】古註學は、吾邦に行はるゝこと久しく、國と朝廷之を用ひ來りしが、宋學行はるゝに及びて殆ど高閣に束ぬるに至れり、明和安永の頃に至り、漸く其學盛に行はれ隱然程朱學の一敵國と爲れり(儒學源流)

コツ　笏　「シヤク」を見よ、

コツキ　國旗　【名義】一國を代表する標旗を云ふ、吾國の國旗は、白布紅日章の旗を云ふ、江戸幕府の時は總國印又は總旗印と云ふ、之を俗に日の丸旗とも、日章旗ともいへり【起原沿革】我國は太平洋の東邊に位して、日の出づる處に近く、所謂朝日の直刺國なるを以て、旭光の輝々たる壯烈の有樣は、常に見馴れ居るを以て、人々の之を愛し、尊崇するは自然の情にして、又其心の潔白光明にして、進取の氣性に富む所以なり、天皇を日神、日御門と云ひ、皇子を日嗣の御子、日並皇子と云ふも、天皇の御位を稱して、天日嗣と云へるも皆この意より出でしものなり、故を以て、人名、國名、宮城其他のものにも日を以て名とせしもの多し、而して此の日を以て徽章としたるは、源義家の軍扇を始めとして、源平諸豪族の間に用ひられたり、愚管抄に「下野守義朝は悅で日出したりける紅の扇をはら〳〵と使ひて」とあり、源平盛衰記鷲尾一谷案内の條に「皆紅に日出したる扇を以て鷲尾にたび云々」長門本平家物語屋島合戰の條に「皆紅の扇に日を出したるを枕にはさみて船の舳頭に立て云々」と見えたり、かくの如く、日を尊崇し愛敬して、人名地名國名より、終には軍扇に用ふるに至りしが、之を旗に用ひたるは、何時なるか、我國旗幟のありしことは、早く書紀神代卷に、「鼓吹幡旗歌舞而祭焉」と見え、降て景行天皇十二年九月には、素幡を船艫に用ひられたり、神功皇后三韓征伐の時船艦に旗を用ひられたり、書紀に「旌旗耀日」と見えたり、推古天皇十一年、齊明天皇三年には、既に旌幟に繪畫を施したり、次で天武天皇元年七月戰陣に用ふ、然れども日章のこと見えず、(文武元年正月朝賀の儀式に日月の旗を飾りしことあるも、これは支那の制にて、國人の意にあらざれば、今は取らず)日章を以て旗幟に用ふることの一般に行はれたるは、後醍醐天皇以後となす、太平記笠置軍の條に、錦の御旗に日月を金銀にて打て著たるが、白日に輝て光り渡る」、節度使下向の條に、「賊に風烈しく吹て、金銀にて打て著たる日月の御紋切れて、地に落ちたるこそ不思議なれ」とあり、また大塔宮熊野落の條にも、「只彼申請る旨に任せ御旗を被下候へかしと申ければ、宮はげにもと思召て、日月を金銀にて打著たる錦の御旗を、芋ヶ瀨庄司にぞ下されける云々」とあり、集古十種旗幟の部に、大和國吉野賀名生郷和田村堀源次郞所藏の日章旗を收めたり、こは後醍醐天皇賜ふ所の御旗にして、白地日の丸、丈三尺一寸七分、幅二尺二寸三分、其制現今のものとほゞ同じ、かく後醍醐天皇賜ふ所の御旗に皆日月の徽章あるは、天皇常に北條氏の專權を慨かせ給ひ、是が恢復を企てたまひしものなれば、其御旗の如きも自ら勇壯なるものを撰び、且つまた日神の意を含ませ、嘗て神武天皇が日神の威を負ひ、長髓彦を征服せし故事に傚ひ、以て北條氏を征せしものなるべし、是れ實に現今國旗成立の根本と云ふべきなり、是より以後諸將士の用ふるもの漸く多く、梅松論に「錦の御旗に日を出し天照大神八幡大菩薩を金の文字に打てつけられたり云云」、太平記菊池合戰の條に「金銀にて日月を打て著たる旗の蟬本に云々」、長祿記義就嶽山沒落の條に、「旣に日の旗を賜向上は爲朝敵事歸隱云々」とあり、猶歷仁記同別記新撰長祿記等にも癸旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藩翰譜榮衰記奧羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率る大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫崗縣主祖熊鰐、賢木を九尋船の舳に立て上枝に白銅をかけ以て天皇を迎へ、筑紫伊覩縣主祖五十迹手も同じく船舳に賢木を立て、白銅八尺瓊十握劔をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾以曲玉妙御宇、且如白銅鏡以分明看行山川海原、乃提是十握劔平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしもの、後世日章旗を船舳に立つるも、こゝに胚胎せしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戰に日章扇を以て舳に立てしこと見え、南北朝以後は海戰少く且つ記錄に乏しきを以て充分明らめ難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に飜し、舳艫相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由來する所ありしなり、德川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと緋井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を揭げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黑の旗は日の字を形どりしもの、葵は貝日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十人組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前宰相、永井信

遠守、酒井宮內、小笠原左衛門、向井將監等の如き、而も白地赤丸にて大馬印、はんさしもの、四半、使番等の旗印に用ひたり、然るに延寶元年二月に至り幕府令して、城米廻船一般に日章旗を用ひしめたり、是れ只だ船頭の弊を矯むが爲に日章を附せし事にして、その外交上より起りて官船の總旗印と定まりしものは、文化七年朝鮮信使來聘の時とす、是れ實に公儀の日章旗が、儀式的に日本國を代表せし始めたり、而して此の時頗る協議を凝らしたるものと見え、三月二十六日に從來廻船に用ひし白地朱の丸を緋色花色にて類を分ち朱の丸となし、提灯の如きも之に准じて朱の丸と定めしが、八月再議して白地朱の丸に定められたり、是れ實に我國總船印の基なり、この時に當て外國人の來る漸く多し、水戶烈公、軍艦日立丸を製造し、大船製造の禁を解かんことを幕府に乞ふ、幕府許さず、然るに嘉永六年六月米艦四艘浦賀に來りて交通を求むるや、幕府爲す所を知らず、烈公を起して事に與らしめ、九月烈公の議を用ひて大船製造の禁を解く、一度大船製造の禁を解き、外國と交通するに至りては、國旗の船印なかるべからず、是に於てか國旗船印制定の必要起り、幕府有志に下して意見を問ふ、衆議紛々、評定衆は旭日を以て總船印となすべしと論じ、大目付目付等は總船印には中黑を用ふべしと主張し議決せず、十一月島津家より「大船十二艘中略蒸滊艦三艘中略古之通追々製造致し度尤異國船に不二相紛一ため、白帆毎に朱にて日丸相印、小旗吹貫等別紙繪圖面之通り云々」と質問あるや、同月六日假に「可レ爲二伺之通一候、尤帆印は御國の總印取極め、追而可レ被二仰出一候間、可レ被レ得二其意一候云々」と指令し置き、翌安政元年五月勘定奉行近直をして、再び船章旗を議せしむ、近直以下大目付等、全國の總帆印には中黑、船印には白布紺布吹貫を立て、幕府の旗は日の丸を用ふべしと爲す、因て六月阿部伊勢守、烈公に之を議す、烈公之を見て曰く、中黑は源氏の旗なるに之を大日本國の代表たる總船印に用ひ、旭の丸を以て幕府の印となすは、大小輕重を轉倒せしもの其當を得ず、苟も國意を代表して威を萬國に輝す所の總船印は、日の丸ならざるべからず、幕府は宜しく中黑になすべしと建議す、伊勢守依てまた諸士に諮問す、大目付以下前議を取る、是に於て再び烈公に協議せしが、烈公中黑の不可を說き、日章を用ふべきを言ひ、重て七月一日、建議案を奉り、且つこれに圖を添へて、*

*かくの如きものにすべしと云ふ、幕府猶悟る能はず、逡巡日を送る、長崎奉行の帆印を伺ふに及びても、指令に「追て仰せ出さるべく候」と云へるのみなりき、然れども決定せざるべからざるを以て、三度烈公に協議す、烈公前議を主張して動かず、是に於て閣老衆議を排して終に烈公の議を用ひ、七月十一日左の如く發布せらる、

大船製造に付而者異國船に不レ紛樣、日本總船印者白地日の丸幟相用候樣、被二仰出一候、且又公儀御船の儀は、白紺布交之吹貫帆中柱へ相建、帆之儀は白地中黑に被二仰付一候條、諸家に於ても白地は不二相用一、遠方にても見分り候帆印、銘々勝手次第相用可レ申候、尤帆印其家之船印にても、兼而書出置樣可レ被レ致候、右大船之儀平常廻米其外運送に相用候儀、勝手次第に候得共、出來の上者乘組人數並海路乘筋運漕方等、猶取調可レ被二相伺一候、右之通可レ被二相觸一候、

斯くて、日本總船印は日の丸と定まり、終に最も尊敬すべき國旗は制定せられたり、是を以て同二年二月薩藩製造の船に日章旗を艫に押立て江戶灣に入來れり、安政六年正月改正する所ありき、萬延元年北亞米利加合衆國へ使節を發遣せし時、堂々日章旗を艤して彼國に至りしに、その壯烈なる意匠を歎賞せしこと安政七年亞米利加航海日誌及び勘定奉行森田貞太郞の航海雜誌等に見えたり、同年十一月十日帆標を改められ、文久三年八月七日には軍艦には白地日の丸の外、白地中黑の旗を大檣の上に揭げしめたり、王政維新の後、明治三年正月二十七日令して、國旗を定めて、大中小旗とし、西洋形商船には常に揭げて、取はづすを禁じたりき、大旗(長一丈三尺、幅九尺一寸、日丸徑五尺四寸六分、日丸先明三尺九寸、乳方明三尺六寸)は祝日に、中旗(長一丈、幅七尺、日丸徑四尺二寸、日丸先明三尺、乳方明八寸)小旗(長六尺、幅四尺二寸、日丸徑二尺五寸二分、日丸先明一尺八寸、乳方明一尺六寸八分)は平常日に用ひしめたり、同年五月十五日陸軍國旗章を定む、旭日章にて今の聯隊旗の如きものなり、同十月三日海軍の天皇旗、(赤錦、表金日、裏銀月章)皇族旗(青錦紅日章)國旗(白布紅日章)を定めたり、大さ長一丈一尺七寸、縱七尺八寸なり、四年十一月、六年十二月稍々改正する所ありたり、五年三月二十八日令して開港場の稅關に國旗を揭げしめ、平常は中旗(三年正月の制に同じ)、祝祭日には大旗(同上)を用ひしめたり、翌年三月二日には裁判所にも揭げしめたり、此より漸次各府縣にても國旗を揭ぐるもの多かりしと見え、九年二月十八日令して開港場の外は特に揭ぐるに及ばざることを命じたり、十年九月二日外國渡航の日本形商船は大小に限らず悉く國旗を揭げしめたり、是より漸次普及し、終に今日の如く祝祭日は一般に國旗を揭ぐるに至りしなり(日章旗考、法令全書)

コツサクアフジヤウ 乞索壓狀 他人の物を押奪して、强ひて讓狀をとるを云ふ、貞丈雜記に、人の持ちたる物を、無理に所望しておし取りて其の上に無理に讓狀を書せて取る事なり、源平盛衰記新院嚴島還御の條に、人のもてる物を心の外にすかしとり、人をおどしておもふ樣の文をかゝせんと仕るをば、乞索壓狀と申すとあり、今時の人の詞にむりあふじやうと云ふはすなはち無理壓狀なり(あふじやうずくめなどいふも此の事なり)」といへり、

ゴツチミカドテンワウ 後土御門天皇 名諱 御名は成仁(フサヒト)、法諱正等觀、系統 後花園天皇の第一皇子、御母は嘉樂門院藤原信子、贈太政大臣信宗の女、實は藤原孝長の女、第百三代の天皇、事蹟 嘉吉二年五月二十五日御降誕、寬正五年七月十九日父天皇の讓を受け、翌年十二月二十七日卽位す、應仁元年山名宗全、細川勝元等互に黨を集め、合して二十餘萬の大軍花洛の地に戰ひ、兵結びて解けざるもの十有一年の久しきに及び、京都は過半兵災にかゝりて燒土となり、世は茲に亂れて、六十餘州至る處として干戈騷擾の衝ならざるはなく、從うて皇室は之よりして衰頹に陷るに至れり、此時に至り朝廷の御料は、能登、加賀、越前、丹波、美濃等に散在せりと雖も、武人之を私してまた上納するものなく、時に朝臣を派して催促するも、僅かに十分の一二を辨じ得るに過ぎざりき、故に新年月次の祭、小朝拜、元日節會、踏歌節會以下の朝儀また行はれず、偶々其儀を行はんとするも公卿等みな窮乏に困みて參會するもの尠なく、已を得ずして中止せらるることも屢々なるの狀態なりしを以て、天皇は大に宸襟を勞し給ひ、途には世の有樣の餘りに果敢なきを恨みて、出家の御志ありしも、侍臣の諫によりて留り給へり、また文明十一年には東宮に位を讓らんとし給ひしが、東宮いまだ御元服前なりしを以て、もし登極の後其儀を行はゞ、費用徒らに多くして、資の出づるに道なからんことを恐れ、まづ元服の儀を擧行し給ひしに、幕府より獻じたる金額は、僅に其用を辨じ得たるに留りて、更に讓位を行ふこと能はざりしを以て、遂に素志を果し給はざりき、天皇在位三十六年、改元するもの六、明應九年九月二十八日崩ず、御壽五十九、時に公武共に衰微して幕府葬送の費用を上る能はざりしかば、遺體を黑戶におき奉る事四十九日の久しきに亙り、十一月に至りて漸く葬儀を終へしも、費用少くして用を辨ずるに足らず、御棺と稱して、實は櫃に入れ奉りしといへり、山城國紀伊郡深草村大字深草深草法華堂陵に葬る(野史、陵墓一覽、「戰國時代における皇室」)

コツツグミ 小筒組 持小筒組(モチコヅツグミ)を見よ、

コツツミ 小鼓 樂器の鼓の一種、大鼓に對して其小なるを以て此名あり、弟鼓ともいふ、鼓(ツヅミ)參看、

コテ 籠手(小手、射韝) 鎧の具、兩の腕を覆ふものを云ふ、又手蓋とも云ふ、軍用記に、手甲はなまづ形を本とす、鐵也、手首の所表にはくゝり緖を付く、手先の裏には指掛を付く、一の板二の板の座盤は鐵にて花鳥唐草などをふりすかし、裏には革を充つる、一二の板の間は鎖にてつなぐ、手首の所も鎖なり、冠の板の眞中にしとゝめを入れて緖を引き通し付く、是は襟の後にて左右を取合せて結ぶ、又前後共に緖を付く、是は脇下にて前後を取合せて結ぶ也、小手の家は染革又は織物也、小手の袋は常の小袖のたもとの如し、家に縫付く、小手裏より革にてへりたさしつゞく、此の袋の內に表服の袖を納え、之を後篠小手筒小手と云ふ、下小袖の上に直にさし、

其上に鎧直垂を着て、左の袖は上へまくりあげて、袖くゝりをしめて小手をあらはし、右は直垂の袖くゝりを手首にくゝりて、小手は直垂の內にて外に顯はれず」と云へり〇二の板を小手關と云ふ(軍器考、軍用記、武器沿革考)平治物語、義朝青墓に落著く條に、續て出ける男しれものかなとて、馬の口に取附處を同じ樣に斬給へば、籠手の覆より打て、打落されてのきにけり云々」長門本平家物語薩摩守被討條に忠度落ざまに三刀まで敵をさす、一の刀には手かいなつき、云々」と見えたり、なほ「ヨロヒ」の條參看、

ゴテウヰン 五條院 後院の一、京都五條坊に在り、拾芥抄に、後院四町、五條坊門南、五條北、大宮東、堀河西と見え、又玉葉治承四年正月二十日の條にも五條堀河(後院町)とあるも、何天皇の後院なりしか詳かならず、後一條天皇後院御領の渡文に、五條院あるを見れば此の以前既に後院たりし事明なり、後ち荒廢せしと見え、後嵯峨上皇この地に御所を建立し、康元元年移御し給へり、是を五條大宮院と云ふ、龜山天皇御卽位の後ち是に移御して內裏とし給ふ、後ち二條內裏に移り給へり、其後の事

詳かならず(山城名勝志、後院考)

ゴテウヰン 五條院 【名號】幡子 【系統】後嵯峨天皇の第三皇女、母は藤原孝時入道の女、刑部卿と稱す 【事蹟】正應二年十二月七日内親王と爲り、十日准三宮、同日院號、永仁二年十一月二十五日薨す、年三十三(女院小傳)

ゴテウオホミヤヰン 五條大宮院 「ゴテウヰン」を見よ、

ゴテウドノ 五條殿 山城國京都五條の南、烏丸の東に在り、大納言邦綱の第、後に、高倉天皇の皇居となる、平家物語に、五條内裏と云ふ是なり、山槐記に、治承四年二月二十一日今日有二讓位事一、主上(高倉天皇)御齡二十、東宮御歲三歲、去月十日主上中宮東宮從二閑院一遷二御五條第一」とあり、百練抄に、「天皇讓二位於皇太子一、傳二劔璽於新帝一、皇居五條東洞院宮」とあり、五條第と云ひ五條東洞院と云ふも亦同じ、安德天皇受禪の後、同年六月都を福原に遷し車駕京を發せられしが、未だ幾干もならず同年十一月還幸となり、又此地を以て皇居とせらる(山城名勝志、平安通志)

ゴテウドノ 五條殿 西園寺實宗(サイヲンジサネムネ)を見よ、

ゴテウノキサキ 五條后 【名號】名は順子、五條后と稱す 【系統】左大臣藤原冬嗣の女 【事蹟】幼にして姿色あり、仁明天皇儲貳たりし時宮に入りて寵あり、文德天皇を生む、踐祚のはじめ從四位下に敍し女御となる、承和十一年從三位に進む、文德天皇位に即くに及び、尊びて皇太夫人となす、因りて東五條に移り、儀乘輿に擬す、齊衡元年四月詔して更に皇太后と爲す、貞觀六年清和天皇尊びて太皇太后となす、十三年九月二十八日崩す、山城宇治郡山科村大字御陵後山階山陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ゴテウノケサ 五條袈裟 「ケサ」を見よ、

ゴテウノサンミ 五條三位 藤原俊成(フヂハラノトシナリ)を見よ、

ゴテウノダイリ 五條内裏 五條殿(ゴテウドノ)を見よ、

コテウハイ 小朝拜 【名義】正月元日關白大臣以下殿上人等淸涼殿の東庭に併列し、天皇を拜し、歲首を賀し奉る儀、朝拜を略するによりて小朝拜と稱す 【儀式】左大臣以下公卿殿上人等無名門前の弓場に列り立つ、上首の人藏人頭を以て小朝拜の由を奏する時、御殿の母屋の御簾を垂れて御倚子を南の御座の間に立つ、藏人頭母屋のうちにて御靴を奉る、卽ち御簾をかゝげて出御、御倚子に着かせ給ふ、藏人頭出御の由を大臣に仰す、群臣仙花門より入り、長橋の砌のもとより進みて、御座の間のとなりに立つ、次第に列立、四位五位後に立ち、六位又其後に在り、皆立定りて拜舞す、末より退く、三四人を殘し、上首前より練り退く、辭卿退去の後入御、事了 【起原】始め詳かならず、禮樂志に、延喜の時初めて小朝拜ありとなすは西宮記の文を誤解せしに依る、延喜五年左大臣に勅して小朝拜を止む、西宮記に、正月一日是日有レ定止二小朝拜一(仰曰、覽二昔史書一、王者無レ私、此事是私禮也)云々」とあり、然るに群臣再興を頻に申請ひしかば、同十九年元の如く行はる、一條天皇正曆の頃よりは朝賀の儀自ら行はずなりしかば、其後は專ら小朝拜のみ行はるゝに至れり(江次第、同抄、年中行事祕抄、建武年中行事、公事根源)

コテオホヒ 小手覆 「コテ」を見よ、

ゴテガカリ 五手掛 江戸時代寺社、町、勘定の三奉行、大目付、目付の人々、評定所に會合して刑事訴訟を裁斷するをいふ、詳しくは評定所五手掛といふべし(「ヒヤウヂヤウショ」參看、

コテソデ 籠手袖 「ソデホソ」を見よ、

ゴテノカミ 碁手紙 「ゴテノゼニ」を見よ、

ゴテノゼニ 碁手錢 圍碁雙六等の遊戲等の賭物を云ふ、李部王記に、「碁手錢二萬、盛衰記安德帝誕生の條に、ゐご手に錢出されたり、拂ゆき元のすけ是なうつ、是また例ある事にや」とあり、又紙をも用ふ、碁手紙と云ふ、建久六年八月十五日の三長記、昇子内親王誕生の三夜の條に、大臣二公卿碁手紙一(殿下御前、春宮大夫朝臣居レ之、關白右大臣前納言以下諸大夫等各置レ之、居二土高坏一以レ白但絹レ之、座後置レ之也)」と見えたり、

コテフ 胡蝶 胡蝶樂(コテフラク)を見よ、

コテフサウ 胡蝶裝 書籍の綴ぢ方の一種、一枚に印刷して、字面の方を内にして二つに折り、幾枚も重ねて、其折目の方を綴ぢて作りたる書物を云ふ、二枚あけてはよみ又二枚あけてはよみしなり、その體帳端の處ひらく〳〵するより胡蝶の羽に見なしてかくは云へるなり、藤井貞幹は、粘葉の一名なりとしたれども誤りなり、後世の冊子は全く此體裁より脫化したるものなりと云ふ(難波江)

コテフラク 胡蝶樂 【名義】本朝製作の樂、壹越調三十四曲中の一、一名胡蝶又蝶とのみ稱し、迦陵頻と連稱して蝶鳥と唱ふ、小曲なり○舞者四人、舞童は天冠に頭花を挿み蝶羽の形を負ひ、險饒花を執て舞ふなり、番舞迦陵頻 【起原沿革】延喜六年八月、宇多上皇童相撲を御覽じ給ふのとき、山城守藤原忠房此曲を作り、敦實親王舞を作る、舞樂(ブガク)の挿圖を見よ(禮樂志、歌舞音樂略史)

ゴテン 御殿 貴人の住み給ふ所をいふ、卑に内裡にて御殿といふは、清涼殿のことなりといふ、中殿とも、常ノ御殿ともいふ(有職袖中抄)

コデラノミヤ 木寺宮 「キデラノミヤ」を見よ、

コト 琴 樂器の一種、コトは諸音の義を略し稱せしなり、唐土より傳ふる所の器にて本邦の琴とは異なり、之を區別せんが爲め、我邦古來のものを倭琴(ヤマトゴト)といひ、傳來のものを唐琴(カラゴト)といふ、今日單に琴と稱し、人々の彈ずるものは、箏の一種なる筑紫琴(ツクシゴト)なり、委しくは各條を見よ、雅樂の條の挿圖を參看すべし、

コトアマツカミ 別天神 太古、高天原に、成りませる天之御中主神(アメノミナカヌシ)、高御産巢日神(タカミムスビ)、神産巢日神(カムムスビ)、宇麻志阿斯訶備比古遲神(ウマシアシカビヒコヂ)、天常立神(アメノトコタチ)の五神をいふ、古事記傳に、別天神、別は許登と訓べし、其由は先づ書紀の傳々に、多く國の常立神を以て最初の神として、此五柱の天神を擧ざるは、たゞ此國土の方に成坐る神を崇み申傳て、天上に成坐るをば、別なる神として、略きたるものなり、(如何と云に、彼紀本書には、初には高御産巢日神を擧ずして、末に至りては擧たり、若し此神無しとして、初に擧ざるならば、末にも擧まじきを、末に擧て初に擧ざるは、略けるに非ずや)、又一書に、先國之常立神などを擧て、次に又曰とて、天上なる神等を擧たるも、天上なるをば別なる神とせるなり、(天上なるを先には擧ずして、後にしも擧たるは、別にせる意なり、又曰と云ふは、一曰と云ふとは異にして、異說にはあらず、同書の内に、又別に如レ此言りといふ意なり)されば別と云へるも其の意にして、天上に成坐るをば、別なる神として、分けたるものなり」といへり、

ゴトウ 御燈 「ミトウ」を見よ、

ゴトウゴンザン 後藤艮山 【名號】名は達、字は有成、左一郎と稱す、艮山はその號、また養庵と號す 【事蹟】林家につき經義を究め傍醫學を好む、家甚だ貧、一日嘆じて曰く、儒となるも伊藤仁齋に及ばず、僧となるも隱元に超え難し、醫に於て未だ傑出の者なしと、親戚と謀り名古屋玄醫につかんとす、玄醫遣はず、艮山憤り自ら研究して遂に悟る所あり、炎灸熊膽等を用ひて治療の一新法を始む、是に於て古方醫の開祖となる、當時の醫師概ね剃髮僧衣なり、艮山深く之を非とし髮を蓄ふ、是より艮山の風に從ふ者多し、又圓匕を造りて藥劑の分量を正す、幕府祿千石を以て迎ふれども艮山固く辭して仕へず、享保十二年九月十八日死す、年七十五 【著書】熊膽蕃椒灸說の數篇(皇國名醫傳、近世叢語、野史)

ゴトウサイジラウ 後藤才次郎 【名號】實名は吉定 【事蹟】加賀の吹座を勤めし人、前田利常の九谷金礦を開かれし頃 其地に住居して礦舖を總裁せしより陶土を發見せしものか、慶安中大聖寺の藩主前田利治の命を奉り、田村權左衞門と陶窯を大日山の麓九谷村に開き、試に陶器を製せしも、精良のものを出すこと能はず、後利治の子利明父の遺志を紹ぎ、後藤才次郎を肥前に遣はし陶法を習はしむ、才次郎身を奴僕にやつし陶場に入りて其蘊奥を探り、潜に大聖寺へ逃れ歸り、再び九谷に於て陶窯を開けり、今猶九谷川白市の谷へゆく道の山下に才次郎の窯跡といふものあり(工藝鏡)

ゴトウシン 五等親 親族の親疎、血統の遠近を定めたる親族の範圍、卽ち五等の親族を謂ふ令制にては父母、養父母、夫、子、養子を一等親、祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姉妹、夫之父母、妻、妾、姪、孫、子婦を二等親、曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父、同居夫、前妻妾子を三等親、高祖父母、從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、夫之兄弟姉妹、兄弟妻妾、再從兄弟姉妹、外祖父母、舅姨、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子を四等親、妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女聟を五等親となす、卽ち親族の階級を五等に區別して範圍を定め、是によりて服假を賜ひたり(服假のことは服紀の條に委しく述べたり、參照を要す)己より上四代卽ち高祖迄、己より下四代玄孫迄と、己とを合せたる九代の親族を九族と云ふ、その嫡統を本宗と云ひ、本宗より分れたるを旁親とも支屬とも云ふ、親族とは血統關係を以て根本となせども、社會の組織上血統のみを以て滿足するものにあらざるを以て、全く血族の關係なき他族を加ふること自然の勢なり、これ準血族姻族の名の起る所以にして、令制は血族、準血族、姻族を以て要素となし、これによりて尊卑長幼の階級を以て次第し、交互の親疎上下の區別を明にしたるものなり、蓋し唐制の親族規定に則り、當時の我國の社會狀態を勘へ、斟酌を加へて制定したるものにして、後世に至る迄全く此制(多少の變更はあれど)に據れり、今五等親を次頁に表示すれば就て見よ(令義解、九親服圖諺解、高橋廣次郎氏「令制の親族」)

ゴトウミツツグ 後藤光次 【名號】通稱庄三郎、本姓を長井といふ 【系統】長井利德の子 【事蹟】はじめ浪人して京都に在り、文祿二年聚樂第に於て德川家康に謁して其知遇を受け遂に之に仕へ近侍となる、四年金改役を命ぜられ、尋で近江に於て五十餘石を賜ふ、慶長十九年大阪冬の陣起らんとするや、家康の命により、大阪城中に赴きて浪士を集むるの事を責問し、明年再び夏の陣の起るに際し、また命

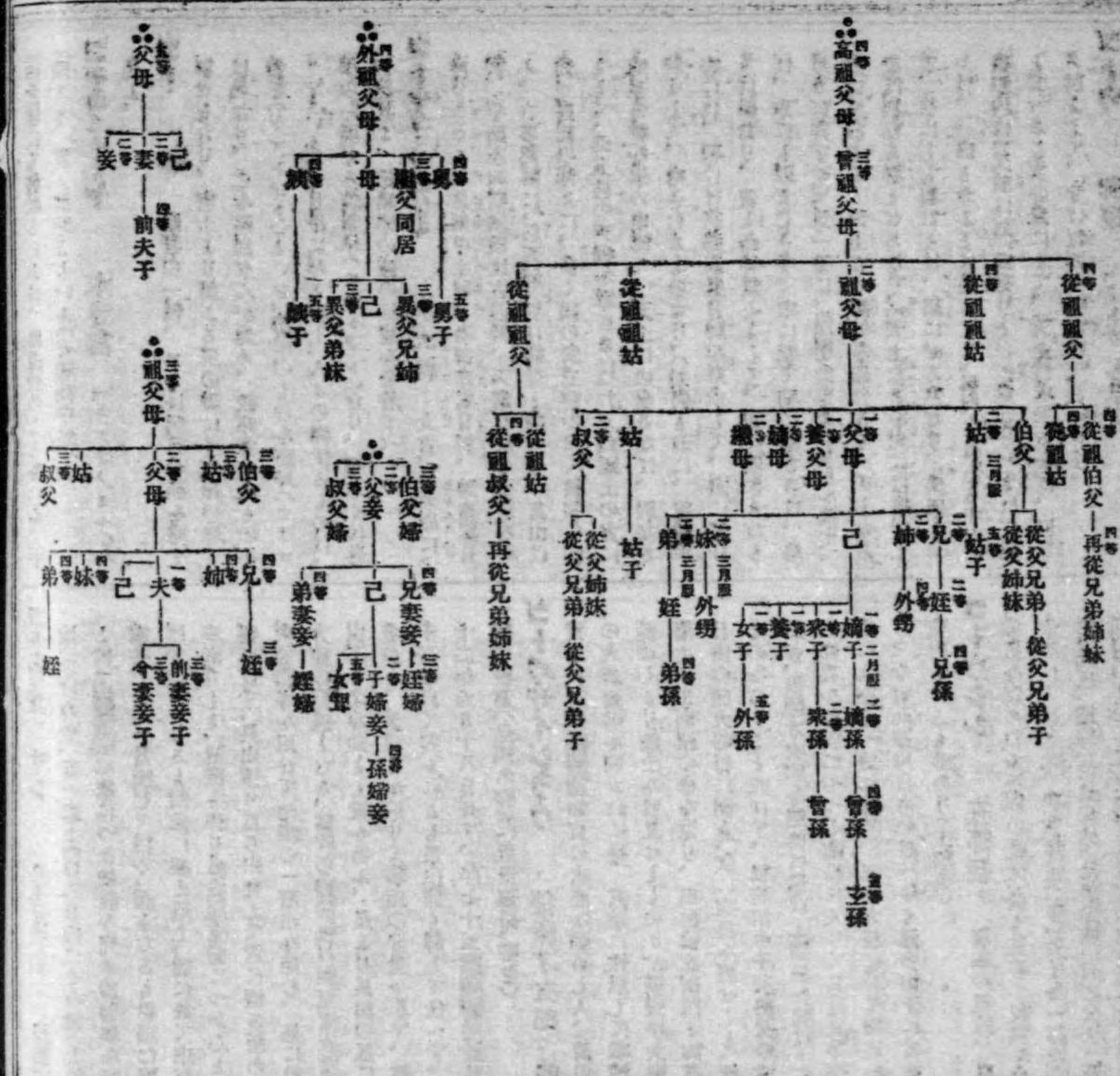

を奉じ、松平右衛門佐、秋元但馬守等と連署して、奉書を淺野長晟に授け其軍功を賞す、文書は載せて淺野文書に在り、就きて見るべし、後ち江戸一石橋附近に於て方二町の地を賜ひ、鑄貨の事を司る、金座即ち之なり、歿年詳かならず、「キンザ」參看（家傳史料、碌億錄）

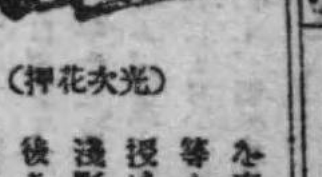
（光次花押）

ゴトウモトツグ　後藤基次　【名號】通稱は又兵衛、基次一に氏房又政次に作る【系統】基國の子【事蹟】幼より黑田孝高及長政に仕へ、屢々軍功あり、小熊城主となり一萬四千石を食む、後ち長政を恨む事ありて、去りて細川忠興に投ず、長政實怒して忠興を詰り、基次を逐徭せん事を求む、忠興聽かず、將に矛楯に及ばんとす、德川家康間に在りて調停し、忠興を戒諭する處あり、是に於て基次細川氏を退きて東上し、南部に潛居す、大野治房竊かに貲糧を送りて之を助く、慶長十九年治房等豐臣秀頼を擁して兵を擧ぐるに及び、招に應じて大阪城に入り、鴫野の戰、木村重成と共に佐竹義宣を擊つて之を破る、元和元年夏の陣再び起るや、必死を期して平野に陣す、是より先治房姪女を以て基次に配す、是に至りて風聞あり、基次二心を懷くと、故を以て衆を離れて特に進み備へたるなり、四月家康、僧揚西堂を遣はして基次を招き、約するに播磨國に封ぜん事を以てす、從はず、五月、毛利勝永、眞田幸村と議し、進んで道明寺に到り、大に松倉重政、松平忠明、堀直寄、片倉景綱等と戰ひ、銃丸胸に中りて殪る、年四十六（野史）

ゴトウヤクショ　後藤役所　江戸時代、金座をいふ、金座は、後藤氏の所管なるを以て世にかくいへり、「キンザ」參看、

コトヲサメ　事納　事始（コトハジメ）を見よ、

コトガキ　事書　箇條書にしたる文書を云ふ、一箇條若くは數箇條を、某事と揭げて書く故に事書と云ふ、法令掟書等の事書を法度書とも條目とも云ひ、雜事なるを箇目と云ふ、吾妻鏡文治四年二月二日の條に、御事書云々と見え、三月十七日の條に仍重被レ整二事書一云々と見えたり、此外建久元年九月九日、寶治元年六月五日の條等にも見えたり、

コトギレノゴセイバイ　事切御成敗　鎌倉時代、裁判の時、下知案文決定の後、當奉行之を書上ぐれば、關東は執權連署、六波羅は探題自ら花押を捺し、其手の頭人、御下知即ち判決文の裏の繼目に印して、勝訴の訴人、若くは論人を、引付の座に召して之を給ふを云ふ、彼の繼合せたる訴陳狀の正文をば、奉行之に事切文書と題して、問注記と共に其麗の文倉に貯ふるを法とす（沙汰未練書）

ゴトクダイジドノ　御德大寺殿　藤原實定（フヂハラノサネサダ）を見よ、

コトクラク　胡德樂　【名義】高麗樂、壹越調曲四曲中の一、一名還鼻胡德、又還鼻胡童子と稱す、小曲なり〇拍子八、舞者四人、番舞太平樂、舞者四人（假面帽子）まづ出づ、次一人醜面にて笏を執る、勸盃と云ふ、次一人は笑面にて瓶子酒盃を持つ、瓶子取といふ、勸盃盃を舞者に勸め、瓶子取酌を司る、舞者醉て舞ひ衆動く（一人不動）、醉舞の間に瓶子取は獨酌にて酒を飲む、甚だ滑稽の舞なり【起原沿革】此曲もと唐樂にして橫笛の曲なりしが、仁明天皇承和中常世乙魚、勅を奉じて改作し、並に高麗笛曲となる、樂家錄に、本舞は既に絕えたりしより飮酒樂を代用すと見えたるが、此時より代用せられたるものか、鳥羽天皇嘗て興福寺に幸し、伶人本曲及び河南浦劉魚の舞を奏す、帝感賞のあまり、召して宮中に留ける由源平盛衰記に見ゆ（舞曲口傳、體樂志、舞樂圖說）

ゴドコロ　碁所　江戸時代、幕府に仕へたる圍碁役の一資格、即ち技藝の卓絕したるものに授けたる資格にして、之を得たるは、本因坊算砂、同道策、同道智、同察元、同丈和、中村道碩等なりき、後世轉じて圍碁役の務めたる一局をも、碁所と稱したるものゝごとく、明和以後の武鑑には、碁所を一の役所として記載したり、これ蓋し俗稱に過ぎずして、制度上の名稱にはあらざるべし、而して幕府の圍碁役は古くは碁打と唱へ、八人を以て定員とす、其中本因坊、井上、林、安井は之を世襲し、殊に本因坊のごときは、圍碁の家元として一世に重ぜられたり、既に家元として一世の師範たるが故に、其家は血統を以てせずして、技に秀でたるものが、其統を受くるの規定なりき、なほ本因坊、井上の二氏は五十石、林氏は三十石、安井氏は二十石を食みたり、毎年十月登營し、圍碁を將軍の覽に備ふるを例とす、寬文二年よりは寺社奉行の支配となる、「オゴ」「ホンインバウ」參看（碁所舊記、武鑑、德川實紀）

コドシヨリ　小年寄　豐臣時代に置きたる中老の別稱、大年寄即ち大老に對しての語、詳しくは「チユウラウ」の條を見よ、

コトシロヌシノカミ　事代主神　【名號】葛城一言主神、又は八重事代主神、積羽八重事代主命ともいふ【系統】大國主神の長子、神屋楯比賣命の生む所【事蹟】出雲に在りて父の國政を助く、大國主神國を天孫に獻ずるに及び、此國は天孫の御子に奉るべしとて、海中に八重蒼柴籬を造り、船枻を踏みて避け給ふ、後ち下野の二荒山に祀られ、又山城葛城に在りて高賀茂神と祀らる（古事記、書紀、日本一宮記）

コドネリ　小舍人　藏人所（クラウドドコロ）を見よ、

コドネリワラハ　小舍人童　公家に於て中將或は少將の召具す童を云ふ、河海抄に、小舍人は童子の總名なり云々、併て藏人所の小舍人は別なり、枕草子に、小舍人はちいさくて髮のうるはしきが、すそはやかに、えりなしたて、かしこまりて物など云ひたるぞ、らうらうしき云々と見えたり、

コトハジメ　事始　【名義】室町幕府作事始の儀式、又御作事始とも云ふ、毎年正月十一日を定例とす【儀式】畠山以下被官六人出で將軍の御所の正面の庭上に砂を置き、次に庭の者五六人出で、砂を廣げ其上をよくはきて其上に材木を置き大工等事始を行ふなり、裝束は大工は冠に黑裝束、其他は烏帽子上下にて出仕し、大工に馬を給ひ、作事奉行に太刀を與ふるなり【起原沿革】康富記文安六年三月十四日の條に御事始の事見えたり、永正中より以後正月十一日と一定せしが如し（殿中申次記、年中定例、正月御事始之記）

コトハジメ　事始　江戸時代民間の年中行事、江戸にて二月八日を御事始といひ、十二月八日を御事納といふ、是れ農事の始終をいふなり、此の日家々の屋上高く笊籠を出だし、方相氏四目の遺意にて不祥を拂ふと爲す、その起り詳かならず、或は出雲の神事よりとし、或は釋迦の佛事よりとなす（甲子陸筆、用捨箱、一話一言、江戸鹿子、諸國年中行事）

ゴトバテンワウ　御鳥羽天皇　【名號】御名は尊成（タカヒラ）、法諱は眞然、初め顯德院と稱す、世に隱岐院と稱す【系統】高倉天皇第四皇子、御母は七條院藤原殖子、贈左大臣信隆の女、第八十二代の天皇【事蹟】治承四年七月十四日御降誕、壽永二年木曾義仲京都に

入るや、平氏安德天皇及び建禮門院を奉じて西に奔る、京都主なきを以て、後白河法皇之を立てんとす、木曾義仲北陸宮を進む、法皇御卜によりて、高倉天皇の第三皇子守貞を立てんとす、寵妃丹後局のすゝめによりて天皇を立つ、八月二十日踐祚、法皇院政を行ふ劍璽なくて踐祚古來なき所なり、近衞基通攝政たり、文治元年三月源義經平氏を壇浦に敗り、安德天皇海に投じて崩じ、神鏡神璽を獲て奉獻す、神劍往失せて見當らず、晝御座の御劍を以て之に代ふ、七月大地震あり、日華門閑院西廊及び官舍佛閣多く倒る、十一月源賴朝の請によりて、守護地頭を置くことを許す、是より天下兵馬の權武人に歸す、建久三年後白河法皇崩御の後は政を親らし給ふ、源通親丹後局と謀りて、天皇を擁して關東に抗す、後ち關東を征するの御意志は實に丹後局通親等の養成し給ふ所なり、建久九年正月位を土御門天皇に讓る、蓋しこれ賴朝兼實と謀りて其女をすゝめ、外戚によりて其權を增さんとせしを、恐れしによるなり、上皇英邁にして武術を好む、西面の士を置て、北面に配し、幕府に命じて、射藝絕倫の士を伺候せしめ、親ら刀劍を鍛へ武士に賜ふ、世に御所鍛冶と云ふ、上皇政權の幕府に移るを憤り、陰に實朝を兕詛し、官を進め右大臣となして其心を驕らしめ、內亂に乘じて之を覆して大權を恢復せんとす、故を以て宇治に幸して、親ら水練を習び騎ひ、或は城南寺に幸して流鏑馬を行ひ、常に武を練り以て時機を待ち給へり、既にして實朝公曉に害せられ、幕府は九條良經の三子賴經を迎へて主となす、義時執權となり、上皇の意に從はず、是に於て上皇意を決して、順德天皇に讓位を行はしめ、仲恭天皇を立て、九條道家を攝政となし、謀を成す、三浦胤義大內惟信の關東家人及び大番の大名河野通信、菊池、川逸、仁科諸氏皆命に應じ、檀中納言藤原宗行、源有雅等謀議す、然るに謀洩れ、戰備充分ならざるに、北條義時、弟時房、子泰時を遣はして攻む、官軍宇治勢多に防ぎしも利あらず、泰時時房六波羅に入る、天皇神器を棄て九條院に遷る、乃ち天皇を廢し、後鳥羽上皇及び二上皇播遷し給ふ、之を承久の亂と云ふ(一シヨウキウノランを見よ)上皇遷され給ふ以前鳥羽殿に御して薙髮し給ふ、既にして隱岐海部郡苅田鄕に遷され廢穴を宮となし、茅茨松椽僅に風雨を蔽ふのみ、隱岐に在ること十九年、延應元年二月二十二日同所に崩す、聖壽六十、苅田山中に火葬す、遺詔して國忌山陵を置かず、故北面藤原能茂御骨を納めて、京都に歸り、大原西林院に藏す、顯德院と稱し奉る、仁治二年二月法華堂を大原に造りて御骨を安ず、(山城國愛宕郡大原村大字勝林院大原法華堂陵)後嵯峨天皇位に卽くに及びて後鳥羽院と改む、寶治元年四月、北條時賴祠を鎌倉鶴岡西北の山に建て今宮と稱す、天皇敏慧多能、和歌管絃に精通し給ふ、讓位後建仁元年和歌所を禁中に置き、源通親、九條良經、藤原定家、源親長、鴨長明等當時の歌人を召して和歌を詠じ歌合を行ひ給ふ、源通具藤原有家等をして新古今和歌集を撰集せしめ、親ら撰定す、又琵琶を藤原定輔に、蹴鞠を藤原雅經等に學びて精通す(大日本史、陵墓一覽)

ゴトバノ井ンギヨキ　後鳥羽院御記　【卷數】無卷數寫本一冊【內容】後鳥羽天皇宸筆の記錄なり、天皇御讓位後十八年の建保四年四月一日より同三十日に至る間、日々の宸儀及び御見聞の諸事を錄し給ひしものなり、群書類從蹴鞠部に收めたるものとは同名異書なり、混ずべからず【著者】後鳥羽院(後鳥羽院御記、歷世記錄考)

コトヒラグウ　金刀比羅宮　【所在】讚岐國那珂郡琴平町象頭山〇金毘羅權現と稱す、現今國幣中社【祭神】大物主命、崇德天皇、(此社、初め金毘羅神を祭る所なり)【起原沿革】創建詳かならず、傳に云ふ、大寶元年十月、一竿旗あり、空中より飛來て此地に墜つ、仍て祠を立て旗宮といふ、其後威德四方に通じ、長保三年、藤原實秋勅を奉じ、此祠を拜し、本殿及び拜殿等を建て皇邦の神祠に擬す、是此社の權輿なりと、降りて天正元年の時、再建あり、寬永の時國守生駒氏祭田三百三十石を獻ず、寶曆十年に勅願所と爲し給ふ、明治維新神佛混淆禁止の時、金刀比羅宮と稱し、尋て國幣社に列す、境內に神殿拜殿繪馬殿參籠所社務所等あり、孰も近年改築し、壯麗人目を聳ばす、凡此社は諸國の船頭水主の崇敬甚く、賽人の多きこと伊勢神宮につぐといふ、祭記は十月十日に行ふ(全讚志、讚陽綱目、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

コトリアハセ　小鳥合　小鳥を持ち寄りて、其囀き聲、羽色等の優劣を競はしめたる遊をいふ、著聞集に、寬治五年十月六日殿上人所衆瀧口小舍人左右をわかちて、小鳥合の事ありけり、公卿は參られず、殿下三位中將ばかりぞ、侍らはれける、殿上人左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下、夏の袍ともに冬指貫をぞ著たりける、左勝て殿上にとまりて、朗詠今樣猿樂などありけり、右は皆逃ちりにけり、小鳥は後に院へ參らせられにけり」と見えたり(合物考)

コトリソ　古鳥蘇　【名義】高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一名高麗調子曲と稱す、大曲なり、此曲を奏する者、先づ高麗調子を吹くが故に名あり、舞樂圖說に、鳥蘇は、今の鳥蘇利ならん、同地方の風俗舞を、前後に傳へしより新古の二曲あるにやあら

んといへり〇舞者六人、後參の舞あり、番舞團亂旋【起原沿革】作者傳來共に詳かならず、天承元年十一月十二日、定季上卿內大臣の仰に依り賀王恩の樂に對せしといふ(禮樂志、歌舞音樂略史)

コトリヅカヒ　部領使(相撲使)　防人領兵を部領する使、又相撲人を徵發する使をいふ、事を執る使の義、相撲徵發の使は相撲使とも稱す、相撲節會二三ヶ月前に左右近衞府の大將以下陣の座に就きて使を定む、關白大將隨身、陣官賭弓矢數者等を撰び諸國七道に遣はして相撲人を召さしむ、凡そ六月二十日までに著都せしむるを常とせり(年中行事歌合、壒囊抄、書紀通證)

ゴナイシヨ　御內書　室町幕府以後に於て將軍が、私の資格を以て他人に贈りたる書狀をいふ、內々の御書の義なり、簡札記に、近代大名衆の文を御書と調習はしたる故に、公方家の御文を御內書と申也、但し御內書は立文也とあり、或は云ふ、內々の意にあらずして、御敎書より輕き時に用ふと、武雜書札篇に、御內書も御敎書も表兩より給はる御書也、御內書と云は、表卷の上下をひねり、如此して御書を內に封じしむる心也、云々」と見えたり、又小文御內書あり、書札狀條に、小文は牛切鳥子、又杉原也、其まゝ押折事は少慮外也、御內書には御小文をばおし折候云々、小文の御內書は上下をおし折て捻らざる也云々とあり、御內書と御敎書の區別は、貞丈雜記に書札條々に云く、御內書御敎書のかはりめは御內書は、備中引合一重に書きて封じ之、常の書狀の

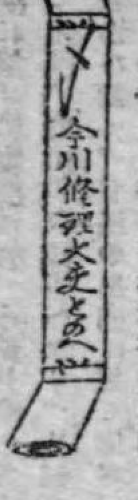

封の墨を長く引るゝなり、御表卷は常のひねり文の如くひねるなり

如し、御判御敎書は、杉原一枚に書きて封ぜず、表卷を只押折りて墨を不㆑引、又御內書は月日計なり、御敎書には年號月日をつゞけて書くなり、鹿苑院殿勝定院殿兩御代に日の下に、御諱御判在㆑之御表卷に御諱計なり、普廣院殿御時御諱計又御判計ある事あり、御表卷に御判を被㆑遊也、御內書の古き案文左の如し、(永正五年の御內書也)

就㆓遠江國守護職之儀㆒、鳥目萬疋到來候訖、目出候也、

七月十三日　御判

今川修理大夫どの

御敎書のふるき案文左の如し、

於㆓結城中務大輔館㆒致㆓合戰㆒、親類被官人等或討死或被㆑疵之條尤神妙、彌可㆑勵㆓軍功㆒之狀如㆑件、

永享十一年八月廿八日　御判

岩城左京亮殿

爲㆓名護屋見廻㆒新蘿卷數並帷子二、遠路到來、悅思食候、抑高麗事、新羅百濟高麗朝鮮國悉平均被㆓仰付㆒候、先勢唐堺被㆓差遣㆒候、猶民部卿法印被㆓仰聞㆒候通、木下半介可㆑申候也、

六月十五日　(朱印)　(秀吉)

泉涌寺　(京都泉涌寺所藏)

コナカラマス　小半枡　甲州枡(カフシウマス)を見よ、

コナホシ　小直衣　【名義】襴を付けたる狩衣をいふ、故に狩衣直衣とも小直衣狩衣、又傍續(ソバツヾキ)とも稱す、當代裝束抄に、小直衣事、三名有、院中著御の時甘御衣、親王著御の時小直衣、大臣著御の時そば續と云ふ」と見えたれども信じがたし【著用】西三條裝束抄に、小直衣狩衣と稱す、仙洞尋常著御、將軍家同是を用ひらる、攝家任槐以後著用す、清花は大將より著用す　是大將を規模とする故歟、但小直衣著て院參の事、內々御免を蒙り進退すべき事なり、近代心にまかせて著用、去かるべからざる事歟、文色等大略狩衣に同じ、尋常著用する浮文の織物に、固文織物、夏生、冬は練なり、浮文重く、堅文は遠きなり、年齡によりて相はからふ事、自餘の裝束のごとし、練の薄物、ならびに紗類は、夏冬通用と見えたり、長絹の小直衣は老者の用る事なり、又風流の小直衣は法令なし、唐織物以下色々四季によりて、其しなを儲くと見えたり、裏は平絹練生等、表の色によりて用ゆ、袖括は滿平薫芳勾以下なり、宿老は淺黃濃滯の打交など見えたり、堅固內々は白き糸をよりて、二筋ならべて袖括とす、最略儀にて侍るなり」と見えたり、服制(フクセイ)の挿圖を見よ(西三條裝束抄、桃花蘂葉、衣文抄重訓、裝束圖式)

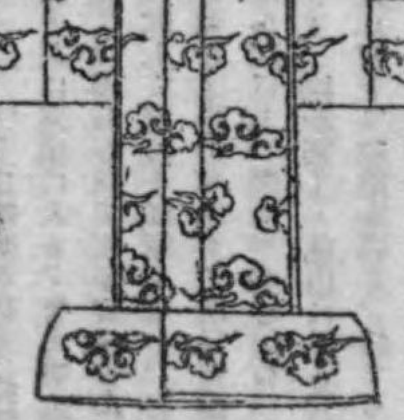

(裝束圖式所載)

コナンド　小納戶　【職掌】江戶幕府の職名、君側の任なれど、小性に較ぶれば職掌やゝ疎く、君床の傍に宿する如き親眤あらず、御髮月代、御膳番、御庭方、御馬方、御鷹方、御筒方などの受持あり、又出火の時見屆として出馬するが如き、多くは次の間以下の事務を負擔す、然れども、頭取、膳番及び奧之番(之

を兩掛りと稱す）等は奥の取締として表役人へ應接するにより、權力は小性に超過する者あり、若年寄の支配に屬す（職制通頭役、小納戸衆の差引、諸屆諸願等の相談、奥向の取締等を掌り、又細工方納戸方の請取物を調へ、君邊の用向は總て取扱、御小納戸親類出合姓名書等受取、其外分限短尺の取集め、御成御供にて御場の差引あり、高千五百石、從五位に叙す、後世五人あり、小納戸衆千石以下は役料三百俵、五百石以下は役高五百石とす、人員は後世百人以上に及べり、概れ寄合、小普請、兩番、新番等、布衣以上の者の子を以て之に宛つ、選に入れば、きづ其技藝を將軍の上覽に供するを例とす、席は山吹間なり○また四丸にもあり、人員は二三十人、待遇は表方に準ず（地原治革）其起り詳かならず、慶長十九年大阪の陣、伐楽の内既に御小納戸の名稱あり、寛永九年六月、安西山本の兩氏を命ぜしは、全く後世の狀と見ゆ、慶安三年八月、始めて四丸階入を置く、享保十四年三月頭取を定む、慶應二年十一月廢す（吏徴、明良帶攷、官制沿革略史）

ゴナラテンワウ　後奈良天皇　名は知仁（トモヒト）（系統）

後柏原天皇の第二皇子、御母は贈従一位勧修寺教秀の女、第百五代の天皇（年代）明應五年十二月二十三日御降誕、大永六年四月二十九日、後柏原天皇の後を承けて踐祚す、然れども費用缺乏して即位の大禮を行ふに由なかりしかば、使を四方に遣して資を募りしに、北條氏は五萬疋を、今川氏は三萬疋を、朝倉氏は一萬疋を、白山は百疋を獻じ、漸く天文五年には大内義隆其總用二十萬疋を上納し、僅かに儀を擧ぐる事を得たりき、即ち贈して義隆を二品に叙し、大宰大貳を授く、此年七月天台宗の徒、日蓮宗の徒と爭ひ、京都兵災に罹りて延燒するもの甚多し、洛中の衰頽愈々甚し、蓋し皇室が極度の衰微に達したるは實に天皇の御代にして、紫宸殿の築地壞れて、三條橋上より内侍所の燈火を見るべく、左近の橋の附近には菜を賣るものありて商ふ、また銀など鏤めて御扉に結びおきて、數日を經て赴けば、宸筆を添えて差し出されたりといへる有名なる話は、實に此際の事に係る、また一日天皇夢中に歌を詠じ給へり、曰く絆弓とるとも菊を原ふなよ野は藤將いつれをかみん、嗚呼何たる悲慘の御製ぞや、在位三十一年、改元するもの三、弘治三年九月五日崩す、御齢六十二、山城國紀伊郡深草法華堂に葬る（野史、老人雜話、陵墓一覽）

コニキシ　駿吉支　三韓の語、王又は貴人高官な呼ぶの稱號に用ひらる、基督とも干岐とも書す、

コニキはコニキシの約言なり、周書百濟傳に「王姓扶餘氏、號ニ於羅瑕一、民呼為ニ鞬吉支一、夏言並王、妻號ニ於陸一、夏言妃也」とあり、新羅にて居西干、安羅と云へるも同言の轉訛ぜしなり、後、孝、居は共に大の義、跡の意なれたる語にて、コンともコムとも單にコとも言ふ、書紀雄略天皇二十年の條に太后王子をちムナカシムと訓じたり、神功紀四十九年の條に王子ホクサシムと訓じたりれば、コムは天皇の義なること明なり、又繼體紀七年齊明紀四年の條に太子をコニセシムと訓じ、齊明紀に王后太子を「コニホル」「コニセシ」と訓じたるは倶に語尾の落ちたるなり、吉支は又吉師とも吉士とも書き、新羅居西干の千、安錦の錦、尼西今の今と同義にて人皇階闘なり、キシは約して單にキとも云ふ、古事記に阿知吉師とあるを、書紀には阿直支に作るを以て知るべし、猶委しくは、白鳥博士の朝鮮古代王號考、朝鮮古代官名考に就て見るべし、

コニ・シユキナガ　小西行長　名は彌九郎（通稱）

和泉界濱の人、後ち備前岡山の賈人某の養子となりて、宇喜多氏に出入し、其家臣となり、豐臣秀吉、行長兵を好みて善く調ひ、軍に從うて屢々功あり、薩遇日に遇し、遂で食邑二萬石に加封し、從五位に叙し、肉匠頭となり後ち攝津守と改む、幾干もなくして十萬石を食み姓豐臣を賜ふ、天正十六年佐々成政亡ぶるに及び、肥國半國二十四萬石に封ぜられ、宇土城に治す、文祿元年征明の役起るや、秀吉行長に命ずるに先鋒を以てし、加藤清正と共に、各日交互して其住に當らしむ、これより頻人功を爭ひて隙益々深し、四月行長、松浦鎭信、有馬義純、大村喜前等と那古耶行營を發し、十三日釜山に著し、進んで兵を分けて四平浦、多大浦を拔き、多大倉使尹興信を擒たり、遂で東萊城、蔚山鳥嶺院を拔き、尚州忠州を取り、更に諸將と共に京城に入る、會々明主我餓鉢の當りし聞きを見て、媾和なり以て事を舒うせんとし、沈惟敬を朝鮮に派して行長と談議せしむ、行長間に在りて周旋頗る勉むる處ありしが、明は其隙に乘じ、李如松に大軍を授けて、俄に平壤を圍む、行長等防戰して利あらず、城を棄て、龍山に奔る、既にして惟敬再び行長に會して和議を講じ、約するに七事を以てす、一に曰く、日本より朝鮮王子以下の俘を返すべし、二に曰く、慶尚忠清全羅の三道を日本に割譲す、三に曰く、入貢四に曰く、封册、他の三事は總て偽

（押花長行）

（押花長行）

はらず、而して行長等入貢を以て隣交の禮と爲し、封册を以て秀吉を明に封ずるものとし、大に喜びて約を受く、慶長元年正月行長歸りて款局を報ず、九月二日秀吉明使を引見し、封册の文に、日本國王に封ずとあることを見て大に怒り、明使を逐ひて再征を命じ、行長及び清正をして再び先鋒たらしむ、因りて二月海に航し、閑山の水師を破り、南原を取り、尋で辭山に加藤清正、逸野等長を救ふ、既にして秀吉薨ずるに及び諸將と共に兵を回す、此時に當り德川家康の威望獨り盛んなり、石田三成等以て豊臣氏に不利なりと爲し、密かに之を除かんとし、慶長五年行長等と圖りて兵を擧げしも、關ケ原の戰に敗れて（ユキナガハラノタタカヒ參照）行長以下皆縛に就き、十月三條河原に斬らる（野史）

コニダ

コニダブギヤウ　小荷駄　「コニダブギヤウ」を見よ、

コニダブギヤウ　小荷駄奉行　（系統）武家

の職名、兵糧を貢ひし馬を警護し、食事を兵士に分配する事を掌る、小荷駄はもと雜物を貢ひし駄馬を云ひしが、行軍の時兵糧を小荷駄と稱す、戰時には最も必要なるを以て老功の輩を以て之に補す、駄馬の後に在りて一隊を整ふる故に小荷駄押とも云ふ（地原治革）元文中より起る、上杉輝虎御近狀に、鎌虎小荷駄奉行中條兵次郎は云々、奥羽永慶軍記最上東條合戰の條に、小荷駄奉行兵糧役人は別船に乘てけり云々とあり（武家名目抄）

ゴニデウクワンバクキ　後二條關白記

（地）（系統）寫本五卷（西洞院）（系統）藤原師通の記錄にして、世に著名な後二條關白と稱するが故に名づく、卷二に、應徳三年秋冬、卷三に寛治五年春、卷三に同六年春、卷四に同年夏、卷五に同七年夏の記を載せたり（後二條關白記）

ゴニデウテンワウ　後二條天皇　（名）（系統）

後宇多天皇第一皇子、御母は西華門院藤原禧子、贈左大臣勧修寺教秀の女、第百五代の天皇（年代）明應五年十二月二十三日御降誕、大永六年四月二十九日、後柏原天皇の後を承けて踐祚す、然れども費用缺乏して即位の大禮を行ふに由なかりしかば、使を四方に遣して資を募りしに、北條氏は五萬疋を、今川氏は三萬疋を、朝倉氏は一萬疋を、白山は百疋を獻じ、漸く天文五年には大内義隆其總用二十萬疋を上納し、僅かに儀を擧ぐる事を得たりき、即ち贈して義隆を二品に叙し、大宰大貳を授く、此年七月天台宗の徒、日蓮宗の徒と爭ひ、京都兵災に罹りて延燒するもの甚多し、洛中の衰頽愈々甚し、蓋し皇室が極度の衰微に達したるは實に天皇の御代にして、紫宸殿の築地壞れて、三條橋上より内侍所の燈火を見るべく、左近の橋の附近には菜を賣るものありて商ふ、また銀など鏤めて御扉に結びおきて、數日を經て赴けば、宸筆を添えて差し出されたりといへる有名なる話は、實に此際の事に係る、また一日天皇夢中に歌を詠じ給へり、曰く絆弓とるとも菊を原ふなよ野は藤將いつれをかみん、嗚呼何たる悲慘の御製ぞや、在位三十一年、改元するもの三、弘治三年九月五日崩す、御齢六十二、山城國紀伊郡深草法華堂に葬る（野史、老人雜話、陵墓一覽）

ゴニデウテンワウ　後二條天皇　（名）（系統）

後宇多天皇第一皇子、御母は西華門院藤原禧子、贈左大臣勧修寺教秀の女、第百五代の天皇（年代）明應五年十二月二十三日御降誕、同九年十月親王宣下、永仁六年八月立太子、正安三年正月後伏見天皇の讓を受け三月即位給ふ御年十七、時に後深草、龜山、後宇多、伏見、後伏見の五帝院中にあり、政務は龜山、後宇多之を決し給ふ、天皇在位六年、改元するもの三、徳治三年八月二十五日崩す、御齢二十四、山城國愛宕郡白河村に葬る（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

ゴニデウドノ　後二條殿　藤原師通（フヂワラノモロミチ）を見よ、

ゴニフヨウバシ　御入用橋　江戸時代、江戸府内の日本橋を始め、町々の橋梁凡百二十餘統、官費にて修理造營すべき橋をいふ、

ゴニングミ　五人組　（名）（系統）江戸時代、農工商の三階級の中、比隣の間に於て五戸を以て組織したる自治機關の組合（地原治革）吾が國に於て五の數を以て一體な組織する事は、既に太古よりありて、五家相保ちて一人を其長と爲す事、前にいへるがごとくなれど、當時の如き階級的社會にありては、貧富雲泥を混じて、五保の組織を完うせん事は容易にあらず、故に五保の制度たる、實際に於ては、無位の公民及び下級の有位者の間に止まりしに似たり、而して五保は各々（一）保内戸口の出入を告知し、（二）保人の爲めに保證となり、（三）保内に一家參つて失跡したるものあれば、三年間之を搜索し、（四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五）保内の婦人の犯罪ばこの告發し、（六）保人の犯罪ばこの告發し、（七）保内に强竊盜の入り、及び殺人犯のありし時は之を告發し、（八）保内に强盜の入り、及び人を殺したるものあれば救助し、（九）道橋を脩守し、（十）染病の患者を收容し、（十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（四十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（五十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（六十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（七十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（八十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（九十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百二十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百三十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百四十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百五十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百六十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百七十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百八十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（百九十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百二十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百三十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百四十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百五十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百六十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百七十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百八十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（二百九十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百二十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百三十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百四十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百五十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十三）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十四）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十五）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十六）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十七）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十八）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百六十九）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百七十）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百七十一）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を收養し、（三百七十二）保内の婦人、死罪を犯したるものゝ子を

し、郡を以て直ちに村を統べしむる事となりしかば、保の名も殆んど廢絶に歸したり、五保の制全く頽れ、保の名稱さへ絕ゆるに至れること、右にいへるがごとくなれども、比隣相依りて世の秩序を亂すの徒を互に撿察する事は、室町時代以後、殊に戰國の時代に入りて益々其必要ありしを以て、京都には組町の發達を見、地方には、鄕町村等の所在に小團結の組合を見るに至れり、組町は、京都を分ちて、上京下京の二となし、組を以て町を統ぶ、上京十三町組を親町といひ、他を枝町といふ、親町に又五組あり、立賣組、中筋組、小河組、西組、一條組これなり、下京にもまた中組十七町、牛寅組十五町、川西組十一町あり、地方にありては南組、北組等に分れ、小なるは數村を合せて、組鄕、組村と稱したり、組町、組鄕、組村等みな共に相團結し、團體員はまた比隣撿察等に對する細密の義務を負ひたること、恰も五保の保人と同じ、而して此時代殊に注意すべきは、或る犯罪の現出に向つて數戶の隣家に其責を負はしめたる事と爲す、之れ後世の五人組と密接の關係を有するものなり、此事は早く龜山天皇弘長三年八月の宣旨に見え、もし博奕を爲したるものあらば、其身を召しとり其宅を破却するのみならず、兩方の隣家も之に連坐することを示せり、尋で後土御門天皇の長享中には、町屋上下向三間、所謂向三間兩隣を同罪とせるものあり、また後柏原天皇の大永七年十月法隆寺の「規式」には隣三間の鬪、刑罰を科すべしと規定せり、其他之に類似せる法規の散見せるもの尠しとせず、五人組制度は實に右に擧げ來れる諸法の沿革し變形したるものにして、其はじめて見えたるは、慶長二年三月三日豐臣秀吉の發したる掟書にして、卽ち下のごとし、

御掟

一辻切すり盜賊之儀に付而、諸奉公人、侍は五人、下人は十人組に連判を續、右惡逆不レ可レ仕旨、請乞可レ申事、

一侍五人、下々十人より內の者は、有次第組たるべき事、

一右之組にきらはれ候者の事、小指をきり可ニ追放ー事、

一右之組中惡逆仕るもの、組中より申上候はゞ、彼惡黨加ニ成敗ー組中は不レ可レ有ニ異論ー事、

一組之外より申上候はゞ、惡黨一人に付て、金子二枚宛、彼惡黨の主人より訴人に爲ニ褒美ー可レ遣レ之事、

一今度御掟に、被ニ書立ー候侍下人、自今以後、他之家中え不レ可レ出、但本主人同心之上者、可レ爲ニ各別ー事、

一咎人成敗事、夜中其外猥不レ可ニ誅戮ー其所之奉行え相理、可ニ申付ー至ニ予時ーすまい不レ及ニ了簡ー族は、卽刻可ニ相屆ー事、

右條々堅被ニ仰出ー候處如レ件、

慶長二年

三月七日

長束大藏大輔(花押)
增田右衞門尉(花押)
石田治部少輔(花押)
宮部法印(花押)
德善院(花押)

其五人といひ十人といふも、「侍五人、下人十人より內の者は、有次第の組たるべき事」とあれば、これより內は在來のまゝにて別に改むるを要せざりしなり、而して五ばかゝる小團結に最適當なる數なれば、新規なる武士の組合の爲めに之を採用せしかど、百姓町人等に對しては、民間の習慣に稽へて、平均せる小數をとり、これを十人と定めしものなるべし、されば江戶時代に至りても、地方によりては十人組の實際に行はれし處もまた多かりき、而して江戶時代には、浪人に對する取締と耶蘇敎禁止の勵行との必要より、更に此制度を重要視し、寬永以後は特に五人組に關する法令の發布を見る事多く、寬文四年に至り五人組帳を製し、人民より法令遵守の手形を取るに至り、五人組制度は殆んど完備の域に達したり、明治維新の後二年六月八日令ありて此制又廢頽に歸したりしが、地方によりては遲くまで其餘習を存せるものなきにあらざりき[事蹟]五人組は農工商の三階級にのみ施したるものにして公家、武家及び穢多、非人の類は之に加はらざりき、(但穢多非人それ自身之を必要と見認めしものが、五人組を設けたる處ありしと雖も、其制外たりや勿論なり、)而して都府と地方とは又やゝ其規を異にせるものあり、都府は其一例として江戶を擧ぐれば、組合に加はるものは、一町內の家主(「ヤヌシ」參看)に限り、月番に交互して事務を見る、之を月行事といふ、月行事は名主なき町町は名主代を勤め、然らざるものと雖も、其町內なる訴願の加印、撿使見分の立會、囚人の預り、消防夫の差引、町內の修路、冬春の間火の番夜廻り等は、皆其任ずる所なり、なほ別に店五人組といふものあり、卽ち店借人中の五人組合にして、天和三年正月設けたれども、寬政のはじめに至りて廢したり、右は江戶の例なれども、他の大なる都市に於ても、恐らくは之と大差なかりしならん、而して地方にありては、大小百姓以下水呑百姓寺社門前の者に至るまで、一人も洩れなく其組合に加入したるものにして、江戶のそれとは大に趣を異にし、なほ其內の一人を擧みて長となし、之を組頭と呼びたり、また五人組と稱すれ

ども、各地の戶數必ずしも五の倍數たるを得ざるは勿論のことなれば、さる場合には端數を以て組合と爲し、または他の五人組に加はりて一の團結を爲す等、適宜の處置を取りたり、組合員は相互の關係最親密なるべきものにして、(一)親戚と同じく、同組合中の婚姻及び養子緣組、(二)同組合中の相續、遺言、廢嫡等の事に立會ひ、(三)同組合中の幼者の後見を爲し、後見人の鑑定に干與し、又は幼者の財產を管理し、(四)同組合中の耕作に助力し、(五)同組合中の不動產書入質入賣買等の證書に連印し、(六)同組合中互に其品行を監督し、善を奬め惡を抑へ、(七)組合員にして外泊旅行する時、及、(八)願、訴訟を爲さんとする者は其旨を組合に屆け出で、(九)同組合中に租稅怠納者ある時は之を代納する等の義務を負ひたり、右に擧げたる處は、いづれも組合員相互間の義務に關する最重要なるものにして、其他吉凶相助け、災害相救ひ、組合中に違法者を出す時は、組合員みな責罰を受けたるがごとき、其關係の親密なる事殆んど親戚に異ならず、五人組頭は組中の長にして、郡村に於ける組合に之をおきたり、(江戶及び其他の大都市には、組合員交迭して月行事を勤めしこと前にいへるがごとし、地方によりてまた判頭、筆頭、五人組頭、組合頭、組親、保頭、軒頭、長人、組代、與頭、頭取等の異稱あり、選任の方法は、家格による者、選擧による者、役場の任命による者の三種ありしがごとし、其職務は、名主庄屋又は一村の組頭(各五人組の上に村方の組頭をおき、各五人組を支配せしめたる地方多し、卽ち名主年寄の次席にありて、通常五組を支配し、または一小字に一人の組頭あり、名主を助けて公事を處理したるものとす)の通知を組合員に傳達し、外に對して組合を代表し、其他一般に組合共同の事務を掌るものなりと雖も、組合員の共同責任に關しては、他の組合員と異りたる特別の責任なきを通例としたり、五人組帳は、五人組々合員の遵奉すべき法令を記したる簿冊に、各組合員、組頭、名主等が之に背かざるべきの誓詞を記し、記名捺印したるものにして、每年支配役所に呈出するの制なりき、其起原は詳かならざれども、寬文年間にはじまるといへり(地方凡例錄、五人組制度の起原、五人組制度)

ゴネングカナフワツプ 御年貢可納割付

江戶時代百姓公納年貢の目錄をいふ、單に割付ともいふ、「ワツプ」參看、

ゴネンジ 護念寺 [所在]山城國京都市千本佐竹町[宗旨]禪宗、尼寺五山の一、山城名勝志には、淨土宗にて尼寺にあらずと云へり[起原沿革]貞和元年護念法師の創建する所、能登守藤原利顯堂宇を造營す、後ち中絕せしが、慶長中僧重譽再興す(山城名勝志)

コノヱイヘザネ 近衞家實 [名號]猪隈前關白と稱す、法名圓信[系統]基通の子、母は治部卿顯信の女[事蹟]治承三年に生る、正治元年六月右大臣に任じ、元久元年十二月左大臣に轉じ、建永元年三月攝政と爲り、同年十二月改めて關白と爲る、承久三年四月關白を停め、同年八月攝政となり、同年十二月太政大臣に任ず、貞應元年四月太政大臣を辭し、二年十二月改めて關白に補す、安貞二年十二月關白を停め、仁治二年十一月出家、三年十二月二十七日薨ず、年六十四(公卿補任、大臣補任)

コノヱイヘヒサ 近衞家久 [名號]如是觀院と號す[系統]家熙の男、母は憲子內親王[事蹟]貞享四年五月八日誕生、元祿六年十一月元服、從五位上に叙し、禁色雜袍昇殿を聽さる、時に年七歲、寶永八年二月累進して內大臣に至り、正德五年八月右大臣に、享保七年五月左大臣に轉じ、十一年六月、關白に補せらる、十八年正月太政大臣に任じ、關白元の如し、同年十二月太政大臣、元文元年八月關白を辭す、二年八月十七日薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任、野史)

コノヱイヘヒラ 近衞家平 [名號]岡本入道と號す[系統]家基の男、母は關白兼平の女[事蹟]嘉元三年正月內大臣となり、尋で右大臣に轉じ、延慶二年十月左大臣に進む、正和二年七月關白に補し、同年十二月左大臣を、同四年九月關白を辭す、元亨四年三月出家、同年五月十四日薨す、年四十三(公卿補任、大臣補任)

コノヱイヘヒロ 近衞家熙 [名號]晉樂軒、昭々堂主人、虛舟子等の號あり、また豫樂院入道前攝政と稱す、法名眞覺[系統]基熙の男、母は常子內親王[事蹟]寬文七年六月四日誕生、延寶元年十一月元服、從五位上に叙し禁色雜袍昇殿を聽さる時に八歲、貞享三年三月累進して內大臣に至る、元祿六年八月右大臣に、十七年正月左大臣に轉じ、寶永四年十一月關白に補せらる、六年六月攝政、七年十二月太政大臣に任ず、正德元年七月太政大臣、二年八月攝政を辭す、享保十年十二月三宮に准ず、尋で剃髮す、元文元年十月三日薨す、年七十、家熙禮典に通じ、朝廷の儀式爲めに多く其正を得たり、又文を好み、茶事を嗜み、書を能くし、上代樣の能書家たり、又畫を能くし、墨畫の竹など最も名あり(公卿補任、大臣補任、扶桑畫人傳、野史)

コノヱイヘミチ 近衞家通 [名號]世に近衞左大臣、又は猪隈と號す[系統]家實の一男、母は修理大夫季定の女[事蹟]建保六年十二月內大臣に任

じ、承久元年三月右大臣に轉じ、三年左大臣と爲る、元仁元年八月十一日薨ず、年二十一（公卿補任、大臣補任）

コノヱイヘモト　近衞家基　名號 淨妙寺關白と號す、また高山寺と號す　系統 基平の長男　事蹟 建治元年十二月內大臣に任じ、正應元年七月右大臣に轉ず、二年四月關白に補す、四年五月關白を辭す、永仁元年二月還補、四年六月十九日薨ず、年三十六（公卿補任、大臣補任）

コノヱウヂ　近衞氏　姓は藤原氏、五攝家の一にして藤原氏の嫡宗たり、關白基實より出づ、其子基通治承三年十一月內大臣關白となり、四年二月攝政となる、其第近衞の北室町の東に在るを以て近衞殿と稱し、終に氏となる、又其第陽明門に向ふを以て、家號を陽明と稱す、基通、九條兼實と攝政關白を爭ひ、家實の時良經道家と爭ひ、遂に攝家兩家に分れ、後ち近衞氏は鷹司氏に分れ、九條氏は一條二條に分れたり、委しくは攝家（セッケ）の條を見よ、代々相繼ぎ攝政關白となり、明治に至り、華族に列し、公爵を授けらる（尊卑分脈、家譜、華族譜）

○基實―基通―家實―兼經―基平―家基
―經平―基嗣―道嗣―兼嗣―忠嗣―房嗣
―政家―尙通―稙家―前久―信尹―信尋
―尙嗣―基熈―家熈―家久―內前―經熈
―基前―忠熈―忠房―篤麿―文麿

コノヱウチサキ　近衞內前　名號 大解脫院前關白と稱す　系統 家久の男　事蹟 享保十三年六月二十二日生る、十九年四月元服、禁色雜袍昇殿を聽さる、翌年權中納言と爲り權大納言に進む、元文三年十月帶劍を聽さる、寛保三年六月內大臣と爲り右大將を兼ね、延享二年閏十二月右大臣に轉じ隨身兵仗を賜ふ、寛延二年二月左大臣に轉ず、寶曆七年三月關白と爲り、氏長者、牛車兵仗內覽を許さる、十二年七月攝政と爲る、明和五年五月太政大臣に任じ攝政元の如し、安永九年八月攝政を改めて關白と爲る、六年准三宮、安永七年二月職を辭し、天明五年三月二十日薨ず、年五十八（公卿補任、大臣補任）

コノヱカネツグ　近衞兼嗣　名號 後六條攝政と稱す　系統 道嗣の男、母は內大臣實夏の女　事蹟 永和元年十一月內大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨ず、年二十九（公卿補任、大臣補任）

コノヱカネツネ　近衞兼經　名號 岡屋入道前攝政と稱す、法名眞理　系統 家實の三男、母は修理大夫季定の女　事蹟 貞應元年十二月正五位下に叙し、禁色昇殿を聽され、侍從に任ず、安貞元年四月累進して內大臣と爲り、寛喜三年四月に右大臣、嘉禎元年十二月左大臣に轉ず、三年三月攝政、仁治元年十二月太政大臣に任ず、二年十二月太政大臣を辭し、三年正月關白に補し、尋で辭す、寶治元年正月攝政と爲る、建長四年十月辭す、康元二年三月出家、正元元年五月四日薨ず、年五十（公卿補任、大臣補任）

コノヱカネノリ　近衞兼敎　名號 猪隈入道准大臣と稱す　系統 家基の弟　事蹟 延慶三年四月大臣に准ぜられ、建武三年九月二日薨ず（公卿補任、大臣補任）

コノヱサキヒサ　近衞前久　名號 初名晴嗣、又は前嗣、龍山と號し、東求院入道と號す　系統 稙家の子、母は源慶子　事蹟 天文五年生る、九年十二月元服、禁色昇殿を聽され、正五位下に叙す、十六年二月累進して內大臣に至り、二十二年正月右大臣に轉じ、二十三年三月關白に補せられ、左大臣と爲る、弘治元年前嗣と改む、三年九月左大臣を辭す、永祿三年九月上杉輝虎の請により越後に赴く、五年名を前久と改む、十一年九月幕府の命に戾り大阪に出奔し、十一月關白を罷む、天正三年六月上洛し、九月又薩摩に走る、五年二月京都に還る、十年二月太政大臣に任じ、五月辭し、六月二日出家し、同月十四日羽柴秀吉の怒に觸れ、濱松に走りて德川家康に依り、優遇せらる、慶長十七年五月八日薨ず、年七十七、前久詩歌に長じ且つ尊圓流の書に巧にして、畫を能くす（公卿補任、大臣補任、家譜、扶桑畫人傳、野史）

（前久花押）

（前久自署）

コノヱタダツグ　近衞忠嗣　名號 初名良嗣、後普賢寺入道と號す　系統 兼嗣の子、母は家女房　事蹟 應永六年二月內大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享德三年六月二十六日薨ず、年七十二（公卿補任、大臣補任）

コノヱタネイヘ　近衞稙家　名號 惠雲院と號す　系統 尙通の子、母は實淳の女維子　事蹟 永正十一年八月元服、將軍義稙の諱字を受け稙家と改む、大永三年三月累進右大臣となり、五年四月關白に補せられ、享祿元年八月左大臣に轉ず、天文二年二月關白を罷む、四年十二月左大臣を辭す、五年十一月關白に再補、六年十二月太政大臣に任ず、十年十一月關白を辭す、十一年二月太政大臣を辭す、永祿九年七

月十日薨ず、年六十四（公卿補任、野史）

コノヱツネタダ　近衞經忠　名號 堀河關白と號す　系統 岡本關白家平の男、母は家女房　事蹟 正中元年四月右大臣に累進し、元德二年正月關白に補す、同年八月關白を辭す、建武二年十一月左大臣と爲り、三年八月關白に再補、四年五月出奔して南朝に仕ふ、觀應三年八月十三日薨ず、年五十一（公卿補任、大臣補任）

コノヱツネヒラ　近衞經平　名號 後淨妙寺と號す　系統 家基の次男、母は龜山天皇の皇女　事蹟 延慶二年十月內大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨ず、年三十二（公卿補任、大臣補任）

コノヱツネヒロ　近衞經熈　名號 後豫樂院と號す　事蹟 安永八年二月內大臣に累進し、天明七年五月右大臣に轉じ、寛政三年十一月辭す、十一年六月二十五日薨ず、年三十九（公卿補任、大臣補任）

コノヱテンワウ　近衞天皇　名號 御名は體仁（ナリヒト）　系統 鳥羽天皇の第九皇子、御母は美福門院得子、第七十六代の天皇　事蹟 保延五年五月十八日御降誕、同七月親王宣下、八月立太子、幼にして鳥羽法皇に寵あり、故を以て永治元年十二月御年三歳にて卽位し給ふ、在位十四年、改元するもの五、久壽二年七月二十三日崩す、御壽十七、山城國紀伊郡竹田村安樂壽院南陵に葬る、天皇容姿甚だ美、和歌を好み古作者の風あり、在位の日、政事悉く法皇に出づ、左大臣賴長攝政忠通を嫉み、法皇に讒す、天皇忠通と善し、然れど法皇を憚りて意の如くならず、居常鬱々遂に病を爲して崩ず（大日本史、陵墓一覽）

コノヱトネリ　近衞舍人　近衞府の近衞を云ふ、「コノヱフ」を見よ、

コノヱドノ　近衞殿　所在 山城國京都、近衞の北、室町の東、今の室町出水上ル近衞町に當る　沿革 關白藤原基通の住宅なり、子孫代々傳領して近衞氏と稱す、山槐記に、治承二年十一月二十六日の條に、關白（基通）亭と記し、管見記に、弘安六年九月十二日、參關白亭（兼平）と記せる卽ち是なり、此第宮城の陽明門に向ふを以て一に陽明殿とも稱す、百錬抄に、久壽二年七月二十三日、近衞院崩于近衞皇居とあり、この近衞は卽ち近衞殿にして、基通の傳領せしものならん、天正十年六月明智光秀叛逆の時、此殿の館に登り、織田信長の陣なる二條武衞の陣を射擊したること信長記に見えたり（拾芥抄、山城名勝志、平安通志）

コノヱノブタダ　近衞信尹　名號 もとの名信基、三藐院と號す　系統 前久の男　事蹟 天正五年七月元服、織田信長冠を加へ、諱字を授けて信基と稱せしめ、禁色雜袍昇殿を聽さる、八年十一月累進して內大臣と爲り、十年信輔と改む、十三年三月左大臣に轉じ、二十年正月辭す、慶長四年名を信尹と改む、六年正月左大臣に再任、十年七月關白に補せられ、氏長者、牛車兵仗を賜はる、尋で左大臣を辭す、十一年十一月關白を辭す、十九年十一月二十五日薨す、年五十、信尹最も書法に達し近衞流を開く、又畫を能くし、聖廟及び人麿等の影像、花鳥人物の圖甚だ瀟洒活動ありて、世に傳ふ（公卿補任、大臣補任、扶桑畫人傳、野史）

コノヱノブヒロ　近衞信尋　名號 本源自性院入道前關白と號す、法名應山　系統 後陽成天皇の第四皇子、母は中和門院、信尹の養子となる　事蹟 慶長四年五月誕生、十年八月元服、禁色昇殿を聽さる、十七年四月累進して內大臣と爲り、元和六年正月左大臣に至り、九年閏八月關白に補せらる、寛永六年七月職を辭す、正保二年三月出家、慶安二年十月十一日薨す、年五十一、資性茶事を嗜み、其道に達す、また書道に巧にして和歌の道にも通じ、又繪畫を能くす（公卿補任、大臣補任、扶桑名畫傳、野史）

（信尋花押）

コノヱノリモト　近衞敎基　名號 後九條右大臣と號す　系統 房嗣の男、母は家女房　事蹟 康正元年八月內大臣に累進し、長祿元年九月右大臣に轉ず、寛正三年八月朔日薨す、年四十（公卿補任、大臣補任）

コノヱヒサツグ　近衞尙嗣　名號 如有眞空院と號す　事蹟 寛永十七年十一月累進して內大臣と爲り、十九年正月右大臣に轉じ、正保四年七月左大臣と爲る、慶安四年十二月關白に補せらる、承應二年七月罷め、同月十九日薨す、年三十二（公卿補任、大臣補任）

コノヱヒサミチ　近衞尙通　名號 法名大證、後ち法成寺と號す　系統 政家の子、母は家女房大江俊宣の養女　事蹟 文明十七年三月權大納言となり、延德二年三月累進して右大臣と爲る、明應二年三月二十八日關白となる、四年從一位に進み、五年十二月左大臣に陞り、六年六月關白を辭す、內覽兵仗もとの如し、永正十年十月關白再補、十一年八月太政大臣となり、關白を辭し、十三年十二月太政大臣を辭す、大永元年三宮に准ぜられ、天文二年四月出家、十三年八月二十六日薨す、年七十三、尙通書を善くし、其體飛鳥井流より出で一家を成し、古近衞流と稱す（公卿補任、書畫便覽）

コノヱフ　近衞府　【名稱】「チカキマモリノツカサ」とも、「コンヱフ」とも、「コンヱノツカサ」ともよみ、天皇の親衞たるより內衞とも云ふ、左右兩府あり、故に又二府とも云ふ、略して左司、右司と云ふ、唐名幕府、羽林、親衞【所在】左近衞府は上東門の西南、弓場殿の北、梨本の東、右近衞府は上西門の東南、弓場殿の北【職掌】禁兵を統べて、宮闕に宿侍し、兵仗を帶して、禁中を警護することを掌り、兼ねて大小朝會に隊仗を率ゐて威儀を備へ、行幸の時禁兵を率ゐて前後を警衞す【職員】大將左右各一人、從三位、カミと訓ず、近衞兵を總べ、禁門を警衞す、大納言中多くは譜代の上臈之に任ず、攝政關白の息は必ず之に任じ、多く左大將たり、大納言又大臣參議の兼ねたる例もあり、中將各一人、從四位下、後二人となり、又四人となる、後世權官多し、三位にて中將を兼ねたるを三位中將、參議にて中將を兼ねたるを宰相中將と云ふ、少將各二人、正五位下、後四人と定む、後世權官多し、叙留して少將を帶するを四位少將と云ふ、三位少將は執柄の子息に限る、中少將共にスケと訓む、將監各四人、從六位上、マツリゴトヒトと訓む、又丞とも稱す、後增して十餘人となる、五位にて將監を兼ぬるを左近大夫、右近大夫と云ふ、後世舞樂を重ずるに至り、多く舞人樂人より任ず、將曹各四人、從七位下、サクワンと訓ず、後增して二十餘人となる、舞人樂人舍人等より多く任ず、府生各六人舞人樂人舍人等多く之に任ず、大將の判授なり、番長各六人ツガヒノヲサとよむ、近衞の長なり、舍人中を撰用す、上皇執政の時者は兵仗を給ひし時、及び大臣大將は必ず之を召仕ふ、卽ち近衞隨身の上臈なり、後世秦氏下毛野氏世々番長たり、後世番長の下に府掌あり、近衞又近衞舍人と云ふ、各三百人、後世近衞の稍々秀たるものを撰び番頭を置く、之を中臈と云ふ、人數定まらず、駕輿丁各百人、使部二十人、後ち三十人となり終に十人と定まる、後世廳頭あり、其任用餅がならざれども、廳頭は將曹等を以て任じ、專ら府廳の務を行ふ、故に府沙汰人とも云へり【沿革】稱德天皇天平神護元年授刀衞(「ジユタウヱ」參看)を改めて近衞府とし、大將一人正三位、中將一人從四位下、少將一人正五位、將監四人從六位上、將曹四人從七位下、醫師一人、府生、番長各六人、近衞四百人となす、平城天皇の大同二年、近衞府を改めて左近衞府となし、中衞府(「チウヱフ」參看)を改めて右近衞府となし、近衞府を三百人と定む、これ左右近衞府の始めなり、弘仁元年近衞を四百人に復す、後ち亦三百人に減ぜしと見え、延喜式に三百人と見えたり、宇多天皇寬平三年定員外に舍人各々二百人を加へ、後白河天皇の保元元年、左右の中將及び少將を各四人となす、其後更に增加し又權官を置くに至れり(續紀、後紀、續後紀、三代格、官職祕抄、職原鈔、拾芥抄、百寮訓要抄別注)

コノヱフサツグ　近衞房嗣　【名號】後知足院と號す、法名大通【系統】忠嗣の男、母は家の女房【事蹟】應永二十年十二月元服、禁色並に昇殿を聽さる、三十三年八月累進して內大臣に至り、永享元年八月右大臣に轉じ、十年九月左大臣と爲り、文安二年十一月關白に補せらる、四年六月關白を停む、寬正二年十二月太政大臣に任ぜらる、三年辭す、文明六年六月出家、長享二年十月十九日薨す、年八十七(公卿補任、大臣補任)

コノヱマサイヘ　近衞政家　【名號】後法興院と號す、法名大智【系統】房嗣の二子【事蹟】兄敎基の薨ずるに及び、家を嗣ぐ、文明七年三月內大臣に任じ、八年八月右大臣に轉じ、十一年二月關白に補せらる、長享二年九月太政大臣に任ず、延德二年四月太政大臣を辭す、明應六年四月詔して三宮に准じ、年官年爵食邑封戶を賜ふ、一に忠仁公の故事の如しと云ふ、永正二年六月十九日薨す、年六十二(公卿補任、野史)

コノヱミチツグ　近衞道嗣　【名號】後深心院と號す【系統】基嗣の子、母は參議嗣實の女【事蹟】貞和三年九月內大臣に任じ、五年九月右大臣に、延文五年九月左大臣に轉任、康安元年十一月關白に補す、貞治元年十月左大臣を、二年六月關白を辭す、嘉慶元年三月十七日薨す、年五十六(公卿補任、大臣補任)

コノヱミチツネ　近衞道經　【名號】近衞又は北白河と號す、世に智足院前右大臣と稱す【系統】基通の二子、家實の弟、母は兵部卿平信範の女【事蹟】承元元年二月內大臣に累進し、二年七月右大臣に轉ず、文曆元年十二月出家、曆仁元年七月二十九日薨す、年五十五(公卿補任、大臣補任)

コノヱモトサキ　近衞基前　【名號】近衞左大臣、靜常樂院とも號す【事蹟】寬政十一年三月內大臣に累進し、文化十一年九月右大臣、同十二年正月內大臣に轉ず、文政三年四月辭す、同十九日薨す、年三十八(公卿補任、大臣補任)

コノヱモトザネ　近衞基實　【名號】傳津振政、中殿、六條とも號す【系統】姓は藤原、忠通の男、母は中納言源國信の女、近衞氏の祖【事蹟】保元二年八月右大臣と爲り、三年八月關白に補す、時に年十六、榮達の速なる古今比なし、永曆元年八月左大臣に轉ず、長寬二年左大臣を辭す、永萬元年六月攝政となる、仁安元年七月二十六日薨す、年二十四、朝廷朝を廢する三日、太政大臣正一位を贈らる、人となり白皙豐肥、書を能くす(公卿補任、大臣補任、大日本史)

コノヱモトツグ　近衞基嗣　【名號】後岡屋關白とも號す【系統】經平の子、母は從二位公賴の女【事蹟】嘉曆元年十一月內大臣に累進し、元德二年二月右大臣に轉じ、元弘元年二月左大臣に進み、建武元年關白となり、曆應元年五月罷め、文和三年四月八日薨す、年五十(公卿補任、大臣補任)

(基嗣花押)

コノヱモトヒラ　近衞基平　【名號】深心院關白、又は西谷と號す【系統】兼經の子、母は道家の女仁子【事蹟】正嘉二年十一月內大臣に累進し、弘長元年三月右大臣に、文永二年十月左大臣に進む、四年十二月關白に補す、五年十一月十九日薨す、年二十三(公卿補任、大臣補任)

コノヱモトヒロ　近衞基熙　【名號】應圓滿院と號す、法名悠山【系統】尙嗣の男、母は後水尾院皇女昭子內親王【事蹟】慶安元年三月誕生、承應三年十二月元服、昇殿を聽さる、寬文五年六月累進して內大臣に至り、十一年五月右大臣に轉じ、延寶五年十二月左大臣と爲り、元祿三年正月關白に補せらる、同年十二月左大臣を、十六年正月關白を辭す、寶永六年十月太政大臣に任じ、同年十二月辭す、享保七年六月出家、同年九月十四日薨す、年七十五、基熙和歌を能くし、丹靑の道を好み、圖繪をよくす(公卿補任、大臣補任、扶桑名畫傳)

(基熙花押)

コノヱモトミチ　近衞基通　【名號】普賢寺殿と號す、法名行理【系統】攝政基實の一子、母は從三位隆忠の女、繼母は平氏【事蹟】容貌閑雅、後白河法皇及び法皇の寵姬丹後局の愛を受く、嘉應承安の間從四位上侍從近衞中將となる、治承三年十月繼母の父淸盛の援により內大臣に任じ關白となり、正二位に叙す、時に年二十、參議納言を經ず、直に關白となる、古來未だあらざる所なり、安德天皇卽位に及び攝政となり、從一位に進む、壽永元年源義仲京畿に逼るや、平氏法皇を挾で走るを議す、基通密に其計を法皇に告ぐ、法皇潛に延曆寺に幸す、平氏安德天皇を擁して西海に赴く、宗盛基通を促す、基通七條大宮より逃れ還る、京都主なきを以て、法皇廷臣を集めて議す、義仲以仁王の王子を立てんと欲す、基通固く爭うて止む、終に寵姬丹後局の勸めによりて後鳥羽天皇を立つ、時に義仲功を恃み、縱肆日に甚だし、基通の攝政を停めて師家を攝政とす、旣にして義仲亡び基通攝政に復す、平氏亡びし後、源賴朝弟義經と隙あり、義經法皇に迫りて、賴朝追討の宣旨を請ふ、法皇之を許す、基通之に預る、賴朝之を含み、兼實を以て之に代へんとして、法皇に奏す、文治元年十二月兼實內覽となり、基通閉居す、二年三月兼實攝政氏長者となる、賴朝又奏して曰く、今攝政所領少く、前攝政所領頗多し、攝政領を讓與すべしと、法皇之をはゞむ、往復糾離終に攝政領を兩分す、旣にして丹後局通親の援により、建久七年關白となり、土御門天皇位に卽くに及び、攝政となる、建仁二年十月通親の薨去の後ち罷む、承元二年薙髮す、天福元年五月二十九日薨す、年七十四、基通近衞殿に居す、子孫依りて近衞を以て氏とす(大日本史)

コノヱモン　近衞門　陽明門の一名、「ヤウメイモン」を見よ。

コノヱリウ　近衞流　近衞信尹の創めたる入木道の流派、當時光悅、昭乘と倂稱して京都三筆と稱す、爾來此流連綿として今に傳はれり、「コノヱノブタダ」參看(近代世事談、日本敎育史資料)

コノカウベ　兄部　力者の長を云ふ、鎌倉年中行事に、公方樣御參向事(中略)兄部は御長刀を持ち、二番の御力者柄長杉を持つ」とあり。

コノカミ　氏上　「ウヂノカミ」を見よ、

ゴノジノサシモノ　五字指物　江戶幕府の使番の用ふる指物をいふ、初め小田原陣の時、服部半藏正成、黑地の四ツ半に五の字を白くそめ出だし指物を持ちしが、將軍の目にとまり、以來御使役の指物に用ひらるべければ、獻るべしとて、これより使用するに至る、然れど殊に老功の徒に用ひしめらる(貞享書上、德川實紀)

コノスミヤマジヤウ　此隅山城　【所在】但馬國出石郡宮內の西北○山名城ともいふ【起原】南北朝の際山名時氏諸子を率ゐ中國を經略し、五子時義をして但馬を治せしむ、時義創めて築き治城とす【沿革】元中六年時熙繼ぐ、將軍義滿其强盛を惡み氏淸に命じて之を伐たしむ、時熙逃れて氏淸之に代り治す、同八年氏淸死後時熙復封ぜらる、其子持豐の時に至り勢益盛なりしが、其卒後漸く衰へ祐豐に至りて天正二年居を出石に移し廢城に歸す(但馬考)

コノノコホリ　巨濃郡　【所在】因幡國【起原】三代實錄貞觀八年十月に因幡國巨濃郡と見え、民部省圖帖に巨野(武巨濃)行程東西二十九里、南北十八里三十步と見えたり【沿革】延喜式巨濃に作る、和名抄に蒲生(カモフ)大野(オホノ)宇治(ウヂ)日野(ヒ

ノ）驚城（トキ）廣田（ヒロタ）等の郷あり、後岩井郡と稱す、然れども郡名頗る錯雜し、岩井、巨野、巨濃等を混用す、蓋し和名抄石井郷ありしより此名起る、拾芥抄、石井、正保圖岩井に作り、寛文中更めて又石井となし、元祿に至り再び岩井に作る、以後之に仍る、明治二十九年岩井郡を廢し、邑美法美と合して岩美郡を置く（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

コノハナサクヤヒメ 木花咲耶姫 又の名は吾田鹿葦津比賣（アダカアシツヒメ）、大山津見神の女なり、天孫瓊々杵命笠狹の﨑に逢ひ給ひ、之を娶らんことを求む、姫答ふ父に問ひ給へと、命仍て之を父に問ふ、父喜びてその姉石長姫と共に獻る、姉の容貌醜なるを以て、石長姫を返へし、獨り咲耶姫を留めしむ、父耻ぢていはく、石長姫を遣したるは、天神御子の壽命、石の如く常堅に動かしまじとの爲め、また木花咲耶姫は、木花の榮えますが如けれとの爲めに獻りしに、今石長姫を返へし、獨り咲耶姫を留められしは、御壽は木花の如くならんと申せり、咲耶姫遂に妊みて火照（ホデリ）命、火須勢理（ホスセリ）命、火々出見命を生み給ふ（古事記、書紀）

ゴハイガリウブギヤウ 御拜賀總奉行 「ハイガブギヤウ」を見よ、

ゴハイガブギヤウ 御拜賀奉行 「ハイガブギヤウ」を見よ、

コハウ 小袍 袖一幅にて端袖（ハタ）（袖口の一幅をハタ袖と云ふ）なき袍を云ふ、堂上元服の日、能冠の人之を着用す、台記久安六年正月の條に、能冠右中將光頼朝臣著二祭小袍一參入南殿御後一」と見えたり、伊勢貞丈は、御元服の時に限らず、常にも御髻（ミウキ）にまゐる人を御髻人と云ふは、小袍を裝束の上に打かくる故なりと云へり（貞丈雜記、安齋隨筆）

コバウカ 古方家 醫術の流派、延寶の頃名護屋玄醫、漢の張仲景を規範として古方を唱へ、晩近の方を排す、是より古方家の稱起り、貞享の頃後藤艮山、山脇東洋、松原慶輔等あり、元祿の頃北山壽安あり、正德の頃奧村良筑出で、尋で元文寶曆の頃吉益東洞出づるに至り萬病一毒の說をなす、是より古方を唱ふる者東洞を以て法とす、享和の頃多紀藍溪出で、文化の頃畑柳安あり、孰れも其道を以て名あり（皇國名醫傳、野史、醫師派譜）

ゴハウシシ 五方師子 五坊樂（ゴバウラク）を見よ、

ゴバウラク 五坊樂 【名義】唐樂大食調二十四曲中の一、一名五方師子、又獅子とも稱す【起原】【沿革】白氏長慶集に、西涼伎、假二面胡人一假二獅子一云云、弦取二西涼一弄爲二戲句一」また卯花園漫錄に、「唐太平樂、謂二之五方獅子舞一、獅子歡出二西南夷天竺獅子國一云々、五獅子各形二其方色一、百四十人歌二太平樂一舞、以レ足持レ繩者、服飾作二昆崙狀一」などあれば、天竺地方に近き風俗を取りて、起りしものなるべし、されど太平樂と五方獅子舞とは、太平樂の條にも云へるが如く、同一物ならずして、通典に唐太平樂、亦謂二之五方師子舞一」とあるは、蓋し誤りなるべし、何となれば、本朝に傳ふる所の太平樂と五坊樂とは、其間自ら差別あればなり、凡そ佛會の時、菩薩、迦陵頻等に交へて行はれ、樂器には笛大鼓鉦鼓のみにて小部氏笛を以て世業とせる由、敎訓抄に見えたり、傳來詳かならず（禮樂志、歌舞音樂略史）

コバカマ 小袴 袴の一種、形指貫に似たり、仕立指貫に同じ、素襖の下に着用す、犬追物などの時は、括をしめて、其上にむかばきを著す、室町時代は長袴の代りに用ひられたりと云ふ、後世横筋を織出したるを定例とすれども、當はなかりしと云ふ、色は人々の好による、小袴は普通無文なれども又紋付くる事もあり、榮花物語ゆふしでの卷に、殿は小袴きてみちのまゝにありかせ給ふ」とあるは武家の小袴とは別にて指貫を云へるなり、後世中袴なども稱せり（條々聞書、貞丈雜記、安齋隨筆）

ゴハク 五泊 聖武天皇の御宇天平中に、僧行基が、畿內より山陽南海西海の三道に通ずる航海の便を圖りて設けたる、檉生泊、韓泊、魚住泊、大輪田泊、河尻泊をいふ、泊とは、船の泊り場所の義にして、即ち港なり、而して三好淸行の意見封事に魚住泊の事を論じて、「弘仁之代、風浪侵齧、石頽沙漂、天長年中、右大臣淸原眞人奏議起請、遂以修復、承和之末、復已壞、至二于貞觀初一、東大寺僧賢和、修二菩薩行一、起二利他心一、貢レ石負レ鋪、壅レ力底レ功、云々」とあるを見れば、天然の港に人工を加へたるものにして、蓋し築港事業たりしを知るべき也、相互間の行程各々一日行と爲す（一）檉生泊は、播磨國揖西郡に在り、今の室津是なり、西海、南海に通ずる要津にして、西國上下の舟皆此處に泊せざるはなし、其形勢たる、灣深く陸に入りて室の如く、船六七十を泊するに足る（二）韓泊また播磨國に在れども、所在詳かならず、蓋し加古川の口高砂の泊の邊なるべし（三）魚住泊は、同國明石郡西島村に在り、築造以來數々風波の侵す所となり、弘仁中石壞れて沙漂ふ、天長中右大臣淸原眞人奏請して之を修復せしに、承和の末に壐りてまた壞る、貞觀中僧賢和獨力修理する處ありしと雖も、未だ成らずして卒し、延喜中、三善淸行、其意見封事に於て修造の事を建議したれども、用ひられず、尋で廢絕に歸したり（四）大輪田泊は、攝津國莬原郡宇治に在り、今八部郡に屬す、按ずるに輪田泊は、其區域廣く、一部分の名稱にはあらざるに似たり、即ち神戶兵庫附近一帶の地を稱するものゝごとく、攝津名所圖會、攝津群談、播磨名所巡覽圖會等みな此說に從へり、輪田また和田に作る、此泊は、古來より海路入京の要津にして、朝廷屢々修造を加へ、又制令を發して、續作の法を立て、或は造大輪田船瀨使を任ずるあり、平淸盛の時築島成就して、今の如く衣門となれり（「ヒヤウゴ」參看）（五）河尻泊は、攝津國河邊郡に在りて、即ち淀河尻なり、京都より西海に赴く船は、必ず此處に泊す、頗る要津たり（五泊考）

コハクオリ 琥珀織 【名義】絹布の一種、織製、七子（ナナコ）に似て光澤（ツヤ）あり、「唐チヤウ」ともいふ【沿革】天和年間、京都の職工外邦の製に倣ひ、始めて製す、既にしてまた紋琥珀織を製す、琥珀の中に經緯にして甚だ精巧なる者あり、是を茶守（チヤウ）といふ、文化年間上野國桐生の職工之を製す（工藝志料）

コハシヤウゾク 强裝束 衣裳に糊を强くして、着用の時折目正しく、かどある樣にするをいふ、强製（ハワクセイ）の條參看（安齋隨筆）

コハズガハ 小筈革 弓の小筈に附する韋、貞丈雜記に、弓矢百問答に云く、小筈革之事、廣サ四分長サ一寸五分、一方は蛇の頭の如し、一方は尾の如し、先の方を五分程折りて本弭に入れて、尾を筈の方へひかせ、糸にて結ぶ、弓を引けば蛇の頭の物に向ふが如し、弓の本形は蛇なり、是れを見て惡鬼も恐るゝなり、されば筈皮をたてぬ弓にては、大事の物を不レ可レ射、筈皮の色は、黑皮と赤皮にて重ぬべし云々、小弭革如レ圖、

或は右の皮の頭に眼鼻の形など付け、龍の如くにこしらへてしぼり、彌皮などゝ名付け祕傳事とする說も有り、是れは小筈革に付きて又一風替へたる物なり、弭革と云ふ物上古は無レ之物なり、本弭の磨れ損ぜぬ爲に鋑なかけ置きたる物にてあるを、色々の說を作りたるなり、何の由來もなき物なり、惡鬼も恐るゝなどゝ云ふ事笑ふべし云々」と見えたり、

コハダノハカ 巨幡墓 桓武天皇の皇子伊豫親王の墓、山城國紀伊郡堀內村大字六地藏に在り（陵墓一覽）○兆域東一町西一町、南二町五段、北三町、守丁一人（延喜式）

コハチエフノクルマ 小八葉車 【名義】【沿革】牛車の一、車箱に八葉の小紋あるものを云ふ、辨、少納言、外記、史、廷尉、彈正弼等四位五位の殿上人、及び地下の諸大夫並に騎除隨道の人、僧侶の有識、非職等皆之に乘用す、門室有職抄に、親王御物見小八葉常事也」とあれば、法親王は小八葉の物見ある車（普通の小八葉には長物見なし）に乘御せられたるなり【構造】箱は網代に、棟は青地、黄の小八葉紋を片棟に六ツヅヽ、左右合せて十二、同下に入ツヅヽ、左右合せて十六、袖表に左右前後各入ツを附く、此外簾（靑簾、四緒）疊（小文引疊）（繧繝縁）簀（黑）遣繩（小八葉）等なり、但し家によりて小異あり、牛車（ギッシャ）の挿圖二を見るべし（門室有職抄、餝抄、海人藻芥、輿車圖考）

ゴハナゾノテンワウ 後花園天皇 【名號】御名は彥仁（ヒコヒト）、法諱圓滿智、初め後文德院と諡し後に後花園院と改む【系譜】崇光天皇の曾孫、後崇光院第一皇子、御母敷政門院源幸子、第百二代の天皇【事蹟】應永二十六年六月十七日御降誕、正長元年七月後小松天皇の御猶子と爲り、踐祚、立太子並に立親王のことなし、永享元年十二月廿七日即位、寬正五年七月位を成仁に讓る、在位三十六年、改元すること八、應仁元年八月兵革に依りて主上を伴ひ左大臣室町第に臨幸、文明二年十二月二十七日室町亭に崩ず、御壽五十二、丹波國北桑田郡山國村大字井戶後山國陵に葬る、天皇在位中災異屢々臻り、兵革此に起る、民大亂に罹り餓莩巷に盈つ、公卿離散し、文敎蕩く廢絕す、朝綱の衰微甚だし（看聞日記、皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽）

コハフゲン 古法眼 狩野元信（カノモトノブ）を見よ、

コバン 小判 【名義】金貨の一種、大判（オホバン）に對して、判金の小なるものをいふ【種類】金及び銀にて作る、然れど概ね金なり、其重量と形狀の大小とは、製作の年代に因りて異なれり、然れど形は楕圓形にして、縱二寸二分內外、橫一寸二分內外、重四匁二分內外とす【起原沿革】天正の頃より鑄造したるものゝ如きと雖も、其始詳かならず、江戶幕府に至り、其制定を見る、詳しくは各條を見よ【種類】甚だ多し、今其概略を左に示す、猶貨幣（クワヘイ）の揷

名稱	鑄造年代	名稱	鑄造年代
武藏小判	文祿四年	（以上正貨）	
駿河小判	同上	朝鮮小判	
慶長小判	慶長六年	小田原小判	
元祿小判	元祿八年	善光小判	
乾字小判	寶永七年	稻荷小判	
武藏小判	正德四年	平田小判	
享保小判	享保元年	赤西小判	
元文小判	元文元年	戶笹小判	
天保小判	天保八年	赤松小判	
安政小判	安政六年	名古屋小判	
新小判	萬延元年	正長小判	

伊藤小判
土佐小判
吉豆小判
但馬小判
津島小判
三浦小判
龜山小判
永小判
十二支小判
甲子小判
定字小判
十兩小判
無字小判

ヒルモ小判
駿藤小判
(以上各國金貨)
高氏小判
四ツ紋小判
南鐐一兩
小田原差小判
福吉小判
鶴千代小判
乙夏小判
秋田小判
鶴小判
(以上各國銀貨)

ゴバンイシ　御番醫師　江戸幕府の職名、家家の醫術を以て宿衛を爲す、表番醫師ともいふ、「オモテバンイシ」を見よ、

ゴバンイリ　御番入　江戸時代、小普請組より揀擇せられて、兩番、大番、新番、小十人、勘定衆、右筆等に補するをいふ(官制沿革略史)

ゴバンカタ　五番方　江戸幕府の時、五つの番士をさしていふ、卽ち大番、書院番、花畠番(小性組をいふ)、新番、小十人組是なり、詳しくは各條參看

ゴハンハジメ　御判始　「ハンハジメ」を見よ、

ゴハンミゲウリ　御判御敎書　室町幕府の時將軍の判形を捺したる御敎書を云ふ、杉原薄樣の牛切に調進す、猶御敎書(ミケウヨ)の條參看(丹州書札式、武家名目抄)

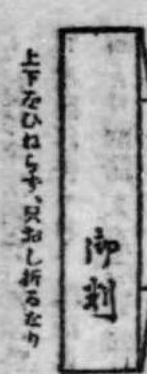

上下をひねらず、只折し折るなり

大覺寺宮當寺御登山云々、於レ奉レ補ニ彼宮一者、先帝勅裁之寺領事、不レ可レ有ニ相違一之狀如レ件、
建武三年八月二十五日　(花押)(足利尊氏)
神護寺衆徒御中

コバヤ　小早　船の一種、急行に用ふる小さき舟、櫓數三十挺以下十挺以上のものなりといふ、其製關船(セキブネ)の如くにして小且つ迅速なるを以てこの名あり、またその船に丹青を以て彩り畫けるものを伊達(ダテ)小早といふ(兵守徴船錄口義、工藝志料、海軍沿革)

コバヤカハウヂ　小早川氏　姓は平氏、上總介平朝臣高望五男、武藏大掾良文男、村岡次郎忠賴三男、山邊禪師房賴尊より出づ、賴尊の曾孫中村次郎宗平二男土肥次郎實平源賴朝創業の功臣たり、其曾孫小早川次郎衞尉景平、安藝國沼田郡沼田庄高山城主たり、因て沼田の小早川家と號す、景平の孫小早川備後守雅平、弟四郎政景に安藝の竹原の地を分與す、此を竹原の小早川家と稱す、政景の裔孫興景嗣子無きを以て、毛利元就の三男德壽丸を養子とし、小早川又四郎隆景と號す、其後又沼田の嫡家又鶴丸盲目なるを以て家督を讓る、依て兩家を合て隆景領知せしむ、隆景豐臣秀吉に仕へ、五大老の一人たり、始め伊豫國を賜ひ、後ち筑前國一國、並に肥後國の内二郡を與へらる、左衞門佐從四位下侍從となり、終に從三位に敍し、參議權中納言に任じ、淸華に加へらる、子無きを以て木下家定の五男辰之助秀秋を養子とし、筑前を讓り、隆景は備後國三原城に隱居す、慶長二年六月秀秋封を襲ぎ筑前守に任ず、後ち左衞門督從三位權中納言となる、故に金吾中納言と稱す、慶長五年九月美濃關ヶ原の役に養父隆景の素懷に背き、志を東軍に通じ、一旦利を獲ると雖も節義を失ふを以て遂に滅亡す、其子小早川又二郎隆友庶人となり、子孫安藝の日部に住す、明治十二年十二月祖先隆景の餘光を以て、勅して毛利元遠三男三郎をして家統を繼がしめ、小早川家を再興す、卽日華族に列せられ、三郎逝去の後、弟四郎をして繼かしめ男爵を授けらる(華族諸家傳、華族譜)

○賴尊—常遠—常宗—宗平—實平—遠平
—惟平—景平—茂平—正平—朝平—宣平
　　　　　　　└政景
—貞平—春平—則平—熙平—敬平—扶平
—興平—正平—(本姓平)隆景—秀秋(中絶)三郎—四郎
　　　　　　　　　　　└秀包

コバヤカハタカカゲ　小早川隆景　【名號】幼字德壽丸、通稱は又四郎、三原中納言と稱す、法名黃梅院泰雲紹閑【系統】毛利元就の三子、吉川元春の弟、小早川正平の後を承けて小早川氏を冒す【事蹟】天文十五年十月沼田高山城に入りて竹原の地を併せ保ち、中務少輔また左衞門佐と稱す、元就軍事ある每に、兄元春と共に先登す、嚮ふ處敵なし、世に兩川といひ兄弟竝び稱せらる、爾来父元就を助けて東西を經營し、元就の歿後、また姪輝元を輔佐す、毛利氏が山陰山陽の殆ど全部を合せ、更に九州の一部を略するを得たるは、其功與かりて多きに居る、天正十年豐臣秀吉、織田信長の命により、軍を率ゐて播備の地方を侵し、進んで高松城を圍むや、隆景、元春と輝元を擁して之を援け、相持していまだ戰はざるに當り、和成れるを以て兵を收めて歸る、これより深く秀吉と結び、以て毛利氏の社稷を保つ事を得たり、十三年豐臣秀長に從ひて南海を征し殊功あり、秀吉之を賞し伊豫國三十五萬石を賜ふ、翌年征

薩の師あるや、選ばれて元春と共に其先驅たり、役畢るの後封を轉じて筑前及び肥前筑後の二郡を領し、立花山城を治す、十六年輝元に從ひて京都に赴く、秀吉厚遇し桐記號と姓豐臣とを授け、從五位下に敍し侍從に任ず、尋で從四位下に進す、此年名島城を築きて徙り、十八年更に三原に築き、沼田高山城を廢す、此年小田原征討の師起る、隆景秀吉に從ひて東下し、帷幕に參して畫策する處頗る多し、十九年秀吉の姪秀秋を養うて嗣と爲す、蓋し此時に當り輝元、隆景共に嗣なし、而して秀吉、秀秋をして輝元の後を承けしむるの意あり、隆景之を聞いて宗家を奪はれん事を恐れ、自ら進んで秀秋を請ひ、其嗣たらしめしなり、文祿元年七月參議に超任す、二月征韓の諸將皆發す、隆景亦師一萬を率ゐて海に航して各處に轉戰し、二年明將李如松と碧蹄館に戰うて大にこれを破り、又晋州の城を陷いる、其功により四年從三位に敍し權中納言に任じ、家を淸華に准ぜらる、尋で家

安藝佛通寺所藏(史料編纂掛蒐集)

を秀秋に讓りて三原城に退居し、世故を謝絶して優遊自適す、慶長二年六月薨ず、年六十五、隆景容貌秀麗、才智宏量にして資性沈毅英邁、最も軍略に長ず、秀吉之を敬重し、屢々引きて大政に參與せしめたり、

(隆景花押)

常にいふ隆景の才智小松内府に勝ると、其薨ずるに及んで嘆じて曰く、孤吾邦の鎭を失へりと、またよく信義を重んじ、苟も戲言なし、もし一度出せば、聊も變ずることなかりしといへり(藩翰譜、野史)

コバヤカハヒデアキ　小早川秀秋　【名號】幼字辰之助、金吾中納言と稱す、法名瑞雲院秀巖日詮【系統】木下家定の五子、後ち豐臣秀吉の北政所高臺夫人に養はれ、更に小早川隆景の養嗣子となる【事蹟】天正十九年隆景の嗣となり、十一月參議に任じ右衞門督を兼ね從四位下に敍す、而して高臺夫人の準子たるの故を以て權勢世を蓋ひ、時人呼んで金吾殿と稱す、侯伯相見ゆるに當り、儀殆ど君臣の禮に准じ、福島正則の如きと雖も席を俱にするを能はず、文祿元年六月權中納言に敍し、從三位に陞り左衞門督に轉ず、三年隆景の封を襲ふ、慶長二年二月征韓の役再び起るや、其元帥となり、黑田孝高之を輔く、從ふ所の諸侯四十二人、總軍十六萬三千餘人、五月二十二日大阪を發し、七月二日釜山城に入る、翌三年正月四日蔚山城に加藤淸正、淺野幸長等を援け手づから敵十三人を斬り大に明軍を破る、卽ち使を馳せて狀を秀吉に報ず、石田三成曰く、身一軍の元帥として深く敵陣に入る、輕忽の至りなりと、秀吉以て然りとし、敢て其功を賞せず、尋で三月十七日軍を留めて釜山を發し四月五日伏見城に入り秀吉に謁す、秀吉其擧動の輕忽なるを責め、封を越前に移さんとす、德川家康之を憐み、秀秋の爲めに秀吉に請う所あり、漸くにして本領を安堵することを得たり、秀秋これより深く家康を德とす、既にして秀吉薨じ、五年關ヶ原の戰起るに及び、秀秋陽に石田三成に與して松尾山に陣し、戰半ばなるの時俄に起つて大谷吉隆の陣を攻擊す、西軍之が爲に潰亂大敗す、其功により備前備中美作の地七十二萬石を賜ふ、翌年七月十八日二十三歲にして早世す、嗣なきを以て家絶ゆ(藩翰譜、野史)

(秀秋花押)

コバヤシイツサ　小林一茶　【名號】通稱彌太郎、始め菊明、竹阿等と號し、後ち一茶、また蘇因坊と改む俳諧寺と稱す【系統】信濃の農民彌五兵衞の子【事蹟】寶曆十三年信濃國上水内郡柏原驛に生る、幼より學を好み、始め中村新甫につきて讀書習字を學び、新甫死後、長月庵若翁に學ぶ、新甫、若翁共に俳諧を好めり、一茶が將來俳人として世に立つの基礎は、蓋し此際に造られしが如し、安永五年歲十四にして、繼母の爲めに家より逐はれ、尋で江戸に來り、或は儒家の奴僕となり、或は昌平黌の小使となりしが、寛政二年四月、其日庵素丸の門に入りて俳諧を學び出藍の譽あり、一茶天才瓢逸にして古式に泥まざるの故を以て、大に同門の徒に惡まれ、素丸殁して白芹の其後を享くるに及び、一派の規矩を過てりとして、遂に破門せらる、實に文化年間の事と爲す、寛政年間鄉里に歸り、俳諧を以て業とし、時

に與到れば、行李を整へ、四方に行脚す、文政十年十一月十九日歿す、年六十五、信濃柏原驛明專寺に葬る（ふる茶袋）

コビキチヤウカノ　木挽町狩野　狩野尙信の子孫、德川家光將軍賜ふ所の木挽町の邸に居るを以て世に稱していふ、狩野家（カノケ）を見よ、

コビグチ　鯉口　鞘の口の鐔と合ふ所を云ふ、楕圓形にて鯉の口に似たる故に名づく、又呑入と云ふ、淸く刀刃を納むるを以て云ふ（宗吾大雙紙、大內問答、武家名目抄）

コヒチリキ　小篳篥　篳篥（ヒチリキ）を見よ、

コビト　小人　江戸時代の職名、目付の下に屬して、走使に遣はるゝ卑役のものなり、高十五俵、一人扶持、役料同じからず、之を總べ掌るものを小人頭といふ、扶持八十俵なり○按ずるに小人の名は早く室町幕府の末より散見し、小者の別稱に用ひられたり、江戸時代に及びてはじめて職名となりしもののごとし（掌中大概順、武家名目抄）

コビトメツケ　小人目付　[職掌]江戸幕府の職名、目付の下に屬し、徒目付と同じく監察及び營中制規の事を掌り、又特に目見以下を糺察す、但し隱密の探偵をも擔當せり、高十五俵、一人扶持、八十五人あり、外に見習若干人あり、また別に西丸小人目付あり、定員二十五人とす[起原]詳かならず、寶永中より此名稱あり（官制沿革略史）

コビヤクコクフ　五百石夫　慶長十二年三月、駿府城修築のため、知行高五百石に一人の割合を以て、五畿、丹波、備中、近江、伊勢、美濃十國の人夫を課せしをいふ（慶長年錄、德川實紀）

コヒロヒチヤウ　小拾帳　檢地帳（ケンチチヤウ）を見よ、

コフ　國府　「コクフ」の音便、同條を見よ、

ゴフ　五府　左右兵衞府、左右衞士府、衞門府の總稱、衞府（エフ）參看、

ゴフカクサテンワウ　後深草天皇　「ノチノフカクサテンワウ」と訓む、同條を見よ、

ゴブギヤウ　五奉行　桃山時代の職員たる奉行職のもの五人をいふ、卽ち前田玄以、長束正盛、淺野長政、石田三成、增田長盛の五人なり、各人の條につきて詳しきことを知るべし、

ゴフクザシ　吳服尺　度の名、曲尺の一尺二寸に相當す、衣服を裁つに此尺を用ふるが故に名づく、此尺を作るに、鯨骨を以て作るが故に、鯨尺ともいふ、但し長さ異なれり、尺準考に、今之朝紳高倉藤公、自ㇾ古傳㆓吳服尺㆒以至ㇾ今、謂㆘進㆓主上御衣㆒者㆖卽此尺也、以㆘其用㆓海鯨骨㆒造㆖、故又名㆓鯨尺㆒、俗間弁陋、以㆘其尺八寸㆒恰當㆓大尺壹尺㆒、而猶餘㆓二寸㆒、不ㇾ知㆘其二寸之比大尺二寸五分㆖、故遂誤作㆓一尺二寸之度㆒、傳來既久、故後之作㆓令集解㆒者、妄名以爲㆓高麗尺㆒、而京商鐵商、名㆓一尺二寸五分之度㆒曰㆓鯨尺㆒、名㆓一尺二寸㆒者曰㆓吳服尺㆒（中略）今則除㆓京商㆒外、天下皆用㆓一尺二寸五分㆒者、而奸商之衒㆓鬻故衣敝裳㆒者、往々猶用㆓一尺二寸㆒者、以欺㆓貧窶愚庸之人㆒、可ㇾ歎也、俗間呼㆓是尺㆒曰㆓加治介尺㆒、加治介、俗語凍縮之義、言㆓衣凍而身縮㆒也、取以擬㆓大寶大尺㆒、極爲㆓絕倒㆒」といへり、「モノサシ」參看、

ゴフクドコロ　御服所　（一）內藏頭の管內に置き、女工を置き、天皇の御服を裁縫せしむる處をいふ（中右記）（二）院の御裝束の事を掌る處をいふ、「キンノゴフクドコロ」を見よ、此の御服の料所を御服料所とも御服領とも云へり、肥前國神崎庄の如き其一なり、

ゴフクノマ　吳服間　江戸時代、奥女中の職名、吳服の居間に詰め、常に將軍及び御臺所服裝の裁縫を主どる者をいふ、頭ありて取締を爲す（千代田城大奥）

ゴフクバシモン　吳服橋門　[所在]江戸城郭門の一、常盤橋門の南、鍛冶橋門の北に在り、吳服町へ出づる門なれば吳服橋と唱へ來れり（江戸記聞）といふ[起原沿革]寬永中江戸繪圖には、後藤橋といへり、かく稱せしは此門外に吳服師後藤の宅地あるより、私の呼名なるべし、萬治二年所々門普請の條に、吳服橋の名見ゆれば、昔より唱へしは明なり○門衞に、外樣柳之間大名二萬石限り參覲交代之衆一箇年勤仕、番士四人羽織袴著、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く（御府內備考、殿居囊）

ゴフクヒジリ　吳服聖　江戸時代、吳服を脊負ひ賣るものをいふ、舊幕府法令名目に、今のせり吳服といふものゝことなり、此來由に付ては喜多村信節なども委詳の說あれど、未得たりとしがたし、當代記云、天正九年八月十七日高野聖、方々にて搦捕上げ可ㇾ申旨被㆓仰出㆒云々、自ㇾ昔高野山聖、諸國へ下る時、我と宿取ることなし、於㆓路巷㆒宿かあく〳〵と呼る、心ある人は不ㇾ寄㆓上下㆒宿をかす、若宿なければ、其まゝ路頭に明す、信長今年聖殺害し給ふより此事なし、信長果給ふて後も是より已來如ㇾ元呼ることなし、只如㆓旅人㆒宿をとる、註に今は如㆓商人㆒衣類已下之物を持來て令㆓沽却㆒、少の坊をもちたる聖は黌をも不ㇾ持、馬上にて國を令㆓上下㆒、何も違㆓大師之掟㆒乎と見えたり、此に今といへるは、蓋し元和寬永の頃なるべし、當時高野聖の諸國を巡行して、衣類を賣りしより、吳服聖の稱起り、其の後は平人にて吳服を脊負ひ賣るものを尙吳服聖と呼びしなり」といへり、

コブサノシリガイ　小總鞦　馬具の名、連著の小さきを云ふ、「レンジヤクシリガイ」を見よ、

ゴフシミテンワウ　後伏見天皇　[名諱]諱は胤仁（タネヒト）、法諱初は理覺後ち行覺と改む[系統]伏見天皇の第一皇子、母は准三宮藤原經子、參議經氏の女なり、第九十三代の天皇[事蹟]正應元年三月御降誕、八月親王となり、二年四月皇太子に立つ、永仁六年七月御受禪、十月十三日太政官廳に卽位し給ふ、正安三年正月位を皇太子邦治親王に讓る、在位僅かに三年、蓋し大覺寺派の天位を望みしによるなり、二條宮小路殿に移り、新院と稱す、後醍醐天皇位に卽くに及び更に本院と稱す、花園天皇正和六年伏見上皇薙髮の後は、上皇專ら院政を行ふ、文保二年伏見上皇後宇多法皇と兩院十年迭立の約を結び、後二條天皇の皇子邦良親王を立つ、蓋し邦良の祖母は後深草天皇の女遊義門院なるを以て、持明院統を和げんとせしによるなり、然れども後伏見上皇は之を快とせず、元亨元年十月石淸水に祈りて、皇子量仁を皇太子となさんことを祈り、正中二年皇太子邦良薨ずるや、北條高時の力をかりて明年量仁を皇太子に立つ、同年皇太子の早く大統を承けんことを賀茂社に祈る、蓋し是れ後醍醐天皇の約に違ひ御讓位の意志なきを憤らせ給へるに依るなり、元弘元年後醍醐天皇笠置山に遷幸し給ふや、北條高時量仁親王を立て、光嚴天皇となす、上皇常盤井殿に居して院政を行ひ給ふ、三年三月赤松則村後醍醐天皇の詔を奉じて來り攻む、上皇光嚴天皇花園上皇を六波羅に徙して、諸方の兵を徵す、五月足利尊氏上京す、上皇大に悅ぶ、而るに尊氏却て後醍醐天皇の詔を奉じて六波羅を攻む、上皇大に驚き、圍を突き、近江伊吹太平護國寺に幸す、駐ること十八日京都に歸り、六月持明院に薙髮す、延元元年四月六日持明院に崩御、御壽四十九、嵯峨野に火葬し、骨を深草法華堂に安じ奉る、今山城國紀伊郡深草村に在る法華堂陵は是なり[著書]後伏見院御記、目錄によれば二十二卷ありたるが如し、現存するもの數卷に過ぎず（大日本史、大日本史料）

コブシン　小普請　江戸時代、祿高三千石以下の旗下御家人にして、非役なるものをいふ（三千石以上は寄合と稱す、「ヨリアヒ」の條參看）旗下を小普請支配、御家人を小普請組と唱へて之を區別したり、共に小普請組支配の下に屬す、而して小普請にまた二つあり、躑躅間にて、家督跡目被㆓仰付㆒を上下格と云ひ、頭の宅にて申渡書を渡すを、羽織格といふ、もと老人、又は幼年にして勤仕せざる者、營中其他に小普請ある時、奴隷に家人を添へて、役を助けしに起れり、然るに事故ありて、元祿二年以來は、百石二人の割にて、小判二兩を進らしむ、これを小普請金と云ふ、支配（統理者を云ふ）より組衆を選擧するは、先づ私邸に招きて、祖先の事業及び本人の藝術を尋問し、能不を觀察す、此を逢對と云ふ、而して才能により、之を選擧す、然れども率ね門地と家祿高とにより、大に出身の高低あり、兩番、大番、新番、小十人、勘定衆、右筆等に補するを初任とす、これを御番入と云ふ、又天文方、聖堂、測量方へ出役、遠國の公務に赴くもあり、享保四年六月、始めて八組とし、支配八人を置き、組中を統理し、訴訟請願を達せしむ（是より先は留守居にて管轄せしが、從來は二百石以上は支配、以下は留守居の管する處となり寬保三年六月より、二百石以下も小普請支配に屬せらる）老中の支配、三千石高、中之間詰とす、延享三年より、組每に組頭一人を置く、職祿三百俵二十人扶持とし、席次焼火間とす、又組每に世話役三人あり、五十俵三人扶持なり、慶應二年八月、これを廢し、組は海陸兩奉行に隸す（明良帶錄、德川盛世錄、官制沿革略史）

コブシンイシ　小普請醫師　江戸幕府の職名、小普請組の支配にて、醫術を修行するものをいふ、屋敷並に町方の病人に藥を與ふれば、療治帳とて病人の姓名、主人の名、町方は町名を認め、藥名を書し支配へ出す、是を支配方へ進達と成る（明良帶錄）

コブシンブギヤウ　小普請奉行　[職掌]江戸幕府の職名、營中の大奥、紅葉山の靈屋及び諸官舍、增上寺佛殿、濱殿等の營繕を掌る、又諸國の寺社の營繕を役する事もあり、元方拂方の二課ありて二人とす、從五位下に敍し、高二千石、若年寄の所管、席次中ノ間詰となす[職員]小普請方、八人（百俵高在職中十五人扶持）小普請方改役、四人、（諸事を監督す、百俵高十人扶持、席は納戸前廊下）改役下役、十七人（二人扶持）、吟味役、七人一切普請向の出來を見分し、又積り物を吟味し、總て入用筋改の省略を付ることを掌る、席次納戸前廊下、下役二十三人之に隸屬す、（七十俵高、五人扶持、主當の者は別に給料あり）假吟味役、十七人（五人扶持）、吟味手傳役、四人（三十俵三十人扶持、外に金を給す）手代組頭、七人（五十俵高、三人扶持）手代、四十七人（三十俵高、三人扶持）、手代出役、二十人（三十俵高、二人扶持）下役組頭、四人（在職中三人扶持）、下役、十人（二人扶持）、伊賀者組頭、三人（四人扶持）伊賀者十人（御抱場にて、三十俵三人扶持）、又小普請方大工棟梁あり[起原][沿革]貞享二年九月、始めて小普請奉行一人（後ち二人）を置き、小菅正武を以て之に充つ、當時小普請奉行組頭といふ、元祿二年始めて小普請方伊賀者を置

く、十四年三月改めて奉行となす、正德二年八月、廢職、五年五月始めて、小普請方伊賀者組頭を置く、享保二年十二月再び之を置く、文久二年六月に至て廢す（明良帶錄、吏徴、掌中大概順、官制沿革略史）

コフジヤウ 國府城 【所在】越中國射水郡、今の伏木町○今の勝興寺の地とす【起原沿革】壽永二年木曾義仲六動寺の國府に據ると源平盛衰記に見え、義經記に、文治三年に如意城如意渡といふことあり、其文に據れば、如意城はこの國府城、如意渡は六動寺渡とも見えたり、また貞治元年越中國人守護斯波高經の代官鹿草出羽に背き、信州の桃井直常を引て、越中の府中を攻めしこと太平記評判に記せり、又永正の初め上杉房能國府に在て國政を執ること、鎌倉九代記等に見ゆ、然れば此等の時猶國府たること明けし、天正の初めに神保氏春據城す、十二年より勝興寺を建立す、「ショウコウジ」參看（三州志）

ゴフツチヤウノホフ 五佛頂法 【名義】五佛頂即ち金輪佛頂、光聚佛頂、白傘蓋佛頂、高佛頂、勝佛頂を本尊として修法するを云ふ、息災ならんことを祈る法【起原】桓武天皇の御宇傳敎大師之を修し、我朝修法の濫觴なり（諸法要略記）

コブネヤク 小船役 江戸時代納税の一種、荷船にあらざる漁船作船に課したる役錢をいふ、諸國によりて異同あり（地方凡例錄）

ゴブノダイジヨウキヤウ 五部大乘經 大乘經の華嚴（總二十八部二百三十三卷）、方等（總三百六十三部一千一百三十三卷）、般若（總二十九部七百四十七卷）、法華（總十四部五十七卷）、涅槃（總十六部一百二十一卷）の五部をいふ（釋氏要覽）

コブミ 小文 中切の捻文を云ふ、貞丈雜記に、小文の事、鳥の子にても杉原にても、中切にして調へ、殘る中分を上卷に用ふるなり、杉原の時は文を書く分廣く、禮紙の分狹く切るべし、中分に切りては狀のたけ短くなる故なり、上卷になる方は、狹くても能きなり、捻り樣竪文の如し、隱密の狀は捻め糊を付くる」とあり、

コブミゴナイシヨ 小文御內書 「ゴナイシヨ」を見よ、

コブミミゲウソ 小文御敎書 小文にて書きし御敎書を云ふ、又內御內書とも云ふ（簡札記）

コフンエイ 虎賁衛 左右あり、兵衛府の改稱、天平寶字二年藤原仲麿の議によりて改む、同八年仲麿の歿後令制に復す（續紀）

コブンジガクハ 古文辭學派 經學の一派、荻生徂徠の主張したる學派にて、徂徠は常に古文辭を尙び、古文辭を解するにあらざれば、經書の眞旨を得る能はずとなし、而して窮理及び理氣の說は、聖人の敎になき所と爲して、大に程朱を斥け、併せて中江藤樹、伊藤仁齋などの道德說を以て、私心より揣摩せしものとなして之を駁す、門人太宰春臺等此說を相承けて學風海內を壓す（先哲叢談、問合早學問、九經談）

○徂徠
- 高野蘭亭
- 大內熊耳―松崎觀海―金谷玉川
- 太宰春臺―太宰微備
- 荻生道滿―荻生鳳鳴
- 服部南郭
  - 石島筑波―高葛波―石井鶴山
  - 服部仲英
  - 湯淺常山
  - 澤村琴所
  - 野村東皐
- 山縣周南

コベ 戶部 民部省の唐名、「ミンブシヤウ」を見よ、

コヘイ 胡瓶 胡國の酒瓶を云ふ、金銅を以て作り、或は陶器もあり、一に鳳瓶とも鳥瓶子とも云ふ、瓶の首を、鳳の頭に造りたる故なり、朝廷の節會に用ふ、大小の二種あり、大なるは人の丈程あり、小なるは一二尺なり、長秋記天永四年正月一日御元服の條に、東机置御器鳥頭瓶千一口、長一尺七寸許、以本作鳥頭形置之」と見え、延喜式造酒式諸節會供御酒器の條に、金銅胡瓶一口」と見えたり（江次第抄、安齋隨筆、建武年中行事詳解）

（調度圖所載）

コベツタウ 小別當 「ベツタウ」を見よ、

ゴボ 五墓 近衛（キンヱ）を見よ、

コホウ 孤峯 覺明（カクミヤウ）を見よ、

コホノミヤツコ 郡領 北山抄に郡領をよめり、「グンリヤウ」を見よ、

コホリ 郡 【名義】朝鮮語、白鳥博士は郡（Kopori）のKoは健牟羅の健、居拔の居に當る音にて大の義、poriは牟羅、拔、夫里等に當る音にて城邑の義にて、卽ち大城大邑の義なりと、又曰く郡は氷と語形全く同じきものにて、氷の一名はpiにて、piyu（冷）puyu（冬）等語源同じく、寒冷の義に基きて起れる言なり、然るに國語に凝結をKoporiと云ひ、氷と同じく此の動詞の名詞形なれば、凝結集合の義に出でたるもの丶如く、或は韓語の結合集團の義あるKoeul, Kolより出でしならんか」と、金澤博士は、コホリはコフレで、コは大の義を有するKeなり、三韓の古地名に忽音は城縣大村の意味も

り、忽はHor音はKorの音なるが、韓音のHは純然たる喉音なるを以て、Kと接したる音なれば兩者同一音にて、共にK'u-purの轉化なりと【起原沿革】孝德天皇大化二年始めて國郡の制を定め、郡を分て三等とし、四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里を小郡となし、郡毎に郡司を置く（「グンジ」の條參看）里は後の鄕に同じく五十戶を以て一里とす、蓋し戶口に依りて、郡の大小を定めしなり、大寶令の制、郡制を改めて五等とし、二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とす、和銅六年五月令して諸國郡鄕名は好字を著けしむ、大寶以後郡の建置頗る多きも煩しきを以て略す、天平十年國縣圖を上らしむ、醍醐天皇延喜式を撰するに及び、國郡名は二字を用ひ嘉名を取らしむ、玆に於て郡名は二字に定まれり、式に錄する所五百九十郡あり、其後久しく變更を見ず、和名抄に載する所五百九十二郡、僅に陸奧大沼、薩摩阿多の二郡を增すのみ、洞院公賢（南北朝時代）の著と稱する拾芥抄には、郡調少からざれども、增して六百五郡となる、室町時代戰國の比に至りては群雄各地に割據し、其割取したる所を以て私に郡を建て、和名抄錄する所の鄕名を郡名とするあり（鄕を以て郡とすることは、早く鎌倉時代の初期より見えたれども、最も盛なるは此の時代とす、假令ば上總國市原郡佐是鄕を佐是郡、眞野鄕を眞野郡、長柄郡長保鄕を長保郡と稱せしが如し）或は庄名の下に郡名を揭げしものあり、名稱最も亂る、天正十九年豐臣秀吉諸國に命じて、日本郡里の圖を進めしめ、尋で檢田を行ひ、田制を改め、國郡の石數を錄上し、諸侯を封ずるに石高を以てし、庄鄕の庄を廢して郡を以て直に村を統べしむ、玆に於て大に境界を改め、郡

名を正す、然れども庄鄕消滅の後を受け、其實を失ふもの少なからず、正保元年十二月令して、諸國の田畝を檢し、石高を錄上せしめ、始めて國郡圖を制せしむ、之を正保圖と云ふ、然れども大概豐臣氏の舊に依る、寬文四年三月新に領地目錄を頒ち、郡名復舊の命を下したれども、却て其地を異にし（安房の安北郡を高宮に、佐東郡を沼田に改めしが如し）又は謬を襲ぎて改めざるもの多かりき、元祿十五年十一月再び檢田して國郡圖を調進せしむ、明和元年青木敦書郡名考を著はし、六百三十一郡を錄せり、天保中幕府令して亦鄕帳を調進せしむ、郡數郡名考に同じ、明治維新の時も郡數は舊に依れり、二年八月蝦夷を北海道と稱し、八十六郡を置き、八年五月露西亞と約し、樺太を得撫群島と交換し、之を千島に屬し、三郡を置く、玆に於て七百二十郡となる、十一年郡區の制を定め、十三年一郡を分て三四郡となす、玆に於て北海道を除き、六百三十一郡を七百九郡となす、二十八年大に分合廢置を行ひ、尋て亦變改する所あり、琉球の五郡、北海道の八十賀郡を加へ五百三十三郡となれり、猶郡の各條、及び、各國毎に載を附したれば、就て見るべし、又縣（ケン）の條參看（國郡沿革考、郡名異同一覽、法令全書、史學雜誌）

コホリ 氷 襲の色目の名、藻鹽草には、表は鳥子色にて、裏は白のすこしうるみたるものなりと、胡曹抄、四三條裝束抄には、表は白のみがきにて、裏は白なるものなりともいへり、襲の色目の揷圖參看、

コボリウヂ 小堀氏 姓は藤原、其出處詳かならず、光道の時近江國坂田郡小堀村に居住せるを以て氏を小堀と稱す、光道六代の孫正次、豐臣秀長に屬して戰功あり、後ち五千石を領す、關ヶ原の戰、德川家康に與し、功によりて一萬石を賜ひ、備中松山城に治す、其子遠江守政一、始め秀吉に仕へ、後ち家康に屬し、近江國一萬二千石を賜ひ、淺井郡小峰に治す、元和九年伏見奉行職となる、茶道の名流として、又書畫古器の鑒定家として有名なりし宗甫これなり、其六代の孫和泉守政方また伏見奉行となりしも、天明八年五月罪ありて封を除かる（藩翰譜、武鑑、德川加除封錄）

○光道―善光―直隆―直房―正房―正次
政一（正一）―正之―政恆―政房―政峰―政方
正保―正和

ゴホリカハテンワウ 後堀河天皇 【名號】御名は茂仁【系統】高倉天皇の孫、後高倉院天皇（守貞親王）の第三皇子、御母北白河院藤原陳子、第八十六代の天皇【事蹟】建曆二年二月十八日御降誕、承久三年七月、北條義時、仲恭天皇を廢したるの後迎へて之を立つ、御年十歲、位に在ること十一年、改元するもの六、貞永元年十月、位を四條天皇に讓り、文曆元年八月六日崩ず、御壽二十三、京都市下京區熊野町觀音寺陵に葬る、天皇容姿詳雅、喜怒色に見はれず、資性寬仁、政事苛酷ならず、頗る文藻あり、學を好み每に儒臣を召し論談ありといふ（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

コホリノツカサ 郡司 「グンジ」を見よ、

コホリノミヤツコ 大領 郡司の一、「グ[illegible]ダ」を見よ、

コホリブギヤウ 郡奉行 武家の職名、又は郡代、大代官の稱あり、「グンダイ」「ダイクワン」の條を見よ、

コボリマサカズ 小堀政一 【名號】幼字

新助、大有、宗甫、孤篷菴、轉合庵と號す、遠江守たるを以て、世に小堀遠州と稱す【系統】正次の子【[illegible]】近江の人、始め豐臣秀吉の弟秀長に屬し、秀長の歿後秀吉の家人となる、關ヶ原の戰役徳川家康に召され、遠江國に於て二千石を領す、元和九年伏見奉行となり、職に在る事二十餘年、正保四年二月六日卒す、年六十九、

東京横井時冬氏所藏（史料編纂掛蒐集）

（政一花押）

政一茶道を古田織部正重能に學びて其法を熟得し、茶式百ヶ條を受け、風流一世に冠たり、而して遠州流の祖となる、兼ねて和歌及び畫を善くし、人物草花皆瀟洒なることを寫す、また器物を鑒定する事出藍の譽あり（藩翰譜、扶桑名畫傳、野史）

コホリヤマジヤウ　郡山城　【所在】大和國生駒郡郡山町【起原沿革】始め小田切春次之を築き、天正十三年豐臣秀吉の弟秀長更に築城す、秀長の子秀俊嗣ぎ、文祿四年絶家、増田長盛入城、封二十萬石を食む、慶長五年の亂後徳川氏之を收む、元和元年大阪勢之を略取せしが、平亂後水野勝成入城、同五年松平清匡、寛永十六年本多政勝、子政長に傳ふ、延寶七年本多忠英、五世に傳ふ、享保九年柳澤吉里入封、爾後子孫世襲して明治維新に至る、食封十五萬石、同初年城を毀つ（和州舊跡幽考、主圖合結記）

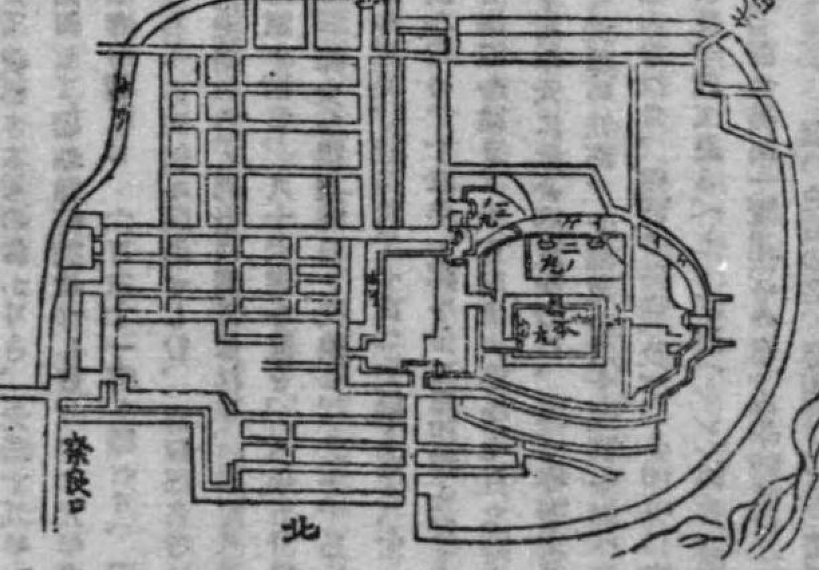

コホリヤマジヤウ　郡山城　【所在】安藝國高田郡吉田町の北○本丸、二之丸、三之丸、姫丸、一位の壇等備る【起原】建武二年毛利時親此に築き、子孫相次ぎ吉田庄の地頭たり【沿革】大永三年毛利元就、多治比猿掛より郡山に入り、中國を平定し、兵威盛大四隣を壓倒す、因て郡山全山を城郭と爲す、其孫輝元の時、天正十八年城狹隘なるを患ひ、廣島に移り、郡山城を廢す（藝藩通志）

コボレモノ　散者　ちり〴〵になりて臆道などを退く敵をいふ（鈴錄）

コマ　小間　江戸時代、府內に課したる役の名、間小間（キキコマ）、公役小間（クヤクコマ）等の名あり、各條を見よ、

コマ　高勾麗　【[illegible]】三韓の一國にて古朝鮮の地なり、コマは朝鮮語にて、コは形容詞大の義、マはマル、ムルとも云ひて、高勾麗にて城の義、大城即ち都の義なりと云ふ、故に高勾麗は正くはコマル又はコマなるが、何時か其元音を忘却して、「コクリ」と訓ませ、又勾を去りて專ら高麗と書き「コーリ」若くは「コーライ」と讀ませたるより、西洋諸國にても、この讀方に從ひて、朝鮮國を「コレア」又は「コーレー」と呼ぶに至れり、我が國史に狛と書きて、コマと訓するを常とす、是よりコマの名は、兎角獸類を連想して、益々其本義と相離るゝに至れり、狛は貊の略字、高勾麗は貊種なればかくは書せしならん【起原】我紀元六百二十四年、高勾麗の始祖朱蒙立つ、其北に國あり、扶餘と云ふ、扶餘王金蛙の子、骨表奇偉、年甫めて七歳にして、自ら弓矢を作りて之を射るに發して中らざるなし、扶餘の俗、善く射るを謂て朱蒙（スム）と云ふ、故に之に名づく（朱蒙、又鄒牟と書す）兄弟其材能を忌みて、之を殺さんとす、朱蒙禍を恐れて東南に走り、卒本扶餘（平安道成川府、或云、卒本扶餘は、今の朝鮮の地に非ずして、鴨綠江の西に在る

べしと、卒本又忽本に作る）に至り沸流水上に都を定め、國を高勾麗と號し、高を以て氏とす、四方來り附く者頗多し、朱蒙沸流水に菜葉の流れ下るを見て人の上流に居るを知り、往て之を尋ぬるに、果して國あり、沸流と云ふ、其王松讓を見て藝を較べ、遂に之を降せり、又城郭宮室を營み、靺鞨（滿洲吉林省、及び盛京省東境）の侵さんことを患ひて、之を擯斥し、荇人北沃沮を伐て之を滅ぼす、瑠璃王の時、鮮卑（內蒙古科爾沁（コルチン）南境）を降し、梁貊を滅ぼす、漢の王莽、高勾麗をして、匈奴を伐たしむ、王命に從はず、嚴尤を遣して來り擊たしむ、王尙從はず、却りて漢の邊地を侵すこと益甚し、大武神王に至りて、扶餘と戰ひて、其王を殺し、蓋馬、勾茶、樂浪を取りて、彊域を拓き、勢最強盛なりしが其末に至りて、漢の光武、兵を遣し樂浪を伐ちて、其地を取りて郡縣とし、薩水（平安道淸川江）以南は、漢に屬したり、再傳して慕本王に至り、暴戾不仁にして、國事を恤へず、其臣杜魯の爲めに弑せらる、太子翊、不肖なるを以て、國人瑠璃王の孫宮を迎へ立つ、之を太祖王と號す、出でゝ東沃沮、濊貊、朱那等を略し、又屢々濊、貊、馬韓、鮮卑と與に漢を侵し、玄菟遼東を攻め、其勢頗盛なり、深く弟遂成を信任して、威福を擅にせしむ、遂成、陰に異心あり、王在位九十四年にして、遂に位を遂成に傳ふ、王者の禪位此に始る、遂成の立つや、右輔高福章及び太祖王の子を殺し、頗る兇逆なり、明臨答夫民の忍びざるに因りて之を弑す、左輔菸支留、群臣と議して、王の弟伯固を迎へ立つ、之を新大王と曰ふ、答夫を以て國相とす、王の子故國川王は、處士乙巴素を聘して國相とし、且其擧ぐる者晏留を賞せしが如きは、最盛世の事なりとす、又田獵に因りて、民の窮するを見て、其衣食を給し、遂に賑貸の法を立て頗る英

明の主なりしが、其薨ずるや、王后于氏祕して喪を發せず、王の弟發岐の第に往き、其位を嗣がんことを勸む、發岐從はず、又其弟延優の家に奔る、延優迎へ入れて之に飮ましむ、后遂に延優を宮に入れ、遺命を矯めて之を立つ、卽ち山上王なり、發岐師を起して延優を討つ、克たずして死す、東川王の時魏と戰ひ敗れ、城を平壤に築きて都を移せり、西川王に至り、肅愼（滿洲吉林省）來り寇す、王其弟達賈をして之を伐たしめ、酋長を殺す、因て達賈を封じて安國君とし、諸部震慴せり、子烽上王立ちて、叔父達固及び弟咄固を殺す、時に年穀登らず、黎民所を失ふも顧みず、大に宮室を修め、人民役に困みて流亡す、群臣諫れども聽かず、國相倉助利之を廢す、王自ら經れて死す、助利咄固の子乙弗害を民間に迎へて立つ、是を美川王とす、王薨じて故國原王位を繼ぐ、王の末年（我紀元千二十九年）に至りて、始めて百濟を侵し、百濟の近肖古王も、亦精兵を出して之と戰ひ、故國原王終に流矢に中りて薨ず、是より後兩國怨を結び、互に兵を出して侵伐し、廣開土王は、躬ら水軍を帥ゐて、百濟の諸城を攻め陷る、是より五十餘年間、兩國の戰爭なかりしと雖も、其怨は尙解けず、百濟の蓋鹵王、使を魏に遣して高勾麗を伐んことを乞ふ、魏從はず、又高勾麗の長壽王は、浮屠道琳をして百濟に往き、其王に勸めて、宮室樓閣を壯麗にし、妄に不急の土木を興さしめ、倉庾虛く人民窮し、國勢甚だ危きに及びて、自ら將として之を攻め、七日にして其城を拔き、王を殺す、蓋鹵王の子文周立ちて都を熊津（忠淸道公州）に徙す、其臣解仇、權を擅にし王を弑す、子三斤立つ、解仇を殺す、東城王に及びて益微弱、兩國の兵爭も亦絕えたりしが、一たび新羅を救ひて高勾麗と戰ひしより、文

咨王亦來り侵せり、然れども東城王は臨流閣を起し、又池を穿ち園を置き、諫者を拒ぎしを以て、終に其臣苩加の爲めに弑せらる、子武寧立ちて、苩加を討ちて之を誅せり、是より聖王の時に至りて、高勾麗の文咨、安藏、陽原の諸王と戰ひしが、聖王新羅と兵を合せて高勾麗を伐たんことを謀れども、新羅の眞興王從はず、反りて高勾麗に通ぜしかば、聖王怒りて新羅を侵し、大に敗れて終に擊殺せらる、隋の文帝の時に當りて、高勾麗の嬰陽王、靺鞨の衆を率ゐて遼西（滿洲盛京省西境）を侵す、文帝怒り、漢王諒等をして之を伐たしむ、偶水潦に値ひ餽轉繼がず、又疾疫あり、遂に師を還す、王も亦懼れて罪を謝し之と和す、二十三年（隋大業八年）に至り、文帝の子煬帝、親ら六師を總べ、二十四軍に命じ、三十萬五千の兵を發して之を討ず、大敗して還る、明年に至り、煬帝再び師を興して遼東城を攻むれども、二十餘日にして拔けず、會々楊玄感黎陽（支那河南省衞輝府濬縣）に反す、報遼東に至る、煬帝遂に軍を引きて還る、嬰陽王薨じて異母弟榮留王立つ、是時隋亡びて唐之に代りしに因りて、使を遣して和親を結ぶ、末年に至り、唐の太宗陰に之を取るの心あり、已にして泉蓋蘇文、王を弑して、王の姪藏を立つ、是を寶藏王とす、寶藏王三年（唐貞觀十八年）唐太宗自ら將として諸軍を指揮し新羅、百濟、奚（內蒙古東南境）契丹に命じて之を擊たしむ、遼東道行軍大總管李世勣、副大總管江夏王道宗、進みて遼水を渡り、蓋牟（滿洲盛京省蓋平縣）を拔きて蓋州とす、平壤道行軍大總管張亮は、舟師を率ゐて、東萊（支那山東省萊州）より海を濟りて、卑沙城（滿洲盛京省海城縣）を襲ひて之を陷る、太宗亦自ら進みて遼東白巖（滿洲盛京省遼陽州）の二城を拔きて州と爲し、更に轉じて安市（滿洲盛京省遼

平壤)を攻む、之を拔く能はず空く師を班す、太宗再征を企てしも、崩じて其意を果さず、唐の高宗、既に百濟を滅ぼし、高勾麗寶藏王二十年(唐龍朔三年)又契苾何力蘇定方等を行軍大總管とし、高勾麗を伐たしむ、新羅の兵之に會し、軍糧を平壤に輸す、然れども風雪寒沍して人馬疲憊するを以て唐兵を引きて還る、二十五年(唐乾封元年)泉蓋蘇文死し、其子男生代る、弟男建之と權を爭ひ、男生遂に國內城に據りて唐に降る、唐之に官職を授けて郷導と爲し、又李勣を以て行軍大總管とし、新羅王及び劉仁願等に命じて、勣が節度を受けしむ、勣進みて扶餘、大行の柵に至る、麗人拒ぎ戰ふ、勣之を敗り、遂に平壤城を圍むこと月餘、王力支へず、男產を遣して降る、勣之を以て還る、唐乃ち王を赦し、男建を黔州(支那四川省酉陽州彭水縣)に流し、安東都護府を平壤に置き、薛仁貴を以て都護とし、五部、百七十六城、六十九萬餘戶を分ちて、九都督府四十二州百縣とし、都護府之を統べ、高勾麗將帥の功ある者を擢んで丶、都督刺史縣令として、之を治む、始祖東明王より是に至りて、凡二十八王七百五年、實に我紀元一千三百二十八年とす、其後唐高藏に開府儀同三司遼東都督を授け朝鮮王に封じ、又其子孫をも封じたりしが、部民漸く分散して、高氏は遂に亡びたり【交通】支那に次ぎて其關係最も多きは日本なり、高勾麗廣開土王の時に當りて、日本は新羅百濟を破りしに因て、王は之を救ひて與に戰ふ(日本紀應神天皇七年に、高麗人をして韓人の池を作らしむと云へるは、是時の俘虜なるべし)長壽王の時使を遣すと雖も、日本其表文の無禮なるを以て納れず、其後遂に使聘を通じ、或は僧徒をして入朝せしむ、寶藏王の時(我孝德天皇の朝)に至りて、朝貢最も屢々なり、然れども其國北方に在りて、日本を距ること遠ければ、關係も亦自ら少なくして、百濟新羅の頻繁なるが如きには至らざりき、今高勾麗世系を示せば左の如し(朝鮮史)

- 東明王朱蒙(在位十八)一代 ― 瑠璃明王類利(三六)二代
  - 大武神王無恤(二六)三代
    - 慕本王解憂(五)五代
  - 閔中王解邑朱(四)四代
  - 再思
    - 太祖王宮(九三)六代
    - 次大王遂成(十九)七代
    - 新大王伯固(十四)八代
      - 故國川王男武(十八)九代
      - 山上王延優(三十)十代 ― 東川王憂位居(二二)十一代 ― 中川王然弗(二三)十二代 ― 西川王藥盧(二二)十三代
        - 烽上王相夫(八)十四代
        - 咄固 ― 美川王乙弗(三一)十五代 ― 故國原王釗(四十)十六代
          - 小獸林王丘夫(十三)十七代
          - 故國壤王伊連(七)十八代 ― 廣開土王談德(二二)十九代 ― 長壽王臣璉(七八)二十代 ― 助多 ― 文咨王羅雲(二八)二十一代
            - 安藏王興安(十二)二十二代
            - 安原王寶延(十四)二十三代 ― 陽原王平成(十四)二十四代 ― 平原王陽成(三一)二十五代
              - 嬰陽王元(二八)二十六代
              - 榮留王建武(二四)二十七代
              - 大陽 ― 寶藏王臧(二七)二十八代

ゴマイカブト 五枚兜 鉢付の板の五枚ある兜を云ふ(「カブト」參看)、保元物語白河殿夜討條に、黑革威の鎧に、同けの五まい甲をゐくびにき云云」、太平記關東大勢上洛條に、中にも長崎惡四郎左衞門尉は(中略)緋縅の鎧直垂に精好大口を張せ、紫下濃の鎧に、白星の五枚兜に入龍を金にて打てつけたるを猪頸に著なし云々」とあり、

コマイヌ 狛犬(高麗犬) 【名稱】高麗樂、壹越調廿四曲中の一、一名犬と稱す、小曲なり○序十三拍子、破十一拍子、急十四拍子、後世序破を改めて破急と謂ふ【起原沿革】作者傳來詳かならず、相撲の節に之を用ふ、又打毬の戲の時、右方之を以て勝負の樂と爲す、毬を取る每に亂聲を發す、舞ありしかど後世絕えたり(舞曲口傳、體樂志)

コマイヌ 狛犬 神社拜殿の兩傍に、石にて鑄踞せる獅子形を造り置きたるものをいふ、また淸涼殿內御簾几帳の鎭などに置きし鎭子(オモシ)もあり(「キチナカ」參看)狛犬につき數說あり、(一)神明憑談に、獅子狛犬の事、火酢芹命の故事にはあらず、隼人の事にて犬聲を奏し來るまで也、南殿にかげの狗とて繪にかゝれしは邪氣を避るのしるし也、又社前に置くは狻也、獅より猛し、唐の則天皇后之を造り萬物の鎭子になされしより、日本にても之を用ひたるなり云々」(二)四民本傳に、神前にあるは戶前の犬なり、コマへのへの字を略せるにて、是神戶の前の犬なればコマ犬といふ義なり、几帳の傍にも狛犬ある事は、犬は濕を知り仇をむくふ、鼻利して能氣を躁ぎ、よく家を守りて非常のものを內に入れず、正を守り邪を防ぐものなり」、(三)一說に、神功皇后三韓征伐し給ひし時、高麗に至り給へば、犬來りて先手をせしより軍旅すゝみて其功を遂げ給ひし故に、其形を作りて

高麗犬と名付け、神社の守護神となせり」と(四)倭訓栞に、狛犬其始め高麗より渡しける獅子の像なり、その獅子今東大寺の南門に在といへども、獅子と狛犬とは別なり、狛犬とよべるは其始め狛の國より來れる奸なり、或は之を狗人の義にとれるといへるも亦非也云々、狛犬は唐書にいふ犬舗の如し云々」、(五)宮重信義說に、今世神社の階下に獅子の形を石にて鐫り、居置く事あり、ふるくより此ならはし有たればこそ、兼好法師が徒然草に、丹波の大社にいきたる事書る所に、おまへなる獅子狛犬そむきてうしろさまにたちたり」と書り、再昌院の註に、神社に限らず、禁中にもあり、元日の節御卽位などに隼人此獅子こまのうしろにて、犬の聲をあげて君を守り侍る事延喜式に侍り、是日本紀にいへる火闌降命の苗裔なり、此故に神社のしゝこまいぬをたつるも、守護の心となるといへり、此說牽合して、狛犬と隼人を混じいへり、まにはあらず、隼人狗吠すると云によりて、たておかれたる獅子狛犬とひとつこと思へるなるべし、又白井宗因云、高麗犬は此犬也、其義見レ記、王室今尙有二銅犬一而諸社階除、置二獅子一者非也と、此說また獅子を以て犬に非ずとせり、ともにあたらずと云べし、正親町公の仰に、狗犬は天子淸涼の御帳臺の緣にあり、畢竟文鎭也、火闌降犬人の事と云は非也、扨文鎭は猫でもよし、狗犬に限る事でもなし、それを神社の外に置く誤なるべし、天子にも階の本にはなきにて知るべしとのたまへり、榮花物語にも、宮の御まへ白き御よそほひにて、大床子に御くしあげておはしまし、御丁のそばのしゝこまの犬のかほつきもおそろしげなりとかけり、高近文云、宮中に每度屛風を立らるゝ事あり、其時にも屛風の下に置て動かざらしむる鎭子といふものあり、金銅の獅子也、門前に備ゐも鬪を排くとき、おのれと閉ざらしむるの鎭子也、但狛犬の名狀は、火闌降命に從ふといへども、其用は鎭子也といへり、是等の說にてよく聞えたり、隼人にかゝはりたる事にもあらず、又犬にもかぎらざる事と見ゆ」、と見えたり、以上數說の內、宮重信義の說はその當を得たるものの如し(狛犬考)

コマウヂ 高麗氏(狛、巨萬) 蕃別、朝臣姓、左京に貫す、高麗國王延成七世の孫延興王より出づ、天智天皇の時高麗唐の滅す所となる、延興の裔孫福德亂を避けて歸化し、武藏高麗郡に居る、姓背奈公を賜ふ、孫福信仕へて顯官となる、聖武天皇の時に公を改めて王と爲す、孝謙天皇の時同族六人に更に高麗朝臣を賜ふ」、其族に狛部宿禰、大狛連、狛連、狛首、狛造等の姓あり、狛部宿禰所系詳かならず、元明天皇の時、山背相樂郡女子狛部宿禰奈賣あり」、又古衆氏あり、蓋し此族なり、聖武天皇の時狛郡平理和久に姓古衆連を賜ふ」、大狛連二あり、並に河內に貫す、一は溢士福貴王に出で、一は伊利斯沙禮斯に出づ、天武天皇九年大狛造百枝王連を賜はる、元明天皇の時授刀舍人狛造千金大狛連を賜はる、淸和天皇の時僧安惠あり、大狛氏河內大縣郡の人狛連天武天皇の時、山背狛烏賊麻呂連を賜はる、狛首右京に貫す、系安岳上王に出づ、狛造山城に貫す、夫連王に出づ、狛氏の裔後世衞府官兼れて伶官たり、近衞天皇の時左近衞將監狛宿禰光時あり、光時高親光高より世々舞曲を傳ふ、最も唐樂を善くす、光時の子則康、是より先其業を墜てゝ主水正となる、源則遠の養子其氏を冒し、左兵衞少尉に任ず、玆に至り請ふて本姓に復し伶官たり(氏族志)

コマガク 高麗樂(狛樂) 【名稱】高麗國傳來の音樂をいふ、後には古く我國に傳來せし外國の樂を總稱す【曲名】新鳥蘇、古鳥蘇、進走禿、退走禿、王仁庭、狛鉾、敷手、貴德、綾切、崑崙八仙、長保樂、新靺鞨、胡德樂、納蘇利、蘇利古、林歌、蘇志摩利、地久、登天樂、白濱、延喜樂、胡蝶、仁和樂、退宿德、新宿德、埴破、石川、酣醉樂、頏徐、常雄樂、進蘇利古、狛龍等あり、就中新鳥蘇、古鳥蘇、進走禿、退走禿を高麗樂の四大曲とす【起原沿革】傳來の始め詳かならず、我國三韓との交通は既に神代より行はるゝを以て、古くより或は渡來せしものか、史に見えたるは、允恭天皇四十二年新羅王樂人及び樂器を貢したるを初めとなす、降りて欽明天皇十五年に百濟また樂人を貢し、二十年に吳樂を傳ふ、天武天皇十二年春正月、小懇田舞及び高麗百濟新羅三國の樂を庭中に奏し、高麗樂の名始めて見ゆ、體源抄に、昔推古天皇御時始めて高麗國より舞師樂師等渡る、其後大唐高麗共に奏す云々といへり、既に推古天皇の御宇に傳來せしものなるべしと雖も未だ詳かならす、文武天皇大寶令制定の時、雅樂寮中に、高麗、百濟、新羅の樂師各四人、樂生二十人を置き之を敎習せしむ、尙、雅樂(ガガク)、舞樂(ブガク)を參看すべし(歌舞品目、樂器考、歌舞音樂略史)

コマガクシ 高麗樂師 雅樂寮の役人、高麗

の業を教ふる事を掌る(令義解)

コマカタノジンジヤ　駒形神社　〔所在〕陸奥國(今陸中國)膽澤郡金ヶ崎村駒形山○現今國幣小社〔祭神〕駒形神(神社覈錄に、祭神詳かならずといへり)〔起原沿革〕文德天皇仁壽元年神階正五位下を授け、淸和天皇貞觀四年に從四位下に叙せらる、明治四年國幣社に列す(古事類苑神祇部)

コマキウイ　古滿休意　江戸の人、寛永十三年德川家光に召されて蒔繪師となる、古滿家の元祖なり、寛文三年九月二十九日歿す、子孫代々江戸將軍家の蒔繪師となる、其系統は左のごとし(工藝鏡)

○休意一代─久藏二─久藏三─久藏四─久藏五
─勘助六─六右衞門七─久藏八─源藏九
─淸兵衞十─淸兵衞十一
門人 巨滿巨柳─寬哉─寬哉
　　　　　　　　　└文哉
　　　　├大村玉山
　　　　└野村休哉

コマキゴテン　小牧御殿　小牧城(コマキジヤウ)を見よ、

コマキジヤウ　小牧城　〔所在〕尾張國春日井郡(今東春日井郡)小牧驛の西の山上に在り、一名飛車山と云ふ〔沿革〕弘治二年織田信長淸須より移て暫く居す、祖父物語に小牧越と云へるは此事なり、古城志に「乾の方にあり、四方三重堀西の方總構の塊あり」と見ゆ、城成りて祝儀の連歌百韻ありし時、紹巴あさあけの霞は柳さくらかな」を咏じて信長の意に叶はずして逃れしことあり、山麓の小牧、間々、西島、村中等其時の城下にて士農工の居なりしとぞ、永祿七年九月美濃國稻葉山に移住の後廢城となりしが、天正十二年豐臣秀吉織田信雄と隙あり、長久手に戰ふや、德川家康信雄を援けて秀吉を擊ち、大勝を得てより史上著名の地となる、故に寛永二年尾州侯瑞龍院其田地を厭ひ御殿を山下の町に創建し、小牧御殿と稱し、關東參勤の往復の宿所とし、又鷹狩などに休憩する假殿となす(尾張志、雍州府志、尾參寶鑑)

コマキノタタカヒ　小牧戰　〔所在〕尾張國春日井郡(今東春日井郡)小牧村〔起原〕豐臣秀吉、山崎の戰に於て、明智光秀を亡ぼしたる後、密に四海を統一して天下を掌握せんことを圖り、まづ織田信長の子信孝を殺し、尋で織田氏の宿將たりし柴田勝家、佐久間盛政等を平げ、瀧川一益、佐々成政等を降すに及び、更に信孝の兄なる信雄を除かんとし、利を以て其家老津川玄蕃允、岡田長門守、淺井田宮丸を誘ふ、信雄探知して大に怒り、遂に三臣を誅す、玆に於て秀吉は、信雄故なくして其良臣を殺したるを名として征討の軍を擧げたり、信雄卽ち援を德川家康に求めしかば、家康之を諾して兵を出し、遂に小牧の戰を見るに至れり〔經過〕天正十二年三月七日、家康一萬五千餘騎を率ゐて、居城遠州濱松を發し、十三日尾張淸須に著して信雄と會し、尋で陣を小牧山に移す、會々秀吉の部將池田信輝尾張犬山城を攻めて之を陷れ、更に女婿森長一と共に、柴田羽黑の附近を侵し火を民家に放つ、玆にて家康の部將榊原康政、奥平信昌、大須賀康高等兵を率ゐてこれを迎へ討ち大に之を破る、秀吉敗報を得て憤怒し、十二萬餘の大軍を具して大阪を發し、犬山城に著き、尋で樂田に移り、二重堀等の要害を構へて小牧山に對軍す、旣にして四月三日豐臣秀次は池田信輝、森長一、堀秀政等の諸將を率ゐ、二萬有餘の兵を別ち、樂田より東方の山に沿ひ、小牧山を右に望みて、篠木、柏木の地を襲ふ、家康之を探知し、大須賀康高、榊原康政、水野忠重、本多康重等に四千餘騎を授けて、本多廣孝の據りたる小幡城に入らしめ、尋で信雄と共に小牧を發す、信輝等は九日の早曉、丹羽氏重を諸和村なる岩村城に圍みて之を陷れ、堀秀政は愛知郡檜が根に、秀次は春日井郡白山林に陣して人馬を休むるに際し、本多忠勝、水野忠重等俄に起つて、秀次の營を截る、事不意に出で秀次防戰するに遑あらずして敗走す、卽ち勝に乘じて追擊し長久手に至る、玆に於て堀秀政は、敗軍を收め、信輝、長一と合んとしたりしが、長久手原の松原に家康信雄兵四千を率ゐて陣したるに會し、再び破られて退く、而して信輝長一は二町を距てゝ松山の原に屯し、軍を整へて勝敗を一時に決せんとす、時に井伊直政長久手の巽の方より出でゝ之に當り、諸將また來り會し、兩軍殊死して戰ひしと雖も長一はまづ流丸に當りて斃れ、信輝は永井直勝に、其子之助は安藤直次の爲めに討れ、秀次また敗れて樂田に走る、家康の兵追擊して首級を擧ぐること實に一萬餘級に及べり、秀吉樂田に在りて敗報をきゝ、汗馬に鞭ちて長久手に赴きしと雖も、家康旣に兵を收めて小幡に在りしを以て、其夜龍泉寺に宿し、翌日更に小幡を襲はんことを圖りしが、家康其機を察し信雄と共に小牧山の本營に移りしが故に、秀吉また兵を收めて樂田に歸れり〔結末〕秀吉は前途の成功を急ぎしが故に、永く家康と兵を構ふるの不利なるを察し、小牧長久手敗軍の後、幾干もなくして信雄と和し、更に家康に使して和を求めしかば、家康も和を希望せる際なりしを以て之を諾す、爾來家康の威名頗る高く、諸將亦密かに心を傾くるもの尠なからず、隱然として勢力を有し、他日覇業を爲すの基因を爲したり(家忠日記、德川實紀)

コマツジヤウ　小松城　〔所在〕加賀國能美郡小松町〔起原沿革〕享保四年一向宗徒の賊魁に、小松道秀と云者、北陸七國志に見ゆ、是れ古書に見えたる始めなり、爾後永祿五年朝倉義景明智光秀に、日本にての要害の地を問ふ時、加賀にては小松邊と答ふること明智記に見ゆ、然れど城のことをいはず、同七年九月義景出馬、本折小松城陷といふこと宗滴雜談に見ゆ、是れ城の字見えたる起原なり、世俗の口碑に古の小松の地は今の本折なりといふ、本城の起原詳かならず、或は云、此地篠のみ繁茂せるを、天正四年加賀の賊魁若林長門、之を芟拂て城を築く、此地園領たるを以て園の小松と名づくと、或は云、柴田勝家城に取立て德山某を置くと、八年織田信長、村上次郎右衞門義明に六萬六千石を賜ひ、此城を治せしむ、慶長二年堀秀政の子秀治、越後春日山に移る時、從うて越後本莊へ遷る、因て豐臣秀吉、丹羽長重を此に封ず、五年前田利長之を攻め陷いり、尋で所領と爲す、利長、同族對馬長種を小松城に置く、其子孫相繼ぎて守る、寛永十六年三世利常の養老城と爲す、萬治元年薨後、前田三左衞門直之を城代とす、延寶二年直之死し、前田長成之を繼ぐ、七年城番とし、是より毎年交承して之を守り、明治維新に至る(三州志)

コマツダニゴバウ　小松谷御坊　正林寺(シヤウリンジ)を見よ、

コマツチユウジヤウ　小松中將　平維盛(タヒラノコレモリ)を見よ、

コマツチユウナゴン　小松中納言　前田利常(マヘダトシツネ)を見よ、

コマツドノ　小松殿　山城國京都八條の北、堀河の西に在り、名勝志に、小松谷と云所なるべしといへり○平重盛の邸宅、又月輪殿の居所をもいふ、山槐記に、治承三年六月二十一日戊申、入道内府所惱獨重云々、法皇密々渝臨幸彼亭小松」と見え、黑谷上人傳に「月輪殿の御所を小松殿と云、上人小松殿の御室におはしましける」とあり、小松を多く植ゑたるを以て此の名ありと云ふ(山城名勝志)

コマツドノ　小松殿　山城國京都、大炊御門の北、町の東、今の丸太町の南、室町の西に當り、道場町といふ所なり、光孝天皇御降誕あらせられたる地、帝王編年記に、光孝天皇(中略)天長七年庚戌誕生于小松殿」神皇正統記に、此天皇一品式部卿嫁常陸太守と聞えしが、御年たかくして小松の宮にましましける」と記し、臥雲日件錄には、光孝天皇初隱居城中、今大炊道場遺跡也、門庭栽松、故曰小松天皇」と載せたり(山城名勝志)

コマツナイダイジン　小松内大臣　平重盛(タヒラノシゲモリ)を見よ、

コマツナイフ　小松内府　平重盛(タヒラノシゲモリ)を見よ、

コマツノミカド　小松帝　光孝天皇を稱す、「クワウカウテンワウ」を見よ、

コマツヒキ　小松引　子日遊(ネノヒノアソビ)を見よ、

コマツヤマノミサザキ　小松山陵　後田邑陵(ノチノタムラノミサザキ)を見よ、

コマツルギ　狛劔　柄長くして頭に輪のある劔をいふ(藻鹽草)

コマテウシキヨク　高麗調子曲　古鳥蘇(コトリソ)を見よ、

コマト　小的　射場の的の一種、小さき的を云ふ、本朝軍器考に、小的は定まれる事なし、徑り一尺二寸より下つかた、いかほどもあるべし、一緒を組み入んには、一尺二寸、一尺、八寸、六寸、五寸標て五ッ也と云ふ、輪がかむ樣は大的牛的などの式の如くにて、廻りには輪垣を輪がく、是古制を存せんが爲めなるべし、上と左右の下と、三所を串に挿て立つ、其徑の少しきなるに隨ひて、或は二所も、或は一所も挿べし、裏に文字かく事は古には無りし也、又射に射てまゐらすべき時に、輪がかむ樣も、大的の如し、但し檜垣あらん所に七五三の筋を引也云々」、長秋記大治四年十月二十六日弓場始の條に、案内云、無御射之時、懸小的云々」と見えたり、猶高忠聞書、岡本記、貞丈雜記等にも見えたれば就て見よ、

コマノコホリ　高麗郡　〔所在〕武藏國〔起原〕元正天皇靈龜二年五月、始めて之を置く、蓋し入間郡西の地なり〔沿革〕延喜式又高麗に作る、和名抄に上總(カムツフサ)等の鄕あり、明治二十九年入間郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

コマノコホリ　巨麻郡　〔所在〕甲斐國〔起原〕始めて延喜式に見えたり、風土記に、西限木賊川、東限小田谷、南限磐橋、北限妙壽寺」とあり〔沿革〕延喜式又巨麻に作る、和名抄に等力(トトロキ)逸見(ヘミ)栗原(クリハラ)青沼(アヲヌマ)眞衣(マキヌ)大井(オホヰ)市川(イチカハ)川合(カハヒ)餘戸等の鄕あり、後、青沼鄕の地、山梨郡に入る、拾芥抄巨摩に作り、以後之に從ふ、明治十三年五月分て三郡とす、北巨摩郡、中巨摩郡、南巨摩郡、卽ち之なり(諸國郡鄕考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

ゴマノハヒ　胡麻蠅　街道筋にて旅人の態を爲し、旅人をだまし物を盜む者を云ふ、俚諺集に、護摩の灰也、さるを無賴の徒に呼ものは、これもて人をだまして錢貨をむさぼりしより、いひ出たる成べ

し、南部にてよろ〳〵といふ、と見ゆ、

コマバノウヅラガリ　駒場野鶉狩　【名義】江戸幕府年中行事の一、毎年十月十一月の中吉日を撰で行はる、當日は番頭番士鷹匠は更なり、是に關る人々何れも華美に行粧し、番頭の支配によりて進退す、將軍は馬に乗り、若年寄以下近侍中奥の人々騎馬にて扈從し、一同立場にて馬試あり、終に狩場に至る、番頭番士等勢子を入れて鶉を狩出す、近侍の人々之に鷹を合すなり、一に小鷹狩とも云ふ、終て將軍は高處の休憩所にて番頭番士以下の馬術を上覽し、後ち一同に酒肴を賜ふ【起原沿革】三代將軍家光の頃より行はれたるも、未だ恒例の儀とならざりしが、八代將軍吉宗の時(享保中)諸隊の駈引演習の爲め且つは親しく田園を跋渉して農民勤苦の状を視察せんとの意にて、毎年行はるゝこととなりしより、爾來將軍家の定例となり、十三代將軍の時までは毎年行はれたりしが、十四代將軍以後は天下多事の爲めに遂に廢れたり(德川實紀、幕朝年中行事、風俗畫報)

コマバヤクエンアヅカリ　駒場藥園預　「ヤクエンアヅカリ」を見よ、

コマヒキ　駒牽　【名義】諸國の牧場より貢進せる御馬を、天皇の御覽ぜらるゝ儀、毎年八月行はる、十六日信濃國勅旨牧の馬十六疋を奉る、もと十五日なりしが朱雀院の御國忌に當るを以て十六日に改む、十七日は甲斐國穗坂の牧馬、二十日は武藏國小野の牧馬四十疋を奉る、其外秩父の馬二十疋、立野の馬十五疋毎年奉る、二十三日には信濃望月の馬二十疋、二十八日には上野の馬五十疋ひかる、また其駒を逢坂の關まで、官人迎に出づる事あり、駒迎へと稱す、「アフサカノセキ」參看【儀式】上卿陣座につき解文を奏す、事はてゝ公卿以下次第に御馬を給はる、馬のさしつなを取りて御前に進みて一拜して退出す、殘の御馬は引分の使にて院東宮等然るべき所々に給はるなり○鎌倉の末頃より諸國の駒牽絶えて、信濃望月ばかりは、後醍醐天皇の頃まで行はれし事建武年中行事に見えたり(九條年中行事、小野宮年中行事、江次第、年中行事祕抄、公事根源)

コマヒキゼニ　駒曳錢　錢貨の一種、人の駒曳きたる形を鑄造したるに因て名づく、古へ之を厭勝に用ひたると傳ふ、一文を常の錢十文に替る(強尻)

コマブエ　狛笛(高麗笛)　【名義】笛の一種、又伎樂笛、笛、高勾麗笛に作る、高麗の樂曲に之を用ふるが故に此名あり、音に越調呂、雙調呂、平調律の三音あり、而して高麗笛の壹越は唐笛より二律高し【構造】竹にて作る、長さ一尺二寸、徑は尾端に於て三分程なり、もと横笛の尻よりさしいれらるゝ程に小なりしが、今は大なり、孔は六口にて外に吹口一つあり、蟬及び樺皮を施し、背地紺を以て首を纏ろ【起原沿革】何時頃より傳はりしや詳かならず、允恭天皇の時樂人の貢入ありしをみれば、當時より傳はりたるか、白河天皇の時、既に絶えしを惜かれ公瀚を師として博定に傳へしめらる、との說あり○笛(フエ)の條及び、雅樂(ガガク)の挿圖參看(和名抄、樂家錄、體源抄)

コマボコ　狛鉾　【名義】高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一に執鉾舞と稱し、又花釣樂とも云へり、中曲○拍子二十二、舞者四人、番舞打毬樂【起原沿革】傳に高麗よりの朝貢船は、五色にいろどりたる棹を執て、船をやりて入津す、其操法に象どりて此舞を作ると云ふ、依て我國に於て神泉苑大井川等の池の面などにて、船遊びの時、龍頭鷁首の船頭に、童部の樂輪の裝束を着して棹を取りて舞ふも、これに依れるなり、舞樂(ブガク)の挿圖參看(體樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

コマムカヒ　駒迎　駒牽(コマヒキ)、逢坂關(アフサカノセキ)を見よ、

コマリヨウ　狛龍(高龍龍)　【名義】高麗樂、壹越調三十四曲中の一、小曲なり、或は中曲と稱す○破拍子十一、急拍子十二、舞者二人【起原沿革】作者傳來共に詳かならず、競馬、行幸の時、蘇芳菲と共に之を御輿の前にて奏す、舞ありしかど、後世絶えたり(樂曲口傳、禮樂志)

コマル　鈎丸　鷹を卷きてかくるカギを鈎といふ、鷹鈎丸といへば鷹の房をいふ、「コヲマロナ」といふべきなり、禁裏將軍家には紫を用ひ、平人は黃赤黑と三段に染めたるものを用ふ(貞丈雜記)

コマルジヤウ　小丸城　【所在】越前國今立郡五分一村、北方二町許の所に位す【起原沿革】天正三年織田信長、佐々成政を本郡に封ず、成政城を築き居て、本丸基東西二十五間、南北二十七間、高さ二丈五尺許、四方に堀あり、幅十間餘、土居高さ九尺許、櫓臺石土居の內辰巳の角に在り、同丑寅戌亥の方にも在り、大手口櫓臺同巳午の方に在り、總堀南方に四返、三方に二返、東西九十間餘、南北百八十間許あり、九年に至り越中富山へ移る、城遂に廢す(廢城考、越前國名蹟考)

コマルヤマジヤウ　小丸山城　【所在】能登國鹿島郡所口村、今の七尾町【起原】天正十年前田利家七尾の舊城を此地に移す【沿革】天正十一年利家金澤へ遷りてより、前田安勝、及び其男良繼、高畠定吉、中川光重をして守らしむ、慶長四年利政に鹿島

羽咋二郡を分與し、此城に居らしむ、五年利政除封、利長に附せしむ、因て又長繼をして守らしむ、寛永十六年に至りて廢城となる(三州志)

コミ　込　刀の莖を云ふ、中込(中心)とも云ふ、柄の中に差込る故に名づく、ナカゴとも云ふ、ナカゴミの略なり(武家名目抄)

コミカドノジンジヤ　小御門神社　【所在】下總國香取郡小御門村名古屋○別格官幣社【祭神】藤原師賢(「クワザンキンモロカタ」參看)【起原沿革】初め此地に一の古墳あり、世呼んで公家塚といふ、安政年間、伊能穎則、藤原師賢の事蹟を考へ、其墓ならんことを說き、尋で清宮秀堅公家墳考を著はして之を詳かにす、明治十年有志相謀りて社殿等の諸宇を建て、十四年九月に至て成る、朝廷特旨を以て小御門神社の神號を賜はり、且つ若干の金幣を賜はる、十五年官幣社に列す(官國幣社一覽、名勝地誌)

コミガハジヤウ　小見川城　【所在】下總國香取郡小見川町【沿革】足利時代土豪小見川氏之に據る、後ち德川家康松平家忠を一萬石に封じ、此城に居らしむ、慶長五年家忠伏見城に於て戰死、其子忠利襲で是に居る、六年二月利忠を三河深溝に移封し、七年土井利勝を此地に封ず、尋で十五年佐倉に移る、城遂に廢す、十七年、安藤重信封ぜらる、寛永十六年十一月內田正信一萬石にて此地を領し、陣屋を置きて治す、子孫世襲明治維新に至る(廢城考、恩榮錄)

コミダカ　込高　江戸時代、私領にて知行渡の時、餘分に渡す高をいふ、假令ば是までの知行五百石の物成四つ取の所、上地となり、三つ五分取の村方にて五百石渡るとき、先知行五百石の取米二百石を、代知物成の三つ五分にて割れば、五百七十一石四斗二升餘となる、此內先知の五百石を引殘り七十一石四斗二升餘を込高と稱して渡すなり(地方大成)

ゴミノヲテンワウ　後水尾天皇　【名號】御名は政仁(初はタヽヒト)幼稱は三宮、法諱圓淨【系統】後陽成天皇の第三皇子、御母は中和門院藤原前子、第百八代の天皇【事蹟】文祿五年六月四日御降誕、慶長五年十二月親王となり、同十六年三月後陽成天皇の禪を受け、同四月十二日卽位、御年十六、元和二年大阪役畢て四海統一に歸し、始めて武を偃せ文を修め、昇平寧歲なり、寛永六年十一月、皇女興子に位を讓る、在位十八年、年號三、改元するもの二、讓位後院に在り政を聽くこと五十一年、延寶八年八月十九日崩ず、御壽八十五、京都泉涌寺に葬る、天皇和歌を好む、また挿花を嗜み、南庭に數間の假屋を設け世に名ある者、貴賤を論ぜず多く召集して其技を鬪はしめ給ふ、世に禁中の大立花と稱す、天皇亦志を典故に留め、當時の年中行事を撰び親書し給ふ(皇胤紹運錄、槐記、野史)

コン　獻　酒宴の時に盃を他に獻す事、ひと杯の酒を三杯呑むを三獻と云ふ、四季草に、獻數の事、一獻と云ふは何にても肴(すひ物も肴なり)を出し、盃銚子(ひさげも銚子に付て出る也)を出して、三度(三盃の事)勸めて、其肴の膳のもどり、盃も銚子も入る是一獻也、次に又肴を出し、盃銚子を出し、三度勸めて、肴も盃も銚子も入る、是二獻也、幾獻進るとも皆同じ事也云々」、松の落葉に、ひと杯の酒のむを一度といひ、三度のむを一獻といひき、なみゐたる座にてさかづきを一たびめぐらしのむをば一巡といへり、さてもの〻儀式にうるはしくのむは、三度と三獻とにぞありける、西宮記一の卷に、藥子嘗之、次供御第三度と見え、大鏡六の卷に、御賀茂詣の日は、社頭にて三度の御かはらけ定にて、まゐらするわざなるを、その御時には禰宜神主も心えて、大かはらけをぞまゐらせしに云々とあるなどを見れば、三度は酒のむ作法なん、西宮記一の卷、臣下大饗のくだりには、三獻間客人不レ動レ座、四獻以後諸卿起座獻盃、と見えて、三獻もうるはしく酒のむ作法にぞありける、又同記五の卷定考のくだりに、三獻後居二粉熟飯一數巡後居二餅餤一と見え、北山抄一の卷二宮大饗のくだりには、三獻後有二音樂一數巡之後云々とあるを見れば、三獻うるはしくのみをはりてのち、度々さかづきめぐらすこともありしなり、されどこれも大かたのさだまりはありとしられつ、北山抄に、節會酒巡不レ過二七許巡一、而今日及二十一巡一、王公唱歎擊レ節、公宴酒興延長云々、と見えたり、酒といふもののめば、うれひをわすれ、くすりとなるをはじめとして、まじらひのむつびにもよろしく、何くれとよきことおほかるものなれど、ゑひすぎてはあやまちもしいで、身の病ともなれば、三度三獻とかぎりたるさほうありしはうべなりけり」、と見えたり、

コン　紺　染色の名、紫と青と和したる色、陵東色葉に、釋名に云、紺含也、謂二青而含一二赤色一也云々、今世青黑を以て紺と爲すも、深青の義ならん、令式の比の紺も猶深青なるべし、其染草詳ならざれども、藍を以て染るなるべし」といへり、袍、衫、狩衣、袴等をば此色に染め、袍は、七位以上の者著ることを得、衫は、行幸供奉の時に犬飼著用し、狩衣は、五位六位の常用となす、

コンイン　婚姻　婚禮(コンレイ)を見よ、

コンヱフ　近衞府　「コノヱフ」を見よ、

コンガウジ　金剛寺　【所在】大和國高市郡高市村大字坂田○南淵坂田尼寺と云ふ【宗旨】淨土宗知恩院末○本尊彌勒【起原沿革】推古天皇十四年佛師

鞍作鳥の創立する所なり、是より先、聖德太子此地に生れ住せしが、十三年斑鳩宮に移御給ひし後、舊宮を鳥佛師に給ふ、佛師依て天皇の御爲めに佛像堂塔を作り、賞賜せられたる近江國坂田郡水田二十町を寺領とす、歴代編年集成に、用明天皇詔して鞍作に近江國坂田郡水田二十町を賜ふ、佛師之によりて天皇の御爲めに金剛寺を作るとなせど、今類聚國史に隨ふ(大和志料)

コンガウジ　金剛寺　所在 河内國錦部郡(今南河内郡)天野村大字下里○天野山と號す 宗派 眞言宗、仁和寺末寺○本尊大日如來 起原沿革 寺傳によれば、聖武天皇の勅願を以て、僧行基之を草創せりと云ふ、四百餘年を經て大に荒廢せしを、二條天皇永萬元年、高野山僧阿觀、後白河法皇に奏して寺を再興す、承安元年法皇更に高屋憲貞に命じて造營し諸伽藍悉く成る、法皇親ら金剛寺と名づけ、勅額を賜ふ、今の山門の額は即ち是なりと云ふ、翌二年阿觀始めて御影供を行ふ、治承二年金堂を建立す、四年源貞弘歸依して、先祖古傳の私領を割きて當寺に寄す、後ち貞弘死し、石川判官代源義兼、同四至の安堵狀を與ふ、後ち八條院御領となす、是より以後女院、法親王攝家等の歸依深く、此等に關する文書今に現存せり、建保三年嘉陽門院、本寺を以て女人高野と稱す、元弘三年大塔宮の令旨を受け、播磨西條庄を新寄料所として賜へり、是より後醍醐天皇の崇敬深く、建武二年天皇東寺の佛舍利九粒を當山に納め、延元元年勅願寺となし、和泉大鳥庄を寄す、興國元年後村上天皇和泉國和田庄を寄す、又屢々四至寺領の國役等を免除したり、正平七年三月北朝の三上皇亂を避けて當山に行幸す、九年十月後村上天皇賀名生より此地に移り、食室を以て御所とし給ふ、月見亭と稱するは、天皇が當時觀月し給ひたる遺址なり、十四年畠山國清關東より來襲したる時、天皇觀心寺に遷幸し、二十三年住吉にて崩御の後も、猶南朝より天下靜謐の祈禱を命ずること屢々なり、室町時代に及びても守護及び地方武士の尊崇厚く、守護不入、寺領安堵、課役免除等の文書今に多く存せり、天正十一年九月秀吉朱印三百七石を與へ、德川氏亦之を保護したり、維新に及び、諸堂荒廢し、七十二坊中僅に十一坊を殘し、諸堂宇合せて三十二宇、京都東寺の管する所となれり○金堂は治承建立の時のものにして今特別保護に編せり(河内名所圖會、歷史地理「觀心寺と金剛寺」)

コンガウジン　金剛神　佛教にて佛法を守護する神、手に金剛杵(武器)を持し如來の一切祕密事迹を知り、五百夜叉神を仕役して佛法を擁護す、金剛密迹天と云ふ、金剛を持する故に執金剛神と云ふ、梵語に跋闍羅波膩(バジャラハニ)と言ひ、金剛手と譯す、昔王夫人千子を生む、第二の夫人二子を生む、一は梵王となりて千兒に轉法輪を請ひ、次は密迹金剛神となりて千兒の教法を護せんと願ひたりと云ふ、又一說に昔王千子を生む、其の中王子神王となりて、千佛法を護せんと誓へり、是を金剛と云ひ次を力士と云ふと、今寺門に立つる二神(卽ち二王)の左なるは金剛、右なるは力士なりと、或は左右を通じて金剛力士と號すと云ふ(佛教いろは辭典)

コンガウショ　金剛杵　僧侶修法の具、多く眞言宗にて用ふ、又五鈷杵とも云ふ、鐵、或は銅にて作り、其兩尖きの獨頭なるを獨鈷、三股なるを三鈷、五股なるを五鈷と云ふ、又九股なるもあり、杵は印度の武器なり、金剛杵は菩提心の義にとて、此の杵を持せざれば佛道成就し難し、此の杵は能く二邊を壞斷して中道に契ふ、中に十六菩薩位あり、亦十六空を表するを中道とす、兩邊の五股は五知五佛の義、又十波羅蜜を表す、能く十種煩惱を摧きて、十種の眞如を成す、三股は三密三身等、獨は一眞知の義なりと云ふ、此の杵を柄として作りたる鈴を鈴杵と云ふ(佛像圖彙、佛教いろは辭典)

(佛像圖彙所載)

コンガウセンジヤウ　金剛山城　千早城(チハヤジヤウ)を見よ、

コンガウドウジ　金剛童子　佛教にて、天魔を摧伏する軍神、童形の忿怒像なり、梵語、阿利也加據嚩日羅倶摩羅智地薩埵、波耶摩訶陸都波耶と云ふ、其形右足に青蓮花を踏み、身の色黄雲の如く、髮赤く逆立し、上に瓔珞を著け、下に虎皮を用ひ以て、身を莊嚴にし、左手杵を取りて上げ、右手下げて施无畏を爲す(雜客抄)

(佛像圖彙所載)

コンガウハウジゴコク井ン　金剛寶寺護國院　紀三井寺(キミヰデラ)を見よ、

コンガウブジ　金剛峰寺　所在 紀伊國伊都郡河南、峯巒重疊の上に在り、高山の平地なるが故に高野と名づく○高野山と號す 宗派 眞言宗古義派總本山 起原沿革 嵯峨天皇弘仁七年七月僧空海奏請して

此地に一字の草庵を造り、翌年法城を結界し、十年金堂成り、鎭守明神を勸請し、十二王子百二十社等を崇祀して、大塔造營を始む、爾來諸堂輪舍漸くに創建せり、之を名づけて金剛峯寺と號す、勅して御願寺國家鎭護の道場とす、永和二年三月空海入定す、六大弟子定身を三山の間に安置す、今の奥院是なり 眞然僧正空海の遺志を繼ぎ、伽藍を建設して大成せり、昌泰三年十月、延喜五年八月兩度宇多法皇奥院に幸し給ふ、後ち無空峯禪觀賢の時、三十帖冊子等の爭の爲め、大に荒廢す、其後ち雅眞祈親等相次ぎて出で、伽藍殿堂の興隆に務めたるを以て、治安三年には關白道長の參詣あり、寛治二年二月、五年二月兩度白河上皇の御幸あり、實に祈親は第二中興の祖たり、後ち覺鑁出で宗義を興し、大傳法院を建て、鳥羽上皇の信仰を得たり、故を以て上皇幸すること三度、保延六年覺鑁衆徒に逐はれて根來に奔る、仁安四年後白河法皇、承元元年後鳥羽上皇御幸あり、是より先後鳥羽天皇の時鑁阿上人あり、後白河法皇源賴朝の信賴に依り、根本大塔を修造し、供養料用途として、備後國太田庄を受く、正嘉二年後嵯峨上皇、正和二年後宇多法皇御幸あり、元弘元年大塔宮暫く山内に籠居し給ふ、延元三年後醍醐天皇賊滅の祈願あり、當國名手庄を賜ふ、正平十一年光嚴上皇、天授五年長慶天皇濳幸あり、又足利尊氏等之を信仰して屢々安堵の御教書を下す、嘉吉年間より隣國の奸雄等領地を押奪し、山内に亂入せんとすること屢々なり、因て山内兵甲を備へて之を防ぐ、元龜中織田信長僧徒千三百餘人を殺戮し、大兵を以て之を攻む、大衆能く防ぎ之を退く、天正十三年豐臣秀吉領地を削りて武家に納れんとす、山徒應ぜず、秀吉怒つて根來剿滅の勢に乘じ來攻せんとす、應其上人假然衆に請うて自ら根來の陣營に至り、兵を罷めんと乞ふ、秀吉其志を憐み、押領の新地を削りて、大師の舊地を安堵す、文祿三年秀吉登山して佛事を營み大に堂塔を復興す、又青巖寺興山寺の兩巨刹を創建す、玆に於て諸伽藍再び舊觀に復す、德川氏亦舊領を安堵す、僧徒領内の政治を行ひ、江戶に參勤し、獻上拜領御朱印書替等總て、諸侯と格式を同うす、古來皇室の勅賜を始め、皇族公卿武將等の莊園を寄附せし事枚擧に遑あらず、元和以降天下の諸侯悉く檀契を結び、領地二萬一千石の外、諸院へ寄する料地甚だ多し、文久三年天誅組の騷亂あり、慶應三年十二月鷲尾侍從の兵を率ゐて登山し、勤王佐幕の意を問ふ、滿山一致して勤王の意を表す、金光院(今の西室院)を本陣として屯營し、以て近畿を鎭撫す、明治元年正月全軍大阪に向ふ、二月綸旨を賜うて天下泰平萬民安堵の祈禱を修す、四年領地及び山林に離れて孤立となる、昔時最も隆盛を極めし日には七千七百餘坊ありしと云へるが、此の劇變に遭遇してより、大に減少し、加ふるに、二十一年の大火に衰頽其極に達す、爾來衆徒奮勵して復興につとめ、現存の寺院百三十餘箇寺ありと云ふ○山内を分て、壇場(一山の中央にして根本大塔、金堂、御影堂、灌頂堂、准胝堂、東塔、西塔、鎭守孔雀堂、愛染堂、大會堂、中門等)西院谷(山内の西に在るを以て名づく、大門あり)南谷(壇場の南に在る故に名づく、勸學院等あり)一心院谷(山内の乾に在り、不動坂より登れば此谷に入る、參詣人取調所、金輪塔、不動堂あり、不動堂は建久八年八條院御願として建立する所、特別保護に編す)五室谷(一心院谷の東に在り、德川祖宗靈舍福智院南院道助親王墓等あり)千手院谷(五室谷の東に在り、千手觀音堂、無量光院、普門院等あり)本中院谷(一心院谷の南に在り、空海住房の地なる故に名づく、金剛峯寺、大學林、六時鐘あり)谷上(東流の水源地なる故に名づく、正智院、無量壽院等あり)小田原谷(千手院の南に在り、金剛三昧院、蓮華院、安養院等あり)蓮華谷(小田原谷の東に在り、三寶院、不動院、北室院、赤松院、濟世堂等あり)東谷(山内の東隅に川を隔てゝ一區域を爲す)奥院(一の橋より摩尼山に至る二十餘町の間を總稱す、燈籠堂、廟堂、一切經藏、御廟等あり)に分る、今壇場以下著名なるものにつきて略說すべし○金剛峯寺　本中院谷に在り、眞然僧正の廟所たり文祿元年豐太閤母堂天瑞寺殿の爲めに、興山上人に命じて此地に一巨刹を建立し、剃髮寺と號す、翌年落成し母堂の片號を取り、青巖寺と改む、即ち當剎の舊跡なり、時に那賀郡に於て一萬石の領地、並に造營料米一萬石を賜へり、三年三月秀吉母公の法會を修す、四年七月豐臣秀次當時柳の間に於て自裁し殉死六人あり、江戶時代一山の貫主寺と爲し、累世寺務檢校住持す、乃ち青巖寺領として三千石を充て、内千石を檢校料とす、爾來皇室皇族及び公儀の諸法會は、當寺乃至大塔金堂に於て之を修行す、明治元年九月太政官達を以て三派を廢し、金剛峯寺の舊號を復し、青巖寺號を他に移し、當寺を以て卽ち金剛峯寺とせらる、爾來猶一山貫主の住寺たり○大門　金剛峯寺の總門、一山の大手にて、西口に在り、初空海西下五町計の所に華表を建て、大門とせしが、保延の末年再建し、寛喜二年此處に移して樓門に造る、嘉禎三年成功す、正平年間再建、後村上天皇勅して修營料を賜ふ、天正五年五月、野火の爲めに類燒す、慶長年間應其上人豐太閤の遺命に依りて造營す、元祿元年正月樵夫の篝火の餘燼より炎上す、十三年五月造營、十六年九月上棟、寶永二年八月十七日

落慶供養す○中門　壇上、毘沙門澤の前、金堂正面の下に在り、十間に三間五寸の樓門なり、大師の高弟實惠僧都の創建にして、初めは十二石階の上に在りしを、永治元年此地に移して再建せり、屢々燒失し、屢々建立す、天保十四年の大火に類燒して後再營未だ成らず○金堂　壇場の中央に在り、（十四間四面二層の樓殿）本尊藥師如來丈六金色座像（傳大師作）脇士（東方）金剛薩埵、普賢延命薩埵、不動明王、中壇には舍利塔あり、空海の創建にして、弘仁十年に成る、初めは講堂と稱す、後ち御願堂となる、正曆五年大塔雷火に罹りて燒失す、長德四年勅して國司大江景理をして再造せしむ、其功を竣ずして卒す、後の國司橘儀懷源惟能相續ぎて大成せり、久安五年又大塔雷火の爲めに類燒す、翌六年造畢す、永正十八年西院の大火に類燒す、勅許を蒙り五畿七道に勸進す、時に世大亂に際し鴻業未だならず、天正十三年秋、豐臣秀吉母公逆修菩提の爲め、應其上人に命じて當堂を復興せしむ、其欵料として米一萬石、雜用として三千石及び黃金千枚を賜はり、又吉野郷中に朱印を下して用材を寄せられしを以て、翌十四年九月落慶供養を修す、寬永七年又燒失す、衆徒江戸幕府に訴へ屢々再建を請ふ、享保十二年台許あり、元文元年に及びて落成す、此時始めて二層樓銅瓦葺に改む、天保十四年大塔炎上、又餘焰に罹りしを台命に依りて再興し、萬延元年九月落成す、卽ち今の堂是なり、莊飾華麗ならずして、結構善美を盡す、其高趣雅巧實に世界第一と稱す、恒規法會は、長日行法（永世每日不斷勤修、天下泰平の爲なり）修正會（舊曆正月初三七日勤行す、嵯峨天皇の叡願にして、天下泰平の御所禱なり）仁王會（同正月十一日勤行す、天長三年大師始めて行す、護國利民の精祈なり）講社會（同二月十六日より六十日間亡靈菩提のために勤行す）春彼岸會（仲春前後七日間）結緣灌頂（同三月廿六七八の三日修行す）不斷經（同七月七日より十三日まで）秋彼岸會（仲秋の前後七日の間）後醍醐天皇御國忌（御遠忌每に勤行す）御歷代先皇御法事（春秋二季皇靈祭日）其他御國忌乃至臨時大法會は此堂にて勤修す○根本大塔　金堂の東北に在り、十六間四面高十六丈多寶塔銅瓦葺なり、本尊五佛（中尊）胎藏界大日如來（金色座像御丈八尺五寸後光一丈五尺五寸蓮臺五尺五寸總高二丈九尺五寸）阿閦佛（巽方）寶性佛（坤方）阿彌陀佛（乾方）不空成就佛（艮方）四佛金剛界なり、八葉峯の中臺に聳立し、內外兩院の中央を鎭ず、金剛峯寺の名號は此寶塔に因りて起る、高十六丈は十六大菩薩を標し、柱檻四十九本は摩尼殿の四十九院に擬す、南天の鐵塔を摸して、密嚴の根本を示す、日本最初の寶塔なりと云ふ、弘仁十年空海金堂を創立し、後上奏して此塔を創建し勅願とし給ふ、全く成りしは二世僧正の代にあり、正曆五年雷火に災す、康和五年再建成る、久安五年又雷火に燒失す、同年宣旨を賜ひて造營す、平忠盛淸盛父子相繼ぎて監司す、保元元年落成す、此時淸盛自から頭血を取りて大曼茶羅の中尊を彩す、之を血曼茶羅と稱す（今猶存す）壽永以後源平の亂にて大塔荒廢す、僧鑁阿之を憂ひ、後白河法皇に奏請し、備後國太田庄を受け、長日不斷曼茶羅を修し、且根本大塔も興行せり、貞應二年破壞に及ぶを以て、遍照光院眞印發願して公武に訴へ海內に勸進し、星霜十六年を經て經營成就す、時人其功勞を賞して大塔上人と稱す、永正十八年西院谷の大火に累燒す、綸旨を賜はりし阿木阿純の兩木食諸州に勸進せしも、戰亂の時なるを以て成らず、文祿三年豐太閤登嶺諸伽藍を造立す、同四年大塔の上層を造る、慶長二年落慶供養を修す、勅使登山あり、寬永七年雷火に燒かる、寺務撿校宥盛幕府に訴へて大塔再興を歎願す（山主は一山不出の古法あり、宥盛師は官を棄て、行きしなり）將軍家光其老年の懇志を愍みて之を許し、本多因幡戸川土佐の兩使に監司を命じ同二十年に至りて竣功す、天保十四年大火に罹りて燒失す、明治十四年七月再營始めを擧行す、而して功未だ成らず○御影堂　七間四面寶形造　本尊弘法大師、初めは持佛堂、念誦堂又は庵室とも稱せり、後は實惠眞然等大師の影像を安置せしよりかく名づく、本尊大師の影像は、入定の前、眞如親王其聖像を寫し給ひ、大師自から開眼する所の尊像あり、現今の堂宇は、弘化五年紀伊侯檀主となりて建造せし所なり○三鈷松　御影堂の前に在り、瑞籬を繞らせり、大師唐土より歸航の時密敎相應の靈地を得んとし、八祖相承の三鈷杵を明州の津より投ぐ、歸朝の後此山を奏請し、荒藪を芟り夷ぐるに方り、かの三鈷光明を放つて此松樹に掛れり、因て益々靈地なることを感じ、其地に大塔を建て、松樹を此地に移し植うと云、慶仁元年枯槁せしを以て、其實生を植繼げり又元祿三年植替へ、第三代の松今二本立並ぶ（）○御社　本殿二社相並び、總社一殿三間以上三殿皆金裝燦爛たり、瑞籬十六間三尺、中央に鳥居あり、皆丹塗なり、前に拜殿あり、其前に華表あり、天野山上の一つ鳥居は此御社の第一華表なり、第一社丹生都姬明神第二社高野御子明神總社十二王子百二十番神及び摩利支天を祀る、空海弘仁十年五月天野神社を勸請して、鎭守明神、卽ち山王と尊崇す、爾來今に至りて大師明神とならべ稱して大衆信仰す○愛染堂　三間半四面、本尊愛染明王、後醍醐天皇綸命に依りて、建武四年創建す、本尊は天皇御等身の明王、其後、光明

天皇之を興隆し給ふ、又諦厚堂新學堂とも稱す、堂宇天保の火災に罹り、弘化五年再建せり○大會堂　七間半四面、本尊阿彌陀如來、觀世音菩薩　兩界曼茶羅、文殊菩薩、鳥羽法皇御追福のため、承安安元の頃五辻齋院の建立する所なり、元は東別所上乘院內に在りて、蓮華乘院と號す、治承元年西行法師に命じて此地に移し、長日談議の會場とす、壇場に大法會ある時は、大衆此堂に會して行列を整ふ、堂宇天保の大火に罹り、弘化五年再興せり○三昧堂　二間四面、本尊金剛界大日如來、當山第六座主濟高大僧都創建、常に理趣三昧を此堂に修す、因て名づく、其後官寺に屬す、西行法師當堂を修造して、常に行法す、故に西行堂とも云ふ、天保の火災に燒失し、弘化年間再建す○金剛三昧院　小田原谷に在り、建曆中二位尼、賴朝菩提の爲め、行勇長老に命じて坊舍を創建し、禪定院と名づく、貞應年間二位尼、秋田泰盛に命じて堂塔經藏等を作らしめ、實朝の菩提に資し、金剛三昧院と改む、幕府の歸依厚く十五箇所の庄園を賜はる、又後二條花園の信仰を受け、特に後醍醐天皇は元弘三年勅願寺とし、延元三年吉野より高野に潛幸し、當院に宿し給へり、足利尊氏又歸依厚く、嘗て南無釋迦佛全身舍利と云ふ靈夢を感じ、其の文を分ちて、公武兩家及び、緇流の名匠に課して和歌百二十枚を集め、題字は光明天皇の宸筆にして、裏に寶積經を寫す、第一品は足利直義、次は天龍寺夢窓國師、終は尊氏の筆、康永三年三月直義以下を率ゐて登山し、當院に宿して之を納む、元祿年間加賀前田氏の懇望によりて獻す、今猶同家にあり、實に天下の絶品たり、爾來公武の信仰を受け、應永二十五年足利氏再建し、江戸時代には、寺格上通中の最たる古跡名室と定められ、院領三十五石を授けらる、多寶塔は貞應中の建立、校倉は朱塗にして亦貞應中の造立、共に特別保護建造物たり、什寶文書の多き御影堂を除く外、山內第一とす○燈籠堂　奥院に在り、梁間七間半桁行十八間、堂內中央に大壇を莊嚴して、舍利塔を安んじ、正北に日輪大師を安置す、其東に明神壇を構へ、其北に獻備の高札を据え、四方正中に諸神壇を設く、其東西に常燈夜燈を備へて堂內に充滿す、所謂萬燈なり、中央に挑ぐる一大燈は持經燈と稱す、（俗に貧女の一燈といふ）長和年間當山荒廢に屬したる時、祈親持經上人慨然誓願を發して石火を廟前に鑽り點じて以て常燈とす、是れ常燈の濫觴なり、其火蓮綿として今に繼續す、永正三年藤原賴通參詣の日、十萬燈を獻じて法會を行す、白河法皇寬治二年御幸の時、三十萬燈を揭げて大法會を修し、御手づから一燈を點じて御祈念し給ふ、之を白河燈と稱す、持經燈に並びて赫々たる大燈是なり、亦永劫滅することなし、爾來上皇公卿以下萬燈を獻ずるもの多し、豐臣秀吉、德川家康奥院領二千石を寄附して供燈の料とす、當堂は空海の遺旨に任せ、眞然之を經始して廟の拜殿となす、又禮殿とも稱す、祈親再興、常燈を揭げしより、終に燈籠堂と稱し、廟の法會を此に修す○空海廟　燈籠堂の北に在り、三間四面の寶形造、南に面し、瑞籬の內に在り、大塔より三十七町、三山鼎立の中心に在り、境內地坪千九百二十八坪、周圍瑞籬の延長は八十六間餘なり、空海入定の處にして、承和二年三月二十一日中院に入定、五十日を經て定身を此地に安置し、五輪寶塔を築き、其上に廟字を立つ、眞然營む所なり、延喜二十一年十月醍醐天皇御夢感あり、弘法大師の謚號を賜ひ、香衣一襲を下し給ふ、座主觀賢廟扉を開きて賜賜の御衣を定額に加へ、廟扉を封祕して永く開くを禁ず、今に每年正御影供に御衣を製して廟前に獻む、江戸幕府御衣料として八十石を寄す、創建は承和二年、天曆六年雷火のために燒失し、天德初年雅眞再興し、天文寬文の年造替の事あり、寬永二年上葺巳後、二十一年每に葺替するを恒例とし、今の御廟は寬文五年の造替なり、猶委しくは紀伊國續風土記高野山部を見るべし○一山の寶物古文書其數極めて多く、蓋し本邦社寺中第一に位せるを以て、一々枚擧し難し、最も著名なるは、寶物には飛行鈷、螺鈿蒔繪小唐櫃あり、共に國寶たり、古文書は、高野文書四百餘卷、各支院のものを合せば恐くは千卷以上なるべし、猶一山の什寶に就きては高野山靈寶目錄あり○一山を執行するもの、座主執行撿校あり、座主は早く亡びたれども、撿校は多く執行を兼れ今に及べり（紀伊國續風土記、高野之栞）

【座主次第】

○壽長—無空—峰禪—觀賢—觀宿—濟高
眞崇—泰舜—寬空—救世—寬靜—定昭
寬朝—雅慶—濟信（以下廢絕）

【撿校次第】

○峯宿—仲應—定觀—雅眞—明賴—成得
峯杲—眞念—行明—興胤—維範—明算
定深—良禪—信惠—眞譽—良禪（再任）—聖仁
琳賢—行惠—兼賢—俊覺—宗賢—禪信
房光—支信—濟俊—定兼—理賢—明信
覺善—證賢—智眞—支叡—勝成—覺基
覺海—宗禪—明任—聡信—勝心—眞任

信寛—亘任(再任)—明賢—曖源—親性—定信
親性(再任)—亘覺—實眞—定運—理俊—英賢
亘覺(再任)—眞辨—成諳—直辨(再任)—祐運—覺傳
榮舜—惠深—覺胤—頓辨—覺傳—喚實
弘尊—與實(再任)—賢定—靜辨—賢隆—祐信
泰然—光信—隆辨—明玄—寛範—長任
隆昇—亘善—長任(再任)—亘弘—乘阿—頼成
寛舜—尙寛—慶胤—親圓—源意—定範
頼玄—隆傳—圓雅—忍宗—道淳—能算
頼審—弘算—澄壽—祐勝—隆覺—祐金
嚴祐—頼算—泰助—綱滿—實杲—定實
永澄—頼運—長藝—昌實—弘惠—了算
快祐—有遍—聖算—隆喜—尋惠—實印
寛藝—長深—靜喜—頼宗—行淸—覺榮
頼應—長慶—龍秀—行算—長惠—頼濟
覺實—宣胤—隆法—慶意—定秀—宥信
鏡忠—明祐—信忠—亘尊—定忠—道兼
勝算—長範—善秀—弘惠—貞算—宥澄
鏡範—重印—慶尊—仙義—宥任—弘算
重仙—善勢—成隆—眞叡—長任—快惠

快算—慶藝—亘重—俊善—賢參—識忠
快舜—宥増—淸尋—奉遍—重任—快義
秀尊—雄吟—任譽—朝盛—嚴識—頼宣
朝譽—宥雅—宗範—堯榮—忠海—澄寨
覺融—長舜—頼全—亘弘—行祐—榮任
快宗—長秀—行源—祐淸—頼任—頼宗
秀尊—行算—亘運—空雅—來宗—快慶
空鏡—亘盛—淸胤—輕雅—龍海—政遍
玄仙—宥全—宥光—辨雄—融義—快盛
俊圭—祐範—全秀—實祐—快舜—亘胤
宥盛—覺雄—實慶—遍宥—弘惠—眞譽
定秀—弘翁—亘遍—覺運—雲雪—快盛
叟遍—雄胤—賢雄—信榮—義英—尙政
頼仙—榮範—隆朝—榮覺—仁譽—懐宣
朝遍—快存—宥專—澄胤—宵祐—英義
勝英—日玉—文啓—敎宥—實秀—堯雅
空翁—秀傳—信龍—快然—尖惠—長榮
秀翁—觀譽—榮鏡—唯心—宥乘—政俊
長淸—亘遍—全算—堯實—雄宣—亘宥
隆恭—懐英—榮融—乘向—玄鏡—心海
美雄—辨春—哲眞—宥快—覺津—敎榮

普什—宥榮—性海—存春—有觀—英因
祀遍—脩譽—存榮—榮翁—運慶—寬淨
理峰—智翁—如體—弘範—眞辨—宥淨
實因—臨恭—印定—立鏡—快辨—鏡雄
雲津—純淨—龍剛—覺實—智體—秀惠
英寂—靈信—圭瑜—寛辨—明道—任敎
寛應—龍溪—增與—義諦—妙海—浩海
眞海—寛海—義辨—覺道—唯仁—曇海
體妙—仙應—寛光—弘榮—增啓—圭道
實本—靈瑞—陳實—弘源—淨應—英龍
乘如—經尊—增源—寛雅—瑞敎—周存
龍遍—研龍—專雄—靈明—來應—快般
增琢—實賢—湛智—德淵—湛然—銳信
增應—隆快—龍雄—周傳—儀空—宥明
研暢

コンガウヤシヤ 金剛夜叉 佛敎にて五大

(佛像圖彙所載)

尊明王の一、北方に配す、三面六臂弓箭刀輪鈴杵を執り、忿怒身にして、一切の可畏夜叉を摧伏す、本地は釋迦如來なり(尊容抄)

コンガウリウ 金剛流 金剛善覺の創めたる猿樂の流派、もと金春より出づ、善覺は、三郎正明と稱し、欽明天皇の孫坂戸眞人根麿七世の孫、大和金剛山の人(一說比叡山金剛寺の兒といへり)なりといふ、子孫其業を世襲し、江戸時代には祿百石を領して幕府に仕へ、若年寄の被官たり、「サルガク」參看(系圖、人名辭書)

○金剛善覺—四郎正淸—新六氏正—孫太郎
又兵衛勝吉—右京頼勝—右近縁勝—又兵衛長頼
彌市郎(氏四)—三郎氏福—右近氏但—三郎氏榮
泰一郎氏善(明治十九年歿後絕ユ)
(分家)頴之助—直喜

コンガウリキシ 金剛力士 金剛神(コンガウシン)を見よ、

ゴンキ 權記 [卷數]無卷數、寫本十七册 [內容]藤原行成の日錄なり、一名權大納言記、また行成卿記と稱す、書名は著者の權大納言なるを以て名づくといふ、此書二本あり、その一は八册、舊白河文庫本と爲す、記載の年紀正曆二年より長德元年に至る、長保二年より四年に至り、寬弘元年より八年に至る凡そ十七年、史籍年表揭載する所此と同じ、但長保五年の一年多し、然れども今其本を得ず、其一は、十四册謄寫本と爲す、白河本に比すれば正曆二年より長德元年に至るまでを缺き、又長保三年の春夏を缺す、群書一覽十五卷に作り、長保三年正月より記し始む、年紀旣に完からず、本又見る所なし、又別に一本あり、得る所を詳かにせず、長德三年の記にて首尾缺失し、五月十九日より十二月十三日に至る、今紀聞本に據り、白河本の多き者を謄寫し、長德三年の記を併せ一部十七册と爲す、凡十八年間の記錄なり、其記事細大漏さず、誠に好史料といふべし(權記、群書一覽、歷世記錄考)

コンクワウ 金光 私年號、欽明天皇三十一年に相當し、知僧五年に改めたるが如し、凡六年間繼續す、平家物語善光寺炎上の條に、「此如來欽明天皇の御宇に及びて彼國より此國へ移らせ給ふに、常に金色の光を放たせ給ふ、是によりて年號をば金光と號す」と見えたり(逸年號考)

コンクワウ井ンノニフダウサキノウダイジン 金光院入道前右大臣 花山院家定(クワザンキンイへサダ)を見よ、

コンクワウケウ 金光敎 神道(シンダウ)を見よ、

ゴンクワン 權官 假りに稱したる官を云ふ、權とは假りの義、未だ本官に補するには及ばざれども、先づ假りに其官に補するの謂なり、權官の始めは地方官より起る、神護景雲元年八月從五位下藤原雄依を越前權守となせしを初見とす、寶龜五年九月尾張連豐人を山城權介、笠朝臣名麻呂を參河權介に任ず、尋で權掾權目等任ぜらるゝ者多し、尋で太宰權帥あり、後には內官にも置き、後世に至りては大中納言察頭以下大概權官を置くに至れり(續紀、職原抄、國司制の變遷)

ゴンゲン 權現 佛の衆生を濟度せんが爲めに化身して、假りに此世にあらはれたるものをいふ、卽ち實に其事なく、物に應じて權に現ずるを云ふ、最勝王經に、世尊金剛體權現ニ於化身ニと見えたり、我國僧徒等本地垂跡、和光同塵說を唱へ、權現を以て神號とするに至れり、故に兩部習合の社に多く此號あり、神社考序に、神武帝繼レ天建レ極已來、相續相承、皇緖不レ絕、王道惟弘、是我天神之所レ授道也、中世陵遲、佛氏乘レ隙、移ニ彼西天之法ニ、變ニ吾東域之俗ニ、王道旣衰、神道漸廢、而以ニ其異端ニ離レ我而難レ立、故設ニ左道之說ニ、曰伊弉諾伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日本國故名曰ニ日本國ニ、或其本地佛、而垂跡神也、大權同レ塵、故名曰ニ權現ニ云々」とあり、二十二社注式石淸水の條に、行敎和尙致レ誠祈請、將レ拜ニ見權現大神之垂跡本身ニ云々」百錬抄承曆二年十月十六日條に、奉レ籠ニ熊野權現ニ云々」、長寬勘文に、熊野三所權現、本朝文粹に、白山權現、吾妻鏡に箱根權現伊豆權現あり、其他春日權現、淸瀧權現、藏王權現、阿山權現、諏訪權現、地主權現、七社權現等あり、德川家康を東照大權現と崇めしは元和三年二月二十一日勅許によれるなり、

ゴンケンゲウ 權撿校 「ケンゲウ」を見よ、

ゴンケンゲウ 權撿校 兼官ならず勅命によりて權(カリ)に他司を攝せしむるを權撿校といひ、此司(主計寮と主稅寮の如きを云ふ)を攝せしむるを攝判と云ふ(公式令)

コンゲンロクノビヤウブ 坤元錄屛風 內裏の調度にて、名ある屛風の一種、坤元錄に載せたる山河などの形を繪がきたるものなり、安齋隨筆に、「坤元錄御屛風、淸少納言枕草子に、此のこと見えたり、按日本紀略曰、天曆三年月日仰ニ左大辨大江朝綱朝臣ニ令レ撰ニ坤元錄ニ爲ニ詩題二十首ニ、仰ニ采女正巨勢公忠ニ令レ圖ニ畫屛風八帖ニ、仰ニ朝綱朝臣、文章博士橘直幹、大內記菅原文時等ニ作レ詩、式部大輔大江維時撰ニ定之ニ、右衞門佐小野道風書レ之云々、坤元錄は、易に乾を天とし、坤を地とす、唐土の土地山海等のこ

とな載せたる書なり、其の山海川澤の名を撰出し誥がかしめ、其の歯に詩を作らしめて、書せられし御屏風なり、枕草子に、きら〳〵數物と云ふ章に、こんげんろくの御べうぶおかしうおぼゆる名なれといへり、古今著聞集云、能通法師長親に、屏風二百帖に繪をかゝせたりけり、其の中に坤元録屏風をば、眞親相傳の本にぞなん寄傳りける、大女弟御いり給ひける時、二條殿にまいらさせてんける色紙形は、四條大納言ぞかゝれける、さらに又爲成をしてうつされける、正本は、一の人の御相傳の物に侍にこそ云々、眞支云、これは天暦の御時かゝげられしをうつしたるなり」、と見えたり、

コンザウジ　金藏寺　【所在】山城國乙訓郡大原野村字石作、長峯坂本の上○西岩倉山と號す、俗に御後堂と云ふ【宗旨】初め法相三論、今天台宗○本尊千手觀世音【起原沿革】相傳ふ、養老二年三月、元正天皇の勅建なりと、僧隆豐を開祖とす、聖武天皇神龜五年、勅して金藏寺の扁額を賜ふ、天平元年勅して花嚴普門品等の諸經を謄寫し、之を名山靈地に埋藏せしむ、本山其一に居れり、延暦十三年平安京の四方に盤地を相し、經典を納めらるゝ時、本寺は西方の一にして、西岩倉山の號を賜はれり、後ち大に頽廢せしが、天德中慈惠の門徒之を再興す、文明永祿二回の兵火に災せしも、住僧再建重營し舊觀を失はず、寺祿は乙訓郡中にて百二十八石餘を領し、一時武家の爲めに押領せらる、天文十八年別格勅願所となり、舊領を復せしが、天正十七年に至りて沒收せらる、慶長十年德川氏より山林境內東西十三町南北十八町の租を免じ、又貞享中桂昌院の諸堂を建立し、且つ寄附金を以て六十餘石の寺田を買收せり、元祿六年幕府より寺祿五十石の朱印を賜ひ、十年增して百五十石とす、寺境內支院六坊、今は悉く本寺に合併す○中世、堂の傍に三鈷堂を造りてより以來、俗に寺號を呼ばずして御鈷堂と稱すと云ふ、今二王門、本堂、護摩堂、客殿、開山堂あり、經塚は本堂の東の山中に在り、石を圓形二段に築き、上に高さ四尺許の石を建つ、是れ往古法華經を納めし所なりと云ふ（山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌）

ゴンサンギ　權參議　「サンギ」を見よ、

コンシ　健士　王朝時代陸奧國の邊境を鎭護する兵士、勳位ある人にて武藝に長ぜる者を以て撰び之に充つ、租庸調課役を免じ、食料を賜ふ、弘仁六年八月二十三日の官符に、健士二千人（勳八等已上千五百人、勳九等以上五百人）、分配番上兵士一千五百人（兵士一千人、健士五百人）、膽澤城七百人（兵士四百人、健士三百人）、玉造塞三百人（兵士百人、健士二百人）と見えたるを始めとす、承和十年四月勳位の人を充行ふべき無きを以て、白丁を以て健士とせしこと後紀に見え、其後所見なきを以て詳かならず（三代格、後紀）

コンジン　金神　陰陽家にて稱する神、八將神の外にて惡方位なり、世人鬼門と共に甚だしく之を忌む、金神は一に巨旦大王と云ひ、金鬼兼殺の神なり、其遊行の方を犯せば、神怒りて七人を殺し、若し其家に人足らざれば隣家にて補ふといふ、仍て七殺方と稱し、世人これに當れる方角には、造作、移住、嫁娶等悉く忌む、其方位は年々巡環して定まらず、甲己の年は金神の遊方、午未申酉の方、乙庚の年は辰巳の方、丙辛の年は子丑寅卯午未の方、丁壬の年は寅卯戌亥の方、戊癸の年は子丑申酉の方、又遊行の日春は乙卯より六日東に、夏は丙午より六日南に、秋は辛酉より六日西に、冬は壬子より六日北に在り（三才圖會）

コンジヤウヰン　根生院　【所在】武藏國江戸湯島○金剛寶山と號す、延壽寺とも稱す【宗旨】眞言宗、新義派江戸四箇寺の一○本尊藥師如來（傳ニ春日作）【起原沿革】寛永の初め御祈願所に命ぜらる、榮譽法印を開山とす（江戸名所圖會）

コンジヤクモノガタリ　今昔物語　【卷數】六十卷、國史大系本第十五冊、改定史籍集覽第九冊に收む【內容】和漢古今の雜話を和文にて平易に寫したるものなり、此書本名宇治大納言物語といふ、然るに、此書に載する物語條々のはじめに、今はむかしと書き出せるによりて今昔物語と號ぜるなるべし、今の刊本は井澤長秀の手に出で、所々に改めたる所あり、古寫本と文章の違ひあり、その凡例に云、此書もと三十卷中頃別ちて六十卷とす、其六十卷は日本部三十卷、天竺部十五卷、震旦部十五卷と云々、目錄に云ふ、卷一より卷十一に至る世俗傳、卷十二より卷十五に至る怪異傳、卷十六より卷十九に至る惡行傳、卷二十より卷二十三に至る宿報傳、卷二十四より卷二十七に至る佛法傳、卷二十八より卷三十に至る雜事傳、以上日本部、卷三十一より卷四十五に至る天竺部、卷四十六より卷六十に至る震旦部と【著者】源隆國（今昔物語、群書一覽）

コンシヨウジ　金勝寺　【所在】近江國栗太郡金勝山の頂○觀音寺ともいふ、また續紀に、金勝山大菩提寺と記す【起原沿革】聖武天皇の勅願にして、天平五年之を創建す、願辨僧正の開基なり、弘仁中別に八宗院を建て、一切經論一千百部を藏す、天長十年定額寺に預る、降りて天文十八年火災に罹り堂舍烏有となる、後奈良天皇詔して之を再建し給ふ、慶長中德川家康寺領三十石を寄す、此寺に淸泉あり、古へ之を禁中に獻じ、正月小豆粥の水に供すと云ふ（近

江輿地志略、名勝地誌）

コンス井ラク　酣醉樂　【名義】高麗樂、壹越曲三十四曲中の一、歌儛品目「カンスイラク」と訓めり、中曲なり○破拍子四、急拍子十、舞者四人【起原沿革】作者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年藤花の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり（龍鳴抄、禮樂志）

コンスソゴノヲドシ　紺裾濃威　鎧は花田色、裾草摺は最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は紺なる縅威を云ふ、一說に上は淺黃色、中は花田色、下は紺色なるを云ふ（軍用記）、天正本太平記關東大勢上洛條に、我身は其次に頭鎧の錦直垂に紺好大口を張せ、紺下濃の鎧に白星の五枚甲云々」と見えたり、

ゴンセイクワン　坤政官　紫微中臺の改稱、續紀に、紫微中臺居中奉勅頒行諸司如地承天亭諸物故改爲坤政官云々」、孝謙天皇の天平勝寶元年藤原仲麿の議に從ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年仲麿の役後、廢ぜらる（續紀）

ゴンソウジヤウ　權僧正　僧正（ソウジヤウ）を見よ

コンタイジ　金胎寺　【宗旨】山城國相樂郡東和東村字原山○もと鷲峰山寺と號す【宗旨】眞言宗、金剛峰寺の所轄に屬す○本尊彌勒【起原沿革】白鳳四年、役小角當山に入り天竺の鷲鷲山に擬して、入の峯を八葉の蓮華に表して八葉峯と名付く、巖頭に坐して修法する五七日、これを當山の開基と爲す、養老六年泰澄また此に來り練修し、榮成り堂舍を建立し、鷲峯山寺と號す、後に金胎寺と改む、後ち弘法傳教も亦來て孰も練心修行して、密宗の大道場となれり、永仁六年九月伏見天皇臨幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避け、故に當寺に行幸あり、護良親王も亦此に在り、爾後變遷一ならず、降て元祿の頃最も衰運に傾し、新藏院、多門院、福壽院、智德院の四坊も漸次廢壞せり、文政九年七月住持眞範山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再營す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數宇あり（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

コンダウ　金堂　七堂伽藍（シチダウガラン）を見よ、

コンチ井ン　金地院　南禪寺の塔頭なり、「ナンゼンジ」を見よ、

コンチ井ンスウデン　金地院崇傳　「スウデン」を見よ、

コムチスヂノヒタタレ　小鞭筋直垂　白紛にて細筋を摺付けたる直垂、近代は轉じて手持筋と稱す、慶長時代專ら之を著用し、秀忠將軍二條行幸の時警固は皆之を着用したりと云ふ（裝束集成）

コンチヤウ　近仗　近衞の次將をいふ、江次第に、近仗謂近衞次將也」、公事根源に、執翳（ハトリ）いでゝ帳を入字にかゝぐ、近仗警蹕をしやうし云々」と見えたり、

コンデイ　健兒　諸國の兵庫又鈴藏及び國府等を守衞する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇紀三年十一月の條に、恒將五十兵士繞身出入、名健人曰東方儐從者云々」とあり、是れ健兒の濫觴ならんか、天智紀二年八月の條に、日本國之救將廬原君臣率健兒萬餘、正當越海而至云々」とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額ありしとも思れず、續日本紀云、天平六年四月、免諸道健兒、儲士、選士、田租雜徭之半」とあれば、是より先き旣に設け置かれしなり、十年五月、停東海、東山、山陰、山陽、西海道等諸國健兒」とあり、健兒を十一年六月に縁停兵士、國府兵庫點白丁作番令守之、同十八年十二月、京畿內及諸國兵士、依舊點差」せよとあるは、健兒を復せしなるが、兵士といかなる差別あるにや、未だ考へず、奧羽にて健士と兵士とを以て、通稱なること明けし、儲士、選士と兵士と兵士と分ち云へり、この兵士は鎭兵にして、健士は勳位ある者を云へり、健兒とは別なりと思はる、然るに勳位の人を健兒とする制も見ゆれば、健士と健兒と同じきにもやあらん、延喜式に健兒をあげたるは、延暦十一年六月十四日の官符の條に記せるものなるべし、兵部式云、諸國健兒、山城國三十人、大和國七十人（三代格に三十人とあり）河內國二十人、和泉國二十人、攝津國三十人、伊賀國三十人、伊勢國一百人、志摩國三十人、尾張國五十人（三代格に三十人とあり）參河國五十人、遠江國六十人、駿河國五十人、伊豆國三十人、甲斐國五十人、相模國一百人、武藏國一百五十人（三代格に百五人とあるは、十を脫せるなり）安房國三十人、上總國一百人、下總國一百五十人、常陸國二百人、近江國二百人、美濃國一百人、飛驒國三十人、信濃國一百人、上野國一百人、下野國一百人、陸奧國三百二十四人、出羽國一百人、若狹國三十人、越前國一百人、加賀國五十人、能登國五十人、越中國五十人、越後國一百人、佐渡國三十人、丹波國五十人、丹後國三十人、但馬國五十人、因幡國五十人、伯耆國五十人、出雲國一百人、石見國三十人、隱岐國三十人、播磨國一百人、美作國五十人、備前國五十人、備中國五十人、備後國五十人、安藝國四十人、周防國五

十人(三代格に安藝周防並に三十人とあり)長門國五十人、紀伊國六十人(三代格に十人とあり)淡路國三十人、阿波國三十人、讃岐國一百人(三代格に五十人とあり)伊豫國五十人、土佐國三十人、とあるが如し、其官符に、以前被右大臣宣偁、奉勅、今諸國兵士除邊要地之外、皆從停廢、其兵庫、鈴藏、及國府等類、宜差健兒、以充守衛、宜簡差郡司子弟、作番令守と見え、同十六年十一月廿九日官符に、應勤位人差健兒事、(除太宰、陸奥國、佐渡等國府也)、右得美濃國解偁、被太政官去六月十一日符偁、外散位者、便令直國廳使雜事、量事閑繁、令申其數、除令服勞物送京庫者、而有勤位人、身雖強壯、或乏家資、無由服勞、望請停差白丁、差勤位人、番上下、以預考帳、謹請官裁者、被大納言從三位神王宣偁、奉勅依請、諸國亦准此行之、また十九年二月二十三日の官符に(上の十六年の文を擧て、諸國亦宜准此と見え、次に)式部、兵部省相共通計、滿前件數、また大同五年五月十一日官符に、兵士三百人を健兒とし、健兒一人に馬子二人を充るの制を立たり、其は一應給健兒馬子事、(二ケ條内)右得東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣諸嗣解偁、天平五年十一月十四日勅符偁、兵士三百人、以爲健兒者、自爾已來、以中男二人充健兒一人馬子、雖有國例、未見格式、然不虞之支擬、唯注健兒、養兵之道、不可不優、請依舊給之者、被右大臣宣偁、奉勅依請と見え、貞觀の頃に及では、健兒も名のみにて、非常の用に供すべきものあらざりしかば、健兒を選練するの命あり、其は貞觀八年十一月官符に、應選練健兒事、右被右大臣宣偁、奉勅云々、如聞諸國所差健兒、曾無才器、徒稱爪牙之備、不異蟷螂之衛、況復不敢之民、何堪非常之敵云々・國司宜能簡其人、勤加試練、期令一以當百、其大宰府、統領選士、亦宜准此とあり」と見ゆ、後ち聞ゆる處なし、而して其健兒の爲め給する田地を健兒田といふ不輸租田なり、聖武天皇天平六年四月、諸道健兒儲士選士の田租並に雜徭の半を免ず、延喜の制、諸國健兒、皆徭役を免じ、唯志摩、駿河、武藏、飛驒、上野、下野、佐渡、播磨、長門、阿波、讃岐國等は徭を、畿内は課役を免ず、其食糧畿内は桑田の地子、餘國雜健兒田を以て之に充つ、出羽國は出擧、隱岐國は國造田三町の地子を以て之に給す(續紀、延喜式、田制篇)

コンデイショ 健兒所 國衙の雜任の内にて、府に在りて健兒を掌る所なるべし、太平記藤房諫言の條に、國々には守護權を失ひ、國司權を重くす、是に依て非職凡卑の目代等、貞應以後の新立の莊園を沒倒して、在廳官人檢非違使健兒所等過分の勢を高せり云々」とあり、常陸には後世に至る迄存し、稅所眞成の子孫平岡氏代々此の職となり、終に其職を氏とし、健兒所(コニショ)と云ふ、俗に小四生或は近衛所と云へりと云ふ(稅所文書、健兒考)

コンデン 墾田 【名義】開墾したる田地をいふ、「ハリタ」とも訓む、山野を新に開墾するあり、能廢せる地を更に開墾するあり、卽ち後世の新田開發、荒地開墾にて、上古の史籍に、新墾(ニヒハリ)、小墾田(ヲハリダ)、治田(ハリタ)など見えたる卽ち是なり、墾田に公私の二種あり、公墾田は、官より百姓に命じ、その功食を與へて開墾せしめて以て官稻の田とするなり、私墾田は百姓に空閑の地、荒廢の地を賜ひ、自ら之を開墾して私有の田たらしむるなり【上代】仁德天皇十四年大溝を感玖に掘り、石河の水を引き、上鈴鹿、下鈴鹿、上豐浦、下豐浦四處の郊原を潤し、之を墾きて四萬頃の田を得たり、孝德天皇大化二年八月發詔、縱し國の堤を築くべき地、溝を穿つべき所、田を墾るべき間は均く給して造らしめらる【奈良朝時代】聖武天皇養老七年四月太政官の奏請により、天下に勸課して田疇を開闢せん爲め、其新に溝池を造り開墾を營むものには、多少を限らず、之を給うて三世に傳へしめ、舊溝池を逐うて開墾する者は其一身に給ふ、之を三世一身の法といふ、天平十五年に至り詔し、三世一身の法は、期滿つれば官に收受するが故に、その期近きに至れば、農夫倦怠して開地の荒廢するに因り、三世一身を論ぜず、開墾せる者の永く私財とすることを聽し、受地の後三年に至るまで本主の開かざるは、他人に墾することを聽さる、玆に於て大民土地を所有し私產と爲すこと、こゝに權輿す、然るに權門勢家其機に乘じ、恣に開墾し、百姓を虐ぐる者あるに至る、因て稱德天皇天平神護元年三月勅して自今以後開墾を禁斷し、當土百姓一二町の間は之を許したり、是れ勢家の横暴を停め百姓を救ひしなり、然れども實際行はれざりしを以て、寶龜三年十月禁を解き再び開墾を許したり、玆に於て開墾田多く庄園增加したり【平安朝時代】桓武天皇延曆三年十一月、諸國司の百姓の墾田を奪ひ、或は買ひて之を占有し、或は百姓の業を妨げて作田することを禁ず、嵯峨天皇弘仁の制、開墾すべき閑廢地を總計してその數を申して、その地主に課し、永く常地として耕種せしむ、若一年耕種せざれば、收めて他の申請する者に授く、その受地の人二年開墾せざれば、收判して再び他人に授け、遂に閑熟の人を以て永くその地主たらしむ、淸和天皇貞觀の年、墾田の後六年に及ばずして身死すれば、更に六年を延べて子孫をして耕食せしむることゝし、また受地の五分一以上を開闢したる者は、悉く

墾せずといふとも改判せずして其者に給ふ、醍醐天皇延喜式制定の時、私墾田に公水を用ふるものは收めて公田と爲し、西海道管内の諸國は、富土の百姓にあらざるよりは、墾田を要買し、及び田地を占め開くことを禁ず、而して此の開墾田は多く庄園となれるを以て同條を參看すべし【鎌倉時代】に至り、政綱漸く弛び、其墾する所、概ね人民の私爲に係り乃ち釋地となり、名田となる、文治五年源賴朝令を下し、東國不毛の荒野を開墾せしめ以て公私に益す、北條氏亦心を此に用ひ以て之を勸課す【室町時代】に至て封建の形粗定り、各其方隅を占め、騷擾寧日なし、間々墾闢する者あるも、概ね人民の私墾にて、官其事に與らざるに似たり【江戸時代】に及び時昇平に屬し、山間僻地に至るまで開墾し、以て公私の所有と爲す、人民空閑の地、海川の寄洲、崩埋地、山方、芝原等の田畑になるべき所を撿出して、其開墾を請うあらば其地の實況を點撿し、其利害を勘査して害なき者は許す、之を見立新田といふ、其成功の難易を量り、三年或は五年を期して、鍬下年期を定め納租を寬假す、漸ち地力熟すれば本田畑に編入す、而して公私の間、或は紛議を生じ動もすれば罪科に罹る者あり、故に之が方法を立て、各其向ふ所を知らしむ【明治維新】に至り益々勸勵せられ、明治二年段別五町歩以下は地方の管轄にて處分し、以上は官に請はしめ、且つ開墾局を設く、三年に府藩縣管内開墾地規則を定め、明治十七年地租條例を定む(田制篇、大日本租稅志、法令全書)

コンテンギ 渾天儀 江戸時代天文を測量する器をいふ、渾天儀(カンテンギ)を見よ、

コンドウウヂ 近藤氏 姓は藤原、秀鄕の末男千常より出づ、千常の三代文行の四男脩行近江掾となり近江に居す、因て近藤と稱す、三代景賴武者所たるにより武藤と稱す、其子武者所能成の末男直景の子孫近藤氏と稱す、八代滿用の時三河國に移り宇理に住す、其孫康用德川氏に仕ふ、其子秀用慶長十九年十二月五千石を加賜せらる、前封を併せて壹萬五千石、寬永八年二月卒す、嗣子幼にして藩任に堪へざるを以て千貳百石を削られ、五千五百五拾石を長子登助貞用に、五千石を次子彥九郎用將に、三千二百石を三子力之助に賜はる(尊卑分脈、系圖纂要、德川加除封錄)

○修行―行景―景親―景賴―能成―直景
景滿―秀滿―秀行―秀策―乘滿―直滿
滿用―忠用―康用―秀用―秀用―貞用
口用―德用―貞用―用叔―用倫―福用
用貞―用武―用隨―用和―用恒―用永―用明
用將

コンドウキヨハル 近藤清春 【名稱】通稱助五郎【事蹟】浮世繪師、江戸の人にて、正德中鳥居清信につきその道を研む、風俗の人物を能く畫き、草雙紙の板下を畫く傍、金平本赤本類の戲著を爲す、又始めて泥畫を畫く【著書】吉原細見記、江戸歌舞伎狂言等(浮世繪類考、扶桑畫人傳)

コンドウダウシ 近藤道志 【名稱】道惠の子【事蹟】京都綾小路新町西に住し、小堀遠州片桐石州の定塗師にて、多く茶器をつくる、殊にイザイザ塗を發明す、イザイザ塗とは漆の上面に極細の波紋を起し一種の雅致あるものなり(工藝鏡)

コンドウモリシゲ 近藤守重 【名稱】幼名圓次郎、通稱重藏、正齋又は昇天眞人と號す、法名自休院俊峯玄逸【事蹟】德川氏の臣、明和八年江戸に生る、寬政六年試に應じ、七年長崎奉行手附と爲る、十年晉人蝦夷に寇す、守重中川勘定奉行の支配に屬して擇捉に渡り、晉人建つる所の標柱を撤去して、代ふるに我國のを以てす、是より心を邊疆防備の事に盡し邊要分界圖を作る、又松前を官に收め奉行を置き事を計らしむ、文化四年遂

(守重自署)

貴を擢りて小普請となる、旣にして書物奉行に任ぜらるゝや、楓山文庫中の文書通覽せざるはなし、また甚だ家藏の書に富む、林述齋市河寬齋龜田鵬齋太田南畝等皆往來す、文政二年執政沼津侯と合はず、出でて大阪弓矢奉行と爲る、守重要歡是より志操を破る、文政六年また小普請と爲る、地を江戸下澁谷にトし男富藏をして經營せしむ、富藏隣家の農夫と事を構へ、之を殺害す、幕府罪を糺し、守重を分部光寧に預け、富藏を八丈島に流す、時に九年十月なり、光寧封地に赴くに及び守重を采地に押送し、竊に學を子弟に授けしめ、また謀りて諸政を改革するものあり、十二年六月十六日死す、年五十九、近江國高島郡大溝町瑞雪院に葬る、萬延元年に至り幕府その功を追賞して罪を赦す【著書】金銀圖錄、右文故事、外蕃通書、寶貨通考、邊要分界圖考、藏書敍錄、外國通信略、安南紀略、正齋書籍考、好書故事、宮古圖錄等六十四部(譯海、香亭手稿、近藤守重事蹟考)

ゴンニフジ 權入寺 「ニフジ」を見よ、

コンニヤクボン 崑蒻本 江戸時代酒落本の一種、其體裁こんにやくに似たるより名づく、「シャレボン」を見よ、

ゴンネギ　權禰宜　「ネギ」を見よ、

ゴムノコホリ　馭謨郡　所在大隅國
沿革夜久島に在り、推古天皇二十四年島人始めて歸化す、舒明天皇元年始めて田部連を掖玖島に遣る、後ち益救馭謨二郡を置き、多褹島に隷す、天長元年九月省して馭謨郡となす名稱延喜式又馭謨に作り「ゴム」と稱す、和名抄に誤寫、信有等の郷あり、古圖、駒路に作る、蓋し誤なるべし、元祿帖馭謨に作り、以後之に從ひ「ゴム」と稱ぜしを、地誌提要「ゴム」と稱し、明治二十九年熊毛郡に入る（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

コンノスソゴ　紺末濃　染色の名、うへ白くして、下、紺にそめたるものをいふ（源氏裝束抄）

コンノムラゴノヲドシ　紺村濃威　總體を薄き紺色にて、其中所々に濃き紺にて村に威したる綠威を云ふ、村濃とは、凡て何色に限らず薄き色の中に所々村に濃きを云ふ、然れども古書には紺村濃の外に見えず、長門本平家物語熊谷平山城戸口寄條に、熊谷二郎直實は褐衣の曹ひたゝれに紺村濃のよろひに紅の母衣かけて云々」と見えたり、威（ヲドシ）の插圖參看、

コンノムラゴノヒタタレ　紺村濃直垂　紺にて村濃に染めたる直垂、村濃とは、薄き紺地に濃き紺を以て處々に印したるを云ふ、盛衰記に、治承初度競馬、損ニ陣戰ニ袴絹直垂、一番左源仲綱、紺村濃直垂小具足云々」と見えたり、

ゴンハフリ　權祝　「ハフリ」を見よ、

コンバルリウ　金春流（今春）　金春氏信の創めたる猿樂の流派○氏春は觀世元淸の女婿たり、本姓を竹田といひ式部と稱す、此道に堪能なるより、大和春日の圓滿井座を繼ぎて金春と改稱す、子孫其業を世襲し、江戸時代には祿三百石を食みて、幕府に仕へ、若年寄の被官たり、「サルガク」參看、

○今春氏信——六郎元氏——八郎元安——七郎氏照
┌八郎喜勝——八郎安照——七郎氏勝——七郎重勝
┌八郎元信——七郎重榮——八郎重休——十次郎信尹
┌七郎氏綱——八郎隆庸——七郎氏政——八郎安信
┌七郎元照——廣成——八郎

ゴンベツタウ　權別當　別當を補佐して寺務を取扱ふ、興福寺石淸水宮寺に置く、共に官符にて補せらる、石淸水は延喜元年會俗を權別當とせしを始めとす、「ベツタウ」參看、

コンボンカ　混本歌　もと旋頭歌と同じ、中世以降短歌の末の一句を缺きたるものを云へり、古へ後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なりと云ふ、悅目抄に證歌あり、「朝顏の夕かぜまたず散りやすき花の名ぞかし」の類を云ふとぞ（奥儀抄、悅目抄）

コンボンジ　根本寺　所在常陸國鹿島郡鹿島町大字宮中○瑞鹿山と號す宗旨臨濟宗、妙心寺派○本尊藥師如來起原沿革推古天皇の御宇、聖德太子勅を奉じて草創せし所にして、高閑の僧惠灌僧正を開山となす、建久二年常寺破壞によりて北條氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて異賊追討の祈禱を修す、程なく靜謐す、康永中に至り、また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の敎外得藏和尙住持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、延文三年義詮將軍佛殿を再興す、此時後光嚴天皇勅額を賜ふ、天正三年十七世天柱棟和尙入寺す、是より妙心寺末となる、是まで鎌倉五山の輪番なり、江戸時代、朱印地百石を領す、塔頭五字、末寺二箇寺あり（新編常陸國誌）

コンボンチユウダウ　根本中堂　延曆寺の一乘止觀院を云ふ、延曆寺（エンリャクジ）を見よ、

コンメイチノシヤウジ　昆明池障子　大內裡淸涼殿の弘廂に立て置かるゝ衝立障子を云ふ、二間（フタマ）と弘徽殿上御局との際に在り、障子の南面に支那の昆明池を畫き、（漢武帝の造る所と云ふ）北面に嵯峨野小鷹狩の圖ありていづれも極彩色、緣臺ともに黑塗、橡軟飾唐草、金物金銅、橡臺足黑塗、橫九尺、高六尺、弘仁中、賢聖、荒海の障子と共に畫がゝしめらる（禁中御抄、大內裏圖考證）

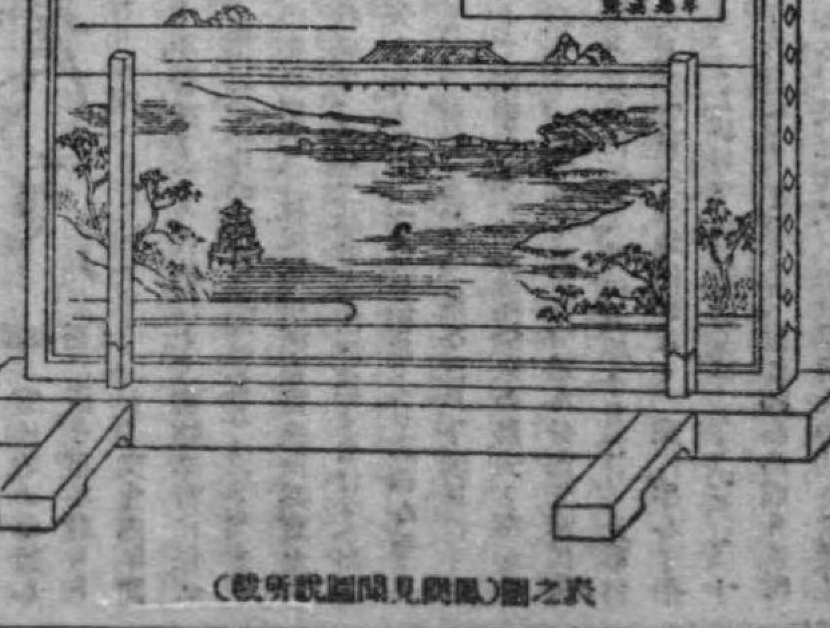
表之圖（鳳闕見聞圖說所載）

裏之圖

コンヤヤク　紺屋役　江戸時代納税の一種、紺屋の藍瓶に課したる役錢にて、藍瓶役ともいふ、若し紺屋ならずとも、百姓各自藍瓶を持ち手染をなすものは、百姓より藍瓶役錢を納むるなり、關東の國國は、土屋五郎左衞門紺屋頭となり、紺屋を支配して役錢を取立て、遠國にては、之を地頭に納む、又國によりて役錢なきもあり（地方凡例錄）

ゴンラ　今良　「イママヰリ」を見よ、

ゴムラカミテンワウ　後村上天皇　名諱御諱は義良、初名憲良系譜後醍醐天皇の第七皇子、御母は新待賢門院藤原廉子、第九十七代の天皇事蹟嘉曆三年御降誕、元弘三年十月出でゝ陸奥出羽を鎭し、參議陸奥守北畠顯家之が輔たり、建武元年夏親王となる、延元元年正月奥羽の兵を率ゐ、足利尊氏の後を躡して西上し、二月宮中に冠を加へ、三品に敍し、陸奥太守となり、鎭に歸る、二年正月國人多く離叛せしを以て、鎭守府大將軍北畠顯家と共に靈山城を保ちしが、幾干もなくして國人等車駕吉野に幸せるを聞きて又歸順せり、八月顯家等と陸奥を發し、十二月進んで足利義詮を鎌倉に討ちて之に克ち、三年正月京都に赴き、青野原に至りて尊氏の兵を敗る、二月奈良に赴く、戰利なくして吉野に入りしが、閏七月再び鎭に歸任するや、密詔して儲貳たるを許す、前大納言北畠親房之を輔く、九月伊豆崎に至る、會々大風暴かに起り、船皆飄蕩し、御座の船殆ど沒せんとせしが、既にして風忽ち變じ、還りて伊勢篠島に著す、四年三月吉野に歸り、立つて後醍醐天皇の皇太子となる、八月十五日左大臣藤原經忠の第に受禪、十月五日吉野行宮に卽位す、時に年十二、正平三年正月高師直等來り寇す、天皇避けて穴太に幸し給ふ、師直等火を吉野の行宮に放ち、神社佛閣みな蕩盡せり、六年尊氏、弟足利直義と隙あり、諸將各々二派に別れて相鬩ぐ、玆に於て尊氏父子伴りて降を天皇に請ひ一時を彌縫して、直義を圖らんとす、天皇また伴りて之を許し、七年二月賀名生（是より先穴生を改めて賀名生と爲す）を發して京都に入り、男山を以て行宮と爲す、既にして義詮また叛し兵を率ゐて行宮を攻むること急なり、官軍防戰せしと雖も利あらず、同年五月、天皇甲を被り馬に御し圍を潰て奈良に行し、尋で賀名生宮に還幸す、十三年賊軍また行宮に迫らんとせるを以て、金剛山に入りて觀心寺に幸し、後ち住吉行宮に御す、二十三年三月十一日同所に於て崩ず、御壽四十、河內國南河內郡川上村大字寺元檜尾陵に葬る（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

コンリンワウジ　金輪王寺　金峯山寺（キンプセンジ）を見よ、

コンレイ　婚禮　【上代】當代は、貴賤の階級、後世の如く顯ならざりし故に、血族間の婚姻は、素より厭ふ所にあらずして、叔姪相嫁し、兄妹相婚ぐり、されど、皆異母同胞の間に行はるゝ者にして、同母は、縱令其父を異にするも、相嫁することを禁じたりき、抑この風習は、夫妻居を別にし、且つ一夫多妻の狀態より出でたり、かくの如く此の時代に於ては、同母兄妹の外、一族の婚姻を嫌はざりしと共に、また貴賤上下をも問はざりき、故に天皇の妃を迎へ給ふに、或は播磨より、或は日向より、或は尾張より卑賤の女子を聘し給へること史に見えたり、且つ高天原の人種と、土著の人種と雜婚し、新羅より歸化せる天日槍の、但馬の人麻多烏を娶りて、但馬の諸助を生みしを見れば、人種の異同をも問はざりしものゝごとし、而して多くの妻妾のうち、家系の尊きを嫡妻としてこれを「ムカヒメ」といひ、權利最も强し、嫡妻の子を「ムカヒバラ」といひ、また前妻を「コナミ」、後妻を「ウハナリ」といへり、なほ當時の習俗として、男女相婚嫁せんとするに際し、女は必ず其父兄に告げて許を受け、父兄其良緣なるを諾すれば、贄を婿に贈りて嫁娶の信契とす、後世結納といふは卽ち是なり、其贄は種類一ならざれども、普通には琴を贈りて婚嫁の表とせり、これ吾妻琴の名ある所以なり、若し夫妻相適はずして離別せんとする時は、夫より其琴を妻家に返す、これを事戸をわたすといへり、また男子は婦を己が家に迎へず、自ら妻の家に通ふこと當時の風なりき、されば結婚の日にも、夫たるもの妻の家に行き、妻方にては種々

の酒食を机に列へて新夫を饗す、これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす、今なほ合卺の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿は客たりし風習の遺れるならんか、下りて【奈良朝時代】に至りても、其風俗習慣のごとき、從來と大に異なるを見ず、漢學の流行するに及び漢土の儒道に從うて、三從七去の法を定め、また成文的に私通を嚴禁せりと雖も、貴賤ともに、私に情を通じ、密に契を結ぶもの少からず、僧尼さへ情人を設けて、不義の快樂を貪ぼるもの往々にこれありき、而して夫が妻の家へ通ふこと、また正妻は己の家にむかへ、別に妻屋を建てこれに住ましむることも、古來の風なるが、此時代に至りても亦然り、また女は漫りに己の姓名を人に語らず、夫と定めて後始めて姓名を明かし聞かすことも、古來の風にして、此頃に至るも亦同じく、堅く契れる男女の相別るゝ時下紐を結び交はして、再び會ふまでは、互ひにこれを解かじと約するも、古の風のまゝなり、また女の年稍々長じて、振分髮も肩過ぎぬるとき、先づこれを結髮るは、預め夫と定まりたる人の爲ることにして、恰も後世女の「びんそぎ」といふことを定まる男の爲すに似たり【平安朝時代】に入りては、世態淫靡浮華に流るゝに從ひ、春情早く萠し、婚期夙に熟し、男女十二三歳にして既に情を通じ、或は嫁娶するもありき、而して嫁娶の約成立すれば、暦道に從うて結婚の吉日を擇び、(陰陽不將日を最吉とし、未戌の日、伐日、三伏、月殺、往亡、歸忌、無翹、上弦、望晦、厭、厭對、天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を忌む)、當日に男は日暮、密に女の許に訪れ、鷄鳴曉を覺ゆれば、未明に歸る、男歸りて後直に後朝(キヌぐ)の書(フミ)とて、昨夜の名殘の盡きざりしことゞも情深く認めて女の許に寄するに、女も返書を其使に託する習ひなり、女の父母は男の容貌品位など詳細に聽き、其意に適はざる時は、女を誡めてこれと絕たしむ、かくて若し男の書を寄すること怠りて正午に至れば、我に心なきなりとて、女自らも其親兄弟も心憂きことにす、さて次の夜も密かに通ひ來つて朝疾く去り、書を寄すること初夜に同じ、第三の夜には、三日の餅とて、餅を作りて、男女これを食ふ、大抵三ッづゝ用ふる式なり、この夜か、または一二日後女の方には酒肴を設けて聟と其從者とに饗す、此時始めて舅婿、面を會はする式ありて、互に酒を酌みかはす、これを露顯(トコロアラハシ)の式といふ、その翌朝よりは、婿は朝も日闌くるまで女の許を去らず、始めて明々地に、その家に出入するなり、斯くて後夫妻の情日を追うて密に、夫はこの婦と生涯を共にせんと決したる時は、これを正妻として己の家に迎ふ、高貴の人の對の家など多くもちたる人は、たとひ本妻ならざるも、數人の女をその家に置くことあれど、普通には正妻の他に、女と居を共にせず、己より女の許に通ひ行く習ひにて、女は種々世話を爲すなり、一夫多妻の風は前期已來禁ぜられしも、猶その風を存し、一條天皇には皇后と中宮との二后、後冷泉天皇には皇太后、皇后、中宮の三后あり、人臣にも、藤原師輔には三人の正妻あり、藤原道長には二人の正妻あり、また其父藤原兼家も三人の正妻を娶りしかば、世人雖といへり、斯くの如き爲めに婦女間に嫉妬を逞うし、相擊ち相鬪ふこと稀ならず【鎌倉時代】古のまゝに、婦女を夫の家に娶らずして、婦女の家に夫の通ふあり、また夫の家に婦女の迎へらるゝ風も此時代より起れり、上流社會の淫靡の風は、なほ矯正の功なく、或は妻あるものゝ、他の女を他家に託してこれに通ひ、或は父のその子の妻に通じ、或は弟の嫂に通ずることあり、甚だしきは院宮の中にも、父子妻を一にし、或は白晝宮中にて通ずる者あるに至れり、武人が政略上より、近親の情を溫めんが爲めに、姻緣を結ぶこともあり、また他の子女を取つて姻を通じ、人質の如くなして、その背叛を防ぐこともあり、因りて以て己の子女を敵人に嫁して、他意なきを示すこともありき【室町時代】には、妻を娶るを「ヨメムカヘ」といひ、女子の嫁するを「ヨメイリ」といへり、太古以來の男が女の家に通ふ風、何時しか移りて、大抵妻を自家に迎へて婚姻の式を擧げ、それより妻は夫の家に共棲す、當時將軍家及びその他の貴族の婚禮に、まづ其當日妻となるべき女の衣裳は、上衣にさいはひ菱の紋様ある白き小袖に、同じ袿衣を用ひ、下衣は練の紅梅、中衣は定まりたる色なし、但し夏は丸生絹の腰卷を著る、胸に護身の符を懸け、輿に乘りて行くなり、隨從の輿は十二挺にして、其行列の次第は、一番輿には大上﨟、二番には小上﨟、その間に新婦の輿をたつ、三番に御局、四番に中﨟の頭、五番に同中﨟、これより十二挺次第に列なるなり、その他の輿は何挺にても、これが後にありて、次第に拘らず、三十挺もあり、五十挺もあり、輿舁の人夫は、皆何れも十德を上に著、白き布の帶をなす、これに續きて五騎三騎、遠路は七騎隨從す、その時齎らす調度には、一番に貝桶、次に色直しの中持、二番に厨子棚、黑棚、三番に擔唐櫃、五番に中持、六番に屛風、箱、七番に行器とす、その他の雜物は先きに遣るなり、新婦の輿門を出づれば、その左側にて門火(カドビ)を焚く、婿の方にても時期をはかりて門火をたき、迎の人を途に出だす、さて輿の受取渡しといふことありて、送るものも迎ふるものも、大刀折紙にて一禮

ありて、輿を婿の家に迎へ、二の室或は三の室へ廻し、婿方には侍女房といふものありて、新婦を婚儀の席に導く、婿やがて出で來り、酒を酌み盃を交して式三獻あり、其席には二重瓶子、置鳥等を飾り、床の立花は、一瓶の中に心二本さし向はせ、花の輪をも向はせ、總べて常葉なる木を用ふ、さて第三日目までは、婿を始め隨從の女房に至るまで、何れも白小袖を著く、其日に及びて色直しとて他色に改め、また親の式ありて、舅姑を始め、一家一族對面の禮あることは、平安朝時代の露顯の式の遺風なるべし、高貴の社會に於ける婚禮の正式は斯くの如くなりしも、[illegible]永以後總べて簡略に流れたり、傳へいふ、元龜の頃には、高祿の武士の妻にても、乘物を用ふるものなく、婦女の婚禮にも麻の被衣を著て、貫木といふものに尻かけ、うしろざまに負はれて行きたりといふ【江戸時代】に於ける婚姻年齡は、前期と大差あるを見ず、高貴の間には常に早婚の弊あり、これ衣食足りて妻子を養ふに苦まざるが故なり、庶民は財貨漸く饒なるを待つて妻を迎ふるが故に、婚期比較的に遲くして、概れ男子は二十乃至二十五歲、女子は十七乃至二十歲にて嫁娶す、血族婚姻は上流社會には好まれざりしかども、中流以下に於ては、一の便法として往々行はれたり、遺傳病の血統あるものは特に厭忌して、これと婚姻を通ずることを憚れり、この時代にて遺傳病と認められたるは癩病、梅毒、肝癆等なり、而して其儀禮たるや、庶民の間にありては、多くは預め見合をなし(見合とは場所を定めて夫婦たらんとする者の會見するをいふ)、互に面貌容儀を見、意に合はざればこれを拒む、高貴に在つては、概ね媒の斡旋によりて諾否を定むるまでなり、既に互に媒人を立てゝ婚姻を定むれば、吉日を擇び、男の方より物を贈りて言入を遣はす、これを結納といひ、俗に「タノミノシルシ」といふ、五荷五種、或は三荷三種、一荷一種など、富の程度に從ふ、五荷五種とは斗樽十、肴五種をいひ、肴は昆布、鯣、鰹、鯛、串鮑、鰹節等なり、また小袖、帶を贈る、小袖は紅白二領を式とす、以下これを略するもあり、甚しきは帶代とて、金錢を以てこれに代ふるもあり、「タノミ」の使は家の年寄役を以てす、贈遺の式ありて舅は使者を饗し、式三獻の儀あり、これを一に常陸帶の祝といへり、而してその式日は婿の方にて撰ぶ、通常は暦に從うて天赦日、不成就日を忌む(天赦日とは春の戊寅、夏の甲午、秋の戊申、冬の甲子の日をいひ、不成就日とは毎月四、八、十五、十八、二十五、二十九の六日をいふ)、世に季春三月を婚禮の忌月として用ひず、これ花によそへて、散り易しといふより不吉とするなり、式を擧ぐるには多く夜陰を擇ぶ、さて其當日になれば、婿の家には門前、玄關、臺所に紋付の提燈を燿かし、燭を列ねて待てり、既に嫁の輿、婿の家に至れば、これを椽に著く、婿出でゝ輿に手をかくるを法とす、尋で待女郎出で迎へ、新婦を內に導きて化粧室に入れ、更に粉黛を粧ひ、衣紋を刷はしむ、かくて式の座敷に出づ、座の次第は婿は客位とて上座に著き、新婦は主居とて下座に著く、蓋し太古以來の風、夫が女家に通ひし風の遺れるなるべし、待女郎は婿の傍に、介添人は局とて新婦の傍に陪す、庶民にありては、婿は紋服上下を著け、小刀を腰にす、式には酌人出でゝ式三獻あり、酌人は多く二人とす(別に瓶子の役あり、銚子、提瓶子は紙にて折れる男蝶女蝶を以て飾る、次に引渡を出して、更に三つ盃を交はして各々三度づゝ呑み、新婦に終る、これを三三九度の盃といふ、婿、盃を措く時雜煮を出だす、やがて婿は其席を避け、新婦、局、待女郎等列坐して酒を酌み、雜煮に引きかへて高盛を出だす、斯くの如き式にも眞草行の三級ありて禮家の諦とする所なり、卑賤にあつては到底斯くの如き正式によること能はざるは言を俟たざるべし、合卺の式畢りて色直しのことあり、これ新婦の小袖始めは白綾なりしを、後に紅の小袖或は五色金銀にて彩りたる小袖に更むるをいふ、色直しの小袖は舅姑より出だすものにして、嫁の方よりは小袖、帶、扇などを婿に進む、婿是を著けて席に出で、更に盃を交はす、その他、嫁の方より舅姑、その親緣奴婢などに何れも進物を贈すなり、色直しのこと畢りて、やがて夫妻共に部屋に入り、更に獻盃あり、男より飮み始めて女にさす、後合歡の事あり、この日は「かへす」「もどす」「また〱」「かされて」「おくる」「さる」「もどる」「なほなほ」「いよ〱」などの詞を忌む、蓋し是等の語は直接に、間接に、姻緣を離絕すべき意を含めばなり、また紫縞、無紋、綸目返しなどの衣服を忌む、さて是等の儀畢れるを、俗間には「祝言すむ」といひ、または「輿入すむ」といへり、かくて婚禮の翌朝、膝の女まづ夫婦の情相和し、舅姑また歡ぶなどのことを新婦の郷家に報ず、其日より五日歸(イツカカヘリ)まで、新婦の緣類知己、夫婦の機嫌を訪ひ、菓子、提重、行器などの贈物の數をつらぬ、これを部屋見舞といふ、第三日に至りて新婦の郷家にては婿の親緣を招きて饗す、これを三箇日の振舞といふ、この日婿の方より紅白の餅を舅に贈る、これを世に五百八十七まがりといふ、餅の桝目三石三斗三升三合にて數を五百八十七にとり、形を俵形にす、舅の方にてはこれを親緣知己奴婢等に分つ、第五日に新婦、早朝より郷家に行く、これを里歸または五日歸といふ(里歸は三日目を用

ふるものもありき)翌日、婿の方の親緣より新婦の許に人を遣はし、贈物を齎させて新婦の安否を訪ふ、これを里見舞といふ、かくて新婦留まること五日にして歸る、これを十日歸または花歸といふ、これらの婚禮の諸式全く畢りし後、新婿の婦家に婿を招きて饗し、家の一門親類うち混じて獻酬す、これを緣直といふ、兩家の親緣知己、皆祝意を表して酒肴、綾絹等を贈る、兩家各々赤飯を蒸し、配りてこれに酬ひ、またその人々を招き饗して結婚を披露することあり、これを婚禮披露または「ひろめ」といふ、將軍吉宗勤儉を重んじ、享保中、天下に令して婚姻の式には專ら蛤の吸物を用ひしむ、是より先將軍綱吉の世、江戸に水島卜也といふものあり、小笠原の家傳を得たりと稱し、種々の說を揑造して、諸禮を敎ふ、從うて學ぶ者頗る夥だし、是より禮法を以て家を立つる者多く、何れも小笠原流と稱して、眞行草の式を說き、民間にもこれを傳へて種々の風儀を養成したり、婚姻の儀には嫁の輿を逆さまに舁き出だすこと、其輿の婿の家に入る時、門内にてうちあはせの餅とて老人夫婦の餅を搗くこと、召替の輿に筒子、這子、犬張子などを載せ、其戸を閉さて、衆人に觀せしむること、新たに竈葉の釜、長枕などいふ物を作ること、かつら女及びとゝわけ(懸覺拂)といふ女を隨伴せしむること、其儀に列なるには褐の上下、褐の無地熨斗目の服を著し、腰に筋を織りたるを腰あきとて嫌ふこと、三日の餅の數を必ず五百八十七と定むることなど、繁縟なる小禮末節は概ね小笠原を稱する諸禮家が唱へ出だしたるものにして、前期には未だ見ざるところなりき(藤岡博士日本風俗史)而して江戸時代には、また武家諸法度に於て大名旗下等の私に婚嫁するを禁じたり、令文は時によりて多少の變遷あれども寬文三年の法度には「國主、城主、一萬石以上、近習、並物頭者、私不レ可レ結二婚姻一事、附與二公家一結二緣邊一者、向後達二奉行所一可レ受二差圖一事」と見ゆ、これ婚嫁によりて生ずる朋黨の弊害と、皇室に近くの便宜を豫防せんとするの政策なりき、

コンレンジ 金蓮寺 【所在】山城國京都市新京極錦小路下ル東側○世に四條道場と云ふ、舊は萬里小路通、錦小路と綾小路との間に在りしにより、太平興國錦綾山と號す【宗派】時宗四條派の本寺○本尊阿彌陀佛【起原沿革】緣起に云ふ、慶長元年後伏見院の皇后廣義門院御難產なりしが、夢中に祇陀林寺の淨阿が咒符を服し給はゞ平產ならんと、仍て淨阿に命じて奉らしむ、程なく皇子御平產あり、光嚴天皇是なり、卽ち勅願により一寺を建立し、錦綾山興國金蓮寺と號す、後ち足利氏の信仰を受け、嘉慶二年足利義滿四條坊門の釋迦堂を寄進し、敷地は佐々木道譽の寄進する所なりと云ふ、和歌四天王の一なる頓阿嘗て此に住したりき、堂前に古松あり、每年夏杜鵑來り鳴くを以て、後伏見天皇より杜鵑松の名を賜ふ、足利義敎も亦來りて杜鵑を聽きしことありと云ふ、此松は雷火に燒け、現今のは天明の時植ゑたるものと云ふ、本寺の住僧は維新前までは、代々淨阿と呼びたり○什寶に一遍上人繪傳二十卷あり、後伏見二條花園三天皇の宸筆にして、畫は藤原行光なりと云ふ(山城名勝志、山州名跡志、京華要誌、京都名勝志)

コムロブシ 小室節 小歌の一種、天保頃迄は、諸侯入府の節、馬前に立て必ず謠ひしとぞ、其曲節を傳ふる家、江戸三河島に住すと云ふ、其始め詳ならず、人倫訓蒙圖彙馬士の條に、此歌うたひしこと見え、又續猿蓑に「春の日や茶の木の中に小室節」など見ゆれば、元祿以前既に流行したること明なり(擊曲類纂、小歌大全)

コメウラ 米占 精米三粒を紙に包みて神座を占ふの法、每年正月十五日田家にて之を行ひ、今年又は來年の農稼を決す、俊忠卿占戀の歌に「さぬかとろそのくましれの思ふことみつてふ數をたのむばかりぞ」、蓋しくましれとは神に供する米の謂なり(提醒紀談)

コメオリ 穀織 織物の一種、羅又は紗の類にて目のすきたるうすき織物、生糸にて織り夏期著用の衣類に用ふ、和名抄に、穀(胡谷反、和名古女)其形縐縠之如レ粟也」と見えたり(貞丈雜記)

コメザ 米座 米を賣る所をいふ、鎌倉七座(カマクラシチザ)を見よ、

コメシヤウグン 米將軍 德川吉宗をいふ、吉宗、米價下落して百姓の困難を見、米を買入してその下落を防ぎたるより名づく、「トクガハヨシムネ」參看、

ゴメンガハ 御免革 紫色にあらざる錦革をいふ、用ふることを聽す革の義なり、足利義滿將軍と爲り、甲冑鞍馬の美麗なるを好み、紫の錦革は他人をして用ひしめず 其他のものを聽せり、因て此の名あり(工藝志料)貞丈雜記に、二品あり、一つは前に記したる正平御免革なり、二には、赤黑色の地に、白く唐草又は菊紅葉などの類を染めたるを云ふ、錦革は、前にいふ如く、紫地に、白く繪やうを染むる、是れは將軍家其外高位の人の用ひらるゝ革にて、濫に平人に錦革用ひず、赤黑の地に白紋の革は、誰にも憚りなく用ふる故、御免革と云ふなり」と見えたり、「カハ」參看、

ゴメンノウ 御免能 勸進能の一、町年寄に願書を差出し其許可を得て興行するものを云ふ、

隔三年に一回位づゝ行ひたりと云ふ、「ノウ」參看(遊藝起原)

コモソウ 虛無僧 普化宗の僧侶をいふ、「フケシユウ」を見よ、

ゴモツサタシユウ 御物沙汰衆 公事奉行人(クジブギヤウニン)を見よ、

ゴモツナガモチブギヤウ 御物長持奉行 御物奉行(ゴモツブギヤウ)を見よ、

ゴモツブギヤウ 御物奉行 【職制】室町幕府の職名、御物を納めし唐櫃を預りて事を辨ずるを掌る、故に御物奉行と云ふ、又御物長持奉行とも云ふ(長持は卽ち唐櫃の稱なり、蜷川親基記寬正六年正月の條に、御物奉行、三月の條に御物長持奉行と見えたり)常に二人を以て結番とし、將軍出行の日供奉す、御物は政所方にて辨備するを以て伊勢氏の被官たる輩必ず此職を奉ず【沿革】鎌倉時代には中持奉行と云ふ、織田豐臣時代より挾箱の制起り、出行の用とせしを以て御物長持奉行の職名廢す(武家名目抄、官制沿革略史)

コモノ 小者 武家の驅使を務むる童を云ふ、小人とも云ふ、朝廷の小舍人に當る、後ちには單に賤き召使の稱に用ふ、中間(チユウゲン)よりも卑き役、吾妻鏡建曆三年五月三日の條に小者の名見えたれば、此の頃よりありしものなるべし、室町時代は脚胖をはき、四幅袴を著し、十德又は素襖直垂など時によりて著用し、名には、何若と名付けたり、御成次第故實に、御小者も御輿のきはまであがり候、御じやうりを持候は、御小者久しくめしつかはれたる、ちと年寄たるが持候云々」、宗春記に、公方樣御小者は、六人づゝ番におりて走り候、左候ほどに、大名衆は四五人までも過候由、古き人は申され候云々」とあり(四季草、貞丈雜記、武家名目抄)

コモノナリ 小物成 江戸時代雜稅の一種、山、野、池、沼、三草(藍、紅花、麻)四木(桑、漆、楮、茶)及び其他雜種に課する諸稅を云ふ、其種類稅額は、地方によりて一定せず、今其種類の一斑を示せば、山年貢、山小物成、山手米、野錢、野手役、茶役、池役、御林下草永、葭萱代、河岸役、紙船役等なり(舊幕縣治要略)猶地方凡例錄に、小物成は總名にして、浮役は其內の一也、年貢の事を物成と云によつて、小年貢と云の意にて、小物成と云、田畑より納むる年貢は、本途といふ、野錢、山錢、林永、漁獵役、池川海役、其外品々の名目有レ之、古來より鄕帳に記し、定納に成るを、總て小物成といふ、(中略)一體小物成の起り、上古は租庸調の法令あり、調役の遺法と見えたり、鄕帳に記し、定納に成る小物成は、知行渡の節、物成詰として、米なれば一石を高二石五斗、永は一貫文を高五石替とす、上方筋は、銀なれば六十目、鐚(ビタ)は四貫文を五石に當て高に結ぶ定法なり、又何役、何永、何分一、何運上、冥加永など云て、鄕帳外書に載て年季を限り、或は年により增減有レ之類、又臨時物にて鄕帳に載せざる品も有り、是を浮役と唱ふ」とあるにて其槪略を知るべし、

コモンガハ 細小革 染革の一種、小き花章のあるものにて、其文は多く小櫻齒朶菖蒲菱等なり、武人用ひて甲冑を綴る(工藝志料)

コモンジキン 古文字金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元文小判金をいふ、「ゲンブンコバン」を見よ、

コモンジヨ 古文書 過去の時代に於て、當事者が、或事件における必要上、其相手たるべきものに宛て、文字を以て、其要件を書き現はしたるものを云ふ、文字を以て書き現はすには、一は肉筆により、一は印刷による、またその相手卽ち受取者が、神佛たり、官府たり、國民全體たり、はた國際もしくは個人たるかは、唯その作成の目的によりて變化し、從うて多くの樣式種類等を生ず、而して古文書に現はれたる諸の徵候に就きて、科學的研究を加へ、其眞僞を鑑查するを目的とせる學を、古文書學と名付く、(黑板博士說)蓋て按ずるに、我國に於て古文書を骨董品として尙び、或は訴訟の左劵となしたるが如きは早くよりの事なりしが、之を修史上の史料として蒐集し、並に應用したるは、實に江戸時代にはじまる、其事は寬文四年、幕府に於て、本朝通鑑編輯の時、諸國の寺社及び大名旗下等に諭して、所藏の文書舊記を呈せしめしを嚆矢とし、尋で山鹿素行が武家事紀の內に古案として文書を編せるあり、また貝原益軒の黑田家譜、田邊希文の伊達家治家記錄等、みな古文書を本として編纂したるものにかゝる、なほ水戸義公も大日本史編纂の必要上、天和貞享元祿の際、佐々宗淳、丸山可澄、大串元善等を南都及び山陰、山陽、西海、北陸、陸奧出羽の地方に派して古文書を採訪せしめ、因りて南行雜錄、西行雜錄等の編あり、其後幕府にても、元文五年青木敦書を甲信遠駿に關東諸國に遣はして採訪せしめ、因りてまた八州古文書諸州古文書の編あり、其他諸家感狀錄、古文書集、古今消息集、審備集、諸國文書、楓軒文書纂、萩藩閥閱錄、薩藩舊記の如きを算すれば二百餘部の多きに上るべし、(史學雜誌「古文書學」)然れども古文書其物に就きての研究は、全然等閑に附せられしが、明治以後に至り、修史局に於て全國の文書を採訪し、尋で久米邦武、星野博士によりて文科大學に硏究起り、更に黑板博

士の之を專門に研究するありて、古文書學は、漸く獨立の一學科たらんとするに至れり、いま現に文科大學史料編纂掛に於ては、其編纂にかゝる大日本史料の內に幾多の文書を引證し、また大日本古文書として、古文書のみを刊行せられつゝある等、古文書研究の氣運將に大に興らんとするを見るなり【種類】國內文書と國際文書とに大別し、國內文書は更に左の數種に分つべし、

詔	勅	宣命	女房奉書	宣旨
口宣案	綸旨	令旨	院宣	官宣旨
符	牒	解	移	下文
御教書	長者宣	掟	禁制	判物
內書	朱印狀	黑印狀	下知狀	奉書
折紙	表	奏	啓	言上狀
注進狀	寄進狀	愁狀	訴狀	陳狀
書狀	送狀	消息	願文	誓紙
起請文	讓文	宛文	置文	

國際文書は、國書の外、書狀並に幕府より外人に與へたる貿易免許の朱印狀等あり、各條參看すべし、

ゴモンゼキ 御門跡 門跡(モンゼキ)を見よ、

ゴモンバン 御門番 江戸時代、江戸城門を守衞する者をいふ、大手は十萬石以上諸矦大名の役とす、城門によりて各異なれり、各城門の條を見よ、

ゴモンバンニン 御門番人 江戸幕府の職名、櫻田御用屋敷(十五俵三人扶持)、作事方定小屋(三十俵二人扶持)、疊藏(十俵一人半扶持)、小普請方定屋(持高持扶持)、普請方定小屋(持高持扶持)、蠶部屋(持高持扶持、數年勤めなば金三兩を給す)、春屋(十五俵持扶持)等に之を置き、各其門を守らしむ(掌中大槪願)

ゴモンメギン 五匁銀 【名稱】江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に銀五匁の極印あるを以て名づく【性質】銀にて作る、縱一寸五分、橫七分强、貨率大凡百分中銀四十六分、銅五十四分、形狀は長方形なり【起原沿革】明治二年九月、新鑄して、丁銀小玉銀と共に行はしむ、鑄造の總額、千八百零六貫四百目なり、同年より安永元年までを鑄造の年限とす、此銀出來しより南鐐二朱銀、一分銀の銀貨を鑄造するに至る、同四年十二月令して金一分に五匁銀三箇、金一兩に十二箇と其價を定む(大日本貨幣史)

ゴモモゾノテンワウ 後桃園天皇 【名諱】御名は英仁(ヒデ)、幼稱は若宮【系譜】桃園天皇の第一皇子、御母は恭禮門院藤原富子、第百十八代の天皇【事蹟】寶曆八年七月二日御降誕、明和五年二月立て太子となり、七年十一月禪を受け翌年四月廿八日卽位、御年十四、在位九年、年號二、安永八年十月二十九日崩ず、御壽二十二、山城國京都市下京區今熊野町月輪陵に葬る(皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽)

コモリソウ 籠僧 喪屋にこもり居て佛事を修する僧侶を云ふ(喪儀類聚)、榮花物語に「御忌にこもりたる僧などおのがどちしのびて打笑ふべし」と云ひ、玉葉に、文治四年二月二十八日甲午、內府(藤原良通)葬送也(中略)籠僧名、權律師覺光、法橋性憲、已講公雅、阿闍梨伊覺、行家、昌圓」など見えたり、

コモリノジンジヤ 籠神社 【所在】丹後國與謝郡府中村大垣○籠大明神と云ふ、丹後の一宮なり、現今國幣中社に列す【祭神】天水分神【起原沿革】仁明天皇嘉祥二年二月從五位下を授け、陽成天皇元慶元年十二月從四位上に累進し、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、月次新嘗の幣帛に預り、白河天皇承曆四年六月御卜に籠神の祭事を穢せる祟あるを以て、社司に中祓を科せしむ、伏見天皇永仁元年に重て本社神田凡四十六町、朝幣田十一町あり、凡毎年四月中酉日祭を行ふ、之を葵祭と云ふ、世々海部直氏を以て神主とす、明治に至り國幣中社に列す(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

コモロジヤウ 小諸城 【所在】信濃國北佐久郡小諸町○又乙女が城ともいふ【起原沿革】天文二十二年武田信玄、山本晴幸及び馬場敵景に命じて是を築かしむ、是より先、應永の頃より小室氏此地を領し居塞を設く、文安享德の頃大井光照此地を兼領し、其子光忠小諸に居る、長享元年今の小諸本町に移る、永正大永の頃、村上義淸亦之に居り、天文十二年信玄之を陷れて改築す、小山田昌行等居城す、武田信豐城主たりし時、城代下曾根覺雲之を試し居城す、後守將の交迭少からず、天正十一年德川氏、松平康國を封じ居らしむ、文祿元年仙石秀久之を修め、慶長十九年まで在城、其子忠政に傳ふ、元和八年九月移封、駿河大納言忠長之を領し、寬永元年まで城代を置く、同年松平憲良封ぜられて城主となり、同十年收築し、正保四年八月卒す、此後番城城主交迭數々ありしが、元祿十五年十一月牧野康重一萬五千石に封ぜられ、入城してより世襲、康民に至り明治維新に際して廢城す(千曲の眞砂、明治政覽)

コヤ 助鋪(コヤ) 王朝時代京都の街路に建てたる小屋の建物をいふ、一に「ヒタキヤ」ともいふ、衞府の官人等、夜中巡行する時に用ふるものなり、宮衞令に、凡京路分レ街立レ鋪、衞府持レ時行レ夜」とありて、義解に鋪者捉街之舍也」といへり、また箋注和名抄に、云レ助者、本里民相佐助之義、譽名ニ衞士猿彈之屋レ也、里民佐助者、若ニ今坊間自身番屋ニ衞士巡邏者、若ニ今辻番所ー是也」と見えたり、

ゴヤウゼイテンワウ 後陽成天皇 【名諱】御名は周仁、初名和仁(カズ)【系譜】正親町天皇の孫、陽光院誠仁親王の第一王子、母新上東門院藤原晴子、內大臣晴右の女、第百七代の天皇【事蹟】元龜二年十二月十五日御降誕、天正十四年九月正親町天皇の御讓を受け二十五日卽位、御年十六、十六年四月十四日關白豐臣秀吉の請により、其聚樂邸に行幸あり、秀吉供奉し、文武百官諸將群臣皆扈從す、天皇蹕を留むる事累日、奉獻の饌、供億の盛、蓋し前古に踰ゆ、十五日秀吉、諸大名をして麾下に盟はしめ、また御料を內裏及び仙洞に奉る、十八日に至りて宮に還り給へり、文祿元年正月二十六日、再び豐臣秀次の聚樂邸に行幸す、享儀一に天正の例による、慶長九年德川家康供御料を獻じ、一萬石を以て額と爲す、天皇在位二十六年、改元するもの二、同十六年位を後水尾天皇に讓る、元和三年八月二十六日崩ず、御壽四十七、山城國紀伊郡深草村大字深草深草法華堂陵に葬る(野史、陵墓一覽)

(後陽成院花押)

コヤクギン 小役銀 江戸時代美濃國郡上郡にのみ行はれたる納稅の一、地方凡例錄に「小役銀は、高掛物にて美濃國郡上郡にのみ在り、始め私領の時小役金四拾兩三分永百五拾四文五分、七色役と名付て納たる由、其品は木綿、夫錢、京夫、江戸夫、牢木、鹽藥、堤銀の七色の役銀、高百石に限り百目宛取立來れり、其後增減あるも、役銀辻は古來の如く高割にて取立たり、當時御領と成ても、右の七色役を小役銀と稱し、高割にて納めぬ、仍て三役並に外高掛り物は免除とせり、右の趣は、古來地頭京都詰の時、知行所より薪を取りよせ、水夫を呼び遣ひ、江戸屋敷へも水夫を呼び、牢の木は、牢屋修覆の材木を出させ、鹽藥は配當米百姓役になして差出、堤銀は、川除等の入用地頭へ取立て、知行所堤川除の普請なし來れるを、何時頃よりか代金に積み立て、員數を定め、小役銀と唱へ小物成同樣高割にて取立來れり」、と見えたり、

コヤデラ 昆陽寺 【所在】攝津國河邊郡稻野村大字寺本○崑崙山と號す【宗旨】眞言宗古義派○本尊藥師佛、畿內四十九院の一【起原沿革】名所圖會に云ふ、天平五年僧行基開創、池を造り田を墾き、院家に施入し、鰥寡癩疾を救治す、攝津第一の名剎なりきと、弘仁三年勅して行基置く所の攝津國惸獨田一百五十町國司をして耕種せしめ、毎年獲る所の苗子は官に申して處分を待て後 之を用ひしむ、延喜式の制、國司と別當僧と共に檢校せしむ、天正中兵火に罹り、後ち造營して、本堂、開山堂、大日堂、觀音堂、主水堂、護摩堂等數宇存す、本堂の西北林中に開山塔あり、昆陽池は寺の北凡そ五町許を隔つ、行基の開鑿せしもの、周廻大約三十三町、俗に大池と云ふ、古歌に多く之を詠す○昆陽寺の鐘の事ば、今昔物語に見ゆるが、今のは寶曆中の改鑄にして、古銘を勒すと云ふ(攝津名所圖會、和漢三才圖會、名勝地誌)

ゴユウ 五雄 毛利元就、北條氏康、上杉輝虎、武田晴信、織田信長を云ふ、委しくは各條を見よ(和漢名數)

コユノコホリ 兒湯郡 【所在】日向國【起原】風土記に云、古老傳に、此地往昔火明尊生時、以ニ水浴一尊、故曰ニ見湯ー」と見えたり、景行天皇の十七年春三月始めて此地に至る【沿革】書紀子湯に作る、和名抄に三納、穗北、大垣(オホガキ)、三宅(ミヤケ)、覩於、韓家、平群(ヘグリ)、都野等の鄕あり、伊東氏觀蛾鄕の地頭職となり、私に郡於郡と稱す、然れども郡數には列せざりき、後世那珂財部鄕の地兒湯郡に入り、而して宮崎郡の地の大半を併す、明治五年肥後國球磨郡米良谷諸村を兒湯郡に屬す、以後變更なし(諸國郡鄕考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

コユヒ 小結 髻に烏帽子を結びつくる二筋の組糸を云ふ、色は定まらず、又紙捻にてもする事あり○一尺ばかりの緖二筋を髻にかけ、一結むすびて、其餘を烏帽子の中より外に引出し、まれきにかけて片わなに結び、わなは左へ、緖の端は右となすこと圖の如し、又長小結と云ふあり、足利將軍時代に行はれたり、貞丈雜記に小結は紙よりを筆のぢくの少しふときほどにしてかたくこしらへ白きれりぐりの糸にて卷き其の上に色々の色のねりぐりの糸にてあやをとりまきたる物也とあり(貞丈雜記)

古の烏帽子小結

小結の仕樣

長小結の烏帽子

コユミ 小弓 遊戯に用ふる弓を云ふ、貞丈